早稻田大學出版部

明治四十三年八月廿五日印刷
明治四十三年八月廿八日發行

早稻田大學編輯部編纂

發行者　荒川信賢
東京市小石川區音羽町四丁目十一番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

早稻田大學出版部

東京牛込區早稻田
發行所　早稻田大學出版部
振替東京一一二三番

日清印刷株式會社印刷

周易本筮指南跋

家君刀圭之暇、受易於中州先生、誦習不倦、沈潛反覆之久、遂得發明其學矣、所著、有左國易一家言、周易正解、易學辨名、易學階梯附言、周易本筮指南、圓箸筮法指南、大極圖畧說、酬酢神明圖說、潔靜集說、醫易本義等、若干卷矣、其左國易一家言、圓箸筮法指南、旣刻以公於世焉、頃書肆星文堂、復請刻此篇、乃使善校正、以授之、善竊以爲、此書也、其所論說、直原孔氏之舊、正筮法之錯誤、發占事之蘊奧、其有益於後學、實非小々、讀者、其勿以國字小著而忽焉、

文政乙酉五月

男　善誌倂書

もの鮮し、後進の君子、斯文を務めて、以て聖門の要道を玩味せんことを欲する而已、

周易本筮指南

大尾

して、聖學にあらず、何ぞ儒と謂べけんや、君子熟察せよ、原ぬるに夫れ、宋主賢明の德あつて、天奎文の象を垂れ、濂洛の學興り、聖道の淵源を推明し、性命の理を研究するものは、孟子より以後、宋の諸賢にまされるはなし、然るに程朱の學は、易經を本とする故に、易說に於ては、古來二賢にまされるはなし、此れ學問に根基あつて、儒門に冠たる所以なり、二賢の如きは、實に文質彬々たる君子と謂べし、他の文辭を事とする俗儒と、同日の論にあらず、況や今時淺學の徒の齒牙すべきものならんや、其天理窮理を皇張するものは、是れ時運の變に從て、敎を設るなり、故に靜座の如きは、程朱に始まるにあらざると、上文に徵するを以て知るべし、問曰、坎を以て靜に象るといへども、水に於ける、或は波だち、或は流る、純靜と謂ひがたし、又離を以て動に象るといへども、密室の燈は靜なり、純動と謂ひがたきに似たり、對曰、水は低に流れ、風に波たつ、皆外物に由て然り、本性にあらず、止水風なき時は、外靜定にして內徹澄、萬象をうつすべし、此れ水の本性なり、又火は密室の燈に於ては、靜なりといへども、其突光必ず動搖し、內陰暗にして、外物を照す、此火の本性なり、尙日月の神象、仁知の妙理も、亦復此の如し、故に知る、坎離は天地の妙文、道義の深理たることを、此象理を熟思すれば、書言を假らずして、無盡の妙旨あり、且夫れ易の字は、日月を重ぬるなり、日月は陰陽の精にして、其德神明、皆坎離の象に具はる、故に易經は天地の道を明にし、又筮は神明の德に通ずるの道、靜座は神を敬する道、(左傳曰、敬在養神) 窮理は占をなすの道なり、故に知る、主靜は學問の根基のみにあらず、又卜筮の緊要なることを、尙靜座の義廣しといへども、言繁なれば此に略す、余別に成書あり、然れども此條にて、其要を知るべし、夫れ人は三才鼎立と稱して、萬物の靈たる身として、俗儒の詞章、庸人の醜行に傚ふて、徒に外物を逐ふて、其大本を失ひ、生涯を終るは、實に夢中の夢にして、歎ずべきことなり、人の嗜欲は一世にして、聖敎の深恩は、身後に及ぶなれば、尙くは聖易の本旨に達し、性情の理を明らめ、游氣の原に通じて、彼庸俗の域を免れ、獨知の道を樂むは、何の幸かこれに如んや、凡そ天地間億兆の人、算數の測り知るべからずといへども、聖學の妙旨を窺ふて、獨知の見ある

にして柔、內陽にして剛、故に水は內澄朗にして、外潤順、是を仁の氣象と云ふ、仁はうるほひ、につとりとして、ほつこりとしたるの貌あり、此所を古人、渾是一團和氣と云へり、史記に反聽之謂聰、內視之謂明、自勝之謂彊と、皆是れ坎の象にして、靜座の義なり、故に古人曰、いかほど博學達識の人といへども、靜座存養せざれば、氣質を變化することは、ならぬものなりと謂へり、靜座して、性情の理を洞視するときは、一團の和氣ありて、君子の德を成す、中庸に尊德性而道問學とは、是なり、此れ則ち坎は、天一水を生ずるの象にして、道の本、生の原、仁の理なることを知べし、又讀書窮理は、知に屬す、易に於ては、離の象なり、蓋し、離は本、乾の至動の中爻に、坤の一陰來て、主となる、此れ至動の中に、文美を含み、照明たるの象なり、又離を火とす、火は外陽にして內陰、其形三角にして、內昏暗外明照、此を知の氣象とす、故に、知はかはきてかどあり、動きてすさまじき貌ありて、和氣なく靜ならず、是を以て、外陽なる故に、事物の理を照すといへども、內陰なる故に、己を省察して、德性を存養すること能はず、故に英才異器と稱し、詞藻文辭に名高き者も、聖學の道に昧くして、名辱かしめられ、身を亡すこと少からず、此れ唯知を務めて、仁に薄き故なり、且夫れ靜座せざれば、心が妄動して、歸る家のなきやうなるものなり、讀書窮理は、方々とかけあるく如し、靜座は家に歸へり休み居るが如し、然る故に、讀書靜座は、車の兩輪の如し、偏廢すれば異端なり、古人、半日靜座半日讀書の法を設るものは、信に故あり、讀書を疎にし、靜座のみをよしとするは、禪徒の事にして、聖學にあらず、唯主靜存養を本として、又讀書窮理を務むべし、夫れ坎離は、日月水火仁知と對して、畫卦の妙象に具はる、卦は天地の文章乾坤の精理、四聖微妙の神道百世不朽の聖敎、此にまさるものあらんや、故に聖學の徒、易理に違へば、天理に違ふ、易は則、天地の道なればなり、故に文言曰、大人者與天地合其德、與日月合其明と、是なり、然るに、文辭詞章に耽るの士は、聖學の本旨に通ぜず、尚且大傳を僞作ならんと疑ひ、後世の惑を啓くものは、實に聖學の賊とや云ふべき、此れ主靜を捨て、知力を事とし、其學術根本の務なき故なり、夫れかくの如きものは、天理の妙象に契せざるの偏學に

履の卦に於て、悉く備るなり、問曰吾子靜座の功、大なることを稱す、然るに靜座は禪學より傳て、宋儒より始り、儒の本旨に非ずと云ふ者あり、如何、對曰、靜座は、文言に所謂、閑邪存其誠の道なり、又分て言ば、靜座澄心は、敬以直内の謂なり、讀書窮理は、義以方外の謂なり、靜座の名、宋儒に始るといへども、其旨は聖經に本く、其辭異なるを以て、其意を察せず、妄に禪儒又は香花の氣ありとて、靜座の說を破する者は、無稽の言なり、中庸の未發已發大本達道の說も靜座錬習の功、熟せざれば、確實に心に得、身に行ふこと能はず、且夫れ大學知止の章は靜座を云はざれども、功夫漸進の階級、其辭簡約にして、其意深遠なり、老佛の說といへども、豈此に勝る者あらんや、又存養省察の語は、靜座の意用を言なり、存養は、存其誠なり、省察は閑邪なり、又繫辭の成性は、存養なり、存々は省察なり、洗心は省察なり、退藏於密は、存養なり、此れ語は異れども、其主靜を謂へることは、聖經と旨趣異ならず、又易に、无思也无爲也寂然不動と、禮に其緣由を示して、人生而靜天之性也と謂へり、又易に、感而通天下之故、禮に其情狀を釋して、

感於物而動情之欲也と謂へり、學者點檢して、其理を思索すべし、想ふに禮記は、易の語を襲蹈して、一機軸を爲す、古人の文章に於て、換骨奪胎の妙を見つべし、所謂寂然不動なるものは、是れ天の性にして、中庸に所謂未發なり、感通は已發なり、故に知る、主靜は未發にして、本なり、已發は末なることを、是故に、大本達道を以て釋せり、夫れ物本末を知て、用を成せり、假令萬卷の書を理會し、識古今の事を暗記すとも、大本を知ず、未發主靜の心地に、洞達せざれば、徒に昔物語を評する如く、無用の糟粕のみ、唯其言敎の末を用て、其本を知ざる者は、聖經賢傳も、臆見を以て考へ、吾が好む所に阿り、其書の本意は外に成つて、吾が言敎となる、愼むべし、後世の學は、人の爲にす、己が爲にせず、徒に末を逐て、名利に走る、故に書を說といへども、一心の靜なるを識得せざるを以て聖學の本旨に違ふなり、仁者は山を樂む、仁者靜なりと、此れ靜は、聖學の根本たることを、察すべきなり、今易に於て言へば、靜は坎の象なり、坎は本、坤の至靜の中爻に、乾の一陽來て、主となる、此れ至靜中に、天理を存養し藏るの象なり、又坎を水とす、水は外陰

るときは、親ありて其道治る、然れども、和に過て禮なきときは、其和却つて傷る、故に、聖人禮を以て之を教ゆ、禮は和を傷らざる爲なり、故に禮の體は嚴にして、其用は和なり、禮の體嚴なること、人之を知る、故に禮之用和爲貴と云て、禮の體を略す、是れ省略文法なり、夫れ禮の義、易を以て言へば、履の卦なり、序卦に、履禮也と、是なり、蓋し、履は外乾嚴にして、內兌說の象、外は體にして、內は用なり、然れば、禮の體は嚴にして、禮の用は和あるの象なり、子張問、十世可知也、子曰、殷因於夏禮、所損益可知也、周因於殷禮、所損益可知也、云云、此禮は、制度法式の日用に行ふ所を云へるなり、履の卦は、ふみ行ふの卦なり、此れ則、禮の意に當るなり、邦君樹塞門、管氏亦樹塞門、邦君爲兩君之好有反坫、管氏亦有反坫、云云、此禮は、貴賤の差別あることを云なり、履の卦は、乾天高く上に位し、兌澤卑く下に位す、天より高はなく、澤より低はなし、是れ上下分定り、位階等を犯さざるの義にして、履卦の象なり、此れ禮位なる者を示して、管氏が僭上の非なることを述たまふなり、顏淵問仁、子曰、克己復禮爲仁、一日克己復禮、天下歸仁焉、爲仁由己、由人乎、顏淵曰、請問其目、子曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿動、云云、此禮は、道を行ふを禮と云へり、夫れ心に道を得るを仁と云ふ、何となれば則ち仁は心の德にして、博く物を愛する者なれば、道を心に得るを、夫子は仁と曰へり、五常の中の仁たるに非ず、又禮は形に見るゝもの故に、道を身に行ふを禮と云ふ、五常の禮を云ふには非ず、（但五常は、後世配當の說にして、論語の意に非ず、夫子は大道のことを云へり）、故に道の體を仁と云ひ、其用を禮と云へり、履の卦乾は天にして、天理は道なり、兌は說なり、履は道を踐行ふの象あり、心に道を說で、履行ふを禮と云ふなり、子入大廟、毎事問、或曰、孰謂鄹人之子知禮乎、入大廟、毎事問、子聞之曰、是禮也、或人の言は、制度法式の禮を云ふ、夫子言ふ所の禮は、是に異なり、我が知といへども、知ざるが如くに、毎事問て、貴者の命を受るを禮と云ふなり、履の卦は、乾を貴人とし、兌を賤者とし、又口とす、此れ貴人上に立ち、賤者下に坐して、口を以て毎事問の象あり、禮は敬を主とす、履の卦は、內說び外敬するの象、其乾を敬とし、兌を說とす、是れ禮の象なり、此外更に禮の義なし、以上の義、

在ては日月とし、地に在ては水火とし、書に於ては易經とし、人に在ては心腎とし、六根に在ては見聞とし、道に在ては仁知とし、德に在ては誠明とし、其理萬物の幹となり、根となるより、大極と云ひ、其理宇宙に充滿して、萬物の主宰たるより、帝と云ひ、庶物皆之を受るよりして、命と云ひ、有形の物に具りたるより、性と云ひ、其純粹にして、毫も私なきより、之を善と云ひ、其事物の準則たるより、則と云ひ（詩曰有レ物有レ則）、其大中至正にして、毫も過不及なきより、之を中と云ひ、其少しも人僞を雜へざるより、眞と云ひ、其妙にして不測なるより、之を神と云ひ、其理の至極なるより、之を至善と云ひ、其天地に充塞して、少しも缺隙なきより、之を大氣と云ひ（又曰一元氣浩然之氣）、其氣動靜ありて、晝夜寒暑を成して品物を化生するより、之を陰陽と云ふ、皆是れ其指す所に由て、辭異なりと雖ども、其實は坎離の象に出でず、詳に推原すれば、其坎離は乾坤より生じ、乾坤は大極より分る、然るに萬物有生の始より、皆三性圓成して、物々箇々に大極あり、乾坤あり、坎離あり、然るに、此は大極、此は坎離と、別々に指示すには非ず、其先後次第は、唯卦象に由て理を窮め、物を推して默識するにあり、且夫れ大極を擧ぐれば、心性其中に在り、大極の眞性は、固より無聲無臭にして、火に焦れず、水に潤はず、形氣に附きて離れずと雖ども、形氣と異にして、視とも見ず、聽ども聞えず、而も形氣に附ながら、形氣の主と成りて、形氣に縛せられぬ者を、性と云ふ、性は即大極の別稱なり、然るに、其性と指すに、大極物品氣質の三あり、又心に王心宰心思知心の三あり（審象）是を統れば一に歸す、歸一の所は、即大極にして、佛說の如來藏性なる者なり、但聞識を以て情量しては、自得し難し、學者淸坐熟慮して、始て得べし、此理を心に修煉了徹して、廣く經傳に及すときは、日を累ね月を積で論ずとも、盡すべきに非ず、故に此に、其大略を擧て、同志に告ぐ、尙原圖の圖說に於て、其理を述ん、

○問曰、道を心に得るを仁と云ひ、道を知を知と云ふの說、已に敎を受く、其道を身に行ふ、是を禮と云の說如何、對曰、論語に禮の事を言へるを擧て、其義を告ん、有子曰、禮之用和爲レ貴、先王道、斯爲レ美、小大由レ之、云云、凡そ君臣父子夫婦兄弟朋友の間に於て、和あ

す、仁は誠の徳にして、物を潤すの謂なり、又乾の一陽、坤の中畫に交て、坎となる、故に仁は天地の道にして、又中道至誠の徳を、心に得る名なり、蓋し、坎を心とし、得とす、此れ道を心に得るを、仁とするの象なり、故に成己仁也と、是なり、知は事物の理に通じて、天下の故を明にするの謂なり、是れ火の物を照し明にするの謂にして、卦に於ては☲離の象なり、離を明とし、照すとし、知とす、是れ坤の一陰、乾の中畫に交て離となる、知も亦、中道至明至公の徳あり、蓋し、離を心とし知とす、故に心に道を知るを知と云ふ、其知物に及んで、事物の理に明なるを、知と云へり、故に成物知也と、是なり、其徳に由て神明と云ひ、其道に於て仁知と云ふ、皆心の徳なり、坎を思とし、離を知とす、抑心性本空なりといへども、其性空の中より發顯し、出るに思知の用あり、思知を統て、心と名つく、心に坎離の二あるに非れども、思知交錯して、萬般の作用あり、故に心萬境に隨つて轉ずと云へり、其本を推せば、☵思☲知の二に歸す、思知の原を觀察すれば、性の大本に歸す、故に思知なきを性と云ふ、思知あるを心と云ふ、故に性は絶待の善にして、天眞自然に五常の徳を固有して、至大至公なる者なり、其性物に對して、節に中る、此を本心と云ひ、又は明徳、又は達道と云ふ、物欲情量に蔽れて、其徳性に背く、此を妄心と云ひ、又は人心と云ふ、故に心には善惡の二途あり、唯聖人は性に達して、心を使ふ、故に性徳常に發見して、行中正に協ふ、庸人は性を知らず、心を主とす、故に心物欲に蔽れて、中道に悖る、故に知る、心は善惡の主にして、其善惡は、本思知の正不正より起ることを、唯聖人は至誠にして、其心坎離の中爻に協ひ、行中正に合す、此を正見と云ふ、庸人は其心誠ならず、震巽艮兌の偏體に有て、起滅好惡の邪思あり、且夫れ水火は陰陽の精にして、水は萬物を生ずるの本、故に仁に生の理あり、火は物を照し明にするの謂故に、知の理あり、且夫れ父の精母の胎内に託して、人身の原となる、父の精は水なり、母の胎、溫煖の火氣、之を養ふて身體を成なり、草木の果實皆水にして、日光の火を以て、此を照すときは、遂に大木と成る、故に天地の廣大なる、雨を以て照して、萬物を生育す、此れ水火は天地の妙用にして、道の本原たるを見べし、其☵坎☲離の象たる、分て之を言へば、天に

離の象、外實して内虚圓なるの形あり、其色赤く、其味苦し、皆火に取ばなり、問曰、肝の臟は如何、對曰、肝は木に配して、震に取る、震を木とす、☳卦を竪にして見れば、左一陽あつて、三の數あり、右二陰あつて四の數あり、左三葉右四葉、是れ肝の象也、問曰、巽を肝とせざるは如何、對曰、震は東方にして正位也、巽は東南にして偶位也、正位の木を取て肝に象り、偶位を以せず、又青色酸味も、木に配する也、問曰、脾の臟は如何、對曰、脾は土に屬して、坤の象に取る、又坤は外實内虚、嚢の象とす、是脾の形なり、問曰、艮を脾とせざるは如何、對曰、坤艮皆隅位なりといへども、坤は地にして、艮は山なり、坤は隅位にありといへども、中央の位なり、故に坤を取て、艮を取らず、又黄色甘味も、土に配するなり、問曰、腎の臟は如何、對曰、腎は水に屬す、坎を水とす、☵卦を竪にして見れば、一陽は背骨にして、二陰左右に附く、右腎左腎となつて、脊骨を挾む、是れ腎の形なり、黑色鹹味も、腎に配するなり、問曰、五臟を卦に配するの象理、已に聞ことを得、五臟置位の理如何、對曰、肺は五臟の上に在て、華蓋の如く覆ふて天となる、乾天の象なり、（乾は隅位なれども、理を以て云ふときは乾に取る、象數を言ふときは、兌に取る、是象を取るの活用なり）、離を火とす、又心とす、是れ日天の下に在の象なり、次は肝とす、肝を木とす、木は坤地に由て、水に養はれ、上に向ふ、次に脾とす、脾は坤地に取る、地は天より受て萬物を生育す、五味口より肺を通りて、脾土に受けて五臟を養ひ、身體を育す、故に中央にあり、是れ肺は乾天とし、脾は坤地とすればなり、腎は水にして陷り下の性なり、故に五臟の最下に位す、地中水あるの象なり、且骨を金とし、石とす、腎是に依る、是れ金生水の理なり、

○問曰、象に由て道を説こと如何、對曰、仁は人也、其字たる右旁の二畫は、天地に象る、此れ人道天地の化育を賛け、天地の道を輔相し、三才鼎立するを仁と云へり、細に云へば、道を心に得る、之を仁と謂ひ、仁の物に及ぶ、之を知と云ふ、仁を身に行ふ、之を禮と云ふ、此三のものを、心に得身に行ふて、君子の器を成し、事業に發して、光輝ありて、稱譽すべきを德と云ふ、故に仁知は聖人の德にして、性中に固有する者なり、中庸に成己仁也、成物知也性之德也と、是なり、卦に於ては、仁は☵坎の象なり、坎を誠とし、潤ふと

地は陰に屬す、然れども、地中常に火あり、是れ天の純陽雨となり、地の純陰火となり、迭に其用をなせり、猶天地の象、玄妙の理ありといへども、造化の機をもらす畏あれば略す、且說といへども、其人に非れば理會し難く、又書を以ては、委曲に示し難きを以て、師家是を密象と云ふ、

○或人問曰、外邪の人に中る、何の象にして何の理ぞ、對曰、無病の人は氣血順行し、陰陽調和す、卦に於ては、☷☰泰の象なり、然るに、☰乾を肺とし、☷坤を胃とす、肺は皮毛を主り、胃は氣血を滋養す、外邪皮毛を犯し、乾にては☴巽となり、坤にては☳震となる、巽を風とし、震を上とす、是に於て、惡風(巽)頭痛(震)等の症を見はす、此れ肺胃の屬を犯すの象なり、又巽風進で☲離の熱となり、震上進で☵坎の寒となり、是に於て、發熱(離)、惡寒(坎)、又は妄語(離)、身痛(坎)等の症を見はす、又進で☱兌となり、☶艮となる、此熱肺部を蒸して、咳嗽又は口乾、下胃部を蒸して、胃實又は不大便等の症を見はすなり、陰陽共に此次第なり、唯元氣壯實の人、邪に感ずるときは、陽症となり、虛弱の人邪に感ずるときは、陰症となるなり、

又內傷の理は、泰の無病より一たび犯して、☳☴肝膽の氣、欝閉するより生ず、肝膽は震巽に屬す、進で☵☲寒熱を生じ、心腎の二臟を犯す(坎を腎とし、離を心とす)、進で☶☱脾肺の二臟を犯す(艮を脾とし、兌を肺とす)、此れ外內の生卦、同じといへども、取象の理異なり、其卦象に取れば此の如し、素問はもと、易象窮理の道に由て、作れる者なり、故に易を知らざれば、醫たるべからずとは、此謂なり、

○問曰、素問の五臟の理、又其形を論ずること、易象を以て示せ、對曰、肺を兌の象とす、今兌の象數を云ふは、一陰上に在りて聳ち別る、二の數なり、二陽下に垂れて、六の數なり、然るに、陰は小く、陽は大なる故に、二耳は短く、六葉は長き、是れ肺の象數なり、又曰、肺は金にして、兌は金なるが故に、兌を肺に配するはよしといへども、乾も金とす、肺に配せざるは如何、對曰、兌は西方にして、正位なり、乾は西北にして、隅位なり、正位の金を取て、肺に象り、隅位を以せず、又色の白き、味の辛きも、金に配するなり、問曰、心の臟は如何、對曰、心は火に配して、離に取るなり、

る者に非ず、既に象を知らざれば、四聖の取象、得て窺ふべけんや、況んや占事に於てをや、此れ易は、象を以て要とする所以なり、此說は師傳の密象たりといへども、先儒象理に通ぜざるを以て、止ことを得ず同志に示す、讀者輕忽にすること勿れ、

○或人問、天地の象理は如何、對曰、天は純陽、地は純陰、天は純氣、地は純質、天は氣のみ、常に動て形あることなし、地は形のみ、常に靜にして氣あることなし、天に有る所の象は、皆地なり、地に有る所の氣は、皆天なり、是れ天地交りて、萬物を生ずる所以なり、譬ば火鉢の炭の如し、炭の形は地にして、火氣は天なり、天地は乾坤に象る、然れども用なし、次に雷風生ず、雷風は氣のみ、形なし、次に水火生じ、次に山澤生ず、山澤は質のみにして氣なし、唯水火は、氣と形とを具ふ、此れ水火は、萬物に妙なる所以なり、

○雷風は天にあるの陰陽にして、氣のみなり、震は陽畫を主とす、天にあるの陽なり、巽は陰畫を主とす、天にあるの陰なり、故に雷は陽に屬し、風は陰に屬す、山澤は地にあるの陰陽にして、形なり、艮は陽畫を主とす、地にあるの陽なり、兌は陰畫を主とす、地にあるの陰なり、故に山は陽に屬し、澤は陰に屬す、水火は形氣を兼て、天地の用をなせり、乾畫坤卦の中畫に交りて、火となる、形氣の二全し、故に火は、燃るときは形あり、氣もあり、消るときは、共になし、水は器に隨て形をなし、常形なし、但火は忽ちに生じ、忽ちに消す、是れ陽物なればなり、水は忽ち生消すること能はず、是れ陰にして形ち勝なり、天地萬物動くものは、皆雷風の二氣に屬す、日月も之に由て動き、人物草木も之に由て發生す、雷風より水火生じ、水火より山澤生ず、雷は天の陽氣坤に交り、初畫上りて坎となり、又上て艮となる、故に水山共に震より生ず、風は地の陰氣乾に交り、初畫上りて離となり、又上りて兌となる、故に火澤共に巽より生ず、乾坤より震巽を生ずることは、乾卦に坤の初畫交りて巽の長女生じ、坤卦に乾の初畫交りて、震の長男となる、易に乾道成男、坤道成女とは是なり、

○問曰、陰卦は離に火の象あり、陽卦は坎に水の象あり、此理如何、對曰、是れ交りて、互に用をなせり、所謂交易なり、河圖にも、天一生水、地二生火の理あり、夫れ天は陽に屬す、然れども、雨ふること常なり、

似たり、蓋し、離は二剛畫ありといへども、一陰を以て主とす、坤の三陰に比すれば、最も微弱なり、故に牛に取る、離の彖に、牝牛と云ふ、已に牛にして、又牝を云ふ、坤馬の柔順より、又至柔なることと知べし、又乾を牛とするは、觝觸に取る、即小人の剛猛に比するなり、説卦に坤を牛とするは、其性の柔順に取なり、

或人問、健を馬とし、順を牛とするが如きは、理ありと云べし、馬の德順とし、牛の德柔と云が如きに至ては、混ずるに似たり、如何、對曰、馬の性健、牛の性順の如き、固より論なし、然るに其德の如きは、共に柔順なり、健にして順の德なくんば、馬養はるべからず、即虎狼の如くしからん、牛の性順といへども、彼豈犬羊の如く、微弱ならんや、其才力に至ては、馬よりも勝る所あり、性健なりといへども、順の德を以て乘ことを得べし、才力大なりといへども、順性を以て服すべし、故に知る、馬牛共に健順の德あることを、

○爻に乾を龍とし、艮を龍とす、説卦に震を龍とす、蓋し、爻に乾を龍とするは、其德に取る、艮を龍とするは、其形象に取る、説卦に震を龍とするは、其性に取る、爻に乾を龍に取は、君子出入、進退龍の變化自在に比す、艮の龍は、戰ふものは形を以するに取る、説卦は其性を云ふ、

○彖に巽を豚とし、爻に巽を羸豕とし、乾を豶豕とし、坎を豕とす、蓋し、彖に巽を豚とするは、柔弱にして人に養はるゝに取る、爻に巽を羸豕とするは、巽の一陰微弱なるに取り、乾を豶豕とするは、剛にして强なるに取る、坎を豕とするは、其形象と、內狠り外汚濊なるに取る、説卦亦然り、中孚の彖に豚を云は、一陰微弱に取て、無知に譬ふ、姤の爻に羸豕を云ふは、巽の一陰微弱に取て、小人に譬ふ、大畜の爻に豶豕を云ふは、乾の剛强に取て、小人の觸犯に譬ふ、睽の爻に豕を云は、坎の內狠り外汚濊なるに取て、睽情强うして、人を怪み惡むに譬ふ、説卦に坎を豕とするは、其性と形を云ふ、以上三聖象、異なると云へども、其意に至ては一なり、各其未發の所に就て、象を發するのみ、唯相發することと先後あり、三聖地をかへば、皆然らん、先儒往々、彖爻説卦と、其象異なるを、疑ふ者少からず、若し夫れ、象の原理を了徹するときは、義文周孔の未だ云ひたまはざる者と云へども、皆推すべし、唯彖爻説卦に由て、疑をなす者は、易象を知

象なり、故に少女とするなり、

爲レ金、爲レ肺、

以上乾と同じ、

爲レ口、

口は飲食の通ずる所也、人の說ぶは飲食より大なるはなし、兌は說ぶなり、又兌は一陰上にあり、二陽の上虚にして、口の形象あり、故に口とす、

爲レ辛、爲レ白、爲二四九數一、爲二庚辛一、

以上乾と同じ、

爲レ酉、爲二西方一、

兌の方位に取る、

爲レ秋、

乾と同じ、

以上八卦象理の大略を記す、猶六十四卦象意の如きは、先生易學階梯の作あり、已に梓に刻して、同志に告ぐ、此條と併せ考て、其象の理に通ずべし、原ぬるに夫れ、先儒四聖の取象、異なるを疑て通ずべからずとす、今其象理を推して、其要を解す、彖には坤を馬とし、爻は震坎乾を馬とし、說卦は乾を馬とす、蓋し、坤を馬とするは、馬の德、柔順なるに取る、震を馬とするは、馬の能く動き行くに取る、坎を馬とするは、馬の形象と、又內健にして、外順なるとに取る、乾を馬とするは、馬の性健なるに取る、周孔共に同じ、按ずるに、彖に坤を馬とすることは、君子の柔順なる德に比す、爻に震を馬とするは、專ら馬の能を使ふに取る、故に乘レ馬と云は、震に限れり、坎を馬とするは、唯其物を云のみ、德能性等に與らず、喪レ馬馬壯と云が如きもの、是なり、乾を馬とするは、專ら馬の性に取る、良馬逐の如き、健行を取ること知べし、說卦は統て物の性を言ふ、

○彖には、離を牛とし、爻にも、離を牛とし、乾を牛とす、說卦には、坤を牛とす、按ずるに、彖に離を牛とするは、君子の德の至柔なるに比す、然るに、彖に馬牛共に、柔に取る別なきが如し、夫れ坤は柔順の卦たりと云へども、三偶相依る、猶大なる所あり、乾の剛健に對して、柔順を稱す、故に牝馬とす、離は一偶二奇、坤の純柔に對すれば、二剛畫ありて、至柔と云難きに

爲レ土、ト
山より轉ず、山の體は土なり、
爲レ胃、ト
艮を土とす、胃は土に屬す、
爲レ手、ト
手は物を止るを以て用とす、艮は止なり、又人身の上に在て、動く者は手なり、艮は一陽二陰の上にあり、動くこと上にあり、上に在て動くものは手なり、又艮は手の形象あり、故に艮を手とす、
爲レ鼻、ト
鼻は香臭を止ることを主とす、艮は止なり、又艮に鼻の形象あり、故に艮を鼻とす、
爲レ胸、ト
胸は外剛にして内柔、艮の形象に取る、
爲レ腰、ト
腰は身に於て、足の上に位す、艮は二陰の足の上に、一陽の腰止るの形象あり、
爲レ甘、ト爲レ黃、ト爲二五十數一、ト爲二戊己一、ト
以上坤と同じ、
爲二丑寅一、爲二東北方一、ト
共に艮の方位に取る、
爲二土用一、ト
坤と同じ、

○☱兌ハ說エツ也ナリ、爲レ澤、ト
澤は水の聚る所なり、水流るときは、澤をなさず、其下流を塞げば、必ず止るなり、坎を流水とす、兌は坎水の流を塞ぎたるの象なり、又二陽を平地とし、一陰凹にして上にあり、澤の形象あり、又澤は萬物の說ぶ所なり、其澤は水の止て成れるもの、水止れば物潤ふ、潤へば草木魚鼈の成長する所以なり、說卦に、說二萬物一者莫レ說二乎澤一と、是故に兌を澤とするなり、
爲二少女一、ト
兌は坤の一畫を、終畫に得たり、三たび女子を得るの

爲中女、
離は坤の一畫を中畫に得たり、再び女子を生ずるの象なり、故に中女とす、

爲心、
心の體は、寂然不動なり、離は中一陰を主とす、陰は至靜心の象、又心臟は、火に屬す、離を火とす、又離は中虛心臟の形あり、故に心とす、

爲目、
目は物象をうつしつくものなり、離は麗なり、又目は、外白睛、內黑暗あり、離は外陽にして白く、內陰にして黑し、目の形象なり、又目は、五色を辨ずるの德ありといへども、記得すること、耳聞の如きことは得ず、離は一陰を主とす、陰は本と柔虛なり、故に物の爲に奪はれて、記得すること難きなり、故に離を目とす、

爲苦、
火の味は苦に取る、

爲赤、
火の色に取る、

爲二七數、
河圖南方の火數に取る、

爲丙丁、
火に取る、

爲南方、
離の方位に取る、

爲夏、
夏は火の旺ずるに取る、

○☶艮止也、爲山、
山は高く地上に止るものなり、艮は止なり、又一陽の山、二陰の地上に止るの象あり、故に山とす、

爲少男、
艮は乾の一畫を、終畫に得たり、三たび男子を生ずるの象あり、故に少男とす、

耳の形は、内に穴ありて外に輪あり、坎を穴とし輪とす、又一陽の神、二陰の穴中に藏れて、聞を主る象あり、又坎を曳とす、耳よく諸の音聲を曳く者也、故に耳とす、

爲レ鹹、

水の味は鹹に取る、

爲レ黑、

水の色は黑に取る、

爲二一六數一、

河圖北方の水數に取る、

爲二壬癸一、

水に取る、

爲二北方一、

坎の方位に取る、

爲レ冬、

冬は水氣の旺するに取る、

○☲離麗也、爲レ明、

明は火日の光、曜なり、直に明を以て日を云ふものなり、豊の彖傳に、明以て動く、說卦に、離也者明也と云へり、

爲レ火、

火の性は、炎上する者なり、離は一陰の火、二陽の空中に上るの象、又火は能く物につく故に、上は空につき、下は薪につく、離は麗なり、又火は外陽なる故に、能く物を照し、內陰なる故に、火の中を見徹すべからず、離の象なり、故に火とす、

爲レ日、

坎の月に對す、日は大陽の精なりといへども、地二の火の、天に上り麗るなり、離は一陰の火、二陽の天中に麗る象なり、故に日とす、

爲レ電、

火より轉ず、噬嗑の彖傳に、雷電合て而して章なりと云へり、

爲股、

股は動止共に足に從ふ者なり、巽を順とす、又股は兩に分れて、身の下に垂る、此卦二陽の身の下に、一陰分れて垂たるの形あり、故に股とす、

爲酸、爲青、爲三八數、爲甲乙、爲辰巳方、爲東南、爲春、

上條と同、

○☵坎陷也、爲險、

陷險の義、上條に見ゆ、

爲水、

水の性は、陷下する者なり、坎は陷なり、又水は地を流れ行くものなり、坎は一陽の水、二陰の地間に流行する形象あり、又水は內陽なる故に、其中見徹すべく、外陰なる故に、よく物を濡す、坎は即其象たり、故に水とす、然るに水は陰にして、陽畫を以て主とすることは何ぞや、蓋し、水の大體を云ば陰なりといへども、水に於て論ずれば、又陰陽の別あり、流水は陽にして、止水は陰なり、兌澤は止水なる故に、陰畫を以て主とす、坎は流水なる故に、陽畫を以て主とす、又坎を泉とす、泉は水の湧出するなり、水より轉ず、蒙の大象に、山下出る泉と是なり、雲とし雨とするも、皆水より轉ず、

爲月、

月は水精なる故に、坎に取る、又月は內玲瓏として清し、坎の中陽畫を主とするに取るなり、

爲雲爲雨、

屯の彖傳に、雷雨之動大象に雲雷と云ふ、雲雨を坎に取る、

爲中男、

坎は乾の一畫を、中畫に得たり、再男子を生ずるの象あり、故に中男とす、

爲腎、

坎を水とす、腎は水に屬す、

爲耳、

爲ㇾ肝、ト
肝は木に屬するに取る、
爲ㇾ足、ト
足は身を運動せしむる所以の者なり、下に在て動く者にして、震は動なり、又一陽二陰の下に動くの象なり、故に足とす、
爲ㇾ酸、スシト
木の味に取る、
爲ㇾ青、ト
木の色は青に取る、
爲㆓三八數㆒、ト
河圖東方の木數に取る、
爲㆓甲乙㆒、ト
木に取る、
爲㆓東方㆒、
震の方位に取る、
爲ㇾ春、ト
春は木氣の旺に取る、
○☴巽遜也、爲ㇾ風、ト
風は陰氣にして、天を行く者なり、此卦一陰を風とし、二陽を天とす、風の天を行の象なり、又風はよく物の隙に入なり、巽は入なり、故に風とす、
爲㆓長女㆒、ト
巽は坤の一畫を初に得たり、初て女子を生ずるの象なり、故に長女とす、
爲ㇾ木、ト
木の性たる、下土に入り、上空に伸ぶ、一陰を地として、二陽を空とす、又一陰は根にして、二陽は幹枝なり、二陽は上り、一陰は下る、上下に伸るの義あり、又木根よく剛に入るものなり、巽を入とし、上下に伸ぶるとす、故に木とす、
爲ㇾ肝、カント
木に屬するに取る、

爲脾、

脾は土に屬するに取る、

爲腹、

腹は形方にして、柔虚なり、首の下に位す、坤を方とす、又柔虚の理あり、身の中央に有て飲食を容る、故に腹の象に取る、

爲肉、

肉は陰に屬して、柔輭なるに取る、

爲方、

地の理體に取る、

爲甘、

土の味は甘に取る、

爲黄、

土の色は黄に取る、

爲五十數、

河圖の土數に取る、

爲戊己、

土に取る、

爲未申、爲西南、

以上坤の方位に取る、

爲土用、

土氣の旺に取る、

○☳震動也、爲雷、

雷は陽氣地の陰に閉られて、激發して、奮ふものなり、此卦、一陽二陰の地に閉られて、激發するの象なり、故に雷とす、

爲長男、

震は乾の畫を初に得たり、初て男子を生するの象あり、故に長男とす、

爲木、

震は一陽二陰の下より發出し、又一陽幹となり、二陰の枝葉上に附くの象あり、故に木とす、

爲圜、
陽の理體に取る、
爲辛、
金の味は辛に取る、
爲白、
金の色は白に取る、
爲四九數、
河圖西方の金數に取る、
爲庚辛、
金に取る、
爲戌亥、爲西北方、
以上乾の方位に取る、
爲秋、
秋は金氣の旺するに取る、
○☷坤順也、爲地、

地は純陰、形は陰に屬す、其體は方にして、其用は順靜なり、坤は順なり、純陰なり、地の形は方體にして、能靜なるの象なり、故に大象に、地勢坤と云へり、又地は斷々として高低あり、此卦六斷にして、高低あるの象形あり、故に地とす、
爲母、
坤は地也、母は地の如し、故に母とす、易に坤作成物と是也、
爲妻、
陰は女なり、坤は陰卦なり、故に文言に妻道也と云ふ、
爲臣、
臣は地に配す、坤は地也、文言に臣道也と、是なり、
爲柔、
坤は陰なり、陰體は柔に取る、
爲土、
坤を地とす、故に土とす、

の象に、艮其背と云ふ、初六に、艮其趾と云ふ、六二に、艮其腓と云が如き、皆止に訓ずるなり、兌の初九に、和兌と云ひ、九二に、孚兌と云ひ、六三に、來兌と云が如き、皆說に訓ず、知べし、乾健坤順等、其義一なることを、震動坎陷は、直に經に說ずと云へども、其義自顯著なり、凡そ卦は、主畫を以て、義をなす者なり、震坎艮は陽卦故に、一奇を以て主とす、巽離兌は陰卦故に、一偶を以て主とす、且夫れ、陽は行ふこと己にあり、動と云ひ、陷と云ひ、止と云ふ、皆己を主とするの辭なり、陰は他に順ふを道とす、入と云ひ、麗と云ひ、說と云ひ、皆他に對するの辭なり、入麗說共に陽に順ふの謂なり、以下八卦の所屬を略解す、學者類を以て推し、事に觸て伸すときは、無窮の象理に通ぜん、

○☰乾健也、爲天、

天は純陽、氣は陽に屬す、其體は圓にして、其用は動て息まず、乾は健にして、純陽なり、是天とするの象なり、

爲父、

乾は天なり、父は天の如し、乾知大始、是れ父の德を云ふ、

爲君、

君は天に配す、乾を天とす、

爲夫、

陽は天なり、男なり、乾は陽卦なり、小畜九三に、夫を乾に取れり、乾は天道なり、君道なり、夫道なり、

爲剛爲金、

以上乾剛に取る、

爲肺、

肺は金に屬して、五臟の上に位す、乾天の象に取る、

爲首、

首は形圓にして、剛實身の上に位す、乾を圓とし、剛實とす、乾は天にして、上に位す、故に首に取る、

爲骨、

骨は陽に屬して、乾剛なるに取る、

なり、此卦一偶二奇の下にあり、陰の性、下り退くことを主とす、今二陽の下に入て、出ることを得ず、故に巽と名づく、又巽は遜なり、此卦一陰二陽の下にあり、陰は本陽に遜ふを理とす、况んや一陰を以て、二陽の下にあるをや、故に巽と名づく、〇☵坎は陷なり、此卦一奇二偶の間にあり、陽の性、上り進むことを主る、故に震の如く、強く陰に閉らるゝときは、激發す、今此卦は、二陰柔順にして、左右にあり、一陽發出するに力なうして、陷るなり、故に坎と名づく、又坎は險なり、此卦一陽二陰の間に陷る、陷れば必ず險む、故に坎と名づく、〇☲離は麗なり、此卦一偶二奇の間にあり、一陰柔を以て二陽剛の間に挾まる、其勢兩附せざることを得ず、故に離と名づく、〇☶艮は止なり、此卦一奇二偶の上にあり、陽の性、上り進むことを主どる、今已に進で、二陰の上にあり、更に進むべき所なき故に、止るなり、故に艮と名く、〇☱兌は說なり、此卦一偶二奇の上にあり、陰の性下り退くことを主とす、陽に比すれば卑とす、今陰の卑を以て、陽の尊が上に出づ、說ぶ所以なり、故に兌と名く、〇健順動入陷麗止說は、八卦の名を說なり、然るに、世擧つて、惟象を說くと謂ものは、非なり、又德情と云ふも、盡さざる所あり、何者、說卦傳に說く所自別なり、卦には、乾健也、坤順也、震動也、巽入也、坎陷也、離麗也、艮止也、兌說也、象には、乾爲馬、坤爲牛、震爲龍、巽爲鷄、坎爲豕、離爲雉、艮爲狗、兌爲羊、と、是れ卦名と象との別は、爲と也との字にて見るべし、蓋し健順等の、卦名たることの徵を云へば、乾の九三に乾乾と云ふ、乾乾は健健なればなり、坤の大象傳に、地勢は坤と云ふ、坤當に順と訓ずべし、井の彖傳に、巽乎水而上水と云ひ、鼎の彖傳に、以木巽火烹飪也と云ふ、共に入の訓なり、又巽を遜ふ訓用るものは、巽の九二に、巽在牀下と云ひ、九三に、頻巽と云ひ、蠱の彖傳に、巽而止と云ひ、觀の彖傳に、順而巽、恆の彖傳に、巽而動と云へるの類なり、又順の字を以て、巽の字に用ゆるあり、家人六四の爻傳に富家大吉　順在位也、六四は巽の主爻なる故に、巽の字を用ずして、順の字を下すなり、坎の六三に、來之坎坎と云ふ、坎は當に險に訓すべし、又彖傳に、習坎重險也と云へり、離の彖傳に、離麗也と云ひ、小過の上六に、飛鳥離之凶と云ふ、互に用るなり、艮

ひ、象像とも云ふ、○二曰理象、此は理に似たるを云ふなり、譬ば震を雷とし、巽を風とするの類なり、又此を義象とも云ふ、○三曰理形象、此は理と形と與に似たる者を云ふ、譬ば䷱の卦、鼎の形あつて、烹飪の理あり、䷼の卦、虛舟の形あつて、巽木兌澤の上に浮で、風に從て、往來するの義あるの類なり、此三象法を類推すれば、卦象に通ずべし、千象萬理、此綱領に洩ることなし、△奇偶所屬、易は陰陽なり、陰陽は氣にして理なり、氣と理とは形なし、故に一奇を畫して、陽に象り、一偶を畫して、陰に象る、奇は一連にして、偶は兩斷す、實せるは陽の有餘、虛せるは陰の不足なり、是れ理にして形あり、形にして理あり、是れ卦設くべく、象觀るべし、奇偶の用大なり、故に八卦の首に冠たらしむ、⚊は奇にして陽なり、⚋は偶にして陰なり、蓋し、剛は陽にして、柔は陰なり、健は陽にして、順は陰なり、强は陽にして、弱は陰なり、陽は動き、陰は靜なり、陽は先ち、陰は後る、陽は進み、陰は退く、陽は升り、陰は降る、陽は實し、陰は虛す、陽は圓にして、陰は方なり、陽は盈て、陰は虧く、陽は直にして、陰は曲なり、陽は長く、陰は短し、陽は伸び、陰は縮る、陽は廣く、陰は狹し、陽は尊く、陰は卑し、陽は上なり、陰は下なり、陽は大にして、陰は小なり、陽は多なり、陰は少なり、陽は富とし、陰は貧とす、陽は施し、陰は受く、陽は明なり、陰は暗し、陽に暑を云ひ、陰に寒を云ふ、陰は黑く、陽は白し、陽に晴を云ひ、陰に雨を取る、淸は陽にして、濁は陰なり、陽は男なり、陰は女なり、陽は仁を主り、陰は義を主る、陽は正なり、陰は邪なり、骨は陽に取り、肉は陰に取る、淑なるは陽の道、慝なるは陰の道なり、他は類を以て推すべし、△八卦名義並所屬、凡そ卦を見るに、竪と橫との二あり、竪とは卦を重て見なり、橫とは平面にして見なり、乾坤坎離は、平面ならざれば、象義を成さず、震巽艮兌は竪ならざれば、象義を成さず、見者察せよ、○☰乾は健なり、此卦三奇にして、純陽なり、陽の體は剛にして、其性は健なり、故に乾と名く、○☷坤は順なり、此卦三偶にして、純陰なり、陰の體は柔にして、其性は順なり、故に坤と名く、○☳震は動なり、此卦一奇二偶の下にあり、陽の性、上り進むことを主とす、今二陰の下に有て、二陰の爲に壓さるが故に、激して動き上らんとす、故に震と名く、○巽は入

盡く合ざるゆゑに、曉すべからざるもの多しと云へり、若し能く類に觸れて長ずるの聖言を知らば、假令經文に合ずとも、何ぞ曉さざることあらんや、今世にても、引て伸るの理に通じて、象を取るに、經に合ずとも、何ぞ不可なることあらんや、唯象を捨て丶經を解する故に、易はすまぬことになるなり、象を捨て丶經を解するは、假令ば、草木の枝葉を取て、其幹を捨るが如し、是故に、象に通ぜざる說は、讀めぬ尺素(セキソ・テガミ)を無理に讀で、すまぬと同しとなり、理會せぬことは、闕疑して、唯象に本いて經文を味ひ、占を玩ぶべし、且夫れ、易學小筌を始め、通俗の占書多しといへども、其作者の意、何の象、何の理に由るの辭たることを察せず、但其辭を本として、其を知ざれば、彼經文の象に通ぜず、註家の說を本とすると同じ、此に由て、强て占すといへども、何の理に由て、此の如しと云へる明證なくんは、自ら信ずるを能はず、況んや他をや、若し高貴の人か、博物の人の前にては、經文を說き、又は占事を演ることとは、一言半句もならぬものなり、故に吾師の敎、象を明にすることを要とし、又占は左傳の事蹟を以て模範とするなり、假令王侯の尊といへども、觀象自在を得て、經文に明に、左傳の占意に通じて、吉凶を定むるに、誰あつて、之を卑む者あらんや、若し瑣々たる末書に由となならば、學術の陋、識量の劣なる者、知て甚だ愧べし、彼淺學凡庸の占者と、何ぞ異なんや、故に愚か固陋を顧ず、向に左國易一家言を撰して、世に弘むるものは、之が爲なり、尙易經正解を筆して、同志と與にせんと欲すれども、其業容易ならねば、未だ稿を脫せず、其觀象の法は、吾門の祕訣たりといへども、象を知ざれば、引而伸之(テ・ノブル・チ)こと難き故に、今其精要なるものを擧げて、同志に告ぐ、蓋し、易は陰陽なり、奇偶を以て、之に象る故に、奇偶は八卦の體にして、八卦は八八卦の本なり、故に六十四卦八卦ならざるはなく、八卦は奇偶ならざるはなし、是故に、始に象の三綱領を擧げ、次に奇偶の所屬、次に八卦の所屬を擧げ、而して觀象の活用を示す、且六十四卦象意の如きは、先生易學階梯の作あり、余も易象外傳の選ありといへども、未だ稿を脫せず、他日校正して、同志に示さん、△象三綱領、一曰(ニ)形象、此は形の似たる者なり、譬ば☵(カン)を四足とし、☷(コン)を机とし牀とし、䷽(セウクハ)を飛鳥とするの類なり、又此を畫象と云

て、互卦生克の活用までも、細密遺る所なし、實に左傳に載る所の、周史史蘇卜楚邱にも愧ざるの妙占なり、此占に心を用ひて、萬事に活用せば、此一條にても、占法足ぬべし、○愚按に、以上の二占は、實に天縱の才にして、神明の占と謂ふべし、然るに神明の占は、神發にあり、必ず先づ卦象を明にし、占事に達して、而して後神發するときは、不測の妙用あり、先生の占とても、一一に如此にはあらず、初學此を學んとすれば、却て虛遠に馳て、其實を失ふものなれば、上の三十餘占の象意を理會して、以て占の一助とすべし、神明の占は、占事に熟煉する上にあることなり、

觀象窮理

上篇筮法解の條に、道と理と別たることを說といへども、然れども、理を以て道を說く者あり、易に性命之理、家語に性情之理、禮記に天理と言へる類是なり、今此條象を以て、道義を說くものあり、物理を以て論する者ありといへども、其道と理とを統て、窮理と題して、理を以て道を兼るなり、

○上古は唯八卦六十四卦のみ、辭あることなし、卦象を以て、天地の理を觀察し、萬物の情に類し、筮占を以て、神明の德に通じ、將來の吉凶を決せり、夫れ卦は天地の文章にして、象は卦の音義なり、是故に、卦ありと雖とも、象を知ざれば、易に通ずること難く、占を成すこと難し、象に明なれば、無窮の妙用あり、且占は窮理に由て旋轉する故に、觀象に常義なきこと、文字に轉義あるが如し、引而伸之、觸類而長之、天下之能事畢矣と說き給へり、然れども、其觀象法を知らざれば、類に觸て長ずること難し、先儒、易經は聖學の本原たることを知るといへども、象に通ぜざる故に、經文を說くに及んで、或ひは理を以てし、或ひは占を以てし、終に易道の妙理を塞ぎ、觀象の要を失せり、且四聖の取象、異なるを以て、疑がひを成し、天地自然の易あり、伏義の易あり、文王周公の易あり、孔子の易ありと云へり、夫れ易は、唯伏義の易のみ、何ぞ四聖の易を、別なりと謂んや、此れ易象に通せざるよりの誤りなり、其說卦の如き、經に求むるに、

此へ來るは、長子ならん（内卦を其占ふ人とす、震を長男とすれば也）、又兄弟に盲人あらん（噬嗑の離を乾にて塞ぐ、此目を塞ぐの象、乾を天とし空とし虚とす、盲目の象）、兄弟の中に女あらん、容貌は美なるべし（離を中女とし、又文明とす、故に女にして美ならんと云）、此女不鬪（ザルハカラ）に、横難に遇て死したるならん、其難は天災ならん、風吹て大木を倒し、其木に撃れて死たるならん（是は變卦の无妄を災とし、乾を天とし、震を木とす、天災に遇ふは、天より風を以て木を倒し、其木に撃れたるなるべし、不意の難に遇ふは、三より上に至て、互卦は姤なり、姤は遇なり、不意に一陰下に生ず、太平の世、小人下に生ずるの象なり、木獨り倒るゝ者に非ず、天風を以て木を吹倒したるの象なり）、其大木は、世に多き物にして、松なるべし（前に大木ならんと云は、震を木とし進とし、乾を天とす、是震の木乾天を望むの象、此れ大木とする義なり、又世に多き木と云は、初より五に至るを互卦益の卦なり、益は澤山なるの義あり、又松なりとは、震を公とし、木とす、木偏に公の字は松なり、澤山世に有て、人用に益ある木なれば、互卦に松の象あり、又乾を赤とし、堅とす、松皮赤くして堅剛なり、无妄の外卦、乾にして震、木の外を包むの象也）、此女家に居て、其棟（ムナギ）へ松倒れて、死たるならん、其家は、表廣く奥狹き座敷なるべし、其奥の間と口の間の上に棟ありて、其棟の上へ松倒れて、其下に壓れて死したるならん（表口廣く奥の狹き座敷とは、噬嗑の畫象なり、互卦二より四に至り艮とす、艮を家とす、震木艮土を克す、家を破るの象、又三より五に至て坎とす、坎を棟とす、艮土坎水を克す、棟を破るの象、上卦離を火とす、坎水離火を克す、離を中女とす、是坎の棟中女を克伐するの象、離を心とす、變卦乾を空とす、是離の心火變じて無となり、天に歸するの象にして、則中女死するの象）、其時は秋八月の早朝ならん、其日は庚辛の日ならん（變卦无妄を災とす、又乾は金なり、西方に位す、時にとれば秋なり、風は八月に吹ものなれば、秋にしては八月ならんと云ふ、又乾を金とすれば、十干に取ては庚辛の日とす、又噬嗑は、日東方に出るの象、故に早朝とす、又中爻變じて乾となれば、仲秋にしては八月の象とす）、其人驚駭して曰、然り寶暦十四年八月二日辛巳の日、早朝に大風吹き、松の大木倒れて棟折れ、表に近き奥の間にて、女弟死したり、其天災已に廿四年に及べり（從寶暦十四年甲申年至天明七年丁未年）、且我身の盛衰、商賈の素望より、即今人の爲に調和に往くこと、及び弟に盲人あることまで、先生の言、毫釐も違ふことなし、誠に易は、往を知り來を知る、神明不測にして、其占も亦奇妙なりと、其人及門人、皆歎美せざるはなし、然るに此占悉法あり

問ふ、之を筮して、家人の小畜に之を得、占之曰、巽を風とし、離を熱とし、坎を毒とし、痛とす、此れ風邪に水毒を兼たる症なり、大黄劑を用たらば、全快すべしと云ふ、中す、以上の占は、皆實事の的當する者にして、初學占法の一隅とすべき者なれば、此に擧げて、以て參考に備ふ、○中州先生、壯年の頃、河内に遊歴の時、一客あつて先生に見ゆ、門人傍に在て曰、來客の名を射すること如何、先生の曰、易は不測の妙あり、名を射すること難とするに非ず、試に其名を射せん、門人をして卦を起さしむ、節の屯に之を得、先生占之曰、節は水澤に在の象にして、澤中の水は、止水にして平なるものなり、故に此人の名は、首字平の字ならん、又兌は西方金に屬して、四の數あり、故に次の字は、四の字ならん、又之卦の震を長男とす、郎は男子の通稱なり、故に其次の字は郎ならん、是に由て觀れば、此人の名は、平四郎と云ふなるべし、果して其人の名、平四郎と云へり、座中驚歎して其妙を稱せり、○天明七年、先生和泉貝塚に在し時、門人病人を筮して、噬嗑の无妄に之を得たり、門人占之曰、離を熱とし、震を進とす、此病は熱あるの症にして、上逆甚しきなるべし、變卦乾を首とし、又實とす、是れ頭へ上逆して、心胸を塞ぎたるの象ありと云ふ、其人の曰然り、病症皆的中せりと云ふ、門人先生に問て曰、病症已に占し得たり、尚は此卦を以て、此人の吉凶を占せば如何、先生曰、易は不測の妙あり、一卦を以て萬象に觸べし、試に之を占せん、先今までの事を云んに、此人元來身分よく、財ありし人なり、然るに、今は身上不如意にて、零落なるべし（此は噬嗑の生卦にて斷す、否の九五初へ下りて噬嗑となる、もと九五の人今初へ下る、是身上不如意にて零落するの象なり）、此人商賈の望あり、然れども親族肯はず、其望任意にならざるならん、（大傳曰、日中爲レ市、致ニ天下之民一、聚ニ天下之貨一、交易而退、各得ニ其所一、蓋取ニ諸噬嗑一、とこれ噬嗑は市の卦にして、賣買の象あり、此望叶ひ難きは、初の應なきを以てなり、又九五より初へ下る人なれば、世人の肯はざるも理なり）、此後とても、正直にすれば、右の望も叶ひ、後宜しかるべし（變卦の无妄は、天に隨て動くなり、是正直の卦象なり）、今を云へば、此人これへ來るは、人の爲に調和に往くならん、和議整ふ意あり（噬嗑は震と震と互に進み合て爭ふの象あり、四の陽爻中に隔りて、人の爭論を挨拶する象なり、无妄に之は、此人挨拶して和すべきの象也、）此人兄弟あり、

なきの象なり、又中孚は兌口相向の卦にして、兌は偏體にして中正ならず、此れ不實なる者よつて、口と口を寄て、彼聲あつて形なきことを、信のやうに言觸すの妖言ならん、火災の義なし、本形跡もなきことなれば、廿日過には妖言止むべしと云ふ、中す（中孚三四の陰爻を廿日と見る其時過れば乾となり乾を空とするの生卦也）、○或寺の器物みえざる物あり、主僧他行の間なれば、急に尋ねて其有所を知んと云ふ、之を筮して、遯の旅に之を得、占之曰、遯は全卦の巽なり、巽は伏なり入なり、故に内にあることを知る、乾離となる、離は見なり、且乾は君にして、五は君位なり、故に主僧歸らば出べしと云ふに、中す、○失物あり、何へ行しやと問ふ、此れを筮して、小過を得、占之曰、艮は家なり門なり、震は壯士なり走るなり、小過は壯士物を取つて、門外へ走り出るの象なれば知れまじと云ふ、中す、○或人の娘、病氣あり、京へ出養生に行んと思ふ、其吉凶を問ふ、筮して家人を得、占之曰、家人利女貞の辭あり、貞女は外へ出ざる者なり、故に家人は内なりと云へり、且火は内に包みあれば、消えず、外へ出れば巽風にて吹消さるなり（家人卦象）、故に出養生凶なりと云ふ、○或人病氣あり、病症治方を問ふ、此れを筮して、萃の咸に之を得、占之曰、留飲胸膈に上り、胃中空虚にして、元氣乏き象なり、然れども、變じて咸に之は、全快ならんと云ふ、然るに其病人、不養生して暴食す、夫より又大に惡くなる故に、再筮して咸の萃に之を得、占之曰、病歸りたり、衰へて死するならんと云ふに、果して中す、○痘瘡を筮して、升の蠱に之を得、占之曰、艮にて止められて、山を上ぐることならず、死るならん、戊巳の日なるべしと云ふに、中す、○或人曰、余が親家に、大病人あり、諸治効なし、病症治方を問ふ、筮して蠱を得、占之曰、此人は生質剛强にして、驕奢なる人ならん（乾を無病とす、又剛强とし、驕奢とす、乾三敗し、蠱となると見るの生卦也）、初は濕氣にて、下疳或は痔毒を病ならん（一敗姤となる）、再び濕邪上つて、心腹に熱あり、積氣となるの象あり（二敗巽となるの象）、三たび上つて、頭痛又は手痛など有て、不食ならん（三敗蠱となるの象にして、即今とす）、此れ不治の症なり、今より一月經ちたらば死せんと云ふ（四敗升となれば、艮の身亡て、魂氣天に升りて、死するの象、此れ左傳と從爻が占意を轉用するなり）、果して然り、○或人、病人の治方を

に、舟は決して來らずと云ふ、中す、○失人あり、歸るや否を問ふ、筮して訟の未濟に之くを得、占之曰、訟は和せずして爭あり、故に走りたるならん、然れども、五日には所知れるならんと云ふ、果して五日目に知るゝなり、○或尼出奔す、筮して訟の遯に之くを得、占之曰、訟は不和なり、遯は遁なり、不和なる故に、遁れ去り歸らざるの意ありと云ふ、中す、○或人の童僕、朝出てゝ、今に歸らずと、此れを筮して、豫の震に之くを得、占之曰、豫は樂なり、震は賑なり、樂で賑なるは芝居ならん、且初爻を北とし、上爻を南とす、故に南より歸るならん、又坤を夜とす、故に夜に入つて歸らんと云ふ、中す、○家を出る者あり、居所は何れなりや、筮之屯の既濟に之を得、占之曰、屯は長男北へ行くの象なり、夫より南へ行き、南より書狀來て知れるの象なりと云ふに、中す、○或人待人あり、今日來るの約なれども來らず、今夜にてもあらんか如何と、これを筮して、鼎を得、占之曰、鼎はかはるの義あり、今夜來ることは無し、明日來るべし、其故は、鼎は彼方にては、革の卦なり、革は日西に入るの象あり、是れ夜の象なり、其夜明くれば、日東方に出るの象なり、故に明日來るべし、鼎は日東方に出るの象なりと云ふ、中す、○客今朝來ることを約す、已に四つ時になれども來らず、筮して晉を得、占之曰、晉は日地上に上るの象にして、又離を南とし、坤を未申とす、故に午時過て、未申までに來るべしと云ふ、果して午後に來る、○待人あり、來るや否を問ふ、筮して大過を得、占之曰、大過は日を延すの意なれば、來ること遲かるべし云ふ、中す、○辛未の年、彗星出づ、或天學者、來て其故を問ふ、筮して咸を得、占之曰、艮は止なり山なり、兌は星なり、又澤とし止水とす、咸は感なり、當年は雨多き故に、山澤の水氣、天に感じて、上に止まり、彗星の象を見すなり、秋終らば必ず消散すべし、兌を秋とす、秋終れば乾となり、卦に於ては遯となる、消散の意あり、此れ水氣の天に感ずるの象にして、他の故なしと云ふ、中す、○或學者來て曰、余が近里に、火の玉出るとの說あり、是は火災の前表なりと云ふ者あり、余が心に其實否を決し難し、子の易道に由て、吉凶を示せと、此れを筮して、益の中孚に之を得、占之曰、益はますなり、中孚は信なり、且益は雷風相與するの卦にして、雷風は聲あつて形

得、占之曰、革は我離火を以て、彼兌金を尅するの象なれば、我勝にして、彼敗ならんと云ふ、中す、〇或人田地を質として、金を貸すに返さず、筮を請ふ、因て筮して明夷の謙に之くを得、占之曰、坤は田地なり、離は證文なり、艮は止まるなり、然かれば田地を質として金を貸し、證文を持居るの象なり、今彼これをくらまし破らんとするの意あり（卦は即今を告）然るに、明夷の伏卦訟なり、故にこれを訟んとすれば、彼れ謙の伏卦履なれば、道理を履んで我に兌金を返し、又訟の易位を以て、乾金來る義あり、故に訟ゆるの心に成りて、應對して可からんと云ふ、中す（伏卦を以て將來を決す密象）、〇或人問屋し來るに、近江の客に氣うけの少し凶きことあり、書簡來て、主人に直に來るべしとの文なり、行て吉か、又行ぬが吉かを問ふ、筮して訟の中孚に之を得、占之曰、往て吉なり、訟は爭ふなる故に、彼より強く爭ふことあるべし、然れども、我よりも又強く對ふべし、然るときは、向の乾が和らぎ巽ふべし、我も兌口にて和說すれば、中孚となりて調和すべしと云ふ、中す（應對の占は兩體の象に由て義を取る詳に易學階梯附言に見へたり考ふべし）、〇癸亥十月十八日に、遠境の舟、何艘來ることを筮して、遯の同人に之を得、占之曰、遯は全卦の巽にして、大巽なり、又巽を舟とし、三八の數とす、大巽なる故に、三を取らずして八を取り、八艘なることを知る、同人は同き義、同は又多き義あり、艮離となる、離は麗なり、故に八艘著船することを知る、又彼より見れば、月末なり、且本卦を當月とし、之卦を來月とす、故に十一月末に至て、八艘著くべしと云ふ、果して然り、〇或船主、著船何時分なることを問ふ、筮して謙を得、占之曰、坤を大川とす、一陽を舟とす、又内卦を當月とし、外卦を來月とす、今一陽の舟、内卦の極にあり、故に當月末に、著船あらんと云ふ、中す、〇戊辰の夏、遠國の舟來るや否を筮して、大過の坤に之を得、占之曰、大過は遷延の義あり、坤は虛とし無とするの象あれば、今年は來るまじと云ふ、中す、〇或人、東都の產物を約して、金を貸せしに、產物の舟來らず、故に其吉凶を問ふ、筮して升を得たり、占之曰、雜卦に、升不來とあれば、舟來るまじ、尙借人の心を察して、舟の占を實にすべしと、其借主を筮して、蠱を得、占之曰、蠱は惑壞の義なれば、此れ僞言を以て、金を借たるもの故

押へられて險めども、中を得たる者なり、且其爻辭に曰、子克レ家と、故に二を番頭として宜からん、又一の手代蒙をなす者なれば、家內を蒙昧にするものなり、退けて可ならん、二を番頭としたらば、上爻の一手代を取て退くべし、二の手代一段上て豫となさば、番頭の正位を得て、其人出精して吉なりと云ふに、皆中す、〇或士の曰、我國もとより、役替を告げ來ることあり、其役を勤むる者四人の中、何れの人なるや、但一より四まで順ありと云ふ、之を筮して、家人の小畜に之を得、占之曰、離を明とし、巽を命とす、故に明なる人に、君命の下る義あり、又四人の中、何れの人なることを云へば、初上を外として取らず（最初上を無位の地とすればなり）、二より五まで順にして四人とす、其四人の中、一番の人ならんと云ふ、言は、二爻變じて動なり、且二は中正を得、五の君に應ず、故に二爻ならんことを知る、又外の三爻は動かず應なし、因て二爻の人と云ふに果して然り、〇或醫師問て曰、自ら宅を求めて醫業をするが宜きや、又他へ養子に行くが宜きや、同姓に家の亡たるあり、其跡を建てゝ宜きや、此三の中の吉凶を決せよと、因て筮して、蠱の大畜に之を得、占之曰、蠱はやぶれたり、且初爻の辭に、幹二父之蠱一有レ子考无レ咎厲終吉と云へり、然ればやぶれたる跡を建て業をすることを告たる卦なり、又初爻變じて、大畜となるは、大に畜ゆの義なれば、同姓の家を建て醫業をして吉なりと云ふ、果して同姓を建てゝ、業用蕃昌せり、〇或同宗の本寺なるもの、其本山と云へると論ありて、訟に及ぶ者あり、其本寺より、勝敗を先生に問ふ、筮して蹇の既濟に之くを得、占之曰、蹇は難なり、既濟は事の盡るなり、蹇は進退自由ならざるの象にして、進むことも退くこともならず、大に難むの義なり、又外卦動かずして、內卦變じたり、彼は動かずして我變ず、是れ敗なり、然るに、艮離に變ず、離を文章とし、艮を止むとす、止むる所の文章は證文なるべし、又坎を隱とす、是れに由て見れば、本山の手に、訟主本寺の證文を止めたり、此れが爲に、彼本山勝となり、訟主敗なるべし、且彼坎水にして、我離火を尅す、益、訟主本寺なるもの、敗たることを知ると云ふ、果して其言の如し、〇或人金子のことに由て、訟に及ぶ、然るに雙方理ありて、下にて勝敗決しがたき故に、吉凶を問ふ、筮して革の卦を

子は姉なれば、婿を取て嗣とせんや、他に嫁せしめて吉なりやを問ふ、因てこれを筮して、賁の大有に之を得、占之曰、離は日なり中女なり、艮は山なり家なり、乾は天なり外なり賁は文飾なり、大有は家を有つなり、蓋し、中女家に在るは賁の卦にして、賁を文飾とすれば、外見はよけれども、日山の下にあつて用をなさず、中女外に出れば大有にして、其家を有つ、尚日の天にあるが如し、故に賁の大有に之くは、中女家を出て外に歸ぐの象なり、是に由て觀れば、他に嫁せしめて吉なりと云ふ、果して富家の妻となる、○余武庫に遊學せし時に、書肆某なるもの、大阪從弟に女を媒妁して、婚姻の期になりければ、再び浪華に到て婚を調へんとするに望で、親ら筮して、革の既濟に之を得たり、以て余に示す、余占之曰、革は改革の義、既濟は盡るの象あれば、此婚姻は調ひ難き意あり、且外卦の兌口、相背の象にして、坎と變ずれば、內卦の離火を剋す、是れ彼より我を剋するなり　(周易には、生克を用ることなしといへども、勝敗の占に於ては、生克を用るなり、下條應對勝敗の占に於て、生克を用るもの是なり、五行生克の說は、詳に易學階梯附言に見たり、言繁き故に略す)、此女の方より約を背くの象あれば、凶なりと示す、某なるもの、從弟の家に到れば、女の方遽に約を背き、昨夜彼方より納徵を返せりと云へり、○或商家衰へたる所、金五十兩の持參にて養子に來るものを媒せんと云ふ、成か否を問ふ、故に筮して、需を得たり、占之曰、需は待なり、調はざるに非ず、然れども今調ふるに非ず、先天方位にて考ふるに、本巽なる今坎になり、又艮に之く意あり、然れば我より進むときは、小畜となり、又需となる故に、此所にて待べし、坎より艮となれば、大畜となる、大畜は養子來るの象なり、又乾の三爻は、三貫目の數あり、故に金五十兩持來るべしと云ふ、果して養子金を持參せり、○或人、養子に往の吉凶を問ふ、小過の豫に之を得、占之曰、小過は背の象なり、豫は進行の象あれども、倶に和するの象なし、故に凶なりと云ふ、其人聞ずして養子に往く、日あらずして離別せり、○或商家の手代、番頭とすべき者二人あり、何れを番頭とすべきや、吉凶を問ふ、これを筮して蒙の豫に之を得、占之曰、一の手代は蒙の上爻に當る、二の手代は二爻に當る、然るに一の手代は蒙昧なり、故に亢ぶり誇る者ならん、又二の手代、一の手代の艮山に

七月に天井直數出て、夫より安く往來高下あるべしと云に中す（兌乾ともに秋に取る且直數的中すといへども密象なれば略す）、○甲子二月或邸に、堀貫の井を造らんとす、水出るや否を筮して、復の震に之を得たり、占レ之曰、初爻を石とす、此石まで鐵棒通りて後、又中段に石出來て（震爲雷の象）、始めの棒却て中段にて止まり、下へは通らぬ象なり、故に水出まじと云ふに中す、○或人、下舍を求むるの吉凶を問ふ、筮して家人の中孚に之を得たり、占レ之曰、家人は家の卦、中孚は彼我相向ふて信あるの象なれば、求めて吉なりと云ふ、遂に求めて吉なり（以上は余並に同門の占を記す、故に姓名を略す、師家の占は先生と記して、門人の占と別つ、下これに倣へ）、○榮田氏運氣の吉凶を筮して、大畜の益に之を得、先生占レ之曰、吉なり、大畜はたくはふるなり、益はさかふるなり、乾は健なり、震は動なり、乾震となる、健にして動くの義なり、艮は篤實なり、巽は遜從なり、艮巽となる、篤實にして遜ふの象なり、又大畜は止むなり、益は惠むなり、大畜の益に之く、驕を止めて人を惠むの意あり、故に內剛健にして能勤め、外篤實にして能遜ふ、是を以て驕を止めて人を惠むときは、必ず昌えん、且夫れ、乾は金なり玉なり、艮は止なり、大畜は聚なり、蘊なり、養なり、震は動なり、巽は遜なり、益は增なり、大畜の益に之は、此れ財を聚め寳を蘊み、人を養ひ、業を增すの卦なり、吉孰れかこれより大ならん、其れ必ず蕃昌せん、後果して其言の如し（此國語、司空季子の占辭に倣ふ、もと漢文なり、今其意を取て和解す）、○先生、泉州貝塚に遊歷の時、或醫師の息、旅亭に來つて身の吉凶を問ふ、これを筮して、乾の不變を得、占レ之曰、吾子は人と不和なる意あり、親に從はざる意あり、驕る意あり、亢る意あり、遠行の意あり、（皆乾の象）且前年、瘡毒を病たることあらん、醫生が曰、然り、先生又示して曰、今より再び病む意あり、其病頭へ上り、腐爛して命にも係ることあらん、愼むべしと云ふ、後果して瘡毒、頭に發して死せり（此白峨先生天眼通の占法に倣ふの密象也）、○或人、余に婚姻の吉凶を問ふ、筮して臨の節に之を得、占レ之曰、臨は彼我相望なり、節は節義を守るの義あり、且坎の中男上に位し、兌の少女下に居て、男女位を正くし、宅齊なふの象なり、吉孰れか此より大ならんと云ふ、終に娶て吉なり、○或人曰、予子二人あり、女子と男子となり、然るに女

して眞武湯を用ること七日にして、全く癒ゆ、
○一男子、肩背熱痛すること百日餘、諸治効なし、因て筮して節の睽に之を得、爻卦は坤乾坤兌坎坎なり、これを占して曰、節は澤中に水あるの象にして、坎を水とし、寒とし、兌を止水とし、濕とす、然かれば此病因は、濕氣ならん、又之卦坎變じて、離となれば、其熱たるものは、濕熱ならん、又内卦兌主に兌を配し、且初二ともに坎を配すれば、倶に寒濕の病因たることを知る、然れども、之卦睽となり、睽は背戻の義あれば、重病にして、不治に至るの意ありといへども、今濕邪を除く藥を用るときは、節に在ては寒去り、睽に於ては熱去り、倶に臨となるの生卦ありて、病治するの象なり、故に藥方は、艮山解毒湯に、山歸來を大に加へ、改定化毒丸を兼服せしむること、一月許にして、病癒たり、

占驗諸例

此條占事の的中して、象意の確實なるものを擧げて、以て同志に告ぐ、學者此占を以て、萬事に活用するときは、其占事に於て、思半に過ぎん、○甲戌七月十六日に、翌十七日十八日兩日の晴雨を筮す、十七日に、晉の觀に之を得、十八日に、困の萃に之を得、占に曰、晉は日地上に升りて、萬國を照すの象、觀は風地上を行の象なれば、十七日は晴天にて、午後より風あらん、又困は水澤下に漏れ下るの象、萃は地上に止水あるの象なれば、十八日は大雨ならんと云ふ、悉く中す、○丙辰の年、豐凶を筮して、訟の不變を得たり、爻卦は震震震兌震兌なり、占之曰、正月より六月までは、雨多からん、亦七月より十二月までは、晴多からん、爻卦を見れば、東國は豐年ならん、西國は雨多くして、凶作なるべし（卦象と爻卦を以て云ふ）、米は始め安くして半より上るべしと云ふ、果して中す、○同米價の高低を筮して、臨の夬に之を得、占に曰、臨は地下に澤あるの象にして、始め安き意なり、夬は臨の内卦の兌、易位して天上に升るの象なれば、七月に至て大に上るべし、然れども、兌は止水たれども、潤下の性にして、久く天に止るものに非ず、必ず再び易位して訟となり（易位生卦は範圍に見えたり）天より下るの意あれば、

奇二偶を以て、少陽とす、爻卦巽離兌なれば、木卦一偶二奇を以て、少陰とす、其大陽は陰に變じ、大陰は陽に變じ、少陽少陰は變ぜず、或は不變の一卦、或は本之の兩卦及六爻の爻卦、これを板に書し、筮し畢れば、箸を韇に納む、

爻卦占驗

前條に擧る爻卦なるものは、周代に其法あれども、其傳を失せり、吾師古を考へて、爻卦なるものを製作す、其占用に至ては、古人未發の活法あり、今此に病筮を擧て、以て其用を記す、病占は爻卦の用多きを以てなり、其他の占に、爻卦の活用ありといへども、言繁なれば、此に略す、猶圓箸筮法指南の爻卦占例と參考すべし、

○或人病筮を先生に請ふ、これを筮して噬嗑（ゼイカフ）の不變を得、爻卦䷔（震兌坎兌兌震）なり、占に曰、此病人は、積氣胸膈に上りて、熱あるの象なり（震を積氣とし、上り進とし、離を熱とし、上卦にあり、故に胸膈の位とするなり）、但此病人は、食毒より發するならん（頤中に物あるを噬嗑と云、此口中に食あるの象なり）、今其毒中脘にあり（九四の爻を指）、又爻卦を見れば、中卦坎の主爻に坎を配し、初上に震を配し、二三五に兌を配したれば、熱ありといへども、其因は、酒肉と寒濕より生ずる病なり（爻卦坎を酒肉とし、又寒とし、兌を濕とす）、淸解の藥は的當ならず、治方は、少建中湯に大黃附子を加へ、用て可ならんと云ふ（噬嗑の四爻は坎の主爻にして、坎を食とし毒とし、又爻卦に坎を配すれば、益其毒より熱生ずることを知る、これを下して陰爻となれば、頤となりて病治することを知る、是を生卦法と云ふ、別說あり）、其藥を用ること、一月許にして、全く癒ゆ、

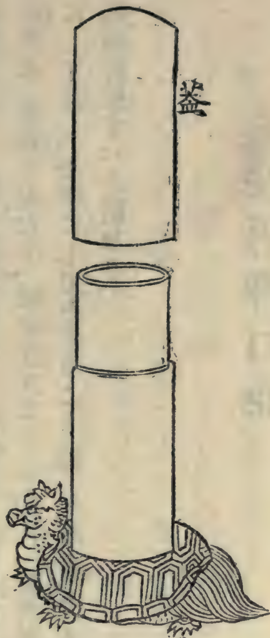
○一男痢を患ふこと數日、諸治効なし、因てこれを筮して、蒙を得たり、占曰、蒙は山より水流れ下るの象、病に取れば下利とするなり、然るに爻卦は、䷃（艮離離離艮離）なり、其初三四五の爻、皆離を配すれば、此れ熱強き象なり、且上卦艮を止むとし、其爻卦艮を配し、又下卦坎の主爻に艮を配して、上下俱に、離熱を止め包むの意あり、故に治方は、先づ發散劑を用ひ、後調理の劑を用て可ならんと告ぐ、故に麻黃湯を用ること十貼餘、一夜大に汗出で熱去り、痢も亦半を治す、因て轉

を扐の第一刻に置く、案上右策、これを除くに四を以し、除々の奇策、或は一、或は二、或は三、或は四、これを扐の第二刻に置く、其再扐の策、左一なれば、右必ず二、左二なれば、右必ず一、左三なれば、右必ず四、右三なれば、左必ず四、これを掛の第二刻の一策と合すれば、或は四、或は八、これを掛の第二刻に置く、これを二變と云ふ、〇三たび案上左右の策を合して、或四十、或三十六、或三十二、これを分つて二とし、これを案上の左右に置く、案上右の一策を取り、此れを掛の第三刻に置く、案上左策、これを除くに四を以す、除々の奇策、或一、或二、或三、或四、これを扐の第一刻に置く、案上右策、これを除くに四を以す、除々の奇策、或一、或二、或三、或四、これを扐の第二刻に置く、其再扐の策、左一なれば、右必ず二、左二なれば、右必ず一、左三なれば、右必ず四、左四なれば、右必ず三、掛の第三刻の一策と合すれば、或四、或八、これを掛の第三刻に置く、これを三變と云ふ、三變にして一爻を成し、十八變して六爻を成すなり、〇三變已に終て、三刻の策を見る、其四を奇とし、偶を八とす、掛の三刻皆奇なれば、爻卦に乾を配して、以て乾の木卦を置く（木卦の名、儀禮に見ゆ、今これを爻卦と云ふ、方木を以て八卦を畫し、掛の三刻の奇偶に配して、爻卦を置く、一爻に一卦を配するゆゑに、爻卦六箇を製して、筮用に充つ、中州先生始て作る）、三刻皆偶なれば、爻卦に坤を配して、以て坤の木卦を置く、掛の第一刻奇、第二刻、第三刻偶なれば、爻卦に震を配して、以て震の木卦を置く、掛の第一刻偶、第二刻第三刻皆奇なれば、爻卦巽を配して、以て巽の木卦を置く、掛の第一刻偶、第二刻奇、第三刻偶なれば、爻卦に坎を配して、以て坎の木卦を置く、掛の第一刻奇、第二刻偶、第三刻奇なれば、爻卦離を配して、以て離の木卦を置く、掛の第一刻第二刻偶、第三刻奇なれば、爻卦に艮を配して、以て艮の木卦を置く、掛の第一刻第二刻奇、第三刻偶なれば、爻卦兌を配して、以て兌の木卦を置く、三變已に終り、一爻已に成り、木卦を掛の左に置く、卦者あるときは、掛の奇偶を見て、木卦を置なり、一爻已に成て後、左右の策、掛の第三刻の策、皆合して四十八策とし、其分合掛扐上條と同じ、六爻終りて、其置く所の六の木卦を見る、爻卦乾なれば、木卦三奇を以て大陽とす、爻卦坤なれば、木卦三偶を以て大陰とす、爻卦震坎艮なれば、木卦一

再扐の策、左一なれば、右必ず二、左二なれば、右必ず一、左三なれば、右必ず四、左四なれば、右必ず三、掛の第一刻の策に合して、或は四、或は八、これを掛の第一刻に置く、これを一變と云ふ、〇再び案上左右の

韇之圖

韇は黃楊又は櫻木を用て作る箸の體竹あるゆゑに竹筒を用ふることをきらふなり



臺は龜或は八角の臺を作る常に案上に置て神酒又は洗米或は香爐を設けて香をたき或は神道の祓を以て朝夕至誠至敬をつくして奉事するなり

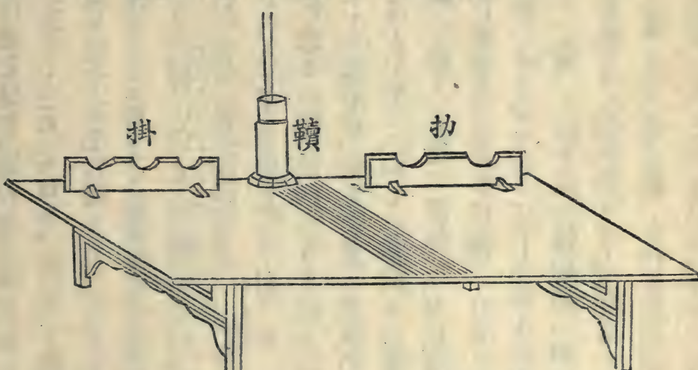
策、これを合して、或は四十、或は四十四、其策數を分つて、これを案上の左右に置く、案上右の一策、これを掛の第二刻に置く、案上左策、これを除くに四を以し、除々の奇策、或は一、或は二、或は三、或は四、これ

掛扐案之圖

扐二刻あつて筮者の右に置く則案の右なり

二策を韇に置くものは天地の體に象るなり

掛三刻あつて筮者の左に置く則案の左なり



四十八策を案の中央に置て以て筮の用とす

韇に在る五十策の箸は全數なり其全體の數より四十八策を取りて筮用とするなり二策を除くにはあらず此密意にして別說あり

暫時なりとも齊戒する心を以て、至誠を盡すべし、圓簭は倉卒の用に備ふといへども、輕忽にすること勿れ、誠敬を盡して筮すべし、聖人といへども、齊戒したまふは、筮の則なり、况んや常人をや、夫れ尊長の人には、辭を恭しうし、禮を嚴にせざれば咎あり、况んや、宇宙の最尊たる、神明に酬醋するに於てをや、誠敬を盡さゞれば、筮者受者ともに咎あり、神を侮るの殃は、家語に見たり、疑を生ずること勿れ、唯至誠にして筮し、至明にして占すること難し、學者、尤も熟鍊靜慮すべき所なり、

筮法再釋口訣

上篇筮法解の條に、揲策分合の數、悉く天地に象ることを解す、再び此に筮法を言ふものは、初學の爲に其揲策の要を示す、筮法解の條と參考して、其儀を理會すべし、易大全筮儀の條に曰、地の潔處を擇で簭室を爲る、戶を南にし、牀を室の中央に置くと云ふ（古昔王侯に簭室あり、聖門の學者は無位といへども、簭室を造るべし、又貧にして簭室の造り難きは、常室の淨處を擇て筮所とし、必誠敬を盡すべし）、今按ずるに、簭室に於て簭を櫝に納れて北に置き、櫝の南に案を置き、案の左に掛を置き（三刻の木格也）、右に扐を置く（二刻の木格也）、簭五十策（大衍の體數）、其四十八策を取て案上に置く（二策を籍に置ものは天地の體其四十八策は大衍の用數なり）、筮者謹で其策を合一にして、占事を告ぐ、簭に告るの辭、左傳曰、孔成子以ㇾ周易筮ㇾ之、曰、尙享ㇾ衞國ㇾ主ㇾ其社稷ㇾ、晉語に、重耳晉國を有んことを筮して、曰、尙有ㇾ晉國ㇾと、此れ簭に告るの辭、簡約なりと云ふべし、今此辭を則とすべし、假令ば、尙くは某の運氣の吉凶を知らん、尙くは某女を娶ん、尙くは某何々の事の吉凶を知んと云ふ類の如し、合策の度每に、其筮事を告て分策すべし、故に辭簡ならざれば、精一なること難し、其合一命ㇾ簭策、之を分つて二とし、案上の左右に置く、案上の右の一策、これを取て掛の第一刻に置く、案上の左策、之を除くに四を以てす、其除々の奇策、或は一、或は二、或は三、或は四、これを扐の第一刻に置く、又案上右策、除ㇾ之四を以し、除々の奇策、或は一、或は二、或は三、或は四、これを扐の第二刻に置く、其

は明なり、蓍は知來を主り、卦は藏往を主る、蓍は陽にして、變を主り、卦は陰にして、化を主る、蓍は圓轉して、其神測るべからず、卦は方靜にして、其知窮なし、大傳に曰、蓍の德は圓にして、神卦の德は方にして以知ありと、是なり、故に蓍卦ともに、神明の德ありといへども、蓍は神を主とし、卦は知を主とす（知は明なるを云ふ知は活字なるを以て知と云て以て神の活字に對す）、人に神明の德ありといへども、性は神を主とし、心は知を主とす、故に誠は性の德なり、知は心の德なり、是故に、人誠を以て筮し、知を以て占し、遂に未然の天命を知れるものは、是れ天地蓍卦人心と、其德を同するの能なり、且夫れ潔靜とは、修習に由て云ふ、至誠とは、道德に由て言ふ、齊戒とは、神に事ふるに由て云ふ、神明の德に通ずとは、筮占の功驗に由て言ふ、至精至變至神とは、筮法の妙用を統て云ふ（大傳の文）其指す所に由て、其辭異りといへども、其實は至誠に歸す、關尹子曰、至誠自契五行應レ之、と、是なり、然るに、誠は筮するの要、明は筮後の用なり、其故何ぞや、蓋し、至誠ならざれば、蓍應ぜず、蓍應ぜざればば、卦亦應ぜず、卦應ぜざれば、占を失つ、故に知る、誠は筮の要なることを、又筮者誠を盡して、卦應ずといへども、明なるに非れば、象を觀て、失得を知ることなし、失得を知らざれば、蓍神を祐くること能はず、蓍を祐けざれば、筮の能なし、故に知る、明は筮後の用なることを、是故に、誠は筮前神を祐くるの道、明は筮後神を祐くるの道、誠と明とは、車の兩輪の如く、筮と占とは、鳥の雙翼の如し、偏廢すべからず、然れども此條、齊戒を說くことを主とす、故に占法の如きは、別說にあり、齊戒とは、沐浴して新衣を著し、蓍室に靜坐し、視聽言動不正のことを以せず、婦女僧尼及庸愚醜行の徒に近かず、葷酒不正の物を食せず、內外清潔にして、朝每に元亨利貞を唱へ、又は易經を讀み、又は神道の中臣祓六根祓にても、筮者の意に任せて、專ら內觀を修し、心の垢穢を洗ふことを務むること、凡そ七日にして、而して後に筮すべし、又他に請れて筮するなれば、筮を受る人も至敬を盡し、筮者と與に蓍室に入り、筮者の側に坐し、筮の終るを待て、其吉凶を問ふべし、但大事を筮するには、七日に限るべからず、二七日又は半月一月、其人の位に應じて、心齊を盡すべし、或は倉卒のことを筮するにも、

なり位なり地なり時なり勢なり、事とは、其筮する事物を知るを云ふ、身とは、其人の賢愚品行を知るを云ふ、位とは、富貴貧賤及生理の務を知るを云ふ、地とは、其國の風俗又は政敎の異るを云ふ、時とは、天時人時又は其人の老若を知るを云ふ、勢とは、其人の盛衰又は遇不遇を知るを云ふ、此六を統て窮理と云ふ、古昔は此窮理を詳にして筮し、且英才あつて占事に達せるが故に、能く將來の吉凶を謀て、神に通ぜり、若し窮理を推さずして筮すれば、卦象を觀て、思慮百端すと雖ども、占に通じて疑を決する能はず、左傳に載する所、周史史蘇卜楚邱卜徒父晉史の如きは、其占皆神明の域に至れり、然れども皆窮理に由らずと云ふことなし、此れ窮理は、占の柱礎たることを知るべし、猶圓蓍筮法指南窮理の條に其大略を擧げ、且左國易一家言に詳説すれば、此條と互考して、筮占の要なることを察すべし、

齊戒

大傳曰、聖人以此齊戒以神明其德と云り、註に、心を洗ふを齊と云ふ、患を防ぐを戒と云ふ、此れ其心を潔靜にして、塵務雜慮の患を防ぐことを云ふ、所謂內外清淨なるなり、又湛然純一、これを齊と云ふ、肅然警惕、これを戒と云ふ、湛然純一とは、至誠の謂なり、肅然警惕とは、至敬の謂なり、此れとは、蓍を指す、其德とは、蓍德を謂ふなり、其至誠とは、內心に疑なきを云ふ、至敬とは、外形を嚴にするを云ふ、夫れ內外清淨にして誠を盡し、禮を以て敬を盡す者は、此れ神に事ふるの道なり、曲禮に、齊戒以告鬼神と云へるもの是なり、蓋し筮者蓍室に在て敬畏し、其心潔靜にして私曲なく、其身安靜にして非禮に動かず、筮事に於て妄假なきを、誠敬と云ふ、可知齊戒は誠敬を盡すの義なることを、原ぬるに夫れ、至誠は天の道にして、神の體なり、筮者至誠を以て、蓍の神を祐け、蓍亦筮者の至誠に由て、將來を告げ、遂に天地神明の德に通ず、此れを可與酬酢可與祐神と云ふなり、固より天地と蓍卦と、其神明の德、同一體にして別あるとなし、筮者、此れを祐くるに至誠を以し、三才と鼎立して、以て其用を成せり、分つて言は、蓍は神にして、卦

謂窮理なり、夫れ筮は、事物の理を推明して、未然の吉凶を問ふ、故に大傳の辭に由て、窮理と名づく、原ぬるに夫れ、卦は文字の如く、象は音義の如く、窮理は讀法の如し、三のものを明にして、始て筮占を謂ふべし、夫れ六十四卦を以て、天下の至錯を占考するものは、窮理の讀法あるを以てなり、又古今の書たる、三萬餘字を以て宇宙の至動を曲成するものは、其讀法あるを以てなり、譬へば大の字、おほいなりと訓じ、又尊稱音泰に轉じ、見をみると訓じ、轉じてあらはるとし、中をなかと訓じ、轉じてあたるとし、長をながしと訓じ、轉じておさとするが如き、此れ其文章の主意と語勢とに由て、四聲の音義轉ずるものは、此れ筮占に於ては、其窮理と得卦の象に由て、其取象の讀法、轉ずるが如きと異らず、夫れ文章は、虚字の斡旋にあり、占事も亦卦象の斡旋にあつて、其用を成せり、然れども、卦は唯六十四卦を以て萬象を盡すの妙文にして、韓柳といへども及ぶこと能はず、又彼の文字に比すれば、其義廣し、故に先づ象理に通じて、以て占を玩ぶべし、且夫れ、六十四卦に四千九十六の變あり、生涯の筮占、何ぞ是を盡さんや、然れども、窮理を詳にして得卦に照せば、未試ざる卦といへども、必ず其占を能くすべし、譬へば字書一紙の中に於て、其識得するの字僅なりといへども、其載籍に在りては大體讀むべきが如き者は、此れ文辭の語勢を知ればなり、此れ占は窮理を以て、柱礎とする所以なり、今左傳に於て之を言へば、畢萬と孔成子と同じく屯の卦を得るといへども、其窮理異るが故に、占も亦異なり、又觀の否に之を得て、敬仲齊に往て、繁昌ならんことを占す、今庸人これを得て、敬仲と同からんや、南蒯坤の比に之を以て、大吉とすれども、子服惠伯却つて凶とし、秦伯王を納んことを筮して、大有の睽に之を得て、大有の義を取て、睽の義を取らず、又蠱の卦を以て、我軍の勝利なることを知るが如き、皆是れ窮理に由て占するなり、夫れ觀否は吉に非ずといへども、窮理に由て吉とし、坤の比に之く、凶に非ずといへども、窮理に由て凶とし、睽蠱はそむきやぶるの義ありといへども、窮理に由て吉とす、知るべし、占に常義なく、卦に常象なく、吉凶に常轍なきことを、是故に窮理に由るに非ざれば、其象を采擇して、以て疑を決すること難し、凡そ窮理に六あり、事なり身

故に考變占の例に由て見るに、不變なれば彖辭を以て占なふ辭あれば、家人の彖に、家人利女貞とあるに由て、病占に取て何とも言ふべきことなければ、遂に遁辭を作りて曰、家人の卦は、家の人と云ふ文字なれば、家内の多分にまかせよと云へり、其卦を以て先生に問ふものあり、白蛾先生曰、家人の卦は、婦人の卦なる故に、此病人は本、腎虚より起る症ならん、京師へ出養生のことは勿論、二三日過ぎたらば足に腫れ出ん、五六日も歷たらば死んと云ふ、果して然り、(此先生の秘訣天眼通の傳也)、此れ彖爻を以て占すべからざるの徵なり、余曾て醫を業とす、己未の夏、或邸の病者を療せしとき、先醫余が効を取らんことを妬で讒せしに由て、主人疑貳の心あり、余此事狀を中州先生に語る、先生筮して、訟の履に之を得、占に曰、訟はうつたへ爭ふの義なれば、即今先醫の讒を以て、主人に訟ふの事に當る、然るに訟の內卦の坎は、險の主なり變じて兌となる、兌を和說とすれば、後險の解る意あり、又履は禮の卦なれば、汝は唯兌の和說を以て、禮節を履行ふて療術をはげみ、他を顧ることなかれ、然るときは、主人其先醫の言は、讒たることを自悟して疑はず、讒者も亦自ら愧て退くべし、且訟初六曰、不永所事小有言終吉なりと、是を以て徵とすべしと云り、果して讒人の言用ひられず、余が調藥にて全愈せり、此れ其事爻辭に相契ふゆゑに、卦名と象を以て占すといへども、尙其辭を引て徵とせり、此れ左傳に爻辭を引て徵とすると同意にして、其占は卦象を主として、辭を主とせざることを見つべし、猶下篇、占驗の條と參考すべし、

卷之下

窮理

窮理は筮占の柱礎にして、窮理を知らざれば、其占的當すといへども、皆偶中となりて、占の法とすべからず、窮理とは、必ず先づ其事物を詳にし、其情狀を察し、而後筮して得卦の象を以て、其窮理に校勘して、其失得を決する、これを占と云ふ、此れ古昔、聖人卜筮を設けたまひし本旨なり、故に、書に曰、官占は先志を蔽めて昆元龜に命すと、蓋し、志を蔽むとは、所

其爻辭を以て占するの例を、易學啓蒙に說て、考變占と云ふ、今其大略を擧げて、以て其誤なることを辨す、其辭に曰、六爻ともに變ぜざるときは、本卦の彖辭を以て占ふ、一爻變ずれば、本卦變爻の辭を以て占ふ、二爻變ずるときは、本卦二の變爻の辭を以て占ふ、上爻を以て主とす、三爻變ずるときは、本之の彖辭を以て占ふ、本卦を以て貞とし、之卦を悔とす、其前十卦は、貞を主とし、後十卦は、悔を主とす、四爻變ずるときは、之卦二の不變の爻を以て占ふ、下爻を主とす、五爻變ずるときは、之卦不變の爻を以て占ふ、六爻變ずるときは、乾坤は二用を以て占し、餘卦は之卦の彖辭を以て占なふと云へり、今此れを七考占と稱して、占の模範とす、然れども彖爻の辭なるものは、聖人其象を觀て以て、君子に敎ゆるの辭にして、常道を說けり、占事は權道にして、其卦に於ける常象なく、其占に於ける常義なし、唯窮理を察し、卦象に由て、其吉凶を決す、故に、占は其卦象を主として、彖爻を用ゆることとなし、故に、占事來を知ると云ひ、數を極めて來を知る、これを占と謂ふと云ひ、動けば則其變を觀て、其占を玩ぶと云ふ、彖爻を以て占することとは、大傳通篇一言一句もあることなし、知るべし占は不變變卦ともに、其象に由て占するにあることを、夫れ天下の事物無窮なる故に、占事も亦無盡なり、豈彖辭六十四章、爻辭三百八十四章を以て、天下の至錯を盡すことあらんや、此れ大傳に、彖爻を以て占とすることを、說きたまはざる所以なり、但彖爻は、常道にして占辭に非ることは、別說あり、言長ければ爰に略す、考占に、左國の占例を引て證すといへども、左國は悉く占者の意味ありて、其爻辭を引けるものは、唯其占を徵する而已なり、故に其占爻辭に合ざるものは徵とせず、是故に、左傳屯の初九變を得て、其爻辭を用ひず、又蠱復不變の卦を得て、其彖辭を用ひず、此れ其辭を主とせざること見るべし、考占の如きは、占者の意味あることを知らず、唯彖爻を以て、占辭とするものは、柱に膠するの說なることを知るべし、其詳なることは、左國易一家言に載せたれば、爰に略す、今其一を擧げて、初學の疑を解く、昔時白蛾先生、易學を唱へて伊勢に遊歷の頃、御師某なるもの、病氣なりし故に、京師に出て、醫治を求めんとす、同國の儒士某、其吉凶を筮して、家人の卦を得たり、

て、遂に神明の德に通じて、事物の疑を決するに足れり、若し天下の至錯たる事々物々にこれを筆せば、其書五車に過るとも盡すべからず、此れ其要を得れば、一言にして終り、其要を得ざれば、流散して窮りなき所以なり、能とは、才能藝能と云ふが如し、能事とは、蓍筮の德能を指すなり、

顯道神德行、

道を明にし、德行を神にすることは、此筮法を以て、未然を前知するに非れば能はず、前知の能ありて、始て其行を神にすべし、行神にして、而後君子たるべし、此れ上章、和順於道德と照應す、

是故可與酬醋、可與祐神、

通本、醋譌て酢に作る、今改正す、是故とは、上の筮法を受るの辭なり、主人より客に酌むを酬と云ひ、客より主人に報ずるを醋と云ふ、故に酬とは、筮者より蓍に告問ふなり、醋とは、蓍より卦を以て筮者に示すなり、此れ筮法至極の玄旨なり、蓋し、此道を以て、筮者蓍神を祐け、蓍の神、亦筮者の神を祐け、遂に天地の神明に通じて、以て將來の失得を知る、祐は祐贊なり、神は神明なり、二の與の字、緊要の祕訣なり、與の字、神人と與にすることは、首章の神明に祐贊する句と照應するに由て察すべし、原ぬるに夫れ、人より蓍の神を祐くるとは、筮者齋戒して、至敬至誠を盡すときは、蓍の德亦神にして、能將來を告ぐ、此れ與に酬醋するなり、與に神を祐くるなり、大傳に曰、聖人以此齋戒、以神明其德、又曰、始作八卦、以通神明之德、又曰、以體天地之撰、以通神明之德、可見、神明に祐贊し、神明に酬醋して、以て天地の神明に通ずるものは、此れ易道の精蘊にして、聖學の淵源なることを、猶神明に詳辨ありといへども、言繁なれば、爰に略するなり、

考變占辨誤

筮法已に終つて、其得卦自然にして不變あり、變卦あり、其變、一爻より二三變ずるあり、又六爻皆變ありて、一定ならず、大傳に、上下常なく、唯變ずる所のまゝなりと、是なり、其六爻の中、變ずる爻あるを見て、

は本之の卦を成すことを云へるなり、

八卦而小成、

此れ文章の補挿法にして、此の一句無くしては、八卦の義、闕略す、其筮法の前章、大極兩義掛一再扐再掛の一變より、四營三變十八變七十二營と、其文勢六畫卦と成り、終に及で其間に、八卦を入るべき地なく、八卦を說くの遑なき故に、此に至て、此八卦を補挿して、以て小成の義を說きたまふ、聖筆の嚴密なることを見つべし、蓋し八卦にして、三才立ち、義象畫象備はり、八卦成て、造化の蘊を察するに足れり、故に小成すと示したまへり、夫八卦にして小成すれば、六十四卦にして大成すること、亦知るべし、是故に六十四卦而大成の語を省略せり、此れ省略文法なり、按ずるに、史記に包犧八卦を作り、文王に至て、八卦を益して、六十四卦を作れりと云ふ、此れ無稽の說なり、此に十八變して、卦を成すと云へるは、三變して一爻を成し、十八變して六畫卦を成すことを示し、其策の三百六十にして、歲に當り、萬有一千五百二十にして、萬物に當ることを說るものは、皆六十四卦三百八十四爻を總て、其數の密合することを說けり、又大傳に、兼三才而兩之、六畫而成卦、六位而成章と云ひ、又八卦成列而象在其中矣、因而重之爻在其中矣、と云ひ、又包犧重離の畫象義象に由て以て佃し漁することを始作し、神農益の卦名と義象とに由て、耒耨を始作し、其他十三卦なるものは、皆文王より以前、歷世の聖人、易象を觀て、器を製作せることを說きたまふ、夫れ八卦は、體にして本なり、八八卦は、用にして末なり、體用本末ありて、其用を成せり、固より蓍筮卦爻象變占の七のものは、伏義の作なることを、前條に辨ずるが如し、司馬遷の如きは、博達の醇儒と稱すれども、易道を知らざること此の如し、況んや後世の陋儒をや、易理に通せざること宜なり、

引而伸之、觸類而長之、天下之能事畢矣、

八卦六十四卦の象、多からずといへども、其用窮盡あることなし、大傳に演る所のものは、其象の一端のみ、若し能く卦の象理に通じて、其占活潑なるときは、萬事に應じて無窮、天下の道を冐ふこと無盡にし

り、小陰一爻過揲の策三十二、積んで六爻に至て、百九十二、是れ小陰坤の策なり、其小陽小陰の策、これを凡ぶれば、三百六十、是れ亦期の日に當るなり、其他六十二卦、亦表裏相對するの卦、大陽大陰六爻の數、又小陽小陰六爻の數を合して、倶に期の日に當ることを、乾坤の二卦を擧げて示したまへり、此れ乾坤をあげて以て、六十二卦を藏むるなり、

二篇之策、萬有一千五百二十、當萬物之數也、

二篇とは、上下經六十四卦を指すなり、大陽一爻過揲の策三十六、これを百九十二陽爻に乘ずれば、六千九百十二を得、大陰一爻過揲の策二十四、これを百九十二陰爻に乘ずれば、四千六百八を得、此を合して、萬有千五百二十となる、又小陽一爻過揲の策二十八、これを百九十二陽爻に乘ずれば、五千三百七十六を得、小陰一爻過揲の策三十二、これを百九十二陰爻に乘ずれば、六千百四十四を得、これを合すれば、倶に萬有千五百二十となりて、以て萬物の數に當るなり、按ずるに、二篇の策、萬物の數に當ることを擧げて、以て六十四卦四象過揲の數を總結するなり、其過揲の策を以て、八八卦を總ぶる所以のものは、其筮揲の法、一變にして奇偶を得、三變にして四象を得、十八變にして一卦を得、四象にして一爻を成し、六爻を積で一卦を成す、故に過揲の策を以て、六十四卦三百八十四爻を總べて、以て策を揲ふるの符とし、後世をして、筮揲の法に、惑なからしむるなり、

是故、四營而成變、

通本、變を易に作る、同義よりして誤る、今改む、營は、治なり、造なり、四營とは、策を合して其事を誓に問ふ、此れ一營なり、策を分て兩とす、此れ二營なり、再扐此れ三營なり、再掛此れ四營なり、成變とは、一變を成すことを云ふ、大傳に參伍以變錯綜其數と云へり、蓋し參伍は陽なり、錯綜は陰なり、分策再扐は陽なり、合策再掛は陰なり、是れ陽陰闔闢鬼神の道なり、

十有八變而成卦

卦とは、六畫卦なり、三變にして一爻を成し、十有八變にして、全卦六爻を成し、或は不變の卦を成し、或

るに四を以てし、春夏秋冬の四時に象るなり、其四時に象るものは、變通に象るなり、

歸奇於扐以象閏、

歸とは、入なり置なり、奇は奇策なり、其奇策、或は一、或は二、或は三、或は四、奇變じて定まらざる故に、奇と云へり、此れ奇偶の奇と異り、又これを零數と謂へるものは非なり、扐は器なり、其器二刻あつて、高さ案と等うして、案の右に置くなり、蓋し案上左策、これを揲ふるに四を以てし、其奇策、これを扐の第一刻に置て、以て閏月に象り、案上右策、これを揲ふるに四を以てし、其奇策、これを扐の第二刻に置て、以て閏月に象るなり、閏とは、附月の餘日、積で月と成るものを云ふなり、

五歳再閏、

歳とは、四時を統ぶるの名、歳星の行、一次に取る、大傳に所謂寒暑相推歳成と云へるもの是なり、按ずるに、掛の第一刻の策なるもの一、扐の第一刻の策なるもの一、扐の第二刻の策なるもの一、案上左策なるもの一、案上右策なるもの一、此を統べて五歳と云ふ、其五なるもの、再扐を以て分ち、其扐の二刻の策を以て再閏と云へるなり、

故再扐而後掛、

再扐とは、扐の第一第二の刻に置く所の策を云ふ、而後掛とは、其再扐の策、これを掛の第一刻に置く策と合するを云ふ、其合するの策、或は四或は八、此れを掛の第一刻に置く、此れを一變と云ふ、然るに二變三變ともに、其分合掛扐一變の法に異らざる故に、一變を擧げて三變に及ぼすなり、

乾之策二百一十有六、坤之策百四十有四、凡三百六十、當期之日、

大陽一爻過揲の策三十六、積んで六爻に至て、二百十六なり、大陰一爻過揲の策二十四、積んで六爻に至て、百四十四なり、此れを乾の策二百十六、坤の策百四十四、其乾坤の策、これを凡ぶれば三百六十にして、期の日に當ると云へり、又小陽一爻過揲の策二十八、積んで六爻に至て、百六十八、是れ小陽乾の策な

三奇十二策を除けば、則ち過揲三十六策なり、其三十六策四を以て之を數ふれば九を得、九は是れ大陽の數なり、大陰は三偶なり、其偶各二數なるときは、二三六なり、六は是れ大陰の數なり、其二十四策を除けば、則過揲二十四策なり、其二十四策四を以てこれを數ふれば、六を得、六は是れ大陰の數なり、小陽一奇二偶なり、其一奇三其二偶四、これを合して七なり、七は是れ小陽の數なり、其一奇二偶二十策を除けば、則ち過揲二十八策なり、其二十八策四を以て之を數ふれば、七を得、七は是れ小陽の數なり、小陰一偶二奇なり、其一偶二其二奇六、これを合して八なり、八は是れ小陰の數なり、其一偶二奇十六策を除けば、則ち過揲三十二策なり、其三十二策四を以て數ふれば、八を得、八は是れ小陰の數なり、其四十九策も、過揲の數に於ては異ることなしといへども、然れども大陽三奇十二策にしては、一策を除し、大陰三偶二十四策にしては、一策を除し、小陽一奇二偶二十策にしては、一策を除し、小陰一偶二奇十六策にしては、一策を除し、四象皆一策を除して、九六七八の數に當らず、是れ亦四十九策に非るの徵・五なり、此の如く、五徵の彰然たるあるを知る故に、通本の九は、八の誤たることを知るものなり、

分而爲二以象兩、掛一以象三、

分とは、四十八策これを案上に分て二とし、以て案上の左右に置く、天は左地は右にして、以て天地の兩儀に象る、其天地に象るものは、是れ天地の用陰陽の儀にして、以て筮法の體を立るなり、掛は器なり、其器三刻あつて、高さ案と等うして案の左に置く、三は三才なり、其左の策を天とし、右の策を地とす、天は施し、地は承け、天は氣にして、地は形ちなるを以て、人物を生ず、故に、案上の右策、其一策を取て、これを掛の第一刻に置て三とし、以て三才に象る、此れ天は氣にして形なく、地は形あつて氣なし、故に、地形天氣と交和して、萬物を生産するに由て、右策の一策を取て掛に置て、以て天地位を定めて、人其兩間に生じて、以て三才とするの象なり、其三才に象るものは、蓋し、作用に象れり、

揲之以四、以象四時、

揲とは、策を數ふるなり、案上左右の策、これを揲ふ

するを大極と云ひ、分て兩儀とし、一を掛して三才とし、揲ふるに四を以て四時に象ることは、三變皆同義なれば、何ぞ大極のみを疑はんや、是合而爲一以象大極の文なきものは、其省略文なることを知らずして、大極に區々の説あるものは、聖筆の文法を曉らず、筮法に通ぜざるものなり、故に前に、大極大衍の條を擧げて、以て初學の惑を解んとす、此條と參考して、舊説の妄たることを理會すべし、今先師の説を擧げて、其誤なることを辨ず、其八を謫て九に作るとは、其四十八策にては、初變奇を得るもの二、偶を得るもの二、其奇偶の數偏ならず、其四十九策にては初變奇を得るもの三、偶を得るもの一、其奇偶を得るや偏なり、若し奇偶を得ること偏なれば、何を以て神を盡さんや、是れ四十九策に非るの徵一なり、又之を揲ふるに四を以て、四時に象ると云へり、然れば則、四は是れ一歳にして奇なり、八は是れ二歳にして偶なり、然るに四十八策は、則三變ともに四八を得、四十九策は初變五九を得て、二變三變四八を得、其四は固より奇にして、八は固より偶なるを、五は奇に非ず、九は偶に非ず、是れ揲ふるに四を以て一歳とすれば、一策あまり、二歳とするも、亦一策あまり、二變よりして四八を得るものは、此れ四十九策に非るの徵二なり、又其用四十有八より、再扐して後掛すと云へるは、是れ一變を擧て三變に及ぼすなり、然るに四十八策を以てすれば、三變とも四八を得て一爻を成せり、四十九策を以てすれば、初變五九を得、二變三變四八を得、夫三變同ければ、其數を擧ぐるに及ばず、三變同からざれば、必ず其數を擧げん、今經文に、其辭なきときは、是れ亦四十九策に非るの徵三なり、又四時に象ると云ふて以て四時を擧げ、閏に象ると云ふて以て閏を擧げ、凡そ三百六十期の日に當ると云ふて以て歳を擧げ、獨り月を擧ざるものは、其四十八策四を以て、これを數ふるときは十二を得、其十二は以て月の十二に配するなり、四十九策四を以て數ふるときは、一策を餘し、月に配すべからず、是れ亦四十九策に非るの徵四なり、又其四十八策、これを揲ふること、一變以て奇偶を得、三變以て四象を得、一奇固より三數あり、是れ參天なり、一偶固より二數あり、是兩地なり、蓋し、大陽は三奇なり、其一奇各三數なるときは、則ち三三九なり、九は是れ大陽の數なり、其

なる故に眞書と云ふ〉、然るに小篆には、隷の八を卂に作り、九を卂に作る、八九兩字、篆形相似たる故に、後の隷に變ずる時、誤て竹簡漆書の上畫を塡して、九に作る、先儒これを曉らずして、般には四十八策を用ひしを周に至て四十九策を用ゆとし、周固より四十八策を用ひしことを知らず、是大傳の八を九に誤りしより始れり、蓋し、大衍五十より其四十八策を取て、二策を置て用ひざるものは、則天地の體に象るなり、然れば大衍五十なるものは、體にして其用四十有八なり、經文に、其體五十の辭なしといへども、其用と云へば、其體五十なること亦知るべし、論語に禮之用和爲貴と云ふて、禮の體は嚴なることを言はざるが如し、古文に往々此格あり、これを省略文と云ふなり、其四十八を合して一とし、以て大極に象り、分て二とし兩儀に象る、然るに其分而爲二以象兩と云ふて、合而爲一以象大極と云はざるものは、是れ亦省略文法なり、然れば則、四十八を合して一とし大極に象り、分て二とし兩儀に象る、是れ大極分れて、兩儀となるを以てなり、然るに大衍本義の條に、五十は大衍の全數にして、大極の體數なることを云ひ、今亦四十八策を合して、復大極に象ると云へるものは何ぞや、夫れ四十八策は、大衍の用數なれば、則ち大極に於ても用數とすべきなれども、大衍は數に由て名づけ、大極は象數を兼て言ふの名にして、天地の間、象數にもるゝものなき故に、天地の象數を統て、大極と云ふ、分てこれを言へば、人人箇箇に大極あり、人人箇箇に天地あり、萬物皆然るゆゑに、其義廣く其言大なり、但大極は天地を一にし、三才を統るの象なれば、其大衍五十を合して、固より大極と名け、其用數の初變、四十八策を合して、亦大極と名く、二變三變に至り、或は四十四策、或は四十策、或は三十六策といへども、左右の策を合して一とするは、皆大極の義なり、唯一變にかぎるに非ず、故に大極は天地を一にし、三極を合するの名にして、道の淵源理の根基なれば、策を合して筮事を問ふなり、大傳に、此所を天下の至神と說きたまへり、一を除きて大極とすること、其義當らず、此說は四十九策を用ゆる說より附會するものなり、又二變三變たりといへども、其分合の法は、固より大極兩儀四象に象る故に、別に說なし、其法は初變と同しければなり、此に由て觀れば、唯策を合一に

餘蘊なきことを說きたまへり、惟天は萬物の父母にして、人は萬物の靈なれば、君子の敎道四民の業務、總て天地の功用を輔相するに非るはなし、中にも天地の靈五行の秀、最純至精の氣を稟けて、萬世に法を立て世を濟ふの盛德あるを聖人と云ふ、原ぬるに夫れ、天の將に神易の道を世に顯さんとするや、先庖犧神聖を降して天下の王たらしむ、庖犧天命の爰に在ることを察して、神明の德を祐賛して、始て易を作り、陰陽の妙用萬物の性情を測るの道を、萬世に傳へたまふ、天地の間これに愈れる至大至妙の道あらんや、其天命を知るの道は、吾神易の筮占に由るに非ずしては、他に求むべきものなし、何等の至神かこれに尙えん、何等の至妙かこれに如んや、豈尊重すべきの極ならずや、故に、夫子斯文を集成して以て大傳を作り、其起首に昔と云て其時を知らせ、聖人と云て庖犧たることを知らせ、作易と云て易を作りし事を知らせ、蓍を生じ數を倚て卦を立て爻を生じて、遂に性命の理に盡し至らしむることを擧げて易の全旨を說き、大衍の義の原由を示して以て筮法に及ぼし、神明の德に通ずることを敎へたまふ、此れ易の總括にして序文なるものなり、然るに田何易經を脫簡せしを、河內女子拾得るを以て、終に說卦の篇中に附するものは、漢儒の文辭に通ぜず易道を曉らざる故に、後世の蔽蒙をなせり、吾師超然として、此を繫辭の首章に復正するものは、是二千餘歲の卓見なるものなり、具眼の君子其思レ諸、

大衍之數五十、

參天兩地の生數、各衍して五十となる、五十は則ち天地の成數にして、大衍の體數なり、詳らかに大衍本義の條に見ゆ、此の前章の參天兩地而倚レ數の下に、補插して見るべし、則ち參天兩地より、大衍の數出ることを知る、古文に此格あり、これを遙接文法と云ふなり、

其用四十有八、

舊本八を誤て九に作る、今改正す、按ずるに書契の原由する所は、義皇の畫卦より始り、古文は黃帝の史蒼頡作り、大篆は周の史籀作り、小篆は秦の李斯作り、隸書は程邈作れりと云ふ（隸は眞書なり焦氏筆乘に字皆眞正

循ふを道と云ふ、其道を己に得て、輝光稱譽すべき貌あるを德と云ふ、其道に條理あるを義と云ひ、物に條理あるを理と云へり、和とは其物に協和するなり、順とは其理に悖り逆はざるを云ふ、但道德義理性命の六を、一々に階級をつけて見るにはあらず、義理性命を治め窮めて命に至るものは、皆道德に和順するの謂なり、故に、此章道德に和順するを冒首としたまふなり、道とは事物の仕やうを云ふ、蓋し聖人の道より老佛に至るまで、皆道と云ふ、然るに聖人の道たる、天性に本づき三綱五常を立て、天下國家を平治するの仕やうなり、老佛の道は、人倫を絕て自心を潔くし世を厭ふの仕やうなり、此聖人の道と異る故に異端と云ふ、孔夫子の在世にも、長徂桀溺の徒は老佛の流にして、世を避るの隱士なり、此に道德と謂へるものは、聖人の道を云へり、其性とは天より人に命ずる所の名にして、心の未だ萠さゞる所を云ふ、心とは物我相交て知覺する所を謂ふなり、故に、性は絕對の善にして、曾て惡あることなし、其心に於ては、情欲に循ふと性に循ふとの違あり、其性より發する心を、本心と云ひ、又は道心と云ふ、其心情欲に牽れて天性に違ふ

を、妄心と云ひ、又は人心と云へり、大傳に一陰一陽、之謂道、繼之者善也、成之者性也、又曰、成性存存道義之門、中庸尊德性而道問學、孟子盡其心者知其性、知其性則知天也、存其心養其性所以事天也、又曰、性善也と、皆聖門の正傳なり、或は性惡と云ひ、或は性に三等ありと云ひ、又は性は善なく不善なしと云ふ者は、皆氣質の性を謂へるものにして、聖學に違へり、唯易のみに非ず、性命の理に順ふ者は、聖學の根底にして道德の由て成る所なれば、君子存養省察して、其玄旨を明辨すべし、假令學和漢に通じ、識古今を誦んずとも、此性命の理に通じて道德に順はざれば、徒に記章の學にして實なし、禮記に記問の學不足以爲人師とは是なり、然れども性命の理は、唯耳に聞き口に說くのみにては自知し難し、常に心を平にし氣を煉り、靜座修習の功を積で其實地を得べし、此所は修學の淺深識量の厚薄に由て、推敲のむつかしき場なり、學者能々琢磨すべきの要にして、其精微に至ては文辭言語の及ばざる所なり、其修習の階級に由て、差別あること知るべし、〇此章に言ふ心は、易道を以て道德義理性命の妙旨を悉く極盡して、

前知して、其德をあらはすの謂なり、尚下章に可ニ與祐ニ神矣と、此章の祐賛の祐と照應す、其文其義始て明なり、

參レ天兩レ地而倚レ數、

天を三とし、地を二とす、是れ聖人、理體に由て理數を立るなり、蓋し五は天地の生數にして、數の本、大衍五十は天地の成數にして、數の極なり、今此に數を立ることを説きたまふものは、下章大衍の數を説くの起原とするなり、理體理數の義は、詳に大衍本義の條に見えたり、

觀ニ變於陰陽一而立レ卦、發ニ揮於剛柔一而生レ爻、

觀とは觀察なり、變とは變化なり、卦とは八卦八八卦なり、爻とは卦中の一畫を指すの名なり、蓋し變化は陰陽の道にして、日月の更照らし、寒暑の往來、草木の榮枯、人物の死生に至るまで、皆是陰陽の變化ならざるはなし、聖人、此を觀察して、天地に法つて卦を設け、陰陽に則つて爻を生せり、但造化に在ては陰陽と云ひ、爻に在ては剛柔と云ひ、又數を兼ては奇偶と云ふ、然るに、爻は陰陽を主とし、卦は象を主とす、故に卦は爻を體とし、爻は陰陽に效ふ、故に、八卦八八卦、皆奇偶ならざるはなく、天地の象、皆陰陽ならざるはなし、發揮はをこしうごかすの義、夫れ陰陽の妙用、天地の心、萬物の情、幽明の故の、隱微なるを起しうごかして、卦爻を設けて以てこれをうつし、其隱れたるを明にすることを言へるなり、此章聖神陰陽の變化を觀察し、象て始て卦爻を作りたまふことを説けり、此れ神明を賛けて、蓍を始作し、天地の理數を立てて、大衍の數を成し、筮法を設けて、神に酬醋し、陰陽變化の理を觀察して、卦爻を始作したまふことを云へり、上文生蓍の句と、此生爻の句と照し考へて、始作とするの義を察せよ、爻豈地より生產するものならんや、龜策傳の妄たること知るべし、猶蓍説の條と參考して、其義を詳にすべし、

和ニ順於道德一而理レ義、窮レ理盡レ性以至ニ於命一、

天の命、人に稟るを性と云ふ、其性を省察して、之に

り妙なるはなく、陰陽の著象は日月より著明なるはなし、是故に、日月の字を重ねて易とす、又日月の文、これを左右にすれば明の字なり、其陰陽靈妙にして不測なる、之を神と云ふ、蓋し天下の故を前知するを神と名け、天地の理を明にするを明と云ふ、故に知る、神明の二字は、易の精蘊なることを、古人、日月の二字を合して、易とするの說あれども、字書に却て易字を脫し、遂に蜥易の微物を以て名とし、聖經を瀆せり、疎漏と謂ふべし、故に今、易に作て正に復す、夫れ易に體用の別あり、其體は蓍筮卦爻、其用は象變占なり、文周孔子は、唯其辭の一を作る故に、此を兼て庖犧易を作ると云へり、祐は助なり、贊は相なり、神明の義、上條に見ゆ、蓋し神明なるもの三、天地の神明、蓍卦の神明、人心の神明なり、然るに、天地蓍卦と其神明の德、同一體にして異ることなし、故に、人心の神明を以て、蓍卦の神明を祐贊し、蓍卦の神明を以て、人心の神明を祐贊し、遂に、天地神明の德に通ず、斯を神明に祐贊すと云ふ、生とは始作の義なり、蓍は易の神器、筮して以て卦爻を得るもの、詳に蓍說の條に見えたり、抑も庖犧神聖、始て蓍筮の道を作て、以

て神明の德に通じ、君子の德行を神にせしむ、此れ天人合一の玄旨、神人不二の妙道なり、原ぬるに夫れ、神明に祐贊して其德に通ずるものは、吾神易に非ずして他に道なし、固より神は無方にして、道は無形なり、聖人、此を蓍に寓じて、其道を載せ、筮を設けて以て、神明に酬醋する法を萬古に傳へ、未然の天命を卽今に謀り、凶を避け吉に就しむることを致示したまふ、此を生蓍と說きたまへり、吁、蓍德の義大矣哉、○舊本祐を幽に作る、蓋し、同音より誤る、夫れ幽は陰晦不明の貌にして、かすかなりと訓ず、方言にはつきりとせぬ義なり、故に谷の樹木蕃茂して日光を覆ひ、景色のはつきりとせざるを幽谷と云ひ、世塵を避けて其所に居るを幽人と云ふ、然れば、幽贊とはかすかにたすくるの辭にして、神明の德をはつきりとたすけぬ意になる、神明の德をしかと助けずしては、蓍筮に由て將來の吉凶を知ること難し、故に、幽贊に作れば、義通せず、語熟せず、今祐贊に改正するものは、祐は力をいれてたすけ、贊はみちびきたすくる義にして、神明たる蓍を、誠敬の力を以て其神をたすけ、筮を以て其德をみちびきたすけて、遂に將來の失得を

以なり、固より易は六經の蘊奥、繫辭は易の眼目にして、聖筆五千言、連續するものは、此書より外にあることなく、微を顯にし、幽を闡き、造化を言て易に及ぼし、易を言て天地に及ぼし、道義窮理此に備はり、其文玄妙深遠たりといへども、舊本錯亂多き故に、文理屬せず脈絡通ぜざるを以て、讀者其全旨に通曉すること能はず、先師、天稟聰明の才を以て、沈思熟慮すること年月を累ね、其錯誤を訂正し、磨滅を塡補し、衍羨を刪定す、其正定するや、句必ず徵あり、章必ず法ありて、一言一句も私意を以て刪補するものなし、然して後、脈絡貫通し、首尾照應して、悉く洙泗の舊に復す、其功偉なりと謂ふべし、然るに今、先師の校正するを以て、一字不刊の聖經を潰すと議するものあらん、不思の甚しと謂ふべし、其通本は、田氏の頃より竹簡錯亂し、夫子の舊にあらず、故に句々章々、錯亂訛語有つて、語路貫かず、文義通ぜず、此を一字不刊の聖經とし、其校定して、文義明に首尾貫通するを、却て聖經を潰すとするものは何ぞや、先師の校本は、實に聖筆の全璧にして、是れ一字不刊の聖經なるものなり、顧ふに、聖經を校正せし人古に多し、博覽の人は言はずとも知るべし、且夫れ王弼本の繫辭を朱子校正あるを以て徵すべし、悉く之を聖經を潰すと謂んや、其他經典に錯亂あるものを考定して、復古するものは、是れ乃ち聖人の忠臣なるものなり、猶且彖爻及十翼文體各異れり、故に、繫辭は繫辭の文あり、說卦は說卦の體ありて、混ずべからず、文章に通ずる人は、言はずとも亦知るべし、猶委くは、繫辭筆記に辨ずといへども、初學の疑あらんことを慮て、此に其大略を記す、博雅の君子、其これを察せよ、

昔者、聖人之作ㇾ易也、祐贊於神明而生ㇾ蓍、

昔と云ふて、易の起原する時を指し、聖人と云て、人を指し、作易と云ふて、事を指す、此れ起首の文にして、此章に於て、易の大體を說示す、後世の序文と云ふものなり、聖人とは、庖犧を指すなり、易は日に從ひ月に從ふ、聖人、天地の道に法り、陰陽の理に原づきて、卦爻を作る、名けて之を易と謂ふ、夫れ日月は天地の妙用、火水は陰陽の著象、天に在ては日月とし、地に在ては水火とす、故に、天地の妙用は、日月よ

象理に感じて易を作れるは、猶、孔夫子の麟に感じて春秋を作れるが如し、獲麟則ち春秋に非ず、河洛則ち易に非ず、想ふに河洛を以て易に混じ、區々たる繫說を成すは、其本を知らずして、後學を惑すと謂ふべし、蓋し、河圖は龜卜の起原する所、洛書は洪範九疇の原由する所にして、易とは別なり、夫れ易は羲皇の時、天地に觀察し、身に取り、物に取り、始て卦を作り、神明の德に通じ、萬物の情に類することを說きたまふ明文なり、然るに朱子考定の繫辭には、前に河圖の數を說ける章を置き、次に大衍の數を說く章を置き、尙且啓蒙に、河圖の中數五より演て、大衍の數とすと說くに由て、淺學の徒これに從て、終に易と龜卜を混同して、其別なることを知らず、又王弼の本には、筮法を說けるの章中へ、龜卜の語を錯在する故に、後人又筮と河圖と混同して、辨明すること無し、且夫れ繫辭は、易の眼目にして、聖學の精蘊なるに、舊本錯誤脫簡多く、後學解し得ることあたはず、斯文の深理を失ふ、吾先師之を憂へて、其錯誤を考定して、始て聖易の眞面目を見、孔子の舊に復するに足れり、次章に擧る所の筮法の條は、則先師考定の本を用ゆ、初學熟讀して、其要を得べし、

繫辭傳筮法解

此條の首章は、舊本錯誤して、說卦傳の首章とす、然るに先師考定して、繫辭の首章とす、今之に從ふ、按ずるに、隋書曰、及秦焚書、周易獨以卜筮得存、唯失說卦三篇、後河內女子得之、と云へり、蓋し、周易卜筮を以て免るにあらず、齊の田何、深く藏して秦火を免る、故に周易は、天下に唯、田何傳ふる所一本のみ、田何深く秦の暴令を懼れ、函にして壁中に藏む、原ぬるに夫れ、古昔は竹をあぶり、靑を去り、漆を以て書し、獸の熟皮を以て、これを編む、此を汗簡と云ひ、又韋編と名く、孔子晩に易を好み、韋編三絕すと、是なり、然るに、其田何傳ふる所の繫辭、年を歷たる故に、韋總巳に朽ち、序次亂れて、遂に上繫の數章を失ふ、後河內の女子、之を得るといへども、其數章に八卦の名あるに由て、釆て輯むるもの、具眼の人に非れば、說卦の首章とす、此れ乃ち繫辭の錯亂する所

八策を取り用るなり、一を除きて大極とするものは、其辭理に悖り、其義旨に違ふ、是れ體を外にするなり、體を外にして、兩義四象の生ずる理あらんや、知るべし、其五十策なるものは、是れ大衍の體數、四十八策を用るものは、是れ大衍の用數なることを（大極體用亦復如レ是）、顧ふに、大衍の數は、天地の全數にして、羲皇より已に然り（大傳曰、參レ天兩レ地而倚レ數）、夏に三十六策を用ゆと云ふ、夫れ五十の中より三十六策を用れば、十四策の體數あり、此れ一を除きて、大極とするに契せず、彌其說の妄たることを徵するに足る、按ずるに、其三十六策を用るものは、易は變を尙ぶ、老陽は陽の極にして變ずるものにして、其數九なる故に、夏に四九三十六策を用る也（揲レ之以レ四故也。）然るに後聖、四十八策を用るものは、夏法にては一爻を成すの閒に、策數少なく、揲ふるに便ならず、且四十八策は妙數にして、四象の數に密合する故に、孔夫子之に則て、筮法を後世に示せり、故に前條に、大極の無極に非ることを略說し、此條と照應して、舊說の誤なることを示し、初學をして其惑を解んとす、○舊說に、大衍五十策の數は、河圖の中數の五に、十數を乘じて五十となる、又洛書中數の五に、外八方の十を乘じて五十となる、又河圖の中數五は、大極の數にして、是を除けば、全數五十となる、又河圖は父の如く、洛書は母の如く、大衍は子の如し、故に、河洛父母の數を合して、中分すれば、則ち大衍の五十となる、是れ父母交て、子を生ずるが如しと、皆非なり、大傳に、參天兩地而倚レ數の文を悟らずして、此の如きの妄說あり、今夫れ河圖の全數五十五にして、其五十策を取るものは、是れ少減の數にして、大衍の義に契せず、又洛書積數四十五にして、其五十策を取るものは、是れ少增の數にして、亦大衍の名に當らず、河洛の中皆五、此れを衍て五十とするものは、何の謂ありて然るや、夫れ洛書は禹王の時、神龜洛水に出たるを見、これに則て、洪範九疇を作れりと云へり、羲皇神聖にして、來物に通じたまふとも、何ぞ迂遠に、後世洛書あることを期して、易を作りたまはんや、大傳に、河に圖を出し、洛に書を出し、聖人、之に則ると說きたまふものは、此二圖に天地の神數あることを見て、之に則て、後世に敎を設けたまふことを云へり、龍馬に感じて、河圖を作り、神龜に感じて、洛書を作り、天地の

大衍本義

蓍に三名あり、其物に即て、蓍と稱し、其全數を統て、大衍と名け、其揲數に於ては、策と言ふ、大衍五十は、天地の全數なり、字典に衍以淺切、音演、水溢也、是衍は、水の四方へのびあふる、の義なり、蓋し、天數參地數二（大傳曰、參レ天、兩レ地而倚レ數、是也）天地の數、合して五となる、其故何ぞや、天は陽なり、陽の理體は圓なり、圓なるものは、徑一にして圍三なり、地は陰なり、陰の理體は方なり、方なるものは、上下二にして前後左右四なり、天數は一三と對し、地數は二四と對す、然るに天數其一を取らずして三を取るものは、陽は進むことを主とる故に、一を取らずして三を取る、地數其四を取らずして、二を取るものは、陰は退くことを主とる故に、四を取らずして、二を取る、是れ理數なり、夫れ天地は廣大にして、數を測ること難し、故に聖人、其理體に由て、理數を取れり、天三地二にして數を立つ、是れ天地の生數なり、天地の生數合して五、其五の生數に於て、一各十に大衍して、五十となる、故に知る、五は天地の生數にして、五十は天地の成數なることを、夫れ天地を言ば、人其中に在り、故に知る、五十は則三極の全數にして、復大極の全數なることを、後世大衍の數一を除きて、大極に象ると云るものは、大に非なり、大極は三極を合するの名、大衍にて言ば、五十は三極の全數にして、則ち大極の體數なり、蓋し圖に即ては、大極と云ひ、數に於ては、大衍と云ふ、圖は卦の生ずる序次を示し、數は筮に由て卦を得るの道を致ゆ、是故に、筮は天地の成數を以て、天地に吉凶を問ふ、是を以て、天象を垂れて、吉凶を示すなり、象とは何ぞや、得卦の象なり、吉凶を示すとは何ぞや、其卦象に由て、失得を占するなり、然るに、其大極を除きて、吉凶を示すの理あらんや、又筮法大極を除きて、何ぞ兩義四象に象るの理あらんや、原ぬるに夫れ、大極より生ずる兩義四象なれば、大衍五十は大極の體數、其四十八策は大極の用數（大衍體用亦復如レ此）、之を分て兩とし、之を揲ふるに四を以てするものは、是れ大極より、兩義四象と序次するなり、此に由て之を觀れば、大衍五十の體數より、四十

は地を包周し、地は萬物を蓄藏す、故に其圓圖の物たるや、天の地を包周するの象なり、故に天地を一にすと云ふ、然うして其中の六畫は、三極に象る故に、三極を合すと云ふ、三極とは、天極地極人極を云ふ、繫辭に、六爻之動三極之道也と、是なり、抑、日月星辰雲雨雷風の類、上に見るものを統て、天極と云ふ、河海山石草木田園宮室の類、下に形るものを統て、地極と云ふ、夷狄禽獸蠢動含靈の類、其兩間に育するものを統て、人極と云ふ、大極固より體用あり、其圓圖、三陽上に位し、三陰下に位するものは、是れ天地定位の象にして、則ち大極の體なり、其三四兩爻交るものは、是れ天地相交て、萬物を生ずるの象にして、則ち大極の用なり、是れ乾坤相交て、六子生じ、造化行はるゝの義なり、道に於て言へば、體圖は性なり、用圖は心なり、顧ふに、大極原圖に於ける、天地の道、心性の理を含藏して、遺すことなし、實に、玄妙の神圖たり、後世、此神圖を失ひしより、聖學の蘊奥を失ふ、吾中州先生、直に羲皇の眞圖を發明し、原圖を述て、千古の蔽蒙を啓く、其功大なりと謂ふべし、夫れ易は、象を以て道を示す、大極固より、象に由て道を明せり、

其妙旨は、異學の所謂有の見にあらず、無の見にあらず、其深理は、象を發明して、默識心通すべし、且夫れ理本形なし、故に聖人、象を設けて以て理を寓す、是ゆゑに原圖は、天地の文、陰陽の章、道義の原なり、能く此象理に達するものは、神明不測の玄旨を、洞視するに足れり、唯懸空に道を說くものは、神易に通ずるの君子は取らず、然るに、周子曰、大極無極也と、甚だ聖學の玄旨を失せり、周子嘗て、東林の總禪師に見えて、無極の說を得、性理の旨を悟ると云り（尙直編云、濂溪問㆓大極㆒東林曰、易在㆓先天㆒無㆑形有㆑理、蓋大極即易也、無形之理、即無極也、云云）東林大極の眞圖を知らず、故に如㆑此の說話あり、蓋し東林は、老子無極の語に本けり、周子の大極と老子の無極と、固より其意異ることを知らず、遂に東林の斷無見に從事し、浮屠に淫して以て、聖學に混ぜり、聖門の學者從ふべからず、夫れ大極は、道義の本原、聖學の蘊奥なれば、短紙の盡すべきにあらずといへども、筮法に一を除きて、大極とするの誤あるによつて、其惑を解んが爲めに、此に其大略を擧るなり、下條と照して、其舊說の誤なることを察せよ、尙大極の義は、原圖圖說に詳なれば、併考ふべし、

易器の名にして、竹にて作り、筮して以て卦を得るの物、其體質を指すの名にあらずとは此の謂なり、○說(セツ)文に、天子は九尺、諸侯は七尺、大夫は五尺と云へり、庶人は士に准へて五尺を用ゆ、又儀禮に、釋(トイテ)レ櫝(トクヲ)立筮すと云ふ、但九尺の蓍(メド)なれば、立て筮するの理なり、之に由て見れば、竹は、細長のものを用ひたると見ゆ、近世の如く、竹を幾箇にも、割りて用ゆるにはあらず、是れ亦、竹に疑なきの徵なり、說文に、蒿屬(カウゾク)とするものは誤なり、若し草なれば、九尺と云ふものは、柔にして用に充たざるべし、今のしの竹の類を用ひたるなるべし、然れども、今古法に從ひ、蓍を製し、蓍室を造ることは、吾曹貧生の容易に及ばざる所なれば、當世に作る九寸の蓍を以て、用に充るなり、○初學(ガク)蓍を以て筮し、吉凶を天に問ふとし、譬ば、弘法(コウバフ)元(グワン)三などの鬮のように心得るは、大なる過にして、本旨に違へり、夫れ蓍は、天地の數を合し、神明の德を備ふるの神物なれば、吉凶を蓍に問ふなり、大傳に、此興二神物一前(テスヽム)二民用一と、是なり、蓍以て鬮の如き看をなすことなかれ、蓍即神明なれば、至誠至敬を盡し、神を祭る禮を用て、朝夕奉事すべし、蓋し、卜筮は易の玄旨、聖人の權道を示す敎にして、蓍は筮の體なれば、學者精細に理會すべし、猶、大衍本義及齋戒の條と參考して、其義を明にすべし、

大極本義

此に說く所のものは、中州先生の發明する所の、大極原圖に因て、通本大極圖說の是ならざるを辨ず、

大音泰(タイ)、尊稱なり、極は唐韻渠力切(キヨリヨクノカヘシ)、說文に棟(トウ)也と云へり、夫れ屋の棟(ムナギ)たる、これより高きはなし、故に轉移して、物の至て高きを極と云ふ、由て窮極至極の義とし、之に加ふることなき辭とす、蓋し、大極の體に即て言へば、天地を一にする物なり、用に由て言へば、三極を合するの圖なり、物とは何ぞや、原圖の圓形なり、圖とは何ぞや、圓中の六畫なり、統て言へば、道の至極なり、分て言へば三極の義、性命の理なり、其天地を一にすとは、道の本原を云ふ、三極を合すとは、其理の庶物(シヨブツ)に彌綸(ミリン)するを云ふ、原(タヅ)ぬるに夫れ、天

揲於剛柔而生爻の語、解すべからず、夫れ爻は、木にて作る物にして、生産のものにあらず、此れ蓍爻ともに、始作するの意にして、生産の義にあらざること知るべし、且夫れ草木を生ぜしむるは、造化主る所なり、羲皇聖神たりといへども、造化に代り、何ぞ蓍を生産せしむるの理あらんや、若し造化の功に由て、地より初生するならば、聖人易を作り蓍を生産すと云はんや、其文義の通ぜざること見るべし、此に由て見れば、龜策傳の說、妄たること明なり、此れは唯蓍德の說にして、稱德と云ふものなり、後人實物とするは非なり、蓍は竹にして草にあらず、故に、竹に從ひ耆に從ふ、耆は、說文に老也、又禮に六十曰耆と、此れ耆は、長壽名にして、則ち蓍は、竹の長壽なるものを言へるなり、夫れ長壽なれば、天眞の氣を受ること厚きによつて、靈なるものなり、諸物皆然りといへども、彼龜策傳の文の如く、千歲と云ふ日數、誰か一人見たるものあらんや、若千歲の蓍龜を用んとならば、たとひ王侯の尊といへども、得ること難し、其空論たること知るべし、但史記の文は、文質に勝つの史なるものにして、龜策傳の說は、實は竹の事なり、其故は、竹の物たる、木にあらず、草にあらず、一種の部たりといへども、強て草木の部に入れて何れと云へば、草の部に近し、其草に入れて長壽なるものは竹なり、又竹は一根百莖に滿るものなり、此龜策傳に云へる所のものは、竹を稱德するの文たること見つべし、且夫れ竹の物たるや、其體正直にして邪曲ならず、霜雪に色を變ぜず、是れ貞正を守るの義なり、又外剛にして陽に象り、中虛にして陰に象る、外剛內柔、即ち中孚の卦象にして、孚信の義、皆是れ竹の德なり、是れ眞の蓍草と云ふものなり、然れども、竹を直ちに蓍と云ふにあらず、竹を以て蓍に作り、易器に具へたる所を蓍と名け、其德を指して神物と稱するなり、其竹を以て蓍に作るの證は、筮策皆竹に從ふを以て見るべし、若し蓍草を以てするとならば、筮策の字、何ぞ草冠に作らざるや、今筮策の字、竹に從ふときは、著固より蓍の誤にして、字書に、蓍字を脫すること明なり、六書精蘊に、蓍字を收むることは、聖經に功ありと云ふべし、然るに、學者通本の誤に從ひ、史記の說を信じて、筮策の字竹に從ふことを疑はず、精蘊の蓍字を取らざるものは、易道に昧しと謂ふべし、故に、前條に、蓍は

より、六爻皆變あり、又不變ありて至變なるものなり、略筮の如きは悉く一爻變を附けて、其得卦自然ならず至變ならず、故に天地の文、萬物の象に應じて妙用を盡すこと少し、故に吾門略筮の法を用ひず、但小事には圓箸を用ひ、大事には本筮を用ふるを規則とするなり、好古の君子これを察すべし、

箸說

箸は、竹にて作り、筮する器なり、其器を箸と名け、其能を神物と稱す、箸は、升脂切、音施、舊本誤て蓍に作る、蓍は、渠伊切、音祁、耆と同音同位、藥草の名、本草綱目萁に作る、萁は音其なり、然るに、字書には、蓍を易器とし、遂に箸字を脱せり、而して箸を藥草の蓍と、同音同位とす、韻鏡に考ふるに、脂の牙音濁行、平聲の四位に耆を收め、蓍と同音同位とすべきを、却て齒音二清行、平聲の三位に尸を收め、蓍と同音同位とし、易器の名とするもの非なり、愚按するに、耆蓍同音同位とし、藥草の名とし、尸箸同音同位とし、易器の名とすべし、李時珍は、黃耆を正名とし、蓍に作るは誤なるよしを謂へり、此れ音祁なるを徵すべし、故に箸は音施、易器とし、蓍は音祁、藥草の名とすべきこと明白なり、又箸は字書に闕くといへども、幸に六書精蘊に箸字を載て易器とす、此れ古へ箸の字ありしことを徵すべし、此に由て之を觀れば、箸蓍別音別物たること、亦證するに足れり、○俗に、めどはぎと云ふものを以て、箸とするものは、名に由て誤る、此草其形狀細直なる故に、箸に似たるの意にして、めどはぎと云ふ、其れを箸とし、筮に用ゆるものとするは誤なり、夫れ箸は易器の名にして、竹を以て制作し、筮して以て卦爻を得るの物なり、其體質を指すの名にあらず、上古より竹を以て造るものなり、然るに、史記龜策傳に、龜千歲乃遊二蓮葉之上一、蓍百莖共二一根一、其所レ生、獸無二虎狼一、草無二毒螫一、褚先生補曰、蓍生滿二百莖一者其下必有二神龜一守レ之等の說あり、此れ字書、箸字誤て艸頭に從ふと、繫辭に、生箸と云へる句の生の字を、物の生ずる意に取て、始作を生と云へるの義を知らざるとによつてなり、蓋し生箸の生字は、箸を始作するの義なり、若し生を生產の義とせば、下の句、發二

の蘊奥に遡り、卦象の理に通じ、筮占の旨に達し、又方位、人相、相宅者流の原由正理をも兼通して、尙且博聞にして、詞藻を能せば、是文質彬彬たる、聖門の君子と謂べし、家語に、潔靜精微にして賊ならざるものは、易に深き者なりと是なり、今此篇に述る所のものは、彼賊易にあらず、抑四聖正傳の神易にして、精義入レ神の旨を擧るなり、顧ふに夫れ、古昔聖王の天下を治むるや、國家大事あるときは、必ず卜官に命じて筮せしめ、其吉凶を決す、日用の細事に用ゆべきものにあらず、洪範に載る所を以て徵とすべし、然れども、易は天下の至錯を盡す書なれば、民生日用の小事たりとも、疑あるときは、筮して其失得を謀るとも、何の不可かあらんや、但天理に違ふことは、始より凶なれば、筮することなかれ、日用當然の事に於て、兩可決しがたきときは筮すべし、凡そ此學に志すの君子は、最も識量高尙にして、聖學の棘塞をひらき、易道の正旨を得ることを欲せよ、且夫れ易に四道の義ありといへども（四道之說見ニ于左國易一家言一）卜筮の道たる、將來の吉凶を謀り、君子の德行を神にするの謂にして、聖人の尊重したまふ所なる故に、古昔大卜官を設けて、以て事物の疑を決し、將來の吉凶を定む、其徵は、繫辭尙書及三禮左國等に見えたり、原るに夫れ卜筮の道たる、得卦の象に由て吉凶を定む、得卦は筮に由て成る、筮は蓍を揲るの名にして、神明に酬醋するの道なれば、筮者誠敬をつくすにあらざれば、神明に酬醋すること難し、故に筮は卦を得るの要にして、占は失得を謀るの謂なり、筮と占とは、車の兩輪、鳥の雙翼の如し、偏廢すべからず、是故に繫辭に、以テ卜筮者尙ニ其占一と云へり故に此に其筮占の義を辨じて、以て開卷の條とす、然るに是編は、筮法を說くことを主とすれば、其占法の如きは別書にゆづりて、下條に唯其觀象の秘要を擧て、以て占の要道を示す、聖門の君子、其筮占の道に通じて、始て與に易を言ふべし、

○蓍に、夏は三十六策、殷に四十八策の別ありといへども、其筮法に於ては、羲皇より周に至るまで、變革あることなし、其法は、孔夫子繫辭傳に述べたまふもの是なり（詳ニ於下條一）後世略筮と云へるものあるに對して、繫辭の筮法を指て本筮と稱するなり、筮は至變の道にして（大傳以レ筮謂ニ天地之至變一）天地の文、萬物の象を成すの活物なれば、其得卦（筮得之卦謂ニ得卦一）一二爻變

凶を親ら筮して大有の卦を得たり、以て余に示す、余曰、大有は大に有つ象なれば、恙なく父の志を續で蕃昌ならんと占す、兩三年を經て、某なるもの告て曰、子の占の如く父の業をつぐといへども、失費多くして蕃昌の色なし、大有の義に當らざること如何と、對曰、余は唯得卦の象に由て占す、當否は知らずといへども、想ふに吾子の行、其筮時の如きにあらず、卦の吉なるに安じて、必ず驕奢の心生ずるならん、大學に、惟命不于常、道、善則得之、不善則失之矣、又曰、忠信以得之、驕泰以失之と云へり、此より儉素を守り、行履を愼むときは、必ず大有の象見れて吉ならん、吾子天命を闕けりと言ふ、某感服して其行を改め、遂に富豪の身となれり、此得卦吉なりといへども、其行に由て、天命遷り變る所以なり、又一商家生涯の吉凶を自筮して、蒙の卦を得たり、以て余に告ぐ、余曰、蒙は山より水の流るゝ象にして、衰運の意あり、然れども今より家政を改め、生理を專とし、節儉を守るときは、必坎の下流を塞ぎ、兌となり、山澤氣を通ずるの生卦、法に契ふて必ず蕃昌ならんと占す、某余が言を信用して、遂に貨殖す、此れ卦凶なりといへども、其行に由て、天命移り變る所以なり、此れ君子は、凶といへども其言行を愼み、吉に轉じて其命遷る所以なり、此說は已に、左國易一家言の終章に孔子の言を引て、詳に論ずといへども、初學の爲に、近世の事跡を擧て、君子に告ぐ、庸愚の徒、不德薄行にして、憂患に遇ふときは、遽に驚き、天を怨み、人を尤めて、己が素行如何と省ずして、其心暗昧なるより、易者に筮を請ひ、或は人相家相方位と惑ひ、或は神佛に祈り、徒に外を逐て、以て其憂を免れんと欲す、何の益かあらんや、夫れ祈禱は、大學の正心、誠意、格物、致知より始り、明德を明にし、言行を愼むより外にはなし、其他の聖經賢傳を讀んで、心に得躬に行ふは、最上の祈禱なり、夫子の丘が、祈こと久とのたまひしは是なり、固より易は聖學の蘊奥にして、彼人相方位と並べ比すべきものにあらず、然れども、易道に達する識者なき故に、淺學の徒、彼庸人の蔽蒙に乘じて、易よ方位よと並稱して、愚を惑はし、利を貪り、遂に斯文を地に墜さしむ、家語に易の失は賊なりと、是れなり、世人其賊なるものを見て、易學を以て陋とし、卜筮を以て淺とするものは愚なり、若し夫れ易

以て後世に敎を示せり、儒門の妙典、此に過ぎたるはなし、聖學の君子、尤學ぶべき要ならずや、且夫、神にして之を明にするは、人に存す、道人を弘むるにあらず、故に學問は心を正し、身を治むるの道たりといへども、惡く用れば、却て身を亡すの害あり、譬ば、藥は病を治するの能ありといへども、あしく用れば、病を益すが如し、筮は疑を決するの道たりといへども、あしく用れば、却て惑ふ、譬ば楫は舟を行るの物たりといへども、あしく用れば、沒溺の憂あるが如し、若し能く筮占に通じ、事物の疑を決し、以て其德行を神にするものは、實に聖門の君子と謂ふべし、抑、筮に三の難あり、其筮至誠に契ふこと難く、卦象を活用して占をなすこと難く、其占的當すといへども、信じて以て其命に從ふこと難し、固より易は君子の爲に設く、故に聖人、君子を掲げて以て敎を示せり、何となれば則ち君子は筮して凶なれば止まり、吉なれば從て愼み行ふ、故に吉は彌吉にして凶といへども必ず轉ず、家語に、聖人は禍を轉じて福と爲すの謂にして、是乃ち筮占の本旨なり、小人は物欲に蔽はれて、道を失ふ、故に筮に從ふこと能はず、凶は益凶にして、吉といへども其終を全うすること能はず、崔杼、南蒯の如き是なり、其事跡は左國易一家言に詳なれば略す、又余が相識の人に、筮して凶なりしを强ひ爲して、後果して困苦にあひしこと屢見及びたり、此等は皆崔蒯の徒なり、庸人の情は古より同じ、但し筮は誠敬を以すれば、初心たりとも、其吉凶響影の如しといへども、占に於ては、卦象に達せざれば、吉凶決し難きことあり、其時は得卦の吉凶を易道に達せる人に問ふて、吉凶を決すべし、彼崔杼が、筮を陳文子に示し、南蒯が得卦を子服惠伯に問ふが如し、其他左國に、親ら筮して占を識者に問ふこと間見えたり、洪範に三人占すれば二人の言に從ふとは、是占の難きを以てなり、此れ前に言ふ如く、筮、至誠に契ふこと難く、至誠に契ふといへども、占の的當すること難く、占中るとも信じて從ふこと難き所以也、且前條に、吉凶は君子小人に由て、成敗移遷あることを説く、此れ初學の疑ある所なり、固より筮は、失得を前知して、天意を奉じ、天命を移しかゆるの道にして、凶を吉とするの術なれば、此所緊要なり、今其占例を擧て、同志に示す、或富賈某なるもの、父の家を續がんことを欲して、吉

へばなり、

卷之上

筮占總論

筮は竹に從ひ巫に從ふ、六書精蘊に、筮は蓍を揲えて卦を求むるなり、又巫は說文に、祝なり、女能く無形に事へて、舞を以て神を降す者なりと云へり、蓋し蓍を揲て卦を求むるを筮と云ふ、蓍は竹にて造るの器にして、天地の全數を具するの神物なり、筮は神物に交るの道なれば、神に事ふる義なり、是故に、筮は竹に從ひ巫に從ふ、又占はトロを合するなり、トは龜甲の坼兆を見て、吉凶を告ぐるを云ふ、轉じて、卦象の吉凶を斷ずるをも占と云ふ、然れば筮は今言ふ「うらなひ」のことなり、占は判斷のことなり、筮占共に會意なり、易曰、祐贊於神明而生蓍、又曰、是興神物以前民用と、夫れ神とは靈妙不測の德を指すの名、明とは見聞覺知を稱するの言なり、神は將來を主り、明は既往を藏む、神明とは天地と其德を同うして、能く千歲の後に通じ、能く宇宙の事物を知るの稱なり、唯、聖人は、德天地と等うして、能く來物に通じ、能く天下の故に明なり、是故に物を備へて用を致し、法を立て器を成し、變に通じて以て天下の民を化し、神を盡して以て天下の利を爲す、是を聖人の功業と云ふ、原ぬるに夫神は性の德にして、明は心の能なり、神を養ふは、思慮を止めて潔靜を修するにあり、明は學識を務めて前言往行を蓄ふるにあり、然に上古淳朴の世は、心志を勞せず、性德顯れて神の德盛なり、世降り風移りて、人生功利に走り、心志を勞せる故に、彼學識の務行れて、神の德隱る、故に已往に明なりといへども、將來を知るの德薄し、神聖伏羲氏、上古淳朴の世に王として、後世其心識を勞して、將來の神德隱るゝことを觀察し、始て易を作り、天地の道を明にし、萬物の情に通ぜしめ、又筮法を設けて、神明と酬酢し、將來を知るの法とす、是を以て後世書典起りて、歷代の區事を知るといへども、其將來を謀るに於ては、唯、筮占の道にありて、他に神明の德に通ずるの方なし、嗚呼庖犧神聖の賜、大なりと謂ふべし、故に三聖、斯文を尊信し、辭を繫け、傳を作りて、

の君子は先づ難しとする易に通じ、而して後、彼二家の學術を曉すときは兩全なるべし、凡そ君子爲所あらんに必ず卜筮に由て其失得を定め、時日を擇ぶ、此れ古の教にして、曲禮に見ゆ、假令へば同年月に生るゝ人、同吉方を選で爲す所あつて、一人は榮え一人は衰ふ者あらん、其吉凶の分るゝ所の者は、其人の天稟の分あるに由てなり、是故に筮して其志を定めて後、良方に從ふときは、人人固有の天命に從て禎祥あり、此れ大全の道なり、世の選擇者、易學に昧く、却て筮占を譏る者あり、愚の甚しと謂べし、故に吾門先づ易學を講習して、天地の道、性情の理に通じ、且時日の天則に順ふて、彼淺陋の愚蔽を闢き、務て舊章に由らんとす、

一、占事は窮理と卦象とを考て、吉凶を決するの道にして、其活動無窮なる故に、卦に常象、占に常義なしといへども、然ども其占法を知らざれば、卦象を活用して無窮に應ずること難し、其說卦雜卦の如きは、象を說くといへども、占の事跡に於ては左國を以て本とすべし、是編及圓箸筮法の占例なるものは、皆左國の占を則として轉用するものなり、猶左國の說は、愚嘗て左國易一家言を刻して、卜筮の摸範とすれば、參考して其占要を理會すべし、

一、道に常道あり權道あり、常道は聖經賢傳及諸子百家の典籍に載する所の、往行格言なるもの是なり、權道は時の變動に從て、宜を制し道に合するの謂にして、言說の傳ふべきなければ、書に筆すること能はず、唯易は常權の二道を兼て、筮は神明に酬酢して、權道を謀るの道なるが故に、其事大に、其義深し、然ども周より以降、斯文に達する學者なきに由て、衆說分殊にして、聖易を誤るもの少からず、夫れ易は四聖の所傳にして、儒道の精蘊たれども、讀者其理明ならざるが故に、後人易學と云へば唯筮占の事として、日者の術なりと思へり、固より易は、天地の道を明にし、事物の理を盡せることを知らず、聖學の至寶をして地に墜さしむ、歎ずべきの大なりと謂ふべし、且其筮の如きも、亦諸說分殊にして、筮法の正義を失ふ、故に愚が如き淺學固陋たりといへども、後學の惑を解んがために、其說の分殊なるものを辨じて、聖易の正に復せんと欲す、此れ至聖の道を奉じて先師の教に從はんことを願

周易本筮指南

谷川祐信　撰

凡例

一、筮は神明に酬酢し、將來の疑を決するの道にして、儒門の學者、講習すべきの要たる故に、向者、中州先生筮則の作あつて、門人に授くといへども、其文簡約にして初學の理會し難からんことを慮り、此篇は義の通じ易きを專とし、辭の俚語重複なるを顧みず、綴るに國字を以てして童習に便す、其筮則の如きは、他日刻して世に弘めんとす、

一、筮は至變にして萬事に應ずるの道なれば、其得卦も亦本卦變卦ありて一定ならず、大傳に天下の至變とのたまへる是なり、近世略筮と云へるものは、わざと一爻變を附て至變ならず、故に吾門これを用いず、唯小事には圓箸を用い、大事には本筮を用ゆ、其圓箸なるものは、曩時圓箸筮法指南と題して、已に世に弘め、今此篇を刻して、並行て以て筮占の一助たらんとす、

一、是編は、筮法を說くことを主として、占事に與らずといへども、筮は本、占をなし疑を決する爲にして、占は卦象の理を觀察して、其事の吉凶を知るものなれば、下篇に觀象窮理の秘訣を擧て以て、引而伸之觸類而長之の一隅を示す、蓋し世に方位家相宅者流と稱するものは、皆易經陰陽の象、八卦、方位、及河洛の數に法りて、其理を推廣めて、興造、移徙、嗣子、嫁娶等の失得を辨じて、凶を避け吉に向はしむ、此れ天に順ふの敎にして、人事の益少からず、協紀辨方書、五要奇書、通德類情等、彼二家の準據するところなり、然るに方位相宅の如きは、皆一定の論にして、年月同き者は幾人にても同轍なり、故に理會しやすし、唯筮は人事至錯の吉凶を決するものにして、卦象の活動無盡なれば、其理一定ならず、理會し難き所以なり、是故に濟世に志す

周易本筮指南目次

今也憂失其傳、聊紹先師復古之志、直遡洙泗之舊、辨衆說之誤、猶擧觀象之秘、占驗之要、綴以國字、告於後進焉、因引證聖語、表章蓍筮之德、以爲序、

文政庚辰秋九月

播磨龍山谷川順祐信甫

謹題於阪陽含章書堂

周易本筮指南序

筮揲蓍求卦、以酬醋於神明也、蓋天地之神明、與蓍卦之神明、同一體而無有異矣、筮者以至誠、神明蓍卦之神明、遂通天地神明之德、以謀事物之變動、以決未萌之失得、是以君子、居則玩其辭以明象意、動則玩其占、以神德行、是故君子體易以足達性命之理、順天以足察進退之幾矣、故知易聖學之淵源、而蓍卦貫道之神器也、繫辭曰、君子將有爲也、將有行也、問焉而以言、其受命也如響、無有遠近幽深、遂知來物、非天下之至精、其孰能與於此、參伍以變、錯綜其數、通其變、遂成天地之文、極其數、遂定天下之象、非天下之至變、其孰能與於此、夫易無思也、無爲也、寂然不動、感而遂通天下之故、非天下之至神、其孰能與於此、夫易聖人之所以極深而研幾也、唯深也、故能通天下之志、唯幾也、故能成天下之務、唯神也、故不疾而速、不行而至、吁筮之爲道大矣哉、可見君子尤爲當學之要矣、

す、轉じて決斷の義とす、此卦五陽剛の君子、竝び進んで一陰柔の小人を決除するの象たり、故に夬、決也、剛決柔也と云、これ遇と決と反對せり、君子已下は、夬の卦象を說き玉ふこと勿論たれども、一篇結尾の意を含蓄玉へり、最もこれも亦互文法にして、君子の道長じて、君子喜び、小人の道消て、小人憂ふと云の義なり、且つ此結尾の文、夬の卦象に繫て、姤の卦象に繫させ玉はざる者は、夬の陽長ずるの卦の象義を取て、姤の陽消るの卦の象義を舍て用ひ玉はざる者は、聖人祝世の大仁心たることを、仰讚し奉るべきなり、

周易釋故　大尾

ざるの義、然れども艮大畜の止められ、蹇困坎の險み、蠱明夷の敗壞と云が如きにも非ず、故に既濟に較ぶれば、六爻正を得ざると、水火不交の不足にして、諸餘の六十二卦に比れば、事稍七八分に成らんとす、由是これを觀れば、此條は互文省略法にして、遙對の文なり、先づ既濟は定むなり、未濟は、未定なりと反對す、固より既未卦名の二字、已に反對せり、且つ男之窮とは、前の條の女之終と云に、遙接反對せり、これ一例なり、さて男之窮とは、既未濟、二卦の判釋なり、これは、否泰の其類に反すと云、損益の盛衰の始と云るの類例なり、先づ既とは既往にして、既濟は十分の位なり、物盛んなれば衰へ、月滿つれば虧く、故に既濟を盡るの卦と云、此十分既濟の滿溢を有たんことは、大定力、大盛德の君子ならでは能はじ、故に男子之窮なりと云、窮とは、窮盡至極の義にして、大勇力を出し、孜々として勉强て、德行を盛んに崇くするに在り、これを持滿の方と云、又未濟は、其事業過半に至り、成功に向として、濟んと欲して未濟の義なり、これ假令へば、燕の樂毅が、齊の七十餘城を降せることは容易して、唯り莒と即墨の二城に至つては、兵を按じて進み攻めざるが如きの意味なり、これ七分垂成の事功を按抑して、躁急冐進せず、弛靡懈怠せず、以て時の至るを期つ、これも亦大定力あるの大英勇ならでは、決して能はざるのことなり、故に未濟は、男之窮也と云、

○且つ按に前の條は、女之終なりと云、此條は男之窮也と云、女には、安定の辭を以て結び、男には、盡力勞劬の辭を繋く、其義を如何んと云に、女は、從一の一德行にして、足れり、男は百行千務有り、故に恆の六五に、貞婦人吉、夫子凶と云、これなり、

姤、遇也、柔遇剛也、夬、決也、剛決柔也、君子道長、小人道憂也、

【釋】姤は、本乾の純陽一連し無疵の卦なりしに、卒然として一陰下に疵付て、姤となれり、これ思ひがけ無く相遇ふなり、又姤は一陰を以て五陽剛に相遇ふの象、これも亦遇ふの義なり、故に姤は遇なり、柔遇剛也と云、

夬は、本手を以て物を分割の字、由て水傍を加へては、水の汎濫衍溢するを、便所に疏通せしむるの義と

と云、不レ處とは、止まること能はざるを云、これ寡しと雖、畜めざることを得ざると、恐ると雖、行ざることを得ざると、反對せるなり、

需、不レ進也、訟不レ親也、

【釋】需は須なり、須とは、止まり守つて進まざるなり、故に需は、不進也と云、

訟は、諍言なり、爭ひは、親しみ和せざるに起る、故に訟は不レ親也と云、

大-過、顚也、頤、養レ正也、

【釋】顚とは人頂なり、頂は人身の至て高き所なり、轉じて顚覆殞下の義となる、又大過とは、一定の準則を超越すること大過なると云の義、其卦二陰の微弱なるを以て、四陽の重强なる物を負任す、豈に顚覆殞下せざることを得んや、故に大過は、顚なりと云、

頤は、頤口の象、頤口は、飲食を通じて、身を養ふの用たり、それ孰か頤養を知らざると云の者有らんや、然れども其身を養なひ、人を養ひ、德を養ふこと、一に貞正ならんことを要む、若し正ならざる時は、覆つて身を害し、人を傷ひ、德を喪ふ、故に頤は、養正なりと云、

漸、女歸、待レ男行也、歸-妹、女之終也、

【釋】漸は漸進の義にして、其妄りに犯し進まざること、父母の命、媒介の言を得て、六禮備はり、且つ男の親迎を待て進み行ふべしと云の義なり、待レ男とは、猶レ曰レ待レ時也、これ漸次の義なり、歸妹は事既に成るの義にして、女子歸嫁するの時の義なり、これ時に女子終身の大義定まり、一に從ふて二無きの道なり、邦俗に女歸を、かたづきと云、これ此終の字義に能く符契す、これ頓成の義なり、これ待字を以て、漸の義を見せ、終の字を以て、頓の意を示す、漸頓の反對なり、

既濟、定也、未-濟、男之窮也、

【釋】既濟は、六爻正を得、六爻正應を得、六爻正比を得、二五正中を得、水火熟爻を得、凡そ六十三卦中、得んと欲する所の者、皆悉く既に濟畢んぬ、故に既濟は定也と云、

未濟は、事過半成るに垂として、いまだ濟すこと能は

鼎は、三足兩耳あつて、食物を烹飪するの器なり、これ生なる者を烹ては熟せしめ、腥き者を煎ては、美ならしむ、故に鼎は新を取なりと云、それ革鼎ともに、改革變換の義有りと雖、實事占斷にては、革は革つて損減有り、鼎は改つて增益有りとす、これ去取反對し、故新反對せるなり、

小過、過也、中孚、信也、

【釋】過とは超越なり、過失なり、罪愆なり、それ有物有則、天地の定理たり、其一定の準則を超越するを過と云、故に超越と云も、過失と云も、罪愆と云も、其本は一定準則の信を失ふに由ることとなり、これ不信と云べし、其卦下卦の艮は、止て不動、上卦の震は、動て止まらず、これ上下內外、共に不信の象と云べし、故に小過は過なりと云、

中孚は、三四陰柔、中虛の象、二五剛中、中實の象、これ中虛中實の信卦たり、故に其卦名を中孚と云、信卦の義は、言を須ざる者也、これ過の字を以て不信を示し、信不信反對せるなり、

豐、多故也、旅、寡親也、

【訂】舊本、作親寡旅、今改正、故下脫也字、今補、

【釋】豐とは多大盈足にして、家の政、怠弛の象有り、これ多故多事の義なり、

旅は異鄉他國に客寓するの義にして、これ親故寡く、相知る稀少なり、故に多故と寡親と反對せるなり、

離、上、而坎、下也、

【音】上、上聲、升也、下、去聲、降也、

【釋】離を火とす、火の性は、炎上なり、故に離は上ると云、

坎を水とす、水の性は潤ひ下る、故に坎は下ると云、これ上と下と反對せるなり、

小畜、寡也、履、不處也、

【音】處、上聲、

【釋】小畜は巽の陰柔微弱なるを以て、乾の剛健なるを畜んとす、これ其力至て寡し、力寡ければ、其畜め蘊ふること亦甚だ寡きなり、故に小畜は寡なりと云、

履は兌の柔弱なるを以て、乾の剛强なる者の後に從ふ、其至て危ふきこと、虎の尾を履むの恐懼有りと雖、其勢ひ行かざることを得ず、故に履は不處なり

す、これも亦反對の義なり、

大壯、則止、遯、則退也、

【釋】大壯は陽長するの卦、四陽並び進む、其勢ひ壯盛にして大壯と名る所以なり、止まるとは、動き進まずして、靜に道を守るの義たり、それ大壯の卦爻の性情は、進むに在り、これに處するの道は、止つて動かざるに在り、故に大壯なれば則ち止まると云、遯は二陰下に長ずるの卦なり、それ陰邪の道は、其同類を得る時には、其勢ひ當るべからず、遯は四陽二陰の卦なれども、此四陽を以て、此二陰を撥ひ除くこと能はざる者は、陰邪の時を得、類を得て、其勢ひ猛鋭なるを以てなり、君子は幾を見て作つ、故に退ぞき去つて、時を期するを上策とす、故に遯なれば則ち退ぞくと云、大壯は、其己が陽の道壯んなるを以て、止まり守つて動かざるを以て道とし、誨へとし玉ふ、遯は彼が陰邪の道、其類を得たるを以て、君子知を韜み明を藏め、退ぞき去るを以て道とし、誨へとし玉へり、其反對の義知りぬべきことなり、

○按ずるに、師家の說は、止を上に改めらる、然れども舊文の如くにしても其義通ずることとなり、其義通ずる時には、改竄せざること甚だ可なるを以て、今舊文に復して其義を釋せるなり、

大有、衆也、同人、親也、

【釋】大有とは大に天下を有つと云の義、繫辭に、富有之謂㆓大業㆒と亦同意なり、衆とは億兆を總るの辭、これ自己のみ富有を極むるには非ず、天下の衆生をして、皆各其所を得しむると云の義なり、故に大有は衆也と云、

同人は人と同うするの義、其人と同うするの道は、一に其陰私を去て、陽公に就に在り、其陰私を去り、陽公を主とするは、正實の最なり、正實は人と親むの最要たり、故に同人は親なりと云、

革、去故也、鼎、取新也、

【音】去、上聲、

【釋】革とは、獸の皮を治めて、其毛を去て、革と爲すなり、これ改革變更の義にして、其物體上に就ては、損減して改むるの義有り、故に革は去故なりと云、故は、故舊なり、

渙、離難也、節、止分也、

【音】離、平聲、離散也、

【釋】渙とは、嚴き冬の氷凍、春の風に遇ふて、融釋解散て、漣漪たつの義なり、故に人險難の氷凍に結ばれ固る時、此渙の卦に遇へば、險氷渙消て、難みを離るゝことを得たり、故に渙は離るゝなりと云、節は難みの中に免ぶの義なり、それ難みの中に免ぶは、堅固の節操有るに非ずんば、能はざるなり、これ此卦の節と名くる所以なり、それ節操有る者は、よく命を知て分に止まる、故に節は止まる也と云、渙は難みを離れ、節は分に止まる、これ離と止と反對せり、

解、緩也、蹇、難也、

【音】難、去聲、

【釋】解とは從刀判牛角、これ滯を通釋し、結ぼるゝを緩紓するの義なり、故に解は、緩なりと云、蹇は跛なり、行き難きなり、其卦坎險前に在り、艮岳後ろに畓つ、蹇跛の人にして、水險山岨の間に居る、難みの極と云べし、故に蹇は難み也と云、

睽、外也、家人、內也、

【釋】睽は澤水離火、其性相違ひ、中女少女、其志同じからず、これ相背く所以なり、背けば則其情親しまず、これ疎外の義なり、家人は一家の人なり、家の義なり、家道なり、家業なり、又內なり、內とは、公に對するの義、凡そ男子の出でゝ事業を爲す、皆公の道なり、故に家人の彖傳に、女正位乎內、これ私のことなり、男正位乎外、これ公のことなり、これなり、此段內外反對なり、睽は親疎の疎より外とし、家人は公私の私より內とす、聖人玩象、繫辭、行文の妙、仰歎すべきのみ、

否、泰、反其類也、

【釋】否は陰陽閉塞し、天地不交、萬物不通、天下無道の象なり、これ乾にして乾德無く、坤にして坤德無し、これ各其類に反するなり、故に反其類也と云、泰は、否の反對にして、反其類こと勿論たり、故に陰陽和熟し天地相交、萬物相通、天下有道の象たり、然れども卦上に即てこれを見れば、乾の尊貴なる者下に居り、坤の卑賤なる者上に位す、これも亦反其類也、否は其類に反して否塞し、泰は其類に反して泰通

去て、再び其位に還るの義なり、反は、反復回還するを云、假令へば、剝の卦、群陰壯盛にして、終に一陽の君子を剝し爛し、天下を悉く坤陰の世と成さんとす、然るに時に當つて、復の一陽の英勇、其時の風に反して、忽ち初めの位に義兵の旗を上て回復の勢ひを樹つ、これ陰陽循環の定理たり、故に復は反なりと云、反るとは、復の初九は、本乾の初九なれば、其本位に反ると云の義なり、これ剝復反對の義、見つべし、

晉、晝也、明夷、誅也、

【釋】晉は日、地上に出づるの象、晝なり、明なり、晝とは日の出入、夜と界をなす、これ夜の對なり、故に晉は晝なりと云、

明夷は日の地中に入るの象にして、これ賢明の君子、陰暗昏晦の君の爲に、傷夷殺害せらるゝの義なり、誅とは傷害を云、これ明暗の反對なること知りぬべし、

○師說には、誅を暗の字の譌れるとして、暗に改め、これ晝夜明暗反對なり、晝を以て明夷の夜なることを見せ、暗を以て晉の明なることを知らしむ、これ互文省略法なりと云、按ずるに其說は、甚だ巧みなれども、晝と暗と押韻叶はざるなり、又舊文にては、晝誅韻協ふ、故に今舊文に從ふなり、

井、通、而困、相遇也、

【釋】井は險みの中に巽ふの義にして、其體は動かざれども、其用は、終に世間に通ずること有るの象なり、故に井は通と云、困は困窮の卦、險難の極とす、それ物窮すれば則ち通ず、これ窮途遇ㇾ春の義にして、能其困險の時を守り愼み得れば、必ず期せざる所の亨通の道に相遇ふなり、故に困、相遇也と云、屯は險みの始め、蹇は難みの中間、困は難みの極、これ三難卦の位なり、遇とは、不ㇾ期して相遇ふの義なり、

咸、速也、恆、久也、

【釋】咸は上聲、感なり、それ物の相感ずるや、迅疾敏捷、間に髮をも容べからざるの者なり、故に咸は、速也と云、

恆は常恆の義、常恆とは敢て變動すること無く、其德を永久するの象なり、故に恆は久也と云、これ疾速、永久の反對せるなり、

賁は文飾の卦にして、天地人三才、文の義を以て、説かせ玉ふが故に、人の唯文采虚采の義のみと、意はんことを察し玉ふて、賁飾の極は、卻つて素質の位に復還して、無色なると云の義を示させ玉ふなり、

兌見、而巽伏也、

【音】見、去聲、音現、

【釋】兌は一陰の汚濁るの物、二陽の尊貴の上に登られ、陽明の光耀に由て、其身現著なり、故に兌は見はると云、巽は一陰の微弱なる者、二陽の剛強なる者の下に在り、これ屈伏せざることを得ざるなり、これ兌の見るの反對なり、故に巽は伏也と云、これ二卦ともに、三畫六卦畫、其象義相同じきなり、

隨無故也、蠱則飭也、

【音】故、音顧、事也、詁也、所以然也、舊也、有心犯法也、亦固之義、飭、恥力切、致堅也、謹敕也、修治也、俗本、飭、作飾譌、

【釋】隨とは從なり、順なり、これ從ひ難き所のことに、能く從ふの象義にして、隨と名くる所以なり、それ人其從ひ難きのことに、能く從ふ時には、萬般千務のこと、敢て故障有ること莫し、故に隨は故無きなりと云、

蠱は敗なり、事なり、我より毀敗するの象たれば、蓋し其事未敗時には、須く身心を謹敕愼戒して、毀敗せしめざることを保護すべし、若し事物既に毀敗するの後に當ては、須く身心を謹敕て、粉骨碎身して、修治完全にすべしとの義なり、故に蠱なれば則飭と云、これ隨は己を枉て人に從ふを以て、事に故障有ること無く、蠱は毀敗を以て、謹飭勤力の事有ると云の反對なり、

剝爛也、復反也、

【釋】剝は、陽消盡て、陰長じ極まらんとす、大衰最凶の卦なり、經文及び序卦にては、盡の字を以て、これを釋し玉へども、尚これを厭たらずとして、此には爛の字を下して、其最凶急切の旨を明し玉ふ、凡そ物、害の急迫にして甚だ大なるは火の炎燒より甚しきは莫し、金石珠玉の堅剛ものも、一たび、これに遇ば、忽ち灼爍焦爛す、故に剝は、爛也と云、復とは、物其位を

の德に、四陰の臣民聚まるの象、これ其聚まること即今に在り、且つ萃は、比の九五と、豫の九四と、此二卦の象義を兼併せたるの卦たれば、道に於ても、誨に於ても、最上の吉占たれども、實事卜筮、彼我利損を以て見れば、彼は二陽の剛實有り、我は坤陰の柔虛なり、聚まること外卦の彼に萃るにして、我は自若として空貧たれば、我は利有ること無きの象義たり、

升は登るの義勿論たれども、今徑ちに登ることには非ず、其升るは、將來に在り、且つ萃は聚まることと彼の二陽に在れば、萃を顚じて升となる、さらば二陽我に在るを以て、內卦の我に來るかと意ふに然らず、故に不來也と云、それ彼不來ば我必ず行く、行くと云は、上卦に行くなり、其上卦に行くが即ち升の卦の義なり、其上卦に升ると云も、二陽には非ずして、一陰柔に在り、此一陰柔、時を以て升つて臨と運移す、彖傳に、柔以時升と云、これなり、萃は二陽に聚まるを以て名を得、升は一陰の升るを以て名く、これ反對して義を示せるなり、

謙、輕、而豫、怠也、

【音】輕、去聲、威儀輕卒也、人亦輕二侮之一也、

【釋】謙は艮山地中へ陷るの象、これ人謙下に過ぎて、禮の中を失ひ、我威儀莊重の德を亡ひしより、人亦これを輕侮して、遂に國家の紀維解け、政治弛ばるに至ること多し、此旨を上下に推旋して占判すべし、故に謙は輕しと云、

豫は豫樂逸遊の義、これ驕奢に過て、豫樂に耽り、逸遊に溺れて、修身に怠り、家事に怠り、國の政に怠り、遂に國家を喪ふに至るなり、謙は卑下に過ぎ、豫は驕樂に過ぐ、其失は一なり、故に反對して以て其象義を示せり、

噬嗑、食也、賁、无色也、

【釋】噬嗑は、頤中有物、噬嗑而亨と云の象たれば、これ飮食の義勿論たり、故に噬嗑は、食なりと云、然れども此卦經文上、彖辭、爻辭、大象、ともに斷獄の義を主張して說かせ玉ふを以て、人の此卦に食養の義有ることを、疎遠ならしめんかと恐れ思て、此に食の象を出し玉へり、蓋し噬嗑の占斷、食の義のみと云には非ず、よく領會すべし、

【釋】起とは興起進作の義、凡そ事を始め起し、進み行て爲すこと有るの卦とす、故に震は、起也と云、艮は震の反對にして、休止退守の義なり、假令へば、今まで作かけしことも、其天命を畏れみ、其事を遏止て、退き守るの卦たり、故に艮は、止也と云、

損-益、盛-衰之始也、

【釋】損は、泰の交代生卦にして、下を損して上の驕奢を益さんとす、これ即ち衰へるの道、衰の始なり、益は、否の交代生卦にして、上の驕奢を損して、下の困窮を益し贍はす、これ即ち盛の道、盛の始めなり、○按ずるに此文は、連環互文にして、損は損の終り益の始め、益は益の終り損の始めなり、盛は盛の終り衰の始め、衰は衰の終り盛の始めなり、と云の義なり、且按に、此文損は衰に對し、益は盛に對す、然れども益損衰盛と云の熟語有ること無きに因て如此文字を下し玉へり、これ猶陰陽天地とは、熟語音便にして、陽陰地天と云べからざるが如きなり、

大-畜、時也、无-妄、災也、

【釋】大畜とは、乾陽の福祿富貴を、大に畜め聚め積み蘊へ、賢を養ひ德を畜ふの卦なり、これ皆人の欲し願ふことなりと雖、其之を得んことは、實に天命の在ること有り、死生有命、富貴在天と云、これなり、故に大畜、時也と云、これ大畜は、福の時なりと云の意にして、希望進求して得べからざることを明し示させ玉へるなり、

无妄とは天眞自然の卦にして、動くに天を以てするの象たり、これ實に聖人の位たり、それ已に聖人の位所に至らば、何の災の犯すことか有るべきと意へども、堯に九年の水災、舜に父弟頑傲の災、湯に七年の旱災、文王に羑里の災、周公に弟兄流言の災、孔夫子に陳蔡の災、これ之を實に无妄の災と云、故に无妄、災也と云、これ无妄は、災ひの時也と云の意なり、此條の主意は、大畜も福の來るの時なれば、これ希求して得べからず、无妄の位にしても、災ひの至る時有り、道を以てこれを守れば自然に消除と云を、反對せるなり、

萃、聚、而升、不來也、

【釋】萃は聚まると云の義にして、九四、九五の二陽剛

師は、一陽成卦の主、九二臣の位に居て、剛中の才力を以て、六五の柔中の君に應じ輔け、君命を奉じて、群陰を帥ゐ、不服の叛臣を征伐す、これ險を行き、天下を育するのことにして、實に霜露に飲食し、金革に起臥す、劬勞憂惧の極なり、故に師は憂なりと云、これ比の樂の反對なり、

臨觀之義、或與或求、

【音】與、與奪之與、求、乞求之求、

【釋】臨は陽長ずるの象にして、これ二陽の君上、大震の勢ひを以て宇内を照臨し、天下四陰の蒼生に、陽實有餘の恩を施し、惠を與へ玉ふなり、故に或は與へと云、これ陽長ずるの卦なればなり、

觀は臨の反對にして、陽消するの卦なり、此時陰の勢ひ盛大にして、四陰と排列して、二陽を剝し、盡さんとす、二陽よく時勢を知て、戰々兢々と恐惧して、君德を愼み、顒若として大艮の德を守り、君德君位を固く守つて、四陰の輔佐を求むべきなり、故に或は求むと云、臨觀等しく二陽四陰の卦たれども、臨は有餘にして恩惠を天下の四陰に與へ、觀は不足にして、輔佐を群下の四陰に求む、これ消長の時勢、異なればなり、臨德は、朝日の如く、觀位は、晚日の如し、

屯見而不失其居、蒙可離而著其險、

【音】見、音現、離、平聲、著、入聲、附著也、通本蒙下脫可字、離、譌作雜、著下脫其險二字、今補正、

【釋】屯は難みの始めの卦なり、殊に坎の難み外卦に在り、上に在るを以て、これ現然たる難みなり、然れども初九の一陽剛、內卦震の主にして、成卦の主たり、これ大に爲ること有るの爻にして、其初九正位を失はずして、後日亨通の義期すべし、故に屯は見れて、其居を不失と云、

蒙は屯の反にて、坎の難みは內卦に在り、自己は外に在て艮の主、成卦の主として、高く上九に止まれり、これ坎險を出離れたる象なり、然れども其蒙昧無知なるを以て、情欲に溺れて、己より故さらに險に止まり著く、故に蒙可離而著其險と云、

重震起也、重艮止也、

雜卦

此篇目も、亦後人の臆造の追加なるべし、何とも其義だに不分明なる篇號ならずや、然れどもこれに代(カハル)べき妥當の號無(ナケ)れば、姑らく舊名に從ふのみ、蓋し此篇の主旨は、六十四卦の、各卦の其一義を揭出して、占斷の綱概を示し玉へる義にして、專ら卜筮上の敎へを主とし玉へり、然れども卜筮の判は、千變萬化なれば、豈一に百に限ると云ことを有べけんや、これ其方を示させられしのみ、且此篇揭る所の卦象義、經文と同じきも有り、異なるも有り、大抵は、二卦づゝ顚倒して、其義相反す、其中に反對せざるも有り、一例板同に拘泥すべからず、易は變化の道、一に拘泥せば、則ち死物となる、これ易道の祕訣たり、大體此篇序次、經文の如しと雖、亦同じからざる有り、相對する二卦の前後異なる者は、師比、井困、大畜无妄、兌巽、解蹇睽家人、大壯遯、大有同人、小過中孚、離坎、大過頤、否泰、姤夬、此十三對これなり、これ協韻文勢に由てなり、又其顚倒を以て相對し、顚倒すべからざるに至つては、表裏を以て相對することは、一に經文の卦序と同義たり、

乾(ハ)剛(ナリ)、坤(ハ)柔(ナリ)、

【釋】此篇は六十四卦の一義を揭出して、占判の大旨を示し玉ふこと故に、乾坤及び下の六子の卦も、皆六畫重卦のことと會得(ガテム)すべし、然れども乾坤震巽坎離艮兌の八卦にては、三畫も六畫も、其德性象義相同じと心得べし、聖人三畫六畫同名にし玉ふにても察すべし、

乾は、三奇一連し、純陽充實にして、剛健の德性たり、故に乾は剛なりと云、坤は乾の反對にして、三偶六斷し、純陰闕虛にして、柔順の德性たり、故に坤は柔なりと云、

比(ハ)樂(シミ)、師(ハ)憂(フ)、

【音】樂音洛、

【釋】比は一陽成卦の主、九五の尊位に在り、坎水潤澤の主となつて、一仁水の雨澤を四海に滿溢(アフレ)しめ、諸侯を親しみ、萬民を柔(ヤス)んず、擧天下の樂み、これより大なるは莫し、故に比は樂むと云、

較ぶれば、六爻位を失ひ、正を得ずと雖、餘の卦に比する時には、六爻應有り、比有り、これ大に濟んとするの位なり、故に未濟は、七八分の位とす、それ既濟は十分過滿の象を以て終るべからざることは、易の道なり、天の道なり、是を以て未濟七八分の位を以て、これを終り、一篇の結尾を爲し玉ふこと、大に聖人の微旨存在せり、故に受レ之以二未濟一終レ焉と云、これ既濟に次で未濟の卦を置き、一篇の總結せる所以を演べ釋し玉へるなり、

過、

【釋】信とは土德にして德の基地なり、故に千百の德行も、信無くしては、これを德行と云ことを得ざるなり、文言に忠信、所以進德也と云へる、これなり、是を以て、其信有る者は、必ず其行ひ成るなり、故に有其信者、必行之、故受之以小過と云、これ中孚に次で、小過の卦ある所以の釋なり、

有過物者、必濟、故受之以既濟、

【釋】それ小過の卦たるや、少しく過して、道に適ふの義有り、上文には行の字を以て、小過の義紐接す、これは過の字を過去過往等の往來の義とす、これ兼義たり、故に過者、行也と云の字釋なきなり、此條の過は、過不及の過にして、小過の本義たり、これ上篇の大過と同例なり、それ過とは有餘の位にして、不及とは、不足の義なり、故に中庸にも、賢者は、これに過ぎ、不肖者は、不及、智者は、これに過ぎ、愚者は不及と、これ其中を得ざるは一なりと雖、賢者と智者は、過ると云有餘の位に居り、不肖者と愚者は、不及の不足の地に居る。これ有餘にしては、行成り功濟ふべきことと見つべし、豈不及不足の不肖者愚者の、企て望むべきことならんや、故に有過物者、必濟、故受之以既濟と云、これ小過に次で、既濟の卦ある所以の釋なり、

物不可窮也、

【釋】既濟とは、既に濟ひ成れると云の義にして、其卦たるや、天地陰陽水火の熟交にして、六爻を得、六爻正を得、六爻應有り、六爻比有り、これ十分に滿つるの象なり、それ物十分に滿てば、其勢ひ必ず溢れ覆る、これ天地の定理にして、日中則昃、月滿則虧と云、これなり、窮とは、窮極の義にして、十分に滿つるの意なり、故に窮の字を以て、既濟の義を見し玉ひ、既濟の卦を以て、終り止るべからざることは、これ易の道なりとの義なり、故に物不可窮也と云、

故受之以未濟終焉、

【釋】それ未濟とは、物いまだ十分に濟ざると云の義にして、これ七八分に至れるの位なり、これを既濟に

畫、其象其名相同じ、

說而後散之、故受之以渙、

【釋】それ人、憂ふる時は眉蹙み神屈す、これ收斂の義たり、悅ぶ時は、眉開け神伸ぶ、これ開散の義たり、これ乃ち物情の定理たり、故に說而後散之、故受之以渙と云、これ兌に次で、渙の卦ある所以を演玉ふなり、

渙者、離也、

【音】離、平聲、離散也、

【釋】これ字注例なり、渙の卦に離と散との二義あるを以て、前には、散の字を以て、これを見し、此には離の字を以て、これを釋す、これ離散兼有することを示せり、渙の卦は風水上を行く象にして、坎水巽風に渙散せらるゝ義なり、又坎冬の嚴冰、巽春の暖陽に融釋解散せらるゝの象有り、これ共に離散の義たり、故に渙者離也と云、

物不可以終離、故受之以節、

【釋】凡そ物離散するとても、緩急遲速、其時宜裁制の節を貴ぶことなり、故に物不可以終離、故受之以節と云、これ渙に次で、節の卦ある所以の釋なり、

節而後信之、故受之以中孚、

【釋】節とは節操節介の義にして、能く檢制あつて、堅固に分を安んじ、限り有て止まるの謂たり、これ孟子の所謂、得志與民由之、不得志、獨行其道、富貴不能淫、貧賤不能移、威武不能屈と云へるこれなり、それ如此にして、信なりと云べく、人も亦これを信せん、故に節而後信之、故受之以中孚と云、これ節に次で中孚の卦有る所以の釋なり、

【訂】通本、而下脫後字、今據義例補正、

孚者、信也、

【訂】通本脫此四字、今據義例補正、

【釋】これ字注法なり、上下に在る處の信の字は、中孚の卦の義なりと云の釋なり、中孚の卦たるや、全卦の離にして、中虛の信なり、又二五共に剛中にして、これを中實の信とす、故に孚者信也と云、

有其信者、必行之、故受之以小

【釋】これ字注法にして、豐の卦は大の義なると云の釋なり、豐とは、豐饒の義なり、故に豐者、大也と云、

窮大者、必失其居、故受之以旅、

【釋】それ滿を持し、大を有んこと、甚だ難きの道なり、然るに況んや大を窮して盡さんとするに於てをや、これ必ず其居を失ふに至ること必せり、故に窮大者、必失其居、故受之以旅と云、これ豐に次で、旅の卦有る所以の釋なり、

旅而无所容、故受之以巽、

【釋】旅とは、羈旅客寓異郷に在るの稱なり、それ旅途寄寓の人は、親み少く、相知る稀きなり、これ容るる處無きこと知りぬべし、是を以て巽順和從にすべきの道なり、故に旅而无所容、故受之以巽と云、これ旅に次で、巽の卦ある所以の釋なり、

巽者、入也、

【釋】これ字注例にして、巽の卦は、入の訓義なると云の釋なり、それ巽の卦たるや、一陰二陽の下に入る、陰の性は、卑下柔順を道とす、況や一陰の微弱にして二陽の下に在り、豈柔順巽從ならざらんや、これよく入るの義たり、故に巽者入也と云、これ三畫六畫、其象其名相同し、

入而後說之、故受之以兌、

【音】說、音悅、下同、

【釋】凡そ物能く入ることを得て、而後これを說び、これを說ばるゝことを得る者なり、これ必然の定理たり、繫辭に曰、君子安其身而後動、易其心而後語、定其交而後求、これ以て此義を發しつべし、故に入而後說之、故受之以兌と云、これ巽に次で、兌の卦ある所以の釋なり、

兌者、說也、

【釋】これ字注法にして、上下に在る所の說の字は、即ち兌の卦の義なると云の釋なり、殊にこれは音注義注の例なり、兌の卦たるや、一陰二陽の上に在り、それ陰の道は、卑下微賤の義とす、然るに今此卦、二陽尊貴なる者の上に、一陰微賤の者を上げらるゝの象、これ說ぶ所以なり、故に兌者說也と云、これ三畫六

相同じきなり、故に其名相同じきなり、

物不可以終動、動必止之、故受之以艮、

【訂】通本、終動下、脱動必二字、今據蔡邕石經補之、

【釋】動は止の反對にして、動の極、必ず止に至る、これ天地必然の道理たり、故に物不可以終動、動必止之、故受之以艮と云、これ震に次で、艮の卦ある所以の釋なり、

艮者、止也、

【釋】これ字注法なり、上下に在る所の三止字は、即ち艮の卦の義なりと云の釋なり、艮の卦たるや、一陽二陰の上に止る、それ陽の性は上る、一陽今二陰の上に上る、もはや上るべきの地無し、故に止まれるなり、三畫六畫、其象其名、相同じ、故に艮者止也と云、

物不可以終止、故受之以漸、

【釋】それ物已に動に終るべからざれば、其止に終るべからざることも亦必然たり、是を以て止ること極まれば必ず進む、故に物不可以終止、故受之以漸と云、これ艮に次で、漸の卦有る所以の釋なり、

漸者、進也、

【釋】これ字注法にして、漸とは進むの義なりと云の釋なり、それ漸の卦たるや、山上に有木の象にして、其木日夜に漸々進み達するの義なり、故に漸者進也と云、

進必有所歸、故受之以歸妹、

【釋】凡そ物進み行時には、必ず歸依落著する所有り、故に進必有所歸、故受之以歸妹と云、これ漸に次で、歸妹の卦有る所以の釋なり、

得其所歸者必大、故受之以豐、

【釋】歸妹は陰陽男女配偶の義にして、女の歸の象なり、それ女子の歸嫁するや、其所を得て、子孫生々す、これ功德の大なる者なり、歸妹の象傳に、歸妹天地之大義也と云、これなり、故に得其所歸者、必大、故受之以豐と云、これ歸妹に次で、豐の卦を置ける所以の釋なり、

豐者、大也、

すれば、其精力盡く下の根に歸るが如し、井は地を闕て作す者、これ地下に在て養を作す者たり、故に困乎上者、必反下、故受之以井と云、これ困に次で、井の卦有る所以の釋なり、

井道、不可不革、故受之以革、

【釋】井の卦たるや、巽木の釣瓶、坎水の下に巽て、これを汲上て、用を爲すの象なり、井の體は地下に在て、其用は普く世間に流通するの者たり、さて井の道は、清淨寒冽を貴んで、滓塞汚濁を忌む、故に革めずばあるべからざるの者なり、革むるとて、井を變革するにては無く、能く浚渫て汚濁を去り、清冽ならしむるの義なり、道の字眼目たり、故に井道不可不革、故受之以革と云、これ井に次で、革の卦ある所以の釋なり、

革物者、莫若鼎、故受之以鼎、

【釋】革とは獸皮を治めて、其毛を除き去て、制するの義なり、故に雜卦に革去故也と云、これ革改變更の義知りぬべし、さて物を革むる者は、鼎に若くは莫し、鼎は烹飪の器、生なる者を熟せしめ、腥き者を美ならしむる者なり、雜卦に鼎取新也と云、これなり、故に革物者、莫若鼎、故受之以鼎と云、これ革に次で、鼎の卦ある所以を演玉ふなり、

主器者、莫若長子、故受之以震、

【釋】鼎は祭祀烹飪の重器たり、祭祀を承け主る者は、長子の任なり、震は長子の卦なり、故に主器者、莫若長子、故受之以震と云、これ鼎に次で、震の卦ある所以の釋なり、

震者、動也、

【釋】これ字注例にして、震は動の義たると云の釋なり、上文に長子と出て有るは、即ち震の義なり、然れども例の如く此所にて、震者長子也とは、釋せられぬなり、其故は、長子は震の象にして、震字の本義に非ず、此所は、字注法故に、字の本義を以て釋し玉へるなり、震は一陽の貴き者、二陰の賤き者の下に抑へらる、故に忿激して、震動するなり、故に震者動也と云、これ三畫卦の象義なれども、六畫重卦も、其德性象義

【釋】これ字注法なり、前後に在る處の遇の字は、即ち姤の卦の義なると云の釋なり、姤の卦たるや、純陽無疵の乾の卦たりし所に、卒然として一陰下に生じて、陰陽思ひがけ無く相遇ふの象たり、遇とは、期せず、約無くして、思ひがけ無く出遇の義たり、故に姤者、遇也と云、

物相遇、而後聚、故受之以萃、

【釋】それ物と物と、相出遇ふに非れば、聚まると云ことを得ざるなり、さらば聚まると云は、物と物との相出遇ふ名たり、故に物相遇而後聚、故受之以萃と云、これ姤に次で、萃の卦有る所以の釋なり、

萃者、聚也、

【釋】これ字注例にして、上下にある所の三つの聚の字は、即ち萃の卦の義なりと云の釋なり、萃は二陽四陰の卦にして、天下衆陰の心、九四の賢相、九五の聖君、此二陽爻に聚まるの義なり、故に萃者、聚也と云、

聚而上者、謂之升、故受之以升、

【音】上、上聲、

【釋】それ萃の卦たるや、九五、九四の二陽爻に、萃まるの義たれば、これ外卦に上り聚まるの義なり、升は登るなり、故に聚而上者、謂之升、故受之以升と云、これ萃に次で、升の卦有る所以を釋せるなり、

升、而不已、必困、故受之以困、

【釋】升の卦たるや、巽木の種子を、地中に蒔て、其養育を得て、地上に升り出で、幹木枝葉花實繁榮升達するの義たり、それ小陽の木は、升らんとして、升ることを得ざるの物たり、然るに今升り升つて、已ざる時には、其精氣枝葉に升り過て、其本根必す疲る、これ艸木の險難たり、唯り艸木のみ然るに非ず、凡そ物皆然るなり、故に升而不已、必困、故受之以困と云、これ升に次で、困の卦有る所以の釋なり、

困乎上者、必反下、故受之以井、

【釋】困は、窮苦厄難の義にして、木の圍中に在て、上下左右に伸ぶることを得ざるの義とす、其卦たるや、澤水漏下つて涸竭せるの象にして、其困窮の義知りぬべきなり、それ上に困む者は、必ず下に反る、これ天地の定理たり、假令ば艸木の秋冬に至て、枝葉脱落

難、故受之以解と云、これ蹇に次で、解の卦を序せる所以を演玉へるなり、

解者、緩也、

【釋】これ字注例なり、蹇の難みの卦に次で、解の卦を序せるは、解は震雷已に上り、坎雨已に下る、これ嚴冬粛殺冰結べるの難み、春陽和緩の氣を得て消散するが如し、故に解者、緩也と云、緩とは、緊急に束縛せる者を、解縦放鬆するの義なり、

緩、必有所失、故受之以損、

【釋】緩は解散放鬆の義たれば、其勢ひ損失に至らざることを得ず、故に緩、必有所失、故受之以損と云、これ解に次で、損の卦を序せる所以の説法なり、

損、而不已、必益、故受之以益、

【釋】それ損の卦たるや、泰の交代生卦にして、己を損して他を益すの象たり、これ物に於ては損たり、道に於ては徳たり、故に損而不已、必益、故受之以益と云、これ損に次で益の卦を序せる所以の釋なり、

益、而不已、必決、故受之以夬、

【釋】それ益の卦たるや、否の交代生卦にして、上を損して下を益すの象たり、これを益して已ざる時には、其勢ひ沸溢して決裂せざることを得ず、これも亦天地の定理たり、故に益而不已、必決、故受之以夬と云、これ益に次で、夬の卦有る所以を釋し玉ふなり、

夬者、決也、

【釋】これ音注字注例なり、前後に在る彼の三決字は、即ち夬の卦の義なりと云の釋なり、これ音義併釋の例なり、

決、必有所遇、故受之以姤、

【釋】夬の卦たるや、五陽を以て一陰を決除し去るの象たり、決とは水の汎濫沸溢するを、低下の便利に導き注きて、離散疏通せしむるの義なり、それ決疏する時には、一旦離散するが如くなれども、物各其歸所を得るの義有り、これ遇ふ所有るの義たり、故に決必有所遇、故受之以姤と云、これ夬に次で、姤の卦有る所以の釋なり、

姤者、遇也、

の卦の義なりと云の釋なり、明夷は、坤の三陰晤の爲に、離明の蔽はれ傷らるゝの象たり、故に夷者、傷也と云、

傷於外者、必反於家、故受之以家人、

【訂】通本於、譌作其、今據足利古本改正、

【釋】それ外に在て傷らるゝ者は、必ず家に反ること、これ人情の定理たり、家人は家の人なり、又家と云の義なり、故に傷於外者、必反於家、故受之以家人と云、これ明夷に次で、家人の卦を序せる所以の釋なり、

家道窮、必乖、故受之以睽、

【釋】家人の卦は家なり、一家の人なり、家道なり、これ能く治れば、一家の人能く親み、家道通ず、物通に終るべからざれば、通ずるの極、必ず窮に至る、窮するに至れば、必ず家人乖き離る、故に家道窮、必乖、故受之以睽と云、これ家人に次で、睽の卦を序せる所以を演玉へるなり。

睽者、乖也、乖、必有難、

【音】難去聲、下同、

【釋】これ字注法にして、上下の三乖の字は、睽の卦の義なると云の釋なり、睽の卦たるや、二女同居して、其志同行ならず、離火澤水、其性相乖くの象なり、故に睽者、乖也と云、それ物相乖く時には、必ず難み生ず、これ亦定理たり、故に乖、必有難と云、

故受之以蹇、

【釋】これ睽の卦に次で、蹇の卦を序せる所以の説法なり、

蹇者、難也、

【釋】これ字注例にして、上下の三難字は、蹇の卦の義なりと云の釋なり、それ蹇の卦たるや、坎の難みの中に、艮の身止るの象たり、譬へば蹇の跛の、前には坎水の險所有り、後には艮山の絶阻有て、進退維谷と云の義なり、故に蹇者、難也と云、

物不可以終難、故受之以解、

【釋】窮通榮枯、時とともに消息す、故に物不可以終

物不可以久居其所、故受之以遯、

【釋】それ運移變遷は、天地陰陽の定理たり、故に物不可以久居其所と云、それ物以て久しく其所に居るべからずんば、必ず其所を遯れ去らんとす、故に受之以遯と云、これ恒に次で、遯の卦を序せる所以を說玉ふなり、

遯者、退也、

【釋】これ字注法にして、遯の卦の義は、退くと云の義なりとの釋なり、それ遯の卦たるや、二陰下に長ずるを以て、君子陰邪の道の長ずべきの幾を見て、各遯れ退くの義なり、故に遯は退也と云、

物不可以終退、故受之以大壯、

【訂】通本退、譌作遯、今據義例改正、

【釋】それ進退往來は、天地陰陽の定理たり、物豈遯退にのみ終るべけんや、遯退にして德を含蓄たれば、其勢ひ大に壯んなるに至ること亦必然の定理たり、故に物不可以終退、故受之以大壯と云、これ遯に次で、大壯の卦を序せる所以の說法なり、

物不可以終壯、故受之以晉、

【釋】大壯は四陽排列して、壯盛の義なるなり、それ壯んなる者は其勢ひ必ず進む、故に受之以晉、と云、これ大壯に次で、晉の卦を序せる所以を演玉ふなり、

晉者、進也、

【釋】これ字注例にして、晉の卦は、進むの義なると云の釋なり、晉は日、地上に進み上るの義なるを以て、故に晉者、進也と云、

進必有所傷、故受之以明夷、

【釋】進とは登なり、前なり、これ位を超えて登り前むの義有り、故に躁ぎ進むの極は、自他に於て、傷害無きことを免れず、故に進必有所傷、故に受之以明夷と云、これ晉に次で、明夷の卦を序せる所以を演玉ふなり、

夷者、傷也、

【釋】これ字注法にして、上下に在る三傷の字は、明夷

然後有君臣、有君臣、然後有上下、有上下、然後禮義有所錯、

【訂】通本脫夫字、今補正、夫、平聲、音扶、錯、置也、

【釋】夫とは、發端の辭にして、指す所有るの義、これ遙かに上篇起首の有天地の句に接應す、凡そ此章二截として會得すべし、上截有天地より有男女に至ては、これ上篇氣化の體に應じ、下截然後有夫婦より、禮義有所錯に至ては、これ下篇形化の體を演玉ふ、故に此章にては、夫婦の二字眼目にして、直ちに咸の卦の義を說き玉ふなり、其卦名の咸の字は、已に上に見ゆ、故に下文の咸より恒へ接續する所、夫婦之道、不可以不久と云る者は、これ此章の夫婦の字に呼應せる文法なり、

禮郊特牲曰、天地合、而後萬物興焉、夫昏禮、萬世之始也、取於異姓、所以附遠厚別也、幣必誠、辭無不腆、告之以直信、信、事人也、信、婦德也、壹與之齊、終身不改、故夫死不嫁、男子親迎、男先於女、剛柔之義也、天先乎地、君先乎臣、其義一也、執摯以相見、敬章別也、男女有別、然後父子親、父子親、而後義生、義生、然後禮作、禮作、然後萬物安、無別無義、禽獸之道也と云へるも、これなり、

夫婦之道、不可以不久也、

【釋】夫婦の道とは、陰陽配合の義にして、即ち咸の卦の象義たり、それ夫婦の道は、天地の大義、禮經の起本たり、故に家人家傳、男女正、天地之大義也、歸妹家傳、歸妹、天地之大義也、中庸、君子之道、造端乎夫婦、及其至也、察乎天地と云へり、これらを見ても其義觀つべし、是を以て咸を下經の首に置て以て、上篇の乾坤に相對せるなり、尤も夫婦治家の道久しからずば、あるべからざるなり、故に夫婦之道、不可以不久也と云、久とは常恒變動せざるを云なり、

故受之以恆、

【釋】これ咸に次で、恆の卦を序せる所以を演玉ふなり、

恆者、久也、

【釋】これ字注法にして、上下の三久字は、恆の卦の義たると云の釋なり、故に恆者久也と云、

にして、男女匹配して、夫婦と爲るの始めたり、故に咸、感也、夫婦之始也と云、

○按にこれ上經三十卦の結局なり、然るに咸の卦は、下經の首卦たり、今上經局内に收ること、越犯錯亂に似たれども、元來序卦の文は、六十四卦、聯絡循環して、前に牽き後に連つて、逐序接續して、其義を演玉ふの體たり、故に上篇結尾の離の卦は、下篇起首の咸の卦の起本たり、故に離の麗著より、陰陽麗合して相感するの義を、此に說玉はざる時には、序卦連接の義、斷絕す、文章の體制語勢、如此ならざることを得ざるなり、若舊本の如くにては、上篇の首に乾坤二卦の名義を失ひ、下篇にては、咸の卦の名義亡脫す、篇中に三卦の目を脫す、今此十九字を補正して、文脈連續して、無瑕連城の珍となる、於是乎中州先生補正の功績拔群にして、實に千古一人たることを徵しつべし、

○再び按に右の十九字の補正は殊に絕倫たる師家の眼力なりと心服せるより、象徵正文をも此の如くに改正せしことなり、然るに此ことは早く古人の議論ありしことなり、此頃ふと宋の吳仁傑が兩漢刊誤補遺を閱たるに云、

荀爽傳、夫婦人倫之始、故文王作易、上經首乾坤、下經首咸、常仁傑按、王昭素謂易序卦云、離者、麗也、諸本此下更有麗必有所感、故受之以咸、咸者、感也、凡十四字、晁以道舍人古易、取此三句增入正文、謂後人妄有上下經之辨、故例省云、按荀卿書曰、易之咸見夫婦、故序卦始言天地而不言乾坤、此言夫婦而不言咸、蓋昭然義見、不必申言之也、仁傑編次古易十二篇、於序卦正文止從其舊、

こゝに由てこれを觀れば、此補正のことも早く已に古人の議論ありしこと此の如し、これに付ても先生の眼力の高きを知り、又は小生輝星が學識の博からざるを愧づることなり、固より荀卿は周代の人にして孔夫子を去ること遠からざるに、其頃の序卦の文に此句無きことならば、仁傑が說に從ふも亦可なるべし、附記して以て後考に備ふなり、

夫有天地、然後有萬物、有萬物、然後有男女、有男女、然後有夫婦、有夫婦、然後有父子、有父子、

義には非るを以てなり、且つ上文の動の字の所にては、過の字を過去過往の義として、動作の意有り、これ兼義なり、此條の終過過必の過の字は、過不及の過にして、本義たり、如此兼本義、二柱にして卦義を釋し玉ふこと、亦一例なり、

故受之以坎、

【釋】これ大過に次で、坎の卦を序せる所以を演玉ふなり、

坎者、陷也、

【釋】これ字註法なり、上下に在る所の陷の字は、坎の卦の義なると云の釋なり、坎は一陽二陰の中に陷るの象にして、陷とは、高きより降下するの義なり、故に坎者、陷也と云、

陷必有所麗、故受之以離、

【釋】陷とは、物の險難なり、麗とは附著なり、凡そ險難に陷る者は、必す附て倚り頼むあらんことを望む、故に陷必有所麗と云、故受之以離とは、これ坎に次で離の卦を序する所以を演玉ふなり、

【訂】通本必譌作則、今改正、

離者、麗也、

【釋】これ字注法なり、上下に在る處の三麗字は、即ち離の卦の義なると云の釋なり、離は一陰二陽の間に附着の象たり、麗とは、附著の義也、故に離者麗也と云、

麗必有所感、

【釋】凡そ物相偶して而後に相感ず、これ事物の定理たり、況んや今陰陽相附著す、豈感ずること無きことを得んや、故に麗必有所感と云、

故受之以咸、

【釋】これ離に次で、咸の卦を序しつる所以を演玉ふ也、

咸者、感也、夫婦之始也、

【訂】麗必迄始也十九字補正、始、去聲、

【釋】これ字注法なり、上下に有る所の感の字は、咸の卦の義なりと云の釋なり、咸とは、陰陽感應するの卦

畜、

【釋】无妄とは、公明正大にして、絲毫の私無きの義にして、動くに天を以てすと云者たり、これ何の事か成ざらん、何の物か聚まらざらん、何の徳か畜へざらんや、故に有无妄、然後可畜と云、故受之以大畜とは、これ无妄に次で、大畜の卦を序せる所以を演玉ふなり、

物畜、然後可養、故受之以頤、

【釋】畜とは止むるなり、止むれば則ち聚まる、聚まれば、則ち蘊、蘊ば、則ち養ふべし、大畜とは、大に積貯へ養ふと云の義なり、これ即ち君上の任なり、それ君上の道たるや、大に徳を積み貯へて、億兆を撫養て、これが君徳を厚くし、億兆を敎化して、これが君徳を崇くす、君上は、本億兆の君師たる者なればなり、故に物畜、然後可養と云、故受之以頤とは、これ大畜に次で、頤の卦を序せる所以を演玉ふなり、

頤者、養也、

【釋】これ字注法なり、上下に在る所の養の字は、即ち頤の卦の義なりと云の釋なり、それ頤の卦たるや、上艮にして止まり、下震にして動く、上止まり下動くと云は、これ頤口の義なり、其頤口は、飲食を通じて、身體を養ふの門たり、故に頤者、養也と云、

不養、則不可動、故受之以大過、

【釋】それ物發生すと雖、其養ひを得ざる時には、成長し動作することを得ず、故に不養、則不可動と云、動と云に、成長動作の義兼備へたり、故受之以大過とは、これ頤に次で大過の卦を序せる所以の説法なり、

物不可以終過、過必有所陷、

【訂】通本脱過必有所陷五字、今補復、

【釋】凡そ天地陰陽の道理、此に大に過ること有る時は、彼に大に不足こと有るなり、故に物不可以終過と云、其過ること有るや必ず陷ること無くばあるべからざること、これ定理たり、故に過、必有陷と云、

○按に上文の不可動の動の字は、過の字の釋たり、然るに此章にして、過者、動也と云の、字注釋無し、これは上の動の字は、過の字の一義にして、本

明玉となし、鐵塊を鍛錬して、莫耶の名劔と作すの義にして、人事も亦如ㇾ是、子路が謂ひつる、南山の竹、生れながらにして、直なるの性質に、孔夫子の羽鏃の文教を須て、而後に君子たるべきの類これなり、故に致ㇾ飾、然後亨と云、

亨、則盡矣、故受ㇾ之以ㇾ剝、

【訂】通本脫ニ亨字ㇾ、今據ニ義例ㇾ補正、

【釋】凡そ天地陰陽の道、日中則昃、月盈則虧、物亦亨通して既に成就すれば、則ち盡滅に至る、これ自然の道なり、故に亨、則盡矣、故受ㇾ之以ㇾ剝と云、これ賁に次で、剝の卦を序せる所以を演玉ふなり、

剝者、盡也、物不ㇾ可ニ以終ㇾ盡、窮ㇾ上必反ㇾ下、故受ㇾ之以ㇾ復、

【訂】通本盡也之盡、譌作ㇾ剝、終盡下衍ニ剝字ㇾ、窮上下脫必字今皆補刪改正、

【釋】剝者盡也とは、これ字注法にして、上下に在る所の盡の字は、剝の卦の義なると云の釋なり、それ物已に亨るに終るべからざれば、亦盡にも終るべからざること知りぬべし、かの艸木の如き春夏に枝茂り、葉榮えしも、秋冬には黃落凋窮す、これ上に窮り盡れば、其精英根に反つて、春の發芽の畜を爲す、故に窮ㇾ上必反ㇾ下、故受ㇾ之以ㇾ復と云、これ剝に次で、復の卦を序せる所以を演玉ふなり、

復、則不ㇾ妄矣、故受ㇾ之以ニ无妄ㇾ、

【釋】復の卦たるや、本純陽元瑕の乾の卦にて有つるに、卒然として一陰下に生じて、姤となり、二陰と長じて、遯となり、三陰に浸んで、否となり、四陰と群つて、觀となり、五陰と盛んじて、剝に至りぬ、剝は盡なり、脫なり、天下の群陽を脫落剝盡して、終に陰暗昏晦の時となさんとす、然る時に當つて、此復の一陽は、絕倫の力量、拔群の見識有て、滔々たる天下、皆陰暗昏迷たるの中に卓立して、時風に移らず、世俗に流れず唯特公明正大の道に復還す、これ天道の眞實を得たるの君子たり、故に復則不ㇾ妄と云、妄ならずとは、眞の義なり、故受之以ニ无妄ㇾとは、これ復に次で、无妄の卦を序せる所以を演玉ふなり、

有ㇾ無ㇾ妄、然後可ㇾ畜、故受ㇾ之以ニ大

する時は、必ず修治せずばあるべからず、小にしては一身一家、大にしては一國一天下なり、これを修治回復せんは、事の最大なる者と云べし、故に有事而後可大、故受之以臨と云、これ蠱に次で、臨の卦を序せる所以の釋なり、

臨者、大也、物大、然後可觀、故受之以觀、

【音】以觀之觀、去聲、卦名也、餘皆如字、下同、

【釋】臨とは日月の下土を照臨し、君上の億兆を照臨するのことにして、臨大の義なり、故に臨者大也と云、これ字註法にして、上下の大の字は、臨の卦の義なると云の釋なり、凡そ事物臨大にして、其勳績功業、仰ぎ觀つべし、故に物大、然後可觀、故受之以觀と云、これ臨に序で、觀の卦を次せる所以の釋なり、

可觀、而後有所合、故受之以噬嗑、

【釋】觀とは、彼れ我を仰ぎ望み、我れ彼れに觀せ示す、物相合ふて、相觀るの義なり、故に可觀、而後有所合、故受之以噬嗑と云、これ觀に次で、噬嗑の卦を序せる所以の釋なり、

嗑者、合也、物不可以苟合而已、故受之以賁、

【釋】噬嗑の卦は、頤中に物有て隔を爲し、兩腮喫合して、而後に亨通するの象たり、故に噬嗑を嚼合すの義とす、嗑者合也とは、これ字注法にして、上下の合の字は、噬嗑の卦の義なりと云の釋なり、それ物相合すと雖、亦これが文采を加へて、調理するに非れば、質文に勝て、鄙野の偏固を免かれず、故に物不可以苟合而已、故受之以賁と云、これ噬嗑に次で、賁の卦を序せる所以を演玉ふなり、

賁者、飾也、致飾、然後亨、

【音】飾、音識、修飾也、文飾也、

【釋】これ字釋法なり、賁とは、天地人三才文の卦なり、文とは、文飾文采のことなり、故に賁者、飾也と云へり、凡そ物、性善の質上に、文明の敎飾を加へて、而後に美善を盡すことを得、これ璞石を琢磨して、連城の

有大者不可以盈、故受之以謙、

【釋】大有とは富天下を有つの義にして、有つことの大なる者とす、それ大を有ち、滿を持する者は、盈溢沸濫を畏怖る、これを守るの道は、謙遜抑退に在り、故に有大者、不可以盈、故受之以謙と云、これ大有に次で丶、謙の卦を序せる所以の釋なり、

有大而能謙、必豫、故受之以豫、

【釋】それ謙讓は禮の起本、人道の規則たり、これ固より、上下に彌るの道たれども、殊に富貴高上在位の人に戒むるの道たり、貧賤卑下無位の者は、其勢ひ自然に謙順屈伏に至り、富貴威權の人は、自然に尊大驕傲なり易し、これ事の勢ひ然らしむ、子貢が、貧而無諂、富而無驕の問、夫子の貧而樂道、富而好禮の說法、又宋考父廟之鼎銘云、一命而僂、再命而傴、三命而俯、循牆而走と云、これ富貴高位の人にして、愈謙德を守るべきことを見つべし、故に有大而能謙、必豫と云、これ謙德の人心を感服豫悅せしむる所以を云へり、能の字眼目たり、これ謙に次で丶、豫の卦を序せる所以の釋なり、

豫必有隨、故受之以隨、

【釋】豫とは悅樂和順の義、それ上の聖德盛んにして、億兆悅樂する時は、各皆感服隨順せざることを得ず、故に豫、必有隨、故受之以隨と云、これ豫の卦に次で、隨の卦を序せる所以の釋なり、

以豫隨人者、必有事、故受之以蠱、

【訂】通本豫、譌作喜、今正、

【釋】それ悅樂和順の恩澤を被ぶるを以て、其恩德に感服隨從する者、宜く王事に奔走服從すること、これ臣民の大義たり、故以豫隨人者、必ず有事受之以蠱と云、これ豫に次で蠱の卦を序せる所以の釋なり、

蠱者、事也、有事而後其德可大、故受之以臨、

【釋】これ字釋法にして、上下に在る所の事と云は、即ち蠱の卦の義なりと云の釋なり、さて蠱を事とする所以を推すに、蠱は、蠱惑壞亂の卦たり、それ物壞亂

き玉ふとて、故に受之以履と云、履者禮也とは、これ字注例にして、上下の三禮字は、履の卦の義なりと云とを釋し玉ふなり、履は、本履履のことにして、人の踐て行く所の物なり、其人の踐み行ふ所は、禮より大なるは莫し、故に履を謂て禮の卦と云、故に履者、禮也と云、凡そ人の云爲動止ともに禮を以て準則とす、禮を踐む時は、身心ともに安泰なる也、故に履禮然後安と云、

故受之以泰、泰者通也、

【釋】これ履の卦に次で、泰の卦を列ぬる所以を說かせ玉ふとて、故受之以泰と云、泰とは、安泰通泰の兩義兼ね具せり、故に前には、安の字を以て、泰の伏脈とし、後には通の字を以て、泰の呼應とす、これ需の釋と相同じ、亦一例たり、

物不可以終通、故受之以否、

【釋】それ陰陽寒暑の變遷、日月晝夜の交代、これ天地の定理にして、消息盈虛、何物か豈得てこれを私することあらんや、故に物不可以終通と云、それ已に通にのみ終るべからざれば、其必ず否の向ひ來ること、亦定理必然たる、泰否は反對の義なればなり、故受之以否と云、これ泰の卦に次で、否の卦を列ぬる所以の說法なり、

物不可以終否、故受之以同人、

【釋】天運循環、往て復らざること無し、泰否は反對す、それ物已に泰通に終るべからざれば、又否塞にのみ終るべからざること、必然なり、故に物不可以終否と云、凡そ否塞閉窒の極は、必ず和合協同す、故受之以同人と云、これ否に次でゝ、同人の卦を置ける所以の說法なり、

與人同者、物必歸焉、故受之以大有、

【釋】與人同者は、これ私を去て、公明に就くの義にして、公正の德たり、公正合同の德あれば、物として歸せずと云こと無し、故に與人同者、物必歸焉と云、それ公正和同の德盛んなれば、物必ずこれに歸す、物歸の極、これを大有と云、故に受之以大有と云、これ同人の卦に次で、大有の卦を置ける所以の說法なり、

これを公に言すなり、故に公に從ひ、言に從ふ、公とは、君上を云ふ、君上は、公道の存在する處なればなり、其訟訴の道たるや、原告、被告ともに各干證あり、これ一人の爲す處に非ず、必ず衆人の連坐あり、故に訟必有衆起と云、

故受之以師、師者、衆也、衆必有所親、

【釋】これ訟に次で師の卦を置る所以を演玉ふなり、故に受之以師と云、師者、衆也とは、上の衆字の釋にして、師の卦は、衆の義なると云の字釋例なり、凡そ人衆聚まる時には、必ず統領する處無くば、有るべからず、其統領は一を以て衆を親しめば、衆は必ず統領に親しむ、故に衆、必有所親と云、

故受之以比、比者、親也、親必有所畜、

【訂】通本親、譌作比、據義例訂正、下親也、親必之親、並同。

【音】畜、音蓄、蘊畜也、畜聚也、篇内大小畜並同、

【釋】これ師に次で、比の卦を列ぬる所以を演玉ふなり、是を以て故受之以比と云、比者、親也とは、字注法にして、上下の親むの字は、即ち比の卦の義なると云の釋なり、比は親比輔佐の卦なり、凡そ物其情疎き者は、離れ散じ、其情親き者は、聚り合す、聚れば則ち蘊畜ふ、故に親、必有所畜と云、

故受之以小畜、物畜、然後有禮、

【釋】これ比の卦に次で小畜の卦を列せる所以を說かせ玉ふとて、故受之以小畜と云、それ蒼生を御むるの道は、先づ其衣食の養、闕くること無くして、而後に禮讓の道興起ことなり、語曰、衣食足、而知榮辱、孟子の所謂、養生喪死無憾、王道之始也と云へるも、これなり、故に物畜、然後有禮と云、

故受之以履、履者、禮也、履禮、然後安、

【訂】履者禮也、四字補、也履下、衍而泰二字、刪正、履禮之履字補、

【釋】これ小畜の卦に次で、履の卦を置ける所以を說

こと能はず、それ君上の任たるや、億兆の赤子に、父母となつてこれを養育教化するを務めとす、故に物穉、不可不養也と云、

故受之以需、需者飲食之道也、

【釋】これ蒙の次に需の卦を置ける所以を演玉ふなり、故受之以需と云、さて義例に據らば、上の養の字の義を釋して、需者、養也と有るべきを、需者、飲食之道也と釋し玉ふ者は、二重釋にして、それを前後に析つて、義を示し玉へるなり、言ふ意は需の卦は養と云の義なり、其養と云は、飲食の道に本づくと云ことを、前に養の字を以て見し、後に飲食之道也と二重に釋し玉ふなり、それ物を養育するや、必ず飲食を本とす、其飲食して養ふの道、需の卦に具に備れり、蓋し需は乾下坎上の卦なり、これを飲食の道と曰へる者は、其妙用上に就ての説法たり、これ大切の祕訣たれども、今こゝに後進の指南とせん、先づ坎を飲とし、食とす、これ飲食の體なり、乾を氣とし、味とす、これ飲食の用たり、蓋し酒肉穀蔬の類、直ちに其形質を咀嚼して、飲食するが如しと雖、其物を養ふ所以の義は、其氣味なり、故に其飲食物の形質滓濁の者は、これを大小の二腸に輸し逐つて、終に前後の二門より放下し去ることなり、こゝに飲食の物は、其形質を以ては養ひは爲さずして、唯其氣味を以て養を爲すことを知るべし、今需の卦は、坎の飲食の體上に位し、乾の飲食の氣味下に居る、渣濁は下に降り、氣味は上に昇る、これ互ひに交り和して、相養ひ相生ずるの象義、顯然たるなり、況や訟の卦の如きは、天水違ひ行の象義にして、相養ひ相生ずるの、飲食の道とすべからざること、亦言を須ざるのことなり、

飲食必有訟、故受之以訟、訟、必有衆起、

【釋】これ需に次で訟の卦を置ける所以を演べ玉ふなり、禮に曰、飲食男女、人之大欲存矣と、此飲食男女は、天賦具足の大欲と云、凡そ古今無數の億兆、終日孜々として、奔走勞苦すること、飲食大欲の爲にするに非ること無し、これ自他互に求め、彼我各爭ふ、訟の起る所以なり、それ訟とは、爭ひなり、辨なり、凡そ人其情乖き、其志違ひて、互ひに是非曲直を爭ふて、

すは、雷雨の二氣の動作に在り、此二氣天地の間に滿盈動作して、萬物を生ずることとなり、此故に屯彖傳、雷雨之動、滿盈、天造艸昧と云、又大象にも、雲雷、屯、君子以經綸と、これ雲雷の二氣を以て、天地を經緯して、萬物を造化するの義也、故に屯者、盈也と釋し玉へり、

物之始生也、物生必昧、

【音】始、去聲、通本昧譌作蒙、今據義例改正、

【釋】それ乾にして天道開け、坤にして地道成れり、屯は人界艸創の位にして、物始めて生ずるの時なり、故に物之始生也と云、凡そ物の生ずる始めや、晦昧無知なり、譬へば昧旦の如く、夜將に曉ならんとして、いまだ明ならざるの義有る也、故に昧の字は、日に從ひ、未に從ふ、其義見つべし、故に物生必昧と云、これ昧の字を取て、屯に序てゝ、蒙の卦を次づる所以の伏脈たり、

故受之以蒙、蒙者、昧也、物之穉也、

【音】蒙、蒙昧無知之義、從艸從冡、冡、覆蔽之物、𠘯、衆本字、從三人、凡𠘯生、性本善、未得義訓之方、則情欲冐蔽之、故蒙以爲幼學未通、蒙昧無知之稱、穉、音緻、幼禾也、凡人物幼少、皆曰穉、

【釋】これ屯に次で蒙の卦を置く所以を演べ玉ふなり、故に受之以蒙と云、蒙者昧也とは、これ字釋例にして、上に昧と云は即ち蒙の卦の義なるとなり、さて蒙を昧とする所以は、凡そ人の生ずるや、其天禀賦予の性は、善なること勿論たれども、これを敎導誘引するに、義訓の方を用てすること莫く、唯其情欲のまゝに放縱する時には、必ず罪咎に至らざること鮮し、故に聖人これが名敎を建立て、庠序學校の設け有る所以なり、是を以て幼童壯老に拘はらず、いまだ學に通せず、道を見ること明らかならざる者を、總てこれを蒙昧と云、轉じては物の幼穉微弱の義とす、故に蒙者、昧也、物之穉也と釋し玉へり、

物穉、不可不養也、

【釋】凡の物の初めて生るは、幼穉微弱なる者なり、其幼穉微弱なる者は、全く養育の力に非んば、成長する

序卦

【釋】序卦とは今の周易經文の、六十四卦の序次の義を、演述し玉へるなり、さて其經文の卦の序次は、これ文王の排列し玉へる次第なり、庖皇の卦の序次は、即ち原圖の次第これなり、さて此篇を序卦と稱せしことも、後人の追加せしなるべし、此篇も、通本には錯脫譌誤少しとせず、今中州先生の定考する所に由て、更に訂校を加へ、且つこれが詳解を加へて、後進の階梯とす、

乾天也、坤地也、

【訂】通本脫二此六字一、今補正、

【釋】序卦の體は、六十四卦の卦名を掲出して、其象義に由て以て、卦の序次に、自然と三才の道、事物の定理を具しぬる所以を演述て敎訓垂戒し玉へる者なり、然るに通本の舊文の如くにては、開卷第一義、乾坤の二卦名を脫漏せり、これ闕典の大なる者と云べし、今此六字を補ひ正して、文章の首尾具足し、下句への承接最穩貼なり、

有二天地一、然後萬物生焉、盈二天地一之間一者、唯萬物、

【釋】吾門の秘訣に云、萬物の父母は天地、八卦の父母は乾坤、五行の父母は水火、これを三父母の訣と云、故に今乾坤天地の父母有て、然後萬物生ず、これ天地は萬物の父母たればなり、萬とは大數を總擧ぐるの名、物とは凡そ天地の間に生ぜる者を云、蓋し其概綱を擧げば、日月星辰、風雲雷電、人物鳥獸、介鱗混蟲、山嶽江海、艸木穀蔬、果蓏麻絲、金石珠玉、布帛貨財等なり、故に盈二天地之間一者、唯萬物と云、これ盈の字を取て乾坤に次でゝ、屯の卦を排列し玉ふ所以の伏脈なり、

故受レ之以レ屯、屯者、盈也、

【訂】通本也下衍二屯者二字一、今刪正、

【釋】これ乾坤に次で、屯の卦を序せる所以を說玉ふなり、且つ上の盈字は、即ち屯の卦の義なると云の字釋なり、さて其屯の卦を盈ると云所以の義を原ぬるに、凡そ萬物を生ずるの體は、天地にして、其用を作

なることを視し玉へるとなり、かの爻辭の玄黄と有るは、これ天の君と、地の臣と相戰ふて各傷創を被ぶりしと云ことなり、天の色は玄、地の色は黃、其天地の色の混雜せしは、天君地臣、互ひに各創を被ぶり、血を出すと云の義を見し玉へるとの釋なり、聖人此の天陽地陰相戰ふに至ることを、豫憂へて、初六の時に霜を履見て、後の堅冰を察して、これを始めに嚴しく防げよと有り、孔夫子も、これが爲めに、臣其君を弑し、子其父を弑すと云ことを、初六最微の時に戒しめ置かせられたり、聖人慨世憫民の大熱腸大憂患の繫辭、仰歎奉崇し上るべきなり、

○按に坤の文言に、用六の釋無き者は、既に乾の文言に、用九の釋再びに及んで說き玉へり、これ乾の義例を以て坤の義三偶すべければなり、故に坤の用六は省略し玉へり、凡そ文言は乾に詳悉にして、坤に省略なり、これ乾の義を得ば、以て坤の義、及び餘の六十二卦、倶に推求して發すべければなり、

互析文にして、六四の時、國家無道なるを云、故に易文を引て、在位の賢者宜しく德を韜み、光りを埋むべきことを說き曉し玉ふなり、末句の言謹也とは總釋して警誡し玉ふ也、これ初六の言愼と同義なり、愼も謹も皆協音の便に從ふのみ、

君子黃中通理、正位居體、美在其中、而暢於四支、發於事業、美之至也、

【釋】黃とは、忠信の義、中とは、六五柔中を云、通理とは道理に通達するを云、正位とは、六五正君の位を云、居體とは坤卦の體に居るを云、坤は臣下の象、即ち臣體と云のことなり、これ五は定位正君の位なれども、坤は臣道の卦なる故に、臣の卦中に君有りと云ふことを得す、故に六五の爻と雖、猶臣體に居ると云の義なり、美在其中とは、陰の道、臣の道は、假令美德才能有りと雖、これを其中心に收め畜へて、敢て外に發露せず、是を以て其德內に盛んなるの餘り、自然に四支に暢達し、事業に發顯するに至る、これ其美德含蓄の動績なりと云の釋なり、

陰疑於陽、必戰、爲其嫌於无陽也、故稱龍焉、猶未離其類也、故稱血焉、夫玄黃者、天地之雜也、天玄而地黃、

【音】嫌、戸兼切、不平於心也、　離、平聲、離別也、　夫、音扶、

【釋】陰は卑賤にして柔弱なるの者とす、然るに今坤の上六にては、其卑賤柔弱なるべき所の陰、其威勢剛强尊大に至れり、故に陽より必ず其盛大剛强に疑ひを生ず、これは其陰より陽に薄迫ことを畏るればなり、然れども已に疑かはるゝに至つては、其勢ひ必ず戰はざることを得ず、これ必然の時勢なり、さて此坤の卦、純陰の象なるを以て、其これと敵して戰ふ所の、陽無きに嫌ひ有らんが爲にや、上六爻辭に聖人故さらに意を著て、龍と稱して、陰臣の對頭なる陽君有ることを見し玉へり、然れども全卦坤體の陰類を離れざるを以てや、又故さらに血と稱して、其陰卦陰類

直內、義以方外、敬義立、而德不孤也、易曰、二字補、直方大、不習、无不利、則不疑其所行也、

【音】敬、居慶切、肅也、恭也、恆自警肅也、從苟從攴、苟、急敕之義、攴、戒敕之義、苟與苟別、苟、從艸句、苟、從羊（校者云、羊原本作芊）省、從勹從口、勹守其外、口愼在其中、愼言畏肅之義可見、

【釋】直、其正也、方、其義也、これ字註法にして、直方二字の大義を解釋し、其直方の二字を雙關にして、以て敎誨し玉ふなり、さて直方の二字より、敬義の二字を生じ、以て君子の內修外行の功業を、說き曉させ玉へり、此內修外行の敬義立て、而して後に其德孤ならずとなり、孤とは、單孤子獨の義にして、不孤とは敬義兩德對峙せるを云、易曰、直、方、大、不習无不利、これ坤の六二の爻辭を引て、敬義內外修行の功業を實證し玉ふなり、則不疑其所行也とは、これ不習无不利の義を主釋し玉へるなり、直方大の德、已に內外に充實す、故に其直方大の德を行ふに、豈疑ふ所有らんや、これ不習无不利と云の義なりと云の釋なり、

陰雖有美、含之以從王事、弗敢成也、地道也、妻道也、臣道也、地道无成、而代有終也、

【釋】それ陰の道は、內に生育の美德有りと雖、これを含み畜へて外に顯はさずして、以て王事に服從し、敢て自ら成功に居ること莫きの者たり、さて其敢て、成たらざるや、即ち地の道なり、妻の道なり、臣の道なり、其坤陰地道と云者は、成たること莫れども、而も君に代つて、其事の終りまで務むべきの者たると也、

天地變化、艸木蕃茂、天地閉賢人隱、易曰、括囊无咎无譽、蓋言謹也、

【訂】通本蕃下脫茂字、今據足利古今補正、

【釋】それ天地陰陽相變化すれば、艸木蕃茂し、百物生育す、又天地閉塞すれば、百物生ぜず賢人隱る、これ

承天、而時行、含萬物、而化光、至矣哉、

【訂】通本、含萬物而化光句、錯置坤道上、今復正、至矣哉、三字補、

【釋】坤は、地德の卦なり、地は天に承けて、而其時の宜きに順ふて行ふことなり、これ猶臣の君に承け、妻の夫に承るが如し、固より、坤地には、萬物發生の德能は、具在含畜すと雖、かの順の德性を以て、敢て自ら擅に成したること無く、天に承けて、而後時に順ふて化育す、其功德の光大なること、坤地至順大德至れる哉と讃歎して、彖辭の釋を結せり、

積善之家、必有餘慶、積不善之家、必有餘殃、臣弑其君、子弑其父、非一朝一夕之故、其所由來者漸矣、由辨之不早辨也、易曰、履霜堅冰至、蓋言愼也、

【音】殃、於良切、咎罰也、弑、音試、下殺上也、一曰、自外曰戕、自內曰弑、通本愼譌作順、今復正、

【釋】これ坤の初六爻辭の釋なり、先づ善不善慶殃、臣子と云を、雙關對頭文にして說き起せり、凡そ萬般の事務の幾微、早くこれを辨察せざると、これを其始めに愼戒せざるとより、終には君を弑し、父を弑するの、極惡大罪に至ると云ことを、警戒玉ふの說法なり、末に易の一句を引て其事を實證し、又結末に、蓋言愼也との一句を以て、前文と易文との總義を維括して、垂戒し玉へり、此坤の六爻辭の釋の體は、繫辭十八爻釋の例と同體たり、

○按に善の對は惡なり、然るに積善の對、積惡とあるべきに、さは無くて積不善と有ること、これ聖人慨世憫民の、大憂患大苦心中より、錬り出し玉ひたる名敎の文字なり、且按ずるに積善之人、積不善之人とは無くして、家と云字を下し玉ふこと、これ文章の眼目にして、學者これらの所にして工夫し得ば、聖人の道義文章、左右に其原を獲べし、

直其正也、方其義也、君子敬以

の秘訣たり、

坤、至柔、而動也剛、至靜、而德也方、

【訂】通本、德下脫也字、今補、

【釋】坤は純偶の卦にして、陰の道なり、地の道なり、臣の道なり、妻の道なり、動とは、動作の義にして、勉め行ふと云ことなり、坤の卦は、其性は至柔にして、其陽に承け、天に承け、君に承け、夫に承けて、勉め行ふことや、剛强にして休息間斷有ること無きと云とを動也剛と云、コレ伏卦法傳、さて其體は至靜にして、其德性は、方正なるとなり、これ坤の卦の德性體用と、彖辭とを併せて釋し玉へり、これを乾の文言彖釋に較ぶれば、稍又簡省なるなり、

先則迷、而失道、

【訂】通本脫此六字、今據義例補正、

【音】先、去聲、

【釋】坤は大陰の卦、陰の道は、後れ退き下るの者也、然るに今これを犯して先つ時には、陽明に承けずして背く、故に陰暗にして昏く迷ふ、迷へば道を失ふこと定理必然たり、故に先則迷、而失道と云、

後得主、而有常、

【音】後、去聲、

【釋】後るゝとは、坤の道なり、陰の道なり、地の道なり、陰の主は、陽なり、地の主は、天なり、臣の主は、君なり、妻の主は、夫なり、常とは、變動せざるの義、これ即ち陰の道なり、地の道なり、臣の道なり、妻の道なり、それ後れ退くことは、陰の道にして、よく其義に適ふ、故に各其配主を得て常道有りとなり、

坤道、其順乎、

【釋】此句一段の主腦たり、順字は、坤道の種子三昧耶にして、凡そ坤の道、百務千行も此順字の外に泄るゝと無し、これ坤卦の德性たればなり、故に陰の道、地の道、臣の道、妻の道、皆此順を以て德性とし、三昧耶とするとなり、已下は此順の道の功用を説玉ふの注脚にして、以て坤德を讃歎して、總結し玉へり、

ならざること靡し、豈唯此上九の爻にのみ限ること有るべけんや、然らば何の爲に聖人の一柱を設け玉ふと云に、此是乾の文言、一篇の結尾たるを以て、聖人の德化妙用を説き演て、一篇の總結を作し、起首の元亨利貞、體仁、嘉德利物、貞固の、四德に遙接せり、是故に其唯聖人乎と讃歎を以て句を起し、其唯聖人乎と、讃歎を以て句を結び玉へり、こゝに由てこれを觀よ、小人聖人對頭の文ならざること、昭昭として顯著なることなり、然りと雖、此上九の爻の象義に、聖德に繋ることも無きに突出に聖人を提出し玉ふには非ず、先づ乾の卦は、陽なり、天なり、尊貴なり、聖人は陽の道なり、人の天なり、人の尊貴なり、上九の爻は乾の極なり、高きなり、貴きなり、故に聖人の象にとれるなり、

尚此上に深甚神妙の大聖人の至極の微旨在すことなり、これ第三重の最大切の祕訣たれども、今こゝに其蘊奥を闡發せん、夫れ進退存亡得喪の幾を知ること、唯り聖人にのみ限れることとは、上文聖語の如し、さて聖人の沒後萬古無量の人、孰か輙く聖人の位地に至ることを得んや、然らば、聖人の沒後は聖人無しと云べし、さてかの進退存亡得喪の神幾は、唯り聖人にのみ限ることにして、聖人沒後は聖人絶無のことなれば、萬古の億兆、一人として進退存亡得喪の幾を知ること能はじ、故に人人皆臆想妄見のみを主として、妄作妄行に任さんのみ、これ亦傷ましきの極ならずや、先聖これが爲に、大憂患の熱腸、大慈悲の血性中より、天地に則り、三才に象り、此神易卜筮の妙道を建立あらさせ玉ふて、道を器に寓し、妙を卦象に蘊で、萬古の億兆、假令其道德學問は、徑ちに聖位に至り得ずとも、其進退存亡得喪の幾を知て、時中の道を得、天命を前知して、各其正を失なはざらしむることを得しめ玉ふとは、實に吾神易卜筮妙道の靈德たり、故に人、至誠至敬至信必定にだに有らば、凡夫にして聖道に至るべきことを得ると云の、大慈悲の説法なり、九五は、爻の位に大人の德有るを以て、易道の神變不測の妙用を説き示し、此上九は、乾の極、一篇の終結なるを以て、卜筮の妙用を以て、萬古の億兆、凡夫にして天命を知り、時中の道に至らるべきことを曉し示し玉ふ、これを聖人の大憂患大苦心の、甚深祕密の説法と稱し上るなり、これ第三重甚深至極

玉はざること無し、殊に文周の二大聖、象爻辭を繫て、萬古道義の標準を樹玉へば、我孔夫子に至り數年を加して之を學び、韋編三絕の揣摩鍛錬の極、十翼繫つて易道大成しぬ、故に其天地と德を合し、日月と明を合する等の神妙は、全く神易卜筮の妙道より發出し來れるなり、且つ文言は、名教を主張して說法し玉ふと故に、一篇中卜筮の神妙に說及ぼし玉はず、今第四段最末の乾の九五大人の德化を說示させらるゝに就て、其本原に溯つて、卜筮の妙用、神靈不測を讃歎演述せさせ玉へるなり、故に鬼神と云ひ、吉凶と云ひ、先天と云ひ、後天と云ひ、天弗違と云ふ、これ神易卜筮の妙用に非ずして何ぞや、凡天地造化に參交し、陰陽鬼神酬醋せんこと、吾神易の道を除きて、豈能すべきことならんや、こゝに聖人の微旨を推原して、愈神易卜筮の妙道を奉崇渴仰し上るべきことなり、

亢之爲言也、知進而不知退、知存而不知亡、知得而不知喪、其唯聖人乎、知進退存亡、而不失其正者、其唯聖人乎、

【音】喪、去聲、

【釋】進とは進み取るの義、退とは退き捨るの義、存とは存在にして有るの義、亡とは亡罔にして無の義、得とは利得の義、喪とは喪失の義、さて此上九の一節は、亢極冐進の小人と、從容中道の聖人とを二柱として教を設け玉へり、凡そ進取存有利得のみを知て、敢て顧り み忌み憚ること無きは、これ亢傲小人の常態たり、故に悔有り咎有るに至ること必然たり、これ小人の一柱たり、唯り聖人の如きは、進むべきには進み、退くべきには退き、存亡得喪各其宜きを知て、其正を失なはざる者なり、正とは即ち道、道とは即ち時、時とは即ち天命なり、これ聖人の一柱たり、如此說き去ることとは、これ第一重の普通義たり、其第二重の深重義を釋せば、此一節小人聖人雙關對頭の文には非ざるなり、其故如何と云に、先づ上九爻辭、亢龍の釋は、冐進の小人にして其義盡きぬ、これ卦爻の當分なり、夫聖人の如きは、初爻より上爻まで、何れの處、何れの時、何の卦、何の爻に在るとても、入るとして自得せざること無く、從容として、中道

或者、疑之也、疑以順時、故无咎矣、

【訂】通本九四下、衍重剛而不中五字、蓋自九三混入、今刪正、故下、曰字補、或者之間、衍之字、今刪、疑以順時、四字補、无咎下、矣字補、

【釋】天とは九五を云、田とは九二を云、人とは九三を云、九三を人位と指すことは、經文九三の辭に人位を避けて、龍と云はずして、直ちに君子と云へるを見て、九三人位の正當なることを徴しつべし、進退之際とは、進まんとするは、卦爻の情、退かんとするは臣位の大義、故に疑設の辭を下して、或はと云へり、或とは、これを疑へるなり、九四一旦は、疑はるれども、一により時に順へるを以て、終には咎無しとなり、

夫大人者、與天地合其德、與日月合其明、與四時合其序、與鬼神合其吉凶、先天而天弗違、後天而奉天時、天且弗違、而況於人乎、況於鬼神乎、

【音】夫、平聲、音扶、先、去聲、違、違背也、後、去聲、

【釋】大人とは九五を云、即ち聖人位に在の義にして、其大人の德たるや、直ちに天地にして、心腸を具せるの者なり、蓋大人とは、成位の名にして、其道たるや、一なり、一とは何ぞや私無なり、私無きは、即ち公なり、公は、即ち道なり、道已に得了れば、之天地と同德なり、故に大人は天地にして、心腸を具せる者なりと云は、之なり、是を以て其德は、天地と合し、其明は日月と合し、其序は四時と合し、其吉凶は鬼神と合す、蓋大人にしての吉凶とは、即ち賞罰黜陟を云、此條九五の聖人、在位の德化を讚歎し玉ふこと勿論たり、然れども其中に就て孔夫子一段含畜の微旨の在ること有るなり、其微旨如何と原るに、蓋此九五の大人、如此莫大の盛德大業を成就することは、全く神易卜筮の妙道に依り頼ることなり、之れ聖人の道は、天地の道、天地の道は、易の道なればなり、凡そ宇宙の間、吾神易の道の外に、天地の道を見るべき者絶無たればなり、是を以て神聖羲皇、俯仰觀察、神明に祐讚し、天に繼で極を立て玉ひてより、歷代の聖人、皆之に則り傚ひ

思、此旨を能く體認し玉ふて、尙詳悉に解釋して、これを說述玉へり、禮中庸曰、博學之、審問之、愼思之、明辨之、篤行之、有弗學、學之弗能弗措也、有弗問、問之弗知弗措也、有弗思、思之弗得弗措也、有弗行、行之弗篤弗措也、人一能之、己百之、人十能之、己千之、果能此道矣、雖愚必明、雖柔必强と、是即此章の注脚たり、然りと雖、子思は修行體を主として說法し、孔夫子は修行施用を兼ね擧て說き示し玉へるなり、これは九二剛中成德の大臣君家を輔弼するの象に就て、其道を說玉へばなり、結句の君德なりとは、九二の位は臣位、其德は君德たればなり、

九三、重剛、而不中、以在危地、故乾乾、因其時而惕、雖厲无咎矣、

【訂】通本不中下、衍上不在天、下不在田八字、蓋自下九四條混錯、今刪正、以在危地四字補、重、直容切、複也、疊也、

【釋】重剛とは、陽剛陽位に居るを云、不中とは、內卦の極を云、危地とは、三四の爻、三才の人位にして、內卦の終りと、外卦の始りなるを以て、これを改革の危地と云、今九三內卦乾の極に居る、これ人臣の上等位にして、富貴威權盛んなる者なり、然るに重剛不中にして、危地に居れり、是を以て一に丹誠赤心にして、王事に勉强すべきの秋なり、此卦內外二乾重なれり、故に乾乾と云、其時とは天命を云、天命即ち道たればなり、其時中の道に因て、乾め乾めてよく天命を肅み惕るれば厲けれども咎無き所以なり、これ雖字矣字を加へて、其解釋の體を決定し玉ふなり、●或問曰、九三陽剛陽位に在るを以て、重剛を尤むるぞならば、何ぞ初九にもこれを咎めざるや、答曰、初九は無位の地なり、卑夫なり、故にこれ卑夫にして正を得たるの賢者とす、若し初六ならば、陰柔暗昧、不正不中の小人とす、且つ初九は潛龍隱藏の象にして、用ること勿く、爲ること無きの時なり、何の重剛を責ることかこれ有ん、凡そ六爻中過剛の責有る者は、唯九三に限ることなり、

九四、上不在天、下不在田、中不在人、以在進退之際、故曰或之、

【釋】これ卦爻の象に就て、過中の戒を垂れ玉ふなり、貴とは、上九陽爻にして、九五君位の上に居るを云、無位とは、上爻無位の地なるを云、高とは上爻の位を云、無民とは上九治むべきの民無きを云、賢人在下位とは二三四の賢人は、皆九五の君の臣にして、敢て上九を輔佐すること有ること莫きなり、故に上九妄りに動て爲ること有る時には、忽ち悔有る所以なり、已上第三段爻辭釋了れり、

君子以盛德爲行、日可見行也、潛之爲言也、隱而未見、行而未成、是以君子弗用也、

【訂】通本、盛、譌作成、蓋泰書簡編、滅皿存成者、今復正、爲行行也之行、竝去聲、見、音現、

【釋】これ第四段爻辭の釋にして、初九の義を説けり、蓋し此段は垂敎體の説法を主として、引くに爻辭を以てして其説を徵し玉ふ、これ繫辭十八爻釋の體に似たり、凡文言乾の爻辭釋、四段にまで反復し玉ふて、而して其體各同じからず、これ文章法なり、それ君子は盛德を以て業行とす、故に日に見著明顯たる業行有るべきこと勿論たり、然るに初九は、潛龍の時なり、其潛と云は、隱れて見はれず、行へどもいまだ成らざるの者とす、是を以て君子は、其時いまだ至らず、其幾いまだ熟せざるを察して、敢て爲ること有らざるなりと云の、垂敎なり、可見の二字眼目たり、これ潛の字、隱の字に對して立柱せり、可見とは、陽爻陽德の象なり、

君子學以聚之、問以辨之、寬以居之、仁以行之、易曰、見龍在田、利見大人、君德也、

【釋】それ學問寬仁の四つは、君子の四維にして、一をも闕くべからざる者たり、然れども其中に自然の階級序次無くは有るべからず、先づ學問の二つは始めにして修行に繫り、寬仁の二つは終りにして施用に繫るなり、且つ其學問の二つの中にも前後の序次有て、學は前なり、問は後なり、寬仁も亦然り、而して其四維亦處置の位各異なることなり、是を以て聖孫子

謂也、同聲相應、同氣相求、

【釋】此段盛んに、九五飛龍の德業を讃述し玉ふこと、勿論たれども、其究竟の微旨は、利見大人の一句を主張して、二五君臣同德相應じ相助けて、以て垂拱至治に至る所以を、反復再三に及ばせ玉へり、故に同聲相應じ、同氣相求と云、見つべし君は臣に非れば、聖業を成ずること能はず、臣は君に非れば其德業を顯はすこと能はざることを、嗚乎、人世の大業は、君臣同德相應ずるより勝れたるは莫し、

水流濕、火就燥、雲從龍、風從虎、

【釋】これ二五君臣、同德相應ずるの義を、強く說示さんとて、上の同聲相應じ、同氣相求るの證徵を、物實に當て、引釋し玉ふなり、

【訂】通本溼、譌作濕、今正、

聖人作、而萬物覩、

【音】覩、當故切、現也、著也、

【釋】聖人作るとは、聖人出て位に在を云、萬物覩とは、人物出現するを云、さて萬物と云て、專ら人を指せるの徵は、繫辭に、天地絪縕、萬物化醇、男女構精、萬物化生と云、これなり、言ふ心は、九五飛龍の聖人出て位に在す時は、同德輔佐の賢臣、忽ち下に出現すとなり、これはこれ一段の骨目なり、

本乎天者、親上、

【釋】卦に於るや、乾、兌、離、震、物に在ては、日月星辰、

本乎地者、親下、

【釋】卦に於るや、坤艮坎巽、物に在ては、山川艸木、

則各從其類也、

【釋】已上陳說する所の如く、物各其類に從ふは天地陰陽の定理、必然自然なる者なり、如此證徵して以て上の二五君臣同德相應ずるの功德を總結し玉へるなり、

上九曰、亢龍有悔、何謂也、貴而无位、高而无民、賢人在下位而无輔、是以動而有悔也、

【釋】躍とは進まんとして進まず、退かんとして退かず、上らんとして上らず、下らんとして下らず、跳躍して一處に在るの義なり、上下進退四字、單釋或躍二字、爲邪、指上進二字、離羣、指下退二字、今九四上り進まんとする者は、卦爻の情なり、退き守らんとする者は、人臣の大義たり、然れども終には淵に在るを以て無咎と云、こゝに九四の德義見つべきなり、今上りもし、下りもし、常無が如くなれども、これ非義邪曲の爲有に非ず、或は進みもし、或は退きもして、恒無きが如くなれども、これ羣類彝倫を離るゝには非るなり、口傳

君子知至至之、可與言幾也、知終終之、可與存義也、

【釋】それ君子は、幾を見て作つ者なり、故に至ることを知ては、能くこれに至る、これ與に幾を言ふべき者とす、終ることを知ては、卒にこれを終る、これともに義を存育すべき者なるとなり、

【訂】通本幾字上、脫言字、今補正、

是故居上位而不驕、

【音】驕、擧喬切、平宵嬌、馬壯强驃逸、不受控制也、因轉爲矜敖縱恣之義、

【釋】これ上の上進の二字の呼應にして、不驕とは君子上進の時に處するの方なり、

在下位而不憂、

【釋】これ上の下退の二字の對頭にして、不憂とは君子下退の時を守るの道なり、

【訂】通本知至、迄不憂三十一字、錯在九三中、今復正、

順時以進退、故无咎矣、

【訂】已上九字補、

【釋】それ九四の、或は上り進み、或は下り退くも、共に咎無に至る所以の者は、其時に順ふを以てなりと云の義を順時以進退、故无咎矣と釋して、一段を總結し玉ふなり、

九五曰、飛龍在天、利見大人、何

せしむるの方に同じ、故に閑レ邪存二其誠一と云、これは自修上の存養の大本を說玉ふなり、

さて世に應じ、人に對しては、善業功德ありたりと雖、謙遜にして而も伐らず、如レ此盛德なるを以て、人皆其德に化服す、これ九二見龍の德たるなりと云義を、善レ世而不レ伐、德博而化者、見龍也と說せ玉へり、これは應世對人上の作用の說法たり、

九三曰、君子終日乾乾、夕惕若、厲无レ咎、何謂也、君子進レ德修レ業、

【釋】それ君子の道たるや、百行千務有りと雖、其究竟の要旨は、進德修業に在り、故に此一句は、一章の冒頭たり、

忠信、所三以進二德也、修レ辭立二其誠一、所三以居二業也、

【釋】これ上の冒頭の一句を、二柱を建て解釋し玉ふものにして、所謂雙關體と云これなり、忠信とは、稟授の性質に繫り、修辭立誠は、學文修行に繫れり、辭とは、聖人敎訓の辭と云の義にして、此にては主として、易の經文彖爻辭のことを云へり、誠とは、從レ言從レ成、これ言立ち行成て、言行相應じ相照して、業行成就するを云へり、

【訂】通本業也下、知至至之、迄レ不レ憂三十一字、自レ次九四一錯入、今復正、故乾乾因二其時一而惕、雖レ危无レ咎矣十三字、自二第四段爻辭釋九二一錯復、今删正、

進レ德修レ業、欲レ及レ時也、故无レ咎矣、

【訂】進德迄二无咎一十一字、錯二在次九四中一、今復正、矣字補、

【釋】欲及時の一句は、總結維括の文なり、此一段の主意は、冒頭の進德修業の句に在り、其進德修業の要は、時に及の一句に止ることなり、これ九三の危厲なれども、必竟无レ咎と云所以は、及レ時在るなりと云義を、欲レ及レ時也、故无レ咎矣と云、

九四曰、或躍在レ淵、无レ咎、何謂也、

上下无レ常、非レ爲レ邪也、進退无レ恆、非レ離レ羣也、

【音】離、呂支切、平聲、離別之離、

故に、敢て煩悶すること無しとなり、不見是而无悶とは、我に是美の道あれども、人これを是美とせず、卻て非醜とす、然れども初九これを悩怒すること無きとなり、これ人不知而無悩と云の位なり、樂則行之、憂則違之とは、其道行なはるべき時人に遇ひたらば、樂んで此道を行ひ、其道行なはるべからざるの時人に遇ひぬれば、巻て懐にするを云へり、これ邦道有れば則ち智なり、邦道無ければ則ち愚なりと云の謂なり、それ道行はるれば、これを樂み、道不行ば、これを憂ふることとは、仁人君子の定情たり、これを慨世惻民の血性と云、此憂の字は、上の悶悩とは、其旨其指す所大に異なるなり、よく體認して領會すべし、且つ此條の大義は、孟子曰、居天下之廣居、立天下之正位、行天下之大道、得志、與民由之、不得志、獨行其道、富貴不能淫、貧賤不能移、威武不能屈、此之謂大丈夫、これも亦此段の注脚とすべし、故に確乎として其不可拔者は、潛龍の徳也と云へるなり、

九二曰、見龍在田、利見大人、何謂也、龍徳而正中者也、

【音】見龍之見、音現、中、去聲、

【釋】九二は龍徳有て、而も今時處位に正中なる者なりと云の義、この句は、一章の總義を掲示し玉ふ冒頭なり、已下は、其義を細釋し玉ふなり、

庸言之信、庸行之謹、閑邪存其誠、善世而不伐、徳博而化者、見龍也、

【訂】通本、化下衍易曰、見龍在田、利見大人、君徳也十三字、自第四段釋九二條錯複、今刪正、化下、者見龍也四字補、行、去聲、見音現、邪、似嗟切、音斜、不正也、

【釋】これよりは、九二龍徳而正中の義を再釋し玉へるなり、先づ其人となりや、平生の言語、信を失ふこと無く、平生の行實、よく謹肅なるとなり、故に庸言之信、庸行之謹と云、凡そ人の身を修め、心を正くせんとするや、務めて其外誘の邪を防閑ぎて、其内有の誠實を撫養存持するに在り、誠とは言行具足せるの誠實を云、これ農圃の莠を除き艸を刈て、善穀を長成

天道の大規則にして、萬古不易の要道たり、故に乾元、用九、乃見二天則一と云へり、
これ爻辭の第二段釋なり、凡そ文言篇中、乾の爻辭釋は、都合四段有、通本は其四段の序次も錯雜せり、今これを訂正す、さて其訂正序次の主意は、此第一段第二段の釋には用九の釋有り、已下二段には用九の釋有ること無きを以てこれを序次せり、且乾の爻辭、四段に及んで反復して釋し玉ふを以て、此二段には行文省略法を以、句末の也字を悉く省き玉ふ、これ四段反復の文なる故に、其板同を厭ふてなり、これ文章法なり、假令ば此二段の句末毎に、悉く也字を加へても、其義相通ず、これ本省略せるの文なればなり、かの大象の一也字を加ふべからざると、其文法大に異なればなり、是を以て愈解釋體と垂訓體との文法を會得すべきことなり、

初九曰、潜龍勿用、何謂也、

【釋】此爻辭第三釋にして、亦其體を變じて、一爻毎に問を設け答へを以て其義を釋し玉へり、これは設問にして、下は答釋なり、これを問答體と云、

龍德而隱者也、

【釋】此初九在下の賢者は、本より龍の才德あれども、其時いまだ出見るべきの命ならざるを知て、德を韜み光を藏して、隱れたるの人なりとなり、

不易乎世、不成乎名、

【釋】初九の賢者、時に遇はず、世に用ひられざれども、其操持介節有るを以て、世俗の習風に變易せられず、不遇なるを以て、名を成し了ることを得ざるなり、

遯世而　而字補、　无悶、不見是而无慍、樂則行之、憂則違之、確乎其不可拔者、者字補、潜龍也、

【音】慍、於問切、怒也、恨也、悶、莫困切、煩悶也、通本、无慍譌作无悶、今復正、樂、音洛、違、音違、去也、避也、確、苦角切、堅剛貌、

【釋】遯世とは初九の、時に遇せず、世に用ひられざるを云、无悶とは、初九のよく時を知り、命に安んずる

の文明の徳行を天下に施し行ふべきの時なりと云の義を、天下に文明なると釋し玉へり、

終日乾乾、與時偕行、

【釋】九三は內卦乾の極に居る、これ人臣上等の位なり、陽爻陽位に居る、これ終日終夜乾め乾めて、休息すべからざるの時なり、處なり、故に與時偕行と云、

或躍在淵、乾道乃革、

【釋】革とは改革變更の義なり、それ九四は、內卦の一乾終つて外卦の一乾へ遷りし所なり、是を以て三四の爻を改革の危地と云へり、乾道とは、猶天道と曰はんが如し、これ天道革命の時なる故に、九四、一に天道に遵ひて、其進み行かんと云の性情を愼み守つて、還つて一歩を順退して、安靜に淵に守る、これ改革の危地に處するの道なり、故に乾道乃革と云、

飛龍在天、位乎天德、

【訂】通本在天下衍乃字、今删正、

【釋】飛龍とは龍の時を得たるの稱なり、在天とは、龍の居り處を得、位を得たるの義なり、これを人事に當つる時には、聖人世に出て、天德の位を得、天德を四海に施し溢れしむるの時を云、故に位乎天德と云、

亢龍、有悔、與時偕極、

【釋】それ上九は、全卦の極に居て、二五君臣の外に在り、これ宜く退き安んじて、道を守るべきの時にして、又進むべきの所無し、然るに猶冒し進まんとす、これ亢龍の亢龍たる所以たり、今亢龍たらんの人、亢龍の時に當つて、亢龍の志行あらば、如何ぞ悔且咎あらざることを得んや、故に與時偕極と云、極とは屋上木のことにして、至極と云の義、これ亢の極なりと云の意なり、

乾元用九、乃見天則、

【釋】天則とは、天道の一定必然、萬古不易の大規則と云ことなり、其天道の大規則とは、日中則昃、月滿則虧、四時交代、德有不居、功成而遷之謂也、今六爻大陽を以て起りたる乾卦の、烈火の如き勢ひなるを、道に循ひ德を修めて、忽ち坤順の德に遷り守る、是即ち

飛龍在天、上治也、

【釋】飛龍とは龍の天に飛で雲を作し、雨を成し、時處位を得たるの名なり、これ聖人位に在て、億兆に君師として仁雨の恩澤を、四海に充溢せしむるの時を云、故に上にして治むる也と云、上とは九五君上の位を云、

亢龍有悔、窮之災也、

【釋】窮とは、穴に從ひ、躳に從ふ、其義見つべし、乾の卦の性は進み行て息ず、爻の象亦同じ、それ乾の卦、乾の時の義、九二見龍に始り、九五飛龍に至て、二五君臣人事の業功、備はれり、至れり、以て尙ふること莫き者なり、然るに上九は九五の上に在て、尙犯し進まんとす、已に行くべきの所無し、これ悔有り咎有る所以なり、故に窮之災也と云、

乾元用九天下治也、

【釋】それ乾元の純陽至剛至健なるの上に、六爻皆悉く大陽にて起れるは、これ陽の上に陽を重ね、火の上に火を加ふると云の勢ひにして、逆へ遖くべからざる者なり、然るに能く用九の道に遵ひ效ふて、速に坤の柔順に變じて、其德を崇く盛んにす、これを人事に當つれば、假令ば舜の大聖人に在て、問ふことを好み、舍己從人、樂取於人以爲善、周公の大聖人に在て、一飯に、三たび哺を吐き、一沐に、三たび髮を握り、以て天下の賢を求め、士に降り玉ふ等の聖德これなり、故に天下治也と釋し玉へり、已上、爻辭及用九辭の第一釋了れり、

潛龍勿用、陽氣潛藏、

【音】藏、去聲、

【釋】初九は地下の地の位にして、いまだ地上に出ざるの時なれば、これ陽氣の潛み藏れたるの義なりと云ことを、陽氣潛藏との玉へり、これ全く復の卦象有り、

見龍在田、天下文明、

【音】見、音現、

【釋】九二は地上の地の位にして、人臣の位たれば、これ見はれ出て九五の君を輔け、平日學ひ得置きし所

【訂】在字補、

【釋】それ初九は、乾の始めにして、其陽德下に在て微なるなり、これいまだ出て爲ること有るの時に非ず、故に潛龍と云ひ、勿用と云ふ、今其旨を明さんとて、在下也と釋し玉ふ、在下とは、陽下に在て微力なるを云、

見龍在田、時舍也、

【音】見去聲、音現、

【釋】舍とは、次舍の舍にして、居り所と云の義にして、九二臣位なるを云、さて九二は、三才義にては、地上の地の位に當れり、田とは有益の地なるを云、九二は剛中の才德有て、臣位に居り、九五剛中の君と同德相應ず、これ出て爲ること有るの時なり居り所なり、故に、見龍と云ひ、在田と云ふ、これ宜く出て奉仕て、上君上の聖德を輔佐し、下億兆を廣濟すべきの時なり、場所なり、と云の意を、時舍也と釋し玉ふなり、

終日乾乾、行事也、

【釋】それ九三は、陽爻陽位に在り、内卦乾の極に居る、これ過剛不中の懼れ有り、人位危地の戒め有り、且つ九五とは應位に非ず、比位にも非ず、而も人臣の上等に居る、これ戰兢として危く懼るべきの秋なりと雖、卦は乾の陽明の時なり、故に此位地に居らん者は、一に公明正大にして、忠信を主として、孜々彶々として、終日終夜、勉强して乾乾て、事を行ひ業を務むるを以て道とすることなり、故に行事也と云、

或躍在淵、自試也、

【音】試、式吏切、用也、嘗也、驗也、探較之意、

【釋】乾は純陽にして至健至剛進行の卦たり、九四は陽爻にして亦進行の爻とす、且つ宰相近君の位に居て、人臣の至極、所謂一人の下、萬人の上なる者たり、これ富貴威權、一身に萃るの時なり、然るに今才に一歩を進むれば忽ち君位を犯すの懼れ有り、然るに卦は進むの卦、爻は進の爻なり、これ進むは卦爻の性情なり、これを抑へ守つて動かざるは、人臣の大義たり、故に終に退き守つて、淵に安んずるこそ、九四の德行、臣節の盛んなる者にして、自ら其德を試むるの時なり、故に自試也と云、

竝べ稱してはあれども、仁義禮智信と五つに連呼せしことは無し、それもせひともに配當せんには、信は土德なれば、四季の土用に當ることとなり、元亨利貞を配せんと云ふことは無理牽合の甚しきなり、

乾元者、始而亨者也、

【釋】乾は天なり、陽なり、其天の德、陽の德は、始むるに在り、而して亨通するに在り、故に其乾の一元氣は、生生して始め施して亨通する者なりと云ことを、乾元者、始而亨者也と云、これよりは孔夫子の、上の古言八句の性情功德を通釋し、以て乾德を總讚し玉へるなり、

利貞者、性情也、

【釋】性とは、天の物に賦予する處なり、情とは、亦性中具得の者たり、二字共に心に從ふて義を爲せり、假令ば、性は心の體の如く、情は、心の用の如し、今利貞の二字の德も、假令ば、貞は德の體にして、利は德の用たり、故に利貞は、性情也と云、

乾始、能以美利利天下、不言所利、大矣哉、

【訂】乾元迄矣哉一章、錯在釋爻中間、今復正、大哉乾乎、剛健中正純粹精也、六爻發揮旁通情也、時乘六龍以御天也、雲行雨施天下平也、三十六字、自彖傳混錯、今刪正、

【釋】それ天の德たるや、生生して息まず、始め爲すを以て大なりとす、乾の卦は、天なり、其德始め施すに在り、故に萬物資始と云て、其德を讚歎し玉へり、是を以て、乾始の二字を紐して名目とし玉へり、美利を以て天下を利するとは、これ始め施し、生々不息の功德を云、不言所利とは、それ造化の百物を生ずるや、作爲して有せず、德有て居らず、これ天の天たる所以にして、其德無量無邊にして莫大たると云意を、不言所利大矣哉と釋し玉へり、天何をか曰んや、四時行なはれ、百物成る、天何をか言はんと云、これの類なり、これ乾卦の功德を讚歎して、彖辭の總結を爲し玉へり、

潛龍勿用、在下也、

るを云、義とは、宰割裁制、其宜を得しむる剛の道なり、和とは、順諧融睦、豫樂和合する柔の道なり、和義とは剛柔相適ふて、其功德は利物に見はるゝなり、故に利物足以和義と云、

貞固足以幹事、

【釋】貞固とは、貞正堅固の義にして、天地も此貞固の德有て、四時過たず、寒暑忒はず、日月も此貞固の德有て、其明を失なはず、晝夜を愆たざるなり、然るを況んや人道に於てをや、故に人たらん者は、先づ此貞正堅固の基礎立て、而後以て億兆の君師たるべきなり、是を以て貞固足以幹事と云、○按ずるに首句より此句に至るまでは、古言舊傳にて有りつるを、孔夫子の引て此篇の首に冠し、其意を斟酌して、乾の元亨利貞の釋とし玉へるなり、故に此次の君子より以下は孔夫子の釋語なり、

君子行此四德者也、也字補、**故曰、**

乾元亨利貞、

【釋】君子とは、有爵有德を總ぶるの稱なれども、こゝにては、主として億兆に君となり、師とならせ玉ふ所の、君上を指て云、それ億兆の君となり、師となり、民の父母と仰がれさせ玉はんの君上は、必ず先づ此四德を克く行ひ熟せさせ玉ふべきことなり、此四德有て後、君上とならさせ玉ふべく、君上は必ず此四德有らさせ玉ふべきことなり、故に文王の乾君上の卦の彖辭に、乾元亨利貞と曰へるは、如此意義有るを以ての義なりと云の釋なり、

○按に先輩此元亨利貞の四字を、四時に分配し、仁義禮知の四つに配當す、實に穿鑿牽合の甚しき者なり、其上配當の義も甚錯謬せり、元亨利貞は、四時にも、仁義禮智にも配當すべからざることは、聖辭に無きことなれば勿論たり、又仁義禮智と云四つを、四時にせひともに配當せんとならば、易の上での取扱ひのこと故に、卦象に據らざることを得ず、卦象に四時を配せんには、ぜひともに五行に假借することなり、さて五行に假て、卦象に據り、四時に仁義禮智を配せば仁は、水德にして冬なり、禮は木德にして春なり、智は火德にして夏たり、義は金德にして秋なり、且つ古へに仁義禮智の四つは、

立、負任に堪ふるの謂なり、故に貞者、事之幹也と云、

君子體仁足以長人、

【音】體、他禮切、總骨肉毛血、四肢百骸之稱、乃親切混一之義、長上聲、

【釋】それ元とは、天地生生の本原、衆善の長上、德行の魁首たる者なり、如此天地造化の妙用功德、無邊無量なるを、古聖人の唯一仁字にて釋し玉へり、仁とは、得道の名なれば、仁の外に餘蘊有ること無きを以てなり、見つべし天に在て元と云、人に在て仁と云、元仁同一體なることを、體するとは、我と仁と同一體にして、四肢百骸皮毛血肉より、云爲動止に至るまで、一として仁ならざること無きの謂なり、これ天地生生一元の妙用を釋し、直ちに人道に引當て、一仁字を下してこれを維括し、以て億兆に君師たるの象道を說き示し玉へり、乾は君長の卦たれば、人に長たるの道を敎へ玉へるなり、

嘉德足以合禮、

【訂】通本、嘉德譌作嘉會、今據左傳襄九年穆姜語復正、

【音】禮、盧啓切、麗上聲、人之所履行也、人之所事、莫重於事神、故從示從豊、示、音祇、神示、豊、禮器也、

【釋】嘉は善なり、樂なり、陰陽の際遇なり、これ物各對偶匹配を得て嘉樂するなり、それ陰陽相交て嘉樂するは、物の定情たり、然れどもこれ情欲に任すときには、道を失するに至る、故に聖人禮を制して、これが節を得せしめ、過不及の失無からしむ、それ物匹對して、彼是各禮備はる、これ德の盛なるなり、故に嘉德足以合禮と云、○按に論語曰、禮之用、和爲貴、先王之道、斯爲美、小大由之、有所不行、知和而和、不以禮節之、亦不可行也、此章の嘉を、論語の和字の義に當て、德を節の字の義に照して見ば、互ひに其義を得べし、會の字の義は、下の合禮の合の字に兼含みたり、故に嘉德の方宜しとす、嘉德にては、上の體仁の仁の字と相對せり、

利物足以和義、

【音】物、音勿、凡生天地之間、皆曰物、

【釋】利物とは、物をして各其處を得、其宜きを得しむ

樂也、陰陽際遇曰ㇾ嘉、故古謂二昬禮一曰ㇾ嘉、從ㇾ壴從ㇾ加、壴、中句切、去音駐、說文、陳樂立而上見也、會、黃外切、去泰膾、通也、合也、不ㇾ期而會曰ㇾ遇、賓主禮備曰ㇾ會、故五采相會曰ㇾ繪、肉味相會曰ㇾ膾、鬢髮相會曰ㇾ鬠、紳帶相會曰ㇾ禬、會通之義、可ㇾ見、

【釋】亨とは、物に事に、否塞滯碍有ること無く、自他優融和睦して、功就り業卒るの證なり、嘉とは、陰陽の際遇にして、物各其匹偶を得るの義、會とは、賓主彼此、各禮備り、道得て、揖睦和樂するの謂なり、これ嘉の善美嘉樂、物相會通して、禮備り道得て、各其所を得る、亨通する所以なり、

利者、義之和也、

【音】利、力至切、宜也、從ㇾ刀從ㇾ和省、刀和、然後利也、義、宜寄切、宜也、裁二制事物一使三各宜二也、宰割之道也、和、戶戈切、平戈禾、順也、諧也、不ㇾ過ㇾ剛、不ㇾ流ㇾ柔之謂ㇾ和、

【釋】利とは、本刀及の利用を形容せるの字なり、それ刀劍を造るの法、剛に過れば必ず折れ、柔に流るれば必ず鈍し、剛柔相和して、然後利なるなり、さて義とは、宰割裁制の方にして、武の道なり、これに加ふるに、剛に過ぎず、柔に流れざるの和順諧睦の道を以して、而して利の字の義を得るなり、故に利者、義之和也と云、

貞者、事之幹也、

【音】貞、音楨、正也、固也、常也、事、士去聲、仕也、使也、大曰ㇾ政、小曰ㇾ事、幹、木幹、堪ㇾ任之義、

【釋】貞は貞正、貞常、貞固の三義を具せることは、經文上にて、釋せるが如し、此にては貞固の義を主として、正常の義を兼ね帶びたり、貞とは本悔に對せるの字にして、卜、貝に從へり、貝は古の寶貨なり、これト筮して天命を得て、これに遵ひ守ること、寶貝の如くすと云の義にして、其志行變動せず、固く正しく常有りと云の義なり、又悔（校者云、悔原本作ㇾ毎）の字は、毎卜に從ふ、毎とは、頻數の義にして、これト筮して天命を叩くと雖、其志念堅固ならざる故に、頻りに卜し、數筮するの意にして、其志行變動して、堅確ならざるの義を表せるなり、事とは人の作爲する所の業を云、幹は木幹にして、枝葉花實の附著倚賴する所以にして、强力卓

きだけは、古聖の古訓を以てして、其足らざる所に於ては、己が辭を以てして、これを訓導し玉ふこと、聖門相承の學式たり、於乎如此曹眼にては、易經の讀み得られざること、宜なるかな、

先づ文言と云篇目の義を按ずるに、文とは、これ文章にして、よく其旨をあきらかに章あらしむると云の義、言とは、古語一字と云のことなり、此篇の首に、元亨利貞の字を、一言づゝ、文采に解釋して有るを以て、後人其義を取て、文言と名目せしなり、これ猶繫辭篇の中に聖人設卦觀象繫辭焉とあるを取て、繫辭と號せるが如し、さのみ深義の有るには非ることと心得べし、

此篇及び繫辭篇中に、往々子曰の二字有り、孔夫子親記の書に、子曰の字有るべからざること勿論たれば、一に皆これを削除せり、このことは朱晦庵も心づきしにや、本義には皆除き置けり、

此篇通本は、錯雜譌脱少なからずとす、今中州先生の考訂に因り、且つ卑懷の得る所を以て參訂して、殆んど舊貫に復せり、こゝに釋解を爲して後進の指南とす、

元者、善之長也、

【音】元、音原、始也、善也、大也、天地之大德、所以生生也、從二從人、仁、亦從二從人、上畫象天、下畫象地、元仁兩字、三才貫通之義可見、在天爲元、在人爲仁、在人身則爲體之長、善、常演切、吉也、大也、良也、美也、惡之對也、德行之總名、長、上聲、主宰之義、君長也、官長也、雄長也、生長也、

【釋】これ元亨利貞の文に就て、其德義を訓して、以て敎へを立て玉ふなり、これ易の學文にして、苟く傳へ來りし旨を、孔夫子の討論潤色あらさせられて、此篇とは成し玉ひぬ、此篇を以て彖爻の義を發することは有るべし、此篇徑ちに彖爻の解と云ことは得ざること也、先づ元とは、天地生育大德の尊稱にして、凡そ人事衆善百德を統たるの義なり、故に元者、善之長也と云、

亨者、嘉之會也、

【音】亨、虛庚切、平音脝、通也、嘉、平音加、善也、美也、

文言

首言

凡そ孔夫子の易の繫文は、前にも論じ釋せる如く、其記首には、何とも篇目は無かりつるを、後人の追加せる者とぞ意はるゝなり、さて此篇の如きは、全く孔夫子の創語にのみ出づるにも非ず、舊くより傳へ來りぬる、易學の訓話にして、其原は周公よりや出づらん、孔夫子の博學多識は勿論のことにして、古訓に則り、舊典に遵ひ、述而作せず、信じて古を好ませ玉ふことは、これ吾聖門相承の學式たり、春秋襄公九年傳、穆姜薨於東宮、始往而筮之遇艮之八、史曰、是謂艮之隨、隨、其出也、君必速出、姜曰、亡、是於周易曰隨、元亨利貞无咎、元、體之長也、亨、嘉之會也、利、義之和也、貞、事之幹也、體仁足以長人、嘉德足以合禮、利物足以和義、貞固足以幹事、按體、作善爲正、經文、及昭公十二年傳、子服景伯語、可徵、通本經文、德作會、又昭公十二年傳、子服惠伯曰、黃、中之色也、裳、下之飾也、元、善之長也、又晉語司空季子曰、主震雷長也、故曰元、衆而順、嘉也、故曰亨、內有震雷、故曰利貞、

見つべし周の代孔夫子までの易學文上の、元亨利貞等の文の周旋は、今經文の孔夫子の彖爻傳にて取扱ふとは、大に相違して、皆文言篇の扱ひの如くなりしことを、故に穆姜が釋も、司服景伯が釋も、司空季子が釋も、其大意は、相同く、皆此文言の旨なり、然るに程氏が說の如く乾の四德と云て、乾に限りしとのやうに說くは膠固の甚しきなり、穆姜は、隨にて說き、司服惠伯は、坤にて說き、司空季子は、屯にて說き、孔夫子は乾坤の二卦にて說き玉へり、中にも孔夫子は、乾の卦にて再三再四、反復して其例を明し示させ玉へり、これ乾坤にて六十二卦の大例を示し、これを以て類推三隅すべきを知らせ玉へり、坤に略にして、乾に詳らかなるは、乾を以て坤は反推すべければなり、故に乾に用九の釋二條有て、坤に用六の釋を略せり、且つ此篇は、爻に詳にして、彖に略せり、故に爻の釋は四段に至れり、然るに先輩等、己が讀書の眼力、紙背に徹せざるを知らず、夫子より以前に穆姜及惠伯季子等が語に文言の句有るを以て、これ孔夫子の述作に非ずと云に至る、知らず吾聖門の誨へは、なるべ

兌を爲戈兵に取る、旅の九四に、得其資斧と云、

◎〔爲傷（イタマシ）〕

兌を爲肅殺氣に取る、旅の九二の傳に、亦以傷矣と云、

◎〔爲介〕

介とは、節操廉介の義、兌を爲義より轉ず、兌の九四に、介疾と云、

◎〔爲議〕

兌を爲舌、爲講習に取る、節の大象に、議德行と云、

◎〔爲鳴〕

兌を爲口爲位より轉ず、中孚の九二に、鳴鶴と云、

◎〔爲絶〕

兌を爲毀折より轉ず、中孚の六四の傳に、絶類上也と云、

◎〔爲跛〕

兌を爲毀折より轉ず、兌は震の足に、一陽毒の疾（ヤマヒ）加つて、行くこと能はざらしむるの義有り、故に爲跛、歸妹の初六に、跛能履と云、

◎〔爲貞（カタシ）（カタイヂ）〕

貞は貞固の貞にして、偏固拘執の義有り、兌は主畫を偏に得て、偏固の義、又一陰外柔にして、二陽内に强愎なるの象形有り、故に爲貞、隨の九四に、貞凶、蠱の九二に、不可貞、（カタク）中卦の兌、巽の初六に、利武人之貞、中卦ノ兌、節の象に、苦節不可貞、上六に苦節貞凶、巽の上九に、貞凶、中卦の兌、中孚の上九に、貞凶、小畜の上九に、婦貞凶と云、

◎〔爲常〕

九家易に見ゆ、此外爲輔頰の象有れども、已に前に出しつれば省きぬ、

●舊本說卦所載兌象十有一、

○象徵正文所加補象、四十有二、

◎象徵解所再增象、三十、

總計八十三象、

象徵解所載、八卦總象數、一千二百三十有九、

兌澤は、天地間の最下の所、履の大象に、辨上下と云、

◎〔爲素〕

素は白色なり、兌を爲白に取る、履の初九に、素履、漸の六二の傳に、不素飽也と云、

◎〔爲裁成〕

裁成とは、これ裁割し、これを作成の義にして、兌を爲毀折、爲商量、爲秋の合象、泰の大象に、裁成天地之道と云、

◎〔爲盱〕

盱、音訏、擧目、企望也、兌を爲眇に取る、豫の六三に、盱豫と云、

◎〔爲口說〕

兌の口より取る、咸の上六の傳に、滕口說也と云、

◎〔爲羸〕

兌の陰柔微弱なるに取る、大壯の九三に、羸其角と云、中卦の兌、

◎〔爲塗〕

泥に同じ、睽の上九に、見豕負塗と云、

◎〔爲致〕

致は委ね任すの義にして、兌を爲義、爲毀折より轉ず、困の大象に、致命遂志と云、

◎〔爲刑〕

兌を爲肅殺、爲毀折に取る、鼎の九四に、其刑剭、中卦の兌、豐の大象に、折獄致刑と云、

◎〔爲剭〕

義同上、徵上に見ゆ、

◎〔爲斗〕

斗は、星の名、兌を爲星に取る、豐の六二に、日中見斗と云、

◎〔爲沬〕

星の名、同上、豐の六三に、日中見沬と云、

◎〔爲斧〕

◎〔爲正西方〕

◎〔爲正秋〕

◎〔爲辛味〕

◎〔爲白色〕

◎〔爲商音〕

これを齒音とも云、

◎〔爲肺臟〕

◎〔爲正卯時〕

◎〔爲四九數〕

已上の方位、四時、五味、五色、五音、五臟、時刻、數等は、皆五行の處置より分配せることとなり、此他のことは、引伸數に長ず、其人に存せんのみ、

增補

◎〔爲義〕

これ兌を爲ㇾ秋、爲二肅殺の時一に取る、鼎の九三の傳に、失二其義一也、中卦の兌、旅の九三に、其義喪也と云、中卦の兌、

◎〔爲朋友〕

兌を爲ㇾ人、凡そ父君師を除くの外、一切の人は、悉皆朋友の位なり、故に爲二朋友一、兌の大象に、朋友と云、

◎〔爲講習〕

これ兌を爲ㇾ口、爲二論說一に取る、兌の大象に、講習と云、

◎〔爲說〕

說は、入聲、音脫、これ兌を爲二毀折一に取る、小畜の九三に、車說ㇾ輻、睽の上九に、後說二之弧一と云、

◎〔爲柔〕

柔は陰の道、兌は至柔の陰卦、履の彖に、柔履ㇾ剛也と云、

◎〔爲下〕

兌の悦ぶの義、離の上九に、有嘉と云、中卦の兌、

○〔爲劓〕

劓は鼻を去るの刑罰なり、鼻は肺金に屬す、兌の象、又爲を爲毀折、これ劓の象、睽の六三に、而且劓と云、

○〔爲小人〕

兌は少女の卦、これ小の義、又爲人、是小人の象、又兌の卦、二陽の剛明を貴びずして、一陰の昧弱なる者を上に寵用す、これ小人の義なり、大壯の九三に、小人用壯と云、全卦大兌、

○〔爲告〕

口より轉ず、夬の彖に、告自邑と云、

○〔爲雨〕

これ澤水より轉ず、夬の九三に、遇雨と云、

○〔爲不信〕

兌の卦の體、人に背きて、不應の象有り、背て不應は、不信なればなり、困の彖に、有言不信と云、

○〔爲谷〕

谷の字は、半水に從ひ、口に從ふ、これ谿谷水を出すの貌、兌は坎の半體にして、乃ち半水の義、又兌を爲口、これ谷の字の義、故に爲谷、井の九二に、井谷射鮒と云、中卦の兌、

○〔爲言〕

口より轉ず、革の九三に、革言三就と云、

○〔爲慶〕

嘉に同、豐の六五に、有慶譽と云、

○〔爲商〕

商とは、商量裁制の義、兌を爲止水、止水は平を準し正を量るの本、故に爲商、又商は正秋の音、兌は正秋の卦なり、兌の九四に、商兌と云、

○〔爲戕〕

毀折に同、小過の九三に、或戕之と云、

○〔爲五行金〕

○〔爲和〕

これ兌悅より轉ず、兌の初九に、和兌と云、これ和順柔和なり、

○〔爲和〕

和は去聲、和應と云なり、これも兌の口より轉ず、中孚の九二に、其子和之と云、これ唱和和應の和にして、和樂の和と別なり、

●〔爲毀折〕

兌は乾の全き者を毀折たるの象形有り、又兌は正秋肅殺の氣、義令行はるゝの時なり、これも毀折の義なり、

●〔爲附〕

兌は一陰二陽に附著たるなり、

●〔爲決〕

兌は二陽を以て、一陰を決し去るの義有り、澤天夬の卦の義も、これに同、○通本譌作爲附決、是由決上脫爲之字也、今分爲二象也、

●〔其於地也爲剛鹵〕

兌は二陽を爲剛地、一陰の鹵上に出たるの象、

○〔爲見〕

見は去聲、現也、巽は一陰二陽の下に在り、故に爲伏、兌は一陰二陽の上に出づ、故に爲見、雜卦に、兌見と云、

○〔爲恤〕

恤は憂愁の意、兌は正秋憂愁の象、故に爲恤、泰の九三に、勿恤其孚、中卦の兌、

○〔爲譽〕

これ爲口より轉ず、大過の九五に、无咎无譽と云、

○〔爲歌〕

口より轉ず、離の九三に、不鼓缶而歌と云、

○〔爲戚〕

恤に同、離の六五に、戚嗟若と云、中卦の兌、

○〔爲嘉〕

○〔爲叿〕
口より轉ず、履の彖、及び六三、共に叿と云、
○〔爲號〕
號は、平聲、號呼の義、爲口より轉ず、夬の彖に、孚號と云、
○〔爲笑〕
兌の悅ぶの義、萃の初六に、爲笑と云、
○〔爲嗟〕
これ兌を爲口、爲秋より轉ず、萃の六三に、嗟如と云、
○〔爲齎咨〕
同上、萃の上六に、齎咨と云、
○〔爲涕洟〕
これ兌を爲口、爲咨嗟、爲水より轉ず、萃の上六に、涕、
●〔爲羊〕
羊は性剛戾にして、其質柔弱なり、兌は內剛戾にして、外柔弱の象なり、故に爲羊、大壯の六五に、喪羊于場（全卦の大兌也）、夬の九四に、牽羊、歸妹の上六に、刲羊と云、
○〔爲羝羊〕
同上、大壯の九三、上六、共に羝羊と云、（全卦の大兌也、）
○〔爲虎〕
兌は西方白虎に配す、故に爲虎、革の九五に、虎と云、
○〔爲豹〕
虎の屬なり、同上、革の上六に、豹變と云、
○〔爲幾望月〕
乾を爲滿月、兌は未滿月の象、歸妹の六五に、月幾望と云、
○〔爲鳴鶴〕
鶴は澤鳥にして、秋に感ずる者、兌爲澤、爲秋、爲鳴故に爲鳴鶴、中孚の九二に、鳴鶴と云、

少女より轉ず、巽の九三に、用二史巫一と云、巫は兌に取れり、

●〔爲妾〕

少女より轉ず、又說ぶの義をも兼ぬ、

○〔爲娣〕

少女と妾とより轉ず、歸妹の初九、六三ともに娣を云、これ兌に取れり、

○〔爲幽人〕

兌を爲レ幽爲レ人、履の九二に、幽人貞吉、歸妹の九二に、利二幽人之貞一と云、

○〔爲武人〕

兌を爲レ人、又兌は、正秋の卦、秋は肅殺の氣、宰割の時、艸木殞落、出て轉じて武人の剛毅果斷とす、○按に兌は正秋の象、秋は義の時なり、義は武人の主とする道なればなり、

○〔爲須〕

須とは、賤女の稱なり、これ少女とするより轉ず、歸妹の六三、以レ須と云、

○〔爲人〕

兌の上の一陰を爲レ首、二陽を爲レ身、これ人の象形、履の象、及び六三、睽の九三、共に人と云、兌に取れり、

●〔爲口〕

口は飲食を通ずるの所、人の說ぶことは、飲食より大なるは莫し、兌は說なり、又兌は一陰二陽の上に虛缺して口の象形有り、故に爲レ口、

●〔爲口舌〕

爲レ口より轉ず、

○〔爲輔頰舌〕

同レ上、咸の上六に、輔頰舌と云、

○〔爲眇〕

兌の卦を目として見れば、一陰を爲二黑睛一、二陽を爲二白睛一、黑睛傍邊に倚る、これ眇の象なり、履の六三、歸妹九二、ともに眇と云、

と云、

◎〔爲狐〕

見九家易、此佗爲鼻、爲虎の象有れども、已に前に出れば略す、

◎〔爲遠〕

遠は去聲なり、近づく者を止めて遠ざくるなり、艮を止に取れり、遯の大象に、以遠小人也と云、

●通本說卦艮象、一十有四、
○象徵正文所加補象、六十有四、
◎象徵解所再增象、六十有二、
總計艮之象、一百有四十、

【兌】☱

●〔爲澤〕

澤とは水の聚れる所なり、其水聚らざる時には、澤の名を成すことを不能、其成澤ことは、全く水の下流を塞ぐに在り、坎を爲流水、兌は坎の下流の畫を塞げるの象、又二陽を爲平地、一陰凹にして上に在り、これ爲澤象形、又兌は說なり、澤は萬物の說ぶ所也、澤は水の聚て成者、水聚ば、物潤ふ、物潤へば、艸木魚鼈、萬物成長するなり、繋辭に、說萬物者、莫說乎澤と云、如此の象義有るを以て、兌を爲澤、

○〔爲水〕

兌澤は即ち非曰水、兌澤は水の畜聚て在る處なれば、これ上水なり、革の彖傳に、水火相息と云、此水は即ち兌澤を云、又澤と云て、直ちに水のことなるは、睽の彖傳に、火動而上、澤動而下と云、

○〔爲泥〕

泥は泥塗の在る處なり、故に爲泥、需の九三に、需于泥、中卦の兌、

●〔爲少女〕

兌は坤の一畫を終畫に得たり、これ季女の象、故に爲少女、繋辭に、兌三索而得女、故曰之少女と云、

●〔爲巫〕

云、

◎〔爲動靜〕

艮の止るより取る、艮は一陽は動、二陰は靜なり、これ動止の象形、又動くことを止れば則靜に、止ることを止むれば則動く、これ艮を爲レ所二終始一と同意、是故に艮を動靜中間の卦とも云と、これなり、艮の象に、動靜不レ失二其時一と云、

◎〔爲退〕

艮の止るより轉ず、これ震を進とするの反對にして、爲レ退、艮の六二の傳に、未二退聽一也と云、

◎〔爲不復〕

復は震の象、故に不レ復は、艮の象とす、これ止まれば不レ復也、漸の九三に、夫征不レ復と云、

◎〔爲離〕

離は、平聲、離別(ワカル)の義也、艮を爲レ背爲レ退(ソムク)に取る、漸の六三の傳に、離二羣醜一也と云、

◎〔爲戸〕

門に同、節の初九に、不レ出二戸庭一と云、

◎〔爲蹇〕

窒に同、節の初九の傳に、知二通塞一也と云、

◎〔爲誰〕

誰とは汎く人を指す辭、艮を爲レ人に取る、節の六三の傳に、誰咎也と云、

◎〔爲不可〕

これ震を爲レ可の反對也、小過の象に、不レ可二大事一と云、

◎〔爲遺(ノコス)〕

これ艮の止るより轉ず、小過の象に、遺二之音一と云、

◎〔爲下(クダル)〕

これ震の上るの反對、上ることを止るにして、艮の象とす、小過の象に、不レ宜レ上、宜レ下と云、

◎〔爲所〕

これ宮室とし、居所とするの義、艮の象傳に、止二其所一

◎〔爲在〕
艮を爲ㇾ居爲ㇾ有に取れり、蹇の上六の傳に、志在ㇾ内也、臨の上六の傳に、志在ㇾ内也、變體の艮、

◎〔爲懲(コリル)〕
艮の止(トヾマ)つて、戒敕(イマシム)るの義に取る、損の大象に、懲ㇾ忿窒ㇾ慾と云、

◎〔爲窒(フサグ)〕
艮の止(トヾマツ)て篤實の義に取る、又艮は一陽を以て、坤の上口を窒(フサ)ぐの象、損の大象に、窒ㇾ慾と云、

◎〔爲改〕
これ艮を爲二反省(カヘリミル)一爲ㇾ革に取る、又艮を爲二終始一これ舊(フルキ)事(コト)已に終り、新事(アタラシキコト)始るの義、これ改の象なり、損の大象に、有ㇾ過則改と云、

◎〔爲鞏〕
固に同、艮の止るより轉ず、革の初九に、鞏用二黄牛之革一と云、

◎〔爲守〕
艮の止るの義に取れり、震の彖傳に、守二宗廟社稷一、中卦の艮、

◎〔爲宗廟〕
廟に同、徽は上に見ゆ、

◎〔爲喪(ウシナフ)〕
喪、去聲、艮を爲ㇾ失に同、震の六二、意喪ㇾ貝と云、中卦の艮、

◎〔爲社稷〕
廟に同、震の彖傳に、社稷と云、中卦の艮、

◎〔爲不獲〕
これ艮を爲ㇾ止爲ㇾ背(ソムク)に取る、艮の彖に、不ㇾ獲二其身一と云、

◎〔爲不見〕
義同ㇾ上、艮の彖に、不ㇾ見二其人一と云、

◎〔爲不出位〕
艮の止まるより轉ず、艮の大象に、思不ㇾ出二其位一と

の義に取る、剝の六二の傳に、未レ有レ與也、

◎〔爲以〕

與及に同じ、剝の六四に、以レ膚と云、

◎〔爲言〕

艮は二陰の身より、一陽の言の出たる象有り、故に爲レ言、大畜の大象に識二前言往行一頤の大象に、愼二言語一繫辭に、成二言乎艮一と云、

◎〔爲識〕

識、音誌、記持也、記持は、乃ち艮の止に取れり、大畜の大象に、識二前言往行一と云、

◎〔爲節〕

艮の止むるより轉ず、頤の大象に、節二飮食一

◎〔爲寘〕

寘は艮の止むるに取れり、坎の上六に、寘二于叢棘一と云、中卦の艮、

◎〔爲畜〕

畜は畜へ止むるなり、これ艮の象、遯の九三に、畜二臣妾一と云、

◎〔爲否〕

否は不然の辭にして、艮の狠戾に取れり、遯の九四の傳に、小人否也と云、

◎〔爲竆〕

竆は從レ躳從レ穴、これ行極の義、艮の一陽、二陰の上に升進、更に可レ行所無きの義に取る、蹇の彖傳に、其道竆也と云、

◎〔爲反〕

反とは、反背反逆の義、經に背き、道に逆ふの謂なり、艮を爲レ背爲レ止に取る、これ背は後にて止る、これ背の義、小畜の九三に、反目と云、變體の艮、復の上六の傳に、反二君道一也と云、變體の艮、

◎〔爲待〕

艮の止るの義より轉ず、蹇の初六の傳に、宜レ待也と云、

守禦有るに取る、觀の彖に、有孚顒若と云、全卦の大艮に取れり、

◎〔爲敦（アツシ）〕

敦は敦厚の義、厚に同、臨の上六に敦臨と云、變體艮也、

◎〔爲崇〕

高に同、艮の一陽の尊者在上の義、豫の大象に、崇徳と云、

◎〔爲牙〕

牙とは豶豕を畜ふの杙なり、艮の止るより轉ず、大畜の六五に、豶豕之牙と云、

◎〔爲亡〕

无勿に同、晋の六二に、悔亡と云、

◎〔爲多〕

これ艮の止めて積畜ふと云の義より轉ず、謙の大象に、裒（ヘラシ）多益寡と云、

◎〔爲牧〕

牧とは飼養守護の義、艮を爲畜養衞禦（ヤシナヒマモル）に取れり、謙の初六の傳に、卑以自牧也、

◎〔爲貞（カタシ）〕

これ貞固（カタイヂ）固執の義、艮の狠愎強止に取る、隨の九四に貞凶と云、

◎〔爲固〕

固とは固鄙固執の義にして、艮の狠戾執拗に取る、益の六三の傳に、固有之也と云、

◎〔爲拘（トラム）〕

これ艮止執拗に取れり、隨の上六に、拘係之と云、

◎〔爲宅〕

家に同、剝の大象に、厚下安宅と云、

◎〔爲牀〕

牀とは艮の象形に取る、剝の初六に、剝牀と云、

◎〔爲與（オヨブ）〕

與は及に同じ、及とは從人從手、艮の手これに及ぶ

○〔爲五十數〕

增補

◎〔爲光明〕

艮は一陽の光明、高く二陰の上に止る、これ光明の象、謙の彖傳に、而光明と云、又、尊而光と云、

◎〔爲尊〕

艮は一陽高く二陰の上に位す、これ尊(タットキ)の象、徵見上、

◎〔爲德〕

艮を爲人、爲身、爲止、爲篤實、それ人篤實にして、其身至善の地に止る、これ德を修るなり、蠱の大象に、育德、漸の大象に、居賢德と云、

◎〔爲賢〕

義同上、漸の大象に、居賢德と云、

◎〔爲弟子〕

艮は震坎の弟、乾坤の子なり、これ弟子の象義なり、師の六五に、弟子輿尸と云、

◎〔爲生〕

艮を爲人、爲身に取れり、觀の六三に、觀我生、

◎〔爲恭〕

恭とは、內修敬肅の威儀容貌に發し、禮讓に止るを爲恭、艮爲身、爲篤實、爲愼戒、爲正に取る、小過の大象に、行過乎恭と云、

◎〔爲保〕

艮を爲止、爲持、爲守に取れり、漸の九三の傳に、愼相保也、○按に、保（校者云、保原本作係）は從人從八從子なり、八とは、左右相介の義、保撫の義可會、從呆は俗なり、

◎〔爲省(カヘリミル)〕

これ艮の止、篤實の義より轉す、震の大象に、恐懼修省と云、

◎〔爲顒(キヨウ)若〕

顒若とは、尊敬嚴肅の貌、これ艮の篤實敬戒にして、

止るより轉ず、咸の九三に、執其隨、遯の六二に、執之、師の六五に、利執言と云、變體の艮、

○〔爲有〕

艮は止なり、止まれば、これ有の義、家人の初九に、有家、變體の艮、

○〔爲廟〕

家と同じ、廟は神の止る所なり、萃の彖に、王假有廟、渙の彖及び大象、共に廟と云、中卦の艮、

○〔爲握〕

艮を爲手、これ握の義、萃の初六に、一握爲笑と云、

○〔爲仇〕

これ艮上抑沮の義より轉ず、鼎の九二に、我仇と云、變體の艮、

○〔爲疾〕

凡そ人身の氣血、止り滯て順行せざれば、乃ち爲疾、艮を爲止、鼎の九二に、有疾、變體の艮、

○〔爲終始〕

坎は正北方冬の卦なり、震は正東方春の卦なり、艮は坎震の間の隅位に居て、冬の終り春の始めを爲す、これ歲の終始する所なり、繫辭に、艮、東北之卦也、萬物之所成終、而所成始也、故曰、成言艮と云、

○〔爲的顙〕

的顙とは、顙白と云馬なり、これ艮の上の一陽白きに取れり、○舊本說卦、的顙謂收震象、今改出此、

○〔爲五行土〕

○〔爲東北隅〕

○〔爲冬春際〕

◎〔爲甘味〕

◎〔爲黃色〕

◎〔爲宮音〕

これを喉音とも云、

◎〔爲脾胃〕

◎〔爲丑寅時〕

これ艮の止るより轉ず、屯の象に、勿用有攸往と云、

○〔爲匪〕

同上、屯の六二に、匪寇と云、

○〔爲弗〕

同上、小過の九に、弗過と云、

○〔爲不〕

同上、屯の六三に、不如舍と云、

○〔爲莫〕

同上、遯の六二に、莫之勝說と云、

○〔爲罔〕

同上、晋の初六に罔孚と云、中卦の艮、

○〔爲已〕

同上、損の初九に、已事遄往、大畜の初九に、利已と云、

○〔爲罷〕

同上、中孚の六三、或鼓或罷と云、中卦の艮、

○〔爲失〕

艮は止なり、それ物を止て、用を爲しめざれば、必ず其用を失ふ、故に爲失、隨の六二、六三共に失と云、

○〔爲即〕

即は就なり、これ艮の止るより轉ず、屯の六三に、即鹿と云、

○〔爲无〕

これ莫罔勿に同じ、屯の六三に、无虞と云、

○〔爲遲〕

艮の止るより轉ず、豫の六三に、遲有悔と云、

○〔爲高〕

艮は一陽高く止るの象、蠱の上九に、高尚其事と云、

○〔爲得〕

止るより轉ず、无妄の六三に、行人之得と云、

○〔爲執〕

門庭、中卦の艮、

○〔爲居〕

家に同じ、渙の九五に、王居无咎、屯の初九に、利居貞、と云、

○〔爲革〕

これ艮の止の義より轉ず、遯の六二、革の初九、共に黃牛之革と云、

●〔爲果〕

これ艮の一陽の果、二陰の樹上に止まるの象なり、剝の上九に、碩果と云、

●〔爲蓏〕

二陰の地上に、一陽の蓏の有るの象なり、○木實爲果、草實爲蓏と云、瓜の類なり、

●〔其於木也爲堅〕

艮を木として見れば、外剛强の象有るなり、

●〔爲多節〕

艮は剛にして止る、これ節多きの象なり、○通本堅多節を爲二一象一、今兩分して釋す、

○〔爲玄黃〕

艮の一陽は天にして玄く、二陰は地にして黃なり、坤の上六に、其血玄黃と云、變體の艮、○按に玄とは幽邃微妙の意にして、即ち天の蒼々たるを形容せるなり、趙官光が說文長箋に、黑而有二黃色一者、爲玄と云、

○〔爲戰〕

これ一陽と二陰と、相戰ふなり、坤の上六に、龍戰二于野一と云、變體の艮、

○〔爲摧〕

摧は抑へ沮むの義にして、艮の止るより轉ず、晉の初六、摧如と云、中卦の艮、

○〔爲戒〕

これ艮の止、守り禦の義より轉ず、小過の九四に、必戒勿用と云、

○〔爲勿〕

○〔爲君子〕

これ艮を爲レ人より轉ず、屯の六三に、君子幾、謙の彖に、君子有レ終吉、觀の初六に、君子吝と云、共に中卦の艮に取る、

○〔爲童〕

童蒙に同じ、大畜の六四に、童牛と云、

○〔爲篤實〕

艮を爲レ人爲レ止、それ人能く止まるべき所に止まるは、篤實の義なり、大畜の彖傳に、剛健篤實と云、

○〔爲逐逐〕

逐逐は、篤實の義なり、艮を爲二篤實一頤の六四に、其欲逐々と云、

○〔爲取〕

これ止むの義より轉ず、小過の六五に、取二彼在一レ穴と云、

●〔爲閽寺〕

閽寺とは、司(ツカサドル)レ門(ヲ)者、艮を爲レ門爲レ止爲レ守に取れり、

○〔爲虞〕

虞人は、司二山澤一官なり、艮を爲レ山爲レ止爲二禦守一に取れり、屯の六三に、即レ鹿无レ虞と云、

○〔爲禦〕

これ艮を止るとし、關防(フセグ)とするの義に取る、蒙の上九に、利レ禦レ寇と云、

○〔爲閑〕

同上、家人の初九に、閑レ有レ家と云、

○〔爲衞〕

同上、大畜の九三に、曰閑(ナラフ)二輿衞(ニ)一と云、

○〔爲防〕

これ艮の止の義に取る、小過の九三に、防レ之と云、

○〔爲庭〕

艮は坤地二陰の庭上に、一陽横つて、關防を爲すの象、故に爲レ庭、艮の彖に、行二其庭一、節の九二に、不レ出二

の尾長き象形、故に爲龍、坤の上六に、龍戰于野、變體の艮、これ戰ふ龍は、猛龍なれば、其德を用てせずして其形(カタチ)を以て象を取れり、

○〔爲虎〕

虎は、山獸にして首剛き者、艮の一陽の首剛し、又艮を爲山、故に虎と云、頤の六四、虎視耽々と云、○虎を山君と稱す、

○〔爲鹿〕

鹿は山獸にして、足長き者なり、これ艮の象形、屯の六三に、即鹿と云、中卦の艮、○按に鹿は、頭に發陽の大角を載せ、其性怯弱なり、これ艮の首剛內弱に取れり、

●〔爲鼠〕

鼠は牙強(キバツヨ)く、よく物を毀傷(クヒヤブ)る、艮の一陽剛に取れり、

●〔爲黔喙之屬〕

黔喙とは、觜強き者の類なり、鼠と同義、

●〔爲門闕〕

艮は一陽上に橫(ヨコタハ)つて、二陰下に虛郭なり、門闕の象形有り、同人の初九に、于門、變體の艮、節の九二に、門庭、中卦の艮、隨の初九に、出門交と云、中卦の艮、

○〔爲家〕

家(校者云、家原本作家)とは、從宀從三人、衆の義なり、これ宀下に多人の止まる所なり、艮を爲人、爲止、又艮に家の象形有り、師の上六に、承家、變體の艮、損の上九に、得臣无家と云、

○〔爲宮〕

同上、剝の六五に、以宮人寵と云、

○〔爲廬〕

同上、剝の上九に、小人剝廬と云、

○〔爲舍(スツル)〕

舍は上聲、音捨、義は巳(ヤム)に同じ、屯の六三に、不如舍と云、

○〔爲次〕

家に同じ、旅の六二、九三、共に次と云、

艮は一陽を爲ㇾ首、二陰を爲ㇾ身、人の立てる象形なり、蒙の初六、艮の象、ともに人と云、

○〔爲身〕

人より轉ず、艮の象に、不ㇾ獲₂其身₁と云、

○〔爲軀〕

同上、蒙の六三、蹇の六二、渙の六三、ともに軀と云、

○〔爲背〕

凡そ人の肢體は、皆動て用を爲す者なり、唯背のみ止て動に與(アヅカ)らず、艮は止なり、艮の象に、艮(トヾマル)₂其背₁と云、

○〔爲限(コシホネ)〕

限(コシ)は腰なり、腰は身に於て足の上に位す、艮は二陰の足の上に、一陽の限(コシホネ)の止る象形、艮の九三に、艮(トヾマル)₂其限(コシホネ)₁と云、

○〔爲鼻〕

鼻は、香臭を止ることを掌(ツカサド)る、艮爲ㇾ止、又鼻は、面上の山なり、艮を爲ㇾ山、又艮に鼻の象形有り、噬嗑の六二に、滅ㇾ鼻と云、中卦の艮、

●〔爲手〕

手は物を動止することを用とす、艮を爲₂動靜₁、又爲₂動止中間₁、又人の身の上に在て動く者は手なり、艮は一陽二陰の身の上に在り、これ動くことと上に在り、故に艮を爲ㇾ手、○按に艮は震の反對なり、一陽二陰の身の下に動くは、震の趾なり、一陽二陰の身の上に動くは艮の手とす、

●〔爲指〕

これ手より轉ず、

●〔爲狗〕

狗は其性能く物を止む、艮は止なり、又狗は首剛く後弱し、又外剛にして物を禦ぎ、内柔にして人に馴(ナ)る、艮の一陽の首剛く、二陰の後弱く、外剛内柔なり、故に爲ㇾ狗、

○〔爲龍〕

龍は首剛にして尾長し、艮の大陽の首剛にして、二陰

【艮】☶

●〔爲山〕

山は土の高く地上に止る者、艮は止なり、又一陽の山、高く二陰の地上に止るの象、故に爲山、艮の大象に、兼山と云、

○〔爲邱〕

山に同、賁の六五に、邱園、頤の六二に、于邱、渙の六四に、有邱と云、

○〔爲陵〕

同上、震の六二に、九陵、漸の九五に、鴻漸于陵と云、

●〔爲徑路〕

徑路とは、小徑也、震は一陽の人、坤地の初に在り、これ進行の先き廣しとす、艮は一陽の人、坤地の行止る所に在り、行止る所は、狹少しとす、故に爲徑路、坎は一陽の人、坤地の中間に在るなり、故に震を爲大塗、艮を爲道なり、

●〔爲小石〕

艮は一陽の石、坤地の上に在るの象、豫の六二に、介于石と云、

○〔爲磐〕

同上、漸の六二に、鴻漸于磐と云、

○〔爲少男〕

艮は乾の一畫を終畫に得たり、これ季男の象、故に爲少男、繫辭に、艮、三索而得男、故曰是少男と云、

○〔爲童蒙〕

小男より轉ず、蒙の彖、六五、ともに童蒙と云、

○〔爲童僕〕

同上、旅の六二、九三、ともに童僕と云、

○〔爲小子〕

同上、漸の初六、及び隨の六二、六三、ともに小子と云、中卦の艮、

○〔爲人〕

て悉く亡去すると、離火の一切の物を燒亡するとの合象に取れり、睽の上九の傳に、群疑亡也、旅の六五に、一矢亡と云、

◎〔爲嗃々〕

嗃々とは嚴酷に叫呼で督責するの貌、これ離の火の猛烈なるより轉ず、家人の九三に、家人嗃々と云、

◎〔爲炳〕

炳とは文采の明著なるを云、離を爲文明、革の九五の傳に、其文炳なりと云、

◎〔爲蔚〕

蔚は文章深密の義にして、離の文明の象、革の上六の傳に、其文蔚也と云、

◎〔爲從〕

これ離の順從に取れり、革の上六の傳に、順以從君也と云、

◎〔爲亨飪〕

これ食物を煎熟するのこと、離の火の作用に取る、鼎の象傳に、亨飪と云、

◎〔爲翔〕

離を爲飛鳥に取れり、豐の上六に、天際翔也と云、

◎〔爲災〕

災の字、水火に從ふ、故に離を爲災、旅の初六に、其攸取災と云、

◎〔爲豫防〕

これ離の智、文明なるより取る、既濟の大象に、豫防之と云、

◎〔爲戎〕

これ離を甲冑とするより取れり、同人の九三に、伏戎于莽と云、

●舊本說卦所載離卦象一十有六、
○象徵正文所加補象、二十有八、
◎象徵解所再增象、八十有八、
總計離卦象、一百三十有二、

す、これ棄らるの義なり、離の九四に、棄如と云、

◎〔爲无所容〕

これ烈火の物を函容する所無きに取れり、離の九四の傳に、无所容也と云、

◎〔爲涕〕

涕は目汁なり、離を爲目、主畫陰爻を爲汁に取る、離の六五に、出涕沱若と云、

◎〔爲醜〕

離は一陰の醜を以て、爲主畫、離の上九に、獲匪其醜と云、

◎〔爲網罟〕

これ離の畫象に網罟の形容有り、又離、麗也、麗と云も、鳥獸魚蟲の麗著の義なり、繫辭に、作結繩而爲網罟以佃以漁、蓋取諸離と云、○按にこれは、六畫卦にての說法なりと雖、三畫卦にも、網罟の畫象義象有り、交錯と同義なり、

◎〔爲狩〕

狩とは獵也、取禽也、春獵爲蒐、夏獵爲苗、秋獵爲獮、獮とは殺なり、冬獵爲狩、これ離を爲飛鳥、爲網罟より轉ず、明夷の九三、于南狩と云、

◎〔爲田〕

同上、これ田の爲に獸を取て害を除くなり、火田なり、巽の六四に、田獲三品と云、中卦の離、

◎〔爲離〕

これ羅罹に同じ、これ離を羅網とし、爲麗に取る、小過の上六に、飛鳥離之凶と云、變體の離、

◎〔爲矢〕

離を爲鳥爲飛爲火より取る、旅の六五、一矢亡と云、

◎〔爲用〕

これ離の文明睿智の作用の義に取れり、蹇の彖傳に、蹇之時用と云、

◎〔爲亡〕

亡は無なり、これ陰暗昏晦の迷障、離の智の照明を得

以化成天下と云、

◎〔爲察〕

義同上、徵同上、

◎〔爲視〕

見に同じ、震の上六に、視矍々と云、中卦、變體の離の象也、

◎〔爲覿〕

同上、豐の上六に、三歳不覿と云、

◎〔爲闃〕

同上、豐の上六に、闃其戸と云、

◎〔爲莅〕

同上、莅、音利、臨に同じ、のぞみるなり、故に離を爲莅、明夷の大象に、以莅衆と云、

◎〔爲矍矍〕

これ視ること、遽てるの貌、故に離を爲矍々、震の上六に、視矍々と云、

◎〔爲作〕

作とは、作起の義、これ離の火の忽然として作起して、其勢ひ嚮へ邇くべからざるに取る、離の大象に、明兩作と云、

◎〔爲交錯〕

交錯とは、いれまじると云の義にして、離の卦の陰陽いれまじれるの象に取る、賁の彖傳に、剛柔交錯、天文也と云、

◎〔爲錯然〕

同上、離の初九に、履錯然と云、

◎〔爲突〕

これ離の焚燒炎烈の勢、迅速なるを云、離の九四に、突如と云、

◎〔爲死〕

凡そ宇宙の間の物、火に焚燒て、死滅せずと云こと莫し、故に死とす、離の九四に、死如と云、

◎〔爲棄〕

凡そ一切の物、火に遇ては、必ず灰燼となつて土に歸

反復と云、變體の離の象、

◎〔爲耳〕

耳は、外に輪郭の剛有り、内に陰虚の竅有り、離を爲ㇾ外剛内柔の中虚、且つ耳は心の竅、離を爲二心卦一、鼎の彖傳に、巽而耳目聰明、これ目と明とは、離の象たること勿論にして、其耳と云、聰と云、亦離に取れり、鼎の九三に、耳革と云、六五に、黄耳と云、皆離の象、

◎〔爲聰〕

爲ㇾ耳に取る、噬嗑の上九の傳、聰不ㇾ明也、鼎の彖傳に、聰明と云、

◎〔爲聞〕

同ㇾ上、旅の上九の傳に、終莫二之聞一也と云、

◎〔爲賢〕

離を爲二君子一に同、漸の大象に、居二賢德一と云、中卦の離、

◎〔爲貞〕

離を爲二常恆一に取れり、隨の六三に、利ㇾ居貞、變體の離、賁の九三に、永貞吉、頤の六五に、居ㇾ貞吉と云、似體の離、

◎〔爲常〕

常とは變革せず、恆久安靜なるの謂、柔順の道なり、離は坤德の一畫を正中に得て、主畫とし、能く二陽に正に麗て柔順なるの象、故に爲ㇾ常、歸妹の九二の傳に、未ㇾ變ㇾ常也と云、

◎〔爲恆〕

常に同じ、これ恆久常久に守るの義を云、歸妹の初九の傳に、以ㇾ恆也と云、中卦の離、

◎〔爲熯〕

離を爲ㇾ乾爲ㇾ燥に取る、繫辭に、燥二萬物一者、莫ㇾ熯ㇾ乎火一と云、

◎〔爲易〕

これ離の柔順なるより轉ず、大有の六五の傳に、易而无ㇾ備也と云、

◎〔爲觀〕

見に同じ、賁の彖傳に、觀二乎天文一以察二時變一觀二人文一

貝とは寶貨（タカラ）なり、古は貝を以て寶貨とす、故に寶貨資財貯贍貴賣買賄賂賞賜貪貧等の字、皆貝に從ふを以て、覩つべし、貝は介蟲、外剛內柔の物、これ離の外剛內柔と、又離を美とするとに取れり、震の六二に、意（オモンパカル）喪」貝と云、變體の離、

◎〔爲賞〕

これ離を爲」貝、爲」福、爲」美より轉ず、未濟の九四に、有」賞と云、

◎〔爲爵〕

爵は爵祿のことなり、義上に同じ、中孚の九二に、我有」好爵」と云、全卦の大離也、

◎〔爲嘉〕

これ離を美善とし、福爵とするより轉ず、離の上九に、王用出征有」嘉と云、

◎〔爲喜〕

同」上、賁の六五の傳に、有」喜也と云、

◎〔爲威〕

これ離の火の焚燒の威烈に取れり、大有の六五に、威如と云、

◎〔爲志〕

離を爲」心に取れり、大有の六五の傳に、信以發」志也、歸妹の九四の傳に、愆」期之志、中卦の離、革の九四の傳に、信志也、豐の六二の傳に、信以發」志也、巽の彖傳に、志行、中卦の離、初六の傳に、志疑也、又志治也、九三の傳に、志窮也と云、共に中卦の離に取る、

◎〔爲好〕

好は、善良の義なり、離を善とし、良とするに取れり、中孚の九二に、好爵と云、これ全卦の大離也、

◎〔爲修〕

これ離を爲」心、爲」文明」爲」反省」に取る、蹇の大象に、修」徳と云、

◎〔爲反〕

反とは自反內觀反省の義にして、かへりみると訓ず、離を爲」心爲」文明」爲」容智」に取れり、乾の九三の傳に

時とは日の之所と云義、離は日之の象たれば、爲レ時、歸妹の九四に、遲歸有レ時、革の大象に、治レ暦明レ時、大有の大象に、應ニ乎天一而時行と云、

◎〔爲期〕

時と同義、歸妹の九四、愆レ期と云、

◎〔爲待〕

待とは時を知ること明の義なり、離を爲レ時、爲レ知、爲レ明に取れり、歸妹の九四の傳に、有レ待而行也と云、

◎〔爲暦〕

日とするに取れり、革の大象に、治レ暦明レ時と云、

◎〔爲旬〕

旬は音巡、均也、離を爲ニ至順一に取る、豐の初九に、雖レ旬无レ咎と云、

◎〔爲介〕

介は大也、助也、堅確也、際也、離を爲レ火、又離を爲ニ介蟲屬一、これ外剛内柔の象に取れり、又離は、一陰二陽に介るゝの象有り、故に爲レ介、晋の六二に、受ニ茲介福一と云、

◎〔爲治〕

これ爲レ明爲レ智に取れり、革の大象に、治レ暦と云、

◎〔爲問〕

問とは、未レ知未レ達處のことを、己を空くして明者に就て質正請益するの義なり、離を爲レ心、爲ニ柔中一、爲ニ文明一、故に爲レ問、益の九五に、勿レ問元吉と云、似體の離、

◎〔爲折〕

折とは事理分明に割折するの義にして、離の文明睿智に取れり、豐の大象に、折レ獄と云、

◎〔爲章〕

章とは文章なり、離を爲ニ文明一より取れり、豐の六五に、來レ章、姤の九五に、含レ章と云、變體の離、

◎〔爲辨〕

これ文明より轉ず、同人の大象に、類レ族辨レ物と云、大有の九四の傳に、明辨晢也と云、

◎〔爲貝〕

離を爲」心爲」孚に取る、又離を文章音信とするの義も有るなり、兌の九二の傳に、信」志也、大有の六五の傳に、信以發」志也と云、

◎〔爲知〕

知、去聲、智に同じ、離は、文明睿智の象なり、蹇の彖傳に、見」險而止、知矣哉と云、中卦の離、

◎〔爲主〕

主、古文作」丶、即ち燈中の火主たり、後借て王を加へ主宰の字とす、故に離を爲」主、明夷の初九に、主人有」言、睽の九二に遇」主于巷、豐の初九に、遇」其配主」と云、

◎〔爲晳〕

明に同、大有の六四の傳に、明辨晳也と云、

◎〔爲遏惡〕

それ學問文明の道は、遏」惡揚」善の方たり、大有の大象に、遏」惡揚」善と云、

◎〔爲揚善〕

義も同」上、徵も上に見ゆ、

◎〔爲邦〕

離の一陰は、坤土より得たるを以て土地とす、二陽は四方の封疆關界たり、故に爲」邦、離の上九の傳に、以正」邦也、蹇の彖傳に、以正」邦也、中卦の離、漸の彖傳に、可三以正二邦也と云、

◎〔爲日中〕

日中は離の時なり、豐の彖、及び六二、六三、九四、皆日中と云、離に取れり、

◎〔爲晝〕

日とするに取れり、晋の彖に、晝日三接、雜卦に、晋、晝也と云、

◎〔爲昃〕

昃は、日の傾くと云の義、離は、日中の象、日中すれば則ち昃の義に轉用せり、離の九三に、日昃之離、豐の彖傳に、日中則昃と云、

◎〔爲時〕

なり、

◎〔爲正〕

文明は正に就の道なり、故に爲正、離の彖に、重明以麗乎正、上九の傳に、以正邦也、明夷の彖傳に、能正其志、家人の彖傳に、女正位乎內、男正位乎外、男女正、又家道正、正家と云、蹇の彖傳に、以正邦也、革の彖傳に、大亨以正、漸の彖傳に、進以正、可以正邦也と云、

◎〔爲大人〕

大人とは、道を見ること明らかに、文明の盛德、柔中の仁心具有するを云、離を爲心、爲明、爲文、爲柔中に取れり、離の大象に、大人以繼明、蹇の彖に、利見大人、中卦の離、困の彖に、大人吉、中卦の離、革の九五に、大人虎變、巽の彖に、利見大人、中卦の離、蹇の上六に、大人と云、中卦の離、

◎〔爲君子〕

義大人に同、革の大象に、君子以治暦と云、上六に、君子豹變、鼎の大象に、君子以正位と云、困の彖傳に其唯君子と云、中卦の離、未濟の六五に、君子之光と云、

◎〔爲順〕

坤は、三偶純陰、柔順の卦とす、離は、坤の一畫を中體に得て、爲主畫、これ離を至柔順とする所以なり、大有の大象に、順天休命、家人の六二の傳に、順以巽也と云、

◎〔爲黃〕

黃とは、中央坤土の色にして、忠信の義とす、離は坤の一畫を正中に得て爲主畫、故に爲忠信卦、爲黃、離の六二に、黃離と云、

◎〔爲善〕

これ離の柔中文明の德より轉ず、漸の大象に、善風俗と云、

◎〔爲良〕

良は、美善の稱、離を爲美、善とするに取れり、歸妹の九五、不如其娣之袂良と云、中卦の離、

◎〔爲信〕

〇〔爲照〕
明に同じ、これ日と火とより取れり、離の大象に、照于四方一と云、

〇〔爲五行火〕
これ上の水火の火と別なり、

〇〔爲正南方〕

〇〔爲正夏〕

◎〔爲苦味〕

◎〔爲徵音〕

◎〔爲心臟〕

◎〔爲正午時〕

〇〔爲二七數〕
已上方位、四時、五味、五色、五音、五臟、時刻、數等は、皆五行に由て分配するなり、類推すべし、

增補

◎〔爲元〕
元とは坤地の一元氣にして、即柔順の德を云、離は坤の一陰を中畫に得て主畫とす、これ至柔順の象たり、故に爲元、離の六二に、元吉、革の彖に、元亨利貞と云、

◎〔爲亨〕
離は、文明の卦、暗きを照し、迷へるを明らかにするの象義、これ亨通の義、離の彖に、利貞亨、革の彖に、元亨と云、

◎〔爲利〕
利は宜なり、事の宜なり、離は文明にして事の宜を明し曉すの象、離の彖に、利貞、革の彖に、利貞と云、

◎〔爲貞〕
貞は正也、離は文明にして、正に就くの義なり、離の彖に、利貞、又彖傳に、重明以麗乎正一と云、この義

缶と云、

○〔爲簋〕

缶の象と同じ、損の彖に、二簋可用享と云、似體の離、

○〔爲茀〕

茀は婦車の蔽ひ飾りにして、離の文飾に取れり、既濟の九三に、婦喪其茀と云、

●〔爲甲冑〕

これ離の外剛強して、内柔虚なるに取れり、

●〔爲戈兵〕

未詳、

●〔其於木也爲科上槁〕

科とは木中の空なるを云、離を木に取ば、外實内虚、科の象、又離を爲乾卦これ枯槁の義有り、

○〔爲孚〕

離は、中虚の信卦なり、故に爲孚、家人の上九に、有孚と云、

○〔爲鬼〕

鬼は氣なり、無形にして陰物なり、離は陰卦なり、又火は起滅跡無きの物なり、又離に、一陰の醜鬼、二陽の空中に隱伏るの象有り、故に爲鬼、睽の上九に、載鬼、豐の彖傳に、況於鬼神乎と云、

○〔爲文〕

離は、奇偶畫相交り、文章を爲すの象形、同人の彖傳に、文明以健、大有の彖傳に、文明、賁の彖傳に、剛柔交錯天文也、文明以止、人文也、觀乎天文以察時變、觀乎人文以化成天下、明夷の彖傳に、内文明、革の彖傳に、文明以說、小畜の大象に、懿文德と云、中卦の離、

○〔爲朋〕

朋とは貝を數ふるの名にして、即ち貝なり、貝とは古の貨なり、貝は外剛内虚にして、即ち離の象なり、損の六五、益の六二共に十朋と云、變體並に似體の坎の象、

○〔爲福〕

離を爲喜爲貝より轉ず、井の九三に、竝受其福と云、中卦の離、

巣」と云、

○〔爲飛〕

これ離の火の飛と、鳥の飛とより轉ず、明夷の初九に、于飛と云、

○〔爲上〕

上は、上聲、升登の義、火の性の炎上るに取れり、雑卦に、離、上と云、

○〔爲牛〕

牛は内順にして人に順ひ、外剛にして物を曳き重きを載す、これ離の象たり、坎の馬の、内健外順なると反對す、離の家に、畜₂牝牛₁、睽の六三に、曳₂其牛₁、旅の上九に、喪₂牛于場₁、既濟の九五に、東隣殺」牛、无妄の六三に、或」繋₂之牛₁と云、變體の離、

○〔爲牝牛〕

離を爲」牛、爲₂至柔順₁、故に爲₂牝牛₁、離の家に、牝牛と云、

●〔爲龜〕

龜は外剛き甲有て、内陰柔なる者なり、離の内陰柔、外陽剛なるに取れり、頤の初九に、靈龜と云、全卦似體の離、損益共に、十朋之龜と云、變體、又似體の離、

●〔爲鼈〕

同上、

●〔爲蟹〕

同上、

●〔爲蠃〕

同上、蠃音裸、蚌の屬、蚌とは、蛤の屬、

●〔爲蚌〕

同上、蚌、音棒、蛤の屬、

○〔爲墉〕

離に墉離の象形有り、同人の九四に、乘₂其墉₁、解の上六に、高墉と云、中卦の離に取れり、

○〔爲缶〕

離の外圓く内虚たるの象に取れり、離の九三に、鼓

史は、文明の義より轉用す、巽の九二に、用㆓史巫㆒、中卦の離、

●〔爲目〕

目は物象の映(ウツ)り麗(ツ)く者なり、離は麗なり、又目は外白(シロ)睛(クロキ)にして、内黒睛者有り、離は外陽にして白く、内陰にして黒し、これ目の象形有り、又目は、五色を辨ずる徳あれども、記持すること、耳聞の如きことを得ず、離は一陰を以て主とす、陰は柔虚なり、故に物に奪はれて、記持の力薄き者なり、故に爲㆑目、

○〔爲見(アラハル)〕

これ目とするより轉用す、乾の九二、九五、共に見㆓大人㆒と云、これ變體の離の象、

見、去聲、これ明とするより轉用す、乾の九二に、見龍、用九に、見羣龍、繫辭に、萬物皆相見、共に音現、あらはす、あらはるゝ、あらはれたる、

○〔爲心〕

心の體は寂然不動たるなり、離は中畫一陰を主とす、陰は至靜にして心の象、これ坎を爲㆑心に對す、又心の臓は火に屬す、離爲㆑火、故に爲㆑心、旅の九四に、我心不㆑快と云、

●〔爲大腹〕

未詳、

●〔爲雉〕

雉の性は、柔悚(シヨウ)にして其質は文明なり、離は内一陰柔悚にして、外二陽の美羽有り、又離を爲㆓文明㆒又雉は陽鳥にして日に感ず、離を爲㆑日、故に爲㆑雉、旅の六五に、射㆑雉、鼎の九三に雉膏と云、

○〔爲鳥〕

一陰を鳥の身とし、二陽を翼とす、鳥の象形、旅の上九に、鳥焚㆓其巣㆒と云、これ坎を鳥とするの反對なり、

○〔爲翼〕

鳥より轉ず、明夷の初九に、垂㆓其翼㆒と云、

○〔爲巣〕

離の内一陰空虚は、巣の象形有り、旅の上九に、焚㆓其

離の九三、既濟の六二、共に日と云、

○〔爲明〕

明とは、日と火との、光耀(ヒカリカヾヤク)也、經傳中、明と云て、直ちに日と爲す者有り、晉の大象に、明出二地上一、明夷の大象に、明入二地中一と云、これなり、又明と云て、明暗の明に用る者は、繫辭に、離也者、明也、豐の彖傳に、明以動、九四の傳に、幽不レ明也、賁の彖傳に、文明以止、同人の彖傳に、文明以動、旅の彖傳に、止而麗二乎明一、大有の彖傳に、其德剛健而文明、九四の傳に、明辨晳也、噬嗑の彖傳に、剛柔分動而明、大象に明レ罰、上九の傳に、聰不レ明也、賁の大象に、明二庶政一、離の彖傳に、重明以麗二乎正一、大象に、大人以繼レ明、晉の大象に、自昭二明德一、睽の彖傳に、說而麗二乎明一、革の彖傳に、文明以說、大象に治レ曆明レ時、屯の六四の傳に、求而往、明也、訟の初六の傳に、其辨明也、履の六三の傳に、不レ足三以有二明也、夬の九四の傳に、聰不レ明也、困の初六の傳に、幽不レ明也、井の九三に、王明、鼎の彖傳に、耳目聰明、乾の文言に、天下文明、又、與二日月一合二其明一、明夷の彖傳に、內文明、大象に、用レ晦而明、又明夷の諸爻の辭、皆明夷る(ヤブラ)と云の類、皆明暗の明にして、正體、變體、似體、中卦の離に取れるなり、

●〔爲電〕

これ爲レ火爲レ明より轉用す、噬嗑の彖傳に、雷電合而章、大象に、電雷と云、豐の大象に、雷電皆至と云、これ

電とは、いなびかり也、故に爲レ離、

●〔爲乾(カン)(カハク)〕

乾は平聲、音干、かはかすなり、かはくなり、ほすなり、これ火とするより轉ず、噬嗑の九四に、乾胏、九五に乾肉と云、

○〔爲燥〕

同レ上、繫辭に、燥二萬物一者、莫レ熯(カハカス)二乎火一(ヨリ)と云、

●〔爲中女〕

離は坤の一畫を中畫に得たり、これ次女の象なり、故に爲二中女一、繫辭に、離再索而得レ女、故是曰二中女一と云、

○〔爲史(シ)〕

坎險慝醜より轉ず、未濟の初九に、濡其尾吝と云、

◎〔爲可〕

これ九家易に見ゆ、此外爲宮、爲律、爲棟、爲叢棘、爲狐、爲蒺藜、爲桎梏の象有れども、已に前に出しつれば省く、

◎〔爲毐〕

毐は、生厚養育の義なり、坎を食とし、養ふとするより轉ぜり、師の彖傳に、以此毐天下と云、

○按ずるに通本毐を譌つて、毒(校者云、毒)に作れり、今改正す、毐は、徒篤切、又余六切、說文、生厚也、生に從ひ母に從ふ、生育の義會しつべし、又毒藥の毒、屮に從ひ、毐に從へる者とは、音畫音義各別なり、混ずべからず、老子、亭之毐之、註、亭以品其形、毐以成其質、唐代宗詔書、中孚及物亭育爲心、又張說撰姚崇碑云、亭育之功成、これら皆亭毐を以て亭育とす、蓋し毐は育の古文にして、これ古今の字なるなり、

●通本說卦所載坎象、二十有五、

○象徵正文所加補象、八十有六、

◎象徵解所再增象、五十有七、

總計坎象、一百六十有八、

【離】☲

●〔爲火〕

火の性は炎上る、又火は能く物に麗く、故に上は空に麗き、下は薪に麗く、又離は一陰の火、二陽の空中に上るの象、且つ離は麗也、又火は外陽なる故に能く物を照し、內陰なる故に、火中は洞看べからざるなり、これ離の象なり、

○〔爲焚〕

火より轉ず、離の九四、旅の九三、上九共に焚と云、

●〔爲日〕

これ坎の月の對なり、日は大陽の精にして、地二の火の天に上り麗るなり、離は、一陰の地二の火、二陽の天中に上り麗るの象有り、故に爲日、晉の象、豐の象

忒は差なり、坎險より轉ず、豫の彖傳に、四時不忒と云、

◎〔爲牽〕

曳と同し、小畜の九二、牽復と云、變體の坎、

◎〔爲罪〕

これ坎險咎忒より轉ず、解の大象に、赦過宥罪と云、

◎〔爲罰〕

これ刑より轉ず、豫の彖傳、刑罰淸と云、

◎〔爲而〕

罰に同し、又而とは、髡刑、髮を除くの刑、髮は血の餘、坎を爲血爲害、これ髡刑の象、睽の六三に、而且劓と云、中卦の坎、

◎〔爲竄〕

隱伏と同、訟の九二の傳に、歸逋、竄也と云、

◎〔爲醜〕

坎の險み鄙吝の義、解の六三の傳に、亦可醜也、大過の九五の傳に、亦可醜也と云、全卦似體の大坎也、

◎〔爲喪〕

喪は本音持服を喪と云、坎を爲心病、爲憂に取れり、小過の大象に、喪過乎哀と云、似體の坎、

◎〔爲哀〕

哀は愁傷の義、坎を爲憂患、爲心病より取れり、徵見上、

◎〔爲泣〕

泣は人身の水なり、坎を水とし、哀とするに取れり、屯の上六に、泣血と云、

◎〔爲困〕

坎の險みに取れり、困の初六に、臀困株木と云、

◎〔爲儉〕

これ坎を爲約爲困に取る、小過の大象に、用過乎儉と云、

◎〔爲吝〕

坎を通とするに同じ、困の大象に、致命遂志と云、

◎〔爲入〕

坎を陷るとするより轉ず、坎の初六、六三、共に入于陷窞と云、

◎〔爲險〕

險とは險阻艱難の義なり、坎の一陽、二陰の中に陷る、これ險艱の象なり、坎の彖傳に、坎、險也、又、行險、又、天險、又、地險、又、設險、又、險之時、又、九二に、坎有險、六三に、險且枕、屯の彖傳に、動乎險中、蒙の彖傳に、山下有險、險而止、需の彖傳に、險在前也、蹇の彖傳に、險在前也、見險而能止と云、

◎〔爲難〕

難去聲、艱難也、坎の險みに取れり、需の初九の傳に、不犯難行也と云、

◎〔爲災〕

同上、需の九三の傳に、災在外也と云、

◎〔爲害〕

同上、謙の彖傳に、鬼神害盈、咸の六二の傳に、愼不害也、九四の傳に、未感害也と云、共に似體の坎の象也、

◎〔爲患〕

同上、訟の九二の傳に、患至掇也と云、

◎〔爲敗〕

同上、需の九三の傳に、敬愼不敗也と云、

◎〔爲咎〕

これ坎險と疑とより取れり、需の初九、師の六四、共に无咎と云、履の初九、噬嗑の初九、六二、六三、六五共に咎と云、皆變體中坎也、

◎〔爲尤〕

咎と同じ、賁の六四の傳に、終无尤也と云、

◎〔爲疑〕

疑とは心思の病きなり、坎を爲心病、故に爲疑、睽の上九の傳に、羣疑亡也、豫の九四に、勿疑と云、

◎〔爲忒〕

◎〔爲滿〕
これ水の滿盈の義に取る、屯の彖傳に、雷雨之動滿盈と云、

◎〔爲盈〕
同上、徵見上、

◎〔爲井〕
坎を泉とするに取れり、井の彖に、井井とす、

◎〔爲養〕
坎を爲飲食より轉ず、井の彖傳に、井養而不窮也と云、

◎〔爲飽〕
飲食より轉ず、漸の六二の傳に、不素飽也と云、

◎〔爲濟〕
濟とは、水を涉るの義、故に坎の象とす、謙の彖傳に天道下濟と云、

◎〔爲聽〕
聞に同じ、噬嗑の上九の傳に、聽不明也と云、

◎〔爲愛〕
これ坎の一陽を以て、二陰を愛するの義、家人の九五の傳に、交相愛也と云、中卦の坎、

◎〔爲好〕
好は去聲、愛に同じ、遯の九四に、好遯と云、變體の坎、

◎〔爲嘻嘻〕
嘻々は、娛樂戲笑の貌、これ坎の一陽二陰の中に陷り、情に溺れ、愛に流れ、戲樂節無きの義に取る、家人の九三に、婦子嘻々と云、

◎〔爲宴樂〕
これ坎を愛好とし、飲食とし、養ふとするに取れり、需の大象に、飲食宴樂と云、

◎〔爲笑言啞啞〕
これ坎を宴樂とし、爲嘻々より取れり、震の彖に、笑言啞々と云、中卦の坎、

◎〔爲遂〕

坎を爲レ心爲レ思に取れり、咸の彖傳に、天地萬物之情可レ見矣、恆の彖傳に、天地萬物之情可レ見矣と云、共に似體の坎に取る、

◎〔爲意〕（オモヒハカル）

意は億の本字、料度（ハカル）也、坎を爲レ思爲レ稱（ハカル）に取る、震の六二に、意喪貝（タカラヲ）と云、

◎〔爲則〕

律と同義、坎の至平に取れり、謙の九三の傳に、不レ違レ則也と云、

◎〔爲平〕

水は天地間の至平なる物也、謙の大象に、平レ施と云、中卦の坎、

○〔爲稱〕（ハカル）

稱は去聲、量度（ハカル）の義、これ水の平準より轉ず、謙の大象に、稱レ物と云、中卦の坎、

◎〔爲敎〕

これ坎を爲レ習爲レ言より轉ず、坎の大象に、習二敎事一と云、

◎〔爲原〕（タツヌル）

原（校者云、原原本作レ原）は、厂に從ひ、泉に從ふ、水原（ミナモト）也、由て轉じて、推原（オシタツヌ）るの義とす、比の彖に、原筮（タツネワカツ）と云、

◎〔爲得〕

坎は坤陰の體中へ、乾の一陽の貴き者を得たるの象、謙の六二の傳に、中心得也、中卦の坎、

◎〔爲禴〕（ヤク）

坎を爲二飲食一、爲レ亨、爲レ簋、爲レ孚に取る、萃の六二に、利レ用レ禴、變體の坎、既濟の九五に、西鄰之禴祭、升の九二に、利レ用レ禴と云、變體の坎、

◎〔爲享〕（ス・メ上ル）

坎を爲二酒食一、爲レ孚、爲二禴祀一に取る、困の九二に、亨祀と云、

◎〔爲大川〕

水より轉ず、需の彖に、利レ涉二大川一訟の彖、謙の初六、渙の彖、未濟の九三、共に大川と云、皆坎に取れり、

○〔爲五行水〕

繫辭に坎也者、水也と云、これ五行配當の水なることを說演て、一隅を喩し示し玉へるなり、傳それ坎を五行の水と配すれば、離の火、震の木、兌の金等は、言を須ずして昭明たるなり、

○〔爲正北方〕

○〔爲正冬〕

◎〔爲鹹味〕

◎〔爲黑色〕

これ上の爲赤と、其所取の象別なり、

◎〔爲羽音〕

これを脣音とも云、

◎〔爲腎臟〕

これ五行に由て八卦に五臟を配せるなり、

◎〔爲正子時〕

これ五行に由て八卦に時刻を配せしなり、

○〔爲一六數〕

已上の方位、四時、五味、五色、五音、五臟、數等は、皆五行に由て分配せるなり、

增補

◎〔爲夫〕

夫は男子の稱、坎を中男とし、蒙の六三に、見金夫と云、

◎〔爲弟子〕

坎を爲中男、これ震の弟にして、乾坤の子たり、弟子の象、師の六五に、弟子輿尸と云、

◎〔爲志〕

坎を爲心爲思に取れり、觀の上九の傳に、志未平也と云、變體の坎、

◎〔爲情〕

約は信約の義、坎を信卦とし、坎の六四に、納約と云、

○〔爲羞〕

羞は恥なり、これ鄙吝の至り、道に暗きの極なり、坎は一陽の心、汙濁の二陰中に溺惑す、これ鄙吝にして、道に暗きの象、恒の九三に、或承之羞と云、

○〔爲承〕

坎は坤中へ乾の一陽を承るの象、徹上に見ゆ、

○〔爲錫〕

錫は賜に同じ、尊貴より、下へ恵施するの義、坎は坤の卑賤中へ、乾の尊貴より、一陽畫を賜ふの象、晉の家に、錫馬、中卦の坎、師の九二に、錫命と云、

○〔爲孚〕

信と同義、需の家に、有孚と云、

○〔爲聞〕

坎を爲耳、耳は聞の官なり、夬の九四に、聞言不信、變體の坎、

○〔爲甃〕

甃は井を掘て其外より來るの汙濁を禦ぐの備へなり、又井は水を出すの體なり、坎は水なり、石なり、故に爲甃、井の六四に、井甃と云、

○〔爲受〕

承に同じ、井の九三に、受其福と云、

○〔爲寒〕

寒冷凛冽は、水の氣なり、井の九五に、寒泉食と云、

○〔爲冽〕

冽は寒氣の嚴き也、これ水より取れり、井の九五に、井冽と云、

○〔爲勞〕

勞は、去聲、尉勞なり、勞徠なり、轉じて、勞息歸休の義とす、坎は冬の卦、冬は萬物の歸息する時なれば、坎を爲休息、繫辭に、坎也者、水也、正北方之卦也、勞卦也、萬物之所歸也、故曰、勞于坎と云、これ上の勞苦の勞、平聲の者と別なり、

云、

○〔爲疾〕

坎を爲ㇾ險爲ㇾ毒より轉ず、豫の六五に、貞疾、中卦の坎、

○按に復の彖に出入无ㇾ疾と云、此復の卦に坎の象は不ㇾ見、然れどもこれは、復のみに限ず、凡て十二消長卦中に、坎險の疾無と云を、こゝに示し玉ふことなれば、坎の疾毒たる徵しつべき也、○再び按ずるに、凡そ八卦中にて、疾の象に取れる者二卦、巽と坎とこれなり、此巽坎の二つにして天下一切の疾の因を包括せり、其義を精しく論ずる時には巽の疾ひは、氣に係れるの疾ひなり、巽は氣なればなり、又坎の疾ひは主として血に係り、毒に係れるの病ひなり、坎は血なり、毒なればなり、故に天下一切の疾病は、此巽坎氣血の外に泄るゝこと無きことを知らば、疾病治療の道、掌握に在らんことなり、

○〔爲金〕

金とは五金の總名にして、坎の中實の義に取れり、蒙の六三に、見ㇾ金夫、困の九四に、困ㇾ于金車、噬嗑の九四に、得ㇾ金矢ㇾと云、中卦の坎、

○〔爲難〕

坎の險みの義、噬嗑の九四に、利ㇾ艱貞ㇾと云、中卦の坎、

○〔爲棟〕

棟は一陽の剛木、衆木を載負ふ者、坎は一陽剛にして、二陰の重任を負載たるの象、故に爲ㇾ棟、棟は屋の極のことなり、故に坎に取れり、大過の彖に、棟撓、九三に、棟撓、九四に、棟隆と云、これ全卦の大坎なり、

○〔爲撓〕

橈と同義、大過の彖、九三、共に撓と云、似體の坎、

○〔爲納〕

陷いるより轉ず、これ二陰中へ受納るゝの義、坎の六四に、納ㇾ約と云、

○〔爲信〕

坎は中一陽の中實の信の卦たり、夬の九四に、不ㇾ信、變體の坎、困の彖に、有ㇾ言不ㇾ信と云、

○〔爲約〕

●〔爲月〕

月は水の精、坎の象なり、これ離の日の相對なり、小畜の上九に、月と云、變體の坎の象、

●〔其於木也爲堅〕

陽を堅(カタ)しとす、坎は陽畫を正中に得て主畫とす、中實の陽卦たり、故に木にしては、堅(カタ)き實とす、

●〔爲多心〕

坎は中實の象、故に木にしては、多き心の象なり、○通本堅多心を一象とす、非也、今改めて二象に分つ、

○〔爲鞶帶〕

帶は身を回(メグ)らすの者、坎を輪とするより轉ず、訟の上九に、錫ニ之鞶帶一と云、○按に坎の卦に、上下二陰の身の中間を、一陽の帶(ヲビ)、横に回(メグ)るの象形有り、

○〔爲毒〕

坎の險みよりの轉義、噬嗑の六三に、遇ㇾ毒と云、中卦の坎、

○〔爲習〕

習とは、鳥の羽を使ひならはすことにして、學問復習のことと轉ず、坎を水とす、水は、至公至平の準則を取るの物、凡そ人は至平至公の準則を取らんとならば、學習に如(シ)くはなし、故に爲ㇾ習、坤の六二に、不ㇾ習无ㇾ不ㇾ利と云、

○〔爲言〕

これ坎を心とし、爲ㇾ思より轉ず、凡そ人の心思の、外に發し出る者は言(コトバ)なり、坎は二陰の身より、一陽の言(コトバ)の發出するの象なり、訟の初六に、小有ㇾ言、師の六五に、執ㇾ言と云、

○〔爲眚〕

これ多眚と同じ、訟の九二に、无ㇾ眚、震の六三、无眚と云、

○〔爲次(ヤドリ)〕

これ坎を家とし、宮とするに取れり、師の六四に、師左(シリゾク)ㇾ次と云、

○〔爲石〕

これ坎の中實の義に取れり、豫の六二に、介ニ于石一と

血は人身中の水なり、坎を水とす、需の六四、渙の上九、歸妹の上六、共に血と云、坎に取れり、

○〔爲汗〕

同上、水より轉ず、渙の九五に、汗と云、

○〔爲德〕

德は得なり、坎は一陽を二陰の中に得たるの象、小畜の上六に、尙二德載一變體の坎、恒の九三に、其德と云、變體の坎、訟の六三に、舊德と云、

●〔爲隱伏〕

坎は、一陽二陰の中に隱るの象、故に爲二隱伏一と云、

○〔爲孕〕

坎は二陰の體中に、一陽を孕める象、漸の九三、上九、共に孕と云、中卦の坎、

○〔爲律〕

律は法なり、水は器に從ふて、方圓を爲す、故に水より轉ず、師の初六に、師出以律と云、○按に法律は、天下の至公至平にして、準則とする所以なり、坎は水なり、水は天下の至公至平にして準則を取る所以なり、故に坎を律とす、

○〔爲儀〕

これ律とするより轉ず、漸の上九に、用爲儀と云、中卦の坎、

○〔爲曳〕

坎は一陽二陰の中に居て、左右二陰に曳るゝの象、

○〔爲引〕

同上、萃の六二に、引吉と云、變體の坎、○又初二の二陰取れば似體の坎なり、

○〔爲掣〕

掣は曳也、同上、睽の六三に、掣二其人一と云、中卦の坎、

●〔爲通〕

坎は二陰の坤中を、一陽通り行くの象なり、

●〔爲赤〕

これ血の色より轉ず、

坎を爲水、受納に取れり、漸の六二に、飲食、未濟の上九に、飲酒、需の大象に、飲食と云、

○〔爲饋〕

食より轉ず、家人の六二、中饋と云、中卦の坎、

○〔爲校〕

校は械なり、校とは桎梏なり、陷險より轉ず、噬嗑の初九、上九、共に校と云、中卦の坎、

○〔爲桎梏〕

桎とは足械なり、梏とは手械なり、蒙の初六に、桎梏と云、

○〔爲蒺蔾〕

陷險より轉ず、困の六三に、據于蒺蔾と云、

○〔爲叢棘〕

叢は聚なり、棘は有刺物也、故は坎に取れり、坎の上六に、寘于叢棘と云、

○〔爲株木〕

株木は伐かぶなり、陷險に取れり、困の初六に、臀困于株木と云、

○〔爲刑〕

陷險より轉ず、蒙の初六に、用刑人と云、刑とは以刀、人を割所有るなり、

○〔爲苦〕

にがきと訓ず、これ陷險の義、節の彖に、苦節と云、

○〔爲勞〕

これ苦勞陷險の義より轉ず、謙の九三に、勞謙と云、

○〔爲泥〕

泥は去聲なり、坎險陷沒の義より轉ず、震の九四に、震遂泥と云、

○〔爲膏〕

水より轉ず、屯の九五に、屯其膏、鼎の九三に、雉膏と云、

●〔爲血〕

禽とは、轆轤の軸なり、繘を運す所以の物、坎の輪より轉ず、井の初六に、舊井无禽と云、坎に取れり、○これ上に出したる、禽獸の禽とは別義別象なり、

○〔爲穴〕

坎の一陽內空しきに取れり、坎の六爻の辭、皆坎を穴と訓ず、需の六四、上六、ともに坎を穴とす、○按るに坎、戸韽切、去音陷、陷なり、險なり、穴なり、說卦に曰、坎、陷也、序卦に曰、坎者、陷也、これ音義共に併せたるなり、彖傳曰、坎、險也、雜卦に曰、坎下也、下れば即ち陷いるの義なり、其字從土從欠、欠は去劒切、虧缺るなり、土缺れば則ち穴なり、穴なれば則ち陷いる、陷れば則險む、陷下險難の義可會、制字義は取☵卦一奇之人、陷險二偶土欠穴中之象、故に陷險穴ともに皆坎の本義たり、

○〔爲缶〕

缶は土器にして受納る者なり、坎の外二陰は、坤畫にして土器の象、內一陽は、內空の義、又二陰の器の中に、一陽の物を受納るゝの象有り、坎の六四に、貳用缶とす、

○〔爲簋〕

簋は祭の器にして、內圓くして外方なる者なり、坎は外二畫は陰にして、方なり、內一畫は陽にして圓空きなり、故に簋とす、坎の六四、樽酒簋貳と云、

○〔爲罇〕

罇は酒を納るゝ器なり、坎を酒とし、受納るとす、坎の六四に、罇酒と云、

○〔爲酒〕

坎水より轉ず、需の九五に、需于酒食、坎の六四に、罇酒、困の九二に、困于酒食、未濟の上九に、于飲酒と云、

○〔爲食〕

坎は坤の腹中へ、一陽の食を納れたるの象なり、腹の中へ納る物は食なる故に、坎を食とす、需の大象に、飲食宴樂、九五に、需于酒食、困の九二に、困于酒食と云、

○〔爲飲〕

象に併せたるは非なり、今改めて二象に分て釋す、

●〔爲弓〕

弓とは、木を枉(ユガ)めて作る者、輮(タハム)より轉ず、

○〔爲弧〕

同上、睽の上九に、張之弧と云、

○〔爲射〕

同上、解の上六に、射隼と云、射は入聲、

○〔爲弋〕

同上、小過の六五に、公弋取彼在穴と云、○又弧と云、射と云、弋と云も、共に弓の義より轉用す、

●〔爲輪〕

陽は氣にして空なり、陰は形質有りとす、又陽は大にして、陰は小なりとす、坎は二陰の形質、一陽の空を回るの象形有り、これ乃ち輪の形なり、○秘訣に云、坎離共に輪の象形有り、さて其中に小しく異ること有り、○これ坎の象形なり、◎これ離の象形、傳、既濟の初九、未濟の九二、共に曳其輪と云、○舊本謁つて、弓輪を併せて爲一象、今改めて分之、

○〔爲車〕

車は輪を以て轉じ進む、坎を輪とするに取れり、睽の上九に、載鬼一車、中卦の坎、困の九四に、困于金車と云、

○〔爲輿〕

同上睽の六三に、輿曳其牛と云、中卦の坎、

●〔其於輿也爲曳〕

輿は車なり、曳とは陽は陰に求め曳(ヒカ)れ、陰は陽に求め曳(ヒカ)る、これ陰陽の定情なり、坎は一陽中に在て、左右二陰の爲に曳るゝの象、又坎の二陰を兩輪とし、一陽を人とし牛馬とす、左右の兩輪人に牛馬に曳るゝ象有り、○通本には、其於輿也爲多眚と謁(アヤ)まれり、今改ため正す、

●〔爲多眚〕

眚は眚害(ワザハヒ)にして、坎の險(ナヤミ)より轉ず、震の六三に、震行无眚中卦の坎、訟の九二に、无眚と云、

○〔爲禽(クルマキ)〕

○〔爲禽〕

禽とは鳥獸の總名なり、凡そ田獵して獲る所、鳥獸ともに禽と云、坎は一陽の身に、二陰の四足有り、これ獸の象形、坎は一陽の身に、二陰の羽翅有り、鳥の象形なり、故に禽と云、師の九五に、田有禽、恆の九四に、田无禽と云、

○〔爲飛鳥〕

これ一陽を爲身、二陰を爲兩羽、飛鳥の象形、小過の象に、飛鳥遺之音、又初上共に飛鳥を云、全體の大坎也、

○〔爲鴻〕

鴻は水鳥なり、陽禽なり、坎を爲水爲鳥、又陽を爲主晝陽卦なり、これ鴻の象、漸の六爻ともに鴻を云、皆中卦の坎に取れり、

○〔爲羽〕

羽は鳥より轉ず、漸の上九に、其羽と云、變體の坎に取れり、

○〔爲家〕

坎は一陽の人、二陰の家の中に居るの象形なり、又坎を隱伏とす、家は人の隱伏する處なればなり、蒙の九二に、子克家と云、

○〔爲宮〕

同上、困の六三に、入于其宮と云、

○〔爲牖〕

坎を爲穴より轉ず、坎の六四に、納約自牖と云、

●〔爲矯〕

矯は居夭切、曲れる者をして直ならしむるなり、陰を重とし、陽を輕とす、凡そ物の枉つて不直なるは、其兩端に重き物を置く時は、枉める所伸て、平直となる、これ矯の道たり、坎は一陽に、二陰の重き物を附けたる象形有り、故に爲矯、

●〔爲輮〕

輮は、柔の上聲、揉に同じ、直き者を曲らしむるなり、それ直なる物の兩端に、重物を加ふれば、必ず撓む、これ矯と輮と、象同く義は反せり、○舊本に矯輮を一

り、又豕は溝瀆を好む、坎を爲₌溝瀆₁故に爲ㇾ豕、睽の上九に、豕負ㇾ塗と云、中卦の坎、

○〔爲ㇾ馬〕

坎は一陽の身に、二陰の四足有り、馬の象形、又內健にして、外順なり、坎は內一陽健にして、外二陰順なり、これ乾健坤順の象を兼たり、故に馬とす、睽の初九に喪ㇾ馬、賁の六四に、白馬中卦の坎、渙の初六に、馬壯、明夷の六二に、馬壯と云、坎に取れり、

●〔其於ㇾ馬也爲₌美脊₁〕

陽は美にして、陰は醜なり、坎を爲ㇾ馬、一陽を爲ㇾ脊、上下二陰を爲₌首尾₁これ美脊の象、

●〔爲₌亟心₁〕

二陰を爲₌馬身₁一陽を爲ㇾ心、陽は健なり、故に爲₌亟心₁これ馬壯と同義にして、邦俗の俚語に、上肝の馬と云に當る、

◎〔爲₌馬壯₁〕

上と同義、渙の初六に、馬壯、明夷の六二に、馬壯と云、

●〔爲₌下首₁〕

一陽を爲ㇾ脊、二陰を爲₌首尾₁尾は垂下るの物、これ言を須ず、故に只下首と云、これ向ふ前の重きを云、

●〔爲₌薄蹄₁〕

一陽を身とし、二陰を馬蹄とし、陽は厚しとし、陰は薄しとす、故に薄蹄と云、

○〔爲ㇾ狐〕

狐は、其性疑ひ戾て、其質は弱なり、又穴に居て夜出るの淫獸なり、坎は一陽內に疑ひ戾つて、二陰の質、外に弱し、又坎を爲ㇾ穴爲ㇾ夜、又一陽は、二陰の愛に溺れ陷いるの淫卦なり、故に狐と云、未濟の象に、小狐と云、解の九二に、曰獲₌三狐₁と云、

○〔爲₌鼫鼠₁〕

鼠は其性奸慝にして、穴に居て夜盜す、坎は一陽內に奸慝なるの象、又爲ㇾ穴爲ㇾ夜爲ㇾ盜、晉の九四に、鼫鼠と云、

坎の險難醜穢より轉ず、睽の初九に、見惡人と云、中卦の坎、

○〔爲鬼〕

鬼は、陰醜にして、人の忌惡む所、惡人と同義、睽の上九に、載鬼一車と云、

●〔爲耳〕

耳の形は、內に穴有て、外に輪有り、坎を爲穴爲輪、又一陽の神、二陰の穴中に藏れて、聞を主どるの象有り、又坎を爲曳、耳より諸の音聲を曳者なり、又一陽實を主とする故に、人をして諸の聞く所の事をして、長く記持せしむ、如此の象を具つるを以て、坎を爲耳、●坎を爲心、心は竅を耳に開く、故に心耳の熟語有り、これも坎を爲耳の義なり、

●〔爲耳痛〕

坎を爲耳、爲毒、有毒必痛む、これ耳痛むの義、

○〔爲心〕

坎は二陰の身中に、一陽の心を藏せるの象、故に心とす、坎の彖に維心亨と云、

●〔爲心病〕

坎を爲心、爲險、爲毒、これ心病しきの象なり、

○〔爲思〕

思とは心の用也、坎は二陰の身の中に、一陽の心動きて、不息の象、咸の九四に、朋從爾思、變體の坎の象、渙の九四に、匪夷所思と云、

●〔爲加憂〕

坎を心とし、險むとし、これ憂加はるの象なり、

○〔爲愁〕

同上、晉の六二に、愁如と云、中卦の坎、

○〔爲心惻〕

同上、井の九三に、爲我心惻と云、

●〔爲豕〕

豕の性は、剛躁にして、其形は弱にして汚濁なり、坎は一陽內に在て剛躁なり、二陰外に弱くして汚濁な

の六五に、密雲と云、全卦の大坎也、

○〔爲雨〕

それ水氣蒸騰(ムシアガル)を雲と云、降澍(クダル)を雨と云、これ坎水より轉ず、屯の彖傳に、雷雨之動、解の大象に、雷雨作、小畜の上九に、既雨と云、變體の坎の象、

○〔爲下〕

これ水の潤下(ヌルヽ)より取れり、雜卦に、坎下なり、これ去聲にして降り下るの義なり、

○〔爲濡〕

水より轉ず、既濟の初九、上六、未濟の彖、初六、上九、共に濡と云、又既濟の六四に濡と云、これは滲漏の義にして、共に水に取れり、

○〔爲繻〕

濡とは、縉帛彩色の鮮澤なるを云、亦水の潤澤より轉ず、賁の九三に、繻如と云、

●〔爲溝瀆〕

坎を爲水、又、溝とは田の間の水を曰溝、瀆とは、水溝に注ぐなり、又二陰地の間を、一陽の水流れ行くの象形有り、

○〔爲塗〕

塗は塗泥なり、塗泥は濡土なり、水より轉ず、睽の上九に、負塗と云、

○〔爲中男〕

坎は乾の一陽畫を、中畫に得たり、これ次男の象、故に、中男とす、繋辭に、坎再索而得男、故曰之中男と云、

●〔爲盜〕

坎を隱伏(カクレフス)とし、爲陷(ヲチイルト)、爲險(ナヤミト)、これ竊に人を陷らせて、險(ナヤマ)すの義有り、故に爲盜、

○〔爲寇〕

坎の險害(ナヤメル)より轉ず、屯の六二、蒙の上六、需の九三、睽の上九、共に寇と云、皆坎に取れり、

○〔爲惡人〕

惡、去聲、憎(ニクム)なり、忌なり、いやなる人と云の意、これ

これ巽の柔順屈伏して、梗強の意無きを云、鼎の初六の傳に、未レ悖也と云、

◎〔爲仇〕

これ巽を小人とし、反目とし、疾とするより轉ず、鼎の九二に、我仇と云、

◎〔爲渙〕

渙は、渙散解釋の義、巽風の吹散すの義に取れり、渙の諸の爻に渙と云、皆巽に取れり、

◎〔爲鸛〕

未レ詳、これも九家易に見ゆ、此外に爲レ楊の象有れども、已に前に收めつれば、略す、

●舊本說卦所レ載巽象、一十有九、
○象徵正文所レ加補レ象、三十有六、
◎象徵解所二再增一、四十有二、
總計巽象、九十有七、

【坎】☵

●〔爲水〕

水の性は陷り下る者、坎は陷なり、又水は地を流れ行者なり、坎は一陽の水、二陰の地の間をば流れ行の象形有り、又水は、內陽なる故に、其中洞看すべく、外陰なる故に、能物を潤す、坎は即ち其象なり、故に水とす、○按るに、水は陰なるに、陽畫を以て、主とすること如何と推すに、水の大體は、雖レ陰、其水上に即て、割密に論し究むれば、又陰陽の別有り、先づ流水は、陽にして動き、止水は、陰にして止る、兌澤は止水故に、陰畫を主とす、坎水は、流水故に、陽畫を主とするなり、

○〔爲泉〕

泉は水原なり、水より取れり、蒙の大象に、山下出泉、井の九五に、寒泉と云、

○〔爲雲〕

雲は水氣の蒸騰れるものにして、坎を水とするより轉ず、屯の大象に、雲雷屯、需の大象に雲上二於天一、小過

師の六三に、師或輿尸、變體の巽、損の六五に、或益之、變體の巽、益の六二に、或益之、上九に、或擊之、中孚の六三に、或鼓、或罷、或泣、或歌、小過の九三に、或戕之、中卦の巽、

◎〔爲疑〕

これ進退果さゞるに取れり、巽の初六の傳に、進退志疑也と云、

◎〔爲牛〕

これ柔順なるに取れり、遯の六二に、用黃牛之革と云、中卦の巽、

◎〔爲憊(クルシム)〕

憊(ツカレ)とは、勞頓疲罷(クルシム)の義、巽の柔弱屈伏に取れり、遯九三の傳に、有疾憊也と云、

◎〔爲羸(クルシム)〕

同上、姤の初六に、羸(ヤブル)豕、井の彖に羸其瓶と云、

◎〔爲勿恆(ツチナシ)〕

これ巽を爲進退爲不果に取る、益の上九に、立心勿恆と云、

◎〔爲不勝〕

これ巽の陰弱柔惰なるに取れり、夬の初九に、往不勝と云、

◎〔爲小〕

これ小人の小に同、升の大象に、積小以高大と云、

◎〔爲渫〕

これ浚渫と同、井の九三に、井渫と云、

◎〔爲臲卼(ケキコツ)〕

これ物の風の爲に吹搖がさるゝの貌、巽を風とするに取れり、困上六に、臲卼と云、

◎〔爲否〕

否とは查滓汚濁の義、巽の陰物の濁(ニゴル)に取る、鼎の初六に、利出否と云、

◎〔爲未悖〕

の義にして、これ柔順にして從ふに在り、故に巽を夷とす、渙の六四に、匪二夷(ツネ)所一レ思と云、

◎〔爲不雨〕

巽は坎の半體にして、いまだ坎の雨を成ざるの象、又巽は風なり、風吹く時は、雲散じて雨を成難(ナシガタ)し、故ニ爲レ不レ雨、小畜の彖に、密雲不レ雨と云、

◎〔爲攣如〕

攣如とは、意念繫縛の義、巽の繩の纏(カヽリ)縛維(ツナグ)繫に取れり、中孚の九五に、有レ孚攣如と云、

◎〔爲莽〕

巽を艸とするに取れり、同人の九三に、伏二戎于莽一と云、

◎〔爲盥〕

盥とは、手を淨(キヨ)むるのことにして、清潔の義、巽を爲二潔白一に取れり、觀の彖に、盥而不レ薦と云、

◎〔爲闚(ノゾク)〕

闚は、邪視(ノゾキミ)するなり、巽を眇(スガメ)とするに取れり、觀の六二に、闚觀と云、

◎〔爲醜〕

これ巽の陰柔邪視するより轉ず、觀の六二の傳に、亦可レ醜也と云、

◎〔爲憧憧〕

憧々は、意(オモ)ひ不レ定して、往來するの貌、巽を爲二進退一爲レ不レ果に取れり、咸の九四に、憧々と云、

◎〔爲深〕

巽を入とするより轉ず、恒の初六の傳に、始求レ深也と云、

◎〔爲浚(フカシ)〕

深に同じ、恒の初六に、浚(フカキコトナ)恒(ニス)と云、

◎〔爲或〕

或とは、疑ひ設くるの辭、巽の二陽は進み、一陰は退くに取る、恒の九三に、或承二之羞一、乾の九四に、或躍、變體の巽、无妄の六三に、或繫二之牛一中卦の巽、訟の六三に、或從二王事一中卦の巽、上九に、或錫二之鞶帶一中卦の巽、

これを見ても亦風と云、艸と云、風俗と云、民と云、同一なることを知りぬべし、漸の大象に、善二風俗一と云、巽に取れり、

◎〔爲敎〕

敎へとは、命令の一名なり、故に風俗と云、風敎と云、風化と云、君上德風を以て、これに命令すれば、下民艸の如く靡き從ふて、其德敎に化するなり、書の泰誓曰、天佑二下民一、作二之君一、作二之師一、これなり、巽を爲レ風、爲二命令一、爲レ民、爲レ艸、爲二從順一、これ敎への象なり、觀の大象に、觀レ民設レ敎、家傳に、以二神道一設レ敎と云、

◎〔爲婦〕

婦の言は、伏なり、夫に伏事するの義、巽爲二長女一、爲レ伏より取れり、恒の六五に、婦人吉と云、

◎〔爲女壯〕

これ巽の長女と云より轉ず、姤の彖に女壯と云、

◎〔爲妾〕

巽を女とするに取れり、鼎の初六に、得レ妾以二其子一と云、

◎〔爲順〕

これ順從伏入の義に取れり、家人の六四の傳に、順在レ位也と云、

◎〔爲係〕

これ巽を爲二從順一、爲レ依、爲レ繩に取れり、隨の六二に係二小子一、六三に、係二丈夫一と云、

◎〔爲繫〕

義同レ上、无妄の六三、或繫二之牛一と云、

◎〔爲維〕

同レ上、隨の上六に、乃從維レ之と云、

◎〔爲與〕

これ巽の從服の義より轉ず、隨の六二の傳に、弗二兼與一也と云、

◎〔爲夷〕

夷は彝なり、彝は彝倫にして常とす、常は變動せざる

○〔爲春〕

◎〔爲酸味〕

◎〔爲靑色〕

◎〔爲角音〕これを牙音とも云、

◎〔爲肝膽〕

◎〔爲辰巳時〕

◎〔爲三八數〕

已上の方位、四時、五味、五色、五音、臟腑、時刻、數等は、皆五行に由て分配せることなり、

增補

◎〔爲神〕

神とは天の妙用の名にして、氣の運行疾速なる者なり、巽を風とす、風は氣なり、運行速疾なるの象、繫辭に、撓萬物者、莫疾乎風と云、これなり、又神體を寓するは、木に非ざれば能はず、宗廟社稷共に樹木を以て、神の氣體を寓す、故に勝國の社は、必ず屋をす、屋下には艸木生ぜざればなり、神主は必ず木を以て制す、我邦の神祠必ず、樹木を神體とす、殊に三輪の神祠、其揭焉たる者、且幣串なる者、皆木を用ふ、故に巽木を神とす、これ少陽發生の行たればなり、觀の彖傳に、天之神道、又、以神道設敎と云、

◎〔爲民〕

民とは、四民を總たるの辭、說文に、民、衆萠也、これ艸の萠たるが如きを云、故に蒼生とも云、其義見べし、巽を爲艸、又民は天下の風俗を爲す者、巽を風俗とす、故に巽を爲民、蠱の大象、振民育德、姤の九四の傳に、遠民と云、共に巽に取れり、

◎〔爲風俗〕

巽を爲風、爲艸、爲民、爲從に取れり、書大禹謨曰、俾予從欲以治、四方風動、惟乃之休、說命曰、四海之內、咸仰朕德、時乃風、君陳曰、爾惟風、下民惟艸、論語顏淵篇曰、君子之德風、小人之德艸、艸上之風必偃、

凡そ陽物を以て、陰物を蔽ふ時は、必ず腐敗す、腐敗すれば、其氣必ず臭し、巽は二陽を以て、一陰を蔽ふ象、又巽を氣とす、故に臭とす、○祕訣に云、臭と云は、唯穢物て惡臭のこととのみ意ふは非なり、凡そ芝蘭梅花龍麝の類も、皆氣にして臭たり、故に好惡共に一切の香氣の屬ひなりと會領すべし、

●〔爲近利市三倍〕

未詳なり、

○〔爲幾望月〕

乾を滿月とす、巽は乾の一陽不足の象、故に幾望月とす、中孚の六四に、月幾望と云、小畜の上九に、月幾望と云、

○〔爲蹢躅〕

蹢躅とは跳躑して躁動するの貌、巽の究の躁しきに取れり、姤の初六に、羸豕孚蹢躅と云、○按するに巽を躍るとするの象にも取るより轉ず、

○〔爲眇〕

これ多白眼より轉ず、履の六三、眇能視と云、

○〔爲帛〕

これ柔順の義より轉ず、賁の六五に、束帛戔々と云、

○〔爲疾〕

疾とは陰邪にして、人身に入伏する者、巽は二陽の身の下に、一陰の疾入て、潜伏するの象、巽は風なり、潜なり、故に巽を爲疾、无妄の九五に、无妄之疾、遯の九三に、繋遯有疾、兌の九四、介疾有喜、已上皆中卦の巽也、鼎の九二に、我仇有疾と云、

○〔爲小人〕

巽の陰微柔弱、巽從佞媚なるに取れり、遯の九四に、小人と云、

○〔爲依〕

從に同じ、益の六四に、利用爲依遷國と云、

○〔爲五行木〕

これ上に出せる艸木の木と別なり、

○〔爲東南隅〕

凡そ天下の萬事、進まんとし、退かんとせば、其事必ず決すること莫し、故に巽を不レ果とす、○通本 進退不果を併て爲二一象一今改め分つて二象として釋す、

○〔爲伏〕

巽は、一陰の主畫、二陽の下に入る象、これ伏の義、雜卦に、巽、伏也、同人の九三に、伏二戎于莽一と云、

○〔爲潛〕

伏と同義、又巽は入るなりと云の義より轉ず、乾の初九に潛龍と云、これ變體の巽に取れり、

○〔爲從〕

巽の柔順伏從の義なり、隨の上六に、乃從維レ之と云、

○〔爲躍〕

巽の二陽は上らんとし、一陰は下る、これ躍の象、乾の九四、或躍と云、これ變體の巽に取れり、

●〔其究爲躁卦〕

巽を進退とし、不レ果とす、それ進退ともに不レ果して、其事の究極に至らば、必ず遽て躁ぐこと、これ必然の定理なり、故に其究を躁卦とす、

●〔爲白〕

陽を白とし、陰を黒とし、巽は二陽の白きを以て、一陰の黒き物を覆へり、これ白の象なり、

○〔爲齊〕

巽は春夏の間の卦にして、これ艸木の茂盛にして、潔よく齊ふの時なり、故に爲レ齊、繫辭に、齊二乎巽一巽、東南也、齊也者、言二萬物之絜齊一也と云、

○〔爲絜〕

義同レ上、徵見レ上、

●〔爲長〕

巽の一陰は下り、二陽は上る、これ上下伸ぶるの義にして、長しとする所以なり、

●〔爲高〕

これ木の生長舒達するより取れり、

●〔爲臭〕

とす、益の彖傳に、木道乃行、渙の彖傳に、乘木有功也、中孚の彖傳に、乘木舟虚也と云、

○〔爲楊〕

楊は陰木にして、其性巽柔なり、巽は陰卦、爲木、爲巽柔、故に爲楊、大過の九二、九五、共に枯楊と云、

○〔爲茅〕

これ爲木より轉ず、泰の初九に、抜茅、變體の巽、大過の初六に、白茅と云、

○〔爲葛藟〕

葛藟は、蔓艸、能く物を纏ふ者、巽は艸なり、縄なり、又一陰二陽に絆ひ附の象有り、困の上六に、葛藟と云、巽に取れり、

○〔爲瓜〕

二陽を瓜とし、一陰を蔕とす、○瓜の畫象、姤の九二に、包瓜と云、○陽を圓實とし、陰を爲蔕、これ○如此なる畫象、

○〔爲命〕

命は命令にして、上より下に告號する所なり、これ猶風の萬物に觸行くが如し、巽を爲風、故に爲命、巽の大象に、以申命、訟の九四に、即命渝と云、○按ずるに、乾は天なり、君なり、命令の出る所、倒兌の口を開て、下へ誥號する象、否の九四に、有命无咎、无妄の彖傳に、天之命也、又天命不佑、姤の大象に、后以施命、九五の傳に、志不舍命也、革の彖傳に湯武革命、九四に改命吉、旅の六五に、終以譽命と云、これらの命と云は、皆乾の象にして、亦巽の象たること見つべし、

○〔爲大號〕

命令の義なり、渙の九五に、大號と云、

●〔爲進退〕

巽の二陽は進まんとし、一陰は退かんとす、故に進退とす、

○〔爲往來〕

これ進退より轉ず、井の彖に、往來井井と云、

●〔爲不果〕

九四に、无魚と云、中孚の象に、魚を云、皆巽に取れり、

○〔爲鮒〕

魚と同じ、井の九二に、射レ鮒と云、

○〔爲瓶〕

瓶は水を汲入るの器なり、巽は入なり、故に瓶とす、井の象に瓶を云、

○〔爲甕敝〕

甕も水を入るゝの器なり、巽は入なり、又巽に、一陰虚にして、甕の底の敝缺たる象形有り、井の九二に、甕敝と云、

○〔爲牀〕

巽を爲レ木、又牀の畫象、巽の九二、上九に、牀を云、

○〔爲机〕

牀と同義、渙の九二に、奔レ机と云、

●〔爲繩〕

これ巽の柔順にして長しとするに取れり、◉通本繩直を一象に併すは、謬なり、これは繩の下に、一の爲○の字を脱せるなり、故に今分つて二象とす、

●〔爲直〕

強梗なる者は、敎に移り難く、柔順なる者は、誨に從ひ易し、敎に從へば正直なり、故に巽順を直とす、又巽爲レ繩、これ柔順に取る、凡天下の平直なる者は、準繩に如くは無し、今巽を直とするは、繩の正直なるより取る義も有り、

○〔爲徽纆〕

繩に同じ、坎の上六、繋用二徽纆一と云、

○〔爲繘〕

同レ上、井の象に、亦未レ繘井と云、

●〔爲木〕

木の性は、下土に入り、上空に伸ぶる者なり、巽は一陰を爲レ地、二陽を爲レ空、又一陰は根にして、二陽は幹枝なり、二陽は上り、一陰は下る、上下に伸ぶるの義有り、又木の根は、能く剛に入る、巽は入なり、故に木

髪は陰血の屬、巽を人の首にして見れば、下一陰の須(ヒゲ)有て、上二陽の首には、毛髪少きの象形有り、

●〔爲廣顙(ヒロキヒタヒ)〕

陽を廣しとし、陰を狭(ホソ)しとす、巽を人面に取て見れば、顙は二陽にして廣く、顋(アギト)は一陰にして狭(ホソ)き象形有り、

●〔爲多白眼〕

陽を白睛とし、陰を黒睛とす、巽を目にして、見れば、一陰の黒睛傍らに偏にして、二陽の白睛多の象有り、

○〔爲反目〕

これ即ち多白眼の義なり、小畜の九三、夫妻反目と云、

●〔爲雞〕

雞は其性順にして、人に馴巽(ナレシタガ)ふ、巽は順なり、又雞は、其身重くして、遠く飛ぶこと能はず、巽は入なり、又雜卦に巽は伏と云、入と云、これ飛こと不能の義なり、故に雞とす、

○〔爲翰音〕

翰音とは、雞の聲を云へるなり、朱震が説には、翰とは羽翮(ハウチ)のことなり、雞は其羽翮(ハウチ)を振ふて、而後聲音を出す、これ翰音なりと云へり、又雞は、身重くして飛ぶこと能はず、唯其聲のみ飛揚して、遠く聞ゆ、巽は一陰重くして下り入り、二陽の聲のみ飛揚するの象有り、故に翰音とす、中孚の上九、翰音と云、

○〔爲豚(ヰノコ)〕

豚は、小豕(ブタ)なり、豚は柔弱にして、人に飼養なはる、故に巽の柔順なるに取れり、中孚の豕に、豚を云、巽に取れり、

○〔爲豕(ブタ)〕

これ巽の一陰を主として、微弱なるに取れり、姤の初六、羸豕と云、

○〔爲魚〕

魚は陰物にして、水中に潜入者(クヾル)、巽は一陰を主として潜入るとす、又巽に魚の象形有り、姤の九二に、有魚、

とを云、震の發生拯濟の義に取れり、泰の大象に、以左二右民一と云、

◎〔爲乘馬〕

馬の能は、能く進み行くにあり、且つ震は一陽の馬に、二陰の身これに乘るの象有り、故に馬に乘るとす、屯の六二、六四、上六、皆乘レ馬と云、

◎〔爲過（スゴス）〕

過るとは、事物に自然必定の規則有つて、これに超越するを過と云、これ震の忿激飛び進むに取れり、小過の大象に、行過二乎恭一、喪過二乎哀一、用過二乎儉一と云、

●舊本說卦所レ載震象、一十有五、
○象徵正文所加補象、五十有二、
◎象徵解所二再增一象、一百三十又一、
總計一百九十八象、

【巽（ソン）】☴

●〔爲風〕

風は陰氣にして、天を行く者なり、巽は一陰を風とし、二陽を天とす、これ風の天を行くの象なり、又風は、能く物の隙に入る、巽は入なり、故に風とす、小畜の大象に、風行二天上一、蠱の大象に、山下有レ風、觀の大象に、風行二地上一、漸の大象に、善二風俗一と云、

●〔爲長女〕

巽の卦は、坤の一畫を初畫に得たり、これ總領女子の象、故に長女とす、繫辭に、巽一索而得レ女と云、

●〔爲工〕

工とは木を製裁する者、巽を木とし、繩とす、これ器財を製するの用具たり、故に工とす、

●〔爲股〕

股は動止共に足に從ふ者なり、巽を從順とす、又股は、兩つに分つて、身の下に垂る、此卦二陽の身の下に一陰分れて垂れたる象形有り、故に股とす、

●〔其於人也爲寡髮〕

◎〔爲畏〕

同上、震の上六の傳に、畏レ隣戒也と云、

◎〔爲愆（スゴス・アヤマツ）〕

これ過に同じ、歸妹の九四、愆レ期と云、

◎〔爲逵（クモヂ）〕

逵は雲路なり、震を天とし、大塗とし、飛ぶとするに取れり、漸の上九に、鴻漸二于逵一と云、これ倒震の象にとれり、

◎〔爲蔀（シトミ）〕

これ震を蔀とするに取れり、豐の六二、九四、上六、皆蔀と云、

◎〔爲沛（トバリ）〕

同上、豐の九三に、豐二其沛一と云、

○〔爲翔（カケル）〕

震を逵（クモヂ）とし、翰とし、飛ぶとするに取れり、豐の上六に、天際翔也と云、

◎〔爲可〕

これ艮を不可とするの反對にして、可は震の象なり、小過の彖に、可二小事一と云、

◎〔爲匕鬯〕

匕は匙なり、鬯は香酒なり、これ神を降す所以の祭祀の用具なり、震を長子祭主とするに取れり、震の彖に、不レ喪二匕鬯一と云、

◎〔爲驚百里〕

これ震雷の威怒奮發に取れり、震の彖に、震驚二百里一と云、

◎〔爲鵠〕

◎〔爲玉〕

これ二象共に九家易に見ゆ、此外に爲レ鼓の象あれども、それは已に前に收めつれば略す、

◎〔爲左右〕

左右共に去聲、これ左扶右提の義にして、扶助するこ

拇とは足の將指を云、震を趾とするに取れり、解の九四に、解二而拇一と云、

◎〔爲射〕

震を矢とし、又震は侯の象、侯は射を以て德を示す者、侯の字の義見つべし、解の上六に、公用射レ隼と云、

◎〔爲墉〕

藩に同じ、解の上六に、射二隼高墉之上一と云、

◎〔爲解〕

解とは紛結たるを解き、屯蹇を救ふの義、震の動き行て、拯ひ濟の義に取れり、解の六五に、君子維有レ解、又上六の傳に、以解レ悖也と云、

◎〔爲忿〕

震の奮激に取れり、損の大象に、懲レ忿窒レ慾と云、

◎〔爲懲〕

震を反復とし、戒敕とするに取れり、徵は見レ上、

◎〔爲跛〕

これ震を足とするより轉ず、歸妹の初九に、跛能履と云、

◎〔爲酌〕

震のすること有るに取れり、又震を虛器とす、升斗の器の畫象有り、故に酌とす、損の初九に、酌損レ之と云、

◎〔爲享〕

薦と同じ、益の六二に、王用享二于帝一と云、

◎〔爲渫〕

震を修とし、新とするより取れり、井の九三に、井渫不食と云、これ變體の震の象なり、

◎〔爲厲〕

恐懼より轉ず、震の六二に、震來厲と云、

◎〔爲危〕

同レ上、震の六五の傳に、危行也と云、

◎〔爲罸〕

罸とは罪に由て刑を施すの謂なり、これ民をして懲戒して、非義を禁ずるの具なり、震を威とし、斷とするに取る、豫の彖傳に、刑罸淸而民服、噬嗑の大象に、明罸勅法と云、

◎〔爲刑〕

義も徵も共に罸に同じ、

◎〔爲承〕

これ震の長子、乾の父に承て、祭を繼ぐの象なり、蠱の初六の傳に、意承考也、六五の傳に、承以德也と云、

◎〔爲勅〕

勅とは正なり戒なり、震を威とし正とし、戒とするに取れり、噬嗑の大象に、明罸勅法と云、

◎〔爲趾〕

足と同じ、噬嗑の初九に、滅趾と云、

◎〔爲徒（カチアルキ）〕

震を足とし、行くとするに取る、賁の初九に、舍車而徒と云、

◎〔爲陵（シノグ）〕

陵は淩と同、犯なり侮なり、震の威奮進動より轉ず、賁の九三の傳に、終莫之陵也と云、

◎〔爲翰〕

翰は鳥の翅にして、飛と云の義なり、震の激して飛ぶに取れり、賁の六四に、白馬翰如と云、

◎〔爲牙〕

角と同じ、大畜の六五に、豶豕之牙と云、

◎〔爲夙〕

夙は夕の對、早旦の義、はやきと訓ず、震は東方、晨朝の象、又進むとし、飛ぶとするに取る、解の彖に、夙吉と云、

◎〔爲拇〕

反は復なり、往て還るの義なり、震の動き行て爲ることと有て、功成り反るの義たり、復の彖に、反復其道、家傳に、復亨剛反、雜卦に、復反也、屯の六二の傳に、反常也、歸妹の六三に、反歸以娣、序卦に、窮上必反下、又、傷於外者、必反於家と云、

◎〔爲復〕

反に同じ、震の動き進み、功業を作して復るに取る、復の彖に、反復其道、七日來復、初九に不遠復、其他復の六爻に、復と云は、卦名の象は勿論にして、亦震の象たり、漸の九三に、夫征不復と云、不復は艮の象に取れり、復の一字はこれ震の象に對する也、

◎〔爲省〕

これ震の威怒より轉じて、自省の義とす、震の大象に、恐懼修省と云、

◎〔爲恐懼〕

同上、震の彖傳に、恐致福也、又、驚遠懼邇也、又大象に、恐懼修省と云、

◎〔爲虩虩〕

虩々は蠅虎のことにして、これ恐顧りみるの形容なり、これ震の威振より轉ず、震の彖に、震來虩々と云、履の九四に、履虎尾虩々終吉と云、これ變體の震の象、

◎〔爲蘇蘇〕

蘇々は恐惧自失の貌、義は同上、震の六三に震蘇々と云、

◎〔爲索索〕

これ恐惧の極、氣の索盡する貌、震の上六に震索々と云、

◎〔爲不喪〕

喪は去聲、これ震の發起して、すること有るより轉ず、震の彖に、不喪匕鬯と云、

◎〔爲征伐〕

震を征とし、爲ること有りとす、震の諸侯、王命を奉じて、進み征て、不庭の逆臣を討伐するの義なり、謙の六五に、利用征伐と云、

◎〔爲逆〕
逆は進むの義、震の動き進むに取る、比の九五に、舍逆取順と云、

◎〔爲字〕
字の音は、滋也、蕃息滋衍するなり、震の發生蕃鮮の義より轉ず、屯の六二に、女子貞不字、十年乃字と云、

◎〔爲艸〕
震は春の卦、陽氣動き進み、艸木發生するの象、屯の彖傳に、天造艸昧、解の彖傳に、百果艸木と云、

◎〔爲帥〕
これ震の爲ること有るに取れり、師の六五に、長子帥師と云、

◎〔爲使〕
これ震の動き行て爲ること有るに取れり、師の六五の傳に、使不當也と云、

◎〔爲獲〕
これ震を狩とし、征伐とし、有功とするに取れり、離の上九に、匪其醜、解の九二に、田獲三狐と云、

◎〔爲狩〕
これ震を征伐とし、獲とするに取れり、明夷の九三に、于南狩と云、

◎〔爲制〕
制とは制作の義、震の爲ること有るに取れり、恆の六五の傳に、夫子制義、節の大象に、制數度と云、

◎〔爲涉〕
震の動き行て爲こと有るに取れり、謙の初六に、用涉大川と云、

◎〔爲濟〕
同上、謙の彖傳に、天道下濟と云、

◎〔爲拯〕
同上、明夷の六二に、用拯馬壯吉、渙の初六に、用拯馬壯吉と云、

◎〔爲反〕

◎〔爲升〕

同上、同人の九三に、升二其高陵一と云、

◎〔爲乘〕

同レ上、屯の六二の傳に、乘レ剛也、噬嗑の六二の傳に、乘レ剛也、解の六三に、負且乘と云、

◎〔爲果〕

これ震の勇壯果決に取る、蒙の大象、果レ行育レ德と云、

◎〔爲敢〕

敢は、果敢奮進の意にして、即ち震の象、賁の大象に、无二敢折(ワカツ)一レ獄と云、

◎〔爲折〕

折は割折の義、震の動き進み爲ること有るに取る、徵見レ上、

◎〔爲變〕

變は陽の道、震は陽氣の動き進むに取れり、謙の彖傳に地道變レ盈と云、

◎〔爲渝(カハル)〕

變に同じ、豫の上六に、有レ渝、隨の初九に、官有レ渝と云、

◎〔爲過(アヤマチ)〕

これ震の激發動進して躁しきに取れり、豫の彖傳に、日月不レ過、解の大象に、赦レ過宥レ罪と云、

◎〔爲之(ユク)〕

行征と同、革の九三の傳に、又何之矣と云、

◎〔爲浸(ススム)〕

震の動き進むに取れり、臨の彖傳に、剛浸而長と云、

◎〔爲施〕

震の作爲(スルコト)有るに取れり、屯の九五の傳に、施未レ光也と云、

◎〔爲撝(アグル)〕

撝は擧に同じ、震の登(ノボ)り震(ス)んで、爲ること有るに取れり、謙の六四に、撝レ謙と云、

◎〔爲新〕
これ震の陽氣動き進て、興作するに取れり、又震は少陽東方、新春の象なり、大畜の彖傳に、日新其德と云、

◎〔爲貴〕
震は乾天の用を作す者、これ尊貴の義有り、屯の初九の傳に、以貴下賤、頤の初九の傳に、亦不足貴也と云、

◎〔爲休〕
休は美善の稱、震の陽明動き行くの德を云、復の六二に、休復と云、

◎〔爲期〕
時に同じ、震を日とし、之とするに取れり、歸妹の九四に、愆期と云、

◎〔爲音〕
音聲は、陽氣の激發するなり、震を陽氣とし、激發とす、小過の彖に、飛鳥遺之音と云、

◎〔爲樂〕
これ禮樂の樂なり、震を音聲とし、鼓とし、發出動作とするに取れり、豫の大象に、作樂崇德と云、

◎〔爲殷〕
殷とは壯盛の義、震の象なり、豫の大象に、殷薦之上帝と云、

◎〔爲薦〕
これ震を進むとし、上るとするに取れり、徵見上、薦と同義、豫の大象に、以配祖考と云、

◎〔爲配〕

◎〔爲壯〕
震は、長男、これ壯士の義、大壯の彖傳に、大者壯也、又、剛以動、故壯也と云、

◎〔爲上〕
上は上聲、升登の義、震の象、謙の彖傳に、地道卑、上行と云、

◎〔爲意〕
同上、蠱の初六の傳に、意承考也と云、

◎〔爲願〕
これ志とし、求とするに取れり、漸の九五の傳に、得所願也、渙の九二の傳に、得願也、共に中卦の震なり、泰の六五の傳に、中以行願也と云、

◎〔爲筮〕
筮は疑を決するの道、震の果決なるに取れり、比の彖に、原筮と云、これ倒震に取れり、蒙の彖に、初筮告と云、これ中卦の震の象、

◎〔爲占〕
同上、革の九五に、未占有孚と云、これ變體の震に取れり、

◎〔爲政〕
大を政と云、小を事と云、震を政とするに取れり、賁の大象に、明庶政と云、

◎〔爲立〕
立とは、一人地上に立の義、震の動き進て、大に興作建立するに取れり、益の上九に、立心と云、恆の大象に、立不易方と云、

◎〔爲奮〕
奮は奮振動作の義にして、即ち震の象たり、豫の大象に、雷出地奮と云、

◎〔爲振〕
同上、蠱の大象に、振民育徳と云、

◎〔爲興〕
建起と同じ、賁の六二の傳に、興上興也と云、

◎〔爲造〕
造とは作爲の義にして震の象、屯の彖傳に、天造艸昧と云、

◎〔爲修〕
修とは修理修行の義、震の動き行て爲ること有るに取れり、復の初九の傳に、以修身也、震の大象、修省と云、

して、乾天の道を承け繼で、公道に一止するの象、故に正とす、屯の初九の傳に、志行正也、師の上六の傳に、以行正也、蒙の彖傳に、蒙以養正、師の彖傳に、能以衆正、隨の初九の傳に、從正吉也と云、

◎〔爲德〕

德とは性中具得の者、震は乾の一陽の德性を初畫に得たる者なり、蠱の大象に、振民育德、中卦の震、

◎〔爲仁〕

仁とは、生々發育の道、震は生々發育の象、故に仁とす、復の六二の傳に、以下仁と云、仁とは、初九を指す、乃成卦の主、震の主畫たり、

◎〔爲生〕

震は、長子生の首、又東方發生の首、故に生とす、屯の彖傳に、剛柔始交、難生と云、

◎〔爲不死〕

震を生々發出とす、故に不死とす、陰は死の道、陽は生の道、震は陽氣動の象なり、豫の六五に、恆不死と云、

◎〔爲義〕

義とは道の條理なり、震を道とし、行とし、利とするに取れり、豫の彖傳に、豫之時義と云、

◎〔爲長〕

震は長子にして、又官とす、共に長の義なり、又成長の義も有り、臨の彖傳に、剛侵而長と云、

◎〔爲志〕

志とは、心の之所と云の義にして、震の陽氣の動き之に取る、屯の初九の傳に、志行正也、豫の九四に、志大行也、初六の傳に、志窮凶也、隨の六三の傳に、志舍下也、臨の初九の傳に、志行正也、上六の傳に、志在內也、賁の上九の傳に、上得志也、无妄の初九の傳に、得志也、損の上九の傳に、大得志也と云、

◎〔爲心〕

同上、復の彖傳に、見天地之心乎、益の上九に、立心と云、

◎〔爲丈夫〕

夫子に同、共に震の長男の象、隨の六二、六三に、丈夫と云、

◎〔爲祭主〕

震は長子、長子は祭祀を主る者、震の彖傳に、以爲祭主也と云、

◎〔爲元〕

元とは天の元氣を云、震は陽氣の動て、天の作用を爲す者、故に元とす、屯の彖に元亨利貞、四字共に震の象、隨の彖に、元亨利貞、蠱の彖に、元亨、中卦の震、臨の彖に、元亨利貞と云、全卦の大震、

◎〔爲大〕

元に同じ、屯の彖傳に、大亨以正、豫の九四に、大有得、同傳に、志大行也、隨、豫、解、共に、彖傳に大矣哉と云、皆震に取れり、

◎〔爲通〕

亨に同じ、節の彖傳に、中正以通、初六の傳に、知通塞也と云、共に中卦の震なり、

◎〔爲利〕

利とは震の爲ること有り、勇決なるに取れり、屯の彖に、利貞、又、利建侯、隨の彖に、利貞、豫の彖に、利建侯、屯の初九に利居貞、又、利建侯、噬嗑の彖に、利用獄と云、

◎〔爲宜〕

同上、屯の彖傳に、宜建侯と云、これ彖の利の字を、宜の字にて釋し玉へり、見つべし、利宜同義なることなり、

◎〔爲貞〕

貞は正なり、正とは陽の道なり、震は陽氣の動き進むの義、故に貞とす、屯の彖に、利貞、臨の彖に利貞、屯の六二に、女子貞、九五に、小貞吉、蒙の彖に、利貞、中卦の震、隨の彖に、利貞、臨の初六に、貞吉、これ全卦の大震、

◎〔爲正〕

正とは天公の道に、一止するの義、震は、長子祭主に

じ、豫の大象に、殷ニ薦(ス)之上帝一、益の六二に、王用亨二于帝一、渙の大象に、亨二于帝一立レ廟、繫辭に、帝出レ震と云、

◎〔爲鬼神〕

同レ上、謙の彖傳に、鬼神害盈、豐の彖傳に、況於二鬼神一乎と云、

◎〔爲聖〕

聖は天に代つて功用を施す者なり、震は乾天に代つて功用を流(シク)者なり、故に聖とす、蒙の彖傳に、蒙以養レ正、聖功也、頤の彖傳に、聖人養レ賢、恆の彖傳に、聖人久二於其道一と云、

◎〔爲賢〕

賢とは道に進て爲ること有る者なり、震を道とし、進むとし、作爲(ナス)こと有りとす、頤の彖傳に、聖人養レ賢と云、

◎〔爲王〕

震は長子祭主の象、これ乾父に繼(ツイ)で、祭祀を奉ずる者、故に王とす、渙の象に、王假二有廟一、彖傳に、王乃在レ中也、九五に、王居无レ咎、豐の彖に、王假レ之、升の六四に、王用亨二于岐山一、家人の九五に、王假二有家一變體の震、離の上九に王用出レ征、變體の震、坎の彖傳に、王公設レ險、中卦の震、隨の上六に、王用亨二于西山一、豫の大象に先王以作レ樂と云、

◎〔爲命〕

命は天命なり、震は天の作用を成すの卦なり、故に命とす、臨の九二の傳、以順レ命也、全卦の大震也、晋の初六の傳、未レ受レ命也、變體の震、

◎〔爲公〕

公は公侯の位にして、即ち震の象なり、解の上六に、公用射レ隼と云、

◎〔爲君子〕

賢と同義、屯の大象に、君子以經綸、六三に、君子幾と云、解の六五に、君子維有レ解と云、

◎〔爲夫子〕

夫子は男子の通稱、恆の六五に、夫子凶と云、

氣なり、震は陽氣也、動作也、これ天に次で功用を作すの卦なり、故に天とす、屯の彖傳に、天造艸昧、師の九二の傳に、承天龍也、これ中卦の震、豐の上六の傳に、天際翔也、豫の彖傳に、天地如之、又天地以順動、復の彖傳に、天行也、又見天地之心乎、已上は正震なり、坎の彖傳に、天險不可升也、中卦の震、頤の彖傳に、天地養萬物、謙の彖傳に、天道下濟、蠱の彖傳に、終則有始天行也、中孚の彖傳に、乃應天也、上九に、翰音登于天と云、已上は中卦の震なり、

◎〔爲日〕

日は陽氣の動き進むの義、震を陽氣とし、動き進むとす、又震は東方、一日の日の生出所、正春にして一年の日の起首時なり、故に震を日とす、豫の彖傳に、日月不過、六二に不終日、震の六二に、勿逐、七日得、復の彖傳に、七日來復、大象に、至日閉關、蠱の彖に、先甲三日、後甲三日と云、

◎〔爲明〕

これ震を陽氣とし、日とするに取れり、屯の六四に、求而行明也と云、

◎〔爲時〕

時(校者云、時原本作吃)とは日に從ひ、之に從ふ、日の之所と云の義、震を日とし、之とす、歸妹の九四に、遲歸有時、豫の彖傳に、豫時之義、小過の彖傳に、與時行也已上正震、節の彖傳に、四時成、艮の彖傳に、時止則止、時行則行、動靜不失其時と云、已上は中卦の震也、

◎〔爲甲〕

甲とは天干の首、東方の木行、故に震とす、蠱の彖に、先甲三日、後甲三日と云、これ中卦の震なり、

◎〔爲甲拆〕

甲とは艸木の種子の莩生を生ずるなり、拆とは開裂の義にして、甲拆とは、種の核殼を開きて、莩生の出づることにして、春分啓蟄の頃の震雷の氣を得て、發芽することとなり、故に震を甲拆とす、解の彖傳に、百果艸木皆甲拆と云、

◎〔爲上帝〕

上帝とは、主宰を以て天を呼の名、震を天とするに同

震の動き行くに取れり、升の上六に、利不息之貞と云、

○〔爲征〕

往行と同義、革の九三に、征凶と云、變體の震なり、

○〔爲躋〕

これ動き進むの義より轉ず、震の六二に、躋于九陵と云、

○〔爲袂〕

袂は衣服中にて動作する所なり、故に震の動作するに取れり、歸妹の六五に、不如其娣之袂良と云、

○〔爲假〕

假は至なり、震の動き進むの義、豐の象に、王假之、家人の九五に、王假有家、中卦の震の象、

○〔爲五行木〕これ前に出しつる、艸木の木と別なり、

○〔爲正東方〕

○〔爲正春〕

◎〔爲酸味〕

◎〔爲青色〕

◎〔爲角音〕これを牙音とも云、

◎〔爲肝臟〕

◎〔爲正卯時〕

○〔爲三八數〕

已上の方位、四時、五味、五音、五臟、時刻、數等は、皆五行に本づきて分配せるなり、

○按に舊本震の條に、的顙馬の象を收めたるは非なり、これは艮の象の錯入たるを以て、此を删して彼に出だす、

增補

◎〔爲天〕

凡そ萬物を生ずるの體は、天地なり、其用は陰陽の二

○〔爲道〕

大塗に同じ、隨の九四に、有孚在道以明也と云、

○〔爲肱〕

震は公侯大臣の位なり、大臣を股肱の臣と云、故に震を肱とす、豐の九三に、折其右肱と云、

○〔爲奔〕

奔は、走ることの疾きなり、震の激發動行に取れり、渙の九二に、奔其机と云、これ中卦の坤なり、

○〔爲起〕

これ震を建とし、作とするに取る、雜卦に震、起也、

○〔爲虞〕

虞は山澤を掌るの官なり、震を壯士とし、官とするに取れり、屯の六三、卽鹿无虞と云、

◎〔爲虞〕

これ震の專進の義より轉す、○前の虞は名目也、此虞は專の訓なり、象は同く震に取れども、義は別なり、

○〔爲亨〕

亨るとは通行無碍の義なり、震を大塗とし、動き行くとするに取れり、隨の彖に、元亨、復の彖に、復亨、恆の彖に恆亨と云、

○〔爲頻〕

頻は數也、屢也、震の進み動くの義より轉す、復の六三に、頻復と云、

○〔爲行〕

これ震を大塗とし、動き行くとするに取れり、復の上六に、用行師と云、

○〔爲逐〕

逐とは追逐なり、震の動き進むに取る、大畜の九三に、良馬逐逐、震の六二に、勿逐と云、

○〔爲遷〕

震の動き進むの義より轉す、益の六四に、利用爲依遷國、損の大象に、見善則遷と云、

○〔爲不息〕

四に、求婚媾と云、

〇〔爲克〕

克とは、能く爲し難きことを、能くするの謂なり、又勝也、震の激發して、爲ること有るより轉ず、蒙の九二に、子克家と云、

〇〔爲矢〕

これ震の激して飛ぶより取れり、噬嗑の九四に、得金矢と云、

〇〔爲發〕

これ震の一陽發出するの義也、豐の六二に、發若、蒙の初六に、發蒙と云、

〇〔爲出〕

同上、師の初六、師出と云、隨の初九、出門と云、

〇〔爲開〕

同上、師の上六、開國承家と云、

〇〔爲事〕

事とは事業を云、震の爲ること有るに取れり、損の初九に、已事遄往、益の初九の傳に、下不厚事也、震の六五に、无喪有事、小過の彖に、可小事不可大事と云、

〇〔爲遄〕（スミヤカ）

遄は疾速の義、震の激發より轉ず、損の初九に、遄往、六四に、使遄有喜と云、

〇〔爲圭〕

圭は公侯執る所の物、震を公侯の位とす、故に震に取れり、益の六三に、告公用圭と云、

〇〔爲用〕

用とは作用の義、震の發動に取れり、屯の彖に勿用有攸往、蒙の初六に、利用刑人、用說桎梏、六三に、勿用取女、上九の傳に、利用禦寇と云、

〇〔爲功〕

功とは事業の果せるなり、震を事業とし、果決とす、故に功とす、隨の初九に、出門交有功と云、

取れり、又震に花の象形有り、大過の九五に、枯楊生華、變體の震の象なり、

○〔爲決〕

決は、決斷なり、震の激發に取れり、大壯の九四に、藩決不羸と云、震に取れり、

◎〔爲躁〕

躁は躁動の義にして、震の激發動行より轉ず、○舊本決躁を一象とす、今改め分つて二象とす、

●〔其究爲健〕

乾は三奇一連純陽の卦なり、故に健なりとす、震は一奇二偶に激して、發動するの義なり、故に動なりとす、これ乾の堅實剛健なるには、及ばざる所有りと雖、其激發の勢ひ究極するに至ては、直ちに健進の作用有りとす、故に其究に於ては、健とすと云へり、

○〔爲建〕

これ震の一陽發出して、方にすること有るに取れり、屯の彖、及び初九、豫の彖、共に建侯と云、

○〔爲大作〕

作とは興作動作の義にして、震の象たり、益の初九に、大作と云、

●〔爲玄黃〕

玄は天色、黃は地色なり、震の一陽は天にして、二陰は地なり、其一陽下に位し、二陰上に位す、これを一陽二陰相交れると見て、玄黃と云、此玄黃合して、震の東方、少陽春の正色、青蒼の色となることなり、

○〔爲幾〕

幾とは、天幾發動の幾微にして、震の一陽發出せんとするに取れり、屯の六三に、君子見幾と云、

○〔爲往〕

往とは、行て爲ること有るの義、震を動き行くとし、爲ること有りとするに取れり、屯の彖に、勿用有攸往、六三に、往吝と云、

○〔爲求〕

これ往とするより轉ず、蒙の彖に、童蒙求我、屯の六

○〔爲藩〕

藩は竹木を以て作る者、震を竹木とするより轉ず、大壯の九三、上六、共に觸藩と云、震に取れり○按に震を諸侯とす、諸侯は天子を守護して、藩籬たるの義も有り、

○〔爲林〕

震を木とし蕃るとす、林の義なり、屯の六三に、惟入于林中、これ正震倒震相向ふ林字の象有り、

◎〔爲木〕

震は東方に位して、春を司り、少陽の木なり、故に震を木とす、益の彖傳に、木道乃行、○象徴正文に、林木と一象にす、今改め分つて二象とす、

●〔爲蒼筤竹〕

蒼は玄黄の合色なり、竹も亦反生の屬たり、震を玄黄とし、反生とするより轉じ取れり、又震に義象有、一陽を節とし、二陰を節々の間とす、又畫象も有り、

●〔爲萑葦〕

竹と同義、

○〔爲茅〕

茅も亦反生の艸なり、否の初九に、拔茅と云、これ中卦の震なり、

●〔爲蕃鮮〕

震は艸の發生するの象義たり、艸の新に發生するや、必蕃鮮の義有り、

○〔爲莽〕

莽は艸の叢生する所なり、震を艸とし、蕃鮮とするに取れり、同人の九三に、伏戎于莽と云、これ變體の震の象なり、

●〔爲旉〕

旉、敷之古文、旉苿菩同音相通、華の盛なる貌、華は、陽氣の發出せるなり、震は、發陽の象なり、故に旉とす、

◎〔爲華〕

華は花に同じ、古は花の字無し、これ震を旉とするに

●〔爲馵足〕
末詳、
●〔爲作足〕
足は震の象、作とは興作の義、亦震の象、
○〔爲駁馬〕
駁馬は、四つ白と云て、驪馬にして四足の白きを云、震は上二陰の身黒く、下一陽の四足白形有り、故に震の象とす、○通本乾收駁馬非、今改爲震象、
●〔其於稼也爲反生〕
凡そ艸木の舊根より、再び芽を發生する者を反生と云、震は一陽二陰の地下に復つて、再發生するの象有り、故に反生とす、
○〔爲鳴〕
馬の善鳴と同義、徵同上、
○〔爲鼓〕
これ震の發聲より取れり、中孚の六三、或鼓或罷と云、
○〔爲車〕
これ震の動き進むに取れり、賁の初六、舍車而徒と云、
○〔爲虛筐〕
震の一陽を底とし、二陰空虛にして、虛筐の象形有り、歸妹の上六、承筐无實と云、同傳に承虛筐也と云、共に震に取れり、
●〔爲大塗〕
塗は道路にして、人の動き往く所なり、震を動き行くとす、又震は一陽の人、二陰の地上を動き行く象形有り、故に大塗とす、これは平面看法也、傳、
○〔爲衢〕
同上、大畜の上九に、天之衢と云、
○〔爲巷〕
同上、睽の九二、遇主于巷と云、

なり、故に長男とす、繫辭に、震一索而得男と云、○凡そ六子の卦の、其男女少長の分別は、主畫の奇偶と初中上の次序とにて、明らむることなり、

○〔爲侯〕

乾は父の卦にして、天子に配す、震は長男にして父に次げる者なり、故に侯に配す、屯の彖、及ひ初九、又豫の彖、共に建侯と云、皆震に取れり、

○〔爲官〕

官とは、仕官の義にして、四民の長たるの稱なり、震は六子の長にして、公侯の象なり、故に官とす、隨の初九に、官有渝と云、

●〔爲足〕

足は身を運動せしむる者にして、又下に在て、動く者たり、震を動とす、又一陽二陰の下に動くの象有り、故に震を足とす、

○〔爲履〕

これ足の義より轉ず、坤の初六、履霜、變體の震大壯の大象に、非禮弗履、歸妹の初九の傳に、跛能履と云、

●〔爲龍〕

龍の性は能く怒る者なり、震は忿怒の卦、又震は一陽の龍、二陰の地中に潜つて、時を得て發出するの象有り、故に龍とす、

○〔爲隼〕

隼は、飛ぶことの疾き者なり、震の激發して飛ぶより取れり、解の上六に、射隼于高墉之上と云、

○〔爲角〕

角は發陽の象、震は發陽の卦、大壯の九三、晉の上九、共に角を云、これ正震と、變體の震に取れり、

○〔爲馬〕

馬の能は、能く進むに在り、震は進なり、故に馬とす、

●〔其於馬也爲善鳴〕

鳴とは音聲を發するなり、音聲は陽氣の激發するなり、震の卦の一陽、二陰中より激發するに取れり、謙の六二、上六、共に鳴謙と云、

云、

◎〔爲階〕

階とは、堂に登るの道なり、上古は土階なり、故に字阜に從ふなり、坤を土とし、道とす、又坤に階の畫象有り、升の六五に升階と云、

◎〔爲大牲〕

坤を物とし、形質血肉とするに取れり、萃の彖に、亨用大牲と云、

◎〔爲亨〕

坤を大牲とし、衆物とするに取れり、萃の彖に、亨以大牲、困の九二に、利用亨祀と云、これ變體の坤の象なり、

◎〔爲帛〕

布と同義、これ九家易に見ゆ、

◎〔爲漿〕

未詳、これも九家易に出づ、此外に爲牝、爲迷、爲方、爲囊、爲裳、爲黃の、象あれども、已に經文によつて、前に出せし故に略せり、

◎〔爲寡〕

寡とは、多の對、些少の義、これ坤の陰虛にして不足なるに取れり、謙の大象に益寡と云、

●舊本說卦坤象、一十有四、
○象徵正文所加補象、五十有九、
◎象徵解所再增之象、一百有一、
總計一百七十有四象、

【震】☳

●〔爲雷〕

雷とは陽氣の地陰に閉抑へられしを、忿怒激發して、奮振者たり、故に豫の大象に、雷出地奮と云、震の卦は、一陽の氣、二陰の地下に抑へ閉ぢられしを、忿怒激發するの象たり、是を以て震を雷とす、

●〔爲長男〕

震の卦は乾の一畫を初に得たり、これ總領男子の象

これ失无と同義、升の上六に、消不富也と云、

◎〔爲難〕

これ坤の窮迫に取れり、否の大象に、儉徳辟難と云、

◎〔爲下〕

乾天上に位し、坤地下に居る、これ天地の定位なり、謙の彖傳に、天道下濟と云、

◎〔爲虧〕

虧は、欠缺不足の義、坤陰の象、謙の彖傳に、天道虧盈と云、

◎〔爲裒〕

裒は、減損の義、坤の不足より取れり、謙の大象に、裒多と云、

◎〔爲死〕

屍と同義、陰を死の道とす、坤は大陰なり、豫の六五に、恒不死と云、

◎〔爲醜〕

これ陰邪醜陋の義に取れり、觀の六二傳に、亦可醜也、漸の六三の傳に、離群醜也、これ變體の坤の象なり、

◎〔爲膚〕

膚とは、柔肥の肉にして、坤の柔順に取れり、噬嗑の六二、睽の六五、共に噬膚と云、陰爻の象に取る、陰爻は、坤の屬たればなり、凡そ經傳中、陽爻に取るは、乾の象、陰爻に取るは、坤なり、これ象を觀、象を取るの秘訣たり、此故に此篇の開首に、奇偶の象を掲げ、此大端を示し置けることなり、

◎〔爲慾〕

これ坤の陰暗吝嗇より取れり、損の大象に、懲忿窒慾と云、

◎〔爲邪〕

これ陰邪に取れり、乾の文言に、上下无常非爲邪也と云、これ對象の坤に取れり、

◎〔爲不虞〕

坤を不戒とするより轉ず、萃の大象に、戒不虞と

◎〔爲不違〕
これ坤の柔順なるに取れり、謙の六四の傳に、不違則也と云、
◎〔爲未得〕
これ坤の陰虛なるに取れり、謙の上六の傳に、志未得也と云、
◎〔爲翩翩〕
翩々は、鳥の飛下らんとするの貌、坤陰の衆多の義に取れり、泰の六四に、翩々不富と云、
◎〔爲窮〕
窮とは、阨窮、困窮の義にして、坤を陰暗貧虛とするに取れり、坤の上六の傳に、其道窮也と云、
◎〔爲害〕
陰を殺とし、死とするに取れり、坤の六四の傳に、愼不害也と云、
◎〔爲昧〕
これ坤陰の昏晦なるに取れり、屯の彖傳に、天造艸昧と云、これ中卦の坤、
◎〔爲說〕
脫に同、坤の柔順と、不戒とするに取れり、蒙の初六に用說桎梏、中卦の坤なり、
◎〔爲困〕
窮と同義、蒙の六四に、困蒙吝、と云、
◎〔爲左〕
左は退なり、坤の陰虛後退の義に取れり、師の六四に、師左次と云、
◎〔爲无〕
これ坤を虛とし、貧とし、失とし、消とするに同じ、比の上六に、无首凶、同傳に、无所終也と云、
◎〔爲儉〕
吝嗇と同義、否の大象に、儉德辟難と云、
◎〔爲消〕

◎〔爲習〕
習は、鳥の羽を使ひならはすの義にして、學業復習のことと轉用す、坤を數多しとし、聚め積むとするに取れり、坤の六二に、不習、无不利と云、

◎〔爲藏〕
萬物皆坤地に歸藏す、繫辭に、坤以藏之と云、

◎〔爲闢〕
これ坤地の乾天に承け、物を生じ出すの義に取れり、繫辭に、夫坤、其靜也翕、其動也闢と云、

◎〔爲致役〕
凡そ一切の物、皆坤地より、これを生じ出し養育す、故に坤を致役とす、繫辭に致役乎坤と云、

◎〔爲无成〕
成は、成落成功とて、主となるの辭にして、陽の道、君の道に係る辭なり、坤は陰掛、臣の道、妻の道にして、自ら成功に居るべからざる者なり、故に坤を无成とす、坤の六三に、无成有終、文言に、地道无成、而代有終也と云、

◎〔爲疑〕
疑とは、陰暗柔弱不決の義にして、坤陰の象、豫の九二に、勿疑と云、

◎〔爲卑〕
坤は、地なり、地は、卑下に位す、故に卑とす、繫辭に、天尊地卑と云、

◎〔爲闔戶〕
これ收斂閉塞は、陰の道たり、坤は陰掛なり、故に闔戶とす、又坤畫に、戶を闔るの象有り、繫辭に、闔戶謂之坤と云、

◎〔爲合〕
開は陽の道、合は陰の道たり、坤の象に、德合无疆と云、

◎〔爲不孤〕
孤とは、單煢獨子の稱、故に不孤は衆多の義にして、坤の象なり、坤の文言に、敬義立、而德不孤と云、

同上、坤の彖傳に、品物咸亨と云、

◎〔爲諸〕

同上、比の大象に、親諸侯と云、

◎〔爲頻〕

同上、復の六三に、頻復と云、

◎〔爲蕃庶〕

同上、晉の象に、錫馬蕃庶と云、

◎〔爲翕〕

同上、繋辭に、夫坤、其靜也翕と云、

◎〔爲萃〕

同上、萃の初六に、乃亂乃萃と云、

◎〔爲積〕

同上、坤地は、衆沙土の聚り積れる物なり、故に積とす、升の大象に、積小高大と云、

◎〔爲康〕

安と同義、晉の象に、康侯と云、

◎〔爲寧〕

安と同義、屯の彖に、而未寧と云、これ中卦の坤なり、

◎〔爲懷〕

これ坤を母とするより轉ず、師の九二に、懷萬邦也と云、

◎〔爲服〕

衣を乾の象とし、服を坤の象とす、謙の九三の傳に、萬民服也、豫の彖傳に、民服と云、

◎〔爲馴〕

馴（校者云、馴原本作馴）は馬に従ひ巛に従ふ、巛は坤の本字、これ馬の性の柔順なるの義、故に坤に取れり、坤の初六に、馴致其道と云、

◎〔爲從〕

坤は柔順の象、故に從とす、坤の六三に、或從王事と云、

に、日月不レ過と云、

◎〔爲民〕
坤を衆多とし、卑賤とす、これ民の象たり、豫の彖傳に、「罰清、而民服、謙の九二傳に、萬民服と云、

◎〔爲邦〕
國に同じ、師の九二の傳に、懷二萬邦一也、上六の傳に、必亂レ邦也と云、

◎〔爲致養〕
凡そ一切の物、坤地より生出養育せざること無し、故に坤を致養とす、繫辭に、坤也者、地也、萬物皆致レ養焉と云、

◎〔爲資〕
資は資貨、資本とて、もとでと云の意、凡そ萬物坤地を資（モトデ）として生ぜざること無し、坤の彖傳に、萬物資生と云、

◎〔爲永〕
永とは、永久常恒の義、坤を常恆（ツネ〳〵）の道とし、至靜なりとするに取れり、坤の用六に、利二永貞一と云、

◎〔爲敦〕
義厚（アツシ）に同じ、復の六五に、敦レ復（ヘルニ）と云、

◎〔爲群〕
これ坤を衆とし、數多とするに取れり、漸の六三に、離二群醜一也と云、

◎〔爲朋〕
同レ上、坤の彖傳に、西南得レ朋、喪レ朋と云、

◎〔爲類〕
同レ上、坤の彖傳に、乃與レ類行と云、

◎〔爲品〕
同レ上、坤の彖傳に、品物咸亨と云、

◎〔爲萬〕
同レ上、坤の彖傳に、萬物資生と云、

◎〔爲咸〕

◎〔爲義〕

義は、肅殺宰割の方にして、陰の道たり、故に坤の義とす、坤の文言に、義以方外、敬義立、而德不孤と云、

◎〔爲禮〕

禮とは、仁智內德の、形質行儀の上に出で見るゝの謂なり、坤は形質の主、愼敬の象、故に禮とす、繫辭に、知崇禮卑、崇效天、卑法地と云、

◎〔爲德〕

これ坤地の天に承て、生育負載の德を云、坤の彖傳に、坤厚載物、德合无疆、豫の大象に、作樂崇德、升の大象に、君子以順德、坤の文言に、敬義立、而德不孤也と云、

◎〔爲大君〕

大人と同義なり、臨の六五に、大君之宜、師の上六に、大君在命と云、

◎〔爲體〕

體は四肢百骸を統ぶるの稱、物體なり、坤地は有形の主なり、故に體とす、坤の文言に、正位居體と云、

◎〔爲理〕

理とは、玉を治むるの義にして、玉は其質緻密にして、其條理見易からざるなり、然れども能く其天然の條理に從ふて治むれば、璞石も忽ち明玉となる、故に理の字を、從ふとも、治むるとも訓ず、共に轉義たり、本訓は、條理と云ことなり、是を以て、物理の微細緻密なるを理と云、本有形に屬す、坤は、有形の主、故に坤を理とす、坤の文言に、黃中通理と云、

◎〔爲器〕

器とは、成形の總名、即ち理の寓する所なり、坤地は、有形の主、故に坤を器とす、繫辭に、形而下者、謂之器と云、

◎〔爲裕〕

裕は、寬容の義なり、坤の柔順至靜より轉ず、晉の六二、裕无咎と云、坤に取れり、

◎〔爲月〕

月は、大陰の精、坤は大陰の卦、故に坤とす、豫の彖傳

○〔爲能〕
これ坤地の萬物を生育負載するの德能を云、繫辭に、坤以﹅簡能﹅と云、

○〔爲簡〕
簡とは、簡省にして、ことすくなと訓ず、これ坤地の唯乾天に承け順ふて生育するのみの德を云、繫辭に、坤以﹅簡能、又、夫坤隤然示﹅人簡﹅矣、又、夫坤、天下之至順也、德行恆簡知﹅阻と云、

○〔爲形〕
坤を地とす、地は有形の主なり、故に形とす、繫辭に、在﹅地成﹅形と云、

○〔爲法〕
法とは、地の形體に就て建つる者なり、故に坤を法とす、繫辭に、效﹅法之謂﹅坤と云、

◎〔爲陰物〕
坤を地とし、陰卦とす、地は有形の物、故に坤を陰物とす、繫辭に、坤、陰物也と云、

◎〔爲女〕
女とは、人の陰の稱なり、坤は陰卦なり、故に女とす、繫辭に坤道成﹅女と云、

◎〔爲物〕
物とは有形の稱、坤は有形の主なり、坤の彖傳に、萬物資生、又、坤厚載﹅物、又、品物咸亨と云、

◎〔爲愼〕
愼とは肅栗畏敬の道にして、坤の大陰の收歛嚴肅より取れり、坤の六四傳に、愼不﹅害也、文言に蓋言﹅愼也、已上正坤、蒙の六三傳に、行不﹅愼也、六五傳に、愼以遜也、頤の大象に、愼﹅言語﹅已上中卦の坤、漸の九三の傳に、愼相保也と云、これ變體の坤なり、

◎〔爲謹〕
同﹅上、坤の文言に、蓋言﹅謹也と云、

◎〔爲敬〕
敬とは、柔順愼肅の義にして、坤の象たり、坤の文言に、敬以直﹅內と云、

◎〔爲光〕
光とは、坤地生育含畜の大德、自然と外に光燿するの義なり、故に大とも訓す、坤の彖傳に、含弘光大、六二傳に、地道光也、六三傳に、知光大也、謙の彖傳に、謙尊而光、觀の六四に、觀國之光、頤の六四傳に、上施光也、益の彖傳に、其道大光、中卦の坤、坤の文言に、含萬物而化光、噬嗑の九四傳に、未光也、變體の坤、震の九四傳に、未光也、屯の九五傳に、施未光也と云、皆變體の坤に取れり、

◎〔爲生〕
始め施すは、乾の德たり、承け生ずるは、坤の道たり、故に生とす、坤の彖傳に、萬物資生、益の彖傳に、天施地生と云、

◎〔爲大〕
これ坤地の乾天に承て、萬物を生育する功德を云、坤の彖傳に、含弘光大、六二に、直方大、六三の傳に、知光大也、用六の傳に、以大終也、升六五の傳に、大得志也と云、

◎〔爲至〕
これ坤地生育負載の德の、至らざること無きに取れり、坤の彖傳に、至哉坤元、文言に、坤至柔而動也剛、至靜而德也方、臨の六四に、至臨と云、

◎〔爲假〕
假は至なり、萃の彖に、王假有廟と云、

◎〔爲化〕
變を陽の道とし、化を陰の道とす、坤は陰卦なり、故に化とす、坤の文言に、含萬物而化光、觀の彖傳に、下觀而化と云、

◎〔爲經〕
經は、經緯の義、經は縱の絲にして、變動せず、陰の道とし、變動せざるより常と訓す、頤の六二、六五に、拂經と云、

◎〔爲弘〕
弘とは、含蓄の德の廣大なるを云、故に坤に取れり、坤の彖傳に、含弘光大、

これ已上の四時、方位、五味、五音、五臓、及び、時刻、數等は、皆五行に由て配分し來れるなり、此餘は類推して得べし、

增補

◎〔爲元〕

元とは、地の一元氣を云、坤は地なり、坤の彖に、元亨と云、彖傳に、至哉坤元と云、

◎〔爲亨〕

亨とは、無碍通行の義、坤の至柔至順にして、少も圭角滯碍無きに取れり、坤の彖に、元亨、彖傳に、品物咸亨と云、

◎〔爲利〕

利は宜なり、事の宜なり、坤は至柔至順の德にして、事として宜しからざること無きに取れり、坤の彖に利レ貞、又利二西南得一レ朋、東北喪レ朋、彖傳に、柔順利レ貞、六二に、不レ習无レ不レ利、用六に、利二永貞一と云、

◎〔爲貞〕

貞は、正なり、これ坤の柔順方靜の德體に取れり、徵皆見レ上、

◎〔爲貞〕

貞は、常恒の義、常恒とは、變動せざるの謂にして、これ陰の道、臣の道、妻の道たり、故に坤を貞とす、坤の彖に、安レ貞、六二に、含レ章可レ貞、用六に、利二永貞一、豫の六五に貞疾、恒の六五に、貞婦人吉、包坤なり、益の六二に、永貞吉、中卦の坤なり、萃の九五に、元永貞、升の上六に、不レ息之貞、小過の九四に永貞、變體の坤なり、

◎〔爲大人〕

これ坤地の柔順にして、よく萬物を生育するの功德に取れり、萃の彖に、利レ見二大人一、升の彖に、利レ見二大人一師の彖に、大人吉と云、

◎〔爲道〕

道とは、往來の道路の義にして、坤地の屬たり、坤の彖傳に、先迷失レ道、初六の傳に、馴二致其道一、六二の傳に、地道光也、上六の傳に、其道窮也と云、

羞は恥なり、これ陰醜鄙吝より轉ず、否の六三に、包羞と云、

○〔爲隍〕

隍は地を鬬て水を湛へ、兩旁の石を疊んで、武備を爲す者、坤畫の中の鬬所は、陰水を湛へ、兩旁の陽實所は、石を疊めるの象有り、泰の上六に、城復于隍と云、

○〔爲陂〕

陂音賁、傾なり、邪なり、陰を傾くとし、邪むとするに取れり、これ陽を平とし、正とするに對せるなり、泰の九三に、无平不陂と云、

○〔爲不戒〕

戒とは、戒敕にして剛嚴の義有り、坤は柔順にして、戒めざるの義有り、泰の六四に、不戒以孚、比の九五に、邑人不誡と云、

○〔爲不富〕

富は陽實の象、坤は陰虛の卦、故に不富とす、泰の六四に、翩々不富、升の上六傳に、消不富、謙の六五に不富と云、

○〔爲輿〕

これ坤の承載するに取れり、剝の上九に、得輿と云、

○〔爲五行土〕

○〔爲西南隅〕これ通本に隅を誤て方に作る今改め正す、

○〔爲夏秋際〕これ夏秋間の土用なり、

◎〔爲甘味〕

◎〔爲黄色〕

◎〔爲宮音〕

◎〔爲脾胃〕

これ五行に由て、八卦を臟腑に分配せるなり、

◎〔爲未申時〕

これ八卦に、十二時を配當せるなり、

○〔爲五十數〕

に、田无禽、變體の坤なり、師の六五に、田有禽と云、

○〔爲納〕

これ坤地の受納るゝに取れり、蒙九二に、納婦吉と云、變體の坤なり、

○〔爲甘〕

甘は坤土の味に取れり、臨の六三に、甘臨、節九五に甘節と云、變體の坤なり、

○〔爲大川〕

水は陰物、坤は大陰、これ大川の象、又坤畫中の陰闕所を、水の淼漫たるの貌と見、左右の陽實所を兩岸と見る、これ大川の象、畫象傳頤の六五に、大川と云、中卦の坤、

○〔爲亂〕

坤は大陰なり、陰は暗昧昏亂の義、故に亂とす、萃の初六に、乃亂乃萃と云、

○〔爲庭〕

庭は土地の所屬にして、坤地の象なり、明夷の六四に、于出門庭と云、

○〔爲安〕

安は、安樂安堵の義にして、坤地の至靜不動、土著安住の象とす、坤の彖傳に、安貞吉と云、

○〔爲受〕

これ坤地の承納るゝの義、晉の六二に、受茲介福と云、

○〔爲允〕

允は信なり、坤は中虛の信卦なり、升の初六に、允升と云、

○〔爲失〕

坤は陰柔空虛の義、故に失とす、晉の六五に、失得勿恤と云、

○〔爲孚〕

允と同義、升の九二に、孚乃利用禴と云、

○〔爲羞〕

黄は坤土の色なり、坤の六五に、黄裳、文言に、黄中通理、又天玄而地黄、解九二に、得黄矢、變體の坤なり、

●〔爲文〕

これ坤畫の六斷を取て、文章の象とせるなり、

○〔爲章〕

文に同じ、坤の六三、含章と云、

●〔爲吝嗇〕

これ坤地の受て施さゞるより轉ず、

○〔爲含〕

これ坤地の含藏の德に取れり、坤の六三に、含章と云、

○〔爲括〕

陰は緊急收斂の義、故に括束の象有り、これ坤陰の義たり、坤の六四に、括嚢吉と云、

●〔爲均〕

坤を衆多とし、柔順とするより轉ず、

●〔爲衆〕

坤畫の三偶にして六斷なり、これ衆多の義なり、

○〔爲迷〕

迷ふとは、陰暗にして道を知り明らめざるの義、これ坤陰の象なり、坤の彖に、先迷と云、復の上六に、迷復と云、

○〔爲晦〕

同上、これ坤の陰暗昏晦の義、明夷の上六に、不明晦と云、

○〔爲冥〕

同上、升の上六に、冥升と云、

○〔爲小人〕

これ坤の衆多と、卑賤と、陰暗との義より轉ず、乾の大人君子とに對す、師の上六に小人勿用と云、

○〔爲田〕

田は、坤の耕し植る所、これ坤地の象なり、恒の九四

未詳、

●〔爲布〕

これ坤の柔順なるより取れり、

○〔爲裳〕

裳とは、衣服の下の飾なり、これ坤地の承(ウク)るに取れり、又裳の制形は、兩(フタツ)に分つて、偶の形なり、これ亦坤の象なり、繫辭に、垂衣裳而治天下、蓋取諸乾坤、坤の六五に、黃裳と云、

○〔爲囊〕

柔虛にして承納るゝの義、是(コレ)坤の象、坤の六四に括囊と云、

○〔爲霜〕

霜は、陰物、露の稍凝れる者なり、坤の象とす、坤の初六、履霜堅冰至と云、

○〔爲冰〕

冰は、陰の凝結(コリムス)ばるゝなり、坤の純陰に取れり、徵見上、

○〔爲野〕

野とは郊外平野の義、坤地の象、坤の上六、龍戰于野と云、

○〔爲邑〕

邑は土地に屬するの者、坤地の象、泰の上六に、自邑告命と云、謙の上六に、征邑國と云、

○〔爲國〕

邑と同義、師の上六に、開國承(シム)家、比の大象に、建萬國、謙の上六に、征邑國、觀の六四に、觀國之光、益の六四に、爲依遷(ルコト)國と云、

○〔爲陸〕

陸は、陸地の義にして、坤地の象、漸九四、鴻漸于陸と云、これ變體坤の象、

●〔其於地也爲黑〕

黑は陰の色、坤陰に取れり、

○〔爲黃〕

坤を方とす、又柔虚の象、又地にして下に位するの義たり、故に腹とす、

○〔爲血〕

血は陰の所屬なり、坤の上六に、其血玄黃と云、

○〔爲尸〕

尸は、同屍、陰を死とし、形とす、師の六三に輿尸と云、

●〔爲牛〕

牛は、陰獸にして、其性順なり、其蹄偶にして、其行くこと、邪くして靜なり、坤は順なり、陰卦なり、偶は陰數、邪きは陰の常、靜は順の德行なり、故に牛とす、

●〔爲子母牛〕

これ順にして馴るゝの義なり、坤順に取れり、

○〔爲馬〕

馬は順にして能く人に馴る、又能く物を載す、坤は順なり、又地にして能く承け載す、故に馬とす、坤の彖に利牝馬之貞、晋の彖に、錫馬蕃庶と云、共に坤に取れり、

○〔爲牝馬〕

それ馬の順にして、人に馴れ物を載することは、坤地の象たり、況や牝馬は、柔順物とす、坤の彖、牝馬と云、

○〔爲魚〕

魚は陰物たり、坤は陰卦なり、剝の六五に、貫魚と云、

●〔爲大輿〕

輿は物を承け載するの義、坤地の承け載するに取れり、剝の上九に、得輿と云、

●〔爲釜〕

これ坤地の受納るゝの義より轉ず、

○〔爲缶〕

缶は、土の器にして、物を受納るゝの義、これ即ち坤の象なり、比初六に、有孚盈缶と云、

●〔爲柄〕

文言に、承天而時行と云、

○〔爲有終〕

始むるは天德たれば、有終は地德たるなり、坤の六三に、无成有終、文言に、地道无成、而代有終也と云、

○〔爲常〕

常とは變動せざるの義、これ陰の道、地の道、臣の道、妻の道、坤の彖傳に、後順得常、師の六四傳に不失常也と云、

○〔爲无疆〕

凡そ宇宙の間、形質有て、疆無き者は地なり、坤の彖傳に、德合无疆、又、行地无疆、又應地无疆と云、

○〔爲直〕

直とは坤の順德にして、順直と云に取れり、坤の六二、直方大、文言に、直、其正也、又敬以直内と云、

○〔爲臣〕

臣は地に配す、坤は地也、文言に、臣道也、損上九に、得臣无家と云、これ變體坤に取れり、又中卦の坤なり、

●〔爲母〕

母は地德に配す、坤は地なり、故に母とす、繫辭に、坤地也、故稱乎母、又坤作成物、これ母の德を云、

○〔爲妻〕

妻とは夫の匹配、夫は乾陽の象、故に妻を坤陰の象とす、坤の文言に、妻道也と云、

○〔爲婦〕

妻に同じ、蒙の九二に、納婦吉と云、これ中卦の坤なり、

○〔爲宮人〕

是坤を婦女とすと同義、剝の六五に、以宮人寵と云、

●〔爲腹〕

腹は人身飲食の歸藏する所、坤地は萬物の歸藏する所なり、又腹は受納るの官、坤を受納るとす、故に腹とす、又腹は形方にして、柔虚なり、首の下に位す、」

用は順に、其德は能く靜なり、坤は順なり、純陰なり、地の純形、方體、能靜なるの象有り、故に坤を地とす、坤大象に、地勢坤と云』、又地は斷々として山川峙流、高低平險、地脈の分利有り、此卦三偶六斷にして、山川峙流、高低平險、地脈の分別の象形有り、故に地とす、坤の彖傳、行』地无』疆、又、應』地无疆』文言に、天玄而地黃と云、これ坤の義象畫象なり、●これた坤の大象と云、

○〔爲柔〕

陰の體は柔なり、これ乾陽の體の剛に對す、坤は純陰なり、故に柔とす、雜卦に、坤柔、坤の彖傳に、柔順利貞と云、

○〔爲虛〕

坤は大陰なり、陰は不足なり、又偶畫は中滿たざるの象形とす、故に虛とす、升の九三に、升』虛邑』と云、咸の大象に、以』虛受』人と云、これ包坤なり、

○〔爲方〕

陰は、不足の義、不足なる者は、闕くる所有り、方と云は、本圓滿體の上下四方を闕きたるの形なり、故に方を以て、陰の體を形容す、』坤は、純陰にして方の象たり、これ乾陽の圓滿に對す、坤の六二に直方大、文言に、至靜而德方、又、方、其義也、又、義以方』外と云、皆坤の象なり、

○〔爲靜〕

坤地の體性を方靜とす、坤の文言、至靜而德方と云、

○〔爲厚〕

厚は重厚の義にして、坤地の體德なり、坤の大象に、厚』德載』物と云、

○〔爲載〕

これ坤地の承載(ウケノス)るに取れり、徵見』上、

○〔爲後〕(オクル)

後は去聲、陰の道は後るゝを以て常綱とす、坤の彖に、後得』主、同傳に、後順得』常と云、

○〔爲承〕

これ坤地の承載(ウケノス)るに取れり、坤の彖傳に、乃順承』天、

◎〔爲揚〕

乾を高しとするより轉ず、夬の彖に、揚于王庭と云、

◎〔爲卽〕

これ觸干すとするより轉ず、夬の彖に、不利卽戎と云、

◎〔爲忌〕

乾は富貴威權の卦なり、それ富貴威權は、人の羨む所なり、人の妬忌所なり、故に轉じて忌とし、所忌とす、夬の大象に、居德則忌と云、

◎〔爲頄〕

乾を首とし、骨とするに取れり、夬の九三、壯于頄と云、

◎〔爲臀无膚〕

これ安居すること能はざるの義、乾の進み行て、止り居らざるより轉ず、夬の九四に、臀无膚、姤の九三に、臀无膚云、共に乾に取れり、

◎〔爲之〕

これ乾の行より取れり、鼎の九二傳に、愼所之也と云、

◎〔爲蔚〕

蔚とは、艸木盛茂貌、以て文の深密の形容とす、乾の蒼玄深密の義より轉ず、革の上六の傳に、其文蔚也と云、

◎〔爲豹〕

これ乾を虎とするの類に取れり、革上六に、君子豹變と云、これ中卦の乾也、

●舊本說卦所載　乾象、一十有六、
○象徵解所載加補象、六十有三、
◎象徵解所再增象、一百七十、
總計二百四十有九象

【坤】☷

●〔爲地〕

地は、純形なり、形は、陰に屬す、其體は方にして、其

連なるに取れり、泰の初九に、拔茅茹と云、

◎〔爲荒〕

荒とは、荒野荒服の義にして、乾を曠遠とするに取れり、泰の九二に、包荒と云、

◎〔爲鉉〕

乾を金とし、剛强とするに取れり、鼎六五に、金鉉、上九に玉鉉と云、共に中卦の乾なり、

◎〔爲牙〕

角と同義、大畜の六五に、豶豕之牙と云、

◎〔爲馮河〕

これ乾の剛進みて、果決なるに取れり、泰の九二に用馮河、

◎〔爲遠〕

遠は、去聲、これを遠くして、近づけざるの義、これ乾の曠遠なるより取れり、遯の大象に、以遠小人、姤の九四の傳に、遠民也と云、

◎〔爲遐〕

遠と同じ、泰の九二に不遐遺と云、

◎〔爲不遺〕

これ乾の中實彊記に取れり、徵見上、

◎〔爲不敗〕

これ乾の剛健充實に取れり、大有の九二傳に、積中不敗也と云、

◎〔爲逐〕

これ乾の進み行て息まざるに取れり、大畜の九三に、良馬逐と云、

◎〔爲勝〕

これ乾の剛健强實なるに取れり、遯の六二に、莫之勝說と云、

◎〔爲連〕

これ乾の三奇一面に牽聯なるに取れり、蹇の六四に、來連、これ變體乾の象に取れり、

終レ之と云、皆乾に取れり、

◎〔爲不速〕

速は、促なり、促とは、召時の急迫なるなり、これ乾の召ぶこと無しと雖、進み行くに取れり、故に速かずとす、需の上六に、有不レ速之客と云、

◎〔爲窒〕

乾は純陽、三奇一連一面の卦にして、少しの欠缺罅隙有ること無し、これ窒ぐの象、訟の象に、有レ孚窒と云、

◎〔爲密〕

これ乾の三奇一連、虚缺無きに取れり、小畜の彖に密雲と云、

◎〔爲素〕

素は、白色、乾金の白色に取れり、履の初九に、素履と云、

◎〔爲坦坦〕

坦々は、道路の直平の貌、これ乾の三奇一面にして、凸凹無きに取れり、履の九二に、履レ道坦坦と云、

◎〔爲虩虩〕

虩々は、恐れ顧みるの貌、これ乾を惕るとし、厲しとするに取れり、履の九四に、虩々終吉と云、

◎〔爲考〕

考は、稽るなり、考とは、本老人の稱、考は猶槁の如きなり、乾を老とするに取れり、履の上九に、視レ履考レ祥と云、

◎〔爲考〕

考とは、亡父の稱、生に父と云、死に考と云、乾を父とし、無とし、鬼神とするに取れり、蠱の初六に、考无レ咎、傳に、意承レ考也と云、共に變體の乾に取れり、

◎〔爲旋〕

これ乾を圓轉とするに取れり、履の上九に、其旋元吉と云、

◎〔爲茹〕

茹とは、茅艸の根の牽聯なれるの貌、これ乾の三奇一

物也と云、

◎〔爲陽物〕

乾は純陽なり、故に陽物とす、繫辭に乾陽物也と云、

◎〔爲資〕

資とは、由り本づくと云の義、凡そ一切の物、天の元氣に由り本づかざること莫し、乾の彖傳に、萬物資始と云、

◎〔爲御〕

御とは、馬を使ひ令するの方なり、乾は、天なり、君なり、天と君とは、使令の出づる所なり、故に乾を御とす、乾の彖傳に、以御于天と云、

◎〔爲象〕

象とは、無形の情狀を、物に形どりて見はし示すの妙用にして、陽明顯著の義たり、故に乾陽の義とす、繫辭に在天成象、又成象之謂乾、

◎〔爲易〕

易、以豉切、易略也、これ天の至健にして、行て息まざるのみの易德を云、繫辭に、乾以易知、又、夫乾天下至健也、德行恒易以知險と云、

◎〔爲闢戸〕

開闢は、陽の道たり、乾は陽卦なり、故に闢戸とす、繫辭に、闢戸之謂乾、

◎〔爲涉〕

乾を大川とし、進み行くとするより取れり、需の彖に、利涉大川、訟の彖に、不利涉大川と云、

◎〔爲不困窮〕

乾の富貴亨通なるより取れり、需の彖傳に、不困窮矣と云、

◎〔爲終〕

乾は、始むるの德なり、それ始むる者は必す終り有り、これ天地の定理たり、乾彖傳に、大明終始、需の九二に、終吉、同傳に、以吉終也、又、上六に、敬之終吉、訟の彖に、終凶、初六に、終吉、六三に、終吉、履の九四に、終吉、夬の彖傳に、剛長乃終也、乾の文言に、知終

これ戰ふとし、觸れ犯すとするより轉ず、大有の初九、无ㇾ交ㇾ害と云、

◎〔爲咎〕

これ害に同じ、大有の初九に、匪ㇾ咎、又、无ㇾ咎、泰の九三に、艱貞无ㇾ咎と云、

◎〔爲尤〕

咎に同じ、大畜の九二の傳に、中无ㇾ尤也と云、

◎〔爲犯〕

觸と同じ、需の九二の傳、不㆓犯ㇾ難行㆒也と云、

◎〔爲干〕

同上、履の六三に、爲ㇾ干㆓大君㆒と云、

◎〔爲憂〕

乾を秋深しとす、深秋は、肅殺の氣行はれ、憂愁の時なり、故に憂とす、乾の文言に、憂則違ㇾ之、又在㆓下位㆒而不ㇾ憂と云、

◎〔爲艱〕.

これ憂へとし、惕とするより轉ず、大有の初九に、艱則无ㇾ咎と云、

◎〔爲伐〕

伐とは、功徳に自負るゝの義なり、乾を功徳とし、威嚴とし、進取とするより轉ず、乾の文言、善ㇾ世而不ㇾ伐と云、

◎〔爲驕〕

驕とは、馬の驃逸にして、頭を喬くして、控制を受けざるなり、轉じて人の富貴威權を負て、奢靡傲恣、禮義を行なはざるを云、乾を富貴威權とするに取れり、乾文言に、居㆓上位㆒而不ㇾ驕と云、

◎〔爲萬〕

萬とは、大數の名、乾を大とするに取れり、乾の彖傳に、萬物資始と云、

◎〔爲物〕

物とは、天地間に生ぜる物を云、これ本天の元氣に資て始めざること無し、故に乾の象とす、乾の彖傳に、萬物資始、又、品物流ㇾ形、又、首㆓出庶物㆒、繫辭に、乾、陽

幾とは、天幾なり、即ち乾の象、乾の文言に可與言幾也と云、

◎〔爲祐〕

凡そ祐け助くることの至りは、天より祐くるを大なりとす、故に乾に取れり、大有の上九に、自天祐之と云、

◎〔爲罔(ナシ)〕

無亡に同じ、乾は、天なり、天は、氣にして、形ち無し、故に乾を天とす、大壯の九三に、君子用罔(ルコトナシ)と云、

◎〔爲存〕

存(校者云、存原本作抒)は存在なり、撫育なり、手を以て子を撫づ、其義察すべし、生々存育は、天の大道なり、故に存とす、乾の文言、知存而不知亡、又、知進退存亡、繫辭に、成性存存と云、

◎〔爲試〕

試は、嘗なり、始施すなり、乾の始施すに取れり、无妄の九五の傳に、无妄之藥、不可試也、乾文言に、自試也と云、

◎〔爲出〕

それ發出るは、陽の道たり、これ乾陽の象、乾の彖傳に、首出庶物と云、

◎〔爲用〕

用とは、作用、妙用、動作の義にして、乾の剛健進行に取れり、乾の初九、勿用と云、

◎〔爲勿〕

これ无罔に同じ、乾の初九に、勿用と云、

◎〔爲亡〕

同上、泰の九二に、朋亡と云、

◎〔爲災〕

災(校者云、災原本作烖)は、巛に從ひ、一に從ひ、火に從ふ、これ水火の災を云、水火は、天災なり、故に乾天の象とす、无妄の六三に无妄之災、又、邑人之災、又上九の傳に、窮之災也と云、

◎〔爲害〕

現の義なり、故に乾の象とす、乾の九二、見龍、用九、見群龍と云、共に乾に取れり、

◎〔爲覩〕

見に同じ、乾の文言に、聖人作、萬物覩と云、

◎〔爲旁〕

旁は、周遍の義にして、乾天の廣大なるに取れり、乾の彖傳に、旁通情と云、

◎〔爲群〕

これ乾の三奇一連に、相群がるに取れり、否の六二の傳に、不亂群也、乾文言に非離群也と云、

◎〔爲類〕

義同上、乾の文言に、各從其類也と云、

◎〔爲朋〕

同上、泰の九二、朋亡、大有の九四に、匪其朋と云、

◎〔爲聚〕

同上、乾の文言に、學以聚之と云、

◎〔爲疇〕

疇は、儔に同、匹儔の義、乾の三奇一連なるに取れり、否の九四に、疇離祉と云、又疇は四人を曰儔と云、

◎〔爲新〕

これ乾を始むるとし、進み行て不息とするに取れり、大畜の象傳に、日新其德と云、

◎〔爲專〕

これ天の覆ふて、包ざること無きに取れり、繫辭に、夫乾其靜也專と云、

◎〔爲備〕

備は、豫備の義、乾の剛健にして、彊て息まざるに取れり、大有の六五の傳に、易而无備也と云、

◎〔爲起〕

これ乾の剛健にして、始め施すに取れり、姤の九四に、起凶と云、

◎〔爲幾〕

◎〔爲頂(イタヾキ)〕
これ乾を首とするより轉ず、大過の上六に、過涉滅頂、變體の乾に取れり、

◎〔爲面〕
首の義より轉ず、革の上六に、小人革面(ムテ)と云、變體乾なり、

◎〔爲聲〕
聲は、陽氣の發出するなり、乾を陽氣とし、發出とす、乾の文言に、同聲相求と云、

◎〔爲言〕
聲と同義○此象は、漢の荀爽が九家易に見ゆ、九家易に、爲龍爲衣、爲直の象あれども、已に經文に據て此篇に出しつれば略す、

◎〔爲直〕
陽は、正直の義なり、乾は、陽卦にして、直の象なり、同人の九五、以中直也、繫辭に、天乾、其靜也專、其動也直と云、

◎〔爲先〕
先は、去聲、始と同義、乾の文言に、先天而天弗違と云、

◎〔爲進〕
陽は有餘にして、進むを性とす、乾の九四傳に、進无咎也、文言に、君子進德修業、忠信、所以進德也、又、進德修業欲及時也、共に乾に取れり、

◎〔爲前(スヽム)〕
先進と同義、夬の初九に、壯于前趾と云、

◎〔爲改〕
これ始めとし、施すとし、作起すとするより取れり、且つ運移變遷は、天道の常なり、故に乾の象とす、革の九四に、改命吉と云、これ中卦の乾なり、

◎〔爲革〕
改に同じ、革の上六、小人革面(ムテ)、鼎の九三、鼎耳革と云、これ共に中卦乾なり、乾の文言に、乾道乃革と云、

◎〔爲見〕
見は、去聲、音現、發し現(アラハ)るゝの義なり、陽は、顯著發

固とは、堅固の義、乾を剛健强實とするに取れり、

◎〔爲功〕

これ乾の剛健彊めて不ㇾ息に取れり、需の彖傳に、往有ㇾ功也と云、

◎〔爲名〕

名とは、聲聞の發達するなり、乾は陽卦なり、陽を聲聞ゆとし、發き達すとす、乾の文言に、不ㇾ成二乎名一と云、

◎〔爲成〕

成とは、功就り、業畢るの義にして、天道君道に繫るの義なり、乾は、天なり、君なり、故に成を乾の象とす、訟の彖傳に、訟不ㇾ可ㇾ成也、又六三に、或從二王事一无ㇾ成、乾の彖傳に、六位時成、文言に、不ㇾ成二乎名一と云、皆乾に取れり、○按ずるに、坤の六三に、无ㇾ成有ㇾ終と云、これ无ㇾ成を坤の象とす、故に成は、乾の象に取れり、

◎〔爲博〕

これ乾を高大廣遠とするに取れり、乾の文言に、德博而化と云、

◎〔爲盈〕

乾は、純陽にして、充實有餘圓滿の義なり、乾の上九の傳に、盈不ㇾ可ㇾ久也と云、

◎〔爲流〕

流とは、水の流れて周ねく行くの義なり、乾は、天の流行して、息ざるに取れり、乾の彖傳に、品物流ㇾ形と云、○按ずるに、流行流風等皆此義なり、

◎〔爲久〕

乾は、老陽なり、老とは、年久しきの稱なり、故に乾を久とす、乾の上九の傳に、盈不ㇾ可ㇾ久也と云、

◎〔爲世〕

世とは、人界世間の義なり、人は、命を天に得て生れ來る、其天命の終始を一世と云、乾は、天なり、命なり、故に乾を世とす、乾の文言に、不ㇾ易二乎世一、又、遯ㇾ世而无ㇾ悶、又、善ㇾ世而无ㇾ伐と云、

陽は其性爲」動、陰は其性爲」靜、故に乾を爲」動、これ坤地の爲」靜に對す、繫辭に、動靜有」常、剛柔斷矣と云、これなり、

◎〔爲占〕

占は、卜筮して、天命を得て以て疑ひを決てるの義なり、乾は、天命なり、決斷なり、故に占とす、革の九五に、未」占有」孚と云、これ中卦の乾の象に取れり、

◎〔爲決〕

夬に同じ、夬の彖傳に、健而說、決而和と云、

◎〔爲治〕

治とは、君上の億兆を養育敎化するの道なり、乾を君上とし、道とするに取れり、乾の文言に、上治也、又天下治也、革の大象に、治曆明」時と云、これ中卦の乾なり、

◎〔爲愼〕

これ乾を敬とし、厲とするより轉ず、革の上六に、愼以從」君也、鼎の九二の傳に、愼」所」之也、これ共に中乾なり、

◎〔爲嚴〕

乾の剛健にして威重あるに取れり、遯の大象に不」惡而嚴と云、

◎〔爲好〕

好は、上聲、善に同じ、遯の九四傳に、君子好遯と云、

◎〔爲願〕

願とは、志の望みの義、乾を志とし、進むとするに取れり、履の初九の傳に、獨行」願也と云、

◎〔爲夬〕

夬は、決なり、決ち斷むるなり、乾の剛健威斷にして、疑似無きに取り、履の九五に夬」履と云、

◎〔爲辨〕

辨は、辨へ明にするの義にして、乾の陽明の義より轉ず、乾の文言に問以辨」之、履の大象に、辨二上下一と云、

◎〔爲固〕

不レ可ニ榮以一レ祿ト云、

◎〔爲祿〕

これ乾を福祉とするに取れり、徵見レ上、

◎〔爲遏惡〕

惡とは、陰邪の道、これを遏（トド）むるは、陽正の道なり、乾は陽正の卦なり、故に遏惡の義とす、大有の大象に、遏レ惡揚レ善と云、

◎〔爲揚善〕

善とは、前（コヽ）に見ゆ、乃ち乾の象、揚とは、表揚の義にして、陽の道たり、故に揚レ善を乾の象とす、徵上に見ゆ、

◎〔爲平〕

天は至公至平の道なり、泰の九三に、无ニ平不一レ陂と云、

◎〔爲則〕

則とは、至公至平にして、物の規則たるの義なり、凡そ宇宙の間、至つて公（オホヤ）けに、至つて平らかなるは、天より勝（スグ）れたるは莫し、故に則とす、乾の文言に、乃見ニ天則一と云、

◎〔爲事〕

事とは、事業にして、爲ること有るの義なり、乾の陽剛にして、彊（ツト）めて不レ息に取れり、乾の文言に、事之幹也、又行レ事也と云、

◎〔爲業〕

これ上に同く事業にして、爲ること有るの義なり、乾の文言に、君子進レ德修レ業、又立ニ其誠一所ニ以居一レ義也と云、

◎〔爲幹〕

幹とは、木幹にして、枝葉花實を維持する者にして、これ能く大事負任に堪るの義なり、乾の剛健强實なるに取れり、乾の文言に、事之幹（コレタル）也、

◎〔爲確〕

確とは、堅固の義、乾の剛堅實固なるに取れり、乾文言に、確乎其不レ可レ拔者と云、

◎〔爲動〕

◎〔爲長〕
長は、上聲、長上の義、乾の君長たるに取れり、乾の文言に、善之長也、又足以長人と云、
◎〔爲高〕
天の至高位なるに取れり、乾の文言に、高而无民と云、
◎〔爲上〕
義同上、履の大象に、辨上下と云、
◎〔爲尚〕
同上、小畜の彖傳に、尚往也、大畜の彖傳に尚賢、と云、
◎〔爲尊〕
同上、繫辭に、天尊と云、
◎〔爲貴〕
乾は、天なり、君なり、天と君とは、至つて尊く至つて貴ときなり、故に貴しとするなり、乾の文言に、貴而无位と云、
◎〔爲嘉〕
喜と同義、乾の文言に、嘉之會也と云、
◎〔爲樂〕
樂は、音洛、歡樂なり、乾を福とし、祥とし、亨とし通とする等より取れり、乾の文言に、樂則行之と云、
◎〔爲亨〕
亨は、上聲なり、亨獻の義又燕亨の義有り、乾を金玉とし、進み獻ずるとし、嘉樂むとするに取れり、大有の九三に、公用亨于天子と云、
◎〔爲天子〕
これ君とし、上とし、后とするに同じ、徵見上、
◎〔爲祉〕
福祥等と同義、泰の六五に以祉、元吉と云、
◎〔爲榮〕
これ乾の富貴發し達すとするに取れり、否の大象に、

れり、乾の文言に、寛以居之と云、

◎〔爲學〕

學とは、天道を規則として、これに效ひ、正に就き、明に遷るの義なり、乾は天道なり、規則なり、明正の象なり、故に學とす、乾の文言に、學以聚之と云、

◎〔爲問〕

問とは、學問と云の熟語にして、請益の道なり、乾の進行て、彊て息まざるの義より轉す、乾の文言に、問以辨之と云、

◎〔爲志〕

志（校者云、志原本作忠）とは、心に從ひ、之に從ふ、乾氣の進み行くより取り、小畜の彖傳に、志行と云、履の六三傳に、志剛也、九四傳に、志行也、大象に、定民志、否の九四傳に、志行也、同人の彖傳に、唯君子爲能通天下之志、皆乾に取れり、

◎〔爲誠〕

誠とは、言行相貫ぬき、内外一致にして、性敎並びに修まるの義にして、殆んど天眞に幾きの位なり、乾の剛健純粹精の中實に取り、乾文言に、閑邪存其誠、又、修辭立其誠と云、

◎〔爲信〕

乾を中實の信の卦と云、革の彖傳に革而信之、これ中卦の乾なり、

◎〔爲明〕

明は、陽の道にして、乾の象、乾彖傳に、大明終始と云、

◎〔爲晣〕

これ明と同義、大有の九四傳に、明辨晳也と云、

◎〔爲造〕

造は、造化の造にして、始め施すの義なり、乾は、始め施すの象なり、乾の九五の傳に、大人造也、と云、

◎〔爲發揮〕

發揮とは、發出揮作の義にして、乾天の始施す、乾陽の發見するより取れり、乾の彖傳に、六爻發揮と云、

◎〔爲仁〕

仁は天德なり、天に在て元と云、人に在て仁と云、乾は天なり、德なり、故に仁とす、乾の文言に、君子體レ仁、復の六二の傳に、以レ下レ仁也と云、此仁とは、初九の一陽を指せり、此一陽は、乾の一體にして、今本位に來復せるの功德を稱して、仁と云、繫辭に、立二天之道一曰二陰與一レ陽、立二地之道一曰二柔與一レ剛、立二人之道一曰二仁與一レ義これ陽剛仁と、陰柔義と、相向對することを見て、其義を察しつべきなり、

◎〔爲禮〕

禮とは、德性學問の、行事の上に發見するの名なり、乾を德性とし、學問とし、行事とし、發し見はるとす、故に乾を禮とす、乾の文言に、嘉德足二以合一レ禮と云、

◎〔爲知〕

知、去聲、智同、知は、見識に繫つて、無形の者なり、故に乾に取れり、繫辭に、知崇禮卑、崇效レ天、又乾以レ易知と云、

◎〔爲義〕

義は、道の條理にして、無形に屬し、裁制宰割の道にして、剛斷あるの義なり、乾は、天なり、無形なり、又乾は秋なり、秋は肅殺の氣にして、剛斷の義なり、乾の文言に、義之和也、又知レ終終レ之可二與存一レ義也、需の象傳に、其義不二困窮一矣、泰の大象に、輔二相天地之義一、同人の九四傳に、義弗レ克也、恒の九四傳に、夫子制レ義と云、皆乾の象なり、

◎〔爲善〕

善とは、衆德の總名、惡の對なり、惡は、陰暗の道にして、善は陽明の道たり、故に乾陽の象とす、乾の文言に、善之長也と云、

◎〔爲美〕

美とは、美善の義にして、乾德を稱するなり、乾の文言に、乾始、以二美利一利二天下一と云、

◎〔爲休〕

美善に同じ、大有の大象に、順レ天休レ命、

◎〔爲寛〕

これ天の高遠曠邈にして、包覆はざること無きに取

◎〔爲男〕

乾は、純陽、男子の象、繫辭に、乾道爲ㇾ男と云、

◎〔爲夫子〕

夫子とは、猶丈夫と曰が如し、乾陽の象たり、恒の六五に、夫子凶と云、中卦の乾なり、

◎〔爲聖〕

聖とは、天に代つて養育化育生々の徳澤を施す者なり、故に乾を聖とす、乾の文言に、聖人作、而萬物覩、又其唯聖人乎、知ニ進退存亡一而不ㇾ失ニ其正一者、其唯聖人乎、咸の彖傳に、聖人感ニ人心一、恒の彖傳に、聖人久ニ於其道一、鼎の彖傳に、聖人亨、以亨ニ上帝一、又、以養ニ聖賢一、これ共に中卦の乾にとれり、

◎〔爲賢〕

これ乾を君子とするに同じ、乾の文言に、賢人在ニ下位一、大畜の彖傳に、剛上而尚ㇾ賢、又、養ㇾ賢也と云、

◎〔爲上帝〕

上帝とは、天の一名にして、主宰を以て稱するなり、鼎の彖傳に、聖人亨、以亨ニ上帝一と云、これ中卦の乾なり、

◎〔爲道〕

道とは、本道路にして、物の往來通行する所なり、因て轉じて應ㇾ行の方とす、凡そ人の規則を取らんことは、天道の運行より公明正大なるは莫し、故に乾を道とす、乾の彖傳に、乾道變化、九三の傳に、反復道也、文言に、乾道乃革と云、

◎〔爲徳〕

徳は、得なり、天性中具得と云の義也、乾を天性とす、故に徳とす、乾の九二傳に、徳施普也、用九傳に、用九天徳、文言に、行ニ此四徳一者也、又、龍徳而隱者也、又、龍徳而正中者也、又、徳博而化、又進ㇾ徳修ㇾ業、忠信、所ニ以進ㇾ徳也、又、以ニ盛徳一爲ㇾ行、又、君徳也、又、與ニ天地一合ニ其徳一、訟の六三に、食ニ舊徳一、小畜の大象に、懿ニ文徳一、否の大象に、儉ㇾ徳辟ㇾ難、大有の彖傳に、其徳剛健、大畜の彖傳に、日ニ新其徳一、大象に、畜ニ其徳一と云、これ皆乾に取れり、

◎〔爲鬼〕

義同上、徵も上に見ゆ、又鬼は、氣なり、天は氣にして形ち無し、鬼も亦氣にして形ち無し、故に乾を氣とす、

◎〔爲氣〕

天は、積氣の成れる者なり、故に乾を氣とす、乾の文言に、同氣相求と云、同と云、相と云は、二乾重なるの象なり、

◎〔爲變〕

變は、變更變化の義にして、乾天の運行くも變化に取れり、乾の彖傳に、乾道變化、革の九五に、大人虎變、上六に豹變と云、これ共に中卦の乾に取れり、

◎〔爲化〕

化とは、造化、變化、氣化、風化等の義にして、即ち天德の發作流行を云、乾は造化の主、變化の原なり、故に乾を化とす、乾の彖傳に、乾道變化、文言に、德博而化と云、

◎〔爲告命〕

告は、誥に同じ、告命とは、猶命令と云が如し、乾の象たり、泰の上六に、自邑告命と云、

◎〔爲至〕

これ乾の進み行くより轉せり、需の九三に、致寇至、乾の文言に、知至至之、

◎〔爲時〕

時（校者云、時原本作吃）とは、日に從ひ、之に從ふ、日の之所と云の義にして、即ち天の時なり、天命なり、乾を天命とす、故に、時にす、乾の彖傳に、六位時成、時乘六龍、文言に、時舍也、又、與時偕行、又與時偕極、又、進德修業、欲及時也、又、順時以進退、又、因其時而惕、又、疑以順時、又、與四時合其序、又、後天而奉天時、大過の彖傳に、大過之時、中卦の乾、遯の彖傳に、遯之時義、姤の彖傳に、姤之時義、

◎〔爲后〕

君と同義、姤の大象に、后以施命と云、泰の大象に、后以裁成天地之道と云、

に、大正也、遯の九五傳に、以レ正志也、大壯の彖傳に、大者正也、正大、而天地之情可レ見矣と云、

◎〔爲大〕

凡そ六合の間、天より大なるはなし、字一に從ひ大に從ふ、故に乾天の象とす、乾の彖傳に、大哉乾元、又保二合大和一、又大明二終始一、又九二、九五、共に大人と云、

◎〔爲大和〕

大和とは、乾元の功用、生々の妙作たり、乾の彖傳に、保二合大和一と云、

◎〔爲性〕

性とは、天の物に賦予する所の者なり、乾を天とし施すとす、乾の彖傳に、各正二性命一と云、

◎〔爲命〕

命とは、天命にして、命の字は、令に從ひ、口に從ふ、命令は、天と君との主る所なり、乾は、天なり、君なり、天施し、命じて、地承け生じ、君始め命じて、臣奉行ふ、故に乾を命とす、乾の彖傳に、各正二性命一と云、

大有の大象に、順二天體命一、革の九四に、改レ命と云、これ中卦の乾なり、无妄の彖傳に、大亨以レ正、天之命也、又天命不レ祐、行矣哉、鼎の大象に、正レ位凝レ命、これ中卦の乾なり、姤の大象に、后以施レ命と云、これ共に乾の卦に取れり、

◎〔爲情〕

情とは、天性中に具し得るの者なり、乾を天性とす、故に乾を情とす、乾の彖傳に、旁通レ情、文言に、利貞性情也、咸の彖傳に、天地萬物之情可見矣、これ中卦の乾なり、恒の彖傳に、天地萬物之情可レ見矣、これ中卦の包乾なり、大壯彖傳に、正大、而天地之情可レ見矣と云、

◎〔爲神〕

神とは、天の一名にして、形體を以ては、これを天と云、主宰を以ては、これを帝と云、變化を以ては、これを造化と云、功用を以ては、鬼神と云、妙用を以ては、これを神と云、故に乾の象とす、乾の文言に、與二鬼神一合二其吉凶一と云、又、況於二鬼神一乎と云、

同上、

已上の方位、四時、五味、五色、五音、五臓、時刻、數等は、五行に據て、配當せることとなり、其他のことも、類推すべきなり、

增補

◎〔爲元〕

元とは、天の大德、生々する所以の者なり、乾は、天なり、德なり、乾の彖に、乾、元亨利貞、彖傳に、大哉乾元、文言に、元者、善之長也、又乾元者、始而亨者也と云、

◎〔爲亨〕

亨とは、亨通にして、滯塞有ること無きの謂なり、乾は、剛健進行、彊て息ざるの義なり、故に亨とす、乾の彖に、元亨利貞、文言に、亨とは、嘉之會也、又乾元、始而亨者也、

◎〔爲通〕

亨と同義、乾の彖傳に、旁通情、同人の彖傳に、唯君子爲能通天下之志と云、

◎〔爲利〕

利とは、本利鈍の利の義にして、乾の剛健決斷あるに取り、乾の彖に、元亨利貞、文言に、利者、義之和也、又利貞、性情也、又以美利利天下、不言所利と云、

◎〔爲貞〕

貞とは、正常固の三義を具せり、乾は、陽正剛堅彊て不息の象なり、故に乾を貞とす、乾の彖に、元亨利貞、彖傳に、保合大和乃利貞、文言に、貞固足以幹事と云、

◎〔爲正〕

正は、一止に從ふ、一は、天なり、公なり、これ天公の大道に止ると云の義なり、乾は、天なり、公なり、大道なり、故に正とす、乾の彖傳に、各正性命、文言に、龍德而正中者也、又不失其正者、其唯聖人乎、需の彖傳に、以正中也、同人彖傳に、君子正也、无妄の彖辭に、其匪正有眚、又大畜の彖傳に、大亨以正、大畜の彖傳

○〔爲慍〕

乾の威嚴と、戰とより轉ず、夬の九三に有慍と云、

○〔爲觸〕

乾を剛進とし、戰とするより轉ず、大壯の九三に觸藩と云、

○〔爲棟隆〕

乾は、純陽剛實にして、棟隆の象、大過の九四に棟隆と云、

○〔爲五行金〕

これ繫辭に、說かせらるゝ所の、方位圖に本づきて取れり、方位とは、本五行に由て、定めたる者なるなり、繫辭に、坎也者、水也と云、これ水とは、即ち五行の水たることを示し喩し玉ふなり、それ坎巳に五行の水に當る時は、乾兌の金行、震巽の木行、坤艮の土行、離の火行、亦言を須ざるなり、これ三隅を反せしむるの文法なり、

○〔爲西北隅〕

これ方位圖に本づき據れり、（通本隅を誤て方に作る今改正）す、

○〔爲秋〕

これ同上、

◎〔爲辛味〕

同上、

◎〔爲白色〕

同上○按するにこれ上の大赤とすると大に異ふことなり、これは五行に據て配當せるの色なり、

◎〔爲商音〕

同上、○これを齒音とも云、

◎〔爲肺臟〕

同上、

◎〔爲戌亥時〕

同上、

○〔爲四九數〕

乾は、善美圓滿の義なり、故に福とす、泰の九三に、于食有福と云、

○〔爲富〕

福に同じ、家人の六四に、富家、變體の乾に取れり、小畜の九五に、富以其隣と云、これ正乾なり、

○〔爲喜〕

乾は、富貴福祥の象なり、これ人の喜ぶ所なり、故に喜とす、无妄の九五に、有喜と云、

○〔爲得〕

これ乾を富とし、實とし、福とするより轉ず、損の六三に、一人行、則得其友と云、これ生卦乾の象と、變體乾の象とに取れり、

○〔爲孚〕

孚とは、信なり、乾は、純陽中實の信の卦たり、大壯初九に、有孚と云、

○〔爲允〕

同上、升の初六に、允升、變乾、

○〔爲包〕

天の覆ふに取れり、姤の九二、九四、九五、泰の九二、否の六二、六三、共に包を云、乾に取れり、

○〔爲光〕

陽を明とし光るとす、乾は、純陽なり、觀の六四に、觀國之光、履の彖傳に、光明也、泰の九二傳に、以光大也、大畜の彖傳に、光暉と云、皆乾に取れる也、

○〔爲敬〕

乾の威嚴より轉じて、肅愼の義となる、需の上六に、敬之終吉と云、

○〔爲藥〕

陽を正とし、陰を邪とす、疾は陰邪の象たり、疾を驅は、藥の正功なり、故に乾の陽を藥とす、无妄の九五に、勿藥有喜と云、

○〔爲君子〕

これ大人と同義なり、乾の九三に、君子と云、

過ちて失ふこと有るに近し、故に轉じて厲きの道とす、乾の九三、大畜の初九、共に厲と云、乾に取れり、

○〔爲衣〕

衣とは、上の服飾にして、乾天の覆へるに象どれり、これ乾の象なり、繫辭に、垂衣裳而天下治、蓋取諸乾坤と云、

○〔爲統〕

乾は、陽德なり、天德なり、君德なり、夫德なり、陽は陰を統べ、天は地を統べ、君は臣を統べ、夫は妻を統ぶ、乾の彖傳に、乃統天と云、

○〔爲施〕

乾は、陽なり、天なり、君なり、父なり、陽と天と君と父とは、施すを以て德とす、これ猶地と陰と臣と母とは、受るを以て主とするが如し、乾の文言に、德施普也、小畜の彖傳に、施未行也、姤の大象に、施命誥四方、夬の大象に、施祿及下、皆乾に取れり、又益の彖傳には、直ちに天施地生と云、生卦、

○〔爲美利〕

陽を善美とし、富實とするより轉ず、乾の文言に、能以美利利天下と云、

○〔爲躍〕

陽を飛とするより轉ず、乾の九四に或躍在淵と云、

○〔爲城〕

これ乾の剛堅威嚴の義より轉ず、泰の上六に、城復于隍と云、

○〔爲錫〕

錫は、賜なり、賜ふとは、尊き上より下に惠み施すの義なり、乾を尊上とし、施すとす、故に錫ふとす、訟の上九に、或錫之鞶帶と云、

○〔爲祥〕

祥とは、祥瑞の義、乾を富とし、福とするより轉ず、履の上九に視履考祥と云、

○〔爲福〕

●〔爲冰〕
冰は、堅く剛なるの物なり、これ乾の堅剛なると、天氣の寒さとの合象に取れり、

●〔爲大赤〕
赤きは、盛なる陽の色なり、乾の純陽に取れり、

○〔爲玄〕
玄とは、乾天の高遠深邃の色に取れり、坤の文言に天玄而地黄と云、

●〔爲木果〕
これ乾を圜(マロ)しとし、陽を實とするに取れり○按ずるに、乾は、深秋の時とす、深秋の時には、百萬の果(コノミ)皆熟し成るの義にも取れり、

○〔爲大師〕
これ戰の義より轉ず、同人の九五に、大師と云、

○〔爲彊不息〕
これ乾の至つて剛に、至つて健やかなるの義なり、乾の大象に、自彊不レ息と云、

○〔爲亢〕
これ乾を高しとし、進むとするに取れり、乾の上九に亢龍有レ悔と云、

○〔爲飛〕
陽を飛とす、乾の九五に飛龍在レ天、遯の上九に、飛遯と云、共に乾に取れり、

○〔爲威〕
これ乾の尊貴剛嚴の義より轉ず、大有の六五に威如と云、

○〔爲惕(ヲツル)〕
乾は剛健威嚴の象なり、剛健威嚴は、人の惕(ヲツル)る所なり、故に轉じて、惕るとす、乾の九三に、夕惕若、訟の象に、有レ孚窒、惕、小畜の六四に、惕出、皆乾に取れり、

○〔爲厲(アヤフシ)〕
乾を剛健にして進み行くとす、剛健にして進み行(ユク)は、

●〔爲玉〕
玉は圓形にして剛質光潤あり、乾を圓とし、剛とし、光とす、これ玉の象なり、

●〔爲金〕
金は、陽剛堅實の物にして、乾の象たり、噬嗑の六五に、得黄金、鼎の六五に、金鉉と云、姤の初六に繫于金柅と云、共に正體變體の乾に取れり、

○〔爲淵〕
淵とは、乾の三奇一連にして、水の淼漫たる形容有るに取れり、乾の九四に、在淵、訟の彖傳に、入于淵也と云、

○〔爲大川〕
これ淵と同義なり、同人の彖、大畜の彖、共に大川を云へり、皆乾に取れり、

○〔爲郊〕
郊は、平原郊野の義にして曠遠の所を云、乾を曠遠とするに取れり、需の初九、小畜の彖、同人の上九、共に郊を云、皆乾に取れり、

○〔爲日〕
日は、大陽の精、乾は、大陽の卦、乾に乾を日とす、乾の九三に、終日と云、恒の彖傳に、日月得天と云、

○〔爲野〕
郊と同義なり、同人の彖に于野と云、

○〔爲高陵〕
陽を高しとするに取れり、同人の九三に、升其高陵と云、乾に取れり、

○〔爲夕〕
これ乾を戌亥の時とするに取り、乾の九三、夕と云、

○〔爲莫夜〕
莫は、去聲にして、暮に同じ、夕と同義なり、夬の九二に莫夜有戎と云、

●〔爲寒〕
これ天氣の寒冷に取れり、乾を天とし、氣とす、

これ乾を老陽とするに取れり、

●〔爲瘠馬〕

瘠、秦昔切、説文瘦也、陽を骨とす、此卦純陽にして、骨立て肉少し、瘠馬の義有り、乾を骨とすることは、夬の九四、姤の九三、共に臀无膚と云、无膚は、骨立の義なり、

●〔爲駁馬〕

未詳○按駁、北角切、馬色不純也、乾は純卦なり、是疑らくは、震の象、一説に、駁恐くは駮之譌、駮、音父、玉篇云、牡馬也、是對坤牝馬、未詳孰是、

○〔爲虎〕

虎は、猛獸なり、乾の剛强より轉ず、履の彖、及六三履虎尾と云、共に乾に取り、革の九五に虎變と云、中卦乾に取る、

○〔爲童牛〕

童牛は、觝觸を好む者なり、乾の健やかに進むより轉ず、大畜の六四に、童牛と云、

○〔爲豶豕〕

豶豕は、豕の健やかにして、强き者なり、乾の剛健より轉ず、大畜の六五に、豶豕と云、これ乾に取れり、

○〔爲角〕

角は、乾の剛の義より取れり、姤の上九に、姤其角と云、

○〔爲輿〕

輿は、車を云、これ乾の進むの義に取れり、小畜の九三に輿說輹と云、

○〔爲大輿〕

義上に同、大壯の九四に、大輿と云、乾に取れり、

○〔爲大車〕

同上、大有の九二に、大車以載と云、

○〔爲金柅〕

柅とは、絡絲の具、紡車の類なり、乾の圓轉の義に取り、姤の初六に、繫于金柅と云、

れ變體の乾に取れり、又繫辭に、戰乎乾、戰の義よりも轉用せるなり、

○〔爲戰〕

乾は、秋冬の間に位す、これ陰陽相薄擊するの時なり、故に繫辭に、戰乎乾と云、○按するに乾は深秋の象にして、九月の當りとす、坤の上六に、龍戰乎野と云、これ變體の剝の義に取り、剝は、九月の當りの卦なり、

○〔爲攻〕

これ即ち戰ふの義なり、同人の九四に、弗克攻と云、

○〔爲戎〕

これ乾を武人とし、戰とするより轉ず、同人の九三、夬の九二、共に戎を云、皆乾に取れり、

●〔爲首〕

首は、頭なり、圓形剛實にして、人身の上に位す、乾を圓とし、剛實とす、又乾は、天にして上に位す、故に首とす、○按に乾の用九に、見群龍无首と云、乾に取れり、又人の生(ウマ)るや、首先づ出づ、乾を首とし、始めとす、故に首を、始めとも訓ず、乾の彖傳に、首出庶物と云、

○〔爲龍〕

龍とは、陽物にして、變化不測の德有る者なり、又凡そ萬物中、天に代つて能く雨を成す者は、龍なり、乾は陽卦にして、變化の原なり、又乾を天とす、天德は、雨を主とす、故に乾の六爻皆龍德の象を云、これ乾に取れり、

●〔爲馬〕

馬は、陽獸にして、其性健なり、其蹄奇にして、其行こと直にして息(ヤ)ず、乾は、健なり、陽卦なり、奇は、陽數なり、直は、陽の道なり、不息は、乾の行なり、故に馬とす、

●〔爲良馬〕

良は、善美の稱、これ乾の健にして、能く行に取れり、

●〔爲老馬〕

體の乾に取れり、

●〔爲圜〕
圜は圓と、同音同義なり、陽は有餘にして、圓滿の義なり、乾は陽卦たれば、圜を以て、陽の形容を象どれるなり、

○〔爲始〕
これ乾天の始むる德に取り、乾の彖傳に、萬物資始、文言に、始而亨者也、又乾始、能以美利利天下と云、

○〔爲行〕
行は、メグル、オコナフ、スヽムユク、乾天の氣の行き進で不息に取り、乾の大象に天行乾と云、

○〔爲純粹精〕
これ乾の純陽至健の德性を象どれり、乾の彖傳に、剛健中正純粹精なりと云、

●〔爲君〕
君は至尊の德有り、故に天に配す、繫辭に、乾以君之、

○〔爲大人〕
大人とは、剛健中正純粹精の德有るを云、故に乾の象とす、乾の九二、九五、文言、共に大人と云、乾に取れり、

●〔爲父〕
乾を天とす、人の天は父なり、繫辭に、乾、天也、故稱乎父、又乾知大始、これ乃ち父の德を云なり、

○〔爲夫〕
乾は、陽卦なり、陽は男なり、夫なり、小畜の九三に、夫を乾に取り、坤の文言に、地道也、妻道也、臣道也と云、然らば、乾の天道、夫道、君道なること、亦知べし、繫辭に、乾道爲男、

○〔爲老夫〕
乾は、老陽なり、夫は、男子の通稱にして、陽爻の義なり、大過の九二に、老夫と云、中卦の乾に取れり、

○〔爲武人〕
乾の剛健より轉用す、巽の初六に、武人之貞と云、こ

已下に陳る處の乾爲レ天、爲レ圜、爲レ首、爲レ馬、坤爲レ地、爲レ腹、爲レ牛等の象、これなり、其用象の中に、又大象と云有り、天澤、火雷、風水、山地と云、これなり、此體用の辨別無くしては、此説卦の文讀み難きこと有るなり、

凡そ八卦排列の次第に三樣有り、これ三才に則とれるなり、此説卦中の次第は、成位に就て人道彝倫次第を用ひ玉へり、又これを父母六子次第とも云ふ、其三次第の義は、象變辭占に出しつれば、此には略す、

凡そ篇內、八卦の象を釋するに、刪巔冠せしむるに、

●黑圈を用てする者は、通本説卦に載る所の舊象なり、

○白圈を用てする者は、象徵正文補ひたる所の象なり、

◎重圈を用てする者は此象徵解に再重增補する所の象なり、

●舊本所レ載八卦象數、一百三十、

○象徵正文所レ補象數、四百有三十、

◎象徵解所二再增一象數、六百七十有九、

通計總數、一千二百三十有九象、

【乾】☰

●〔爲天〕

天とは、純氣の積れるの者なり、氣は、陽なり、其體は、圓滿、其用は、動て不レ息とす、乾は、健なり、純陽なり、これ即ち天の純氣圓滿にして、能く動て不レ息の象有り、故に大象に、天行乾と云、又天は坦然として、これを望めば蒼々たる者なり、乾は、三奇一連にして、坦然蒼々の象形有り、故に乾を天とす、これ畫象なり、これを乾の大象と云、

○〔爲剛〕

乾は、純陽の象、陽を剛なりとす、雜卦に、乾は剛なりと云、これなり、

○〔爲實〕

同レ上、陽は剛堅充實の義なり、乾を陽卦とす、鼎の九三に、鼎有レ實と云、中卦の乾に取り、蹇の六四傳に、當レ位連レ實也、蒙の六四傳に、獨遠レ實也と云、共に變

☱兌は、說なり、此卦一偶二奇の上に在り、陰の性は、下り退くことを主とす、陰は陽に較ぶれば、卑賤なりとす、其陰の卑賤なる者、今二陽尊貴の上に上げらる、これ說ぶ所以なり、故に兌と名く、

且つ夫八卦は、主畫を以て、名を成し、義を成せる者なり、かの乾坤の二卦は、八卦の父母にして、純陽純陰たれば、三畫全體を以て、義を成せり、其他六子の卦は、震坎艮の三卦は、陽卦なり、故に一奇を以て主とす、陽は行くこと己に在り、故に動と云、陷と云、止と云、皆己を主とするの辭なり、又巽離兌の三卦は、陰卦なり、陰は陽に順ふを道とす、故に入と云、麗と云、說と云も、皆物に對するの辭にして、これを推敲周旋して視れば、入も麗も說も、皆坤の順よりの轉義なるなり、

凡そ此篇中に卦と云、象と云も、皆三畫八卦のことにして、六畫卦のことには非ずと會了すべし、

八卦平面疊起看法訣

凡そ八卦を視るに、縱と橫との二看法あり、縱とは、三畫を疊ね起して看るの法なり、橫とは、三畫を平面に排列して看るの法なり、

乾☰　坤☷　坎☵　離☲

此四卦は、平面に排列て看ざる時には、其象義を成さず、其象義に看難く、會し難きこと有るなり、

震☳　巽☴　艮☶　兌☱

此四卦は、疊ね起して看るに非れば、其象義を成さず、其象義に看難く、曉り難きこと有るなり、これ大切の訣なり、

又六十四卦に至つては、此他に竝起看法と云こと有り、これは經文中にて辨じつれば、此二は略せり、

八卦象義訣

それ八卦に體用有り、體とは上に陳つる乾健、坤順、震動、巽入、坎陷、離麗、艮止、兌說、これなり、用とは、

字を用ひ玉ふ者一ヶ條、此の三、也字を用ひ玉ふ者は、四百五十六句有り、これを以て解釋體と、立敎體との、文法字格を大悟すべし、

八卦の名字の音義のこと、漢以後大に譌誤せしことは、已に經文各卦の下にて、詳悉に辨駁しぬれば、略す、

凡そ健順等の八字は、卦名字の正訓にして、即ち卦の體なり、其馬とし牛とするの象は、用なり、故に其作用たる處の象百千なり、其正體は一なり、是を以て體字は、也字を以て決し、用字は、爲字を以てして、百千なることを示す、これ文章の體用なり、

☰乾は、健なり、此卦三奇にして、純陽たり、陽の體は、剛にして、其性は、健なりとす、故に乾と名く、

☷坤は、順なり、此卦三偶にして、純陰たり、陰の體は柔にして、其性は、順なりとす、故に坤と名く、

☳震は、動なり、此卦一奇二偶の下に在り、陽の性は、上り進むことを主とす、今一陽二陰の下に抑へらる、故に忿激して、動き上らんとす、故に震と名く、

☴巽は、入なり、此卦一偶二奇の下に在り、陰の性は、下り退くことを主とす、此二陽の下に下り入て、出づることを得ず、故に巽と名く、

又巽は順なり、從なり、陰の道は、陽に順從するを常とす、況や一陰を以て、二陽の下に居る、豈順從ならざるべけんや、故に巽と名く、

☵坎は、陷なり、此卦一奇二偶の間に在り、陽の性は、上り進むことを主とす、故にかの震の卦の如きは、一陽二陰の下に強く閉ぢ抑へらるれば、必ず憤激して發出す、今此卦は、二陰柔順にして、左右に侍從す、是故に一陽激怒すること無きは勿論、却つて二陰の愛に溺れ惑ふて、陷りたるなり、故に坎と名く、

又坎は、險なり、此卦一陽二陰の間に陷るの象なり、陷る者は、必す險むなり、故に坎と名く、

☲離は、麗なり、麗とは、附著なり、此卦一偶二奇の間に在り、一陰柔を以て、二陽剛の間に介まる、其勢ひ兩附せざることを得ず、故に離と名く、

☶艮は、止なり、此卦一奇二偶の上に在り、陽の性は上り進むことを主とす、今既に進んで、二陰の上に上れり、又更に進むべき處無し、故に止るなり、故に艮と名く、

如此象毎に爲の字を下して、其卦象を説きたるの例を分ち示し玉へり、この也の字、爲の字の別にて、其釋字と説象との文法、瞭然として、著明なることとなり、

且つ健順等の八字の卦名の字義釋たるの例を、經傳中に攷ふるに

乾九三、終日乾乾、　大象、天行乾、

此兩所の乾の字、共に健の音健の訓たり、

坤大象、地勢坤、

此坤の字、即ち順の音、順の訓たり、

未濟九四、震用伐鬼方、

此震の字、即ち進動の訓たり、

井彖傳、巽乎木而上水、　鼎彖傳、以木巽火、亨飪也、

此兩所の巽の字は、共に入の訓なり、

巽九二、巽在牀下、　九三、頻巽、　蠱彖傳、巽而止、　觀彖傳、順而巽、　恒彖傳、巽而動、

已上の巽の字は、皆順從の訓たり、

序卦、坎者、陷也、　雜卦、坎、下也、

此兩坎の字は、共に陷の訓たり、

坎六三、來之坎坎、　彖傳、坎、險也、

此兩坎字は、共に險の訓なり、

離彖傳、離、麗也、　六五傳、離王公也、　小過上六、飛鳥離之凶、

此三離の字は、これ離麗同音同義、互用すべきことを示させ玉ふなり、

艮彖、艮其背、

此六爻辭、六爻傳の艮の字皆止の訓なり、

兌初九、和兌、　九二、孚兌、　六三、來兌、　九四、商兌、上六引兌、　序卦、兌者、説也、説而後散之、

已上兌字、及爻傳兌字は、これ兌説同音同義にして、共に説の訓義たることを示し玉へるなり、是健順等の八字は、卦名の字義にして、象を説けるに非ることを徴しつべし、

且つ按るに、大象は、孔夫子の六十四卦の對體の象を以て汎く君子への教へを垂れ玉ふ文章にして、彖爻傳の如く解釋體ならざるが故に、六十四の大象中に、一个の也字有ること莫し、これ解釋體に非ざるの文なればなり、又爻傳の如きに至つては、凡そ三百八十六傳中に、矣字を用ひ玉ふ者二ケ條、革の三、旅の三、　乎

けば、これ八卦の坎となる、又一陽畫を置けば、これ八卦の巽となる、これ即ち大極兩儀を生じ、兩儀四象を生じ、四象八卦を生ずるの次第なり、

尙此八卦各一陰一陽を生じて、十六と成り、其十六各一陰一陽を生じて、三十二と成り、其三十二、各一陰一陽を生じて、六十四卦と成るなり、其詳悉の義は、原圖に即て學ぶべし、此には唯八卦の成りぬる大綱を云のみ、係辭に八卦而小成と云へるは、此義なり、

八卦名義訣

乾、坤、震、巽、坎、離、艮、兌、

これを八卦の名とす、さて名目有て其義無しと云こと有ること無し、これ天地の定理たり、故に名は實の賓と云、然るに易の八卦に於けるや、其名有り其字有れども、二千年來其正義を得たる人無し、粗鹵闕略の甚しき者と云ふべし、これ他無し、正眼を以て易を讀み得ざるに、職としてこれ由ることとなり、吾孔夫子、これが爲に、夙く已にこれが正訓音釋を垂れ下し置き玉へり、其八卦の名字の正訓音釋とは、

健、順、動、入、陷、麗、止、說、説入聲、音悅、

此八字これなり、然るに先輩の、此八字を取て、これは卦の象なり、卦の性情也、など云て、粗鹵臆推の説を以て、世を欺き人を誣ひて、遂に卦名の字の正訓無きに至らしむ、先づ此八字は、八卦の名字の訓義を示し釋し玉へるなり、其中にても乾坤坎離兌の五个の卦にては、健順陷麗說の五字にて、音釋音義を兼て示し玉へり、其字例文法、說卦中に嚴然として、明白なり、其字訓音義を釋し玉ふには、

乾、健也、坤、順也、震、動也、巽、入也、
坎、陷也、離、麗也、艮、止也、兌、說也、

此の如く也の字を下して、名字の訓義を釋せることを明し示し玉へり、これ字註例、解釋體の文法なり、又其卦象を說き玉ふには、

乾爲馬、坤爲牛、震爲龍、巽爲雞、
坎爲豕、離爲雉、艮爲狗、兌爲羊、

大陽⚌　小陰⚍

大陰⚏　小陽⚎

これを易の生位の四象と云、此四象より、又各一陰一陽を生じて、八卦となることとなり、

右の兩儀にも、四象にも、いまだ卦法の稱も無く、又吉凶と云ことあらざることとなり、其所以は、兩儀四象ともに、天地陰陽相對するの義はあれども、いまだ、人位有ること無く、三才の道、具足せざるが故に、吉凶無きなり、吉凶無きときは、則ち卦と云の名は無きはずのこととなり、それ吉凶とは、人位に在るの名なればなり、天地は大公自然の位界にして、何の吉凶の教戒かあるべき、凡て吉凶悔吝と云、教訓警戒と云ことも、皆人位に對して設けたるの説法たり、卦法は、吉凶進退を告げ、天命を逆へ知らしむるの具へ(ソナ)たれば、兩儀四象の境界にては、卦と云の稱呼も無く、吉凶と云の名目も無きはずのこととなり、八卦に至つては、始めて人位備り、三才具せる故に、卦の名も立ち吉凶も有ることとなり、

これを生位の四象と云ことは、成位の四象に對してなり、其成位の四象と云は、即ち八卦の四象のことにして、乾は大陽、其數九つ、坤は大陰、其數六つ、震坎艮は少陽と云、其數各七つ、巽離兌は少陰と云、其數各八つなり、此六七八九の數は、即ち易の本有の具數たり、易數のことは、象變辭占等に詳なれば、こゝには略す、

八卦訣

大陽より、一陰一陽を生ず、大陽の上に、一陽畫を置けば、八卦の乾となり、一陰畫を置けば、八卦の兌となる、

小陰より、一陰一陽を生ず、小陰の上に、一陽畫を置けば、これ八卦の離となる、又一陰畫を置けば、これ八卦の震となる、

大陰より、一陰一陽を生ず、大陰の上に、一陰畫を置けば、これ八卦の坤となる、又一陽畫を置けば、これ八卦の艮となる、

小陽より、一陰一陽を生ず、小陽の上に、一陰畫を置

とも、奇偶とも、其象義に由て、相通呼すべし、故に經傳中、往々に陰陽柔剛男女の稱呼、交錯融通して見えたるなり、これ陰陽氣形活用の處置を、見し玉へるなり、今易解集中には、人の聞馴れて、領會し易きに就て、多く陰陽を以てこれを呼ぶ、後學それこれを諒せよ、

奇は━陽なり、
偶は╍陰なり、

陽は剛にして、陰は柔なり、陽は健にして、陰は順なり、陽は強くして、陰は弱なり、陽は動き、陰は靜なり、陽は先ち、陰は後る、陽は進み、陰は退く、陽は升り、陰は降る、陽は實し、陰は虚す、陽は圓く、陰は方に、陽は盈ち、陰は虧く、陽は直く、陰は曲る、陽は長く、陰は短し、陽は伸び、陰は縮む、陽は緩く、陰は急に、陽は廣く、陰は狹し、陽は尊く、陰は卑し、陽は貴く、陰は賤し、陽は上にして、陰は下なり、陽は大に、陰は小なり、陽は多しとし、陰は少しとす、陽は晝なり、陰は夜なり、陽を富とし、陰を貧とす、陽は施し、陰は受く、陽は明かに、陰は暗し、陽は顯れ、陰は晦る、陽に暑を取れば、陰に寒を當つ、陽は白く、陰は黒し、陽に晴をとれば、陰に冥をとる、陽は清りとし、陰は濁るとす、陽は正とし、陰は邪とす、骨は陽に屬し、肉は陰に屬す、氣は陽に屬し、血は陰に屬す、陽は男なり、陰は女なり、陽は仁の道、陰は義の方、善美淑是は陽の道、惡醜慝非は陰の道たり、これは其大槩を摘めるのみ、餘は引伸類推に在ることなり、

四象訣

上の奇偶の二畫は、原圖上にては、即ち陰陽兩儀の位なり、さて此奇畫━より、大陽⚌と、小陰⚍とを生ず、又偶畫╍より、大陰⚏と、小陽⚎とを生ずるなり、是を生位の四象と云、是陰陽の二儀、各陰陽を生ずるなり、故に陽儀に陽畫を重ぬれば、大陽⚌となり、陽儀に陰畫を重ぬれば、小陰⚍となるなり、又陰儀に陰畫を重ぬれば、大陰⚏となり、陰儀に陽畫を重ぬれば、小陽⚎となるなり、

學にのみ馳ぬるの故なり、それ易にして象を廢せば、逆數知來の妙用廢せん、逆數知來の妙用廢せば、天命を知ること能はじ、天命を知ること能はずば、易は徒に空文虛辭と爲て、乾坤毀るとも云べし、係辭曰、乾坤毀、則无以見易、易不可見、則乾坤或幾乎息矣と、これ豈遺憾痛恨の極、以て尙ふることなき者に非ずして何ぞ、故に今其說卦に收る所の象は勿論、其他經傳、及大象、文言、係辭、序卦、雜卦中に、文周孔三大聖の取用ひ玉ひつる象どもを盡く拾ひ輯めて、增補して以て說卦の篇を張大にし、且つ吾門蘊祕の玄旨妙解をも、國字を以て詳悉に瀉瓶註釋して、以て同志への贈りものとす、且つ兩儀四象は、八卦の因起たるを以て、首に奇偶陰陽柔剛の義より、四象八卦の槩綱をも解釋して、象の終始を預會さしむ、これ吾師耳提面命の祕訣たれども、今こゝに發露す、後の幾緣熟して、此書を覽ん人等、能く玆に熟達せば、易象の妙用奇變を掌握して、以て天命に至らんこと庶幾すべし矣、

源輝星謹識

奇偶訣

奇 ⚊

偶 ⚋

易は、陰陽也、陰陽とは、氣なり、道なり、氣と道とは形無し、故に一奇を畫して陽に象り、一偶を畫して陰に象どれり、奇は一連し、偶は、兩斷す、奇の實完なるは、陽の有餘を象り、偶の虛闕なるは、陰の不足を象れるなり、これ有形の畫を以て、無形の義を象どれるなり、是に於てか、氣にして道、道にして氣、形にして理、理にして形、氣形道理、錯綜融會すべし、而後に卦立べく、象觀るべし、於乎、奇偶の妙用廣く大なる哉、故にこれを、八卦を釋するの首に掲ぐ、

それ天は積氣の象たれば、天道に就ては、陰陽と稱し、地は積質の形たれば、地道に即ては、柔剛と號し、人は天地の中を得て、冠天、履地して立てる者、氣質互有たる故に、人道にては、仁義と曰ひ、物體にては、男女と呼び、易道にては奇偶と謂ふ、これ名目稱呼の典故たり、然れども究竟は、陰陽とも、柔剛とも、男女

傳して漢の田何に至るまでは、書と道とを、唯授一人の傳とせしことにて、孔夫子の十翼は、唯天下に一本のみの者なり、其一徵を擧ぐれば、杜預が左傳の後序に、「晉の太康元年に汲郡汲縣にて舊塚を發して、古書を得たる者有り、皆簡編科斗の文字にして、其中に周易上下篇有り、今と正に同じ、別に陰陽説有り、而して彖象文言係辭無しと、其紀年篇は、夏殷周より起て、晉國を記し、晉國滅て、獨り魏の事を記し、下魏の哀王の二十年に至る、紀年皆夏正建寅の月を用て歲首とせり、又孔夫子沒後、百八十一歲に當ると云へり、」これ孔夫子の沒後二百年に垂たる頃までは、十翼の附したる易經は各國には無かりしことを觀つべし、且つ夫子沒後二百年許りまでは、天下皆科斗文たりしことも亦知るべきなり、さて孔夫子は魯人なれば、周公相承の説卦なる者を得玉ひて、尚これを研究琢磨して、討論潤色あらさせられて、これを十翼中に收め置き玉ひて、萬古卜筮の模範準則と爲し玉ひつるに、惜いかな今通行する所の説卦なる者は、脱漏殘闕の半本にして、周孔二大聖の手澤の跡は、什佰に一二をも存在せざるの者なり、其徵は、經文中に、文周孔三大聖の取用ひ玉ひつる象どもの、今の説卦に脱漏せることと、什が七八に餘れるを觀て、察すべし、漢以後通用の易經説卦に載する所の八卦の象、僅に一百二十有九を存せり、今此詳解に、經に徵し傳に據て、稽攷して前後補ひ得る所、凡そ一千一百に向たり、是殆ど十倍に至れり、夫經文に用ひ玉へる象は些少にして限有り、天下の事は、無量なり、故に卜筮に用る所の象、亦無量なり、さらば説卦に收むる所千萬にして、經傳に用ふる所什佰にして、而後、事理穩當と云べし、然るに經傳に千萬にして、説卦に什佰なるを以て、説卦の大脱漏の殘闕半本なることを徵しつべきなり、しかのみならず、隨の經籍志に、秦書を焚く、周易獨り卜筮を以て存することを得、惟説卦三篇を失ふ、後河內の女子これを得ると云、今通本の説卦なる者、豈三篇を失ふと云如きの、多篇なる者ならんや、いづれ漢初の頃に、散亂失脱せしことぞ意はるゝなり、嗚呼、萬古遺憾痛恨の極、これに尚ふることなき者たり、然るに其些徵に遺りつる説卦の象の義をだに、二千年來、孰一人の註解し得る者有ること靡きは、義文周孔四大聖人相承の、卦爻象圖の大道廢して、文字義

すべて卦と象とを混雜するが如きの文盲なる人は、決して莫きことなり、さるを後世にては、此韓氏が見しは、上下經の象辭なりと云、或は大象のみのことなりなど云も有り、殆んど捧腹噴飯せしむ、蓋し晋の韓起が魯に使せしは、周の景王の五年、魯の昭公の二年にして、孔夫子の卒は、周の敬王の四十一年、魯の哀公の十六年に在り、夫子の易の十翼の成れるや、晩年に在り、いづれにも韓起が聘使の年よりは、五六十年を後れたるなり、これを如何して、韓宣子が夫子の小象にても、大象にても閲ることを得べけんや、亦思はざるの甚しき者なり、さて其說卦と云ふ者も、全く周公の創草に出たるにても無く、其本原は上古庖皇の聖作にして、畫卦共に成りぬる者なり、若此象法無くば、卜筮すること絕して能はざることなればなり、それ易を作して象法を示さゞるは、猶易を作らざるが如し、起初には口口相傳へ、書契有てよりは、其時文を以て展轉謄寫し、周初まで傳へ來りしを、周公多才制作の大聖筆にて、增刪折中あらせられて、他國には汎く流布せず、特り魯國にのみ在りて、大史は卜筮の官なるを以て、世世これを祕し傳へたりしを、韓宣子の見つるなるべし、各國にも大史の官は有れども、此周公手澤の說卦なる者は、見ざりしと云ことは、左傳の卜筮十三卦有り、其占斷の靈妙なる殆んど神に逼るの位に至る者少しとせず、されども、其象を使用ことの不自由なるを視れば、他國へは流布せざることと明白たるなり、本より孔夫子の十翼なる者は、聖人親筆の一編のみにして、決して外に副本さへ莫かりしことなり、孔夫子易を魯の商瞿子木に授け玉ふと云、これ易の道と、親筆の書とを、倶に授け玉ふなり、商瞿これを魯の橋庇子庸に授く、これ道と書と共に授けしなり、巳下田何、子莊に至るまで皆同じ、子庸これを江東の馯臂子弓に授く、子弓これを燕の周醜子家に授く、子家これを東武の孫虞子乘に授く、子乘これを齊の田何子莊に授く、田何は、秦漢の間の人にして、漢興てより、田何齊を去て、杜陵に徙りて易を東武の王同子中、及び洛陽の周王孫、梁人丁寬、齊の服生等數人に授けぬ、これより易學數門に分派ぬるなり、顧ふに前後に當つて、種々篇目の名も追加し、字體も數變革せしこと故に、時文に變改して謄字し、錯脫譌誤も出來りつるなり、是を以て、孔夫子より六

説卦

首言

孔夫子曰、易者、象也、又曰、易有四象、所以示也、又曰、聖人立象以盡意、設卦以盡情僞と、それ卦とは、易の體也、象とは、易の用たり、是故に易にして卦無くば、これを易と云べからず、卦にして象無くば、これを卦と云べからず、是以、卦象の體用たること、明々昭々として、言を須たざる者なり、凡そ經文中にて、卦を説かせられつる者は、文王の彖辭、乾、元亨、利貞、坤、元亨、利牝馬之貞、と云へるの類これなり、其象の義を釋し玉へる者は、孔夫子の彖傳、大哉乾元、萬物資始、至哉坤元、萬物資生、乃順承天、と云へるの類、これなり、又六爻の時の義を、説き敎へさせ玉ひつる者は、周公の爻辭、初九、潜龍勿用、初六、履霜堅冰至、と云へるの類、之なり、其爻辭の義を釋し玉へる者は、孔夫子の爻傳、潜龍勿用、陽在下也、初六履霜、陰始凝也、と云へるの類、これなり、又二卦の對體の象を以て、汎く君子への敎戒を垂示し玉へる者は、孔夫子の大象、天行乾、君子自彊不息、地勢坤、君子以厚德載物、と云へるの類、これなり、又象を説かせ玉へる者は、今の説卦に乾爲天、爲馬、坤爲地、爲牛と云へるの類、これなり、さて此象を説かせらるる篇の名を、説卦と謬り呼ぶことは、漢人の愚盲に出づるなり、蓋此篇は説象とは命ずべくとも、説卦とは決して呼ぶべからざることなり、其故は、説卦とは、文王の彖辭のことなればなり、それ名は實の賓にして、名敎とは、聖門の標準たればなり、故に子路への答にも、必也正名乎と、夫子の宣ひつるなり、漢儒易學の粗鹵膚淺たること、此説卦説象の混錯せるにても察しつべし、それより後今日に至るまで、無數の先輩等、各皆依樣葫盧にして、敢て一人の隻眼を開き、名義をさへ正しくせる者有ることなし、これを以ても吾神易の道の埋沒頽敗せしことを徵しつべし、抑此謬稱の説卦なる者は、孔夫子の手澤を被ぶりしと雖、其藍本は、周公より出づるなり、晉の韓宣子が魯國に聘使して、大史氏の家にて、易象と魯の春秋とを見て、周の禮盡く魯に在りと言ひつること、左傳に見ゆ、其韓氏が易象と云ひつるは、即ち今の説卦のことなり、凡そ周の代の人は、易を知るも、知らざるも、

共に一圓に、讀み解けざることとなるべし、さらばこれをも異端と稱すべし、孔夫子の親記の親語を棄て、自家胸臆の妄見空論を主張せる輩は、いづれにも孔門聖道の亂賊たり、孔子曰、君子有三畏、畏天命、畏大人、畏聖人之言、小人不知天命而不畏也、狎大人、侮聖人之言、是に由て之を觀る時は、小人たるかな、且つ易有聖人之道四焉と、再び此句を擧て、發語の句に照應し、愈其事を實し證して、以て結局の體を成せり、

○按に上篇開卷の首章は、蓍筮の有形の神器を作れるのことより說き起して、無形の道義に論じ入らせ玉ひ、又此下篇の卒章にては、無形の道義より說き起して、蓍筮の有形の神器に說き至つて、以て一篇の結局を成し玉へり、これ蓍筮は神易經傳通篇體用の主腦たればなり、

(以上繫辭下篇下册)

く不動なり、不動なる故に能く感ず、感ずる故に能く天下の事の故に通ずることを得ることなり、感の字、最も卜筮の眼目たり、此章夫易より寂然不動までは、これ易の體を説けり、感じてより以下は、これ易の用を演べたり、これ亦深く卜筮の神妙を讃嘆稱述し玉へるなり、

○按に此章の夫易の二字は、蓍卦と卜筮者とを兼て指せるなり、尙深重の義は、口訣を期つべし、

夫易、聖人之所以極深、而研幾也、唯深也、故能通天下之志、唯幾也、故能成天下之務、唯神也、故不疾而速、不行而至、易有聖人之道四焉者、此之謂也、

【音】夫、音扶、幾、平聲、務、亡遇切、事務也、以力勉强也、

【訂】通本、易有聖人之道四焉一段、錯在上篇中、今正、

【釋】それ此神易の道や、聖人これを以て、事の遠き深きを極め盡して、事の幾微をも、明らめ盡す所以の者たり、固より其道や、唯深きなり、故にこれを以て天下萬民の志趣を通ぜしむべし、唯幾なるなり、故にこれを以て天下萬民の事業をも成就せしむべきとなり、神なるなりと云は、此道の志を通ぜしめ、務めて成さしむることの、靈妙不測なるを稱し玉へるなり、其道は唯神なり、故に其用の行はるゝこと疾速を勉めずと雖、自然に迅疾なることなり、必ずしも奔走せずと雖、自然に至り詣らざる所莫し、眞に妙にして且つ神なり、と云つべきなり、それ斯に說き至つては、神易蓍筮卦爻の道の、廣大神妙なることと、聖人のこれを用ひ玉ふこととの、廣大神妙なることを、總べ併せて、これを鼓舞讃嘆し玉ふこと、至れり盡せり、以て尙ふること有ること莫しと稱し上つるべきことなり、然るにかの象を廢し、卜筮を棄てゝ、止理のみに拘泥けるの僻儒等は、孔夫子親寫の此篇、殊に此一段などは、奚にか讀み解きつることぞ、實には篇章句字

變一通一畫の成れることなり、其數を極むとは、六通十八變七十二營の筮法、悉く皆極め盡しぬと云の義なり、此章は奇々妙々の秘密の互錯文法たり、今これを平面に說く時には、

參伍以變、通其變、遂成天地之文、これ三變一通一畫文の成れるを云へるなり、

錯綜其數、極其數、遂定天下之象、これ六通十八變了り、六畫卦成て、象定まれるを云へり、

參伍分るの道と、錯綜合するの道と相對し、變と數と相對し、通と極と相對し、天地之文一畫と、天下之象六畫と相對し、成と、定と相對せり、故に此の如くに讀み得る時には、其義明々彰々たることなり、然るに聖人何ぞ此の如くに明白には記し置かせ玉はざるをぞと云に、先づ第一に此の如く平滿なるの文章有ること莫し、殊には吾神易の道は、陰陽を斡旋し、鬼神を掌握し、天機を窺ひ、天命を逆ふるの道たるを以て、苟も其人を獲るに非ずしては、輙すく妄りには傳へざるの深意在ますことなり、故に退藏於密と云、神而明之存其人と云、苟非其人、道不虛行と云、これ神慧に、才靈に、活眼を以て書を讀むの英勇を俟て、其道を傳へ玉はんと云の微旨深意を罩籠置かせ玉へる、先聖秘密の文法にして、これを互錯體と云、是を以て二千餘年來一人の讀み得し者有ること無きも、最宜なることとなりける、

此條も、上文に同じく、擧天下の至變を盡すに非れば、豈能く此の如きの神妙に至ることを得んやと、蓍卦の德と、庖皇の德とを雙べ擧て、讃歎し玉へることなり、

〔○無思無爲○寂然不動○天下之至神〕

夫易、无思也、无爲也、寂然不動、感而遂通天下之故、非天下之至神、其孰能與於此、

【音】夫、音扶、寂、前歷切、靜也、安也、故、事故也、所以然也、

【釋】それ妄思有ること無く、妄爲有ること無きが故に、心中寂然として動かざるなり、こゝを以て能く感ず、感じては遂に天下の事の故に通ず、これ即ち陰陽測られざるの至神なるに非ずしては、焉んぞ能く此の如きことを得べけんや、それ無思無爲なり、故によ

筮告」我、曰」利」建」侯、

これら皆命蓍なり、

我已に蓍に命すれば、蓍の我命を受けて、これに復告するに卦を以てすることの迅疾なる、譬へば、物を拍て、聲のこれに應ずるが如し、亦遠近幽深を論ずること莫く、遂に將來の事物の道理をも、覿面詳に知ることなり、これ擧天下の精粹の至りなる者に非ずしては、何ぞ克く是の如くなることを得んや、亦擧天下の精粹の至りなる人に非ずしては安んぞ能く此に與り知ることを得て、此道を萬古に傳ふことを得んやと、至大至深に卜筮の神妙なることを讃嘆して、亦以て至大至深に庖皐神聖の作易の神徳を讃歎し玉へることなり、下文も亦相同じ、

〔○參伍錯綜○天地之文○天下之象○天下之至變○變通極數〕 參伍以變、錯綜其數、通其變、遂成天地之文、極其數、遂定天下之象、非天下之至變、其孰能與於此、

【释】參とは、三なり、筮法、一を掛して以て三に象とれると云の三にして、乃ち三分三才の義也、伍とは五なり、筮法、三分三才の三の上に、歸扐兩奇策の二を加へて五とす、これ乃ち五歳再閏すと云の五を云へり、此奇策の奇と云は、奇妙奇變の奇と云ことにして、奇偶の奇に非ず、奇零の奇にも非ず、 先づ參と云、分つと云、共に變の始めにして、伍と云と、成すと云とは、化の終りなり、これ筮法一變中の變化始終なり、錯綜と云は、交錯の錯にして、これを合するの義を云、綜とは、總べ聚むるの義にして、分てる所の策を總べ聚めて、一に合することを云、其數とは、奇策と過揲の策とを指て云、參伍は、陽の道、錯綜は、陰の道、これ天地陰陽闔闢の義たり、通其變とは、三變一通の義を云、天地の文とは、奇にもあれ、偶にもあれ、一畫成れる所を文と云、極其數とは、即ち六通十八變七十二營成り畢つて、六畫全卦成就せるを云へるなり、故に天下の象を定むと云、數を極むと云、象を定むと云、其成功圓滿の義察しつべし、固より三變一通の一畫にては、これを象と云べからず、故にこれを天地の文と云へり、六畫全卦成るに至つては、天下の象、悉く皆備はらずと云こと莫し、故に天下の象を定むと云、其變に通ずとは、三

行也、必問焉、而以告言、其事其受命也如響、无有遠近幽深、遂知將來事物、非天下之至精、其孰能與於此、

【音】響、許兩切、應聲也、實而精者曰聲、朴而浮者曰響、響之附聲、猶影之著形也、與、音預、下同、

【釋】それ神易の四道の中にも、殊に勝れて卜筮の一道を至緊至重とす、故に此條より以下は、上文の意を承けて、其卜筮の神妙の靈德を、反復讚歎し玉へるなり、それ君子たらん者は、其將に動き爲し行ふこと有らんとする時には、必ず其吉凶進退を蓍筮に問ふことなり、これを問筮と云、

禮祭義曰、子言之、昔三代明王、皆事天地之神明、無非卜筮之用、不敢以其私褻事上帝、是以不犯日月、不違卜筮、卜筮不相襲也、大事有時日、小事無時日、有筮、外事用剛日、內事用柔日、不違龜筮、剛日とは、甲丙戊庚壬、これなり、柔日とは乙丁己辛癸これなり、

又曰、昔者聖人建陰陽天地之情、立以爲易、易抱龜南面、天子卷冕北面、雖有明知之心、必進斷其志焉、示不敢專、以尊天也、

而以言とは、凡そ己が問はんと欲する處の事を取て、これを蓍に詳に言ひ付くることなり、これを命蓍と云、

書大禹謨曰、帝曰、禹、官占、惟先蔽志、昆命于元龜、

金縢曰、今我卽命于元龜、

禮曲禮曰、凡卜筮日、旬之外曰遠某日、旬之內、曰近某日、

儀禮士冠禮、筮人執筴、抽上韇、兼執之、進受命於主人、

又士昏禮問名曰、某旣受命、將加諸卜、敢請、女爲誰氏、

又士喪禮、筮者東面、抽上韇、兼執之、南面受命、命曰、哀子某、爲其父某甫筮宅、度茲幽宅兆基、無有後艱、

左傳、昭七年、孔成子以周易筮之、曰、元尙亨衞國、主其社稷、遇屯、又曰、余尙立縶、尙克嘉之、遇屯之比、

國語、公子親筮之曰、尙有晉國、得貞屯悔豫、皆八也、云云、司空季子曰、吉、云云、我命筮、曰尙有晉國、

不レ犯二日月一、不レ違二卜筮一と云の類、これなり、又占と云ことは、龜にても、箸にても、卜筮して其卦兆を得て、其天命の吉凶進退の義を裁斷して、これを告げ陳ぶるを占と云、故に其字、卜に從ひ、口に從へり、これ卜筮して口を以て天命を告げ知らすの義たり、故に洪範に、時人を立て、卜筮を作す、三人占すれば、則ち二人の言に從ふと云、これなり、これ卜筮して卦兆を得れば、これを三人に斷判せしめて、其二人の言に從ふと云の義たり、固より卜筮は大疑を決し、大惑を明らめしむるの道にして、これを以て將來を知り、天命に從ふことは、一に其占斷に在ることたり、故に其占を尙ぶと宣へり、これを尙占法と云、

○按に漢以後先輩の易を論ずるや、諸說紛々として、統緒有ること無し、或は經義を主とし尊んで、卜筮考占を卑んじ去る有り、又は、卜筮考占を主張して、經義に疎略なるも有り、又は象爻の辭を、徑ちに繇文なりと誤解へて、强に卜筮の判斷辭とするもあり、又は象の隱微、數の毫忽を窮め盡すは、術家の尙ぶ處にして、儒者の務むる處には非ずと云も有りて、概括て論ずる時は、皆藏掐の飾詞みにして、其實は經義も正面には讀み得ず、卜筮は絕して知らざるに由る處の、風を捕へ水に畫くの夢說たり、其證據は、孔夫子の親寫の此條に、明文の在る有り、曰辭を尙ぶ、曰變を尙ぶ、曰象を尙ぶ、曰占を尙ぶと云、明々章々と割析して、易に四道有りと云ことを反復丁寧に揭示し告諭し置き玉へり、其中に就ても其至て重きことは、尙占卜筮の一道に歸せり、其故に此條より以下結末文に至るまで、獨り卜筮尙占の大事要道のみを主說して、無比絕倫の讚嘆の辭を係け玉ふことを閱て、孔聖人の深意微旨在す處を察しつべし、然るに先輩等何ぞ此篇を熟讀せずして、强て臆造杜撰の妄說を立ることぞや、不審きこと也、固より易は天地をも包括し、造化をも祐贊するの道たるを以て、物として事として理として道として、此神易の範圍の中に資るべからざると云こと莫し、故に吾門常套の語に秦漢以後の學士、一人として易を讀得たる者有ること莫しと云も、實に過激の言には非ざるなり、

〔〇〇知來物 〇〇至精〕是以君子將レ有レ爲也、將レ有

否、衆散爲弱、川壅爲澤、有律以如己也、故曰、律否臧、且律竭也、盈而竭、夭且不整、所以凶也、不行之謂臨、有師而不從、臨孰甚焉、此之謂也、果遇必敗、彘子尸之、雖免而歸、必有大咎、又襄公二十八年、鄭伯使游吉如楚、及漢、楚人還之、子大叔歸、復命、告子展曰、楚子將死矣、不修其政德、而貪昧於諸侯、以逞其願、欲久得乎、周易有之、在復之頤、曰迷復凶、其楚子之謂乎、欲復其願、而棄其本、復歸無所、是謂迷復、能無凶乎、君其往也、送葬而歸、以快楚心、楚不幾十年、未能恤諸侯也、吾乃體吾民矣と云、これらの類を云ふ、これを尙變法と云、

〔○尙象法〕以制器者、尙其象、

【釋】卦の象を觀て以て器を制作せしことなり、假令ば、此篇中の離の象を觀て網罟を制し、益の象を觀て耒耜を制する等の、十三卦の如きこれなり、これ吾門用ふる處の畫象これなり、これを尙象例と云、

〔○尙占法〕以卜筮者、尙其占、

【釋】先づ卜と云ことは、龜の甲を灼て吉凶を知るの道の名にして、これも庖皇の聖作たり、卜と云字は、即ち龜の甲の灼れて、其兆の縱横に象どれるなり、周禮大卜の注には、龜に問に卜と云、曲禮には、龜に卜とし、筴に筮とすと云、玉藻に卜人定龜、史定墨、君定體と云、これらは皆龜卜の卜にして、蓍筮と對頭せるの文たり、又蓍にても、龜にても、これを以て吉凶を分ち、疑惑を決するを以て、汎く卜と云ひたることも有り、周禮に大卜の官、三易を掌るとも有り、禮の祭義に、昔者聖人建陰陽天地之情、立以爲易、易抱龜南面すとも有り、又周の代には天子より各國の諸侯に、皆大史の官有て、これ蓍筮も龜卜も共に掌れり、故に各國の史官大卒卜を以て氏とせり、魯の卜楚邱、晉の卜偃、秦の卜徒久が類これなり、是を以て卜と云は、蓍にても龜にても、吉凶を問ふ處の通義たる事知るべし、故に今斯に卜筮とあるは、これ熟字成語にして、其實は蓍筮のことのみを說かせ玉へることなりと會得すべし、筮とは、蓍を揲へて、卦を得るの作用の名なり、書の大禹謨に、龜筮協從と云、洪範に擇立卜筮人、乃命卜筮と云、君、奭に、若卜筮罔不是孚と云、詩の衛風に、原卜原筮と云、小雅に、卜筮偕止と云、禮の曲禮に、卜筮不相襲と云、坊記に、是以

易曰、莫益之、或撃之、立心勿恒、凶、

【釈】これは益の卦の上九の辭なり、凡そ天下の道、仁に非ざる時には、必ず不仁なり、善に非ざれば、必ず不善なり、吉に非ざれば、必ず凶なる者たり、助け與せざれば、必ず傷ひ害す、其中間に在ると云の道理有ること無し、其勢ひ然らしむる者なり、孟子の、道二つ、仁と不仁と已と云へるも、これなり、

以上は十八爻の釈了れり、

〔○易之四道〕易有聖人之道四焉、

【釈】これ經義も蓍筮も、總べ括つての說法たり、

〔○尚辭法〕以言者、尚其辭、

【音】尚、音上、貴也、重也、下同、

【釈】先づ言と云は、道義を說き演て、德言を立て以て、萬古の規則とするのことを云、辭とは、周易の經文、文王周公の彖爻の辭を云、こゝにては、其辭の象義を取て以て、人を訓導びくの義を云へり、假令へば、此篇中の九德の卦の解釋、十八爻の說敎、又は論語の南人有言曰、人而無恒、不可以作巫醫、善夫、不恒其德、或承之羞、不占而已矣と云へるの類、これなり、これを尚辭法と云、

〔○尚變法〕以動者、尚其變、

【釈】動くとは、事に當つて爲ること有るを云、それ將に動き爲さんとする者は、其爻の變動の辭の義に效ふて、時の宜しきに從はんことを要む、故に變を尚とぶと云へり、其證例を徵せば、春秋宣公六年、左氏傳、鄭公子曼滿、與王子伯廖語、欲爲卿、伯廖告人曰、無德而貪、在周易豐之離〔上六豐其屋、蔀其家、闚其戶、闃其无人、三歲不覿、凶〕弗過之矣、間一歲鄭人殺之、又宣公十二年、夏、六月、晉師救鄭、及河、聞鄭既及楚平、桓子欲還、云云、彘子曰、不可、晉所以霸、師武臣力也、今失諸侯、不可謂力、有敵而不從、不可謂武、由我失霸、不如死、且、成師以出、聞敵強而退、非夫也、命爲軍帥、卒以非夫、唯群子能、我弗爲也、以中軍佐濟、知莊子曰、此師殆哉、周易有之、在師之臨、曰、師出以律、否臧凶、執事順成爲臧、逆爲

【釋】顏氏の子とは、即ち顏回子淵のことなり、庶幾とは、道を得るに庶幾となり、乎とは、咏歎稱美の辭也、それ人聖人の地に至るに非ざるよりは、過ち無きことを免れざる者たり、然れども常人は、過ち有つても、これを知ること能はず、又適々知ると雖、改むるに吝しき者たり、唯り賢者は、能くこれを知り、能くこれを改むることを爲す、それ不善有て能く知ること有るは、これを知ることの明らかなる者とす、又これを知て、復び行なはざる者は、これ行ひの篤き者と謂ふべし、已に知ること明らかに、行ふこと篤きは、知行兼備にして、得道の位と云なり、

易曰、不遠復、无祇悔、元吉、

【釋】これ地雷復の初九の爻の辭なり、不遠とは、これ過ちの淺く、迷ひの近き者なり、これ即ち改むることの迅速なる者にして、道に遠く離れざるが故に、悔に至ること有ることなし、これ元吉たる所以の者たり、

○君子安其身、而後動、易其心、而後語、定其交、而後求、君子修此三者、故全也、危以動、則民不輔也、懼以語、則民不應也、无交而求、則民不與也、莫之與、則傷之者至矣、

【音】易、去聲、平易也、語、去聲、告之也、

【訂】通本、不輔、譌作不與、據郭本改正、

【釋】先づこれを己に有して、而後これを人に求む、これ君子の行義たり、今此安身、易心、定交の三つの者、よくこれを修め得るを以て、德に於て虧くること有ること無く、事に於て全きことを得るとなり、これに反する者は、必ず己を恕することには輕く、人を責むることには、必ず重き者たり、これ民の輔けず、應せず、與せざる所以なり、それ啻輔けず、應せず、與せざるのみならん、亦從ふて己を傷害する者至ること必せるなり、

○按にこれは朋友の交接より、以て汎く世間の應酬に至るの道を說き曉し玉へるなり、

ことは、亦徒に李斯が臨刑の嘆のみ、抑亦晩し、

易曰、何校滅耳、凶、

【音】何、上聲、荷同、擔負也、

【釋】これは噬嗑の上九の辭なり、何とは、荷ふと云ことなり、校とは、首械なり、滅耳とは、耳きらるゝの刑なり、これは刑の重きに取れるなり、

○危者、安其位者也、亡者、保其存者也、亂者、有其治者也、是故君子安而不忘危、存而不忘亡、治而不忘亂、是以身安而國家可保也、

【音】治、去聲、

【釋】危しと意ふ者とは、これ躬自ら常に危しと省りみ察して、警め慮かる者を云、亡びんと意ふ者とは、亂れんと意ふ者と、亦皆同じき義なり、それ危ふきことを思ふて、常に恐れ省りみ戒しめ愼む者は、これよく其位を安んずるの道たり、又亡びんこと、亂れんことをば、省りみ慮つて、平生に警愼せん者は、亦其存と治とを保ち有つの道たるとなり、是故に君子其安き時に當りて、能く危きことの至らんと云ことを、忘れざるべしとなり、存も治も亦然り、故に能く此道を行ふ者は、身常に安く、國家永く保ちつべしとなり、これ危愼警戒の大功驗たり、

易曰、其亡其亡、繫于苞桑、

【音】繫、去聲、

【釋】これは否の九五の爻の辭なり、苞桑とは、細幹の木なり、其危からんこと、亡びんこと、亂れんことを思ひ懼るゝこと、假令へば幾千斤の重き物を、苞桑の細き條に繫げるが如くに、常に念ひ省みることは、これ戰兢愼戒の至りを說けることなりと云の義なり、

○顏氏之子、其殆庶幾乎、有不善、未嘗不知、知之、未嘗復行也、

【音】殆、徒亥切、將也、幾也、幾、平聲、之末之未。不同、復、去聲、再也、

は、血氣有る者の總帥にして、牝牡雌雄の類を、皆統括れるの謂なり、構とは、合の義にして、男女は、形ちを以て相交り感ず、亦萬物を化生す、これはこれ形化の義を說き玉へるなり、

それ氣化と云、形化と云、共に皆獨陰生せず、獨陽成らざるが故に、陰陽、剛柔、奇偶、男女、牝牡、雌雄、共に皆相得て萬物を無窮に生生するとなり、

易曰、三人行、則損一人、一人行、則得其友、言致一也、

【釋】易とは、山澤損の六三の爻の辭なり、損の卦は、本地天泰の交代生卦にして、泰の九三の一陽剛升り往て、上爻に居つて、二陰爻の友を得るの象たり、故に天地男女、陰陽相交りて、萬物を生ずるに取り、致一とは、相得て一たるのことにして、上の絪縕構精の釋たり、

○善不積、不足以成名、惡不積、不足以滅身、小人以小善爲无益、而弗爲也、以小惡爲无傷、而弗去也、故惡積、而不可掩、罪大、而不可解、

【音】去、上聲、徹也、除也、　惡積之積、子智切、去音眥、儲畜也、掩、音掩、隱翳也、解、去聲、解之也、

【釋】それ一小善、一小惡は、共にいまだ名を成し、身を滅すには足らざる者なり、然れども漸くこれを積て其大を成す者たり、固より小人は翅利のみこれ思ひ、これ計ることとなるを以て、一善も即時眼前の利益無きを見て、敢てこれを爲さず、又一惡も當前覿面の災害有ること無きが如く意ふて、肯てこれを止めざるの者たり、これ滔々たる天下の常套にして、こゝに聖人の能く小人の情態を視徹し玉ふこと、實に其肺肝を視るが如きことを知るべし、是を以て小人には、其善と云者は、秋の兎毫の尖ほども有ること無く、其惡は積み上げ貯へて、復掩ふべからざるに至ることなり、故に其罪も亦其惡に從ふて、解釋し贖ふべからざるに至ることなり、今此時に至つて、これを悔まん

て再び其知幾乎と、稱歎して愈幾を知ることの功德を嘆美し玉へるなり、其幾と云は、萠芽機發の義にして、事物將に動かんとして、猶いまだ微なる者、將に吉たらんとし、凶たらんとして、才に端緒の萠す所の者たり、これ幾の字の釋たり、それ君子は固より幾に明らかなるべきの者たり、故に吉凶禍福、成敗利害の幾を見て、迅速に去就進退す、日を終ることをも竢たずとなり、日を終るとは、一日を終ることなり、

易曰、介于石、不終日、貞吉、「苟」介如石焉、寧用終日、「一其義」斷可「記」識矣、君子知微知彰、知柔知剛、萬夫之望、

【釋】先づ此易の語は、雷地豫の九二の爻の辭たり、介とは、介節の義にして、堅確の意なり、九二は、今豫樂すべきの時に當つて、其樂みと云者の、極むべからざることを知つて、速にこれを改む、これ能く幾を知る者と云べし、故に又從ふてこれを釋解て曰く、それ節介の堅固なること、石の如しと云、已に是の如きの人にして、其幾を見ること緩慢遲延にして、日を終へても改めざると云の者あるべけんや、これ必ず迅やかに改め行ふこと、斷然として預じめに記識おくべきとなり、君子は固より幾微に明察たり、況んや其彰はれたる者に於てをや、且つ柔の道をも知り、剛の道をも知れる者たれば、事に於て泥滯固執せず、唯時に維れ中せり、これ天下萬民の仰ぎ望んで準則とする所以にして、これ君子の任なり、職なり、當然なり、蓋し其本は介于石の三字に在ることなり、口傳、

○天地絪縕、萬物化醇、男女構精、萬物化生、

【音】絪、音因、縕、音温、絪縕、陰陽二氣胎合之象、醇、音純、厚酒也、亦純精重厚之意、構、音遘、合也、

【釋】それ天固より獨り物を生ずること能はず、地も亦固より獨り物を生ずること能はず、天地陰陽の二氣、相交り感ずるを以て、萬物を化醇するとなり、化醇とは、化し生ずることの純精にして、厚篤なるの義を云、これはこれ氣化の義を說き玉へるなり、男女と

文言重衍、今删正、
【釋】これ噬嗑の卦の初九の辭にして、足に械を加へ刖刑を用ふるなり、これ刑の輕き者にして、乃ち小懲の義に取れり、此條より以下は、教誨を先づして、其徵に易の爻辭を結末に引き玉へる例なり、

○德薄而位尊、知小而謀大、力小而任重、鮮不及矣、

【音】知、去聲、音智、任、去聲、所負任也、重、上聲、鮮、上聲、少也、

易曰、鼎折足、覆公餗、其刑剭、凶、言不勝其任也、

【釋】これ鼎の九四の爻の辭なり、餗とは、鼎實を云、これは九四の宰相の其德薄くして、位は尊く、知は小にして謀は大に、力は小にして、其任は重きが故に、終に公事國政を顚覆すること、鼎の餗を覆へせしに似たり、故に其責め躬に及んで、其刑剭たるとなり、剭とは、刑戮の狀を云、これ九四鼎臣の其任に堪ざるを云なり、

【訂】通本には、刑剭を誤つて、形渥に作る、蓋し同音同字の似たるに由て誤る、今古本に據て、正す、

○知幾其神乎、君子上交不諂、下交不瀆、其知幾乎、幾者、動之微、吉凶之先見者也、君子見幾而作、不俟終日、

【音】諂、丑琰切、諂同、佞諛也、與諂別、幾、音機、危微也、瀆、(校者云、瀆原本作黷)徒谷切、慢易也、俗作瀆非、先見之見、去聲、俟、音士、待也、

【釋】知幾其神乎とは、これ先づ幾を知ることの至つて難く、神なる者に非ずしては、能はざることを謂て、強く幾を知ることの功德を稱讚して、以て起首冒頭格を立て玉へり、固より君子は、上に事へ交はるに佞諛なること有ること無く、能く禮を以てし、下に交はるに慢易なること有ること無く、能く敬を以てするの者たり、蓋し佞諛と云も慢易と云も、共に災害の由て生ずるの處なることを知れるが故なり、是を以

階梯と爲さざること鮮し、階とは、端を開き、隙を釁り、媒を爲すの謂なり、是故に人君其言を愼密にし玉はざる時には、必ず其臣を失ふとなり、臣を失ふとは、猶位を失ひ、國亡ぶと云が如し、又人臣其言を愼密にせざる時には、忽ち其身を失ふに至るとなり、其失ふ處に大小有ることは、これ君臣上下威福の分限然ればなり、それ幾微の事、愼密ならざる時は、則ち殆んど成就せる所の事業も、必ず忽ち反覆敗亡すべし、君子その此の如きを恐れて、其始めに愼み、終りにも愼しんで、敢て妄りに言を出さゞること也、戸庭をも出さゞるは、これ愼密の至りにして、以て咎無きとする所なり、さてこゝに引ける處の爻の辭の義は、其身戸庭をも妄りに出ざるの義にして、出の本音入聲なり、又此條の文義にては、君子其言を妄りに戸庭をも出さゞるの義にして、出の字、去聲、轉音なり、これも亦斷章取義の一例たり、又頤の大象に、君子愼言語、節飲食と云、凡そ人の輕忽にし易き所の者は、言語に在り、故に單に言語に就て愼戒を設け玉へるなり、それ言語の愼戒すら猶此の如きなり、况んや行事の愼戒に於てをや、豈言を待たんや、以上は、易の語をば首に引き玉へるの例なり、以下は、易の語をば結尾に引き玉へるの例とするなり、

○小人不恥不仁、不畏不義、不見利不勸、不威不懲、小懲而大誡、此小人之福也、

【音】勸、音劵、奬勉也、懲、音澄、忿也、誡、音介、警敕之辭曰誡、

【釋】それ小人たる者は、不仁不義のことを行ふをも、敢て恥ともせず、畏しとも意はず、一に唯利欲にのみ從ふ者なり、故に利有ることを見るに非ざれば、勸まざるなり、固より道義は知らず、恥と云ことをも知らざる者故に、これを威すに非ざれば懲忿ざる者たり、是故に小人を待せんの道は、少しく懲して恐れしめ、而して大に誡しめ敎ふるに在り、これ君子の仁術にして、小人の福ひなるとなり、

易曰、履校滅趾、无咎、此之謂也、

【訂】通本、此條後衍亢龍有悔一章、二十七字、蓋自乾

なること金鐵をも斷割くべしとなり、これ極めて心を同くするの利なることを云へり、故に且つ從ふて亦これを讃歎して、心を同くする者の言論は、其香臭芝蘭の馨しきが如しとなり、これ極めて同心の美を說き玉ふなり、

○勞謙君子、有終吉、

【釋】これ地山謙の九三の爻の辭なり、

勞而不伐、有功而不德、厚之至也、語以其功下人者也、德言盛、禮言恭、謙也者、致恭、以存其位者也、

【釋】それ人勞有るに伐ること無く、功有るに德とせざることは、これ德の至て厚きに非ずしては、如何ぞ能く此の如くなることを得べけんや、凡そ此の如きの人は、何を爲してか終り無からんや、何を云ふてか不吉なること有るべけんや、さて語以其功下人者也とは、これ總釋の辭にして、下の字を以て、謙の義を釋せるなり、以下の文は、謙の功德を讃述て、其餘意を說き盡し玉へるなり、德には謙を以てする時には、これ盛德と云、禮には謙を以てする時には、これを恭禮と云、此故に盛德を成し、恭禮を致して、これを以て其位を保存する者は、則ち謙の德なりと云の讃歎敎誨たり、

○不出戸庭、无咎、

【釋】これは水澤節の初九の爻の辭なり、これも單に不出の二字の義を、取り玉へるなり、

亂之所生也、則言語以爲階、君不密、則失臣、臣不密、則失身、幾事不密、則害成、是以君子愼密而不出也、

【音】階、音皆、階梯也、密、音蜜、靜深隱祕之意、幾事、利害緊要之事、成、音城、就也、凡功卒業就、謂之成、不出之出、去聲、出之也、

【釋】凡そ亂の由つて生ずる所の者は、言語を以て其

き玉へるなり、以下は、言の字より其對頭の行の字を引き出して、言行の二道に繫けて、汎く君子の名敎を主說し玉へるなり、それ言行は固より車の兩輪の如く、鳥の兩翼の如くにして、偏倚すべからざるの道たればなり、これを德言德行の說法と云、それ人君の言ふ所、行ひ玉ふ所、九重深邃の宮內にて、身の邇きに於てし玉ふと雖、其發行することは、忽ち遠きに見はれ、萬民に加はる、これ極めて繫る所の遠大なる者にして、君子の言行は、忽ち榮辱を爲すの樞機たるとなり、動くを制するを樞と云、發するを主どるを機と云、樞にても機にても、其發する所が直ちに、榮を爲し辱を爲すとなり、是故に人君の言行善なる時には、天下の民其仁澤を被ぶり、天地もこれが爲に感動して祥瑞を見はすことなり、又不善なれば、これに反すること勿論たり、それ天地すらこれが爲に感動す、これ豈愼まざるべけんや、

○同人、先號咷、而後笑、

【釋】これは同人の卦の、九五の爻の辭なり、然れども、こゝにては、單人と同じくするとの義のみを取れるなり、さらば卦名のみを取り用ふるの意たるに、獨り九五の爻の辭を引かれたる者は、九五は、六二成卦の主爻の正應にして、人と同じくする所の主爻たればなり、

君子之道、或出或處、或默或語、二人同心、其利斷金、同心之言、其臭如蘭、」

【音】利、銳利也、斷、上聲、割斷之也、臭、尺救切、香臭也、凡氣之通於鼻者、謂之臭、蘭、香草也、

【釋】出と云は、君子の時を得て出て仕官るの義なり、處と云は、未だ遇せずして、仕官ること無く、家に居るの義なり、默とは、未だ其時其人を得ざるが故に、口を錯んで、道義を論說き講述ざるを云ふ、語とは、已に其時其人を得て、道義を論じ、德言を演ぶるを云、それ君子の世に立つや、出處語默、一に唯時の宜しきに隨ふことを貴ぶことなり、固より聖人と雖、人と同くするに非ざれば、事を爲し業を立つること能はず、故に二人心を同くして爲す所のことは、其利銳

みの實を物に載せて致すと云者にして、誠敬の至りなり、これ固より何の咎と云こと有らんとなり、それ其茅の物體は、才に野草たり、至て輕く薄きの微物たりと雖、而れども其用は鬼神を降す所以にして至て重きことなり、それ術を愼むこと此の如くにして、以て爲すこと有る時は、萬事に於ても、失ふ所無からんとなり、此章重きこと愼の一字に在り、

○鳴鶴在陰、其子和之、我有好爵、吾與爾靡之、

【音】和、去聲、唱和也、和應也、靡、音摩、相觀而善之謂摩、言相摩厲成德也、

【釋】これは風澤中孚の九二の爻の辭なり、

君子居其室、出其言、善、則千里之外應之、況其邇者乎、居其室、出其言、不善、則千里之外違之、況其邇者乎、言出乎身、加乎民、行發乎邇、見乎遠、言行、君子之樞機、樞機之發、榮辱之主也、言行、君子之所以動天地也、可不愼乎、

【音】出、去聲、音帥、出之也、行見、共去聲、樞、昌朱切、機、居衣切、制動、謂之樞、門戶轉軸也、主發謂之機、弩牙也、樞機、謂動止之肝要也、榮、發達之義、辱汚屈之義、

【釋】これは引ける所の中孚の爻の辭の中にて、單に親鶴の鳴て、其子鶴の和すると云の辭の義のみを取て、善言、不善言の應不の説法にして、絶して爻の辭の釋にては無きなり、これを斷章取義の文法と云、それ人君の宮室の奥邃きに居て、其言を出すや、善なる時には、千里の遠きと雖、之に應ず、何に况んや其邇き者知るべし、若し不善なる時には、千里の遠きと雖も、之に背き違ふ、其邇き者亦知りぬべし、以上は引ける所の中孚の爻の辭の中の、鳴と和するとの兩字に即て、言辭の道の關係する所の重大なるの義を説

獲之无不利、

【釋】これ雷水解の卦の、上六の爻の辭たり、

隼者、禽也、弓矢者、器也、射之者、人也、君子藏器於身、待時而動、何不利之有、動而不括、是以出而有獲、語成器而動者也、

【音】射、入聲、射之也、隼、鷙鳥也、藏、去聲、括、古活切、括結也、語、去聲、告言也、

【釋】君子有用の利器を身に藏め畜はへて、其用ふべきの時を待ち、事に臨んで、これを用ひば、何を爲すとしてか、不利ことか有らん、それ動て利しからざることと無きを以て、其事括結ること無し、是を以て出づれは則ち獲ることと有ることとなり、器とは、德行藝能を云、有獲とは、功有るを云、語成器而動者也とは、これ爻の辭をも、上文をも、併せて共に釋せるの辭なり、

○按に古者には、四十而仕と云、これ深き旨あることとなり、故に孔夫子の子路を非つて、彼人の子を賊ふと曰へるは、これが爲なり、

○易曰、藉用白茅、無咎、

【訂】通本、句首、易曰譌作初六、今刪正、

【釋】これ澤風大過の初六の爻の辭なり、茅は、茅席なり、白とは、其清潔の義を云、蓋し古者は祭祀に白茅を藉て酒を灌ぎて以て神を降せりとなり、

苟錯諸地、而可矣、藉之用茅、何咎之有、愼之至也、夫茅之爲物薄、而用可重也、愼此術也以往、其无所失矣、

【音】錯、置也、夫、音扶、重上聲、術、食律切、道也、徑也、亦心思之所由也、

【訂】通本、此以下四段、共錯在上繫中、今訂正、

【釋】それ神を降臨せしむるの道は、一に誠敬に在り、苟に誠敬なる時には、酒を地に灌ぐと雖、可なるなり、然れども地に藉に清潔の茅席を以てする者は、愼

ると云の位に至つては、これ即ち德の盛んに大なる者なりと云、最も此德と云字に變化靈通、神妙不測と云のこと皆含蓄たると云ことを領會しつべし、これ實に聰明容知の至位、能化の極處、至聖盛德の本地たるなり、凡そ天下の事は此に盡き、天下の道は此に極まり、天下の德は此に備はり畢んぬ、これ第三重の深く甚だ祕密の釋たり、

禮中庸、自誠明、謂之性、自明誠、謂之敎、誠則明矣、明則誠矣、唯天下至誠、爲能盡其性、則能盡其性、則能盡人之性、能盡人之性、則能盡物之性、能盡物之性則、可以贊天地之化育、可以贊天地之化育、則可以與天地參矣、

又唯天下至誠、爲能經綸天下之大經、立天下之大本、知天地之化育、夫焉有所倚、肫々其仁、淵々其淵、浩々其天、苟不固聰明聖知、達天德者、其孰能知之、

これらの文、以て此章三重義の旨をも發しつべきなり、

○易曰、困于石、據于蒺藜、入于其宮、不見其妻、凶、

【釋】これは澤水困の卦の六三の爻の辭たり、

非所困而困焉、名必辱、非所據而據焉、身必危、既辱且危、死期將至、妻其可得見耶、

【釋】石とは、堅剛の物にして、これ親しみ依るべからざるの喩へたり、蒺藜は茨、枳の類にして、其子三角稜あつて、よく人を刺すの物、これ艱難險危の譬へたり、これ困むべきの物に非ず、據り怙むべきの處に非ず、それ人困むべき處、據るべき所、共に其道其義に非ざる時は、徒に勞して功無きのみには非ず、必ず名は辱しめられ、身は危ふからんとす、それ人已に名辱しめられ、其身危くば、これ殆んど死するの期幾しとすべし、豈何の遑あつてか其妻を見ることを得んとなり、これ名は辱しめられ、身は危く、妻子は離散敗亡し、他事を顧るに暇無きを云へり、語意至つて緊急たりとす、

○易曰、公用射隼于高墉之上、

而利生焉、尺蠖之屈、以求信也、龍蛇之蟄、以存身也、精義入神、以致用也、利用安身、以崇德也、過此以往、未之或知也、窮神知化、德之盛也、

【音】歸、指趣也、殊、市朱切、殊別也、塗、途同、路途也、一致之致、意旨也、蠖、烏郭切、屈伸蟲也、蟄、直立切、伏藏也、

【釋】此章の首は、倒文にして、言ふ天下のこと何をか妄りに思ひ、何をか慮ぱからん、凡そ天下の事、百慮にして各路途を異にせるが如しと雖、其究竟する處の歸趣は、一致なり、一意旨なりとなり、これを倒粧文法と云、さて其天下の事の、妄りに思慮すべからざると云の證は、日月寒暑の大徵の在る有り、日月は相往來推動して、晝夜四時を生じ、寒暑は相往來推動して歲を成せり、こゝに見つべし、天下の こと、多端無量にして、妄想思慮して悉くに得べからず、唯至誠純一にして、感ずることを得べしとなり、これ一重の釋なり、さて上文に說ける處の往と云は、これ即ち事物の屈めるなり、來と云は、これ即ち事物の伸るなり、故に相屈信し、相往來するを以て、自然に相感じて、利なる者其中に生ずるとなり、それ尺蠖と云ひ、龍蛇と云、其屈し蟄する者は、乃ち其伸び騰んことを求むるが爲なり、人も亦然なり、道を學び藝に游び、これを精くして、其精力の至り、以て神に入るに至らしむることは、これを用ひて以て其用を天下に致さんとてなり、さて其用を利する時は、乃ち身を安んずるの道なり、これ即ち德を崇くするなり、これ第二重の釋なり、殊に此章は、前二句は、賓法也、後二句は、主法也、これ反復鄭重して、屈信往來の義を說き玉ふ、さて精義入神は、屈の方也、致用は、伸の方也、利用安身は、屈の意にして、崇德は、伸の義に當る也、

さて第三重めの過此以往、未之或知也と云は、これ上文の衆義を總べ擧て、凡そ天下のこと、屈信往來の外、更らに他の道有ること無きを云へるにして、これは是修行地の至熟處、所化位の極處を說けり、さて其神の功用の究極を盡し、化育の妙作の所以を知

也、安之以樂、而不達於順。猶食而不肥也、大臣法、小臣廉、官職相序君臣相正、國之肥也、天子以德爲車、以樂爲御、諸侯以禮相與、大夫以法相序、士以信相考、百姓以睦相守、天下之肥也、是謂大順、大順者、所以養生送死事鬼神之常也、故事大積而不苑、竝行而不繆、細行而不失、深而通、茂而有間、連而不相及也、動而不相害也、此順之至也、故明於順而後能守危也、故禮之不同也、不豐也、不殺也、所以持情而合危也、故聖王所以順也、山者不使居川、不使渚者居中原、而弗敝也、用水火金木飮食必時、合男女頒爵位必當年德、用民必順、故無水旱昆蟲之災、民無凶饑妖孽之疾、故天不愛其道、地不愛其寶、人不愛其情、故天降膏露、地出醴泉、山出器車、河出馬圖、鳳皇麒麟、皆在郊棷、龜龍在宮沼、其餘鳥獸之卵胎、皆可俯而闚也、則是無故、先王能修禮以達義、體信以達順故、此順之實也、

これらの文も亦此章の順の一端をも發明すべきこと也、已上の二條は、首に易の語を引き、又結尾に易の語を引て、文を總結し玉へる例なり、以下は單に首にのみ易語を引けるの例なり、

○易曰、憧々往來、朋從爾思、

【釋】これ咸の九四の辭なり、憧々は、思ひ念ふの往來して絶ざるの貌、それ心思憧々として往來し、思慮工夫上より咸を求めんずる者は、これ人情の必ず然る所以たり、然れども其心に思ふ所と、其思ひの知れる所のことだけの朋類のみは咸じ得るとも、以て天下無量無窮の故に、通ずる所の者には非ざると云の義たり、これ經文爻辭の義なり、以下は孔夫子の咸の本根の義を說きて神易の妙用を敎へ曉し玉へるなり、

天下何思何慮、天下同歸、而殊塗、一致而百慮、天下何思何慮、日往則月來、月往則日來、日月相推、而時生焉、寒往則暑來、暑往則寒來、寒暑相推、而歲成焉、往者屈也、來者信也、屈信相感、

れ此の如くなるは、人の助くる所にして、地の道たり、故に信を履むと云、又賢者を尚ぶことを以ひよと也、これ人道の至極たり、それ天の道に順ひて、能く時に違はず、地の道を履み行ふて、能く信誠を立て、且つ人道の盡すべきを盡して、賢を尚とび士に降つて、これを親しみ用ひて、以て己が徳を日新にす、是即ち天地人の祐け福する所にして、固より大善の吉たる也、何の利しからざると云ことがこれあらんや、

○按に順と云は、圓なり、寛裕なり、中なり、時なり、故にこれを寛大の道とす、又信と云は、方なり、急切也、正なり、義なり、故にこれを狭小の道とす、論語曰、子路曰、桓公殺公子糺、召忽死之、管仲不死、曰、未仁乎、子曰、桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也、如其仁、如其仁、子貢曰、管仲非仁者與、桓公殺公子糺、不能死、又相之、子曰、管仲相桓公、覇諸侯、一匡天下、民到于今、受其賜、微管仲、吾其被髮左衽矣、豈若匹夫匹婦之爲諒也、自經於溝瀆、而莫之知也、召忽のこれに死せるは、信の道に當らんか、管仲が桓公を相くるは、順の道に當らんか、伯夷叔齊が馬を叩いて諫めしは、信の道たらんか、武王の天下蒼生の倒懸を解き、塗炭を濟ひしは、順の道に當らんか、此章重きこと順の字に在り、故に履信思乎順の句、履信思順と對頭せずして、思順の間に一の乎の字を下して、順の字の著力處を強く見せ玉ふにて察しつべし、然りと雖、信を履み行ひ、順を思ふて時に違はず、又能く賢者を尚び用ひて、三才の道貫通し具足せる者は、獨り周の文王これに當れることなり、周の徳は至徳と云ふべしと宣ひつるは、主として文王の徳を宣まへるなるべし、此條の順の字至て大に至て重し、これを諸餘の經典に徴する時には、

禮禮運曰、人情者、聖王之田也、修禮以耕之、陳義以種之、講學以耨之、本仁以聚之、播樂以安之、故禮也者、義之實也、協諸義而協、則禮雖先生未之有、可以義起也、義者、藝之分、仁之節也、協於藝、講於仁、得之者强、仁者義之本也、順之體也、得之者尊、故治國不以禮、猶無耜而耕也、爲禮不本於義、猶耕而弗種也、爲義而不講之以學、猶種而弗耨也、講之以學、而不合之以仁、猶耨而弗穫也、合之以仁、而不安之以樂、猶穫而弗食

以上の二盜は、天下國家の、大體、君臣爵祿政敎の上に就て說けり、故に初めは奪はんと云、次は伐たんと云、一層一層より緊しきの文法たり、又其次の財寶と女色との二盜は、汎く人事上に就て說けり、慢藏の慢は、弛縱怠慢の意にして、だらしく、やりばなし、ぶしやう、と云の意を兼たり、藏とは、財を藏め納るゝの府庫なり、それ貨財を積み蓄はへて、其關鑰を放鬆にし、其守り禦ぎを弛縱せにする者は、これ即ち人にこれを盜み取れよと誨ふると同じと也、冶とは、艷媚なり、それ婦女の容貌粧飾を妖嬌艷冶せしめて、人の觀に衒はしむるは、これ人にこれを淫せよと誨へ誘かすなりと云の義なり、これは凡そ災害禍害の生じ起ること、佗より來るには非ず、皆人自ら取るなりと云の戒めなり、

○按に此慢藏冶容の句は、古言なるべし、孔夫子のこれを引て以て、其說法の證文と爲し玉へるなり、盜之招也とは、一の盜の字を以て上の二句は固より通篇の諸の盜は、皆我より手引して招き呼び引き入るゝ也と云の義を括り、上の財色の二盜は勿論、これを奪ひ、これを伐たんと云の、國家の大姦賊までを總括り、且つ引ける所の易の爻の辭までをも併せて總釋して結局し玉へり、

○易曰、自天祐之、吉无不利、

【釋】これ大有の上九の爻の辭なり、

祐者助也、天之所祐者、順也、人之所助者、信也、履信思乎順、又以尙賢也、是以自天祐之、吉无不利也、

【音】以、讀如用、尙、去聲、尙尊之也、

【訂】通本、此一章、錯在上篇中、今復正、

【釋】祐は、助也とは、これ釋字法にして、祐字の著力處を强く見はし玉へるなり、固より此章も亦爻の辭の釋には非ずして、單に祐の字の說法たり、それ天の時に順なるの道は、所謂勢ひなる者これなり、故に坤の大象に、地勢は坤と宣へり、これを名けて順の道と云、實にこれ天の助くる所たれば、即ち天の道たり、又信とは、誠なり、純一にして、詐僞無きの謂なり、そ

れ玉ふ一章の序引たり、固より此以下十八章は、爻の辭を引て以て君子への垂戒の立敎にして、これ決して爻の辭の解釋にては非ざること也、後進の士、必ず混錯すること勿るべし、

易曰、負且乘、致寇至、

【釋】これ雷水解の六三の爻の辭なり、

負也者、小人之事也、乘也者、君子之器也、小人而乘君子之器、盜思奪之矣、上慢下暴、盜思伐之矣、慢藏誨盜、冶容誨淫、易曰、負且乘、致寇至、盜之招也、

【音】負、音婦、荷擔也、奪、音脱、强取也、上慢之慢、莫晏切、怠也、倨也、慢藏之慢、去聲、弛縦之義、藏、去聲、伐、房越切、征伐也、按伐字、從人戈、戍字亦從人戈、蓋人坐臥、則爲戍守、人立行、則爲征伐也、冶、音野、妖冶也、銷也、艶美亦令人銷神流志、故美色曰冶、淫、音婬、男女不以禮交曰淫、

【訂】通本此一段錯在上篇中、今訂正、

【釋】負ふとは、背負たり、肩擔たりするのことにして、卑賤の者は、必ず、躬自ら荷ふたり、擔いたりすること、これ其當り然の任なり、業なり、又乘ると云ことは、車馬のことにして、車馬は、在位有德の君子の用ふる所の器にして、其在位の君子車馬に乘れば、必ず有德なるべきことなり、こゝに言ふ意は、荷ふたり擔いだりすべき所の不德の小人にして、有德君子の在るべき所の位と器とに乘り居るが故に、盜賊其不經非義、不相應なるに乘じて、これを奪はんと思ふとなり、これまでは、解の六三爻辭の通釋にして、以下は爻の辭に即て敎へを設け戒しめを垂れ玉へるなり、これ所謂尙辭の一例たり、

それ人の上たらせ玉はんの君、苟も治國安民の道義の上に、少しにても怠慢倦厭の心生ずるときには、忽ち必ず在下の諸有司、其機を窺ひ隙を考へて、必ず佞媚を事として、色と酒とを薦め、驕奢を主とせしめて、其中に立て貪と姦とを逞ましくす、これ本其君其任に堪玉はざればなり、故に盜其隙に乘じて、これを伐たんことを思ふとなり、

す、これ天地の大定理にして、自佗利益の道たり、

困、以寡怨、

【釋】それ困とは、自を省りみ、己を責むるの道たり、是を以て天をも怨みず、人をも尤めず、それ已に人を怨みず尤めざる時には、人も亦己を怨み尤むること絶して有ること無し、且つそれ人の怨み妬み、毀り、羨やみ、希望がるなど云ことは、皆富貴榮達の門にこそ群がり集まる者たり、今困窮の家に誰か遑暇あつて、これを怨みんや、これ怨み寡なきの所以たるなり、

井、以辨義、

【釋】それ君子の道たるや、受くるにも予ふるにも、固より大義の存することとなり、これを受予有義と云、固より井の卦たるや、これ物先づ己より出づるなり、故にこれ能く明らかに、其大義を辨せずばあるべからざることとなり、それ已に人に予ふるにすら、其義を辨へずばあるべからずと云、況んや己れ一人に受くること、これ其義に當らずば、一紙半錢も、一國一天下にても、妄りに受くべからざること勿論なり、故に義を辨ずべしと云、論語に富と貴きとは、これ人の欲する處なり、苟も其道を以て爲ざれば居らず、貧しきと賤しきとは、これ人の惡む所なり、苟も其道を以てせざれば去らずと云へるこれなり、義とは、道の條理たるなり、

巽、以行權、

【音】權、巨員切、權衡也、權時宜而制義也、

【釋】それ巽與柔順にして、時變に從ふと云は、これ即ち權の道を行ふなり、權と云は、經常の道に離れて、時中の道に合ふの謂にして、即ち變に應じて宜しきを制するの義たり、

以上は九德の卦の第三重釋了れり、

○作易者、其知盜乎、

【音】盜、音悼、凡陰私自利者、皆曰盜、次、即涎字、欲也、臨皿而涎、其義可會、俗書從次作盜譌、

【釋】此條に易と云は、亦書を指す、即ち今の周易彖爻辭文を指して云なり、盜を知れるかなとは、盜の由て起る所以を能く知りぬるかなと云ことなり、これは下の雷水解の六三の爻の辭を引て、君子へ教訓を垂

履、以和レ行、

【音】行、去聲、行實也、

【釋】履の卦は、即ち禮の卦たり、故に大象に上レ天下レ澤、履、君子以辨二上下一、定二民志一と云、これなり、それ禮の用は、和を貴しとす、故に行を和すと云、行とは、即ち禮の用たるなり、

これより九德卦の第三重釋たり、先づ第一釋の文體は、某、德之基也と、德之也の字を斡旋して、これを成落、第二釋は、某、某而某と、而の字を斡旋して、これを成落、今此三釋は、某以レ某と、以の字を斡旋してこれを成落、三段三樣の體裁を施こし玉へり、これ即ち文章の奇々妙々たるなり、

謙、以制レ禮、

【釋】それ謙遜揖讓は、禮の本たり、故にこれを以て禮の宜しきを制すべしとなり、

復、以自知、

【釋】それ人過ち有るの時に當つて、よく速やかに改ためて道に反り復る者は、これ自からよく其過ちを知るを以てなり、故に自知と云、

恒、以一レ德、

【釋】凡そ人の道を履み過つことは、佗に非ず、唯只其德の二となり、三となるに由ることなり、故に詩には、士や其德を二三にすと譏り、書には伊尹の一德を以て篇に名けて敎へを垂れたり、故に人先づ恒久の德あつてこそ、能く久しきにも堪ふべし、こゝを以て其德を一にして、終始貫通すべし、德の一なるは、即ち恒久の道なるなり、

損、以遠レ害、

【音】遠、去聲、遠レ之也、

【釋】それ損とは、これ己を損らし、人を益すの道たり、故に己を損し人を益すの道を修むる者は、絕して人に對して名と利とを爭ひ競ふと云こと有ること無し、故に人よりも亦これを嫉妬み羨望み、疾毀と云こと有ること莫し、これ害に遠ざかる所以ならずや、

益、以興レ利、

【釋】それ人を利益する所の者は、人も亦己れを利益

むこと最容易ことなるとなり、先と云、後と云は、文の辭にして、其實たる主意は、先ㇾ難の二字に在ることなり、

益、長裕而不ㇾ設、

【釋】凡そ人に益あらしめんの道は、先づ己が德長く裕かなるに非ずしては、決して能くし難きことなり、さてこれを爲し得んの道は佗なし、一絲毫だも、己が利有ることを設け處せざる時には、佗を益すの道は長く裕かなると云の義なり、

困、窮而通、

【釋】それ人困窮艱難して、而して後に通ずることを得る者は、天地の定理たり、亦神易の妙用たり、故に上文にも、易窮則變、變則通、通則久、是以自ㇾ天祐ㇾ之、吉无ㇾ不ㇾ利と云へり、これ大舜の父頑、母嚚、象傲の困窮は、大舜の大聖を爲し了せるなり、大禹の父殛せられて九年洪水を修むるの困窮は、大禹の大聖を爲し了せるなり、文王の羑里の囚れ、周公管蔡の流言、孔夫子陳蔡の厄、桓魋か難、武叔が譏、これ皆大聖を成就せしむるの試金石に非ずや、孟子の所ㇾ謂、安樂に死して、憂患に生ると云も、これなり、故に困窮而通と云、

井、居其所而遷、

【釋】それ井泉の體たる、これ遷し動かすべからざる所の物たり、故に井の卦の彖の辭に、邑を改むるとも、井は改たむべからずと云へる、これなり、さて其用の廣き、功德の大なるや、取るに隨ふて能く遷る物たり、これ所謂家を出でずして、而して敎へを國に成すと云者にして、其德の功用の無量なる想ひ見るべし、

巽、稱而隱、

【音】稱、昌孕切、稱量時宜也、隱、於謹切、微也、匿也、乃巽與之義、

【釋】それ巽與順從して、時の宜しきを稱量斟酌す、これ所謂權道なる者たり、是を以て其事義物理、最とも的中すと雖、敢て發現れずして、隱微るなり、これ即ち巽與の謂なり、

以上は、九德卦の第二重釋なり、

【釋】これよりは九德の卦の第二重の釋たり、是故に以下第三重釋の終りまでも、德の字を省き玉へり、これ省略文法なり、且つ此二重釋にしては、之也の二字を省きて、而字を以て一句を調熟玉へり、これも板同を避くるものにして亦文法たり、それ天澤履の卦は、乾の至剛なる者前に進めば、兌の至弱なる者、其後より履行の象にして、これ人事の至つて履み行ひ難きの義なり、然るを能く行ふて其極處までに行き至る者は、これ全く兌の柔和和兌愛敬の道を用ひ行ふが故たり、故に和而至と云、論語にも禮の用は、和を貴としとすと云も、これの義なり、

謙、尊而光、

【釋】それ能く己れが躬を取つて、謙退卑下する時には、内は其德愈益尊ときこと也、德の尊き者は、其輝光愈益揭焉たる者なり、故に尊而光と云、光と云は、天德の靈光の外へ映じ見はるゝを云、

復、小而辨物、

【釋】それ人の過ち改めて正しき道に復らんことは、其過ちの小なる時に當つて、能く事物の道理を辨へ知るに非さる時には、迅やかに反り復ることを得ること難きなり、故に小而辨物と云、

恒、雜而不厭、

【音】厭、於艷切、飽滿也、以爲憎惡之義、

【釋】凡そ人の世に處るや士農工商、貴賤尊卑、其境界區別、幾萬億の階級等次有りとは雖、其公私内外の事物の務め、紛擾混雜、心思撩亂たることに於ては、各皆一なるなり、唐詩にも偸得浮世一日間と云、これ也、故に人これに對して決して厭惡倦怠ること無く、各能く時宜に隨ふて處置せんことは、これ恒久の道を致し得て、恒久の德を守り得るに非ずしては、決して能はざることなりと云の義なり、論語に博奕だもあらずや、これを爲るは、猶已むには賢れりとあり、よく深く玩味すべし、

損、先難而後易、

【音】易、去聲、容易也、

【釋】それ人、己れを損らすの道は、これ至つて爲し難きの者たり、而るに能く其爲し難きことを先んじ行ふことを得る者は、これ其德量の已に修りて德を積

益、德之裕也、

【音】裕、音諭、寛裕也、

【釋】先づ益の卦と云は、人に益すの象たり、それ人に益すと云の者は、其德自己に餘り有るに非ずしては、能はざる所の位なり、故に裕也と云へり、裕とは、寛裕包容の義にして、餘り有るの謂なり、

○按に損と益とは、相反對の象義たりと雖も、損は外物の上に就て卦名の義を取り、益は內修の上に就て卦名の義を取れるなり、此故に損も益も、相共に其德に於ては、益有ることは同じきことなり、これ易學文の一大事にして、亦卜筮の大事たり、

困、德之辨也、

【釋】先づ澤水困の卦と云は、困窮厄難の象義たり、さて辨と云は、辨別して通ずると云の謂なり、凡そ人困窮艱難のことに遇ふ時には、乃ち身も心も必至と純一になりて、驕泰芽ざゝず、倦怠生せず、人情の險しきを察し、世間の風波に老煉することとなり、故に德之辨也と云へり、

井、德之地也、

【釋】井の卦と云は、木を巽れて、水を上ぐると云の義にして、汲み施せども、其水涸れ盡くること無く、亦汲まざると雖、溢れ漲ると云ふこと有ること無し、此故に用ひ施すことを厭はざるの義とす、是を以て人の德を有すること此の如くならんことを要むるとなり、故に德之地也と云、地とは、猶體質と曰んが如きなり、これ其體は遷らずして、其用は徧ねく行るの謂なり、

巽、德之制也、

【釋】先づ巽の卦象は、入なり、從ふなり、其巽從なるを以ての故に、すべて物に忤ふこと有ること無く、能く事の情に悖らざるなり、是を以て還つて能く事物を制することを得るとなり、これ所謂弱能制ㇾ强、柔能制ㇾ剛など亦此意なり、故に德之制也と云、制とは、裁制の義にして、事の宜しきを裁制することとなり、以上は、九德の卦の第一釋なり、

履、和而至、

【音】柄、陂病切、器械執握曰レ柄、

【釋】それ德を修むるの道は、主として內心術を明らかにし、外躬行を正しくするに在り、然りと雖、最初手を下す處の工夫は、心術は無形にして把握し難く、躬行は、有形に把握し易し、故に謙遜退讓の道を執へ處として、修德の門に入ることとなり、

先づ地山謙の卦たるや、艮山の高く聳えたる者を以て、今坤地の低きに下り入る、これ高きを以て低きに下り、尊きを以て卑きに讓る、謙下退讓の道たり、これ即ち天地神人の福ひし好する所以の者にして、德の把握處に非ずや、

復、德之本也、

【釋】先づ地雷復の卦たるや、本坤の純陰の正最中に當つて、奮然として、一陽地中に復還の象たり、凡その人必ず過ち有ること無しとせず、唯だ能く其過ちに當つて速かにこれを改たむることを善とし貴とぶことなり、故に若し人偶爾過ち有ることは、惟速かに其道に復り改むべし、これ德の本とする所以たり、過ちを觀て、こゝに仁を知ると云もこれ也、本とは、本根と云のことなり、

恒、德之固也、

【音】固、音顧、堅固也、

【釋】それ雷風恒の卦たるや、恒久不退の象たり、それ德の以て德とする所以の者は、元來其恒久不退に變動改革すること有ること無きを以て、貴しとすることなり、若し恒久なるの修行無き時には、其事必ず終ること能はず、それ恒久ならず終へざる時には、德も德に非ざるなり、是故に恒久なるの守り有るを以て、德の堅固なる者とすることなり、

損、德之修也、

【音】修、音修、治飭也、

【訂】通本或作レ脩譌、

【釋】先づ山澤損の卦と云は、己を損らして他を益すの象たり、それ己れを損らして、他を益すことは、外に就て觀る時には、事物の上にては、損なりと雖、內に就て觀る時には、實に德を益すの道たり、これ即ち德を修むるなり、亦德の修まれるなり、

る法度準則有て、妄りに其規外に越犯すべからざる處の條理規則有ることとなり、故に其稱レ名也、雜而不レ越と云、於は、嗟歎の辭、其類とは、上にて詳らかに釋せる所の數件にして、即ち文周二聖の繫辭立言の主意、眞に萬古の億兆を仁愛憂憫する者に非ずと云こと莫し、これを稽がへ量るに、それ衰世を濟ひ救ふの立敎の主意たるかなと云の義なり、これ遙かに初句の般の末世、周の盛德と云の文に照應して、一段の結局を了したり、

易之興也、其於中古乎、作易者、其有憂患乎、

【釋】先づこゝに易の興ると云ひ、易を作ると云へるは、これ共に周易の書のことにして、即ち今の彖爻の辭文の繫りたる、經文を指して宣へることにして、決して庖皇の畫する處の易を云へるには、非ざることなり、これよく會得し置くべきことなり、是故に中古と云へり、中古とは、繫辭上篇首章の、昔者、古者と云るに對せる文法にして、蓋し文王の時を指せるなり、これ前文に所謂般の末世、周の盛と云へるこれなり、憂患とは、萬古の億兆の爲に、遠く遥かに仁愛憂恤し玉ふと云のことなり、此憂患の二字大眼目にして、これ聖人の聖人たる所以の者たり、是故に以下の九卦の德と云も、皆此憂患の二字中より生じ來れることなり、これ即ち下の九德卦の序引にして、冒頭の文たり、

是故履、德之基也、

【音】基、音姫、基址也、

【釋】それ既に憂患有り、故に常に恒に其心を秉ること危惧畏敬にして、其德を能く養育して、以て盛大に至らしむることとなり、これ九卦の德を擧げて愈其言の驗効を徵し玉へるなり、

元來天澤履と云卦は、内卦兌の至て柔弱なるの者が、外卦乾の至て剛健なる者に從ひて履み行くの象たり、これ固より履み行ひ難きの道にして、平生に戰々兢々たらずばあるべからざるのことたり、其戰々兢々たるが、即ち盛德を積み上ぐる處の基址たるなりと云の敎へなり、

謙、德之柄也、

【释】それ既往に彰らかなる者は、以て將來の義を察し知りぬべきことなり、隱微に顯らかなる者は、以て幽暗を闡明にすべきことなり、凡そ物有て而後に事有り、故に物壅塞こと有ること無き時には、其事必ず辨明すべきことなり、當名而取類とは、馬を以てしては、疾く進むの象に取り、車を以てしては徐かに進むの象に取れるの類これなり、正言而斷辭とは、辭を繋けて斷むる處の言、正しからざること無くして、萬古の道の規則たる處の名敎の立言たるを云なり、則備矣とは、以上の、數多き事は、盡く皆易中に備はり悉せりと云の義なり、

其稱名也小、其取類也大、其旨遠、其辭文、其言曲而中、其事肆而隱、因貳以濟民行、以明失得之報、其稱名也雜而不越、於稽其類、其衰世之意邪、

【音】曲、委曲詳盡之義、中、去聲、肆、音四、陳列也、貳、音二、疑二也、濟、行、共去聲、報、博毫切、酬也、於、音烏、歎辭、稽、考也、邪、平聲、

【释】これ上文を反復して、詳らかに釋し玉ひ、以て一段の文の結尾を爲し玉へるなり、稱名とは、即ち上文の當名と云のことなり、其これを稱することや、一微物の細小なる者と雖、其類を取て敎へを爲すこと、廣くして大なるとなり、其敎戒の旨は深く遠くして、其繋けたる處の辭は、文にして雅馴なるとなり、其言は、委曲詳悉にして、能く事理道義に的中せるとなり、其事は、孝弟忠信、仁知禮義、其道を陳ね列べたりと雖、其名目は隱れ伏して見はれず、言外に餘意を含蓄たり、故に隱ると云、凡そ物二つなれば必ず疑ふ、固より此神易の道は、疑貳を決定する所以の者たるを以て、彼が疑ひに因てそれを決定せしめて、其行ひを濟し通じ、これを以て失得の報酬有ることを明らかに知らしむるの義にして、これ道に順ふ者は吉にして、得るの報有り、道に逆ふ者は凶にして、失ふの報あるを云へるなり、すべて易經中に、其物を取り、其名を稱すること、廣く大にして、混雜紛亂、隨意放肆に、象を取れる者の如しと雖、亦還つて其嚴律な

く君子へ人を観、人を知るの法を教へ暁し玉へることなり、故に六言の亀鑑を取て、天下の億兆に対するに、其心の妍醜毫髪も遁るゝことを得ざるなり、尚此佗にも、

論語、子曰視其所以、観其所由、察其所安、人焉廋哉、人焉廋哉、

又曰、子曰、君子食無求飽、居無求安、敏於事而慎於言、就有道而正焉、可謂好學也已、

書伊訓、制官刑、儆于有位、曰敢有恒舞于宮、酣歌于室、時謂巫風、敢有殉于貨色、恒于遊畋、時謂淫風、敢有侮聖言、逆忠直、遠耆德、比頑童、時謂亂風、惟茲三風十愆、卿士有一于身、家必喪、邦君有一于身、國必亡、

又太甲、有言逆于汝心、必求諸道、有言遜于汝心、必求諸非道、

孟子曰、存乎人者、莫良於眸子、眸子不能掩其惡、胸中正、則眸子瞭焉、胸中不正、則眸子眊焉、聽其言也、観其眸子、人焉廋哉、

又、詖辭知其所蔽、淫辭、知其所陷、邪辭、知其所離、遁辭、知其所窮、

中庸曰、至誠之道、可以前知、國家將興、必有禎祥、國家將亡、必有妖孼、見乎蓍龜、動乎四體、禍福將至、善必先知之、不善必先知之、故至誠如神、

これらすべて、聖賢の人を知り、人を観るの法にして、後世に謂ふ所の人相なる者たり、然れども周の代の古へに、荘子と云者、観人九徴と云こと有り、已上の諸説に視較れば、其拙劣卑陋なること幾十階級を隔てたり、これは荘子が底意の刑名慘刻より出でたる故なり、況んや許負が輩の如きをや、況んや後世の部位骨格を捜し、血色神旺を尋ねまはる姦徒の人相をや、是非善悪論を竢たざることなり、

夫易彰往而察來、顯微而闡幽、開物而辨事、當名而取類、正言而斷辭、則備矣、

【訂】事字、及而取類三字、正言而之而、竝補、

【音】夫、音扶、彰、音章、著明也、顯、呼典切、顯露也、闡、昌善切、明也、開也、斷、上聲、決定也、

屈、

【音】叛、薄半切、畔同、離叛也、慙、作甘切、媿也、枝、音支、木別生條曰枝、故爲別生岐分之義、躁則到切、疾動不止也、誣音無、誣罔也、游、音由、浮行也、屈、音詘、凡曲而不伸、皆曰屈、

【再訂】易象徴正文吉改作善、これは師説に善の字の上半體磨滅して、存せる者吉の字に似たるより、誤まれり、且下の句に誣善とある、これ其徵なり、吉人と云の稱あるべからずとなり、小生輝星も、初めは其說を然りとして、象徴正文にも、善の字に改め置きつるが、此頃よく熟玩するに、やはり舊本の如く吉の字の方がよきなり、吉人と云も、即ち善人と云ふのことなり、同義なれば古來相傳の舊文に從ふを以て可とす、且つその吉人と云の熟字詩書に見ゆる例も多し、其例はと云に、

書泰誓、我聞吉人爲善、惟日不足、又立政、其勿以憸人、其惟吉士、又冏命、無以巧言令色、便僻側媚、其惟吉士、又呂刑、惟時苗民、匪察于獄之麗、罔擇吉人、觀于五刑之中、詩召南、有女懐春、吉士誘之、又大雅生民之什、藹々王多吉士、又藹々王多吉人、と云、これなり、こゝに因て今再び訂復す、

【釋】此章は、專はら辭と云字の義を解釋し玉ふなり、それ初め信有て、中途に變じ反かんとするの爻は、其係る所の辭慙媿の旨を含めり、中心に疑惑を懐けること有るの爻は、其辭必ず其本二つに分るゝ者たり、吉人とは、善淑靜正の人を云、それ君子の辭は、達して已む、故に寡しと云、躁人とは、其德常無く、反復定まらざるの人を云、これ其要約を得ること能はず、故に其辭多言なるなり、其善を誣ふる者は、理を非と云ひ枉んとすること故に、其辭浮き洋ふて沈著ざるなり、其守りを失なへる者は、中に成見有ること無き故に、其辭必ず屈して伸ぶること能はざるなり、これ內に有する者、必ず其外に見はると云、これ也、固より人心人意得て見るべからず、故に其音に因て其心を知る者たり、意の字の心に從ひ音に從へる者此義たり、音とは、即ち言辭なり、爻に此事此義有る時には、繫る所の辭も亦これに從ふ者たり、

○按に此章は、卦爻の繫辭の旨を說き玉ふこと勿論たりと雖、其實の徵旨は、辭と云字の因に、汎

相取、而悔吝生、情僞相感、而利害生、剛柔雜居、而吉凶見矣、

【音】惡、去聲、愛惡、猶曰好憎也、見、去聲、音現、情僞、情實僞詐也、

【訂】通本凶見間、衍可字、今刪除、

【釋】さて此一條にては、專ら應比のことを詳かに解釋し玉ふこと也、凡そ陰陽の其愛惡好憎の起ることは、應比して相和し相交る時は、相愛し、相好むことなり、然るに應比して相和せず、相交はらざる時には忽ち相惡み、相憎むことより、相攻め相害するに至ることとなり、又遠近相取つて、應比すること なり、遠とは、應爻を云、二爻を隔つるが故に、遠と云、近とは、比爻を云、これ隣り同志の爻なれば、近と云、これ相應せず、相比せざるより、吉凶悔吝の義生り出づることなり、又情僞相感とは、情實同志相感しては、正應となり、正比となつて、相輔け佐くるなり、又詐僞同志相感しては、害應となり、害比となつて、相傷ひ害することとなり、これ一は利を生じ、一は害を起す、凡そ天下の事、易の卦爻、共に剛柔奇偶錯雜せざる時には、則ち事有ること無し、事有ること無き時は、奚ぞ吉凶の有ること有るべけんや、故に剛柔雜居、而吉凶見矣と云、

凡易之辭、情近、而不相得、則凶、或害之、悔且吝、

【訂】通本、之情之間、脱辭字、今補復、

【釋】辭とは、爻の辭を云なり、情とは即ち爻の情のことなり、これ相近くして相得ず、相背き忤ふ時には、凶なるなり、豈翅凶なる のみには非ずして、相從ふて、相害するにも至ること或らんとなり、且つ悔あり吝に至るの道も、皆此相得ざるより生ずることとなりとなり、其近くして相得る者は、これに反して吉なること亦知りぬべし、これを言はざる者は、省略せるなり、

將叛者、其辭慚、中心疑者、其辭枝、吉人之辭寡、躁人之辭多、誣善之人、其辭游、失其守者、其辭

乘、卜筮の一途のみなり、故に人謀り鬼謀ると云、人謀るとは、人大なる疑ひ有つて、これを人事に決すること能はざるをば、筮に言ふて、これを筮して、天命を問ふことを云へり、鬼謀るとは、鬼神よりこれに應へ告げ玉ふには、必ず卦を以てし玉ふことを云なり、固より此人鬼幽明の交際り、至つて微妙にして冥冥たりと雖、此蓍と卦との神器を用ひて相謀る時には、人鬼忽ちに應接し酬酢しつべし、是故に百姓の蒙昧無知なると雖、此神妙の能に與かることを得るとなり、

八卦（六十四卦）以象告、爻象以情言、變動以利言、吉凶以情遷、

【釋】凡そ易の經傳中には、八卦は有れども、六十四卦と云の文絶して有ること無し、これ八卦と云時には、六十四卦は、言を待ずして知らるべきことなればなり、故に八卦とあれば、六十四卦と云ことも、文中に具はれりと點頭して讀むべし、即ち此章にても爻彖以情告ると云、これ其證なり、彖と云も、爻と云も、皆六十四卦に繋る辭にして、三畫たる八卦には決して係けらるべきことに非ざることなれば也、然れども其六十四卦六畫卦なる者は、本は三畫卦を兼せたる者なる故に、今象を說き明かし玉はんとす、象とは、八卦の象に本つける者なるを以て、八卦と擧げ稱して、六十四卦を攝せる者たり、これ聖易の文法たり、固より八卦とは、象のみなる者たり、是故に其人に告ぐるや、象を以てす、これ上文に、易象也と云へるも此義なり、さて彖と云、爻と云は、これ聖人の辭を繫け玉へる者にして、其辭を繋けらるゝの主意は、専ぱら名敎を樹て、愼戒を示すに在り、故に情を以て言と云、情とは、聖人の世を慨き民を憫み玉ふ故の大熱腸血性中より涌き出づる處たり、變動とは、人事の變動の吉にして利有るとは勸め就しめ、凶にして害有ることは戒しめ去らしむると云のことなり、又吉凶の遷るとは、これ物理事義に於て、得ると失ふとのことにして、其吉も凶に遷るべく、其凶も吉に轉ずべし、これ聖人の情を用るの處にして、鼓舞の敎戒たる者なり、

是故愛惡相攻、而吉凶生、遠近

【音】祥、音詳、福也、善也、災、音裁、禍也、害也、
【訂】通本、祥下脱凶事有災四字、今補復、
【釋】それ乾坤の道、此の如く易簡にして、而して恒に險阻を知つて遺忘ず、人も亦よく此義を心に悦び慮に硏きて、自ら愼れ自ら重んずべしとなり、故に易能く此道を以て變化し、人能く此道を以て云爲すと云ことを、變化云爲と省略法を以て示し玉ひつる也、是を以て吉事將に有らんとすれば、祥禎を見はし、凶事將に有らんとすれば、災殃を示し玉ふとなり、
中庸曰、至誠之道、可以前知、國家將興、必有禎祥、國家將亡、必有妖孽、見著龜、動四體と云へるも、亦以て此條の義を發しつべし、
象とは、像なり、故にこれを以て、器を知るべし、これ後條に、以制器者、尚其象と云と同義にして、即ち尚象例を說き玉ふなり、占とは、判斷なり、故にこれを以て來を知るべし、これ下條に、以卜筮者尚其占と云へると同意にして、即ち尚占例を說き玉へるなり、以上の義は、易の能く變化し、人の能く云爲する所以を說かせ玉へるなり、

是故天地設位、聖人成能、人謀鬼謀、百姓與能、

【音】能猶能事畢矣之能、謀、音矛、度也、議事熟慮曰謀、鬼、居偉切、鬼神也、精神離形之稱、與、音預、
【訂】通本、是故二字、譌在變化云爲上、今復正、
【釋】それ天地位を設けて、化育其中に行なはる、聖人天に繼て化育を賛く、これ即ち能を成すなり、中庸に曰、唯天下至誠、爲能盡其性、能盡其性、則能盡人之性、能盡人之性、則能盡物之性、能盡物之性、則可以賛天地之化育、可以賛天地之化育、則可以與天地參矣、これも亦成能の義たり、それ天地と云、聖人と云、既に此の如し、而して百姓の蒙昧無知なるだも、こゝに與り知ると云こと、これ何如んしてか此功用を得ると推し究むるに、かの上古の聖神庖皇の夙く萬古の衆生の蒙昧無知にして、事物に倒惑せんことを慈憫み眷顧はし玉ひて、神靈微妙の道を器に寓して、萬古の今日にも觀るべく、據べきの要道を遺し傳へ玉へり、故に百姓の蒙昧無知なると雖、此道に預かるべきことは、凡そ宇宙の間、唯此神易四道中の最上

其道甚大、百物不廢、懼以終始、其要无咎、此之謂易之道也、

【音】邪、平聲、語辭、易、去聲、殷、於斤切、國號、紂、除柳切、商帝之號、廢、方肺切、放置也、

【釋】さて易と云は、此條にては卻つて書を指す、即ち今の經文彖爻辭のことなり、それ殷の末、周の初めの頃は、これ聖賢の困厄せるの時なり、今將に其係辭の危き由を説かんとす、故に先づこれを以て端を起させ玉へるなり、其困厄の時に當つて、其經文の辭を作れるを以て、亦人に其危難を免るゝの道を教へ玉へり、是故に其辭危と云、それ自ら常に危しとする者は、これを平らかならしめ、自ら易しとする者は、これを傾ぶかしめて、これに警戒せしむ、故に其道たる甚大にして、百物廢置すること莫きと也、懼れて以て終始すればとは、これ自ら危しとするの謂にして、此の如くなる時は、畢竟ずる所の義を要めば、咎無きことを得べきとなり、危懼の二字、此章の眼目たり、以上は、即ち易の教への大要たり、故に此之謂易之道也と云、

夫乾、天下之至健也、德行恒易以知險、夫坤、天下之至順也、德行恒簡以知阻、

【音】夫、音扶、行、去聲、易、去聲、

【釋】それ乾坤は至健至順なるを以て、其德行至易至簡なることなり、其至易至簡なるを以て、而して恒に險阻を知つて遺忘ざる所の者は、これ即ち自ら危しとし、懼れて以て終始するの謂なり、

能説諸心、能研諸慮、

【音】説、音悦、研、音妍、磨礪研究也、慮、良倨切、思有所圖曰慮、

【訂】通本、研諸下、衍侯之二字、慮下、衍複定天下之吉凶成天下之亹々者十三字、今竝删正、

【釋】能く悦ぶとは、此道を悦び樂しむなり、能く研くとは、この道を以て我慮を研究磨礪することなり、

易能變化、人能云爲、吉事有祥、凶事有災、象事知器、占事知來、

之道也、

【釋】それ廣きと云のこと、大なると云のこと、すべて此易の書に悉く皆備はり盡さゝると云こと有ること無し、此故に天道有り、人道有り、地道有りとなり、さて卦爻の六畫なる所以は、かの三才を兼て、兩つにせる者にして、これ即ち三才の陰陽にして、生々の道なるとなり、これを以て此書に三才の道の、具はりぬることを曉し、かの廣大の悉く備はれることを實證し玉へることとなり、

○按に上篇にて三才を説かせ玉ふには、天地人と列次し玉ふ、これ三才の生位の次第也、今此下篇にては、天人地と列序し玉へる者は、これ三才の成位の次第也、これ亦上篇下篇の分別せる所以と、生位成位の義をも見つべき也、

道有變動、故曰爻、爻有等、故曰物、物相雜、故曰文、文不當、故吉凶生焉、

【釋】固より三才の道、自然に變動有らずと云こと無し、易は變化動通の道にして、其變化動通に從ふて、其時中を行ふを以て、作用とすることなり、爻は、交なり、效なり、動なり、天地の道は、交はり動くの者たり、これに效ふを以ての故に、これを爻と云となり、爻に各陰陽の位、貴賤上下の等級有り、故にこれを物と云、物とは、事物と云ことにして、其事物互ひに相錯雜るを以て、文章を爲すことなり、先づ天に日月星辰風雲等の文章有り、地に山川艸木峙流榮枯の文章有り、人に孝弟忠信仁義道德、進退周旋の文章有り、故にこれを文と云へり、文不當とは、猶分に過ぎ、度を越ゆると曰が如し、陰位に陽剛有り、陽位に、陰柔有り、又中ならざる有り、正ならざる有り、或は承くる有り、或は乘れること有り、又は敵應、害比、過剛、重陰等の類有り、故にこれを文不當と云、これ吉凶の生ずる所以なるとなり、

易之興也、其當殷之末世、周之盛德邪、當文王與紂之事邪、是故其辭危、危者使平、易者使傾、

若し柔の道にして、二と四との臣の位を、六二と六四とにして、これを觀る時は、これ比、觀、屯、蹇、漸、家人、旣濟、益等の卦これなり、四は正位を得て九五の君に親比し承く、是を以て四に利有り、六二は、陰柔不才にして爲ること有るに堪へずして、功有ること無く、且つ九五の君と卦を隔てゝ遠ざかれり、故に不利遠と云、然れども六二は、中正を得たるを以て、必竟ずるの義は、咎なきことを得るとなり、故に其要无咎と云へり、

〔九〕三與〔九〕五同功、而異位、〔九〕三多凶、〔九〕五多功、貴賤之等也、〔五〕其柔危、〔五〕其剛勝邪、

【釋】九三は、過剛不中にして賤し、九五は、剛健中正にして貴し、これ倶に正は得たれども、其功多きと、凶多きとの相違ある者は、これ爻の位の貴賤の等級有るを以てなりとなり、同功の功の字には、陽剛にして才力有るの義と、陽爻陽位に居て正を得たるとの義を帯びたるなり、又多功の功の字は、卽ち吉の字の義なり、其證には凶の字と對せり、若し又柔の陽爻を以て、五の君位に居る者は、柔中と稱すと雖、不正にして且つ不才たれば、これ危きの道たり、これ剛の中正にして才德有る者には如ざることとなり、故に其柔危、其剛勝邪と云、

○按に此一節、首の句にては、九三と九五と對し論して、後章にては、唯五の柔剛の德を論じて、再び三の義に及ばざる者は、三は固より內卦の極にして、改革人位の危き地たるを以て、剛にても、柔にても、共に其凶たること知るべければなり、剛なる時には、過剛不中なり、柔なる時には、不中不正たればなり、

（以上、繫辭下篇上册）

易之爲書也、廣大悉備、有天道焉、有人道焉、有地道焉、兼三才而兩之、故六、六者非佗也、三才

〔○中爻位〕初辭擬之、上成之終、若夫雜物撰德辨是與非、則非其中爻不備、

【訂】通本、上、譌作卒、今改正、

【釋】それ初の辭の知り難きと云ことは、將に成らんとするの始めなれば、これを準らへ擬し量つて、以て起首することとなればなり、又上爻の辭の知り易きと云者は、已に成り了りぬるの上にして、其事大に定まれる位なればなり、此故に初と上との兩爻は、上下邊幅にして、事の終始とし、無位の地とす、若し事物を雜へ合して、其德の善否を撰らび、其事の是非を辨別せんことを欲するには、中爻の位に非ずしては、其事其義備はらざるとなり、

中爻と云は、二三四五の爻を云、其二三四五は、即ち君臣公義の位にして、これ事に當り用を爲すの處たればなり、こゝに六爻初上中の三位の義を徵しつべきなり、

〔九五之時、九〕二與〔九〕四、同功、而異位、其善不同、〔九〕二多譽、〔九〕四多懼、近也、柔之爲道也、不利遠、〔然〕其要无咎、其用柔中也、

【訂】通本、道下脱也字、遠下衍者字、今共、補刪、

【音】遠、去聲、柔、言偶爻、

【釋】此章は、上文の義を承けて、中爻の義を、反復して釋し玉へるなり、それ九五の卦の時にして、九二と九四とならば、これ乾、姤、大過、困、訟、兌の六卦なり、此時の二と四と共に臣位にして、陽剛なるを以て、これ輔佐の才有りとす、さらば其輔佐の功は、陽剛にして同じけれども、其上下の位は異なることなり、四は上に在り、二は下に在り、さて其善否も亦同じからざることとなり、功同じとは、二四共に陽剛にして才有るを云なり、位を異にすとは、四は上に在つて貴きなり、二は下に居つて賤しとすべし、然れども九二の譽れ多き者は、剛中の德有るを以てなり、九四の懼れ多きと云ふ者は不中不正にして、且つ君位に近く、危き地に居るを以てなりと云へるなり、

其人に非ずしては、決して能はざることなり、これ所謂、神而明之、存乎其人と同義たり、是を以て其人を得るに非ずしては、此神易の道、虚しく獨りは行はれざると云なり、不虚行とは、人を期ち得るに非ずしては、易の道のみ獨りは行はれざると云の意なり、人能く道を弘む、道の人を弘むるに非ずと云へるも、これなり、

易之爲書也、原始要終、以爲質也、

【釋】書と云は、易の卦爻の象圖より辭文をも總べ擧げたるの稱なり、原とは、推し原ぬると云の義、要とは、求め索むると云の義なり、先づ原始とは、これ即ち順卦のことなり、要終とは、逆卦のことなり、其始めを原ねて、終りを求むると云ことは、これ易の本體たり、其中にては、原始の順卦は、賓にして、要終の逆卦は、主たるなり、故に要の字を眼目とし、主意を要の一字に罩たりと知るべし、これ所謂逆數知來の大事たるなり、質とは、體なり本なり、これ易の大體大本とすることなりと云の義を、以爲質也と云、

○按に此條の書と云は、筮卦爻象圖辭文をも總べたることは勿論たれども、畢竟は書の字は猶道と曰が如きなり、此一章の主意は、重きこと要終に在り、要終とは知來のこと、知來とは、卜筮のことなればなり、

〔○六爻〕六爻相雜、唯其時物也、

【釋】物とは、猶事物と云んが如し、全卦六爻、變動して相錯雜は、皆唯其時に當りたる所の、事義物理を指し示せると云のことなり、

○これより以下の文は、爻の位のことと、文周の繫辭のこととを、主として演させ玉へることなり、

〔○初上位〕其初爻難知、其上爻易知、本末也、

【釋】其初爻は、まさに一卦を成さんとするの始めたり、故に其事預じめに知り難きことなり、又其上爻に至つては、已に一卦成りぬるの終りなれば、其事は顧りみて知り易し、これ其事義物理の、本末の勢ひ然らざることを得ざることなり、

これはこれ自家の易有りと云の下意なり、あゝさりとは、剛愎强辯の人物にして、眞に易知らずの標幟たり、其九圖の穿鑿杜撰は論を俟ざることどもにして、其卦變と云名目さへ、愈易知らずの掲號なるかな、

○又明於憂患與故、无有師保、如臨父母、初率其辭、而揆其方、既有典常、苟非其人、道不虚行、

問師保、父母不在

【音】故、音顧、所以然之義、師、範也、保、抱也、師保、敎人以道者之稱、内曰保、外曰師、禮文王世子、入則有保、出則有師、是以敎喩而德成者是也、率、所律切、遵也、循也、揆、度也、方、猶曰道也、

【釋】前文に生卦の六大綱を説き了らせられて、尙も易の功德を説かんとし玉ふが故に、又一の又の字を掲げ出して、文章の轉換を知らしめ玉へり、これ文章の命脈、虚字斡旋の妙處たり、さて此章の憂患と云ことは、世俗の所謂、困苦厄窮の痛惱には非ずして、仁愛慈悲の慨憫にして、即ち日新盛德の道たり、故に此憂患の二字は、天地と、易と、聖人との、本地内心たり、又故と云は、事物の以て然る所にして、わけ、しな、と云のことなり、それ此神易の道也、是の如きの神妙有るを以て、師保無きの人と雖、此道にだに從事する時には、敎誨訓道、師保に學び問ふが如く、假令へば父母在さざるの人も、此道の仁愛慈憫を被ぶること、朝夕に父母に臨撫せらるゝが如くなるべしとなり、抑吾神易を除くの外に、諸餘の經典に是の如きの孔夫子の、無比絶群の讃歎辭を繋け玉へる書有りや否や、實に神易の道は宇宙最一、至貴獨尊の道たり書たることなり、」さて初學のほどは、其係け玉へる所の辭に遵ふて、先づ其道の方處を揆り度らしむ、所謂六十四卦の彖の辭の名敎、三百八十四爻の、爻の辭の名敎の道、其卦名卦象爻象の義理を明らむることなり、これ易道を學ぶの次序階級の規則を示させ玉ふなり、さて已に尙辭の法、尙變の法、尙象の法等の典常の道をば、揣摩煉熟し得て、而後に其鬼神の秘を探り、造化の妙を握り、逆數知來して以て天命に至る處の、卜筮尙占の不測神靈の位に至らんことは、苟も

易ふれば泰となる、こゝに天命の常無きことを見はし示して、警戒の意を嚴そかに表し出して、道に至らしめ玉ふなり、これ易位生卦の義を得べきなり、

○按に此生卦神法を演べさせ玉ふ一段は、生卦の六大綱を表示し玉はんが爲に、一句一句に區別して說かせ玉はざること能はざること勿論たれども、其實意は、一氣貫通の文にして、互錯の法たり、故に來往生卦法のみが上り下ること常無きにも非ず、交代生卦法のみが、剛柔相易るにも非ず、顚倒生卦法のみが、典要を爲すべからざるにも非ず、變爲生卦法のみが、變じて適くにも非ず、運移生卦法に限つて度有るにも非ず、易位生卦法に限つて、懼れを知らしむると云ふことにも非ることなり、これ其大體の主たる處を知らしむるの互錯文たり、固より此來往、交代、顚倒、變爲、運移、易位の六法は、生卦神法の六大綱にして、これ吾門範圍圖生卦法の出據にして、凡そ神易卜筮の神妙不測の靈用を發はすことは、全く此生卦の妙用に在ることなり、生卦の妙用に非ずしては、決して逆數知來の神幾を盡すこと能はざることなり、是故に庖皇は此生卦神法を斡旋して、以て卦に名け玉ふ、文王は、以て彖の辭を繋け、周公は以て爻の辭を繋け玉へり、孔夫子に至つては、直ちに其卦爻の象の陰陽剛柔の、來往交代、運移變爲、顚倒易位の妙用等を、詳らかに釋し出し置き玉ひつれども、如何にせん孔夫子の沒後より繋辭及彖爻傳の聖文を讀み解き得るの人無きを以て、此條の生卦神法傳授の說法をも、心會融會すること能はず、幾千年の今日まで、實に此神易の大道をして、湮晦埋沒せしむることとなり、

○按に宋儒等正活眼を以て、易文を讀むこと能はざるが故に、此條の六大綱の生卦法を說き置き玉へるの聖文には墻面して、徒に己が流義の理窟を以て、臆造模索の卦變圖と云者を作り出せり、其卦變の九圖ともに、悉く皆孔夫子の彖傳に說き玉ふ所の生卦法に合はぬことなり、自家も其彖傳に合はざることを知つて、こゝに拙藏の遁辭を跋語に記しぬ、實に噴飯捧腹に堪へざらしむることなり、卦變九圖跋語云、天地自然の易有り、伏羲の易有り、文王の易有り、周公の易有り、孔子の易有りと云、

は柔と爲る、消長盈虛、唯變じて適き向ふ所に從ふの道たり、故に、乾の彖傳に、乾道變化、各正性命、繋辭に、觀變於陰陽、而立卦、又神也者、妙萬物而爲變化者也、又易窮則變、變則通、通則久、是以自天祐之、吉无不利、これらの義、以て變爲生卦の意を會しつべし、

○按に天地陰陽の道、神易の道、共に變化の妙用ならざることと無きことは勿論たり、然りと雖、來往生卦と云、交代生卦と云、顚倒生卦と云、其他の生卦法と云者、一に變の一字を脫することと能はざることとなり、さるに此條を變爲生卦と指し定むることは奚ぞや、交代も奇偶二爻交代の變なり、來往も奇爻か偶爻かの、來るか往くかの變なり、顚倒固より大變たり、然るを此生卦を變爲と限ることとは、こゝに聖文行字例の妙用を仰ぎ上つることとなり、先づ唯の字は、唯一にして他無さの義たり、これ一爻に限るの意見つべし、適とは、主適と云の義にして志を定め主たるの意たり、故に均しく生卦法は變の道たれども、此一句は、唯適の二字を以て、獨り其變ぜんとするの一爻、其本位に主となつて、陰ならば陽と爲り、陽ならば陰と爲ると云の義を見はし示させ玉へるなり、故にこれを變爲生卦と指し定めて觀ることとなり、口傳、

其出入以度と云の一句は、運移生卦法を演べ曉し玉へるなり、固より陰陽の運り移る所、一律板同なる者に非ず、嚴冬肅殺の中にも、忽ちに南西風起れば暖氣を生じ、炎暑烈酷の時も、北風吹き起れば、忽ちに寒冷を生ず、剝の一陽忽ちに復と運り、夬の一陰頓に姤に移る、其出入の測られざる、任意放縱なるが如く意はるれども、亦法度嚴肅にして、自然の規則嚴然たり、故に千歲の日至も坐して致しつべきとなり、これ轉移生卦法の義會しつべきなり、其度と云は、陽爻は陽爻を越ゆることを禁じ、陰爻は陰爻を越ゆることを許さゞるの法にして、出入とは、內卦外卦の義なり、尙其微細の義は、範圍圖の傳を得て領しつべし、外內使知懼と云の一句は、これ易位生卦法を說かせ玉へるなり、凡そ天地陰陽の道理、內なる者忽ち外に出で、外なる者忽ち內に入る、彼れ來つて我に居り、我往て彼れに居る、これ物其位を易へて以て變通の妙用を爲すことにして、晉位を易ふれば、明夷と爲り、否位を

讀み得たるの人と稱しつべし、

さて尙此上に甚深神妙の微旨有つて、聖人これを密に退藏し玉ひて、千載の後の、具眼深讀の人を期ち玉ふ處の一大秘訣有り、先づ此一段は、易道の微妙縕奧中の、最も微妙縕奧たる處の、生卦神法の秘密玄義を罩籠置かれ玉へるの條にして、孔夫子の沒後幾千歲の間、吾神易の至道の埋沒して、明亮顯著ならざることは、第一に此微妙神奇の生卦神法を、讀み解き得ること能はざるに、職として由れることとなり、これ至極秘密の一大事たれども、所詮言述へざる時には、後學聞くこと能はず、聞かざる時には終に得ること能はざるを以ての故に、今此に寫瓶に解き示さん、後進の士、肝に鐫り、肺に銘して、拳々服膺すべし、先づ爲道也屢遷、變動不居、周流六虛と云、此三句こそは、かの微妙の生卦法の因て起る處の、本地の風光を說き示させ玉へるにして、凡そ天地陰陽、日月風雲、山川草木、有情非情、動植云爲、すべて生卦の道理ならざること無く、生卦の妙用に遺脫こと有ること無しと云の、叙引を爲し玉へるなり、さて上下無常の一句は、來往生卦法を說かせ玉へるなり、それ天地の道、神易の道、共に必ず下なる者上り往く、明朗たる一天、忽ち風雲を起す、これなり、又上なる者下り來る、雨露霜雪、これなり、來往生卦の義會すべし、剛柔相代の一句は、交代生卦法を說かせ玉へるなり、剛來れば柔往き、陰來れば陽往き、日來れば月往く、寒と暑と交代し、晝と夜と交代する等、これ交代生卦の義を會すべし、不可爲典要の一句は顚倒生卦法を說かせ玉へるなり、先づ典要と云は、常經と云のことにして、一に執して貞固なるべからざれと云の義なり、天地は變化の本、易は固より變の道たり、乾を反すれば坤となり、震を顚すれば艮となり、巽を倒すれば、兌となる、我泰たれば、彼れは否なり、彼損なれば、我益となる、未濟を顚倒すれば、既濟と爲り、坎を反覆すれば、離と爲る、尊卑の顚、貧富の倒、陵谷の遷轉、榮枯の苦樂、吉凶禍福、存亡生死、何物か此顚倒反覆の義を免るゝことを得んや、故に孔夫子曰、神无方、而易无體と、これ顚倒生卦の義を了悟すべし、唯變所適の一句は、變爲生卦法を說かせ玉へるなり、固より天地の道も神易の道も、陽變じては陰と爲り、陰變じては陽となり、柔變じては剛と爲り、剛變じて

遷、變動不居、周流六虛、上下无常、剛柔相易、不可爲典要、唯變所適、其出入以度、外內使知懼、

【音】遠、去聲、遠之也、屢、音僂、煩數也、虛、空虛也、六虛、猶曰六位、即六爻位也、乾象傳、六位時成者、是也、上、上聲、登也、下、去聲、降也、典要、猶曰典常也、適、音釋、往也、

【釋】先づ易の書と云へるは、即ち易の卦爻象圖辭文を、包ね括たるの稱なり、中に就て此章にては易の卦爻の象の妙用を主として說かせ玉へるなり、先づ其易の書たる者は、平居無事の靜なる時にも、事有て變動するの時にも、共に日用に緊務急切たるの道たれば、須臾も、遠ざけ離るべからざれよとなり、さて其道の妙用は、屢遷り徙るの道たるを以て、必ず泥滯一律に執することと勿れよとの制戒たり、是を以て常に變じ動て定まれるの居り處有ること無く、六虛に周ねく流るとなり、六虛とは、易にては六位のことにして、初爻より上爻までの位を云ふ、位と云ことは、物の居所と云の義なり、又天地四方をも六虛に當つべきなり、周流とは周遍流通と云の義にして、往かざる所無きと云の義なり、固より奇偶の爻、必ず其陰陽の位に極まり定まつて居らざるを以ての故に、これを六虛と云なり、それ天地の道、神易の道、共に必ず上なる者は下り來り、下なる者は上り往く、故に上下無常と云、又剛來れば柔往き、陽變ずれば陰となり、陰變ずれば陽となる、故に剛柔相易と云、且つ天地の變化、陰陽の遷轉、預め期すべからざるの者たり、故に不可爲典要と云、固より天地の道も、神易の道も、共に變化を以て道とす、故に唯變所適と云、況んや陰陽の運り移る、卦爻の變の動く所、端倪すべからざるの者たりと雖、其法度嚴律にして、自然の規則の在る有り、故に其出入以度と云、夫れ內なる者忽ち外に出、外なる者忽ち內に入る、彼は來つて我に居れば、我は往て彼れに居る、これ彼我其居處を易て、以て變通の妙用を見はし示して、人をして天命の愳るべきことを知らしめ玉ふなり、故に外內使知懼と云、此の如くに讀み得、解き去らん者は、能く聖語を

存乎德行、

【訂】通本、書不盡言、迄存乎德行二段、錯在上繫中、今復正、

【音】德行之行、去聲、而行之行、如字、

【釋】それ天下無量の事務、紛紜賾雜たりと雖、悉くに卦爻の象に備はらずと云こと莫く、天下の人事動作變轉することも、盡くに彖爻の辭に備はらずと云こと莫し、すべては變じ通ずるに非ざる時には、これを化し、これを裁し、これを推し、これを行ふことと能はざる者たり、固より此易の道たるや、神明なるなり、さてこれを神明にする者は、人なり、然れども其人必ず道を得るに非ずしては能はざることなり、故に其人に存すと云、默とは、幽靜にして、語言せず、心に得るの義を云、それ爲ること無くして事自ら成り了り、言ふことを期ずして、人自ら信服せんことは、これ德の至つて盛んに、行ひの至つて厚く積めるに非ずしては、豈能く此の如くなることを得べけんや、故に德行に存すと云、これは所謂垂拱して天下治まると云の位にして、至聖の大德、大化の功業たり、さて其至聖の盛德と云も、本は此神易の神道を得て、これを躬に行ひ得たることとなり、

○按に此章の極天下之賾とは、上文の見天下之賾と云の句に照應し、又鼓天下之動とは、上文の見天下之動と云の句に照應せり、且つ上文には、謂之象と云、此文には存乎卦と云、上文には、謂之爻と云、此文には、存乎辭と云、これ象と云、卦と云、爻と云、辭と云、共に合しては、卦爻の象辭と云ことにして、彖の辭、爻の辭、體靜動用の義を統べ罩括玉へるの繫辭たり、又化而裁之存乎變とは、上文の化而裁之、謂之變の句に照應せり、又推而行之、存乎通とは、上文の推而行之、謂之通の句に照應せり、又神而明之、存乎其人、默而成之、不言而信、存乎德行とは、上文の擧而措之天下之民、謂之事業の句に照應して、其實は以上說く所の衆義をも包括し、且つ尙辭、尙變、尙象、尙占の四道を總べ擧て、神易の至盛德、至神明なることを極て讃歎し玉ひつるなり、

易之爲書也、不可遠、爲道也、屢

け玉はざると云にては莫し、是故に下文に至つては、至賾と、至動と、一本に維括して釋し玉へるを觀て、其微意察し上つるべし、此の如くに表面裡面共に錯綜して洞觀すること、神易微妙の聖文を觀上つるの秘訣たり、

是故、言天下之至賾、而不可惡也、言天下之至動、而不可亂也、

【訂】是故二字補、

【音】惡、去聲、憎也、忌也、

【釋】それ彖爻の辭に於けるや、天下無量の事物の紛紜賾雜たるの動作をば、言はざること無く、盡さざること有ること莫し、然れども、これ聞ても厭ひ、惡むこと有ること無きなり、且つこれを言ふこと、其前後左右、進退緩急、序次階級、更らに錯亂紊溷せざる者は、其典常有り、條理有り、變通予奪、能く常中の變を知り、變中の常に處し、從容として道に中れるを以てなりと云の義にして、これ極めて彖爻の辭の立敎の妙用を讚歎し玉へるなり、

擬之而後言、議之而後動、擬議、以成其變化、

【釋】擬するとは、物を取て以て理を計り、相準らへ擬することなり、議するとは、心に謀り、口に評論することなり、これ共に事物の宜しきを量り定むるの義たり、二つの之の字は、共に彖爻を指せるなり、彖爻とは、卦爻の象は、勿論にして、彖爻の辭のことをも云へり、それ將に變動せんとする者は、これを卦爻の象義に擬らへ議つて、而後にこれを定めて辭を係け玉へり、其これに擬議するを以て、其道其敎へ、泥滯膠固なること無くして、能く變化を成すとなり、

極天下之賾者、存乎卦、鼓天下之動者、存乎辭、化而裁之、存乎變、推而行之、存乎通、神而明之、存乎其人、默而成之、不言而信、

擬諸其形容、象其事物義、是故謂之象、

【訂】通本、義作宜、自同音譌、今正、

【音】夫、音扶、擬、魚紀切、準擬揣度、以待也、形容、形體容貌也、

【釋】象と云ことは、天下無量の事物の紛紜賾雜せることを聖人の觀念し玉ひて、其形容と其事物の義理とに摹擬揣度して、それに肖似せしめて、露はし見し玉ふことなり、故にこれを象と云となり、物義とは、事物義理と云ことを互省文にし玉へる者なり、

夫爻、聖人有以見天下之動、而觀其會通、以行其典禮、繫辭焉、以斷其吉凶、是故謂之爻、

【訂】通本、脫夫爻二字、今補、夫爻、迄謂之爻二一段中、衍複者五十六字、今删正、

【音】夫、音扶、會、會聚也、典、經也、法也、常典也、從冊在六上、尊尚之義也、

【釋】凡そ天下に有る所の萬物に、動あらずと云こと無し、聖人其萬物の云爲動作する所を見るに、其會聚すること有れば、必ず通行すること有るを觀て、是に於て典常の禮法を建て行ひ、それに辭を係け敎へを設けて、以て其吉凶の道を斷定し玉へりとなり、典とは、常經の義、禮とは、道の實事の上に行なはるゝを云、それ典禮を行ひ、吉凶を斷むることは、これ皆天下の物の動作に傚ふを以て、故にこれを爻と云となり、

○按に上文の夫象の一章は、專ら彖の辭の義を說き、六爻全卦の義を明し、平居無事の時の敎へを主として示せり、故に靜にして體たり、又此夫爻の一章は、專ぱら爻の辭の義を說き、方に事有て變動する時の敎へを主として說けり、故に動にして用たり、「然り此の如くに彖爻相對し、動靜相對し、體用相對して、雙扇兩柱を建て、各別に說き去り玉へるが如しと雖、其實は互析文にして、一意貫通の文たり、故に爻の辭には其形容に擬すること無く、其事物の義理に象どらざると云にては無く、彖の辭は、其會通を觀玉はず、其典禮を行ひ玉はず、辭をも係

物體と云が如し、

○按に此條の文、古來正面に讀み得る人鮮し、蓋し道とは、虚位にして無形たり、器とは、實位にして有形たり、これ道と器と相對して、即ち陰陽の義たり、道は陽にして無形たり、器は陰にして有形たり、道と器と各別たりと雖、固より道は器を離れて行なはれず、器も亦道を離れて立つこと能はず、故に道の條理を義と云、器の條理を理と云、於是乎道と器と相表裡し、陰と陽と相表裡し、義と理と相表裡し、有形と無形と相表裡し、氣と質と相表裡し、體と用と相表裡し、動と靜と相表裡すると云ことを觀念會得しつべし、これ即ち吾聖門の道を器に寓すると云の一大事の出る處たり、後進の士、克く熟讀玩味して、默會神悟すべし、

化而裁之、謂之變、推而行之、謂之通、舉而措之天下之民、謂之事業、

【音】措、音厝、措置也、事、仕吏切、作功之務、大曰政、小曰事、

【釋】それ道と云ひ、器と云ふ、各これを化成して、これが宜しきを裁制する者は、即ち變なり、これを天下に推し行ふ者は、即ち通なり、通とは、滯り塞かれざるの謂なり、これを萬民に擧げ措く所が、即ち事業なり、事業とは、作功の義なり、それ變と云、通と云、事業と云、用ひおく處にして、名を異にすと雖、其道器たることは、いまだ嘗て始めより一ならずばあらざることとなり、

○按に此章には、三才合一と云の秘訣有り、先づ化而裁之、謂之變、これ即ち變化裁制の義を說けるにして、天の道たり、又推而行之、謂之通、これ即ち推行通用の義を說けるものにして、地の道たり、擧而措之天下之民、謂之事業、これ天地の道に法象して、變化すべきは變化し、通行すべきは通行するの義を說けるものにして、人の道たり、こゝに三才の義、合一具足成就せることを觀つべし、これ即ち神易の神道たればなり、

夫象、聖人有以見天下之賾、而

六十四卦、三百八十四爻、四千九十六の變を設けて、以て蓍の情僞、表裡、隱顯、取舍、等までも、盡すことを得しめ玉ふなり、其蓍の情と云は、即ち天命にして、天の意これなり、固より此神易の道たるや、天命天意の微妙をも寫瓶に叩き盡し得る所の道にして、天に先だつて天違はずと曰へる者これなり、それ天すら違ふこと能はざる所の道たれば、豈人情の幽顯盡さゞると云こと有らんや、此に文王周公の兩大聖、其卦の象を觀察して、蓍の情を叩き竭して、以て辭を繫け玉へり、故に其言も亦盡すことを得玉へるなり、是故に易を讀まん者は、先づ卦爻の象を觀察して盡すことを得、蓍の情を熟玩して盡すことを得て、以て其意も其言も讀み得べきことなり、然らずして徒に文字を讀て其言を得、其意を得んとするは、樹に緣つて魚を求め轅を南して燕の國に之んとするの類なり、さて天下の事有る者は、變じて通せしめ、以て天下の利を盡さしむる所の本は、これ全く蓍筮の三變一通、十八變六通の神妙不測に因ることなり、固より卦を以てして、爻を以てして、象を以てして、蓍を以てして、情僞を以てして、變通を以てして、これを鼓し、これを舞せしめ、以て神を盡さしむ、これ其道は神を盡すと云に至り、其事は天下萬古の億兆に、凶を避けて吉に即しむるの敎へにして、萬物萬事各皆其處を得、其宜しきを得しむるに非ざると云こと無きなり、これ全く易道蓍卦卜筮の妙用にして、諸餘の經書の斷じて企て及ぶべからざることを曉し示させ玉へる所の微旨たるにり、

是故形而上者、謂之道、形而下者、謂之器、

【音】形、戶經切、形質也、形體也、器、去冀切、凡有質成形之總名、而所謂道者寓焉、

【釋】それ天地と云、易と云、人と云、共に其形を離れてより以上の位を以て語る時には、其義同じからずと云こと無し、これ所謂道たる者にして、其道は一以てこれを貫ける者なればなり、又其形以下に即て語る時には、天地は自ら天地、易は自ら易、人は自ら人にして、各自ら別異にして、すべて一ならざる者たり、これ所謂器たる者にして、其器と云ふは、猶物形

と能はざることの大功德を揚げて、讃歎仰尊し玉へるなり、これを文章の抑揚法と云、

聖人立レ象以盡レ意、設レ卦以盡二情僞一、繫レ辭焉以盡二其言一、變而通レ之、以盡レ利、鼓レ之舞レ之以盡レ神、

【釋】此段は、易道の最上乘たる處の、卜筮蓍卦の神妙を說き明かさせ玉はんが爲に、起首に古語を引て、言說の意を盡すこと能はず、書籍の言說をだに盡すこと能はざると云の、大疑團の無門關を立て玉へることなり、さて聖人其書にて盡し難き處の言をも、又言辭にて盡し難き處の意をも、盡すことを得しめんが爲に、神易の妙道を制作し出し、象を立てゝは、其意を象どり盡すことを得しめ、卦を設けては、其象に由て其意の情僞信詐をも盡すことを得しめ、其卦象を熟觀玩味して、辭を繫け玉ふが故に、其言をも亦盡すことを得玉へるとなり、それ事有る者は、必ず動く、動くとは、變なり、變じて利しきに通ぜしめ、以て天下の人をして其利を盡さしむ、卜筮の道、名敎の道、以てこれを鼓舞して以て其神妙を盡すことを得しめ玉ふとなり、此の如くに讀み解くこと、これ文面上の普通義たり、尙此上の深重の微旨を說く時には、先づ此章に意を盡すと云の意の字は、前文を承け釋して、聖人の意を云ことは勿論たれども、其至極の微旨を說く時には、これ卦の意を指て云へり、蓋し其所以は、易の道には、象と云處の活潑々たる處の神妙たる者有るを以て、其盡し難きと云處の、微旨妙意までも、義象、畫象、意象、假象、轉象、對體の象、合體の象、全體の象、爻體の象等を以てして、詳悉微細に象どり盡すことを得しむることを云へるなり、又情とは蓍の情を云へり、卦の象を以てして、蓍の情を盡しつべしと云の義なり、又情僞と云は、猶表裡と曰はんが如し、これ其蓍の告ぐる所の情に、表裡隱顯等の曲節有ることを宣まへるなり、

○按に此條には大に秘訣有り、筆記の悉し得る所に非ず、吾門酬醋圖中、蓍情十有五門の大事を傳授し、熟練するの上にては、其要を聽得ることを得べし、

先づ象を立てゝ以て卦の意を盡すことを得しめ、

【訂】通本其下衍「彖字、今刪正、

【釋】凡そ天地の定理、吉なる者は存し、凶なる者は亡ぶ、さて其吉凶の道を明らかにせんと要めば、乃ち彖爻の辭を觀察玩味せば、其道居ながらにして知るべきことなりとなり、居可」知とは、其最容易なるを云、故に知者彖爻の辭を觀ば、天下の事、思ひ半ばに過ぎんと云、これ再三に反復して、文周の係辭の義を解釋し讃歎して、一段の意を結び玉へり、然り此の如しとは雖、これは文周二大聖人の名敎繋辭の義を云へるのみにして、いまだ神易の眞面目、庖皇神聖の最上乘、卜筮の一大事に及ばざるが故に、天下の事こゝに盡きぬ、天下の能事こゝに畢れりなどゝ言ふことを得ざるなり、是を以て思ひ半ばに過ぎんとは宣まへることとなり、

書不」盡」言、言不」盡」意、然則聖人之意、其不」可」見乎、

【音】意、於記切、志之發也、從」心從」音、意不」可」見而象、因」言以會」意、音、即言也、

【釋】書不」盡」言、言不」盡」意と云、此二句八言は、蓋古語なるべし、先づ書とは、言を記載する所の者たり、然れども其記載する所は、これを直ちに言ひ述ぶるの詳悉なるには如かざる者なり、又これを言ひ述ぶることの詳悉なりとは雖、然れども其意念の幾微神妙なる所の意味は、亦言說を以て悉し難きの者有り、故は佛氏にても、以心傳心と云、又は才かに詳に渉れば第二義に墮すなど謂へるも、これの旨なり、蓋しこれ三代の上古より言ひ傳へし所の語なるを、それを引て以て此の如くなる時には、意よりは言劣り、言よりは書劣りぬ、而して聖人の意を傳ふる者は、典策たれば、聖人の意思の幾微神妙處は、文字書籍上にては、見るべからず、得べからず、盡すべからざることなりと、歎息し決定して、先づ一大疑團を設け起し玉へり、乎の字は、歎して決するの辭にして、疑ひの辭には非ざることなり、是の如くに、一切の典簡經籍も、究竟する處は、聖人意念の神妙處は、記載し得ること能はざる者なるかなと、一筆にこれを塗抹して抑へ置きて、さて易の卦象蓍情の、克く盡し難きを盡し、傳へ難きを傳ふることを曉し示して、神易の靈妙なるの大道に非ずしては、天下の幽情隱微を盡すこ

も大過小過、大畜小畜等の如きは、これ其最も見易き者たり、齊とは、等均の義にして、これを定むると云のことなり、

辨吉凶者、存乎辭、

【釋】吉凶進退の道を仔細に辨別せんことは、其繫る所の辭の旨を、熟讀玩味するに在りと云の義なり、

憂悔吝者、存乎介、

【音】介、音戒、際也、謂吉凶之中間也、

【釋】悔も吝も共に小疵あるの者たり、故に憂ふると云、此悔吝の二つに憂へ有る者は、乃ち吉凶の中間に在るを以て、これを改むれば則ち吉に進み、改めざる時には、則ち凶に至ることを云へり、故に存乎介と云、

進无咎者、存乎悔、

【音】悔、上聲、改悔也、

【釋】それ吉凶の中間に在つて、終に咎無きに進み至る者は、これ其能く憂へて悔改むるに由ることなり、故に吝しくして改めざる者は、其凶に至ること、亦必然たること知るべきなり、

是故卦有小大、辭有險易、辭也者、各指其所之、

【音】險、音獫、險阻也、險難也、易、去聲、平易也、

【釋】これ第三重の釋なり、それ事に小大有るを以て、故に卦に小大の等級有り、事に吉凶有るを以て、故に辭に險易の不同有ることなり、これ各自ら動き之んとする所の趣きを指し示せるの者たり、さて此章に說く處の辭と云は、單に爻の辭を指して云、これ卦と云に、彖の辭の義を含蓄めるを以てなり、各とは、乃ち三百八十四爻を云、之とは、動なり、變なり、爲ること有るの義なり、

【訂】通本、易有四象、迄各指其所之一段、錯在上繫中、今復正、

噫、亦要存亡吉凶、則居可知矣、

知者觀其辭、則思過半矣、

【音】要、求也、噫、音醫、歎聲、知者之知、音知、思、去聲、

り、吉とは、得ることを云ふ、凶とは、失ふことを云、

悔吝者、言其小疵也、

【音】疵、音玼、瑕瑾也、

【釈】それ悔い改むる者は、忽ち吉に趣むき、又吝ざしくして改めざる者は、必ず凶に終ることなり、其悔吝の二つは、吉凶の中間に位せる者にして、吉ともなるべく、凶ともなるべき者たれば、此悔吝の位は、其罪悪の疵瑕の、いまだ大ならざる處なり、故に其疵の小きことを云ふて、各人に日新改過の途を指し示し玉ふ、名教の本色たり、

无咎者、善補過也、

【釈】先づ上文にて吉凶悔吝の四大綱の解釈は了りぬ、吉凶悔吝の四大綱の外にて多く用ひられたる文は、咎の字たり、咎とは、従人従各の文にして、人各異なるは、道に適せざると云の義たり、故に道理上にては、本當に咎有るべき所の卦爻の象たれども、能く悔い改むるの善功を以て、其過を補へると云の意を、咎無しと云へるは、善を以て過を補ふ也と釈し玉へり、且つ吉凶悔吝の四大綱文の外の義なるを以て、其文例を變じ玉へり、固より吉凶悔吝の外に用ひられたる文例も、害と云、傷と云、患と云、災と云、眚と云、種々の義有れども、无咎の文の如く多く用ひられたる者は無し、故に无咎の義のみを釈し玉ふなり、これ大多を擧て、小少を略攝し玉ふなり、さて无咎の辭、彖の辭に用ひ玉ふは、師比隨損困艮の六卦なり、爻の辭には、八十七條に用ひ玉へり、其外にて少しく體の異なるは、小畜初に、何其咎、豫四に、何咎、蠱三に无大咎、睽五に、往何咎、夬初に不勝爲咎、始三无大咎其他は、皆无咎と云へり、

是故列貴賤者、存乎位、

【釈】これ再釈なり、位とは、六位のことにして初と上とは、天位の地とし、二は臣の位、三は諸侯の位、四は宰相鼎臣の位、五は君上の位とするが如き、貴賤の等位を列することとは、全く六爻の位に在ることなり、

齊小大者、存乎卦、

【釈】それ六十四卦と云者は、皆事ならざること莫し、凡そ天下の事、自ら小大の等級有せざること無し、故に卦にも亦小大有らざること無きなり、其中に就て

至曰レ樂、玩音翫、玩味也、謂二學習之深一也、

【訂】通本、象譌作レ序、下易譌作レ爻、今皆訂正、

【釋】居るとは、平居無事の時を云、それ易の象とは、天下の物として、事として、盡さゞると云こと無く、又辭とは、天下の敎へとして戒しめとして、盡さゞると云こと莫きの者たるを以て、故に君子平居無事の時に當つては、易の象と辭とに安んじ、これを樂しみ、これを玩そぶと云のことなり、此一章も亦例の互析文法たり、

是故君子、居則觀二其象一、而玩二其辭一、動則觀二其變一、而玩二其占一、是以自レ天祐レ之、吉无レ不レ利、

【釋】それ平居事無きの時には、上に言へる處の如く、象辭に安んじ樂んで、これを玩味することなり、若し事有る時に當つては、必ず變通を貴ぶことなり、故に動則觀二其變一と云、動くとは、事に臨んで、爲ること有るの時を云、占とは、變ずる所を觀て、事の吉凶悔吝を判斷するの謂にして、即ち卜筮のことなり、卜筮は即ち天命を問ふことなれば、これ乃ち天の祐くる處の道に從ふ所にして、適くとして利しからざること有ること無きなり、

象者、言二乎象一者也、

【釋】これは上文に象と辭とを言へるを承けて、こゝにて解釋し玉ふなり、先づ此章にて象と指て言へるは、一卦の義と云の意なり、これ猶上文の爻象動二乎內一と云へるが如し、卦象と云の義にして、六畫全卦の象義に繫ることとなり、元來象と云ことは、靜の道なり、體なり、故に全卦六畫の體の象を說けるのみにして、いまだ事も無く、爲すこと無きの義なり、

爻者、言二乎變一者也、

【釋】爻とは、動なり、爲ること有るの時なり、故に變動に就て辭を繫けらるゝとなり、これ已に事有り、行ふこと有るなり、

吉凶者、言二其失得一也、

【釋】それ動て爲ること有る處の者は、其事理の上に於て、必ず得る所有り、失ふ所無きこと能はざる者た

也者、材也、爻也者、效天下之動者也、是故吉凶生、而悔吝著也、

【釋】それ吉凶悔吝變化剛柔、悉く皆象どれるに非ずと云こと無し、故に易は、象なりと云、其象とは、即ち像どるの義なり、像と云は、これを以て彼を知らしむるの義にして、肖似なり摹倣なり、彖とは、斷なり、全卦六爻の義を斷定するの謂なり、故に材なりと云、材とは、本木幹のことにして、即ち材體基本と云の意なり、爻は、效なり、即ち天下の云爲動作に效ふを以て、吉凶悔吝生じ著はるゝことなり、

是故易有四象、所以示也、

【釋】四象と云は、上繋筮義の段に在る所の、兩儀四象の四象とは、各別のことなり、こゝに云所の四象とは、これ卦爻の象を観るの法を云、其觀象の法四つ有るを以て、これを四象と云ことなり、さて其四象の次第は、先づ六畫一卦を以て象をとる、これ一なり、これ吾門に所謂合體の象と云なり、又内外二卦の象をとる、これ一なり、これ吾門に所謂對體の象と云なり、又全卦を以て象を取る、これ一なり、これ吾門に所謂、全體の象と云これなり、全體とは、其一卦の包互全伏、似體、假體、裏面等までも悉く用ることなり、又一爻にて象を取る、これ一なり、これ吾門に所謂、爻體の象と云これなり、○尚詳らかなることは、象變辭占に見ゆ、以上を成位の四象と云、　これ小陰、小陽、大陰、大陽の四象を、生位の四象と云に對せるなり、

繋辭焉、所以告也、

【釋】易の象を以てする者は、これ觀せ示すの所以たり、聖人の辭を以て繋る者は、告げ敎ふる所以なりとなり、

定之以吉凶、所以斷也、

【釋】斷は、去聲にして、決斷するの義なり、象を觀て辭を係けて、定むるに吉凶を以てする者は、事を斷わる所以たり、

是故君子所居而安者、易之象也、所樂而玩者、易之辭也、

【音】安、靜也、定也、自然性之之義、樂、音洛、歡喜之

言へるなり、

剛柔相推而生變化、

【釋】剛柔とは、奇偶なり、陰陽なり、其剛柔の相推し遷るよりして、變化を生じ來り、其變化の中よりして、吉凶悔吝は生じ出ることとなり。

是故吉凶者、看得之象也、

【釋】それ易に吉凶を言へる者は、人位の事義物理に於て得ること有り、失ふこと有るに象どれる所の辭なりと云の義を、看得之象也と云、

悔吝者、憂虞之象也、

【釋】憂とは、惱苦の義、虞とは、娛樂の義なり、悔吝と云は吉と凶との中間の位にして、人能くこれを憂へ苦んでこれを悔い改むる者は、吉に趣むき、又虞んじて、改むるに吝かなる者は、終に凶に至ると云の義を、悔吝者、憂虞之象也と云、

變化者、進退之象也、

【釋】變とは、化の漸にして、始めの義とす、化とは、變の已に成れるにして、終りの義たり、始むる者は、進むの道なり、終るとは退くの方たり、これ易の變化は、人事上の進退の象義たりと云也、

剛柔者、晝夜之象也、

【音】晝、陟救切、日之出入、與夜爲界者、夜、羊謝切、日入爲夜、晝之對、

【釋】剛柔とは、即ち陰陽なり、其陰陽と云が即ち晝夜の象たるなりとなり、

六爻之動、三極之象也、

【訂】通本、象゜、譌作道、聖人設卦、迄三極之象也二節、錯在上繫中、今共訂正、

【釋】六爻の動有ることとは、これ乃ち三極の動に象どれるとなり、三極とは、天極、人極、地極、にして、即ち三才の義たり、初二の爻を地の位とし、三四の爻を人の位とし、五上の爻を天の位とす、これ六爻三極の義なり、

是故易者、象也、象也者、像也、象

へることなり、これ其仁其德、已に聖人の地に至りて、而後に、かの位を大寳とすべし、若し其仁其德、聖人の地に至らざる時には、假令位有りと雖、大寳にては非ずと云の旨なり、

何以守位、曰仁、何以聚人、曰財、

【釋】仁とは、乃ち聖人生生養育の元德たり、故に仁に非ずしては、大寳たる所の位を守ること能はざることなり、さて人聚まらざる時には、仁政を施すに處無し、其人を聚むるには、則ち財用融通に在ることなり、其財と云は、金銀珠玉穀食布帛の總稱たり、

理財正辭、禁民爲非、曰義、

【釋】それ已に人と財と聚まりぬる時には、則ち亦裁制の方、敎訓の道、刹那も闕くべからざることなり、財を理むるの方を知らしめざる時は、民必ず爭ひを起し、敎學の道立たざる時には、民必ず亂を作す、故に財を理め、辭を正しくして、以て民をして非を爲さざらしむ、これ裁制條理の方にして、即ち義の道たり、此義の字、上の仁の字に對して、禮樂刑政の方悉く具せり、亦陰陽の義なり、理財とは、財を用ふるの條理にして、即ち經濟の道なり、正辭とは、庠序學校の設け有て、孝弟忠信の敎訓の義たり、

○按に此一段天地の大德を生と云より、民の非を爲すを禁ずるを義と云に迄つては、これ開國艸創の大經濟、大學文にして、其序次階級井井法有り、眞に聖人辭を繫け玉ふ名敎の大秘傳たり、曰天地、曰聖人、曰大德、曰大寳、曰守位、曰聚人、曰理財、曰正辭、曰仁、曰義、これ何等の文章ぞ、後進の君子、著眼熟覽して會しつべきものなり、

聖人設卦、觀象、繫辭焉、而明吉凶、

【釋】此聖人と云も、亦文王周公を指せり、設くるとは、施陳するの義にして、設け立つると云ことなり、彼を取つて此に排列設立の意にして、制作の謂には非ざるなり、言ふ心は文王周公熟く庖皇の畫し玉へる所の卦爻の象を觀て、これに辭を係けて、吉凶の道を明らかにして、以て民に進退の方を敎戒し玉へることなり、これ先づ文王周公の彖爻辭の由て起る所を

り、內とは、卦爻を指して云、外とは、事實を指して云へり、又內とは、卦爻の象を云ひ、外とは彖爻の辭を指すの意をも帶びたり、

功業見乎變、

【釋】それ易の道たるや、變ずれば則ち通ず、通じて而後其功業見るべきことなり、故に見乎變と云、

○按に此一章中には、卜筮上の一大事たる所の、動爻著眼の習ひと云ことを含蓄たり、其義は先づ卦の象と、爻の位とを以て、其人を安置し了つて、さて動爻を以て其事の進退成敗を察すると云の秘訣たるなり、

聖人之情見乎辭、

【釋】此條の聖人と云は、文王周公の二大聖を指て云へり、辭とは、彖爻の辭を云、固より吉卦にして、却つて凶辭を繫け玉へる有り、これ誡しめ敎ふることを主とし玉へるなり、又凶卦にして吉辭を繫け玉へる有り、これ勸め誘びくの方便たり、これら聖人の微情を用ひて、人を誨へ戒しめ、勸め誘びく、鼓舞勸戒の仁道たり、

天地之大德曰生、

【釋】それ天地の天地たる所以の、功德妙作を推し極むるに、一に萬物を生生養育するに在るなり、故に天地之大德曰生と云、これ上篇の生生之謂易の句に遙かに照應して、而して天地と易と、同道同德たることを示し玉へるなり、

聖人之大寶曰位、

【釋】先づ此條の聖人と云は、汎く歷代の先聖、これが君となり、これが師とならせ玉ふ所の、至尊至貴至德の聖人を指し玉へり、凡そ此大傳中に聖人と稱し玉へるは、其指す所有るを除くの外は、汎く聖人と宣へるは、其聰明睿知の盛德は勿論にして、先づは至尊至貴の位を履み玉へる義を兼て說かせ玉へることとなり、固より聖人の德は、天地と相比同すべしと雖、若し不幸にして其德を得玉はざる時には、かの生生發育の仁德恩澤を、四海に滿洽ねからしめ玉ふこと能はざることなり、故に位を得るを以て、大寶とすと宣

雖、悉く皆此貞正の道を以て貫ぬくべし、故に貞夫一者と云、

○按に此一段も例の天地日月を賓として、貞正の說法を始め起して、こゝに人位主人の境界に說き入らせ玉へり、究竟の主意重きことは、人位に在ることなり、故に夫一と云て文を反覆して、强く貞字の義を見せ示し玉へり、それ天地日月の貞正たることは、萬古必定にして豫じめに、これを期すべし、唯り人位の云爲動止には、貞正と不貞正との二途有るを以て、これ人位への敎戒、大主意たることなり、

夫乾、確然示人易矣、夫坤、隤然示人簡矣、

【音】確、苦角切、剛堅貌、隤、杜回切、柔順貌、夫、音扶、易去聲、

【釋】乾は、天なり、乾天の事を始むる、一に雨の仁澤にあるのみ、これ易略の至りなり、坤は、地なり、坤地の事を成すや、單に承け生ずるのみなり、これ簡省の極なり、確然とは、乾の純陽にして剛堅の貌を云、隤然は、坤の純陰にして、柔順なるの貌を云、乾坤は、固より易簡を以て人に示す所なり、

爻也者效此者也、象也者、像此者也、

【釋】此とは、上文の易簡の二字を指す、爻とは、效なり、象とは、像なり、蓋其效ふと云も、像どると云も、共に他に非ず、唯此易簡の道に效ひ像どれることなりとなり、

○按に爻と云は、一爻に即て云、象とは、一卦に即て云へるなり、故に篇中爻と象と相對して說き玉へる時には、爻と云には、一爻の義は勿論にして、動の義を兼ね、爻の辭の義有り、象と云には、易象の義は、勿論にして、卦と云の義を兼ね、家の義にして靜の意を兼たり、

爻象動乎內、吉凶見乎外、

【音】見、去聲、現也、下同、

【釋】それ爻象に變動有るを以て、乃ち人事の吉凶見はるゝことなり、爻象とは、爻と卦との象と云ことな

【釈】それ易の究竟の道は、時の一字に在り、變とは、卦爻に在るの義、さてこれを通ぜんことは全く人に在り、是に變じて而してこれに通ずるのことは、全く時に趨り趣むく者なり、故に變通とは、趣時者也と云、

吉凶者、貞勝者也、

【釈】先づ吉凶と云ことは、易道卜筮の通語にして、舊しく傳へ來れるの辭なり、故に文周二大聖の名教の繫辭も、皆これを以て言を成し玉へることなり、貞字には貞正貞恒貞固の三義有り、詳には象變辭占に見ゆ、今此にては貞正の義を主として、貞常貞固の義を兼ね帶びたり、以下並に同じ、凡そ天下の事には、必ず吉凶有り、若し人能く貞正にだにあらば、乃ちこれに勝ちぬべきことなり、故に貞勝者也と云、或問云、それ事の凶なることは、貞正の道を以てこれに進退せば、以て其凶に勝ちぬべきことは、已に命を聞きぬ、然れども今吉凶と云て、吉をも併せて勝つと云へる者は、吉に勝ちぬる時には其義如何んと、應曰、それ已に吉なりと雖、これに繼ぐに不貞正の道を以てする時には、其吉も必ず變じて忽ちに凶となることなり、故に吉にして尙貞正なる時は、これ其吉を永く有つの道なるなり、これ貞勝者には非ずや、

天地之道、貞觀者也、

【釈】それ天奚をか言はんや、四時行はれ、百物生のみ、唯象と法とを以て觀すのみなり、固より天地は、貞正なる者の主たり、故に貞觀者也と云、

日月之道、貞明者也、

【釈】日月は本より貞正なる者たり、然らずば何を以てか萬古を極めて、明らかなることを得べけんや、千歲の日至も坐して致しつべき者は、貞正なるを以てなり、故に貞明者也と云、

天下之動、貞夫一者也、

【釈】動とは、云爲動作を云、此條は上の三貞の文を總べ括つて、これを結べるなり、それ天地日月すら、猶此貞正を以てすること是の如し、况んや人に於てをや、凡そ天下億兆の云爲動作、其狀千差萬別なりと

剛柔と云は、奇偶畫のことにして、陰陽爻の義を云なり、推すとは、相排盪なり、相順遷なり、故に剛柔相推すとは、剛極まれば、柔となり、これ筮法の、四四四と奇數三つ出て、大陽と極まる時には、必ず小陰と變ずるを云、柔極まれば、則ち剛となる、これ筮法の八八八と、偶數三つ出て、大陰と極まる時には、必ず小陽と變ずるを云、此推遷の中より變卦出生することを云へるなり、これ即ち本之兩卦の起本する所なり、

繫辭焉、而命之、動在其中矣、

【釋】繫辭と云は、これ文王周公二大聖の、彖爻の辭の義にして、即ち今の易の經文のことなり、元來此一段先づ首に八卦の列を成すを云、象を云、爻を云、剛柔の推遷を云、變を云へり、これらの義は、庖皇作易の綱概にして、下繫の主意には非ず、右の衆義を以て賓客として說き來つて、此條にして下繫の主意たる所の、文王周公二大聖の繫辭、名敎の經文に說き入らせ玉ふことなり、これ賓主の文法たり、命之とは、これに言ふと云の意にして、敎へを立て、經文と爲すの義たり、動とは、天下億兆の云爲動作を總括するの義たり、其中とは、此易經文彖爻の辭の中に、天下億兆の云爲動止の、吉凶進退の道、悉く備はれると云の義たり、

吉凶悔吝者、生乎動者也、

【釋】それ人事の吉凶悔吝ある者は、皆云爲動作よりして生じ來れるの者なり、これ上文の呼應釋にして言ふ、天下の云爲動作に效ふて、繫る所の者は辭なれば、其繫辭中に其進退の道、備はらざること莫し、故に易の吉凶悔吝有る者は、人事の云爲動作よりして生じ來れるの者なりとなり、

剛柔者、立本者也、

【釋】本とは、卦爻の基本する所と云の義たり、剛柔とは、即ち奇偶のことなり、易は奇偶に本づけり、故に八卦、六十四卦、四千九十六の變卦といへども、悉く奇偶の畫に非ずと云こと莫し、其奇偶にしてこそ、變通進退の道見つべきなり、故に立本者也と云、

變通者、趣時者也、

【音】趣、音娶、疾也、趨也、趣向也、

定まれを以てなり、夬は、決なり、決定なり、決斷なり、それ結繩にては、萬事一文なり、故に此意を推衍して夬の乾兌の金を以て、刀を制し、兌の毀折に象とりて、竹木の版片に契畫すると云より、文字を制作し玉へるの象なり、故に契の字、中古以後は信約劵證の名目とすれども、上古制字の時は、字を畫するの作用たることとなり、故に詩の大雅に、爰契我龜、又周禮に、菙氏掌其燋契、又呂覽の察今篇に、契舟求劍と云、皆作用なり、後加金作鍥、例の重複文なり、字已に刀に從ふ又金を加へて更らに何にか用ひんや、是を以て書契とともに作用の義を以て制創せしことなり、中古以後は主として名目體に用ふることにして其義相反せり、これ史の對體の象と、卦名義とより取れるなり、

八卦成列、象在其中矣、

【釋】八卦已に成りぬれば、其行列に自然に天道、地道、人道の、三才義の次第を具へ存せることなり、故に八卦成列と云、三才次第の義は、乾兌離震巽坎艮坤、これを天道自然對生次第と云、震巽離坤兌乾坎艮、これを地道平面方位次第と云、乾坤震巽坎離艮兌これを人道彝倫名敎次第と云、尚詳かなることは、彖變辭占に見ゆ、それ八卦の列已に成つて、天下の象、悉くに其中に在らずと云こと莫し、故に象在其中と云、

因而重之、爻在其中矣、

【音】重、直容切、疊也、複也、

【釋】それ八卦已に成れる時には、三才の義已に立ち、卦の名已に成り、吉凶の道具はれりと雖、三才の陰陽、奇偶の道、未だしきことなり、故に易と天地の命脈たる所の、生生の大事闕如たることなり、これ獨陽成らず、獨陰生ぜざるの義たるを以て、こゝに又三畫三才を重ぬる時には、忽ち天の陰陽、地の柔剛、人の男女配對して、六十四卦生れ成れり、六十四卦已に成れる時には、爻の名亦已に成れり、爻成つて、各其體有り、用有り、以て天下の事悉しつべきなり、

剛柔相推、變在其中矣、

【釋】それ六十四卦已に成り、爻も亦已に成れり、蓋し爻とは、爻錯の義にして、天下の動に效ふ者たり、又

人、易之以棺椁、蓋取諸大過、

【音】葬之爲言、藏也、埋藏之也、衣、去聲、封、府容切、聚土曰封、樹、音竪、種樹曰樹、喪、音桑、持服曰喪、棺椁、所以掩屍、周于衣曰棺、周于棺曰椁、

【釋】上古は、禮敎いまだ備はらず、世風淳樸にして、人死する時は、則ち厚く柴薪を以てこれを覆ひ包み、これを郊野に埋み藏めたり、さて亦別に土を聚め封せず、樹をも植ゑず、固より喪期の數の制も無ければ、人々思ひ思ひに其情に隨へり、是に於てか聖人棺椁を制し作つて、これが禮節を制せりとなり、これを大過の象に取れると云ことは、兌を憂傷哀戚とし、巽を入るゝとし、從ふとす、孝子孝孫の情、先考祖の屍を、輙く土中に入るゝことの憂傷哀戚なるに感じ從ふて、これが棺椁を聖人の制し玉へるにして、大過の九三の爻を尊骸とし、其尊骸に親しく比せる九二、九四を棺とし、其棺の上なる九五を椁とし、さて初六上六の二陰の土中に葬ふるの象に取れるなり、固よりこれ易る所の大に過たると云の義をも併せ取れるなり、三爻を尊骸と觀ることは、三は人位なるを以てなり、乾の文言九四の釋に、上不在天、下不在田、中不在人と云、これなり、

上古結繩而治、後世聖人易之以書契、百官以治、萬民以察、蓋取諸夬、

【音】治、去聲、書、音舒、著也、畫文字著竹帛也、故經史百家總曰書、從聿、從者、聿、筆也、者、諸本字也、筆衆諸之事也、會意、書、從聿從者、聿、古之筆也、者、諸本字、筆衆諸之事也、會意、契、(校者云、契原本作栔)苦計切、刻畫也、從刀從丰從木、丰、害也、木、木版也、執刀畫版之義可會、察、明也、

【釋】上古は、いまだ文字無かりし故に、繩を結んで事物の進退を記識し、或は言辭を以て口口相傳へしことなり、故に其用狹隘、又久しきと、遠きとに、傳ふること能はざりつるを、後世聖人書契を作つてこれに易へ玉ひしより、百官以て治まり、萬民これを以て察らかなる者は、天下の書、文を同じくして、萬事大に

弦木爲弧、剡木爲矢、弧矢之利、以威天下、蓋取諸睽、

【釋】木を枉てこれに弦をかけて、弓と爲し、木を剡り尖らして、これを矢とし、これを以て不庭不順の反逆者を征伐して服從せしめ、以て天下を威することを爲せることとは、これを睽の卦に取れるとなり、弧は曲れるの者、矢は直なるの者なり、これ曲と直と相會する時には、必ず睽き離る、其睽き離るゝを以て、卻つて其用を爲せるなり、其睽く處の弧矢の用を以て、上に睽き違ふ處の臣民を威せり、これ共に睽くの卦名の義より取れるなり、又離を飛とし兌を毀折とす、睽て飛て毀折すると云の象に取れり、

上古穴居、而野處、後世聖人、易之以宮室、上棟下宇、以待風雨、蓋取諸大壯、

【音】棟、屋脊也、宇、羽也、如鳥羽翼、自覆蔽也、上上聲、下、去聲、

【釋】穴居とは、土室のことなり、野處とは、猶露處野宿と云が如し、これ屋覆無きの謂なり、上古の民は、土室を作つて穴居せり、敢て屋覆有ること無かりしに、後世聖人宮室を始め營みて、棟を上げ、宇を下げて、民をして風雨に犯冒さるゝの憂へを防がしむ、これを大壯の卦に取りしとなり、乾は天なり、天は覆ふの德たり、震は、建て立つるなり、爲ること有るの象なり、震の一陽の主爻を棟として二陰の屋左右に垂れ下つて、乾の覆ひをなせり、これ家屋の象とす、それ土室を宮室にす、これ易ることの大に壯んに、制作の大に壯んなる者たり、凡そ天下の大壯觀と云はん者は、土木築營より大壯なる者は無きなり、固より上古にては、貴賤の居り處を、皆すべて宮室と云へり、尊貴にのみ限りて、宮と稱することは、秦漢の世より肇まれり、これ大壯の對體の卦象と、卦名の義とより取りたるなり、

古之葬者、厚衣之以薪、葬之中野、不封不樹、喪期无數、後世聖

せることは、其義を渙の卦に取れるとなり、渙は、巽木坎水の上に在るの象、これ即ち舟の象なり、それ天下の不通と云は、即ち險難なり、これを濟し通ぜしむるは、即ち險難を渙散するの義たり、これ即ち二卦對體の象と、卦名の義とより取りたるなり、

服牛乘馬、引重致遠、以利天下、蓋取諸隨、

【音】重、上聲、輕重之重、

【釋】それ牛に拳し馬に轡し、以て人の勞に代らしめ、以て天下の利を爲さしむることは、これ牛馬の性の、よく人に馴れ隨ふを以てなり、又重きを引くことは、牛に勝れる者無く、遠きに行くことは、馬より疾き者無し、故に引重致遠と云、これ兌の悅び、震の動くと云の對體の義象と、卦名の隨の、馴れ隨ふと云とより取れるなり、

重門擊柝、以待暴客、蓋取諸豫、

【音】重、柱用切、鄭重之義、柝、他客切、夜行所擊者、

【釋】重門とは、門限關鎖を丁寧嚴密にし、意を用ひ念を入るゝと云の義、擊柝とは拍子木を擊て、防禦嚴重にすることとなり、待とは、備へ防ぐと云の意、暴客とは、横逆狼藉者を云、それ門を鄭重にし、柝を擊て用心し、横逆暴客の非常不虞の變を警戒むることは、これを豫の卦に取れるとなり、豫は、預の義にして、預備預防なり、かねて、てあてし、用意すると云の義なり、又震を進み行とし、坤を道とし、夜とす、一陽の人五陰の大道を坤の夜、震の木の柝音を發して、巡行するの象、これ全く卦名の義より取れるなり、

斷木爲杵、掘地爲臼、臼杵之利、萬民以濟、蓋取諸小過、

【音】斷、上聲、斷割之也、杵、音處、舂杵也、掘、音鱖、穿也、臼、音咎、舂也、臼、象掘地、中四點、象米、利、利益也、

【釋】臼と杵とを以て穀皮を除き去り、而して後に黍稷得て食ふべきことなり、これを以て萬民を利濟することは、小過の卦に取れるとなり、これ艮の土下に止まり、震の木上に動くと云の、對體の義象より取れるなり、

舜垂衣裳而天下治、蓋取諸乾坤、

【音】黄帝、古帝號、堯、古唐帝號、舜、有虞氏之號、倦、音劵、疲勞也、衣、音依、裳、音常、被服之總稱、上曰衣、下曰裳、

【釋】それ變通は、天地の道にして、即ち易の道たり、是故に筮法、三變して一通し、而して一畫成ることとなり、又十八變して六通し、而して一卦成ることとなり、故に此神易の變通の道に則りて、時變に通達して、固執なること無く、其民をして倦み怠たらしめず、其周旋作用神妙にして、極り有ること無し、故に民各其宜きを得ると云の義なり、又再び上の變通と云へるに承け接して、易の道たるや、窮すれば則ち變ずと云て、其變通する所以を曉し玉ふなり、筮法、三奇と窮る時には、則ち少陰と變通し、三偶と窮まる時には、則ち少陽と變通す、これ猶、夏の大陽、窮まれば、則ち秋の少陰と變通し、冬の大陰、窮まれば則ち春の少陽と變通するが如し、窮は、穴に從ひ、躳に從ふ會意の文にして、必至一定の義たり、易とは、即ち神の義にして、汎く萬物萬事に亘り、乾坤闔闢の道を云、變ずれば則ち通ずとは、これ變化動通の謂なり、此闔闢變化あるを以て、能く久しきことを得る所以なり、固より此變通の道に達する者は、天の祐くる所にして、大善の吉たる者にして、利しからずと云こと莫し、此の如くなるに至つては、垂拱無爲にして、天下治まるべきなり、故に垂衣裳而天下治と云、衣裳を垂るとは、即ち垂拱するの謂にして、又衣とは、上に在つて覆ふの物にして、君の象たり、裳とは、下に在て承くるの物にして、臣の象たり、これ君臣上下分位を正し示すの意にして、其義を乾坤の二卦に取れるなり、

刳木爲舟、剡木爲楫、舟楫之利、以濟不通、蓋取諸渙、

【音】刳、音枯、空物腸也、剡、音琰、銳利也、楫、音接、撥水櫂舟具、通本通下、衍致遠以利天下六字、蓋自次服牛乘馬章錯複、今刪正、

【釋】刳とは剖刳するの義にして、これ大木の中腸を刳空て虚舟とし、木を剡り制して以て楫と爲して、其通せざるの所を濟渡し通用せしめて、以て天下を利

庖犧氏沒、神農氏作、斲木爲耜、揉木爲耒、耒耨之利、以敎天下、蓋取諸益、

【音】沒、莫沒切、歿同、農、奴冬切、神農、古炎帝號、敎民植穀、以其神農業、謂之神農氏、斲、音卓、削也、耜、音似、臿也、揉、音煣、屈中木也、耒、音纇、耨、奴豆切、倶芸田器、

【釋】木を削り、木を揉めて、以て耒耜の器を制し、民に農業を敎へ、天下の利を爲せりとなり、それ天下の有益なること、穀を植うるより過ぎたるは莫し、故に益の卦に取れりとなり、これ卦名の義、又震巽の二木、中卦の坤の土に巽にて入り、震にて動かすと云の象有り、これ卦象の義、これは對體の義象と、卦名義とに取られたるなり、

日中爲市、致天下民、聚天下之貨、交易而退、各得其所、蓋取諸噬嗑、

【音】市、（校者云、市原本作市）音特、賣買所之也、篆作㞢、古文作㞢、從冂、從㞢、㞢、古文及字、冂、市垣也、隷作市爲正、致招致也、聚、慈庾切、會也、積也、貨、財也、布帛金刀龜貝之屬、交易、互市之義、

【釋】市とは、賣買交易するの所にして、市を爲して四方の民を招き致し、貨財穀食布帛龜貝の屬を積聚して有る所を以て、無き所に交易し、各をして其宜しきを得せしむるの義なり、日中と云者は、正明の時にして、陰私詐欺の事無からしむるの義にして、且つ四方遠近の民の來り聚まらしむるの利便の時を云なり、これ離の貨財を、震にて動かし聚め、離の日中の時、震の爲ること有て、噬嗑の齧合して、亨通せしむると云の象にして、對體の義象と、卦名の象とより取れるなり、

神農氏沒、黄帝堯舜氏作、通其變、使民不倦、神而化之、使民宜之、易窮則變、變則通、通則久、是以自天祐之、吉无不利、黄帝堯

たり、今三才に觀察して、こゝに八卦を作れり、八卦を云ふ時は、六十四卦其中に在ること勿論たれば、これを略し玉へり、固より易は三才に貫通するの道たるを以て、よく神明の德に通ずべく、よく萬物の情に類すべしとなり、類すとは、萬物の情意に通じて、親切に類同するを云ふ、固よりこの一篇の文は、此以下に說く所の、制器尙象例十三卦を、說き陳べ玉ふ爲の小序體たり、

作結繩而爲网罟以佃以漁蓋取諸離、

【音】繩、食陵切、索也、网、網同、羅罟總名、本作网、後加亡糸作罔網、罟、公戶切、网也、取獸曰网、取魚曰罟、佃、音田、田獵也、漁、音魚、捕魚也、

【釋】それ易は、三才に觀察して作り玉へる所の者たるを以て、天下の事、天下の物、易に觀るべからざること、取るべからざる者有ること莫し、故にこゝに庖皇より以下、歷代の聖人の卦象を觀て以て、天下を利濟し玉へることを說かせ玉ふなり、これ易の四道中の第三、以制器者尙其象と云にして、所謂尙象例なる者たり、以下皆然り、さて繩を結んで罔罟と云者を作り、これを以て禽獸魚鼈を取り捕ることを始め玉ひしとなり、即ち此象を重離の卦より取らせられけるとなり、蓋の字は、婉にして決するの辭なり、疑ひの辭には非ざることなり、固より聖人の口氣は溫厚寬裕にして、速迫緊急には無き者たれば、後人の字例を以て觀る時には、其意を得ざること多きことあり、離は、麗なり、麗とはつくなり、かゝるなり、これ鳥や魚の此网罟と云者に、麗ると云の義より取れるなり、固より重離の卦に网罟の象形有り、これ卦名の義と、畫象とより取れるなり、

○按に庖皇の制器、豈止此网罟のみに限れることならんや、然れども庖皇の時より宣聖の世に及んでは、千萬年の星霜を經て、其傳紀も失亡して僅に此一象のみ遺り傳へしことなるべし、獨りこれのみに非ず、以下歷代聖人の法象し玉ふことも、豈十二卦、十二事のみならんや、これは孔夫子の學び傳へ玉ひし事實が、十三卦十三事なりしこととなるべし、書經の堯舜に肇め玉ひしことも、それより以前の事實は、傳紀分明ならざるに由り玉へるなり、

繫辭下篇

〔○第三綱領〕古者庖犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、觀鳥獸之文與天地之義、近取諸身遠取諸物、

【音】庖、薄交切、犧、音義、包犧、上古神聖號、養犧牲以庖厨、故曰庖犧、即神易畫卦制作者、鳥、丁了切、二足而羽曰鳥、獸、音狩、四足而毛曰獸、通本、與下脱天字、義、作宜、自同音譌、今共補正、

【釋】これ係辭兩篇中三大綱の、第三綱領たり、其三大綱と云は、上篇開卷の正最初に、昔者聖人之作易也、祐贊於神明而生蓍、又其次段に、昔者聖人之作易也、將以順性命之理、さて此下篇の首の、古者庖犧氏之王天下也と云の三つ、これなり、然るに上篇の二大綱には、昔者聖人とのみ說き玉ひつるに、此篇にては、庖犧氏と云稱號までも委細に擧げ玉へる者は、此下文に歷代の聖人を陳べ列ねさせ玉ふが故なり、これ文章の精細處たり、又此篇にて天地人の三才に觀て八卦を作れることを說き玉へる者は、これ下篇の首章たるを以て提げ出し玉へるまでのことなり、仰觀とは、象るべきことを、天に觀察し玉ふとなり、俯觀とは、法とるべきことを、地に觀察し玉へるとなり、其天地の中間に在る所は、即ち物なり、故に亦其文を觀察し玉ふとなり、已に鳥獸の文とだに宣ふ時は、人文其中に在ること勿論たるなり、天地之義とは即ち法象の謂なり、固より此章の義の、天地に則とり、三才に象どる觀察法象の旨は、大牢已に上篇に詳なれば、此章にては簡約に說き玉へるなり、近取諸身とは、これ人文を觀察するなり、遠取諸物とは、これ鳥獸の文を觀察するなり、再び天地を稱し、再び人物を說ける者は、これ一詳一略の文法にして、究竟は、三才の義も萬物の理も皆總括して遺さゞると云の義なり、

於是始作八卦、（作六十四卦）以通神明之德、以類萬物之情、

【釋】於是とは、上文に陳たる所の衆義を總ぶるの義

取₂其響應不窮₁也、知、音智、夫、音扶、
【釋】それこの至靈至神なる所の神易の道に與かり知り、與かり作り、與かり主さどれる所の者は、これ他に非ず、即ち上古の聰明睿知あつて、神武にして不殺なる所の者也との謂なり、先づ聰明睿知とは、神の耳、神の眼の盛德にして即ち神知たり、神武とは、神の決斷、神の作用の妙德にして即ち神勇也、不殺とは、神の慈悲、神の憐憫の靈德にして即ち神仁也、それ神の知、神の勇、神の仁の、三神の德を兼全せる所の、上古の神聖たらんは、庖犧神皇に非ずして孰ぞやと也、此は是れ大仰德の語、大讃歎の辭にして、以て上係辭一篇の結局の體を爲し玉へるなり、
此上篇開卷の首章に、先づ庖皇神聖の神德と、箸卦の神德とを讃歎講述して以て首め、今此の卒章も亦庖皇の神德と、箸卦の神德とを讃歎講述して以て結尾り、これ一篇首尾の大照應遙接法たり、其文章の法の嚴律精粹たることを仰ぐべき也、蓋し箸の德は、即ち天なり、卦の德は、即ち地なり、神聖庖皇を合して、天地人三才の大義、全く具足せるの文なり、

（以上繫辭上編下冊）

【釋】それ爻の義は、變じ動くを以て吉凶を告げ示すと云の義なり、これ上文に蓍と卦との徳を說けるに由て、遂に爻の義に說き及ぼし玉へることとなり、これを文章の餘波法と云なり、

聖人以此齋戒、以神明其德夫、

【音】齋、莊皆切、潔也、莊也、純一至誠之義、戒、音介、警戒也、必至至敬之義、

【釋】此の字、大眼目也、即ち蓍と卦とを指せる也、其德とは、我と蓍卦との德を云、それ蓍卦の重器たるや、其物は、至靈なり、其事は至重なり、其道は、至神なり、故に歷代の聖人、齋戒して至誠至敬を盡し、以て先づ我神を神明にし、亦蓍卦の德をも神明にせるとなり、それ齋戒とは我誠を致すなり、我敬を盡すなり、我誠至り、我敬盡して、我神實に神明になるなり、是に於て我神明を以て、かの神明に交はるべし、これ與に酬酢するの謂也、固より鬼神に交接んの道は、至誠至敬に非ずんば感應あらしむること能はず、故に誠敬至らずしては、人すら猶感動せず、况んや鬼神をや、

神以知來、知以藏往、

【音】知以之知、音智、知來之知、如字、藏、去聲、

【釋】これ上文の蓍神卦知の句に照應せるなり、其神は能く將來の事を知るべく、其知は能く既往の事を藏むべしとなり、神知とは、其動靜に就ての立言たり、其實旨は、易の神知なるを以て、往をも藏め、來をも知るべしとなり、

其孰能與於此哉、

【音】與、去聲、預同、

【釋】それ上に述べ陳ねたる所の神知妙用、そも何等の人にしてか、この道に與れる者なるぞとなり、與とは此道に預り知り、預り作り、預り主どれると云の義を、併せ具へたるの意なり、

〔○○聰明睿知 ○○神武不殺〕 古之聰明睿知、神武而不殺者夫、

【音】聰、音息、善聞明聽之稱、睿、以芮切、通微深明之義、從歺從目、從谷省、歺、取其穿、目、取其明、谷

行實を履み、而して後に卜筮爲すべく、蓍卦用ふべく、神明に交はり、天命を知るべきことぞならば、萬古を經ると雖、絕して卜筮して天命を知るべきの人有ること莫きことなり、これは聖人の沒後、更らに聖人出ること莫きを以て知るべきことなり、然らば此道殆んど廢絕べし、聖人能く斯を察して、かの至神の道を、至神の器に寓して、所謂探レ賾索レ隱、鈎レ深致レ遠、極レ數知レ來の、至靈至神の道術を、蓍と卦との中に退藏せしめて秘密し置かせ玉へりと云の義を、退二藏於密一と云へり、これ藏めて待つこと有るの意にして、有レ美二玉於斯一、韞レ匵而藏レ諸、又、苟非二其人一、道不二虛行一、又其人存、則其政擧、其人亡、則其政息、又、人能弘レ道、非二道弘一レ人、又、樂則行レ之、憂則違レ之と云へる等、皆同意味の文たり、それ道を器に寓すると云こと、實に吾聖門の標準たることとなり、尙面命の訣を期つべし、

吉凶與レ民同レ患、

【釋】それ民の患へを以て、己が憂へとし、務めて民に敎へて凶を避て吉に趨むかしむ、これ民の爲に憂ふること深しと云べし、これ上文の鼓二萬物一而與二聖人一同レ憂と云の句の照應にして、下篇の作レ易者、其有二憂患一乎と云へると、同意義たり、凡そ仁慈憂患を以て心とする者は、天地神明と、神易と聖人とのみなり、

〔○蓍德圓神　○卦德方知〕是故蓍之德、圓而神、卦之德、方以知、

【音】知去聲、

【釋】蓍の德は、天に象どり、陽の道にして、變を主さどれり、是を以て能く圓轉す、故に其神なること測るべからざるなり、卦の德は地を形どり、陰の道にして、化を主さどれり、是を以て方靜なるなり、故に其知あること極り有ること無し、此句は對頭文たれば、神の對に、明の字を下すべきが如く意はるれども、方體の卦德を說かんには、明の字にて當らざる也、知の字殊に親切たり、これ即ち下文の神以知レ來、知以藏レ往と云の句の伏脈たり、

六爻之義、變以告、

【訂】通本、變○譌作レ易○、自二同義一誤、告○作レ貢○、自二同音一譌、皆今共訂正、

神易の道たるや、天地陰陽、鬼神人物、幽明死生賾れるも、隱れたるも、深きも、遠きも、一切に極め悉さざること莫きの道たれば、何の天地の道に於てか、明らかならざるのことあらんや、何の億兆の事故に於てか、察すべからざることのあるべけんや、となり、

〔○神物〕是興二神物一、以前二民用一、

【釋】此條の神物と云は、蓍と卦とを指せり、それ蓍と卦との起り始まることとは、本民用を前め、吉に就き凶を避けしめんが爲の設けなり、

○按に上章の生二神物一と云の條にては、蓍易と龜卜との二つ也と註釋せり、又今此章の神物とは蓍と卦とのことなりと、單に易のことのみとして說く時には、其釋詁齟齬せるが如しと雖、これ甚だ意の有ることと也、活眼讀書の一大事は、主としてこれらの所に在ることとなり、先づ此通段は、主として蓍龜の妙用功德を說かんが爲に、天地、日月、四時、富貴、聖人と云の、五つの賓客を迎へ來つて、終に主人たる所の蓍龜の妙用に說き入らせ玉へる也、さらば蓍筮と龜卜との二つは、主たること勿論たれども、其主にも亦輕重緩急の賓主有り、先づ此篇は易道を說くの書にして、龜卜を說くの書たらざれば、龜卜は主中の賓にして輕く緩く、易は主中の主にして重く急なり、是を以て此章に至つては、其賓たる龜卜は舍て、其主たる所の易の蓍と卦とを指して、神物と說き玉へることとなり、是故に下文にも、蓍の德は圓にして神なり、卦の德は方にして以て知なり、と云て、蓍卦の二つを說て、此神物の照應をなせり、これを文章の取舍法と云なり、

〔○洗心○退密〕聖人以レ此洗レ心、退二藏於密一、

【音】藏、去聲、

【釋】此とは、上文の神物を云の辭にして、即ち蓍卦の二つを指せり、それ蓍卦は、至公至正、至靈至神の神器にして、天の嚴命を端的に問對する所の物たり、故にこれを神物と宣へり、それ聖人の心を洗ひ德を明らかにせさせ玉はん者は、此至公至正、至靈至神の神器に非ずして、何ぞや、退二藏於密一とは、これ甚だ深きの微旨あることとなり、それ卜筮は、鬼神に酬酢し、天命を知るの道たれば、人人各皆聖人の心地に詣り、聖人の

【釋】それ貴きこと天子と爲り、富めること四海を有つ、これ崇高の最たる者なりとなり、これ文章の轉換處にして、富貴と云の二字を以て、下文の聖人句を胚胎せるなり、

備物致用、立法成器、以爲天下之利莫大乎聖人、

【訂】通本立下脱法字、下下脱之字、今皆補正、

【釋】それ物として備へざること無く、用として致さざること無く、能く依るべき所の法を立て、能く用ふべき所の器を成し、これを以て天下の人を利濟することは、これ聖人に非ずしては、能はざる所の事たり、

〔○蓍龜〕探賾索隱、鉤深致遠、以定天下之吉凶、以成天下之亹亹者、莫大乎蓍龜、

【音】賾、士革切、深邃錯雜貌、索、求索也、亹、音尾、娓同、美也、順也、勉强不倦也、龜、音鬼、龜卜也、

【釋】凡そ天下の事業、賾雜たる時には、これを探り知ること難く、隱微たることは、これを索め得んこと、易きに非ず、深きことは、これを鉤り取るに苦しく、遠き時には、これを致し來すこと惱めり、然らば此四つの者は、これ天下の至て難の者たり、さるに此至て難きことを、最容易く爲し得ん者は、唯り蓍と龜卜とのみ之に任ずべきなり、是を以て天下の吉凶皆前に定まり、天下の亹々悉くに濟し得べきの道なるとなり、

凡そ此一段は、蓍龜の大功德、大妙用を說き見さんが爲に、先づ天地、四時、日月、富貴、聖人と、此五箇の大賓客を設け起し來つて、各其莫大の功用を竝べ陳ねて、終に此條に至つて始めて其主人たる所の蓍龜の神靈妙用に說き入らせられたるなり、これを連珠賓主法と云なり、

是以明於天地之道、而察民之故、

【訂】通本、天下脱地字、今補正、

【釋】是以とは、以上の衆義を總べ指すの辭なり、それ

へるなり、これ正式の卜筮叩問法の意にして、生位の處置の義なり、

〔○河圖○洛書〕河出圖、洛出書、聖人則之、

【釋】此一章こそ、數千年の間の先輩等の、誤讀謬解して河洛の數と、神易の數とを混淆し、易筮と龜卜とを錯雜せる所の起原なり、此一句を誤讀して庖皇河圖を得て、易を作れりと云者は、孔安國、馬融、王肅、姚信等より邵康節、程氏、朱氏より、以て今日にまで及べり、これ二千年來、易の道不分明の第一關たり、先づ河と云は、水の名にして、圖と云は、上古庖皇の時に河水の上りより龍馬を産出せり、其馬の旋毛にうづの如きの文に、一より十に至るの數あり、これを河圖の文と云、又洛とは、水の名にして、書と云は、夏の禹王の時に、洛水の上りより神龜出でたり、其龜の背の甲に、一より九に至るの數有り、これを洛書の文と云、其河圖に則りては、庖皇の龜卜を制し玉ひ、其洛書に則りては、大禹の洪範九疇を作り玉へり、故に世々の聖人も亦これを法則と爲し玉ふと云の義なり、斯に河圖五行の數は、龜卜の起る所にして、洛書の數は、洪範九疇の出づる所なり、これ共に吾神易の天地の大衍五十の數とは、斷然として各別なることを會意すべきなり、龍馬とは、八尺以上也、周禮に見ゆ、

是故法象、莫大乎天地、

【釋】それ法とるべく、象どるべき者は、天地其最も大なる者には非ずや、故に莫大乎天地と云、これ上文の意を承けて、以て下文を起せるなり、これを承上接下格と云、

變通莫大乎四時、

【釋】小陽大陽、小陰大陰、相推し移り、相變動して、よく通じ行なはるゝ者は、四時の轉び遷り、殊に其大なる者たり、

縣象著明、莫大乎日月、

【音】縣、平聲、懸同、　著、陟慮切、明也、

【釋】凡そ天地の間の物、すべて皆象ならずと云こと莫し、殊に其天地の間に縣け見して、昭々明々たる所の者は、日月其最も大なる者たるなり、

崇高、莫大乎富貴、

制而用之、謂之法、

【釈】制とは、裁斷述作の義にして、法禁制止の義も含畜り、用之の之とは、上の象と器とを指せり、象と云は、氣なり、陽なり、天なり、乾なり、器と云は、形なり、陰なり、地なり、坤なり、其乾坤天地の道を裁制して、其宜きを人に用ふ、これを法と云なり、こゝに三才一貫の義を了すべきなり、

利用出入、民咸用之、〔而不知〕謂之神、

【釈】それ天下の億兆、其出るや、入るや、利あり用ありて、民咸これを用ることを得て、而して其然る所以を知らざる者は、これ即ち神靈不測の妙用たるなり、これ其神の妙用に非ずんば、焉んぞ人人事毎に、これが利用を得しむることを得べけんや、これ上の章の百姓日用不知と云へると、同意義の文たり、

〔○神物〕是故天〔命、庖皇〕生神物、〔則歴代〕聖人則之、

【釈】生、去聲、始作の義なり、天とは、天命と云こと也、神易とは、蓍と龜卜との二神物を指せり、言ふ心は、庖皇天命を承けて、蓍易と龜卜とを作れるを以て、これを神物と云なり、聖人とは、歴代の聖人を云へり、則之とは、世の聖人、此神物を以て準則とし玉ふを云、

天地變化、聖人效之、

【音】效、胡教切、學也、象也、法效也、

【釈】天地は、變化の主なり、聖人これに效ふて以て時運の變に處して、時中の道を行なへるとなり、下篇に所謂、神農氏沒、黄帝堯舜氏作、通其變、使民不倦、神而化之、使民宜之と云の者にして、是を以て富貴貧賤、夷狄患難、適として其道に通せざると云こと有ること無きの義なり、これト筮上にて言はば、感動象數法の、得卦の意有り、成位に就て處置するの義、

天垂象見吉凶、聖人象之、

【釈】天より象を垂るゝとは何ぞや、これ蓍龜に見はるゝ所の象を云、聖人其蓍龜の卦兆の吉凶に象どり則とつて、これを人事に移せることを說き見させ玉

云ことを察すべし、

是故闔戶、謂之坤、闢戶、謂之乾、

【音】闔、音盍、閉也、闢、音擗、開也、

【釋】闔は陰の道なり、闢は陽の道たり、春夏は陽氣の發し暢るの時にして、乃ち天道の戶を闢くなり、秋冬は、陰氣の收斂るの時にして、乃ち地道の戶を闔づるなり、故に闔る闢く、これを乾坤と云へり、

一闔一闢、謂之變、

【釋】上文闔戶闢戶と云を承けて、其一たびは闔ぢ、一たびは闢く、闔闢する所が、乃ち乾坤陰陽變化の道たるとなり、

往來不窮、謂之通、

【釋】それ往くこと窮まれば即ち來り、來ること窮まれば則往く、往來窮まらざるは、乃ち事物の動通する所以なり、

○按に上文の變の字には化の字を伏し、此文の通の字には、動の字を含ませたり、これ本一闔一闢、往來不窮、謂之變化動通と云を、互省析文にせるの文法たり、

見、乃謂之象、形、乃謂之器、

【釋】それ見るべくして、捉るべからざる者、これを象と云、日月星辰風雲の類、之に屬しつべし、又形ち有て捉るべき所の者は、これを器と云、山川艸木人物金石の類、之に屬しつべし、

○按に氣にして形ち無き者は、見るべからず、捉るべからざるなり、これを見はす者は、卦爻の象なり、故に見はれたる、これを象と云と云へり、又形ち有るの者は、見るべく、捉るべきなり、故に形ち有る、これを器と云と云へり、是に由て之を觀れば、下篇に所謂、形而上者、謂之道、形而下者謂之器と云へる者も、其義會しつべし、道は無形にして虛位たればなり、凡そ道と云、德と云、氣と云、義と云は、皆無形の位なり、物と云、形と云、器と云、理と云は、皆有形の位なり、且つ象と器と相對すれば、氣に象と云、形に器と云、これ對文讀法なり、又散ずる時には、無形も有形も、氣も質も、共に卦爻に見はるゝを象と云、これ散文の讀法と云、

地の位正しくば、易其中に行なはるべし、若し天地正しからずば、易の道行なはるべからずと云の意を含まれたり、これ乃ち乾坤毀、則無以見易と云と同一意の文たり、

成性存存、道義之門、

【音】存、（校者云、存原本作拵）徂尊切、下存、存在之義、上存、撫育之義、從手從子以手撫子、愛恤之意、可會、

【釋】性を成すとは、即ち性を盡すの義なり、それ我に禀賦の性を盡し、我に存在の德を存養撫育することは、これ修學上、聖位の功業にして、此易の道に由るに非ずしては、決して能はざるのことなり、易は即ち道義の出づる所なればなり、故に道義之門と云、

易其何爲者也、

【訂】通本、易其、譌作夫易、今改正、

【釋】これは自ら問ひ、自ら答ふるの體たるなり、

夫易開物成務、冒天下之道、如斯而已者也、

【音】冒、音帽、覆也、

【釋】凡そ天下の事物、絲毫の枝梧有ること無く、壅塞ること有ること無く、各皆其宜しきを得て、事務を成就せしむるの者は、唯易の道を然りとす、それ天下の物理事義、此道に脫漏こと有ること無し、然る所以は、此神易の妙用の、能く天下の道を冒覆包み括ればなり、如斯而已者也とは、語意極めて勁駿直切にして、此神易の外に、更らに他の道無きと云の義なり、

〔○志業疑〕是故聖人以通天下之志、以定天下之業、以斷天下之疑、

【釋】それ見道の廣大神妙なることは、上文に件々陳べたるが如し、故に此道を用てせば、凡そ天下に通せざると云の志有ること無く、定まらざると云の業有ること無く、決斷すべからざると云の疑ひ有ること莫きとなり、これ即ち開物成務の義たり、それ志業疑の三つは、人事の大綱にして、これをして通じ定め、斷しめんことは、吾神易の卜筮に由るに非ずして、豈未然の天命を逆へ知ることを得べけんや、故に此條畢竟の主意は、重んずること神易卜筮上に在と

【釋】それ道は、一を以て貫ぬけり、故に至道は煩はしからざるの義にして、天奚をか言はんや、四時行なはれ、百物生る、天奚をか爲んや、日月代照し、寒暑互ひに行り、以て萬物を發育す、これ至德の最たる者に非ずや、其天地の至德を以て、易の易簡と相配當すべきとなり、此易簡の二字は、上の專、直、翕、闢、の四字を包み括り、且つ遙に前段の乾以易知、坤以簡能と云の句に應し接て、結尾せり、

易其至矣哉、

【釋】凡そ宇宙の間、第一の道、豈これに加ふること有るべけんや、故に聖人至て讃歎の辭を係けて、これを稱し譽玉へることとなり、

夫易、聖人所以崇德而廣業也、

【釋】それ聖人の聖人と宣ふからは、此聖人は、至大聖人の位地に至れること勿論たり、それ既に至大聖人の位地に至らせ玉へる聖人すら、尙內其德を崇高し、外その事業を廣大なさしむる所以の者は、吾神易の神道なりとなり、然らは抑そも神易とは、何等の道なることぞや、噫、

知崇禮卑、崇效天、卑法地、

【音】知、去聲、音智、

【釋】道を知る、これを知と云、道を行ふ、これを禮と云、知は事物に周徧きを貴しとす、これ崇高を要むる所以たり、禮は道の行實に形るゝものにして、恭敬を尙ぶ、これ卑下を旨とする所以なり、其卑崇は、亦天地の卑高に效ひ法とれることなりとなり、

○按に知は、以高上爲準者、在心識虛位也、是象天之道也、禮は以卑讓爲主者、在躬行實位也、是法地之道也、

天地設位、而易行乎其中矣、

【釋】設位とは、卑高以て陳ねと云の義にして、易は天地に効ひ法とるを以て、故に天地設位、而して後に易は天地の中に行なはるゝなり、

○按に、これ平淡の常語の如くなれども、易道の正大公明なることを、深く讃歎し玉へるなり、天地設位とは、猶天地其位正しと云が如し、言ふ心は、天

【釋】凡そ天地の道理、及び天地の間の事物、悉く皆此易中に備はらざること有ること莫きなり、

夫乾、其靜也專、其動也直、是以大生焉、夫坤、其靜也翕、其動也闢、是以廣生焉、

【音】專、職緣切、誠也、純一也、 翕、許及切、斂聚也、闢、房益切、開也、

【釋】それ乾坤に各自ら動靜有り、蓋し靜とは、即ち無事の時を云、これ體たり、動とは、有事の時を云、即ち用たり、乾は、剛なり、天道なり、君道なり、其無事なる時は、其中には應に施すべき所の德を畜ふ、故に專一なるなり、又其事有て動き爲すに當つては、直くして施し始む、即ち易德の極にして、これ大生する所以たり、坤は柔なり、地道なり、臣道なり、其無事なる時には、其生ずべき德を中に韜んで一に乾の施しを期つ、其事有つて動くに當つては、これを闢きて以て乾の施しを承く、即ち簡德の最たる者にして、これ廣生する所以たり、且つ乾に大生と云、坤に廣生と云、これは天地の至德の、廣大生生すると云ことを例の析文にし玉へるなり、それ專と云、直と云、純陽の卦象踊躍が如し、翕と云、闢と云、純陰の卦象畫像るが如し、

廣大配天地、

【音】配、滂佩切、合也、當也、

【釋】これ上の析文中にて、其緊要の字を摘取し來つて、直ちに乾坤の卦の天地に配當するの義を明し、遂に易の功德の天地と相同じきと云ことを、相配當して以て讃述玉へることなり、

變通配四時、

【釋】凡そ物變ずれば、乃ち通ず、固より易は變通の道たり、其易に變通有ることは、これ天地に在ては、猶四時の變通せるが如しとなり、

陰陽之義、配日月、

【釋】それ陰陽の相摩盪き、相消長するや、なほ日月の相推し代つて、明を生ずるが如しとなり、

易簡之善、配至德、

謂、先天、而天弗違と云と同意味の文たり、さて此道の萬物を成すや、屈曲委細にして、能く行き届きて、少しも遺し漏らすこと有ること無きとなり、晝夜の道とは、陰陽變化の覿面なる者たり、然るを能く其道に通ずるを以て、これを能く變を知るの徵に擧げ玉へるなり、

〔○○神无方○○易无體〕故神无方、而易无體、

【釋】神と易とは、固より方所有ること無く、亦形體有ることなし、若しこれに指し定まりたる所の方體有らば、豈よく以上の數件の神妙有ることを得べけんや、これ神、神ならず、易、易ならずと云ふ者たり、中庸曰、鬼神之爲德、其盛乎、視之而弗見、聽之而弗聞、體物而不可遺、使天下之人、齊明盛服、以承祭祀、洋々乎如在其上、如在其左右、又論語曰、顏淵喟然歎曰、仰之彌高、鑽之彌堅、瞻之在前、忽然在後、これ顏子の孔子の神德を深く讃歎し上つりつるの辭なり、又孟子曰、聖而不可知、之謂神とある等、これ鬼神に方體無きの義を發しつべし、固より鬼神の道は、即ち易の道たればなり、无方とは神の靈驗、无體とは易の妙用たり、

夫易、廣矣大矣、

【釋】夫は、音扶、これ易の大體を讃歎し玉へる也、

以言乎遠、則不禦、

【音】禦、音御、拒也、止也、

【釋】以とは、此易の道を以てと云のことなり、以下並に同じ、それ數千里の外に居り、數千歲の後に在つても、其事物の義理、これを察しつべきの道は、天地間に獨り我神易のみなり、

以言乎邇、則靜而正、

【釋】それ物の邇きは、己が躬より近きは無し、故に邇く己か身に取て言ふ時には、進退共に命に安んじて、靜にして正しきの道たり、これ下文に近取諸身と云、又夫易无思也、无爲也、寂然不動と云へるの義にして、これ即ち邇きを言へば、則ち靜にして正しきの道に非ずや、これは、易の體に就て說き玉ふ也、

以言乎天地之間、則備矣、

其時中を得しむるの道たれば、過に流るゝの失有ること無しとなり、「不流」とは、道の中に過ぎざるを云、固より易は、未然の天命をだに知るの道たるを以て、故に人をして、よく天命を知らしむ、天命を知る者は、能く安んじ、能く安んずる者は、能く樂しむ、それ天命を安んじ樂しむ者は、復何ぞ憂ることと有るべけんや、これも例の、天命を樂知すると云ふ、互析文にして說き玉へるなり、且つ此條は、易の道を得て、以て人の行ふ所に就て說き玉へり、

安土敦乎仁、故能愛、

【音】敦、都昆切、厚篤也、愛、烏代切、仁之發也、

【釋】それ國土を安んぜんの道は、全く仁に非ざれば、能はざること也、今易は、即ち仁を得しむるの道たり、仁に敦厚を以て、よく萬物を愛育することなり、

○按に此文の安土と敦仁とは、對頭文の如く見ゆれども、其實は、否らざること也、安土は賓なり、敦仁は主たり、故に仁の字の上に一の乎の字を置て、强く仁の字の力を見せ示し玉へる也、

それ人事の大功用は、國土を安んずるに在り、其國土を安んぜんことは、全く敦きに在る事也、易の道は、仁愛生々を以て體となす、これ仁に敦くして、亦よく人をして仁に敦からしむ、これ愛育生々の義也、禮の哀公問曰、孔子遂言曰、古之爲政、愛人爲大、不能愛人、不能有身、不能有身、不能安土、不能安土、不能樂天、不能樂天、不能成身と云も、これなり、

〔○範圍〕範圍天地之化、而不過、曲成萬物、而不遺、通晝夜之道、而知變、

【音】範、音犯、模範也、圍、音違、匡郭也、曲、邱玉切、屈曲委細也、遺、音惟、亡也、不遺、猶曰無遺漏也、

【訂】通本、脫變字、今補正、

【釋】化とは、化育と云の義にして、これ即ち天地の大德たり、其天地の大德たる所の化育の妙すら、此易道の模範の中に在て、其匡郭を出づること無きとなり、不過とは、範圍中を出でざると云の義なり、これ極めて易道の神妙を讃歎し玉ふものにして、文言に所

を見ると云ことは如何んぞと云に、これ諸餘の經典を始め、凡そ宇宙の間に在ると有らん道にても、術にても、敎へにても、決して見ること能はざることにして、唯獨り吾神易の道に限つて、端的觀面にこれを見ることを得ることにして、これ神易の諸道に拔群絶倫せる所以なり、先づ鬼神の情を知るとは、即ち蓍を以て天命を叩き問ひ知るのことにして、乃ち吾門にて平生に切磋琢磨する所の、蓍の情と云、これなり、又鬼神の狀とは、神の情の形容に見ゆることにして、卦爻の文、義象、畫象、意象、假象、轉象、對象等のことにして、即ち吾門の觀象と云、これなり、

易與二天-地一相似、故不レ違、

【音】違、音韋、背也、

【釋】それ易の道は、天地の道と、相似て同じきを以て、是故に、其事義物理の處置に於て、毫絲の違ひ背くことと有ること無しとの義なり、

知周二乎萬-物一、而道濟二天-下一、故不レ過、

【音】知、音智、濟、去聲、救也、過、過差也、

【釋】知とは、易の神智を云、周は周偏の義なり、道とは易の神道を云、それ易の道たるや、萬物萬事の理義に於て、知るべからざるのこと無く、悉さゞると云こと有ること無し、これ乃ち周ねきと云の義なり、又天下の事に於て通せずと云こと無く、曉さゞると云こと無し、これ所謂救ふの義たり、それ已に其智たるや、此の如く、其道たるや、此の如し、故に其道理に於て、絲毫の差ひ過ち有ること無しとなり、

旁行而不レ流、樂レ天知レ命、故不レ憂、

【音】旁、音傍、廣大也、邊側也、非二一方一也、故爲二周遍之義一、樂、音洛、憂、於求切、愁思也、本作レ㥑、

【釋】旁とは、上下中邊周偏くして、至らざる所無きと云の義なり、それ旁ねくして至らざる所無き時は、必ず過ぐること有る者たり、然れども、易は中正の道たるを以て、旁ねく行れども、從容として道に中りて、

物と爲るなり、其物成る時は、即ち神靈寓することなり、凡そ血氣有る物として、神の寓せずと云こと莫し、非情の物も間亦神の寓することあり、これも亦變化の一端たり、口訣、

遊魂爲レ變、先づ物と云は、生の名なり、陽の道たり、遊魂と云は、死の名なり、陰の道たり、精の靈なる者を魂と云、氣の靈なる者を魄と云、其魂魄は、神の臣にして、即ち陰陽たり、魂を陽とし、氣に屬す、魄を陰とし、質に屬す、さて其君たる所の神は、無上の最尊にして、陰とも陽とも測るべからざるの者たり、かの相合する所の精氣、時來て、離散すれば、即ち死の道たり、陽魂は、天に歸し、陰魄は、地に歸す、而して其君たる所の神のみ、獨り不生不滅にして存在することとなり、これを鬼と名く、これ生に人物と云、死に鬼と云の名目たり、其神と云は、生にも死にもわたるの名なり、其鬼神よく變化を爲すと云の義なり、固より此條の文は、省略互析法にして、殊に勝れて得レ讀難きの所たり、故に古今の先輩等、これを平面對頭の文として讀むが故に、其義を得ること能はずして、種々の臆造妄解を爲せることとなり、先づ、これを平滿に讀み解かんには、精氣陰陽相合すれば、則ち物と爲る、これを生と云、即ち神寓す、其精氣散ずれば、則ち遊魂す、これを死と云、而神存在す、其鬼神能く爲レ變レ化と云の義を、省略互析文にしたる者たり、これは爲レ物と遊魂と相對せるの文なり、固より變と云ことは、天地の道、易の道の妙用たり、故に變の字には、變化動通の四義を具せり、其變化と云、變動と云、變通と云の衆義をば、此條の變の一字中に含蓄たるの文たり、且つ凡そ神の字を說き出し玉ふには、必ず其前後の文に變とか變化とか、變動とか、變通とか、展待し玉ふこととなり、これ變化とは、鬼神の妙用たればなり、

是知二鬼神之情狀一、先づ情とは、こゝろいきと云の義なり、狀とは、すがた、なりふりと云の義なり、中庸曰、子曰、鬼之爲レ德、其盛矣乎、視レ之而弗レ見、聽レ之而弗レ聞、又曰、上天之載、無レ聲無レ臭、至矣、詩曰、神之格思、不レ可レ度思、矧可レ射思、斯の如く、見るべからず、聞くべからざる所の鬼神の德たることを、其鬼神の、こゝろいき、又は、すがた、なりふり、まで

なり、易は、即ち陰陽の道たるを以て、故に此道を以てしては、其故と説と情狀とをも、知り悉すことを得ることとなればなり、これ即ち易の能く天地を彌綸するの謂なり、
○此一段、尙深重祕密の口訣有り、其大事を示さば、先づ其主張する所は、生死の一大事の本末終始悉く具さに吾神易の簭と卦とにて、竭し盡したると云の義を曉し明し玉へるの義にして、これ所謂有形を以て無形の義を象どると云、吾神易の活潑潑地の祕訣たり、
仰以觀₂於天文₁とは、これ陽の道、生の道たり、俯以察₂於地理₁とは、これ陰の道、死の道たり、知₂幽明之故₁の、幽とは、陰の道、鬼神の道、明とは、陽の道、人物の道たる也、
原₂始反₁終とは、凡そ人物の此世に居るや、陽の道、生の道、明の道、人物の道たり、さて其始めはと推原ぬる時には、必ずかの陰の道、死の道、幽の道、鬼神の道より來ること、必定たり、それ既に其の始めの道必定たる時には、其終りの行先きの道も、亦必ず陰の道、死の道、幽の道、鬼神の道へ行くこと、亦必定たることとなり、これ猶晝の始めは、夜の幽より來り、晝の終りは、又必ず夜の幽へ行くと同じ義たるが如し、
是故知₂死生之說₁、こゝに死生之說と宣ふを以て觀れば、邈に三代の以前より、宣聖の頃までも、此死生の說を以て勸化するの徒、多く有りつることと意はるゝなり、老子、關尹子、列子、莊子の如きは、其徒の一端たり、豈白馬の駄經を期つて興るとせんや、それ原₂始反₁終の道を以て觀れば、先づ今日の己が生にして、陽の道たることを認めて、以て昨夜の死にして陰の道たることを證し、さて昨夜の陰の死より、今日の陽の生に來れることを執つて、又今夜の陰の死へ交代することを徵しつべし、死生の說、此一圈套の外に出づること有ること無し、さらば釋氏一代の藏經の說法も、亦此一句の外に出づること能はずして、愈吾神易の神妙不可思議なることを會しつべきなり、
精氣爲₁物、先づ精とは、陰物にして、質ありて水の靈たる物たり、氣とは陽物にして、無形にして、火の靈たる物たり、其精氣相合し相交はる時は、則ち

陰陽の二つに法象せるの道たるを以て、故に幽明の故も、此道を以てせば、能く知り察らむることを得べしとなり、

〔○生死之説〕原始陰死幽鬼、反終、陰死幽鬼、是故知死生之説、

【釋】凡そ事は、始めあれば、必ず終り有り、終始一致一理なることとは、これ必然の義たるなり、原とは、水の原にして、推し上り尋ぬるの義、反とは、反復の義、それ其始めを原ね究め、其終りに反復して、其義一貫通徹すること、これ神易の常道にして、寒に遇へば、暑有ることを知り、晝に對しては、夜有ることを察しつべし、是故に下篇に、易之爲書也、原始要終、以爲質と云へるも、此句の願應にして、易の知來の妙用を説き玉へるなり、是を以て苟も此神易の道を以てせば、死生の説も知り得べきとなり、始めとは、未生の位にして、過去のこと、即ち陰死の道たり、終りとは、將來の位にして、即ち陰死の道たり、其始終の中間が、即今の位にして、生の義たり、

〔○精氣爲物○遊魂爲變○鬼神之情狀〕精水也、陰也、氣火也、陽也、相合爲物、生之道、遊魂離散、死之道、鬼神能爲變化、是故知鬼神之情狀、

【音】精、子盈切、靈也、眞也、專一純密之義、氣、去既切、元氣也、息也、坤之作用也、質之對、凡無形而有爲、謂之氣、形者、生之舍、氣者生之元也、魂、戸昆切、陽氣也、鬼、居偉切、精神離形、各歸其眞之名、

【釋】精とは水なり陰なり、有質の粹たる者を云、氣とは火なり陽なり、無形の帥たる者を云、此精氣の二つ、聚り合すれば、則ち物を成すなり、物成りたれば、必ず神寓す、これ生の道を説き玉へるなり、其精氣離散すれば、則ち魂氣遊散す、遊魂とは、精氣舍を離れ去るの名にして、即ち死の道を説かせ玉へるなり、然りと雖、此寓する處の神は、不生不滅にして、よく變化を爲す所の者たり、それ已に其物と爲る所の情狀知るべければ、亦其鬼神の情狀も、知るべきことゝなり、其義を如何と云に、幽明と云も、死生と云も、人鬼と云も共に皆陰陽の外に出ること能はざる者なれば

陰、其義淺薄し、陰とも陽とも窺ひ測るべからざるを以て、これを神と云なり、神とは、即ち性中の眞主、至靈至妙なる者を云、

○按に通段互ひに天地を說き、易を說き、人を說き來つて、結末に至つて神を說き出し來れる者は、それ天地と云も、易と云も、其道は陰陽不測の者なり、故に人も亦其陰陽不測の地に至り、神德を明らかに至らしむるに非ざれば、神易の道を盡すことと能はざると云の義を曉し示させ玉へるなり、下篇に所謂、神而明之、存乎其人と云者、これなり、

易與天地相準、故能彌綸天地之道、

【音】準、之尹切、均也、彌、武夷切、彌滿也、綸、音倫、經綸也、彌綸、猶曰周偏經緯也、

【釋】先づ易と云者は、天地の道理變化を、圖畫せる所の者たり、故に天地即ち易にして、易即ち天地たり、是を以て能く天地の道を彌綸すとなり、彌は彌滿周偏の義たり、綸は、經綸の義たれば、彌綸の二字は、國讀にては、くはしく、つくす、と云の訓義たるなり、

〔○天文○地理○幽明〕仰（陽之道）以觀於天文（生之道）、俯（陰之道）以察於地理（死之道）、是故知（陰）幽（鬼神）（陽）明（人物）之故、

【釋】先づ此一段は、陰陽造化の妙用、幽明人鬼の蘊奧を叩き竭すの秘密說法たり、故に字字鬼を泣かしめ、句句神を驚ろかしむ、故に讀書の眼光、幽明を貫透に非ずしては、一字隻畫も讀み得らるゝの文には非ざることなり、後進銘肝鐫心すべし、

先づ仰ぐと云は、發生の義にして、陽の道を表示せり、天文の天は、即ち陽の道、生の義を寓したり、文とは、物がらにしては、日月星辰の類屬せり、俯すとは、屈閉の意にして、陰の道を曉し告げたり、地理の地は、即ち陰の道、死の義を攝したり、理とは、物がらにしては、山川草木の類屬せり、幽とは、即ち鬼神の境界にして陰の道たり、死の道たり、明とは、即ち人物の境界にして陽の道たり、生の道たり、故とは、其事物の然る所以と云の義にして國言、いりわけ、と云の訓にあたるなり、それ易とは本天地に俯仰觀察して、

成象之謂乾、效法之謂坤、

【音】效、胡教切、學也、勉也、

【釋】乾は天なり、天は氣なり、氣に象と云、坤は、地なり、地は、質なり、質に法と云、法象の二字は、これ即ち有形無形の取扱ひを示現玉ふの名目たり、これ上文の在天成象、在地成形と云ふ句の遙接にして、亦下文の法象は莫大於天地と云ふ句の起本たり、

極數知來、之謂占、通變之謂事、

【釋】先づ極數とは、蓍を揲へるのことにして、卜筮の事業たり、通變とは、筮法十有八變にして一卦成ることなり、其十八變の中にして、其變を三つ合して、これを一通と云、一畫成ることとなり、故に三變して一通し、十有八變して、六通成て、一卦全く了ることなり、さて其卦を以て將來のことを知る、これを知來と云、將來を知り得て、これを人に告げ示す、これを占と云、占とは、判斷のことなり、固より此條は、例の析文法にして、これを平滿に說く時には、極數通變知來、之謂占事と云の義を、互に析ち錯へて文にせることなり、

○口訣に云、事の字は、事業と云ことは、勿論にして、尙深微蘊旨を明す時には、此占事の事の字は、所謂筮前の一大事と傳る所の、審事の事の字たり、故に凡そ卜筮せんとする時、其卜筮する所の事を、前後終始を審らかに叩き竭し、尙其人の身と位と時と事と地と勢ひとを熟察して、而して後に卜筮することにして、これ卜筮上の一大事たり、是故に聖人其微旨を、此一の事の字の上に含蓄置かせ玉へることなり、尙其微旨を觀んと欲せば、下係に、能說諸心、能研諸慮、變化運爲、吉事有祥、凶事有災、象事知器、占事知來と云、此四つの事の字を觀て、聖人の微旨を窺ひつべきことなり、これ活眼讀易の口傳たり、

〔○陰陽不測〕陰陽不測、之謂神、

【音】測、初力切、測度也、神、乘人切、通變之至、靈妙之極、不可思議、不可言說之稱、孟子曰、聖而不可知、之謂神、亦可以發其義、

【釋】それ陰と認むべく、陽と識すべき者は、其道狹

に聖人を期つて行なはるゝの道たればなり、人能弘道、非道弘人と云も、これなり、

〔○盛徳大業〕盛徳大業至矣哉、

【釋】これを文章の轉換處と云、行文上の骨目の妙處たり、元來此一段の文、天尊地卑と說き出し、かの雙闕錯綜の體を以て、陰陽變化の妙用を疊み重ねて說き顯はし、結末に至つて、天地と易と聖人と、同德同道なることを說き、其聖人と云の文を承け轉じて、遂に人事に說き入りて、總讃の辭を下して、以て結局し、而して下文を承け起せり、これを結上起下格と云、盛德とは、上文の可久、則賢人之德と云句に遙接し、大業とは、可久、則賢人之業と云句に照應して以て句を結べり、固より此道を以てしては、德の盛んなる、業の大なる、悉く皆致すべければなり、故に盛德大業至矣哉と云、

〔○富有○日新〕富有之謂大業、日新之謂盛德、

【音】富、方副切、豐厚備贍也、有、云九切、不失也、有之也、

【釋】富有とは、富有天下と云の省文たり、それ富天下を有つに至るは、これ業の大なる者に非ずや、又日新とは、成湯の盤の銘に、苟日新、日日新、又日新、と云の意にして、これ德の盛んなる者に非ずや、これは上文の盛德大業と云ふ句を承けて、これを事實の上に徵して以て解釋し玉へるなり、

〔○生生〕生生之謂易、

【釋】それ易と云ひ、天地と云ひ、共に此生々の道を以て體と爲せるなり、故に下篇に、天地之大德曰生と有るも、亦同義たり、それ易は、大極よりして兩儀、四象、八卦、六十四卦、四千九十六と變じ爲れり、亦卜筮上にして推衍する時には、範圍圖傳の如きは、僅に一卦よりして、九十八萬三千零四百卦の生々有て、其變化無窮なる者は、これ全く此生々の妙作の神道たればなり、固より此一章も亦文章の轉換處たり、上文に已に一轉折して、人事に說き入りしを、又此に一轉換して、其主腦たる處の神易の道に說き入らせ玉へり、文章の神なり、

し、先づ第一に宋儒の所謂前聖とは、孰を指して言ふことぞ、これ孟子を稱譽せんとて、覆つて前聖を貶抑する、誣妄侮慢の論に非ずや、是を以て之を觀れば、宋儒は易も論語も熟とは讀さるが如く意はるゝことなり、さて此孔夫子の仁知と連ね稱し玉ふと、孟子の仁義と熟呼する所と、神を明らかにする道を誨へ玉ふと、氣を養ふと說く所が、聖賢の分岐所にして、其位階の等殺は、神易をだに讀み得なば、其旨瞭然として自ら得べし、あゝ、孔夫子沒して後は易を讀み得し人は、聖孫の子思一人のみなりと、吾先生の常言なるが、實に過激誣論には非ざることとなり、

顯諸仁、藏諸用、鼓萬物、而與聖人同憂、

【音】諸、之於二合義、藏、去聲、

【訂】通本而下衍不字、今刪正、

【釋】それ此道や、仁者これを用ふれば、即ち其道顯れて、明らかに行なはるゝなり、故に顯諸仁と云、又百姓萬民は、日日夜夜にこれを用ふれども、これを知らざるなり、これを知らずと雖、其云爲動止する所、一に此道に由らずと云こと有ること無し、故に藏諸用と云、仁とは、即ち上の仁者を指す、用とは、即ち上の日用と云の用にして、百姓萬民を指せり、さて此にては知者を擧げざる者は、仁の中に知は攝りぬればなり、此章の義は、知つて用ふれば顯はれ、知らずして用ふれば、藏ると云の意なり、これは顯藏の二柱に立てゝ說き玉へるなり、固より道とは、始めより顯藏するの者にては非ず、唯用ふる所の人に在るのみなり、故に人の上よりこれを見れば、顯晦有るが如しと雖、天地の間に在つては、一息の間斷有ること無し、故に一物の動作として、此道の妙用に與からざると云こと莫し、これ此道のよく萬物を鼓動するを以てなり、故に萬物を鼓動すと云、それ天地と易とは、無情の聖人なり、聖人は有情の天地と易となり、其道たるや、一に萬物の爲に憂ふることを主適とす、これを仁と稱すべく、これを慈悲とも云ふべきなり、故に與聖人同憂と云、さてこゝに聖人を提げ起して說ける者は、本より天地と易と聖人と、其德相同じく、其道相同じきことを明し示し、且つ天地も、易も、共

ことは、これ賢人以下の論にして、第二義の小乘境界たり、是故に聖人絶して氣と云ことを說き玉ふこと有ること莫し、孟子の引據所も、僅に北宮黝、孟施舍、曾子の三人のみにして、聖人の一言隻辭を引くこと能はさることを觀よ、且つ曾子固より氣を說けるに非ざるが故に、孟施舍之守氣、又不知曾子之守約也と說き置けるなり、然らば聖人は如何んか教へ玉ふぞと云に、聖人は其小乘下等の養氣とは說き玉はずして、直ちに最上乘位の神を明らかにするの道を誨へ玉ふなり、蓋し神は主にして本なり、氣は臣にして末なればなり、其神の道を說き示し玉ふことは、繫辭より精く詳らかなるは莫し、今其徵を擧ぐれば、

昔者聖人之作易也、祐贊於神明而生蓍、
又顯道神德行、是故可與酬酢、可與祐神矣、
又知變化之道者、其知神之所爲乎、
又此所以成變化而行鬼神也、
又神也者、妙萬物而爲變化者也、
又陰陽不測之謂神、
又精氣爲物、遊魂爲變、是故知鬼神之情狀、
又故神无方、而易无體、
又利用出入、民咸用之、謂之神、
又是故天生神物、聖人則之、
又是興神物、以前民用、
又是故蓍之德、圓而神、卦之德、方以知、
又聖人以此齋戒、以神明其德夫、
又神以知來、知以藏往、
又古之聰明睿知、神武而不殺者夫、以上は上繫也、
又於是始作八卦、以通神明之德、
又通其變、使民不倦、神而化之、使民宜之、
又鼓之舞之、以盡神、
又神而明之、存其人、
又精義入神、以致用也、
又知幾其神乎、
又窮神知化、德之盛也、
又夫易无思也、无爲也、寂然不動、感而遂通天下之故、非天下之至神、其孰能與於此、
又唯神也、故不疾而速、不行而至、以上は下繫也、

此の如く聖人は其本に即て、神を以て教へ道ひて、假にも末なる處の氣を說き玉はざることを觀つべ

の道の、得る人、知る人、鮮なき所以なりと云義を、故君子道鮮矣と宣まへるなり、

○按に此條に仁者知者、及び仁と云、知と云、仁知と並べて說き玉へり、蓋し仁知とは、聖門道位の序次階級たれば也、是故に孔夫子は、常に仁知と連ね稱し玉ふこと也、其一二を徵せば、

論語の里仁の篇曰、子曰、不仁者、不可以久處約、不可以長處樂、仁者、安仁、知者利仁、

雍也の篇に、子曰、知者樂水、仁者樂山、知者動、仁者靜、知者樂、仁者壽、

子罕の篇、子曰、知者不惑、仁者不憂、勇者不懼、

陽貨の篇、六言六蔽章、好仁不好學、其蔽也愚、好知不好學、其蔽也蕩、

里仁の篇、里仁爲美、擇不處仁、焉得知、

家語の五儀解に、仁者莫大乎愛人、知者莫大乎知賢、

三恕の篇、子路見於孔子、孔子曰、知者如何、仁者若何、子路對曰、智者使人知己、仁者使人愛己、子曰、可謂士矣、子路出、子貢入、問亦如之、子貢對曰、知者知人、仁者愛人、子曰、可謂士矣、子貢出、顏回入、問亦如之、對曰、智者自知、仁者自愛、子曰可謂士君子矣、

中庸曰、子曰、好學近乎知、力行近乎仁、知恥近乎勇、

大戴禮記曰、曾子立事、仁者樂道、知者利道、

又曰成己仁也、成物知也、

孟子曰昔者子貢問於孔子曰、夫子聖矣乎、孔子曰、聖則吾不能、我學不厭、而敎不倦也、子貢曰、學不厭、知也、敎不倦、仁也、仁且智、夫子既聖矣、

又曰、孔子曰、里仁爲美、擇不處仁、焉得知、夫仁、天之尊爵也、人之安宅也、莫之禦而不仁、是不智也、

又曰、愛人不親、反其仁、治人不治、反其智、禮人不答、反其敬、

これらの語を熟讀して、聖門道位の次序を觀るに足りぬべし、さるに宋儒の語には、仲尼只說一箇仁字、孟子開口、便說仁義、又孟子性善養氣之論、皆前聖所未發と云へり、知らず性善の義は、此條に孔夫子の反復してこれを曉し明させ玉へることなり、宋儒何ぞ易を讀まざることぞや、又養氣と云

これを言ふ時は、其一陰一陽の道を、繼ぎ成す者は、此性善と云の靈德有るを以て也と云の義也、之とは、陰陽の流行、造化の施功、鬼神の妙用を指して云へり、こゝに人は萬物の靈にして、天地と配して參才位を得る所以は、全く此性善の靈德を具へ有するを以てなりと云ことを了會して、各人孜々として勉めずばあるべからざることを知るべし、

仁者見レ之謂二之仁一、知者見レ之謂二之知一、百姓日用、而不レ知、故君子之道鮮矣、

【音】知者、之知之知、竝音智、不知之知、如レ字、鮮、音獮、少也、盡也、

【釋】仁者とは、これ道を得たるの位の名なり、故に能く此一陰一陽の妙道を見て、これを直ちに仁と謂ふとなり、こゝに仁と道との一たることを知るべし、これ孔夫子の、妄りに人に仁を許し玉はざる所の仁なり、仁に四等の高下淺深有り、口訣、又知者とは、道を知つて、いまだ得ざる所の位の名なり、これ所化の長にして、いまだ修行地を離れずして、能化に至らざるの位たり、故に此一陰一陽の道を見て、これを知なりと謂へり、これは其登り詣るの位だけの能力たればなり、知にも四等の高下淺深有り、口傳、其一陰一陽の道と云は、即ち易の道たり、仁者は直ちに易の道を仁と云者は、生々の意を述ぶる也、知者は、易の道を見て、これを知と云者は、其知來の知を見たることなり、百姓とは即ち億兆の民のことにして、これらは道を得ざることは勿論、道を道とだにも知らざる所の者たり、故に日に用ふる處、此道の中に在りと雖、しかも此道有りとも無しとも知らざると云の義を、百姓日用而不レ知と云、それ人の道の中に在ると云ことは、譬へば猶鳥の風に飛び翔り、魚の水に游ぎ住めるが如し、さて人の道の中に在て道を知らざると云ことは、猶鳥の風に飛び翔りて、風を知らず、魚の水に游ぎ住んで、水を知らざるが如し、然れども其風を離れては、鳥の飛ぶこと能はず、水を離れては、魚の游ぐこと能はず、道を離れては、人の立つこと能はざること、これ相同じきなり、中庸にも、道は須臾くも離るべからず、離るべきは道に非ずと云へるも、此義なり、これ君子

云は、至大至廣にして、渺洋として津涯無きが如くなる者たり、故に孔夫子の此に易簡と云の二柱を掲げ出して、之が把柄として、其標準を見して曉し道びき玉へることとなり、これ此道の緼奥にして、亦人を教誨し玉ふ、慈憫親切、深く篤きの至と云べし、

○按に上文の天尊地卑より、位を其中に成せり矣と云に至るの一段は、天地陰陽の妙德を雙關にし、且つ錯綜體を以てして、其神德妙用を說き曉し、結末に至つては、これを人道に說き入れて、天地人三才の道、一貫具足せり、これ二つにして三つ、三つにして二つ、究竟は一貫に至ると云、神易祕密の妙用を演べ明かさせ玉へるなり、其雙關對頭の義を見さば、先づ天と地と相對し、尊と卑と相對し、乾と坤と相對し、卑と高と相對し、貴と賤と相對し、陳ぬると位せると相對し、動と靜と相對し、剛と柔と相對し、常と斷と相對し、方と物と相對し、類と羣と相對し、聚ると分ると相對し、吉と凶と相對し、象と形と相對し、變と化と相對し、生と見と相對し、摩と盪と相對し、雷霆と風雨と相對し、鼓すると潤ほすと相對し、日と月と相對し、寒と暑と相對し、乾道と坤道と相對し、成男と成女と相對し、大始と成物と相對し、知どると作すと相對し、易と簡と相對し、知と能と相對し、易知と易從と相對し、有親と有功と相對し、可久と可大と相對し、賢人之德と、賢人之業と相對せるなり、

〔○道○善○性〕 **一陰一陽之謂道、繼之者、善也、成之者、性也、**

【音】善、上演切、吉良至美之稱、德行之總名、惡之對也、繼、猶繼天立極之繼也、

【釋】陰陽とは、天の流行、造化の功用、鬼神の妙作にして、即ち神易の道たり、亦即ち人の道たり、凡そ宇宙の間、森羅萬象、物にあれ事にあれ、氣にあれ形ちにあれ、すべて此陰陽の發作妙用に非ずと云こと莫し、これ道の全體大本たればなり、故に一陰一陽之謂道と云、尚此義を詳悉に辨せんとには、月を累ね年を積むとも、究り盡くべきことに非ず、況んや、筆記の能く盡すことならんや、須らく面命の口訣指點を得て、自然に心得神悟すべきのことと也、繼之者、善也、成之者、性なりとは、これ析文法にして、合して

なり、これ質を以てこれを說けるなり、

乾以易知、坤以簡能、

【音】易、以豉切、易略也、知、去聲、智同、簡、音東、簡省也、

【釋】易とは不難なり、簡とは、不煩なり、それ乾天の健にして、これを始むるや、大哉乾元、萬物資始と云、これなり、又坤地の順にしてこれを成すや、至哉坤元、萬物資生と云、これなり、これ共に易簡の極なる者に非ずや、それ乾坤と云は、其物は奇偶、其用は吉凶、而して天下の能事を畢らしむ、これ何等の易簡なる者ぞや、乃ち此易簡なるを以て、知有るなり、能有るなり、知と云は、上の知ると云の知の字に應じ、能とは、上の作と云の字に應ぜり、知は氣に屬し、能は形ちに屬す、これも亦即ち陰陽の道たるなり、易の字は氣に屬し、簡の字は形ちに屬す、これも亦氣形陰陽の義たり、

易則易知、簡則易從、易知則有親、易從則有功、有親則可久、有功則可大、可久則賢人之〔盛〕德、可大則賢人之〔大〕業、易簡而天下之〔道〕理得矣、天下之〔道〕理得、而成〔人〕位乎其中矣、

【音】易、去聲、易則、易簡之易、省略也、易知易從之易、容易也、知、如字、

【釋】此條は上文の易簡の道の、知能の功用を詳悉に解釋し玉ふ也、知り易く、親しみ有りとは、氣に即て說けるなり、即ち知の字に願應せるなり、從ひ易く、功有るとは、質に就て說けるなり、即ち能の字に呼應せり、是に由ってこれを觀る時は、神易の究竟の道は、實に易簡たるの者と謂ふべし、其易簡なるを以て、これを人事に配當する時には、賢人の久德大業坐ながらにして致しつべきなり、故に易簡而天下之理得矣と云、理とは、道理と云の省文なり、それ道理已に得られて、而して人天地の中に位して、天地と參つなるべきことなり、位とは、人位を謂へり、これ天道は即ち易道、易道は即ち人道たればなり、固より此道と

の義を、例の互文省略法を用ひ玉へる也、

鼓レ之以二雷霆一、潤レ之以二風雨一、日月運行、一寒一暑、四時相序、而歲成矣、

【音】鼓、音古、鳴也、振動也、鼓レ之也、從レ壹從レ支、與二鐘鼓之鼓從一レ支者不レ同、霆、音庭、迅雷也、

【釋】之とは、萬物を指せるなり、鼓レ之とは、これを振動興起せしむるの義にして、猶これを鼓舞すると云が如し、雷霆と云、風雨と云へるは、これ共に熟字成語と云者にして、これ行文の語勢句拍子たり、固より此文章は、雷字の中には、風の字を含み潤字の中には、暄の字を含み、雨の字の中には、日の字を含ませたるなり、それ雷風とは、陰陽二氣の發動にして、雨と日とは、即ち水火の義とす、其水火は、即ち二氣の妙用を爲す者たり、故に日月の運行、寒暑の往來も、すべて雷風の發動、水火の妙用に非ずと云こと無きなり、故に此義を演べて以て、變通の妙を說き明し玉へるなり、

○按に禮樂記曰、天尊地卑、君臣定矣、卑高以陳、貴賤位矣、動靜有レ常、小大殊矣、方以レ類聚、物以レ羣分、則性命不レ同矣、在レ天成レ象、在レ地成レ形、如レ此、則禮者、天地之別也、地氣上齊、天氣下降、陰陽相摩、天地相蕩、鼓レ之以二雷霆一、奮レ之以二風雨一、動レ之以二四時一、煖レ之以二日月一、而百化興焉、如レ此、則樂者、天地之和也、これ即ち此藍本、而してその換骨脫胎の妙を觀るに足れり、

〔○乾道成レ男 ○坤道成レ女〕乾道成レ男、坤道成レ女、

【釋】それ天地と云、乾坤と云、男女と云、其道は一たり、凡そ精氣凝聚て、形體を成す者、陽にして健かなるは男を成す、乃ち父の道たり、陰にして順なるは、女を成す、乃ち母の道たり、下文に精氣爲レ物と云へるも亦此義たり、此句は上文の乾、天也、故稱二乎父一、坤、地也、故稱二乎母一と云の句に照應せり、

乾知二大始一、坤作二成物一、

【釋】知とは知事知州の知の如く、主どると云の義なり、乾は陽なり、天なり、父なり、君なり、故に大始を主さどるなり、これ氣を以てこれを說けるなり、坤は、陰なり、地なり、母なり、臣なり、故に成物を爲すこと

れ五と云、君と云、父と云、夫と云、これ即ち貴きの者なり、二と云、臣と云、子と云、妻と云、之即ち賤きの者たり、これ各其位を正しくして、易ふべからざるの者有り、故に貴賤位矣と云、動靜有常とは、陽の性は、常に動き、陰の性は、常に靜かにして、其義相變革することと無きを云、是を以て卦爻に在つても、人の道に於ても、其剛柔の義、斷然として定まれるなり、尊卑と云、高下と云、貴賤と云、動靜と云、剛柔と云、すべて此陰陽を出づることと有ることと無きの義を曉し明させ玉へるなり、

方以類聚、物以羣分、吉凶生矣、

【釋】方とは、方所、方體と云の方の如くにして、即ち物と云の義たり、それ方物羣類の義、聚まれば、則ち散じ、分るれば、必ず合す、これ天地陰陽一闔一闢の道にして、即ち吉凶の生ずる所なり、こゝに天地の道も、一合一分、一吉一凶、すべて陰陽の作用に非ざることと無きを觀つべきことなり、

○按に此條の文は、方物羣類、分合聚散と云の義を互析文に爲立たるの法也、これ死生富貴有天命在と云意を、死生有命、富貴在天と云へると、同意同法の文なり、

在天成象、在地成形、變化見矣、〔〇〇天象地形之道〕

【釋】見、去聲、音現、それ天地に在て象形を成す者は、日月、雷風、山澤、水火の如きの者、相互ひに綜れば始まり、聚まれば散じ、分るれば合す、これ即ち變化の見はるゝ所以なり、變化と相對頭する時には、變は、陽の道にして、氣に屬し、化は陰の道にして、質に屬す、無形に象と云、有形に形と云、故に在天成象、在地成形と云、天は氣の主、地は形の主たれば也、

是故剛柔相摩、八卦相盪、〔剛柔相摩而六十四卦生、陰陽相摩盪而八卦生、闔闢盪而万物生矣〕

【音】摩、音磨、切磋琢摩之意、盪、音宕、推動也、

【釋】それ陰陽剛柔の一動一靜、交代運遷、少しも間斷有ることと無し、故に相摩盪して以て八卦を生じ、八卦相摩盪して以て六十四卦を生ぜり、陰陽二氣の相摩盪して、以て萬物を生ずることも、亦復此の如しと云

也、柔剛也、在レ天曰ニ陰陽一、在レ地曰ニ柔剛一、在レ人曰ニ男女一、在レ易曰ニ奇偶一、其義一也、行、去聲、

【訂】通本、此一段錯ニ在下係中一、今復正、奇偶上各脫ニ一字一、今補復正、

【釋】此條は問答體の文にして、陽卦と云には、卻つて陰畫多く、陰卦と云には、卻つて陽畫多きことは、これ何の義なるぞと、問を設けしなり、さて此條の陽卦陰卦と云者は、乾の大陽、坤の大陰、此父母の二卦のことを云には非ず、これ震坎艮の少陽、巽離兌の少陰、此六子の卦に即て問を起せしことなり、故に陽卦と云は、震坎艮の少陽の三卦を云、陰卦と云は、巽離兌の少陰の三卦を云へり、それ陽卦は一陽畫を以て二陰に主たり、陰卦は、一陰畫を以て二陽に主たり、故にこれを陰陽卦と云、これは畫卦の形狀に就て言をなせり、それ一陽の君主有て、二陰の民これに從ふ、これ即ち君子の道たるなり、又二君有て、共に一民を爭ふは、これ即ち小人の道たり、陽畫を君子とし、陰畫を小民とす、易の例なり、これは上の畫卦の形狀に就て言を爲せるに承けて、遂に德行を問へるに由て、直ちに人事上に轉して以て、名敎の垂戒を示し玉へるなり、

天尊、地卑、乾坤定矣、

【釋】此一條は易と天地と、其道相同じきの旨を說き玉へり、固より其相同じき道と云は、陰陽の外ならざると云の義を演べ明かさせ玉ふなり、凡そ天地の定理、上に在る者は尊くして、下に在る者は、卑しきことなり、乾は天なり、故に尊しとし、坤は地なり、故に卑しとす、これ天地位を定めて乾坤の分、各正しく定まると云の義なり、

卑高以陳、貴賤位矣、動靜有レ常、剛柔斷矣、

【音】陳、池隣切、平眞塵、列也、布也、斷、丁貫切、去換鍛、決定也、

【釋】卑高とはこれ尊卑高下と云ことを、互ひに省ぶきたるの文にして、これ上文を承け接して、省略せるの互文法たり、それ卦と云、爻と云、人倫と云も、共に皆尊卑高下の義に由て、亦各其分定まることなり、そ

易立其中矣、乾坤毀、則無以見易、易不可見、則乾坤或幾乎息矣、

【音】縕、音蘊、聚積也、蘊蓄也、以爲淵奧之義、邪、平聲、幾、平聲、近也、毀、音燬、破壞也、息、音熄、休息也、滅息也、

【釋】縕とは、源淵奧邃の義にして、乾坤の外に更らに又餘縕有ること無きと云の義なり、これ極めて乾坤陰陽の易の基本淵奧たることを讃歎し玉ふの辭なり、成列とは乾坤嚴然として排列するを以て、六十四卦、依然として立つことを得るなり、立つと云は、廢棄に對するの文なり、凡そ六十四卦中の百九十二の陽爻と云者は、皆乾の卦體たり、又百九十二の陰爻と云者は皆坤の卦體たり、故に其乾坤陰陽の德毀敗する時には、易の易たること由て見るべからず、其易見るべからざるに至る時は、即ち乾坤も滅息に近きことなりと云の義なり、今反復して.これを宣べ玉へる者は、これ乾坤の妙用の廢すべからざることを、極めて明し示させ玉へることなり、これ一重の解釋たり、倘此上の深重の微旨を溯原ぬるには、これ易道の最上乘、卜筮の神靈奇妙たることを、深く讃歎し玉へることなり、凡そ上に天有り、下に地有るの間にしては、此易道卜筮の神靈妙用、決して違ひ背くと云事有ること莫きとなり、若しや乾坤の天地毀滅することあらば、或は易の妙用違ひ背くこともや有らんか、若し易の妙用違ひ背きて、見るべからざるの時もあらば、乾坤の天地も、それ息滅に近しと云の、反語決定の讃歎の辭なり、これ二重の深淵の解釋たり、

〔○陰卦○陽卦○奇偶〕陽卦多陰、陰卦多陽、其故何也、陽卦奇、陰卦偶、其德行何也、陽一君而二民、君子之道也、陰二君而一民、小人之道也、

【音】奇、居宜切、平支韻、一也、陽剛一連畫之名、偶、五遘切、去候耦、雙也、陰柔兩斷畫之名、奇偶、即陰陽

承け成して、即ち萬物を發生養育す、故に乾坤を父母とすることとなり、これ上に謂へる所の天地の撰に體ると云へる、其一端なり、

震、乾坤一交索、而得男、故謂之長男、巽、乾坤一交索、而得女、故謂之長女、

【音】索〔校者云、索、原本作紊〕、蘇各切、交索也、和合也、從糸、从从從糸、从麻片芒蒲之類、故繩索爲本義、繩索、即交索之義、轉爲求索、又轉爲索盡之義、長、上聲、

【釋】索とは、索をより合する義なるを以て、交索和合するの意なり、以下竝びに同じ、一索とは乾坤の父母、一たび交索と云の義なり、蓋し震の卦たるや、本坤の卦と乾の卦と交和て、乾の一陽を初畫に得たる者なり、故にこれを長男と云へり、又巽の卦たるや、本乾の卦と坤の卦と交和りて、坤の一陰を初畫に得たるなり、故に長女と云、以下は坎離、中男、中女、艮兌少男少女と云の義も、これに例して知るべきことなり、

〇按るに、此索の字は索をより合すの義にして交索の義なり、二千年來漢儒等は此文さへ不分明なり、此索の字を求めてと云て讀みたる故に、不分明なる也、これ乃ち省略法を用ひ玉ふ、

坎、再索、而得男、故謂之中男、離、再索、而得女、故謂之中女、艮、三索、而得男、故謂之少男、兌三索、而得女、故謂之少女、

【音】中少、共去聲、三、去聲、

【訂】通本此一段、錯在說卦中、今提出復正、

【釋】例は上に見ゆ、これ卦象を取つて、直ちに人事彝倫上の說法を立てられたり、故にこれを人道彝倫序次圖と云、

〇按釋六字卦之例、取陰陽主畫、以知伯仲季、長中少以知八卦主畫初中卒、且凡篇中說八卦象者、皆即所成而言、此獨據所生而言、亦一例也、

乾坤、其易之縕邪、乾坤成列、而

中に錯在せしを、今提出して復正せり、
【釋】以上八つの者の用、これ鬼神の妙にして、即ち變化を成すなり、それ變化に非ざれば物成るべからず、故に能成萬物也と云、さて再び此一節を提出せる者は、極めて鬼神の妙用これに外ならざることを示して、文章の結尾を爲して總括し玉へり、

(以上、繋辭上篇上册)

〔○陽物○陰物〕乾坤其易之門邪、乾陽物也、坤陰物也、陰陽合徳、而剛柔有體、以體天地之撰、以通神明之徳、

【音】邪、以遮切、音耶、助語、體、他禮切、音涕、身體也、總骨肉毛血、四肢百骸之名、上體、形體也、下體、法象也、體認也、撰、音算、算數也、以爲事物之義、
【訂】此章は、下係中に錯在せるを、今復正せるなり、
【釋】門と云は、由て出る所の義、これ易の由りて出る所は、此乾坤あるを以てなりと云の義なり、乾坤は、純陽純陰の卦たり、故に陽物陰物と云、これ乾坤の物からたる、陽と陰となりと云の義なり、然れども獨り陰生せず、孤り陽成せず、故に其徳を合して、各其形體有るとの義也、此の合の字、下し得て、千萬斤の力有り、これを觀ても愈周氏が大極說の虛妄杜撰たることを徵しつべし、固より此句は次段の父母六子圖を說かんが爲の伏脈たり、故にこれを以て天地萬物に法象し、體認すべしとなり、撰とは算數なり、算數とは、乃ち事物と云となり、これ萬物を體認して遺さゞるなり、是故に神明の徳に通ずべきとなり、
○按に以體天地之撰とは、これ上段の萬物之數に當つと云句の遙接照應たり、又陰陽合徳而剛柔有體の句は、上文の易有大極と云句の解釋たり、上文下文融貫熟讀して、神會すべし、

〔○父母○六子〕乾天也、故稱乎父、坤地也、故稱乎母、

【音】稱、處陵切、名號也、謂也、
【釋】それ乾坤は、天地なり、其れ天は施し始め、地は

孰れか焉より大ならんや、坤は、地なり、地は載せて漏すこと無き者にして、藏むること、何れかこれより大ならんや、

動萬物者、莫疾乎雷、撓萬物者、莫疾乎風、

【音】疾、秦悉切、急也、速也、從疒從矢、急速之義可知、撓音鬧、枉弱也、

【釋】それ雷風は、天地陰陽の二氣たり、雷は陽氣の動なり、風は陰氣の搖くなり、此雷風の二氣は、天地の作用を爲す物たる故に、凡そ萬物を動搖せしむる者は、これより疾きは莫きなり、

潤萬物者、莫潤乎水、燥萬物者、莫熯乎火、

【音】潤、音閏、澤也、滋也、燥、音喿、熯、音漢、共乾也、

【釋】それ水火の妙たるや、無邊無量たれども、殊に潤し燥すを以て妙とす、凡そ宇宙の間、何物か水火の潤し燥すに似る者あらんや、

止萬物者、莫止乎山、說萬物者、莫說乎澤、

【訂】止萬物以下の八字、通本、終萬物始萬物者莫盛乎艮に作れり、これ上段の文に由て譌れるなり、今訂正す、

【釋】艮は止なり、故によく物を止む、兌は說なり、故によく物を兌ばす、然りとは雖、山澤直ちに物を止め、物を說ばすと云には非ず、これを山澤と云へるは、大象の例を示せるのみ、凡べて六十四卦の大象中に往々此例有り、閲て知るべし、

是故天地定位、山澤通氣、雷風相悖、水火相逮、然後能成變化、能成萬物也、

【音】悖、音背、勃起也、逮、音代、及也、

【訂】是の字、天地定位の四字、上の成の字、共に皆補、風下不の字を衍す、下の能の字、既の字に譌れり、今悉くに訂正す、昔者聖人より此に至つての三段、說卦

係れることは、夏正を用ひ玉ふべき道なればなり、こゝに我聖門にて凡そ天律に係りしことは、殷の代にても、周の代にても、一に夏正を用ひて取扱を爲し玉ふことを知るべし、故に我聖門の神易は、一に夏正建寅の制を以て取扱ひすべきことなり、これ四聖相承の祕訣たり、孔夫子曰、行夏之時とは、これなり、固より夏正建寅法と云は、更らに夏后氏の代に創まり起りしことにては無く、天地開闢以來、庖皇の畫卦有させられし時も用ひ玉ひたる法なるなり、詳らかには象變辭占に述べ置きたり、見て知るべし、

神也者、妙萬物而爲變化者也、

【音】妙、彌笑切、神變變化、功用圓通不可言、不可測之稱、通本、變譌作言、蓋漆書變字、左右糸、及下攴剝滅、止存言字、由作言也、已下變譌作言者、皆同、化字補、

【釋】神とは、上文の帝の字の釋にして、其神の妙用の迹は、獨り萬物に就て觀るべき者たり、故に妙萬物と云、其變化を爲すの義は、即ち下文に說き示し玉ふ所の者これなり、

乾以君之、坤以藏之、雷以動之、風以散之、雨以潤之、日以晅之、艮以止之、兌以說之、

【音】藏去聲、下同、晅、音暄、乾也、說、音悅、

【釋】此一節も、亦古より、傳へ來りし古語なるべし、故に下文は孔夫子の釋語なりと觀ゆ、之とは、即ち上文の萬物を指して云、さてこれに君たり、これを藏して、これを動かし、散し、潤ほし、晅す等、皆共に鬼神の妙用にして、所謂變化を爲すと云これなり、』これ八卦の大象を擧示し玉ふなり、然れども或は象を以て云、又は卦名を以て示し玉ふ者は、亦互文法たり、

君萬物者、莫大乎天、藏萬物者、莫藏乎地、

【訂】通本脫此十六字、今據義例補之、

【釋】さてこれよりは孔夫子の釋辭たり、乾は、天なり、天は覆ふて遺すこと無き者にして、君たること、

さに坤の西南、兌の正西方を說かず、又兌に正秋と說きて、必ず悉くに、震の正春、離の正夏、坎の正冬とは說かず、又坎に五行の水の配たることを說き玉ふて、必ず震巽の木行、離の火行、兌乾の金行、坤艮の土行なることを說き玉はざる者は、これ一を擧けば、反隅類推すべければなり、これらは易を學ばん者の、常の境界にして、引伸類長の一端たり、これ皆互文省略法たり、

又按に、此段方位を說き玉ふに、震離坎には必ず方の字を下し、巽乾艮には、方の字有ること莫し、これ聖文の嚴律なる所たり、それ方と云ことは、方正の義にして、東西南北の四方のことを云へり、故に東南西北の正位には、必ず方の字を下し、隅位に至つては、皆方の字を省き玉へり、隅位は方と謂ふべからざればなり、此義を克く會得すると、かの東方の震に寅卯辰を屬し、南方離に、巳午未を屬し、西方の兌に申酉戌を屬し、北方の坎に、亥子丑を屬すると云こと、自然に了解することなり、

又按に、凡そ天律に關かりしことは、三代の間と雖、悉く皆夏正を用ひ玉へることなり、故に我聖門の易の取扱ひは、一に皆夏正を用ひ玉へることなり、其一二を徵せば、臨の彖の辭に、至于八月有凶と云、此八月と云こと、消長生卦法を用ひても、夏正の八月にして、即ち觀の卦の月に當ることなり、又月次の月に數へても、夏正の八月中秋に當ることなり、それ文王は殷の諸侯たり、時の憲典に據り玉はゞ、宜く殷正を用ひ玉ふべきことなれども、尙夏正を用ひ玉ふ者は、國典に背き忤ひ玉ふには非ず、すべて天律に關りしことは、何れの代にても、皆夏正ならでは能はざることなればなり、又此段に、兌正秋也と云、正秋とは、中秋にして、即ち八月のことなり、今兌の卦を正秋とし、正西酉の位に置くことは、これ全く夏正法たり、又此段の方位配當の起首の文、北方子の位の坎の水より、始め玉はずして、東方寅の位の震の木より、起し始めて巽離坤兌乾坎艮に終れり、それ東方寅の震の卦を、方位圖の主として唱へ玉ふ者は、これ全く建寅法を主とし玉ふなり、建寅法と云は、即ち夏正法なり、孔夫子は、周の代の人なり、然れども周正建子法には據り玉はず、尙夏正建寅法を用ひ玉へることは、天律に

【訂】通本、坎者之間、脫二也字一、今補、

【釋】それ坎の卦象たるや、一陽內に明らかにして、二陰外に暗し、又水の物たる、內明らかにして、よく透徹し、外暗くして物を照らすこと能はず、これ直ちに坎の象たり、故に坎を水とす、これは水火の水にして、日用の實水を云、又坎の卦は、一陽二陰の中に陷るの象とす、それ水の性は陷り下る者とす、陷り下る者は、必ず勞す、勞する者は、必ず休息す、今此に言へる勞とは轉義にして、勞倦の極、休息するの義となるなり、北方は坎の位にして、夜の象たり、夜は人の歸宿休息するの時たり、故に萬物之所レ歸也と云、歸とは、家に歸り休息するの義、萬物已に兌の秋の成熟の時にて、悉く成了つて、而後に各家に歸り、休息するの義を明し釋し玉へるなり、

○按に、此條の水也とは、坎の卦の水たることは、言を須ざる者にして、其實は五行の水の配當たることを示し玉へることなり、固より日用實有の水と、五行の水とは、各別の義有り、これ猶十干の木火土金水の、直ちに實有の木火土金水に非ざるが如し、然れども其功用妙作相同じ、故に其名も相同じ、これ二つにして一つ、一つにして二つなる者なり、姑く大端を說けば、五行も干支も、皆天地の神の名なり、尙詳なることは、口訣を受くべし、さて坎に五行の水行を示し玉ふからは、餘の四行の配當推して知るべきことなり、これ聖人一隅を擧ぐるの文法なり、

艮、東北之卦也、萬物之所レ成レ終、而所レ成レ始也、故曰レ成二言乎艮一、

【釋】艮は、一陽二陰の上に止るの象たり、それ萬物坎に勞息して、而して艮の極止に至れり、それ物も止まるの極は、必ず動く、故に艮止を以て、終りを成し、始めを成すの卦の象とす、これ終始の托する所にして、成れることの極たり、故に艮に成言すと云、言の字亦助語辭たり、

已上は、八卦に、方位、四時、五行を配當せることを、說き曉させ玉へるなり、これを三隅せば、五味、五音、五色、五臟、及數時刻等の分配は、皆類推して得べし、

○按に、此段に震の正東方、巽の東南、離の正南方、乾の西北、坎の正北方、艮の東北を說きて、必ず具

食、頤養之義可見、指事、役、音疫、使役也、
【釋】それ坤は、純陰の卦にして、其象を地に取れり、天始め施すとは雖、地これを承け養ふに非ざれば、物を生ずること能はず、凡そ萬物を生じ萬物を養ふ者は地なり、故に萬物皆致養焉と云、それ天地の間にしては、獨り坤地のみ萬物を生養するを以て、其使役せられ苦勞すること知るべし、故に致役と云、方位は、西南隅に配するとなり、

〔夏正徵出現〕兌、正秋也、萬物之所說也、故曰說言乎兌、

【音】秋、七由切、音萩、四時之一、金行之時、秋、就也、言萬物成就也、又物之興盛成熟之時曰秋、故三月曰竹秋、四月曰麥秋、七月曰蘭秋、管子四秋等是也、說、音悅、
【釋】兌は、正西方の卦にして、其時は秋に當る、百穀登り實して、萬果成り熟す、これ萬物成落るの時なり、それ物の成り熟する、これより悅ばしきこと有ること莫し、且つ兌の卦たるや、二陽平地の上に一陰の虧缺有り、これ澤の象形たり、それ水は、止る時には、よく物を潤ほす、物潤はへば則ちよく養育成長す、故に說言乎兌と云、言は、助語辭なり、これを言語の言と見るは、拙陋なり、

萬物戰乎乾、乾、西北之卦也、言陰陽相薄擊也、

【訂】通本、脫萬物二字、據義例補正、
【釋】乾は、純陽至剛至健の象、それ物、至て剛健なる時は、其勢ひ戰はざることを得ざるの者たり、乾の剛强にして戰ふを以て、西北に位せしむ、西北は、乃ち秋末冬初の交際にして、餘暑殘熱も漸く去て、陽氣は殆んど微少となり、冷寒は將に來らんとす、陰氣旺盛なるなり、是故に陰陽薄擊す、これ戰ふ所以なり、

〔五行徵出現〕坎也者、水也、五行之水、正北方之卦也、勞卦也、萬物之所歸也、故曰勞乎坎、

【音】勞、牢去聲、慰勞也、勞徠也、由轉爲休息之義、

震と云、これを方位に配すれば、正東方に當るなり、故に震、東方也と云、
○按に此段說く所の卦は皆三畫八卦の象義たり、以下竝に同じ、

齊乎巽、巽東南也、齊也者、言萬物之絜齊也、

【音】絜、音潔、淸也、絜齊、潔淨齊整也、

【釋】それ巽の卦たるや、一陰下に下り、二陽上に上る、これ上下に伸びて長ずるの義なり、凡そ物は長ずるに非れば齊はざるなり、故に齊乎巽と云、さて物長じ齊ふ時は、必ず潔淨なるなり、故に絜齊と云、これ方位に配すれば、東南の隅に當るなり、故に東南也と云、

離也者、明也、萬物皆相見、南方之卦也、聖人南面而聽天下、之
政嚮明而治、蓋取諸此也、

【音】見、音現、嚮、音向、蓋、古泰切、音概、苦也、又覆也、又語辭、按婉而意決之辭、

【釋】それ離の卦たるや、內陰にして外陽たり、これ火の內暗くして、外物を照すの象に取れり、離を火とす、能く物を照すは即ち明なり、故に離は明なりと云、此明の字は、下の南面而聽天下と云句の伏脈なり、凡そ、物よく齊ふ時には、よく見はるゝ者なり、故に萬物皆相見ると云、方位は、正南方に配すとなり、以下は、上に明の字を說き出せるに即て、因に人君の政を聽しめすの本根に說き及ぼし玉へり、これ聖人慨世憫民の血性熱腸より湧き出づる名敎經濟の大本色にして、文章の波及法たり、それ人君の南面して天下の政を聽しめして、大業を治め玉ふことは、徒に故事例格にて南面し玉ふと云ことには非ず、其必ずよく南方離の卦の文明正大の德に則とり玉ふべきことなりと云の義なり、故に此句大に警策敎規の微旨を寓せり、

坤也者地也、萬物皆致養焉、故曰致役乎坤、

【音】致、音緻、送詣也、養、音痒、育也、畜也、從羊從

れ神易卜筮の骨髓たり、此章順は賓にして輕く、逆は主にして重きと云ことを克く會すべし、啓蒙に云ふ所の、數往者左旋なり、已生の卦、知來者、右行なり、未生の卦なりと云が如きは、例の模像牽强、又噴飯せしむ、それ逆の道たるや、此を推して彼を逆へ知るの義にして、假令ば、晝に對しては、其夜有ることを、逆へ知り、寒に對しては、其暑有ることを逆へ察しつべし、榮枯屈伸、死生存亡、亦復此の如し、是故に原圖の序次成る時に、都て相對待向逆す、乾を認めては、其對の坤なること知るべく、夬を識しては其衝の剝なることを察すべきことなり、故に此道理を以てこれを周旋せば、凡そ天下の事理究めざること有ること靡く、盡さずと云こと有ること莫きなり、是を以てこれを觀れば、知來の道は、我神易を外にして何ぞや、

帝出乎震、齊乎巽、相見乎離、致役乎坤、說言乎兌、戰乎乾、勞乎坎、成言乎艮、

【釋】見も勞も、共に去聲なり、說は、音悅、これ方位平面圖の根起する所なり、帝とは、天の一名にして、即ち神を云へるなり、形體を以ては、これを天と云、主宰を以ては、これを帝と云、功用を以ては、これを鬼神と云、說施を以ては、これを造化と云、妙作を以ては、これを神と云、即ち下文に、神也者妙萬物と云者これなり、

○按に、此一條は、古へより有り傳へし古語なるべし、因て孔夫子の此語を引て其八卦の方位に配するの義と、卦の作用とを解釋し玉へるなり、故に以上は古語、以下は孔夫子の釋辭なりと知るべし、

萬物出乎震、震東方也、

【釋】凡そ天帝の主宰たる所のこと、直ちに視るべからず、亦知るべからず、獨り萬物の迹に就てこそ、其造化の行なはるゝことを見つべし、是故に萬物と云て以て、帝の字の釋とし玉へるなり、これ陰を以て陽を知らせ、柳を以て風の姿を見せ、墨畫の雪を畫する、文章形容の妙たり、それ震の卦象たるや、一陽二陰の下に動く、凡そ物の將に發出せんとするや、必ず動く、春は萬物の發生するの時なり、故に萬物出乎

自然次第を承けて對待序の竪起圖を説き玉へるなり、先づ乾天上に位し、坤地下に位せり、然後に造化行なはるゝなり、故に天地定位と云、これ乾坤より泰否の生ずる所以なり、又雷風とは、天地陰陽の氣なり、此二氣相激發して、萬物を生育することなり、故に雷風相薄と云、それ雷風いまだ相錯らざる時は、恒とす、已に錯はれば、即ち益なり、故に益の卦象中に、自ら薄撃の義を胎藏せり、又凡そ天地の妙用を爲す者は、水火より妙なるは莫し、射ると云は、相敵し相害することを云、水火は相容れざるを以て、還つて萬物を成すの者たり、故に水火相射と云、これ既濟未濟の由て出る所なり、又山とは、地の高く聳えたるの處、澤とは、地の低く窪みたる處たり、其澤の水氣は上つて艸木百物を養ひ、其上岳艸木水氣は、滴たり聚つて澤を爲せり、故に山澤通氣と云、これ氣を通ぜざる時は、則ち損なり、氣を通ずれば、即ち咸となるなり、且つ定むと云、薄ると云、射ると云、通ずと云、共に皆相向對するの義なり、これ八卦をば天地間の有用の物に象どりて、以て其作用を説き示し玉ふなり、これを大象と云、

八卦相錯、六十四卦成、數往者順、知來者逆、是故易逆數也、

【音】錯音厝、交也、雜也、數上聲、數之也、順退也送也、逆迎入聲、迎也、進也、

【釋】八卦相錯るとは、乃ち上に説く所の、乾坤震巽坎離艮兌、相向對するより、六十四卦、四千九十六の變卦までも總べ括つて、これを言へるなり、これ先づ易の逆へ數ぶるの道たるを説かんとす、故に上を承け下を起さんが爲に、此一句をこゝに接せり、これ上文の八卦生吉凶と云の顧應たり、往とは既往のことなり、それ既往の過ぎ去りしことは、孰も認め得る所の故事なり、故にこれを順と云、順とは、退くなり、送るなり、過去のことなり、又來と云は、將來のことにして、今よりして後の地位なり、それ今より後の將來のことは、これ豫じめに知り難きのことなり、故に逆と云、逆とは、進むなり、迎ふるなり、未來のことなり、それ將來のことを豫じめに知り、未然の天命を逆へ數へんとは、天地間萬道萬法中に、獨り我神易にのみ限れるの道たり、故に逆へ數ふる也と曰へり、これはこ

象義に判然たるを以て、能くこれに去就し、而後に大業有つべし、大業とは、天子のことなり、即ち下文に富有之謂大業と云へる、これなり、それ天下の億兆に君師として、富四海を有つ、事業孰れか焉より大なるあらんや、故にこれを大業と云、已上は、即ち原圖の説法たり、

○按に上古神聖庖皇の作り置かせ玉ひつる大極圖なる者有りて、周の代までは傳はりつるを、孔夫子は、見聞に及ばせ玉ひつるならん、故に、易有大極と云の語あらさせ玉へるなり、其後は世にも正しくは傳へざりしと意はる、遙かに後世趙宋の初めに華山に陳搏と云隱者の有りしが、其陳搏易圖の劉眞長に傳へしこと有り、其圖數傳して朱紫陽に至る、今の啓蒙の六圖これなり、これ其眞眼は脱漏せりと雖、これ正しく古圖の殘遺にして、其迹の觀るべきこと有るが如し、又宋の時に周茂叔嘗て大極圖説と云者を作れり、然れども、此章の聖筆の易有大極の四字を讀得ざるを以て、其説無極と云ことを主張して、虛無に流れ、五行に混し、支離空理の杜撰となれることなり、今我中州先生平素斯文を以て自ら任ず、隨つて苦思刻慮せることも亦舊し、一旦に神助ある者の如くにして、此神圖を感得せり、由て命じて原圖と云、此圖一たび出て諸儒紛紛の夢説、一帚絶地せり、豈庖皇の神靈、能く天宮に莞爾たらざることを得んや、

〔易體圖〕是故天地定位、山澤通氣、雷風相薄、水火相射、

【音】薄、音搏、迫也、擊也、射、食亦切、射之也、通本是故二字、在易有大極上、火下衍不字、今皆訂正、

【訂】これ師説には、天地定位、雷風相薄、水火相射、山澤通氣と有り、これ甚はだ巧みなれども、輝星按ずるに、これにては押韻せざる也、又舊本の通りなる時には位氣薄射と押韻せり、故に今舊本に省りみて從ふなり、故に今改ためて天地定位、山澤通氣、雷風相薄、水火相射と訂正す、

【釋】乾兌離震巽坎艮坤、これ上に說ける所の八卦の生ずるの序にして、これを天道自然對生次第と云、亦位次第と云なり、又これを相對向の位を以て呼ぶ時には乾坤、震巽、坎離、艮兌と對すると也、此には上の

儀を生じ、兩儀より四象を生ずるなり、又實物に就て說く時には、大極分つて兩儀となり、兩儀分つて四象となるなり、以下並びに同義たり、四象とは大陽小陽大陰小陰を云へり、

四象生八卦、

【釋】以上の兩儀の四象の時は、氣のみにして形ち有ること無し、故にこれを氣化の時と云、是を以て兩儀四象の時には、いまだ卦と云の名有ること無し、蓋し卦と云ことは、三畫に至て始めて名立つ、これ天地人の三才具し、吉凶も備はる故に、卦の名立つなり、さて、三才具する時には、人位有るを以て、形ちを以て交はる、これを形化の時と云、それ乾坤對すと雖、交はらざれば、用を爲さず、故に人位に當つて升降交和の形化あれば、忽ちに此圖となる、これ即ち大極の用圖たり、

それいまだ交はらざる時は、乾坤上下に相向對す、今相交つて一陽降り、一陰升る時には、其四より上爻に至つて、地に向ふの兌なり（校者云、向地之兌者、倒兌也、）、又三より五に至つては、地に向ふの離なり、又初より三に至つては、地に向ふの震なり、以上兌離震の卦は乾に次せり、故に皆倒卦なり、

又其用圖の初より三に至つては天に向ふの艮なり、又二より四に至つては、天に向ふの坎なり、又四より上に至つては、天に向ふの巽なり、

上の艮坎巽の三卦は、坤に次せり、故に皆正卦たり、其序次を云ふ時は、乾兌離震巽坎艮坤なり、これ四象八卦を生ずるなり、

八卦相錯生六十四卦、六十四卦相錯生吉凶、吉凶生大業、

【音】業（校者云、業原本作業）、魚怯切、音鄴、凡人所攻治事物者曰業、從业从廾、作業爲正、通本卦生之生譌作定、今復正、

【釋】先此章の文勢は、八卦相錯つて六十四卦を生じ、六十四卦相錯つて吉凶を生ずと云の義なり、さるを爾く說かざる者は、例の省略法たり、是故に下文に、八卦相錯ると云て、遙に照應せしむ、これ文章の錯綜互省起伏法たり、言ふ心は、大極より生生して六十四卦に至る、而後に吉有り凶有り、其吉凶の途、卦爻の

易有大極、

【音】大音泰、尊尙之義、極、巨力切、至也、窮也、盡也、無加之辭、

【釋】易とは、簭卦を統ぶるの名にして、これ通義たり、然れども此章にては、專らに卦を指して宣へるなり、さて先づ此易有の二字、殊に眼を著けて識え置くべし、これは易の卦爻圖文中に、大極の象圖有ると云ことを指し玉へるの文なり、故に易有大極と云、然るに豈易の卦爻圖の外なる無極の大極の五空圈などの、迂遠虛妄の空理を說き玉ふことなるべけんや、凡そ我聖門の立敎は有形に就て無形の義を曉し示し玉ふことなり、これを道を器に寓するの立敎と云、これ能く聖經に熟通して自得すべきことなり、故に我聖道と異端との分路、全く斯に在ることなり、蓋し大極とは、其物に即て言へば、天地を一にせるの圖なり、其名に即て說けば、三極を合せたるの圖なり、これ二にして三、三にして一なるの義たり、此二三と云の數、即ち易の神體妙用たり、參天兩地而倚數と云も、亦全く此義たり、大とは、尊び崇むるの稱、極とは、至極究盡の義、天に在るを天極と云、地に在るを地極と云、人に在るを人極と云、其三極を合して、これを尊稱して、大極と曰へるなり、下文に六爻之動、三極之象也と云者、即ちこれなり

是生兩儀、兩儀生四象、

【音】生、去聲、儀、音宜、象也、兩儀指天地陰陽、

【釋】是とは、上文を承け接するの辭にして、大極を指せり、其大極とは◎此圖これなり、これ即ち大極の體圖にして、初二は地の位、三四は人の位五上は、天の位たり、これ三才を統ぶる者にして所謂三極なり」

さて圖の上三畫は、天なり、乾なり、即ち陽儀たり、下三畫は、地なり、坤なり、即ち陰義たり、これ大極兩儀を生ずの義なり、

さて上二畫の天位の大陽地に向ふて降り、下二畫の地位の大陰、天に對して升る、中二畫の小陽も亦天より地に向ふて降り、中二畫の小陰も、亦地より天に對て升る(校者云、大陽は⌒、大陰は‿、小陽は⌒、小陰は‿を云)、これ大少陰陽一降一升す、これ兩儀四象を生ずるなり、これも圖に即て說く時には、大極より兩

成ㇾ事成ㇾ文曰ㇾ章、
○按に、迭用二柔剛一と云の義、師説は本文釋の如くなれども、予が意には、これ爻の義を説き玉ふことにして、迭とは、陰位へ陽爻來ること有り、又陰爻來ること有り、陽位へも陽爻來ること有り、陰爻來ること有るを、故に迭用二柔剛一と云、柔剛とは、爻に就ての名目たること、夫子の傳を觀て知るべし、且つ陽位に陽爻有て正と云あり、過剛と云有り、陰位に陰爻有て、正と云有り、重陰と云有り、卦爻の象義に由て活用一ならざることなり、
○又按に、原圖上、大極生二兩儀一兩儀生二四象一これ皆各一陰一陽を生じ、其一陰一陽、各一陰一陽を生じて遂に六十四卦を成すことをば分ㇾ陰分ㇾ陽、迭用二柔剛一と見ても亦可なり、
【釋】三才を集合してこれが陰陽柔剛を兩つにするが故に、六畫六十四卦を成すとなり、其六畫卦中に就て二四上の三つを分つて、これを陰位とすることを陰を分つと云、初三五の三つを分つて、これを陽位と定むることを、陽を分つと云なり、迭とは、六畫卦中、奇偶陰陽の位、一つ介に比次つることを云、初陽、二陰、三陽、四陰、五陽上陰の六位これなり、柔剛と云は、猶陰陽と曰ふが如し、此迭ひに柔剛を用ふるに由て、人事の吉凶進退の道、斯に生出で、斯に知り明らむることを得べきことなり、故に此六畫六位成つて、天地の文章全く備はり了す、是故に先づ天地の大文章を讀得る者に非ずしては、決して天命を知ること能はざることなり、其天地の大文章を讀むの方は、神易の四道中の最上乘たる、卜筮に深邃たる者に非ずしては、絕してこれを得ること能はざることなり、下係曰、參伍以變、錯二綜其數一、通二其變一、遂成二天地之文一、極二其數一、遂定二天下之象一、非二天下之至變一、其孰能與二於此一と云これなり、是を以て愈卜筮大道の至要急務たることを見つべく、仰くべきなり、
○按に發端の章にて、已に詳らかに、道德義理性命の本原を説き曉し玉へるが故に、此章に至つては、止性命の道理に順ふと、すらりと、これを簡畧して説き、又上章にては、單に卦を五つとのみ略説せるに由て、此章にては、詳らかに其六畫卦のことにして、其陰陽六位有るのことまでも演べさせ玉へることなり、これを一詳一略の文法と云、

神聖の此神易を作り玉へりと云の義なり、これ三綱領第二段の起首なり、故に又昔者聖人と云て、文章改端綱領の義を示せり、

〔○三才道〕是以立天之道、曰陰與陽、立地之道、曰柔與剛、立人之道、曰仁與義、

【音】仁、音人、在天曰元、在人曰仁、中庸曰仁者人也者、是也、從人從二、二、乃天地、故天地人之道具得於己曰仁、係辭曰一陰一陽之謂道、繼之者、善也、成之者性也、仁者見之謂之仁者、是也、

【釋】上文に說ける所の性命の道理に順はん者は、必ず三才の道に通達するに非ずしては能はざることなり、故に天地人の道を立て、以て其方を敎へ喩し玉ふなり、天は、氣のみにして、無形なる者たり、故にこれを陰陽と云、寒暑晝夜の如きこれなり、地は形有るの者たり、故にこれを柔剛と云、山澤高低の如きこれなり、人は、天地の中間に在て、一日も道無くては立つべからざるの者たり、然るに天地の道、各表裏相對して立ちたり、人道も亦表裏相對して以て道を立て玉ふ、これを仁義と云、さて此仁義相對して說く時には、仁は慈愛陽生の義、義は、宰割陰殺の方たり、

兼三才而兩之、

【音】兼（校者云、兼原本作兼）、古甜切、平添兼、併也、合也、俗省作兼、

【釋】三才を兼すとは、天地人の三才を集合の義にして、これ三畫八卦の時を說き玉へり、兩之とは、上に謂ふ所の陰陽柔剛仁義これなり、言ふ心は、卦の六畫なる所以は、三才を合して各これを兩づゝにせるの象に取りたる者たりと云の義なり、こゝに三才の道、六位の義、現然として悉く備はれり、

〔○六畫卦六位〕故易六畫而成卦、〔六十四〕分陰〔位〕分陽〔位〕迭用柔剛、故易六位而成章、〔天地之文〕

【音】畫、胡麥切、畫卦也、迭、音姪、更迭也、位、帷去聲、正也、凡物宜居在之處曰位、章、音彰、文章也、

は疑の辭に非ず、實は讃歎稱美の辭なり、故に此篇中、句末の乎の字は、往々皆稱美讃歎の辭なりと知るべし、此一章中の天の字は、奇と同じく、地の字は、偶と同じ、これ龜卜五行取扱ひの通語たるべし、故に此一章の天地の字、皆奇偶と讀で、其義始めて通曉することなり、さらば何とて奇偶とは說かずして、天地とは云へるぞと意ふに、此河圖の數は、衞河の上りより出づる馬身の旋毛に法とれりとはいへども、本天地五行の出成の數を括盡せるを以て、これを尊尚して、天地の數とは、曰へることなり、

固より奇偶の數、各五位にして、兩々相對せり、故に相得と云、五位とは、奇數は、一三五七九の五位なり、偶數は、二四六八十の五位なり、合とは、天一北方の大陰の水、中央土の生數五に合して、水の成數六を得ることを云、(校者云、生數成數詳于啓蒙第七頁)其他南方大陽二の火、東方小陽の三の木、西方小陰四の金、此四行の生數各皆中央土の生數の五に合して、其成數を得ることなり、又土の成數を得ることも、亦中央土の生數と、五五相合して、十の成數を得ることとなり、さて五行の道にては、獨り土位を尊んで、中央の位に居れり、是を以て、五行の取扱ひにては、中央土德は、陰にも陽にも配することを得ざることなり、天數二十有五とは、一三五七九の、奇數を合したるの數を云、地數三十とは、二四六八十の、偶數を合せたるの數を云、其奇偶の數合して、五十有五なり、これ天地五行の數こゝに盡きぬ、是即ち龜卜の因起する所にして、これを用て變化の道盡すべく、鬼神の妙用行なはるべし、故に變化を成して、鬼神を行ふ所以なりと云、こゝに易筮と龜卜との由て起る所、斷然として各別たることを知るべし、固より其龜卜五行の法の如きは、吾門別傳の義たれば、其口訣を得て知りぬべし、况や此一段は、蓍易を主として說かせらるゝの、其餘波龜卜の數に及びぬるの挿法たれば、其說は畧しつ、

〔○第二綱領〕昔者聖人之作易也、將以順性命之〔道〕理、

【音】將、平陽漿、甫始之辭、有漸之義、

【釋】性とは、人物に禀け得たる所の正體たり、命とは、命令にして、天の命令畢竟ずる所以の義たり、其性命の道理に悖戾ざらしめんことを欲して、上古の

人不二にして、天地神明之德に通ずる者は、これ易道の精蘊たることを、

それ易の經典たるや、羲皇の畫卦に肇創、文周の係辭に振興、孔夫子の大翼に大成す、方にこれ四大聖の親畫親寫の妙典、至大至正、最貴獨尊、宇宙最一の書にして、他の經典の比肩すべきに非ることなり、然りとは雖、此神明に酬酢するの神妙有て、未然に天命を知り得て、德行を神にするの靈變不測の活用有るに非る時には、亦徒一部の人を教戒するの書たるに過ぎざるのみ、幸ひなるかな、孔夫子の此篇の存せるを以て、古神聖の筮法、今觀るべく、古聖人の易道今行ふべし、故に其天命に至り、神明に交るの道、左右其原に逢ふことを得たり、然れども其中間頗ぶる諸儒の爲に錯亂せられて、其道殆んど埋沒せり、亦幸ひなるかな我中州先生、數千歲の後、數千里の外に生れて、其天受絕倫の資を以て、邈かに上四聖の統を繼て、諸儒の謬りを正し、大に此道を明らかにせり、これ果して天のいまだ斯文を亡すことを欲せずして、我先生を降せること、實に後學者の大幸と謂つべし、

知變化之道者、其知神之所爲乎、天一地二、天三地四、天五地六、天七地八、天九地十、天數五、地數五、五位相得、而各有合、天數二十有五、地數三十、凡天地之數、五十有五、此所以成變化、而行鬼神也、

【音】天、讀與奇偶之奇同、地、讀與奇偶之偶同、數去聲、

【釋】上段に天地大衍の神數を說き曉して、易筮の根起する所を明亮たらしめ玉へり、因て此に其餘波を以て、龜と河圖の、數に說き及ぼし玉へり、これを文章の波及法と云、變とは、化の生幾にして、化とは、變の成位を云、其變化の道と云は、即ち鬼神の所爲にして、造化の行なはるゝ所なり、さて此に演べ玉ふ意は、そも變化の道を知れる者は孰とかするや、これ古の神聖庖皇なり、これ故らに「能く神の爲る所を知れる乎」と、其功德を讃歎して、起首格を爲せり、乎の字

る所の象數、僅々として數ふべきが如きの者なりと雖、其作用に至つては究まり盡ると云こと有ること莫し、今說卦或は雜卦に說く所の如きは、才に其一端を擧るのみなり、故に引てこれを伸べ、類に觸れてこれを長ぜしめば、萬物の象を括包して、盡さゞること莫く、天下の道を冒覆して遺すこと有ること莫しとなり、故に天下の能事畢矣と云、能とは、才能賢能などと云能の如し、道義事業の功用を云ふなり、能事畢とは、苟も此道を以てする時には、凡そ天下萬般の事業何等の時に遭ひ、何等の變に遇ふとても、治亂興廢ともに、一に處し難く、行ひ難きと云の道有ること無く、悉く其宜しきを得べしと云の義なり、實にこれ觀象玩占の要訣たり、

顯道神德行、是故可與酬酢、可與祐神矣、（明之德）

【音】顯、呼典切、明也、著也、行、去聲、酬、音讐、酢、音作、主酌客曰酬、客報主人曰酢、通本、酢、作酢、今改、

【釋】凡そ天下の道を顯らかにして、亦餘蘊有ること莫く、これを叩き竭し、人事の德行を神にせしことは、實に我神易の道に非ずしては、決して能はざることなりと云の義なり、神にすとは、これ德行の極法にして測るべからざるの義なり、孟子の善信美大聖神の六等に、神を以て極位とせるも、これなり、孟子盡心下、可欲之謂善、有諸己之謂信、充實之謂美、充實而有光輝之謂大、大而作之之謂聖、聖而不可知之之謂神、此顯道神德行の句は、遙に上文の和順於道德の句の顧應なり、それ已に道を顯らかにし德行を神にすることを得て、始めて我と神と、よく相交はることを得べきなり、酬とは、我より蓍に命ずるの所なり、酢は神より卦にて應る所を云、これ卜筮の至極處、深甚の口訣有り、酬酢圖の名、こゝに出づ、それ此道を以てしては、天地の神明、我神明を祐け、我神明も亦天地の神明を祐くべし、これ與に相祐くるを以て、故に可與祐神矣と云、此句即ち發端の祐贊於神明の句と、照應して結尾せり、これを遙接照應法と云、

下文に云、始作八卦、以通神明之德、又曰、以體天地之撰、以通神明之德、發端に云、祐贊於神明、此條に云、神德行、可與酬酢、可與祐神矣と、こゝに觀よ神

扐を一營とし、再掛を一營とす、大傳曰、參伍以變、錯綜其數、蓋し參伍は陽の道にして、錯綜は陰の道たり、分策と再扐とは陰にして、合策と再掛とは陰とす、これ陰陽闔闢、鬼神の道たり、

而成變、

【訂】通本、變、譌作易、自同義譌、今改、

【釋】變とは、筮儀一變のことを云、乃ち掛一再扐の策數、或は奇或は偶なるを云、四を奇とし、八を偶とす、聖門の筮法、此四の奇、八の偶より外の、策數出ること有ること無きなり、

十有八變而成卦、

【釋】卦とは、六畫卦なり、成卦とは、或は不變の一卦を得、或は本之兩卦を得ることを云なり、上の四營の變を、十有八變して、六畫卦成ることとなり、

八卦而小成、

【釋】これは是文章の補挿法にして、此一句無くしては、八卦の義闕如す、然ればとて、前段の筮法、兩儀より三才、掛一再扐、一變より三變、三變より十八變、一通より六通、四營より七十二營と、其文法語勢、六畫全卦成了るに至らざることを得ざること、千尋の奔流の如く、駿馬の大原に馳するが如く、其中間に八卦を容るべきの地無く、八卦を說くべきの遑あること莫し、故に此に補挿して以て小成の義を示せり、且つ已に八卦にして小成すと云時には、六十四卦にして大成すと云こと自然にして知るべし、故にこれを省略せり、凡そ此一句中に補挿法と省略法とを用ひたり、こゝに聖人文章の嚴密にして、張弛緩急、前後の施設、上下輕重、周旋の處置、勉めずして得、思はずして中る、自然にして自然なるの妙用を恐みながら仰歎し上るべきなり、

引而伸之、觸類而長之、天下之能事畢矣、

【音】伸、音申、舒也、屈者使直也、長、上聲、成長也、觸、尺玉切、牴也、或作觕、從牛從角、其義可見、能、奴登切、善也、勝任也、畢、入質切、畢竟也、

【釋】それ少にしては八卦、多にしては六十四卦、其演

となり、故に凡三百有六十當期之日と云、凡とは乾坤のみならず、六十二卦をも藏含せるの辭なり、此段の文、大陽大陰の乾坤の數を擧げて以て、小陽小陰の乾坤の數を攝ね、乾坤を擧て以て、六十二卦を攝せり、聖文含蓄の廣大なるを觀よ、

二篇之策、萬有一千五百二十、當萬物之數也、

【釋】二篇とは、易の上下經にして、乃ち六十四卦なり、策とは、其六十四卦の策數を云、固より六十四卦、表裡相對すれば、皆三百六十の期の日數に當ること、上文の如し、さて六十四卦相對すれば、三十二卦に收まるなり、其三十二に、かの三百六十を乘れば、即ち萬有一千五百二十となるなり、又大陽一爻過揲の策、三十六を以て、百九十二陽爻に乘れば、則ち六千九百十二を得、又大陰一爻過揲の策二十四を以て、百九十二陰爻に乘れば、則ち四千六百八を得、これを合すれば、則ち萬有一千五百二十となる也、又小陽一爻過揲の策二十八を以て、百九十二陽爻に乘れば、則五千三百七十六を得、又小陰一爻、過揲の策、三十二を以て、百九十二陰爻に乘れば、則六千百四十四を得、合之、則俱に萬有一千五百二十となることなり、故に此萬有一千五百二十と云の神數、實に天地間萬物の數に當ることとなり、さて此四象過揲の策數を以て、六十四卦を總結せる者如何と云に、それ筮揲の法は、一變にして奇偶を得、三變にして四象を得、十有八變して以て一卦を得ることとなり、然らば四象とは、即ち一爻なり、六爻を積む時は、則ち一卦を成すこととなり故に過揲の策を以て六十四卦三百八十四爻を總結して、以て揲策の符として、後世をして筮揲の法に惑ふこと無らしめんが爲めの垂示たり、

凡そ乾之策と云より此に至つては、すべて蓍易の天造自然たるの、神契妙用を演べ玉へるなり、是即ち下章の父母六子の段の、陰陽合德、剛柔有體、以體天地之撰、以通神明之德と云の伏脈にして、相照して以て其妙を會すべし、

是故四營、

【音】營、余傾切、平淸瑩、治也、造也、

【釋】四營とは、合策を一營とし、分策を一營とし、再

これを五歳と云、再閏とは、扐に歸する所二回なるを云、

故再-扐而後掛、

【釋】扐に歸すること二回に及びぬれば、其扐の策を取つて、初め掛に置きし、人位の一策と三合す、これ必ず四か八かと爲ることとなり、これを再扐而後掛と云、これ所謂四營一變にして、以て三變に及すの義なり、如此三變して一畫成る、これを一通と云、故に七十二營、十八變して、六通了つて、六爻全卦成就することなり、

乾之策、二-百-一-十有-六、

【音】策、楚革切、蓍之稱、數、必曰策、百、音伯、十十也、從一自省、

【釋】大陽を以て起る所の乾の卦は、其一畫を得るに必ず掛扐に奇く所、三合の策數九にして、其過揲の策數も亦九なり、これに四を乘れば、共に三十六策なり、六爻を合すれば、二百十六策となる也、

坤之策、百-四-十有-四、

【釋】大陰を以て起る所の坤の卦は、其一爻を得るに、必ず掛扐に奇く所三合の策數六にして、其過揲の策數も亦六なり、これに四を乘れば、二十四策なり、六爻を合すれば、百四十四策となるなり、

凡〔乾-坤策-數〕三-百-有-六-十、當期之日、

【音】期、音朞、朞年也、

【釋】大陽の乾、大陰の坤、其策數合して三百六十なり、これ即ち一歲の日數に當ることとなり、故に當期之日と云、さて此條は、大陽の乾の卦、大陰の坤の卦を以て、說を立てさせ玉へども、これを小陽の乾、小陰の坤にしても、表裡相對すれば同く三百六十の策數となることとなり、先づ小陽一爻の過揲の策は、二十八策なり、六爻を合すれば、百六十八策なり、小陰一爻の過揲の策は、三十二策なり、六爻を合すれば百九十二策なり、故に小陽の乾、小陰の坤を合すれば、亦三百六十となるなり、これ獨り乾坤のみ然るに非ず、其他の六十二卦、いづれにても、表裡相對して、其策數を數ふれば、皆一歲三百六十日の數を具しぬるこ

〔〇三才〕掛一、以象三、

【音】掛、古賣切、置蓍策之器、在案左而三枝、

【釋】三とは、三才を云、左を天の策とし、右を地の策と云、それ天施し、地承けて、以て人を生ず、故に右の地の策より、人位の一策を取て、これを掛の第一枝に置く、而して天地人の三才具足するなり、其三才に象どる者は、これ作用に象どれるなり、掛とは蓍策を置く所の器の名なれば、掛と名目讀にすべし、かけると作用には讀むべからず、

〔〇四時〇四象〕揲之以四、以象四時、

【音】揲、音舌、數蓍策也、

【釋】揲るとは、案上の分策を左の天の策より、數ふることにして、一揲どり四策づゝなり、其四策づゝにするは、春夏秋冬の四時に象どれることなり、これ即ち變の由て生じ起る所なり、故に後文にも、變通は、四時より大なるは莫しと云、其四時に象ると云は、變通に象どれるなり、 四時と云は、即ち四象なり、春は小陽夏に大陽、秋は小陰、冬は大陰なり、

歸奇於扐、以象閏、

【音】歸之言、寄也、奇、音騎、奇妙也、奇變也、謂變化不測、神奇之數也、扐、音勒、置蓍策之器、在右、而二枝、閏、音潤、以氣盈朔虛設之、積分而成于月者、

【釋】奇とは、揲どつて其中より奇妙に變化し出來るの策數にして、これ即ち神易の神靈不測、變化動通する所の起本の神數たり、故にこれを奇と云、國讀はたらきの策と訓すべし、これを零數と云は、甚非なり、奇偶の奇とは、各別たり、其奇策、或は一、或は二、或は三、或は四、奇變にして定まらず、故に奇と云なり、扐とは、亦蓍策を置くの器の名にして、案の右にあり、二枝あるべし、案上の左り天の策を揲つて、其奇策を扐の第一枝に置く、それ春夏秋冬の四時を以て揲どりし中より、變出し來るの奇策たれば、これを閏に象どれるなり、右の地の策をも又揲つて、其奇策を扐の第二枝に置くなり、

五歲再閏、

【釋】五とは前の三才の三に、扐の二策の二を合して、

數、其二偶は四の數にして、これを合すれば、則ち七なり、七は小陽の數なり、其一奇二偶の二十策を除けば、則ち過揲の策二十八なり、其二十八策を四を以てこれを數ふれば、則ち七を得、七は、小陽の數なり、小陰は、一偶二奇なり、其一偶は二の數にして二奇は、六の數なり、これを合すれば、則ち八なり、八は、小陰の數なり、其一偶二奇の十六策を除けば、過揲は三十二策なり、其三十二策を、四を以てこれを數ふれば、則ち八を得、八は小陰の數なり、然るに四十有九を以てすれば、其過揲の數に於ては異なること無しと雖、其奇策は大陽三奇十二策に一策を餘し、大陰三偶二十四策に、一策を剩小陽一奇二偶二十策に一策を冗し、小陰一偶二奇十六策に、一策を攙せり、然らば四象共に皆一策を餘して、九六七八の數に當ることを得ず、これ亦四十九策の非なるの徵なり、

○按に易は陰陽なり、變の道なり、筮法は、神器を用ひて、神道を行ふなり、法と云、則と云、共に公正の義なり、故に陰陽奇偶正配を以て法則とし、其中より自然に變生す、これ筮則の神妙たる所以なり、今四十有八を用ふれば、初變に、左り天の策より、一奇を奇かすれば、右の地の策より、必ず二偶を奇かし出して、陰陽相應ず、又左りの天の策より、二偶を奇かし出せば、右の地の策より、必ず、一奇を奇かして以て、これに應ず、又天の策より三奇を奇かせば、地の策より四偶を奇かして以て應じ、又天の策より四偶を奇かせば、地の策より三奇を奇かしてこれに應ず、故に十八變中天地の策より、必ず陰陽奇偶相對配して以て生生す、然るに四十有九にては、初變して、四變して、七變して、十變して、十三變して、十六變して、此六變には、必ず陽と陽と、陰と陰と相敵出す、これ筮則の正法に非ること必然たり、以上の諸義を以て、愈四十有九の謬文なることを徵すべし、（象變辭占に詳なれば見合すべし、）

〔○兩儀〕分而爲二、以象兩、

【音】分、府文切、別也、判也、從八刀、刀以分別物也、

【釋】分とは、案上一圓の四十八策を、左右に分割して二つとするなり、兩とは、天地なり、案上二分の策、天は左り、地は右にして、以て天地の兩儀に象どれり、此に天地に象る者は、これ立體に象どるなり、

を合して一と爲して以て大極に象り、分て二と爲して以て兩儀に象るなり、是即大極を分って、兩儀と爲すなり、

さて八の九に謂れるを知る者は、先づ四十八策を用れば、初變得ル奇者二つ、得ル偶者二つ、奇偶均平なり、四十九策を用れば、初變奇を得る者三つ、偶を得る者一つ、其奇偶偏なり、奇偶偏にして何を以てか神を盡さんや、これ四十九の非なるの徵なり、又曰、揲之以四、以象四時、さらば四とは一歲にして、以て奇とし、八とは二歲にして、以て偶とせるなり、これ四十八にては三變俱に四か八かを得ることとなるが、四十九にては、初變必ず五か九を得て、二變三變は、四か八かを得るなり、四は奇にして、八は偶なるは勿論なり、五は奇に非ず、九は偶に非ず、これ亦四十九の非なるの徵なり、又其用四十有八なり、故に再扐而後掛と云に至ては、これ一變を擧て以て三變に及ぼすの文法なり、四十有八を用ふれば、三變ともに四か八かを得れども、四十九を用れば、初變に必ず五か九を得て、二變三變には、四か八かを得べし、然るにこれは三變の奇策、亂雜無きを以て、其策數を再三に擧げ玉はざることとなり、若し三變中策數混亂あらば、必ず變每に數を擧げ玉ふべきことなり、是四十九の非なるの徵なり、又四時に象ると云、閏に象ると云、凡そ三百有六十、以て期之日に當ると云て、獨り月を擧げざる者は何ぞや、蓋其四十八策にして、四を以てこれを除すれば、則ち十二除を得、其十二が乃ち月の十二に當ればなり、これも四十九策にては、四を以て除しても、十二除又一策となる、故に、月の十二にも配すべからず、是も亦四十九策の非なるの徵なり、又四十八策にしてこれを揲れば、一變して奇偶を得、三變して四象を得べし、一奇に固より三の數有り、是參天也、一偶に固より二の數有り、是兩地也、大陽は、三奇なり、其一奇に各三の數あり、三三か九、これ大陽の數なり、其三奇十二策を除けば、則ち過揲の策三十六なり、其三十六を、四を以てこれを除すれば、則ち除數九を得、九は大陽の數なり、』大陰は三偶なり、其一偶各二の數あり、二三が六、これ大陰の數なり、其三偶二十四策を除すれば、則ち過揲の策二十四なり、其二十四策を、四を以てこれを除すれば則ち除數六を得、六は、大陰の數なり、』小陽一奇二偶なり、其一奇は三の

の冒頭たることは、昭々赫々として明白たり、然るに通本には、此一段說卦中に混雜せり、按に隋の經籍志に、河間の女子が、古文尙書と、說卦三篇とを拾ひたること見ゆ、顧ふに其女子が拾ひしは、此係辭の此段、及び以下の數條にて有りしを、漢儒の易道に暗きより、其文中に、或は卦爻を說き、又は象を說けることも有るに由て、これを說卦の文なりと想ふて、混合せることとなり、然るを我師中州先生の、數千歲の後に出で、斷然としてこれを改復訂正せし者は、實に二千年來の具眼なる者たり、

〔○大衍數〕大衍之數、

【音】衍、以淺切、上彌演、水溢沸也、以爲擴充推衍之義、

【釋】これ上文の發揮於剛柔而生爻の句に、直ちに承け接するの意なり、これ錯綜の文法たり、最も此前段の道德の一條は、此一段の究竟の旨を、引き擧げ說き玉へることとなり、然れども前段にて說かせ玉はざる時には、末段にこれを挿むべきの所無く、文脈斷じ、語勢靡するを以て、前に錯綜體を用て說かせ玉へることとなり、さて上の參天兩地の五、其一を各衍して以て十に至らしむる時は、則ち五十の數と爲る、蓋し參天兩地の五を、天地の生數と云、此大衍五十を、天地の成數と云、

〔其體〕五十、其用、四十有八、

【訂】通本、八、譌作九、蓋八九兩字、篆形相似、變隷者、繇譌、

【釋】さて大衍五十策の蓍を、天地の體たる所の、陰の策一つ、陽の策一つ、此二策を鎭在安置て、四十八策を用ることとなり、故に其用四十八と云、蓋し其用四十有八と云へば、其體五十と云べきことを其體の二字を省略せる文法なり、これ猶論語に、禮之用を謂て、禮之體を謂はざるが如し、然らば大衍五十は、天地の體數にして、四十有八は、天地の用數たり、さて其四十有八を取て、二を安鎭るは、天地の體に象どるなり、さて用策四十八を取て、合して一と爲すは、以て大極に象とるなり、分而二と爲すは、兩儀に象れり、然れども分而爲二とは有れども、合而爲一以象大極と無き者は、是も亦省略法也、故に其用策四十八

を以てしては、此等の一大事も、皆悉く極め盡して以て天の命令し玉ふ所に、必至符合せしむるの道なり、誨へなりと云の義なり、

それ天の將に此神易の大道を世に出さんとするや、故意に先づ庖皇神聖をして、此世に出現せしめ玉ひぬ、是故に庖皇も亦天意の斯に在る有ることを默察て、神明に祐賛して、此神易の妙道を作り玉へり、蓋し天地神明の功德、其變化測り無く、其妙用窮り無きも、人を待たざる時は、其妙用功績を施すこと能はざることなり、故に萬物中の一物、蕞爾たる所の一个の人を以て、廣大無邊の天地に配當して、天地人の三才と稱せらるゝ者は、人の天地に代つて、此の如きの妙用を施すを以てなり、故に書の泰誓に、惟天地、萬物之父母、惟人、萬物之靈、亶聰明作元后、元后、作民父母、論語に、人能弘道、非道弘人と云へるも、亦これらの意なり、道とは、即ち天命なればなり、熟觀來るに、凡そ人の世に處るや、都て天地の功用を相助くるに非ずと云こと無し、其中にも殊に聖人は最純最粹最精たる者にして、直ちにこれを有腸の天地と稱し上つるべきの者なり、是を以て其聖人の天地神明を祐助の所は、至大至廣なり、さて何をか其祐賛する所の至大至廣なることぞと、これを推し究むるに、先づ己躬親から天命を克く知り、又人をしても亦天命に至ることを得しめ玉へるなり、故に凡そ天地の間に、克く天命を知り、又人をして天命を知ることを得しむるより、廣大至極の道有るべけんや、さて其天命を知ることを得しめ玉ふの道とは、即ち吾神易の道これなり、故に其器たるや天地に則とれり、蓍の德は圓にして而して神なり、これ天に象とれるなり、又卦の德は方にして而して知なり、これ地に法とれるなり、故にこれを神物と云、是に神物を興して、以て民用を前む、其道たるや天命に至らしむ、故にこれを神道と云、天地間何等の至神なるか之に侑へん、何等の至妙なるか之に似よらん、これ豈仰くべく尊むべきの極に非ずや、

先づ此一段の文法、正起首に昔者と云て、其往古の時なることを知らせ、次に聖人と云て、神易の作者は、神聖庖皇たることを知らせ、次に蓍を生し、數を倚て、卦を立て、爻を生し、終には天命に至らしむることを演べ曉して、易の全體妙用悉く皆擧け玉へり、且つ次の段の大衍の數の原緒を開き呼べり、これ一篇

○按に係辭中に、凡そ神を說き出し玉ふ所には必ず其前後の文に普通と云字を以て、これを對應せしめ玉ふとなり、蓋し變化動通は、鬼神の妙用たればなり、これ易文に邃く熟したる者に非ずしては、讀得出すこと能はざるの文法たり、

〔○道德○義理○性命〕　和順於道德、而理於義、窮理盡性、以至於命、

【音】和、戸戈切、平禾、順也、諧也、不堅不柔也、從禾從口、其義可會、順、脣去聲、循也、循其道理也、理、音里、理義之理、從也、治也、窮理之理、物之條理也、義、宜寄切、道之條理曰義、孟子曰、義者、人之道路也、通本、理義之間、衍於字、今刪、性、息正切、去勁姓、正也、生也、天之禀賦、在物曰性、命、眉病切、明去聲、命令也、告言也、借爲生命之命、蓋物之窮通壽夭、本既有天命之在、是乃不可致、而自至者也、故曰、在天曰命、在物曰性、盡、慈忍切、竭也、悉也、

【釋】和とは、物能く相調適して、融和するの謂なり、かの禾の人の口に於けるや、剛ならず柔ならず、過も無く、不及も無く、終始宜きに適ふ、之を和と云なり、乾の彖傳に、保合大和、書の堯典に、協和萬邦、論語に、禮之用、和爲貴と先王之道、斯爲美、中庸に發而皆中節、謂之和等、これなり、順とは、毫糸の悖逆有ること無く、一に道義に遵ひ循ふて、至公至正の極、自然に性となれるの位を云、道とは、猶術と曰が如し所爲と云の意なり、德とは、性中具得の光耀薰赫たる者にして、仁義忠孝の因て出る所の者たり、理義の理は、從なり、治なり、義とは、道の條理なり、言ふ心は、道德に於て能く相和し協ふて、少しの悖り逆ふと云こと有ること無く、其道の條理に從ふて治むるとなり、窮理の理は、物の條理を云、故に上の理は、作用讀なり、下の理は、名目讀なり、窮とは、其事物の條理の畢竟する所の位までに至るを窮と云、性とは、人物の禀受せる所の正體なり、凡そ物各其條理あらざること無く、其性あらずと云こと莫し、故に其物の條理を推し極めて以て其禀受の正體たる所の性を究め盡すと云の義なり、命とは、猶命令と云が如し、大に命と云、小に令と云、凡そ和順より已下、盡性に至るまでは、これ即ち天の命令する所のことにして、これ人の宜く應に極め盡すべき所の事にして、今此神易の大道

〔○立卦 ○生爻〕觀變於陰陽而立卦、發揮於剛柔而生爻、

【音】發、音髮、起也啓也、揮、音輝、奮也、動也、發揮、猶曰發明也、生、去聲、生之也、卦古畫切、去音挂、卦之爲言、畫也、筮而畫奇偶也、故三畫六畫俱曰卦、從卜從圭、圭、界域也、卜而界畫也、爻、胡茅切、音肴、爻之爲言、交也、變動交錯也、是以卦中所變之畫曰爻、故周公之係辭亦曰爻、篆作爻從二乂、奇窮則爲偶、偶窮則爲奇之義也、

【释】觀るとは、觀察するなり、觀念するなり、變とは即ち易の道にして、變無くば易起らじ、故に宇宙の物、天下の事、變無きと云のこと無きなり、さて陰陽は、變の本なり、始めなり、其變と云は、陰陽奇偶の二つに始まり、八卦に至つては、八つの變と爲り、六十四卦に至つては、六十四の變と爲り、爻に於ては三百八十四の變と爲る、筮法にては、四十九、十六の變と爲つて、以て天地の變を盡せるなり、故に變とは、天地の道にして、造化の行なはるゝ所なり、かの日月の運遷、寒暑の往來、晝夜の交代、草木の榮枯、人物の死生に至るまで、すべて變の道に非ること無し、聖人斯に觀察して、天の陰陽に法とり象とりて、大小陰陽の卦を立て玉ひ、地の剛柔に發明して、剛柔の爻を生し作り玉へるとなり、固より變の字には、變化動通の四つの階序有ることなり、聖人此變の本末を觀念して、天地萬物の變化動通に效ふて、卦を立て、爻を生し玉へるなり、剛柔とは爻の陰陽にして、奇偶の變、二つに始り三百八十四變に至れり、

○口訣に云、易とは、變の名なり、變とは、易の妙用なり、故に卦の字の義も、究竟は、三畫六畫の變の名なり、爻の字も卦中の變畫の名に歸することとなり、觀變、發揮は、析文にして陰陽剛柔に冐するの文なり、固より易は天地に則りて、以て奇偶を立て、三才に象とりて、以て六位を成せり、是を以て卦に六十四の不同有れども、奇偶に非ずと云こと莫く、爻に三百八十四の不同あれども、六位に非ずと云こと莫し、故に易は、道を陰陽に觀變して卦を生し、德を剛柔に發揮して爻を生せるなり、且つ此條の生爻の字も、爻と云者の地より生出でしと云べけんや、殆んど噴飯に勝へざらしむ、

見聞多く、知識博くして、萬事に通達す、故に蓍の萬物の情に通じて前知するの義に象どれるなり、又按に夏殷の時には、物の質素新潔なるを尙べるに由て、筮する每に新たに蓍を制作すと云、それ夏殷の世なればとて、一根百莖にして、靑雲上を覆ひ、神龜の下に守ると云所の靈物が、天下億兆の人の時々刻刻に卜筮せん每にこれを得ること有るべけんや、これを以ても其說の妄なることは知りぬべし、又周は故舊を尙とべるの敎へたる故に、常に元龜と蓍策とを大廟に納め置き、時を以て祀りしとなり、禮の曲禮に、龜筴敝、則埋之と云、これ舊きを尙べるの徵なり、又吾邦の蓍萩と云者は、これ本蓍に似たる萩なりと云の訓にて有りつるを、例の賤目貴耳の痼疾から、一根百莖の史記が病根となりて、斜み曲りて用ひられもせぬ枯柴の萩を用ることこそ、最愚盲なることなり、又祐賛の祐の字は、これ段末の與に神を祐くべしと云の祐の字と、遙かに相呼應す、これ文章脈絡貫穿の妙法たり、

參天兩地、而倚數、

【音】參、蘇甘切、發平、三同、下係、參伍以變、考工記、參分其股圍、前漢刑法志、秦造參夷之誅、竝與三同、兩、良弉切、二數也、係辭、分爲二、以象兩、又兼三才、而兩之、離大象、明兩作離、倚、渠綺切、發上、立也、數、色句切、發去、多少數也、

【释】天とは、陽なり、地とは、陰なり、其陽の理體を圓に取り、陰の理體を方に取る、其圓なる者には、徑一圍三の數を具せり、其方なる者には、上下の二と前後左右の四と、二四の數を具せり、其陽の性は、進むことゝ有餘とを主どり、陰の性は、退くとゝ不足とを主どれり、是を以て天陽の道は、一を進んで三に居り、地陰の道は四を退いて二に居れり、是れ乃天地陰陽の理數なり、意ふに夫の天地素より數有ること無し、是故に庖皇理體を推して以て理數を取り、其理數を擧て以て、天を參とし地を兩つとして、而して數を倚て玉へるなり、さて參天兩地の、其參と兩と合して五となるなり、此五と云は實に天地の數にして、易の起原する所なり、

○按に參天兩地の五、これを天地の生數と云、

而生蓍、

【音】生、所敬切、造也、生之也、始作之義、蓍、音詩、易之神器也、通本蓍、譌作著、自字形似譌、據六書精蘊今改、

【釋】生蓍の二字、古人全く讀得ざりしと見ゆ、先づ蓍と云は、既に器材と成り了りぬるの名にして、其物の體質を呼ぶことには非ず、これ筮して以て卦爻を設け爲す所の神器の名にして、其體は竹を以てこれを制す、上古神聖庖皇創めて作り玉ひしより、以て周の代に及ぶまで、皆竹を以て制せるなり、蓋し易は本天地に象どり、三極に則とれる道にして、蓍は易の體たり、故に竹の、外圓にして天に則とり、內虛にして地に法とり、衆理相合して上下に通達し、節操有て淫せず流れざるの衆妙功德あるを以て、これを以て蓍を制し玉へることなり、且つ蓍を數へて卦爻を設くるの道を筮と云、其蓍の員數を稱しては策と云、蒙の彖辭曰、初筮告、又比の彖辭曰、原筮元永貞无咎、又後文に、乾之策、坤之策、二篇之策と云、それ筮と云、策と云、共に竹に從ぶて文を爲せり、これ蓍の竹にて作れることの明徵たり、故に其字も竹に從ふて蓍に作るを正とす、これ篆隸變革の間に、竹冠草頭混譌せることなり、然るに漢儒は、戰國亂世無道滅文の後に出で、暴秦刻迫、焚經坑儒の弊を承て、神易の大道も神器も、盡くに、喪失しより、譌文の草頭に從へる字に執し、此文に生蓍とある生の字を、始作二合義と見るの活眼無きより、生產の義と譌解て、せひ共に地より生出たる自然生の物とせんとて、司馬遷が史記龜策傳には、蓍百莖共に一根なりと云の浮説を記しおけば、褚生と云者が補記に至つては、蓍滿百莖者、神龜守之、青雲覆之等の妄説を附會せること共なり、其本はと云へば、皆文章の正眼に讀ざるより起ることなり、假令へば此文章も天生蓍ともあらば、史記の如くに讀むまじきにも非ず、今聖人生蓍と云時は、そも何の字法ぞや文法ぞや、噫亦思はざるの甚しきなり、凡そ萬物天地の間に、始めて作爲する時には、天作にても、人作にても、皆これを生と云なり、此時には所敬切、去聲に發してこれを生の義とす、これ即ち始作二合義なり、又耆に從へる者は、耆とは老人の稱にして、人老たる時は、世故に熟し、知慧明らかに、

たましひと云、其實は皆同一物なり、明とは、其神の靈妙功德の外に顯はれて、光明赫々たるを讃仰するの辭にして、固より人々に固有の神は有れども、明ならざる時は、其神晤昧幽冥にして、神の靈德無きことなり、故に神は體にして、明は用なり、人々此神を明にして、而後始めて天德に副ひ上るのことなれば、明に至るの修行大切のことなり、是を以て神明と云時には、神德の體用功德を總べ擧るの稱なりと知るべし、祐とは、助くるの義、贊と云も亦相くるの義なり、これ自己が神明、及び天地と易との神明を贊相し祐助せんが爲に、蓍を制作し玉へりと云のことを說き曉させ玉へるなり、夫神と云は、至公至明、至正至大、至尊の稱にして、即ち天命の出る所なり、天命の出る所なれば、これ即ち天道たり』人は即ち天道に則とり行ふ所の者にして、乃ちこれを人道と云、かけまくも忝けなき、我千五百秋の皇國の大和姬の神勑に、“神に近く、人に遠く、中心を有つべしと宣ひつるも、正しくこの意なり、又書の大禹謨に、人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中と云るも、其旨相同じきなり、固より人は神明の贊相護祐を蒙りて以て生ずることは、勿論たり、而して其人も亦以て神明の道を贊相護祐することとなり、これ即ち天人合一の大道、神人不二の妙用たり、然りとは雖、其神明の道を祐贊せんことは、實に吾神聖の神易の大道に非ずしては、決して能はざるのことなり、蓋し神易の道たるや、未然の天命を覿面に逆へ得るの道たるを以てなり、蓋し神明なる者三つ有り、天地の神明、蓍卦の神明、人心の神明、これなり、然れども其天地の神明と、蓍卦の神明とは、其德同一にして、而して異ること有ること無し、故に人心の神明を以て蓍卦の神明に祐贊し、蓍卦の神明を以て、人心の神明を祐贊して、遂に天地神明の德に通ず、斯れ之を神明に祐贊すと云、然らば其神明を祐贊するの道は、獨り蓍筮の功用なり、道とは本より虛位たり、是故に聖人萬古に虛位なる者を傳へんには、必ずこれを實器に寓す、これ聖門學道の表幟にして、これを道を器に寓するの祕傳と云、故に孔夫子も此篇の首に、先づ其道を載せ、神を寓する處の器を說き陳玉ふことなり、これ所謂人能く道を弘む、道の人を弘むるに非ずと云の大事、全く斯に在ることなり、

倫卓立之義、所謂默而識之者、是也、耳、象心通萬物之情、所謂學而不厭者、是也、口、象訓導教育之義、所謂誨人不倦者、是也、合三義而聖字之意可會、洪範曰、容作聖、孟子曰、大而化之、之謂聖、是也、六書家從耳呈之說、迂、作、(校者云、作原本作佗)則各切、入鐸鑿、與起也、造爲也、從人從亾、亾、音譜、甫然也忽也、從亾從一、亾、無也、無中生一、甫然之義、人亾爲作、其義可會、

【釋】昔者聖人とは、神聖羲皇を指して云へり、凡そ此兩篇中に、昔者と云へる者二つ、上古と云へる者一つ、これ共に庖皇を指して云へり、此二昔と一古とは、即ち此兩篇中の三綱領の起首を表し玉へるの文法たり、故に其佗文王周公等の聖人を呼ぶには、中古と云てこれを分ち玉へり、一部を熟讀して會得すべし、作易の作の字、甚だ力有り、眼を著くべし、さて易に體用の八義の習ひと云こと有り、體の四義、用の四義、都て八義なり、先づ其體の四義と云は、蓍、筮、卦、爻、これなり、其用の四義とは、辭、變、象、占、これなり、さて其體用八義の中にて、蓍、筮、卦、爻、變、象、占の七つは、即ち庖皇の制作たり、文王、周公、孔夫子の三大聖は、唯其中の辭の一つを作り玉ふのみなり、故に其多く大きなるを擧て、總て庖皇神聖易を作り玉へりと宣ひつることとなり、

祐贊於神明、

【音】祐、音宥、助也、通本作幽、由同音譌、贊、則旰切、去音鑽、相也、佐也、從兟從貝、兟、進也、貝、贊也、執贊而進、貝、則相敬之實也、中庸曰、能盡物之性、則可以贊天地之化育、神、(校者云、神原本作神)食鄰切、神明也、鬼神也、變化之主、靈妙之極者也、從示、從申、示、神之體、申、音身、篆作𦥔、從丨從𦥑、𦥑、陰陽二氣也、丨以統二氣、孔子曰、陰陽不測、謂之神者是也、明聰明睿知之稱、

【釋】先づ神と云は、自己本有の神のことにして、天地の神、易の神、共に兼せ具へたるの義なり、固より其神なる者は、甚深微妙靈變不測にして、よく變化を爲すの主にして、天地に在ては神祇と云、主宰に就ては上帝と云、施用に即ては造化と云、功用に就ては神明と云、妙作に即ては鬼神と云、易に在ては蓍卦の神と云、蓍の德は圓にして而して神と云これなり、人に在つては、

する所、由て生ずる所等を、明し曉させ玉へり、これ即ち庖皇神聖制作あらせられし、簭易の體を說き演べ玉へるなり、

下篇に至つては、尙辭、尙變、尙象、尙占の道、吉凶悔吝憂虞の義、六爻の變、三才の動、卦の小大、辭の險易、卜筮深微の生卦法等のことまでを、詳悉に解釋して演べ示させ玉へることなり、これ即ち庖皇神聖の神易の用より、文周の二大聖の係辭の旨を說き演べ玉へることとなるに、豈單に係辭の義のみを說かせ玉へるとして、これを係辭と號すべけんや、加諸各篇の命名、多くは其篇の旨に脗合ならず、これ皆後人の追加にして、易を讀み得ざる者の臆造妄呼に出づるなり、然れども今措て改めざる者は、正當の名を得ざるを以て、姑く舊を存するのみ、是を以て今此篇の上下二篇に分てること、深き所以の在ること有るを察しつべし、若しこれをも簡秩の浩大なるを以て分てるなど謂ふ者は、例の易を讀み得ざるの徵なり、故に後進の士、此上篇を讀では、神易の起原する所を察し、下篇を讀では、神易の作用を學び得ば、庶幾くは四大聖の制造述作の本旨にも適ひ、亦我先生の髓を然し、慮を焦して、校定せる所の苦心にも背かざらんのみ、

さて此上下篇は、通行印本の譌錯殊に夥し、其上下篇中の錯亂は勿論にして、或は文言の句此篇へ錯入し、此篇の章、說卦に混合せり、其他重複衍羨、混亂錯雜、磨滅轉譌、枚擧するに勝へざることなり、是を以て我師中州先生、天禀の聰明を以て苦心焦慮して、これを考定せること殆んど一期に及べり、余も亦燭を秉つて隅に侍つて一得を呈し、遂に其譌誤を訂正し、磨滅を塡補し、錯雜を復還し、衍複を刪除し、然後脈絡貫通し、首尾顧應して、始めて、悉く洙泗の舊典に復せり、故に今考定する所、上下篇、三綱領、二十三條目となれるなり、

〔第一綱領〇作易、〕昔者聖人之作易也、

【音】昔、(校者云、昔原本作谷)思積切、過日也、從日、從从、从、象流水微波之貌、過往之義也、由轉爲永久之義、亦上世之稱、說文、殘肉日乾之說、迂而陋、聖(校者云、聖原本作聖)式正切、聲去聲、聖之爲言、醒也、醒覺而無不通之稱、從耳、從口、從𡈼、𡈼音逞、從人𡈼然立於土上、象拔群絕

繫辭上篇

【音】繫、胡計切、系連也、辭、似茲切、辭說也、詞、按に辭と云は、言詞の義は勿論たれども、其中に言敎二字の義を帶びて、敎訓と云の意有り、故に禮哀公問に、公曰、敢問何謂敬身、孔子對曰、君子過言則民作辭、過動則民作則、君子言不過辭、動不過則、百姓不命而敬恭、如是則能敬其身、云云、こゝに則と辭と對するを見て、辭の字に言敎の義を帶びたることを知るべし、故に經傳中の辭の字は、をしへのことば、と訓ずるがよきなり、

【釋】先づ係辭と云ことは、本は文王の卦下の辭、乾元亨利貞と云の類、周公の爻下の辭、初九、潛龍、勿用と云の類を、孔夫子の共に稱して係辭とは曰へることなり、即ち此篇中に、繫辭焉、而命之、動在其中矣、又聖人設卦觀象、係辭焉、而明吉凶、又係辭焉、所以告也、又係辭焉以斷其吉凶、又設卦以盡情僞、係辭焉以盡其言、と云へる、これなり、又單に辭とばかり稱し玉へることとあり、下係曰、聖人之情見乎辭、又曰、理財正辭、禁民爲非曰義、又曰、所樂而玩者、易之辭也、是故君子居、則觀其象、而玩其辭、又曰、辯吉凶者、存乎辭、又曰、辭有險易、辭也者、各指其所之、又曰、知者觀其辭、則思過半矣、又曰、鼓天下之動者、存乎辭、又曰、初率其辭而揆其方、又曰、初辭擬之、又曰、是故其辭危、又曰、凡易之辭、情近而不相得則凶、或害之悔且吝、將叛者、其辭慙、中心疑者、其辭枝、吉人之辭寡、躁人之辭多、誣善之人、其辭游、失其守者、其辭屈、又曰斷辭則備矣、又曰、其旨遠其辭文、又曰、以言者尙其辭、文言曰、修辭立其誠と云へるこれなり、

然るに此篇を係辭と號することは、漢儒の謟稱なり、其謟稱する本はと云は、上に演べつる如く、篇中に往々係辭焉とあるを以て、此篇は上下共に係辭の義を說き玉へりと點頭し誤れるより初まれることなり、知らず孔夫子の此篇に說き演玉ふ所、先づ其上篇には、起首に昔者と云て、易の因て起るの時を示し、聖人と云て、其制作の人を見はし、次に箸を生るのこと、卦を立つるのこと、數を倚るのこと、爻を生るのこと、大衍の體用の數、三才の位のこと、原圖、疊起對待の圖、平面方位の圖、大象、奇偶、陰陽卦等の、其起原

しつべきなり、故に有孚于飲酒无咎と云、酒とは、宴樂の義にして、飲酒と云は心身保養の喩へに取ること、易の例たり、此爻の辭は宜しく兩截として觀るべし、上の一節は、上九の正面義たり、下の一節は、反面の義にして、警戒の訓へたり、若し此時に當つて、正しき道を守らず、功を貪り利に急ぐの短慮よりして、躁ぎ進んで、小狐の川を渉るが如きぞならば、必ず忽ち成功を轉じて禍殃を生ぜんことなり、假令へ從來許多の成功を積み來りしも、併せて共に敗り滅せん、これ恐れ愼しむべきの時なり、兵書に窮寇勿逐と云も、亦此意味なり、故に濡其首有孚失是と云、是とは善好の道を云、上の有孚とは、誠實の義、下の有孚は違ふこと無しと云の意にして、決定の辭なり、革の九五の未占有孚と云へると同じ意味たり、此爻の義亦否の上九の傾否、先否、後喜と云へると其意味相似たり、

【象】孚は離の象、酒は坎の象、飲は坎の象、濡は坎の象、首は上爻の象、有孚失是とは、未濟の終りを戒しむるの意象、又孚は離と坎との象、是は美善の義にして離の象、

【爻傳】飲酒濡首、亦不知節也、

【釋】上九は未濟の時も已に終りて、將に既濟に至らんとするの時なり、これ宜しく飲酒して志を養ひ、意を煉つて時運の和し熟するを待つべきことなり、さるに躁急暴進せんとして、以て首を沒するの險みに至つて、前の功をも併せて敗り失ふに至ること、これ節を知らざるの甚しき者たりと云の義を、不知節也と釋し玉へり、

【象】節とは限り有て止まると云の義、上九は卦の極に居つて、靜にして和熟するを待つこと能はず、變じて震となつて躁しく進まんとす、これ不知節の象、

（周易下經終）

の凶逆者を討征す、これ其志の行はるゝの時なりと云の義を、志行也と釋し玉へり、

【象】貞吉は離の象、志も離の象、又志も行も共に震の象、

六五、貞吉无悔、君子之光、有孚吉、

【釋】六五は未濟中の既濟を得たる所の者たり、其時運も亦九四の時よりは一等超越せり、故に九四にては悔亡ぶと云、六五にては无悔と云、然れども尙貞吉の辭有る者は、これ警戒を存せるなり、殊に六五は君位に在て、柔中の仁德在ますの上に、離の文明の主爻として、九四の執政の大臣とは、陰陽正しく比し親しみ、又九二の在外の大臣とは、陰陽正しく應せり、これ能く賢良に委ね任して、天下の未濟の衰運を改め更ふる所の聖君たり、故に其德の輝を稱し上まつりて、君子之光有孚吉と云へり、

○按ずるに、此爻の義も亦天地否の九五の、休否大人吉と云の義と相同じ、

【象】君子は六五君位の爻、柔中の象、又離の象、又變體乾の象、孚は離の象、又乾の象、光は離の象、又乾の象、吉は離と乾との象、

【爻傳】君子之光、其（德）輝吉也、

【釋】六五は離の文明の主にして、柔中の仁德有て、九四の賢宰相とは、正しく比し親しみ、九二の賢大臣とは、正しく應じて、以て天下未濟の衰運を撥ひ除きて、既濟の時に至らしむるの聖君たり、是を以て其君の德の光り、天下に輝きて吉なる所以なりと云の義を、其輝吉也と釋し玉へり、

【象】輝は離の象、又乾の象、吉は離と乾との象、

上九、有孚于飮酒、无咎、（著）濡其首、有孚失是、

【音】是、是非之是、善也、好也、

【釋】上九は未濟終りて、全く既濟に成らんとするの時にして、其いまだ成らざると云所の者は、才に一分足らずのみ、然れども猶遽しく未濟を傾け盡すべからず、姑らく宴樂して身と心を養ひ、道を守りて時の熟するを待つ時には、勞せずして既濟の治、自然に致

るの位に當れり、これ未濟を拯ふべきの時を得たる者たり、是故に、治を成すの功に害有るべき所の者は討伐して、天下の未濟を拯ふべきの任たり、故に震以伐鬼方と云、然り此の如しとはいへども、未濟の弊亂を撥ひて、既濟の平治に致すべきこと、豈一朝一夕の克くし得べきのことならんや、須らく力を用ること久しくして、而後に其勳績樹べきことなり、故に三年有賞于大國と云、三年とは多年の義、大國とは六五の君の位を指して云へり、

○按ずるに此爻も亦既濟の三の顚倒生卦たり、故に共に伐鬼方と云の辭有ることとなり、然れども既濟の三は、治平の時より衰運亂逆に向ふの時なるが故に、これを挽き回さんとする所の中興の功、大に艱難たることとなり、是を以て高宗の賢主を引て以て、其象義を明し示し玉へるなり、又此爻は亂よりして治に向ふの時運たるが故に、其時運に乘じて動き作すが故に、其功を成すに順にして便利なるなり、是を以て徑ちに九四の大臣に即て、征伐のことを以て、必ずしも高宗を假らせ玉はざる所以たり、これ其時を得たると、其時の去るとの輕重分別を明かに曉し玉ふこととなり、故に既濟の九三の傳には憊也と釋し、爻此の傳には志行也と釋し玉へり、かれもこれも共に同じく三年の辭は係りぬれども、其難易輕重、よく分別辨識せずばあるべからざることとなり、又此爻の義、天地否の九四の有命疇離祉と云へる者と、同じ意味たり、互に照らして發明すべし、

【象】悔亡は未濟中の未濟より、未濟中の既濟へ徙り更りぬるの象、震は九四變じて上卦倒震の象、用は震の象、伐鬼方は、上卦離の文明より、倒震の象を以て、下卦坎の險難の鬼方を、水火相敵し伐つの象、又鬼方は變體坤の陰暗の方の象、三年は上卦三爻の象、大國は坤の象、又離の象、又賞は離を貝とし、坎を賜ふとするの合象、

【爻傳】貞吉悔亡、志行也、

【釋】九四の執政の大臣、陽剛の才德有て、未濟中の未濟の時も已に去り、未濟中の既濟に遷れるの時に當つて、自己は上卦離明の一體に居つて、天下の未濟を拯ふの任に當れり、故に政教に害有る所の不服不庭

者は、其剛中の才徳有るを以て、能く時を守って進退し、其行ひ規則有るを以てなりと云の義を、中以行則也と釋し玉へり、

【象】中は九二中爻の象、行則は九二剛中にして、坎の主爻たるの象、

六三、未濟、征凶、不利渉大川、

【訂】通本、凶下脱不字、今補復、

【釋】六三は下卦坎の險みの極に居れり、これ未濟中の未濟の極に當るの時なり、故に未濟の時なりと云、征は往に同じ、これ爲ること有るを云、六三は陰柔不才不中不正たるの上に、内卦坎の險みの極に居れり、これいまだ事遂げ功成るべきの時に非ず、然るにもし強て爲す所有る時には、時を犯すが故に、凶の道たるなり、是を以て未濟の時、征けば凶なりと云、」此卦濟ると云の義有て、六三は中卦内卦二つの坎の水の間に、中卦の離の舟を泛べたるの象有りて、此六三は即ち離の舟の主爻に當れり、殊に此卦は本既濟より顛倒して來れり、此爻は即ち既濟の六四なり、既濟の四に舟を云へるも、此爻と象義相同じければなり、最も此爻水を渉るの象は有りといへども、卦名已に未濟と命せり、故に強て渉る時には、其時を犯すの咎有り、故に不利渉大川と云、

【象】征凶とは、六三陰暗不中不正にして、坎の險みの極に居るの象、大川は坎の象、渉は六三中卦の離の舟の主爻たるの象、不利は卦名の未濟の象、

【爻傳】未濟征凶、位不當也、

【釋】六三の爻、此の如くに種々の不善の義有る者は、一に不中不正に由れることなりと云ふ義を位不當也と云、

九四、貞吉悔亡、震用伐鬼方、三年有賞于大國、

【釋】九四は、未濟中の未濟の時は已に去て、早未濟中の既濟に徙り革まりしの時なり、今までは未濟中の未濟なりし故に、悔有るなり、今已に未濟中の既濟に徙りし故に、其悔亡ぶることとなり、故に貞吉悔亡と云、固より九四は、近君の大臣の位に居つて、上卦離明の一體に居れり、陽剛の才有て、今時運の改まり革

時なることをも察せず、妄りに犯し進んで、強ちに成功を求めんとす、これ猶小狐の水の浅さ深さをも顧りみずして、輕卒に渉りかゝりて、終に其尾を濡すが如きなり、これ鄙吝なりと鄙しめ笑はるゝ所以なりと云の義を、濡其尾吝と云へり、

【象】尾は初爻の象、濡は坎の水の象、又濡其尾は初六陰暗不才不中不正にして、重なる坎の下に居るの象、吝は坎の象、

【爻傳】濡其尾、亦不知極也、

【音】知去聲、智同、

【釋】それ初六は、未濟中の未濟の初めに當れり、これ宜しく悍れ愼んで、止り守りて時を期つべきことなるに、陰暗不才不中不正なるを以て、時を知らず、分を辨まへず、徒妄りに犯し進んで成功を得んとす、是を以て卻つて坎の險みに陷ること、小狐の尾を濡して渉り得ざるが如し、これ畢竟ずる所は、知無きの致す所なりと云の義を、不知極也と釋し玉へり、

【象】不知極也とは、初六陰暗不才不中不正にして、坎の險みの底に居りながら、尚も犯し進まんとするの象、

九二曳其輪貞吉、

【釋】九二の爻は、剛中の才有りとはいへども、未濟中の未濟の最中の時に當つて、其身は内卦坎の難みの主爻たるを以て、これ險みの其身に必至たるを以て、いまだ容易に犯し進むべからざるの時たりとす、喩へば車の進み行くを、後より輪を曳き止めて、進ましめざるが如くに、自己を貞正くして、時の至るを待つ時には、失ふ所有ること無きと云の義を、曳其輪貞吉と云、

【象】坎を輪とし、曳とす、九二は中卦坎の輪の後へに居る、これ其輪を曳くの象、貞吉は九二剛中の象、又離の卦象、

【爻傳】九二貞吉、中以行則也、

【訂】通本則譌作正、九二陽爻居陰位、不得言正、且極則協韻、故今復正、

【音】行、去聲、

【釋】九二は未濟中の未濟の最中に居るを以て、これ功成り事遂ぐべきの時に非ず、然るに貞吉の辭有る

辨レ物居レ方、

【釋】それ天地は、萬物を生ずる所の體にして、水火は萬物を成す所の用たるなり、此の如きの大功德大妙用ある所の水火たれども、能く相交はる時には、能く亨飪を成し、能く萬物を成すことを得るなり、其水火の熟く交はれると云の卦は、即ち既濟の象義これなり、又其水火も相對すと雖ども、いまだ相交はらざる時には、其莫大の功德妙用有りながらも、これを施し行ふこと難きことなりとす、其水火相對しながら交はらざると云の卦は、即ち未濟の象義これなり、』さて其水火の熟く交はると云、交はらざると云のことも、卦象に就て視る時には、惟り坎と離との二卦の、上か下かの處置やうのみのことなり、是故に君子、此坎離水火の上か下かの處置やうにて、忽ち既濟と未濟との分別する所の象義を觀て、凡そ世に立つて事を處置んには、能く愼んで、審かに其物其事の本末終始上下前後の置きやうの道を明らかに辨じて、事物をして各其方の宜しきに居らしむべきこと肝要たることなり、假令へば爰に君子と小人と有らんに、其君子を上に置て、政敎を掌らしめ、其小人を下に置て、國事に隨順せしむる時には、君子小人共に各其所を得て、これに安んずるとなり、これを泰平至治の祥瑞の徵とす、又其小人を上に置て、權勢を逞ましくせしめ、利器を弄せしめ、其君子を下に屈して、德を韜み明を隱さしむる時には、小人君子共に其所を得ざるを以て、相共に安んずること能はず、これを亂世無道の昏暗の徵とす、それ才に君子と小人と、上と下とに錯置たるだに、忽ち治亂の幾し分岐することなり、故に君子以愼辨レ物居レ方と敎へ勸め玉へるなり、

【象】火は離の象、水は坎の象、君子は離明の象、愼むは離明の象、物は坎の中實の象、辨は離明の象、方は離の象、居も離の象、又總ては敎へ戒しめの意象、

初六、濡其尾、吝、

【釋】初六は未濟中の未濟の初まりに居れり、これ其時いまだ事を成し功を得べきの時に非ざれば、これ宜しく愼み守るべきことなるに、元來初六は、陰暗不才にして不中不正たるを以て、其愼しみ守るべきの

爻の未濟中の未濟の時を、克く愼み守りて、外卦離明の柔中の德有る未濟の、既濟の時に至るを期ち得て、亨通すると云の義をば、柔得中也と釋し示させ玉へるなり、亨ると云は、全卦畢竟の總義たり、これ彖の辭の亨字の釋たり、

【象】柔得中とは六五柔中離明の主爻たるの象、

小狐汔濟、未出中也、

【釋】中とは、これ下卦坎の水の主爻、九二を指して云、それ下卦は未濟中の未濟の時なれども、九二は剛中の才德有るを以て、凡そのこと、大半までには成す所の功有りと云の義を、未出中也と釋し玉へり、

【象】未出中とは、九二剛中にして坎の險みの主爻たるの象、

濡其尾、无攸利、不續終也、

【釋】不續終也とは、これ愼み守つて、時の至るを期つこと能はず、半途にして廢し、且つ破敗るの者を云へり、所謂力足らざる者は、中途にして廢す、今汝畫れりと曰へると同じ意にして、深く讓め戒めさせ玉ふの辭なり、以上にして彖の辭の釋は了れり、

【象】（缺文）

雖不當位、剛柔應也、故名曰未濟

【釋】雖不當位とは此卦、六爻皆正の位を得ざることを云、剛柔應ずるとは、六爻皆應有るを云へり、言ふ心は、此卦六爻皆不正にして、水火交はらざるが故に、萬事のこと一分も成し得べからざるが如くにも意はるれども、凡その事、過半は已に成り得て、いまだ十分ならざると云の卦名を命じ玉ふことは、此卦六爻交はり、各皆應有り比有るを以てなりと云の義を、剛柔應也と釋し玉へるなり、

○按ずるに、此彖傳の文意語勢を觀る時は、剛柔皆應、故名曰未濟也と云の省文にして、これ彖辭の釋了りて後、還つて結尾の句にて卦名の釋を爲し玉へるなり、これも亦一例たり、

【象】不當位とは、此卦六爻共に不正の象、剛とは九二、九四、上九の三陽爻の象、柔とは初六、六三、六五の三陰爻の象、應ずるとは、六爻各皆應有るの象、

【大象】火在水上、未濟、君子以愼

る者は、其性疑ひ深くして、思慮も深きを以て、妄りに過て渉らざるの者たり、其小狐の雛稚きは、思慮淺くして輕卒なるを以て、水の勢ひの淺さ深さ廣さ狹さをも顧みず、苟且に渉りかゝる者なりとす、固より狐の體たるや、前小後豐と云て、其尾は殊に勝れて豐大なるの者たり、故に水を渉るに臨んでは、必ず先づ其尾を高く掲起て、これを渉ることとなり、もし其尾を濡すに至るときは、これ精力氣根の盡きたるの徵にして、遂に水の勢ひに推し流されて、渉ることを得ざるとすることとなり、今此卦は、事已に過半に及びて成就し、方に既濟に向はんとするの時たり、是に於て、少しにても其道を錯誤ときには、亨ることを全くすることを得ざることとなり、故に狐の水を濟ることを喩へに假つて、亨るの道の意味を敎へ戒め玉へるなり、是故にもし人有て、未濟の時に居つて、既濟の功を成さんと欲せば、須らく深く心を潛め思ひを用ふべし、かの小狐の思慮無くして、輕忽にして、水の淺さ深さをも省りみず、苟且に濟りかゝるが如きぞならば、必ず其尾を濡すが如きの困難に至つて、從來苦心せし所の過半の成功までも、併せて倶に喪ふに至ることとなり、故に小狐汔濟濡其尾无攸利と云、无攸利とは反語にして、深く戒しむるの辭なり、

○按ずるに凡そ天下の事大小と無く、皆始めあらずと云こと莫し、其終りを克くする者は至て鮮し、大抵其事十が七八に至つて、今二三の事を蹉過し敗毀する者は、すべて皆此小狐の水を渉るの類なり、これ他の義に非ず、終りを謀ると云の道に拙劣ければなり、且つ此彖の辭の意は、大抵井の彖の辭の、汔至亦未繘井、羸其瓶凶と云と同意味たり、これ井も未濟も共に其事七八分に至り、汔んど成らんとして破敗に至ることを、深く重く戒しめ諭せるなり、

【象】亨るは離の象、狐は坎の象、濟るは卦名の象、尾は初爻の象、濡は坎の象、又初六重坎の下に居れり、これ其尾を濡すの象、

【彖傳】未濟亨、柔得中也、

【釋】此傳の體は、起首より徑ちに彖の辭を釋し玉へるなり、柔とは上卦離明の主爻、六五柔中の德有るを云、今未濟の卦が、徑ちに亨ると云には非ず、内卦三

【未濟】䷿（坎下離上）

【音】未、無沸切、未猶不也、又已之對、有攸期之辭、詳既濟、未濟者、事之未成也、詳見善工利器、

【釋】未濟とは、既濟の對卦にして、事のいまだ成らざると云の義なり、然りとはいへども、此卦も亦六爻皆應有り、六爻皆比有り、交りも有り、故に他の六十二卦に較ぶれば大に成れる所の象義有り、特り、既濟の卦に視較ぶる時には、卦いまだ交はらず、六爻いまだ正を得ざるのみなり、これ將に漸やく既濟に至らんとするの卦象なり、故に此卦を未濟とは名け玉へるなり、又水火の二つは相交はりて而後に亨飪の用を成すの者たり、今此卦にては水火は相遇ひ相對するとはいへども、いまだ相交はらざるが故に、未濟とは名けらる、大象に、火在水上未濟と云、これなり、さて水火の交はると云、交はらざると云ことは、其上下に由て分けたることとなり、既濟と未濟の大象を觀て、見つべきなり、

○按ずるに此未濟の卦の象に、易の字の象、及び誠明の義等、嚴然として具へ有ることなり、

易大傳曰、日往月來、月往日來、

禮中庸曰、自誠明、謂之性、自明誠謂之教、誠則明矣、明則誠矣、

これら乃ち易の妙理にして悉く皆此卦象に具はれり、后晉の君子等克く熟慮玩味すべし、傳、

未濟、亨、小狐汔濟、濡其尾、无攸利、

【音】狐、音胡、妖獸也、其性多疑者、汔音迄、幾也、

【釋】既にと云は、已に往き去るの辭なり、又未と云は、期つ攸有て、方に來らんとするの辭なり、此故に此未濟の彖の辭は、一卦通體の總義を取りて、將來の意を逆へ揭げて亨るとは云へるなり、然れども諸餘の卦に比較る時には、事已に大半は成れるの義有り、是を以て此後に亨るべき所の者も大なるには非ず、故に單に亨ると云て、元の字は係け玉はざることなり、狐とは、これ坎の象に取れり、涉るとは、坎の水を涉るの義なり、凡そ狐の水を涉るは、其老成たる狐な

【爻傳】東隣殺牛、不如西隣之時也、實受其福、吉大來也、

【釋】それ神に事ふまつるの道は、孝敬の極にして、百行の魁首たり、故に誠と敬ひとを以て體とし、時の宜きに中するを以て用とす、是故に孔夫子の時の字を以て、其活用の妙作を示し釋し玉へるなり、これ誠と敬ひとの發するが、即ち時なりと云の義なり、時の字、眼目たり、克く玩味すべし、實受其福と云の實の字、虚字にして語の辭たれども、其深重の義にては誠實有てこそ、其福を受くべし、不誠實にては、其福得べからざると云の義を含蓄し玉へるの釋なり、

【象】時は離の象、吉は離の福とするの象、

上六、濡其首厲、

【釋】上六の爻は、既濟全卦の終りにして、已に未濟へ徙らんとするの時なり、上六は外坎の險みの極に居りて、且つ首の位に當れり、これ上六坎の水を濟らんとて、坎の險みに陷りて、首を沒するの象たり、故に濡其首厲と云、

○按ずるに此爻の辭と象とは、大過の上六の過涉滅頂と云に似て、而して其義は、泰の上六の、城復于隍と云の義と類せるなり、

【象】濡は坎の水の象、首は上爻の象、又濡其首は既濟終りて未濟へ移らんとするの意象、

【爻傳】濡其首厲、何可久也、

【釋】それ上六陰柔不中たるの上に、既濟の終り、坎の險みの極に居れり、これ水を濟りては、濟ることを得ずして、終には其首を沒するの義有り、これ何ぞ、久しかるべけんや、其凶たること必定なりと云の義を、何可久也と釋し玉へり、何可久也とは決絶の辭にして、屯の上六の傳に、何可長也、否の上九の傳に、何可長也、豫の上六の傳に、何可長也、大過の九五の傳に、何可久也、離の九三の傳に、何可久也、中孚の上九の傳に、何可長也、これら皆同じ意義たり、久も長も別義有ること無し、徒に音響の便に從ひ玉へるのみ、

【象】何可久とは、既濟終りて、未濟將に來らんとするの象、

ふみ愼れ有り、これ豈放慮安心すべきの時處ならんや、故に有レ所レ疑也と釋し玉へり、

【象】疑は陰爻の象、又坎の象、又變體巽の象、

九五東鄰殺レ牛、不レ如二西鄰之禴一祭、實受二其福一、

【音】鄰、力珍切、近也、親也、鄰連也、殺、山戞切、戮也、禴、音藥、礿同、春祭曰レ禴、薄祭也、

【釋】九五は既濟の時の君の位たり、それ君上の世を治め玉ふの道は、孝より先なるは無し、其爻の道は、終りを愼み遠きを追ふを以て盛んなりとす、論語に終りを愼み遠きを追ふ時は民の德厚きに歸すと云、これなり、さて遠きを追ふと云は、鬼神祭亨の道これなり、然りとはいへども、治世承平の君主は、必ず驕奢尊大なるの弊生じ易く、誠敬の道怠り易きの者たり、凡そこれ古今升平至治の世の情態にして、これ即ち亂世を招き來すの通弊たり、是故に周公の東西の兩鄰りの祭祀の豐と儉とを以て、比喩を設けて敎へ戒しめ玉へるなり、それ神明に事ふまつることは、誠と敬みとを主として、供へ物はこれに副ふことなり、世を治むるの道も復亦此の如し、誠實を貴んで、虛飾りを尙びず、其究竟ずる所の要旨を原ぬれば、驕奢の虛飾りを防ぎ止めて、誠實と敬恭との質實を竭し致し、天命を恐れ愼むに在ることなり、是故に我　皇國の神の敎へも、質素正直の四字を以て標幟と爲し玉へり、かの五十鈴川の[illegible]宗廟の丹漆不飾、艸屋土階にして三杵牛の御供なるは、これ華靡を惜んで、樸素を貴び玉へるの神曉しにてぞありける、殊に祭祀のことは、時を以て大なりとす、故に實あつて福を受くることは、一に時に合ふに在つて、物の豐儉には由らざることなりと云の義を、東鄰殺レ牛、不レ如二西鄰之禴祭實受一其福一也と云へり、

【象】東とは、九五陽剛の方に取れるの象、鄰りとは、六爻相比するの象、牛は離の象、殺は變體坤の大陰殺戮の象、又坎を刑とするの象、西は、六二陰爻、少陰の方とするの象、禴は坎の中實の象、祭は坎を食物とし、離を牛とし、既濟は亨飪の卦たるとの合象、實は坎の中實の象、福は離を至順とし貝とするの象、受は坎の象、又坤の象、

豈容易なるべきことならんや、是故に殷の高宗の賢德なるの上に、傅說など云の賢良の輔弼を得て、正しき道を以て、鬼方の無道なるを伐つだも、尚三年の久しきを歷たり、これ甚た以て苦心焦慮、辛困艱難なりと云の義を、憊なりと釋し玉へるなり、

【象】憊は九三時運改革の危き地に居るの象、又坎の象、又離の象、

六四、繻有衣袽、終日戒、

【訂】通本濡作繻、自同音誤、今訂正、

【音】濡、人朱切、滲漏也、袽、音挐、敝衣屬、塞舟漏者、

【釋】六四は內卦既濟中の既濟は已に終りて、既濟中の未濟に早遷りたるの所なり、此卦は既濟と云て、水を濟るの濟の字を以て、卦に名けつる上に、六四の爻は中卦と上卦との、二つの坎の水の間に介まれ、離の舟の象有るを以て、舟の義を假りて以て、其象義を發し玉へる者なり、濡とは滲漏のことを云、衣袽とは舟の罅漏を塞ぐの物にして、今の世に稱する所の槇膚檜膚の類なり、古は敝衣の屬を以てせしことなるべし、凡そ舟に乘るの人は、預て此逆備を爲し置きて、以て不虞の患へを防ぐことなり、今六四は既濟の內外の變革するの地に居りて、二つの坎の水の間に介まり在ることなれば、其恐怖多きこと、譬へば敝れ舟、敗舟に乘れるが如きなり、故に恒にこれを戒しむること、終日ともに怠らずして、これを防ぐに非ざる時には、忽ち必ず覆へり溺るゝの患へ有らんことなり、故に濡有衣袽、終日に戒よと云、

○按するに此爻は、泰の六四の、翩々不富以其鄰と云の、戒めを爲せしとは、其義は同じからざれども、其時運改革の恐惧愼戒の旨に至つては一なることなり、

【象】濡は、此卦濟ると云の義有て、六四の爻は、二つの坎の水の間に在り、且つ中卦離の舟の主爻たる所に、其上下二つの坎の水、中卦離の舟の中に入るの義有り、これ濡の象、衣袽は六四陰爻の象、終日は離を日とするの象、戒は改革の危き地の象、

【爻傳】終日戒、有所疑也、

【釋】六四は既濟中の未濟へ改まり更つて、二つの坎の水の間に入り、中卦の離の舟には、時々に滲漏の危

に時を待つて、終には九五に相遇ふことを得る所以の者は、六二の中正の道を得たるを以てなりと云の義を、以中道也と釋し玉へり、

九三、高宗伐鬼方、三年克之、小人勿用、

【釋】傳に云、高宗者、殷家中興賢主、帝小乙子、居喪三年不言、諒陰之後、恭默思道、因夢賚良弼、肖像求之、得傳說於版築之間、爰命作相、殷道、復興、鬼方とは、遠方の夷狄の國の名なり、汲冢竹書、陸終氏娶鬼方之女、孕而不育、十一年開其左脇而出三人焉、又開右脇而出三人焉と云へる、これなり、さて此爻は下卦の終りにして、既濟中の既濟より、既濟中の未濟に移らんとするの改革の際なり、故に時運の變遷に就て、辭を係け玉へることなり、それ殷家の中葉、一旦其德衰へたりしことは、既濟の未濟に徙らんとするなり、是を以て高宗の奮ひ起つて、再び殷家の德を中興せるなり、此事蹟の、能くも此爻の功德に胳合せるを以て、これを引て以て喩へて、高宗伐鬼方三年克之と云ふ、三とは多數の義にして、三年とは、功を成すことの艱難たることを云ふ、それ高宗の賢德なるを以てだも、中興の難きこと此の如し、况んや小人の得て克くすべき所のことにあらず、故に小人勿用と云ふ、

○按ずるに此爻は、泰の九三の、无平不陂、无往不復、と云へると同意味たり、互に照して其義を發しつべし、

乾初九、初九潛龍勿用、

師上六、大君有命開國、承家、小人勿用、

大有九三、公用亨于天子、小人勿用、

【象】高宗伐鬼方は、時運改革の義、又水火相克つの象、又高宗は、中興の賢君にして、離の文明の象、鬼は離の象、方は變體坤の象、又離の象、伐は震の象、三年は、內卦三爻の象、克は震の象、又水火相克の象、

【爻傳】三年克之、憊也、

【音】憊、步拜切、苦惱也、羸困也、從備心、會意、

【釋】それ時運の將に遷り革まらんとするの時に遇ふて、人力を以てこれを挽き回さんとすることは、これ

六二、婦喪其茀、勿逐、七日得、

【音】喪、去聲、茀、音弗、婦車之蔽障、

【釋】九五は夫の位なり、六二は妻の位なり、又坎は中男の象、離は中女の象、此故に坎離の主畫と、二五の位とを以て、夫婦の義として辭を係け玉へり、六二の婦は九五の夫に陰陽相應ずと雖、三四の兩爻、二五夫婦の間を隔つるを以て、速かに相遭ふことを得ず、これ譬へば車の茀無くして、用に堪へざるが如し、故に婦喪其茀と云、茀は婦車の蔽ひ飾りにして、婦人行く時には、必ず茀を用ふるなり、今茀を喪ふとは、これ九五の方に進み行くこと能はざるの喩へにして、これ六二に、動かずして守ることを誨ふるの義たり、然れども六二の中正を以て、九五の中正なる者に陰陽正しく應ぜり、假令へ姑くは三四の爲に隔て障へらると雖邪は正に敵すべからずして、其時至つては、彼必ずこれを如何んともすること能はずして、卒に二五相遇ふことを得べし、故に勿逐七日得と云、得は喪ふに對するの文にして、即ち遇ふことを得るの義なり、七日は一卦終るの義、震の六二に、勿逐七日得と云へると同辭同義たり、

【象】婦は六二妻の位の象、又離の象、茀は車の蔽ひ飾りにして、離の象、喪其茀とは、六二の爻、三四の兩爻に隔てられて、九五に遇ふことを得ざるの象、七は全卦六爻終つて、復始まるの象、日は離の象、得は二五相應じ、相會するの象、又坎の象、

○按ずるに此卦は主として內外の時を分つて時運の變遷を説かせらるゝことなるに、特り此爻には、時運の義を論ぜずして、夫婦の義を以て辭を係け玉ふことは、これ中正の相應の義を主とし玉ふなり、これ猶泰の六五に、帝乙歸妹と云へると同意味同例たり、

【爻傳】七日得、以中道也、

【釋】二五は正應の夫婦位たりとはいへども、中間に三四兩爻の爲に障へ隔てられて、直ちに相遇ふことを得ざること故に、六二の婦、九五の夫を思ひ慕ふの情切にして、車に乗りて迅くも九五の所へ行かんと意へども、車の茀を喪ふて行くこと能はざるが如し、されども六二これを苦み悶ゆること無くして、靜か

未濟中の既濟に向ふべきの義有りとはいへども、蓋し其時のいまだ至らざるを以て、既濟の功を成すこと難し、故にこれも靜かに守りて、其時の至るを待つべきことを敎へさせ玉へることなり、凡そ天下の事、敗れと亂れとには至り易くして、其勢ひ高岳より石を墜すが如し、又成ると治るとには致し難きことなり、其功峻しき阪に車を登すが如し、故にこゝにては其敗れと亂れとを恐れて、止まり守るべきことを誨へ、未濟にては成ると治まるとの致し難きが爲に、靜に時を待つべきことを敎へ玉へるなり、それ此の如きの象義意味あるを以て、既未濟の初二の爻に、共に進むことを戒めて、其辭共に相同じきことなり、さて此卦の爻の辭に、水を渉ることを云へる者は、既濟の濟の字は、即ち水を濟ると云の義たるを以て、これ卦名の字義に即て、辭を係け玉ふなり、それ輿と云者は、前より轅を曳けば進み行き、後へより輪を曳く時は、止まりて進まざるの者なり、又獸の水を渉るには、必ず其尾を揭起者なり、もし已に其尾を放垂濡すに至つては、渉ること能はざる者なり、これ其氣力已に疲勞たるを以てなり、故に輿と獸とを以て初爻の義に喩へ示し玉へり、初九は内卦離の文明の一體に居り、既濟中の既濟の時に處るの者たり、今妄りに動き進む時には、忽ち既濟中の未濟に向ふの義有り、これを愼み守らんこと、假令へば車の輪を曳き止められたるが如く、獸の尾を濡して渉ることを得ざるが如くすれば、咎無しと云の義を、曳其輪濡其尾无咎と云、

【象】坎を輪とし、曳くとす、初九坎の後りへに在り、其輪を曳くの象、尾は初爻の象、濡は坎の水の象、又初九重坎の下に在り、其尾を濡すの象、又進むことを戒しむるの意象、

【爻傳】曳其輪、義无咎也、

【釋】それ輿は進み行くを以て道とせり、然るに此爻にては、其輪を曳き止めて行かざらしむ、これ咎有るの義なり、然れども、今既濟中の既濟の時にして、一に止まり守るべき道なるに、初九妄りに進み行けば、これ未濟に向ふの義有り、故に止め止まるを以て時中の要道とす、故に義无咎也と釋し玉へり、

【象】義は離の象、咎は坎の象、无は艮の象、變體、

既濟は已に盡きて未濟と易る、これ亂にして凶なる所以たり、故に其道窮也と云、其道とは既濟全盛の道を云、窮とは既濟窮まつて未濟となるの義を云、

【象】其道窮也とは、既濟終つて未濟となるの意象、又窮は坎の象、道は離の象、

【大象】水在火上既濟、君子以思患而豫防之、

【音】豫、音預、逆備也、防、扶方切、堤防也、以爲守禦之義、

【釋】それ水の火の上に在ると云ことは、これ全く陰陽水火の親密熟交の象にして、既濟の既濟たる所以たり、故に君子此卦の既に交はり、此爻の既に交はり、六爻各皆應を得、各皆比を得、各皆正位を得て、事に於ても物に於ても、各皆充滿盈溢して完全具足せる所の象を見て、其完きを有ちて滿つるを守るの方を得んとならば、かの日中すれば則ち昃ぶき月盈ちぬれば則ち虧るの定理、憂喜常無く、天命恒無きこととを知りて、警戒愼み懼れて、豫じめにこれを防ぐべしと云の垂戒たり、さてこれを豫じめに防くと云ことは、如何んと云に、一に德を守るに在ることなり、故に思患而豫防之と云、

【象】思も患も、共に坎の象、又思は離の象、豫防は離の文明の象、君子も離の文明の象、

初九、曳其輪、濡其尾、无咎、

【釋】それ既濟未濟の二卦は、其義泰否の卦と略相同じきなり、先づ其泰の卦の義は、下卦三爻を泰中の泰とし、上卦三爻を泰中の否とす、又否の卦の義は、下卦三爻を否中の否とし、上卦三爻を否中の泰とす、今既濟未濟の二卦も亦然り、其既濟未濟の二卦に、內外の時を分つことは、離を明とし、坎を險みとするを以てなり、これ泰否の乾を有餘とし、坤を不足とするの義と、相類同せるなり、其中に就ても、既濟は既に成れるの卦にして、殊に下三爻は既濟中の既濟たり、故に惟正しく守るを以て上策とす、もし少しにても、進み動く時には、忽ち既濟中の未濟に向ひ進み、外卦の坎の險みに陷るの義有り、是を以て下卦三爻にては、一に止まり守るの道を敎へ示し玉へり、又未濟の下卦三爻の如きは、未濟中の未濟なれば、進み動きて、

然の道理たり、是を以て、泰往けば否來り、既濟往けば未濟來る、是を以てこれを戒しめ曉して、初吉、終亂と云、吉とは凶の對にして、亂とは治の對なり、これ吉と云て治を知らしめ、亂と云て凶を知らしめたる所の互省文法たり、

【象】亨は離の象、利も貞も離の象、初吉終亂は、既濟終れば未濟となるの警戒の意象、又初吉は內卦離の象、終亂は外卦坎の象、

【象傳】既濟亨、小者亨也、

【釋】それ既濟とは、既に濟ふなれば、大事は既に濟り了りぬ、然れども其小しき事の如きは、亦亨るべきと無しとは云べからず、故に既濟の亨ると云は、小しき者の亨ることなりと云て、小亨の釋を爲し玉へるなり、

【象】小者とは既濟十分の卦の上なれども、日用の小事は亨ると云の意象、亨は離の象、

利貞、剛柔正、而位當也、

【釋】此卦六爻皆應じ、六爻皆比し、六爻各皆正の位を得たり、これ剛柔正而位當と云の義なり、これは彖の辭の利貞の釋たり、

【象】剛柔正とは、六爻相應じ六爻相比するの象、位當は六爻正位を得たるの象、

初吉、柔得中也、

【釋】柔得中也とは、柔は內卦離の文明の主爻にして、中正を得たるを指して云なり、今既濟の卦にして初は吉と云へる者は、內卦は既濟中の既濟の時にして、先づ第一には、已れ文明にして內外の德、明かに、柔順中正の道を主として、既濟の全盛を持ち守るの道に明かなりと云の義を、「柔得」中也と釋し玉へり、

【象】柔は六二離の柔順の主爻の象、「得」中は六二中正を得たるの象、

終亂、其道窮也、

【訂】通本終下衍「止則二字、今刪正、

【釋】此卦上卦の坎の體に遷れば、これを既濟中の未濟と云、これ時運の變遷を示す所の卦なるを以て、內外の時を以てこれを云へり、況んや終りに至る時は、

ずるの體にして、乃ち生位の德たり、水火は萬物を成すの用にして、乃ち成位の德たり、故に水火の作用をば殊に大なりとす、是を以て既濟をば、交卦の最首とせるなり、又爻の交はり和することも亦、既濟より交はる者は莫きなり、かの未濟の卦の如きも、六爻相交はれるの象は有れども、陽爻は皆上に在て陰爻は皆下に居るなり、蓋し此上下と云は、三才位にての上下を云、固より未濟は天地否の一交はりせし所の卦たればなり、今既濟の如きは、乃ち陽爻は皆下に下り、陰爻は皆上に上れり、是故に六爻の相交はること、亦與に相比し相較ぶべき者有ること無し、泰の卦の、復交はり和して、親密にして精熟なる所の者たり、且つ六爻皆相應じ、六爻皆相比し、六爻皆各正の位を得て、二五の爻共に中正の德を具へ得たるの卦たるなり、是を以て凡そ易中に貴び重んずる所の者は、悉とく皆備はらずと云ふ無し、此の如きの衆德衆義、具はりぬるを以て、此卦を既濟とは名け玉へるなり、又易位生卦法を以て觀る時には、本未濟より來れるとす、未濟は水火相對すとは雖、いまだ相交はり和せざるなり、それ水火相交はらざる時は、亨飪を成すこと得ざるなり、水火相交はりて後にこそ、亨飪は成ることなり、今此卦は離の火を下にして、坎の水を上にせり、これ能く相熟し相交はり和せるの象なり、故に此卦を既濟と名け玉へるなり、大象に水在火上既濟と云、これなり、

既濟、小亨、利貞、初吉終亂、

【訂】通本小亨譌作亨小、今復正、

【釋】先づ既濟とは、大事既に濟り了れると云の卦たりとはいへども、其日用の小事に於ては、尚又亨るべき所の者無きと云こと有らんや、故に小しきことは亨ると云の義を小亨と云、利貞とは既に成り了れるの後を戒め玉へるの辭なり、これはこれ、其十分に完全所の位を守護し保有の方を得ば亨ると云の義を小亨と云、利貞とは、既に成り了れるの後を戒め玉へるの辭なり、これはこれ、其十分に完全所の位を守護し保有の方を敎へ玉へるの意なり、然りとは雖、成敗治亂は交へる索の如くにして、其幾一反掌の間に在り、故に治は亂の本、成は敗の基たり、亂るれば斯に治まり、成りぬれば斯に敗る、これ天運の循環、自

至るなり、故に是謂災眚と云、これ本上六高く亢ぶれるの致す所にして、鳥に在つては、矰弋羅網、人に在つては、兵火困厄、種々無量の災眚至りて、預めに定むべからず、故に離の字を下して許多の災眚を含蓄玉へるなり、これ離爲火の六二に黄離と云、六五の傳に、離王公と云と同じ意なり、固より此爻變ずれば、即ち離となる、これ象に即て辭を係け玉へるなり、

【象】弗過過之は、小過は過陰の卦、上六は重陰不中にして、卦極に居る、これ道に合はざるの象、飛鳥は全卦の象、又變體離の象、離は即ち羅の義にして、上爻變じて離となる、飛鳥離之凶の象、又上六過亢の象、災眚は、坎の水災、病難、離の火災、戈兵の難、巽の風災、兌の毀折の災等の象、

【爻傳】弗遇過之、已亢也、

【釋】此卦過ぐるの卦にして、上六は重陰にして且つ不中たり、これ陰に過ぐるの甚しき者なり、故に孔夫子も深くこれを戒しめ責て、亢ぶり過ぎたるを以てなりと釋し玉ふなり、

【象】已亢は、上六重陰不中にして、過ぐるの卦の極に居るの象、

【既濟】䷾〔離下坎上〕

【音】既、居毅切、已也、盡也、定也、指事成之後辭、濟、子計切、渡也、助也、成也、利用也、既濟者、事物既成也、詳見善工利器、

【釋】既濟とは事物の既に成り了りぬるの位たり、凡そ易の經文中に貴び重んずる所の者は中正應比と、卦の交はりと、爻の交はりとこれなり、先づ六十四卦の中にして卦の正偶匹對して相交はれるの者は、地天泰と澤山咸と風雷益と既濟との四卦に限れることなり、さて其四卦中に即て、其精粗疎密を剖論する時には、精にして又精、密にして又密なるの者は、既濟より勝れたるは莫しとす、何者、既濟は水火の交はり和せるなればなり、それ乾坤の天地交りて萬物を生ずとは雖、水火の二つに非ずしては、其功を成し用を作すこと能はざることなり、固より、天地は萬物を生

して、在下の中正の臣を求め玉はゞ、必ず上下和睦して而して後に雨澤を施すべし、故に公弋取彼在穴と云、弋とは、穴の低き所に在るを射るの具には非ず、然るに穴に在るを取れよと云て、六五の心を故らに降下して六二中正の臣に應ずべきことを喩へ敎へ玉へるなり、

【象】小過は全卦の坎、坎を雲とす、これ密雲の象、不雨は、過陰にして和せざるの象、又巽の象、我は九五の象、西郊は兌を西とするの象、公は、六五君位の象、弋は坎を弓とし、震を矢とするの象、これ上卦の震には非ず、下卦の艮は、下に向ふの震の象、穴は六二陰爻の象、取は艮の象、又公弋取彼在穴は、二五相應ずるの象、

【爻傳】密雲不雨、已上也、

【音】已、以同、上、上聲、

【釋】六五は柔中の君たれども、陰弱にして其恩雨德澤、いまだ天下に偏ねきこと能はざる、これ密雲していまだ雨ふらざるの義なり、特り此時に當つては、六五の君は只心を下して、六二中正の臣を求めて、相應ずれば、忽ち德澤偏ねきことを得べしと云の義を、密雲不雨と云、密雲不雨は、君の心の六二の臣に下降ずして上れるを以てなりと釋し玉へり、これ即ち象の辭の、不宜上、宜下と、彖傳に、上逆而下順也と云へるは、これの義なり、

【象】已上は、六五六二に下り應ぜざるの象、又已も上も共に震の象、

上六、弗遇過之、飛鳥離之凶、是謂災眚、

【釋】此卦は本四陰二陽にして、過陰の象なり、且つ上六は重陰にして卦極に居る、これ陰多きの甚しき者たり、故に此上六は、九三、九四の弗過遇之と云の反對にして、過ぎて道に合には非ずして、道に合ずして、之に過ぐるの義なり、故に弗遇過之と云、之とは道を指て云、さて此上六も、全卦飛鳥の象の翼末に當れり、其義は初六と同じ、故に又飛鳥を云へり、それ上六高く卦の極に在て、高ぶり矜ることに過ぐると、鳥の高く飛ぶが如し、これ凶なる所以なるなり、故に飛鳥離之凶と云、さて其凶たる所は天災人眚、互交

【釋】九四は陽剛を以て陰位に居れり、これ固より過剛と云べきに非ず、故に過ぎたるに弗ずと云、さて位不レ當と釋し玉へる、其位の當らざるが、即ち時中の道に當れるなり、故に位不レ當を以て、弗レ過遇レ之の釋を爲し玉へるなり、此條の位不レ當は善美の辭なり、これ猶大壯六五傳、喪二羊于場一、位不レ當也と云ると、同辭同意なり、共に位不レ當を以て善とせるなり、終不レ可レ長とは、初六の如き陰邪の小人はこれを放ちこれを遠ざけて、寸歩も、長進しむべからず、少しも用ふること有るべからざれよとなり、終には、死に至るまでと云の義にして、決絕の辭なり、

【象】位不レ當は、九四の陽剛陰位に居るの象、終は變體坤の象、又艮の象、長は震の象、不可は艮の象、又終不レ可レ長は、九四に初六の應を絕して、永久に用ふべからざれよとの意象、

六五、密雲不レ雨、自二我西郊一、公弋取二彼在一レ穴、

【音】雨、去聲、不、未同、弋、音翼、徼二射飛鳥一也、

【釋】密雲不レ雨、自二我西郊一と云の句は、小畜の彖の辭と相同じ、凡そ陰陽の道、相和すれば、則ち雨を成し、相和せざる時は、雨を成すこと無し、小畜は陰を以て陽を止む、故に密雲すと雖、いまだ和せざるを以て、雨を成し得ざることとなり、又此小過の卦は、四陰二陽より過たり、故に密雲すと雖、いまだ和せざるを以て、雨を成し得ざるなり、それ陽陰は、相均等して、而後に相和する者たり、過ぐるも不レ及も、共に和すること難きの者たり、かの小畜の卦の名を成せるや、六四の一陰爻を以て、五陽を止むると云の義たり、六四よく五陽を止むと雖、いまだ和せざると云の義を總て、彖の辭を係けて其旨を示し玉へるなり、又此卦の名は、小く過ぐると云の時にして、君臣上下和せず、故に君の位六五の爻にして、雨ふらざるの義を示し玉へるなり、蓋し此爻の密雲して不雨と云は、六五の君の仁德、いまだ天下に偏ねからざるを云へり、然れども、終には雨を成すべきの勢ひ有るを以て、自二我西郊一と云、公とは、六五を云、在レ穴とは、六二を指て云、六五柔中にして、六二の中正なる者と應位たりと雖、今過ぐるの時なれば、君臣上下不和にして、いまだ相應せざるなり、故に六五の君より、故らによく心を下

六五に比して、初六に應ず、應は重く、比は輕し、自然に若し九四の宰相、正應なるを以て、五の比に疎く、初の應に重くして、陰柔の小人に私の情厚き時は、これ甚だ罪咎有りとす、故に聖人これに教へ戒めて、初に正應の小人を、絶し棄て、六五の君に純ら比し輔佐け上れよとなり、尤も正應の位を棄て、比爻に純與すること、咎有るに嫌ひ有り、故に无咎の二字を掲出して、意を決し心を専らにして六五に純比めよとの教へなり、蓋し今四陰二陽の卦にして、陰の過ぎたるの時なるを以て、九四の鼎臣、陽剛の威嚴を強く盛んにし、正應なりと雖、陰柔の小人は、これを斷絶せんとす、況んや他の陰柔の小人をや、これ陽剛の威嚴過ぐるが如くなれども、此卦此時、二五の君臣の位、共に陰弱にして、上下陰柔に流れんの時たるを以て、陽剛に過ぎたるには非ずとなり、故に弗過遇之と云、之とは道を指す、道とは時中の道を云、往とは、應爻に應じ往くの義にして、初六の小人に應ずることを云、若し九四の大臣、少にても初六の害應に係念ること有る時には、忽ち災害至ることとなり、故に往厲と云、如此に陳べ戒め玉へども、小人の甘き言美しき辭を以て諂ひを上つり、媚を薦むることは、人情の好む所のことなる故に、聖人のこれを憂患悞怖て、再三再四丁寧反覆して、かの應爻の初六小人をば、酖毒蛇蝎の如くに思ひ、強くこれを斷絶せよとの意を、必戒勿用と云、用ふること勿れとは、初六を用ふること勿れと云ことなり、これ尙齊の桓公の豎刁、易牙、開方の如き、唐の玄宗の李林甫、楊國忠等の如き、皆此初六と相同じ、永貞の二字は、臣たるの道、妻たるの道の、二字符と稱す、故に此二字を以て、一章の大意を總括玉へるなり、

【象】无咎は九四をして、初の應を絶て、六五に純ら比せしむるの意象、弗過は九三に同じ、遇之は、九四の應を舍てて、比に專らなるは、道に合へると云の象、往は四より初に應じ往くにして、倒震の象、厲は危地の象、戒も勿も、共に艮の象、用は震の象、永貞は九四の六五に純を比して、臣道を永久無二に守るの象、又變體の坤の象、

【爻傳】弗過遇之、位不當也、往厲必戒（使初六小人[illegible]）終不可長也、

九三、弗過防之、〔若〕從〔之〕或戕之、凶、

【音】戕、音牆、傷害也、

【釈】小過の時に當つて、九三は過剛不中にして、且つ上六の陰柔不中なる者と應ぜり、而して上六は陰邪不中不正にして、小過の卦の極に蟠り居る、これ固より嚴しく防ぐべきの姦邪の小人たりとす、且つ九三は、過剛不中たれば、普通の卦、普通の時たらば、これ過剛の畏れ有り、不中の愼み重かるべけれども、今小過の時、四陰二陽の卦なれば、陰邪の小人を防ぐことに於ては、九三必ず顧慮すること無く、一味にこれを防ぐなり、これ過ぎたるには非ざるなりと、これを勸奬玉ふの辭なり、故に弗過防之と云、然るに九三若しこれを防かずして、卻つて陰陽相應じて、これに從ふこと有らば、遂にこの上六が爲に戕害られんとなり、故に從或戕之、凶と云、春秋宣公十八年、傳、凡自內虐其君曰弑、自外曰戕、今此爻に戕の字を下せること、象に於ては甚脗合せり、聖人象を取り字を用ひ玉ふことの嚴律なること如此、讀者艸々看過すべからず、兩の之の字は、共に上六を指せり、

【象】弗過は九三の過剛、小過の時に合するの象、又過は卦名の義、弗は艮の象、又二陽四陰に較ぶれば、多陰少陽、これ弗過の象、從は巽の象、又九三上六に應ずるの象、戕は兌を毀折とするの象、又上六、九三に害應す、これ外より戕害するの象、

【爻傳】從或戕之、凶〔无〕如何也、

【釈】如何也とは、尙如何んともすること無しと云が如し、九三陽剛を以て、強く上六を扞禦ぐ、これ尙過ぎたりとせず、然る處に、卻つて甘んじて上六に從ふて、其害を蒙ぶること、これ如何んともすること無し、實に自業自得果なればなり、

九四、无咎、弗過〔剛〕遇之、〔應于初〕往厲、必戒〔初六〕勿用永貞、〔臣道〕

【釈】九四は小過の時に當つて、陽剛にして宰相の位に居り、六五柔中の君に正しく比し輔佐て、政敎德化を布き施すべきこと、これ其任なり職なり、然るに又初六の小人と、正しく應せり、これ九四執政の大臣、

必然なり、其時に至つては、亦これを如何んともすべからざることなりと云の義を、不可如何也と釋し玉へるなり、

【象】如何は、將にすること有んとするの義にして、震の象、不可は、艮の象、

六二、過其祖、遇其妣、不及其君、遇其臣、无咎、

（祭）（遂）（臣志）（道二）（故）

【音】妣、上旨比、生曰父母、死曰考妣、妣之言、媲也、配考配祖也、

【釋】五を父母の位とし、又祖妣の位とす、陽爻を父とし祖とし、陰爻を母とし祖妣とす、二は五と應の位たり、五をば父母とすれば二を子とす、五をば祖妣とすれば二は孫なり、今五を妣とする者は、晉の六二に六五を指して王母と云と同じ、これ六五陰爻なるを以てなり、今それ六二の孫婦、其祖を過り祭つて、其妣に遇ふことは、過たるが如くなれども、古者昭穆を重んずるが故に、孫は祖に祔し、孫婦は、祖妣に祔する者なる故に、過て還つて道に遇ふことなり、又五を君とし、二を臣とす、今二五共に陽爻にして、君臣相應せず、是を以て六二は中正の忠臣たれども、其志君に通せず、是時に六二は假令へ君に得られずとも、能く己が中正の道を以て、其職を竭す時は、臣の臣たるの道に合へりとす、故に過其祖遇其妣、不及其君遇其臣、无咎と云、无咎は、遇其妣、遇其臣の、二句に係れるなり、これ過も不及も共に咎有りとす、遇とは即ち道に合ふの義なり、遇其臣とは、臣たるの道に合ふと云ことなり、

【象】祖は六五の象、妣は六五陰爻の象、遇は二五應位の象、又過其祖遇其妣は、小過の意象、君は六五の象、不及は二五陰爻にして應せざるの象、臣は六二の位の象、遇其臣は、六二中正にして、臣の道に合ふの象、

【爻傳】不及其君、不可過也、

（道）

【釋】此傳の主意は、君は君たらずとも、臣は以て臣たらずば、あるべからずと云の義なり、これ六二は臣の位たるを以て、強く臣たるの道をば敎へ喩し玉へるなり、

【象】臣は六二の象、不可過は、六二中正の象、

有雷と云に對せしの文なり、雷は震ひ進んで止まらざるのもの、山は靜に止まつて動かざるのものたり、これ上下志し違ふて過行て、小過と云名の起る所以なり、それ天地の定理、公明中正の道を主とすること勿論たれども、世に汚隆有り、時に窮通有て、往々小しく過して事の宜しきを得ること有り、是故に君子は已むことを得ざる時に遇ふて、少しく過さざることを得ざるの時には、先づ其躬の行實は寧ろ恭きに過すべく、喪に居ること中を得ずば、寧ろ哀みに過すべく、日用の經濟は、中を得ること能はずば、寧ろ儉約に過すべしとなり、然らば君子假令已むことを得ざること有りとも、其行實は、決して傲慢にすべからず、喪服のことは輕易すべからず、日用の經濟は、驕奢べからざれよとの、敎へ戒しめたり、

【象】行は震の象、恭は艮の象、喪は坎の象、哀は坎の象、又兌の象、用は震の象、儉は坎の象、

初六、飛鳥以凶、

【釋】全卦飛鳥の畫卦にして、初と上との二爻は、翼の位に當れり、鳥は、翼を以て飛ぶが故に、初上の兩爻に飛鳥と云、これ尚大過に棟の象有て、三四兩爻の棟の心中に當れる所にて棟の撓むと、隆んなるとを云へるの例の如し、すべて各其用ふる所に即て辭を係け玉へることなり、今初六は陰柔不中不正にして、上九四の爻に應ず、固より初六は、艮止の體中に居れり、陰爻なれば、殊に靜にして、守り止まるべきの者たり、さるに小過の時なるを以て、九四に應ぜんと欲するの意過ぎて、速に九四の方へ飛行かんと躁ぐ、本より九四は、宰相の位に居て、陽剛にして權勢有り、今初六の匹夫が、速に進んでこれに應ぜんとするは、これ陰柔の卑夫、利欲の爲に權門に媚び諂ふ義とす、故に飛鳥たれば、以て凶と云、飛鳥とは、速に進んで九四に應ぜんとするの意に喩へ玉へり、

【象】飛鳥は全卦の象、又初六翼末に當るの象、又變體の離の象、

【爻傳】飛鳥以凶、不可如何也、

【釋】初六は陰柔不才にして、最下卑賤の身を以て、九四の權門に妄りに進み應じ、其權を假り威を竊みて、以て私の意を逞しくせんとす、卒に其凶に至ること

九三、九四の兩陽剛、二五君臣の定位を失して、不中の象、此位とは、二五君臣の定位を指せり、汎く六爻の位を云には非ざるなり、故に九三は、陽爻陽位に居るなり、可は震の象、不可は艮の象、

小過有飛鳥之畫象焉、故飛鳥遺之音、

【釋】この小過の卦に、飛鳥の畫象なる者有り、この故に彖の辭に、飛鳥遺之音と云ことを係けさせ玉ひつるなりと云の義なり、

○按ずるに此卦三四の兩陽剛の鳥の軀とし、上下の四陰を左右の翼とす、これ全卦飛鳥の畫象なり、凡そ彖の傳中に直ちに象と云玉ふ者は、鼎と小過と惟二卦なり、これ共に畫象なることを見し教へ玉へるの微旨なり、蓋し鼎は卦名が即ち畫象を以て起れり、故に彖傳直ちに釋して、鼎、象也と云へり、又此卦は、小過を以て名として、彖の辭に飛鳥の辭有り、故に其言を詳かにして、有飛鳥之象焉と云、最も畫象と云ことは、卜筮に邃き者に非ずしては、見得ること難く、亦信じ得難き者なるを以て、特に釋してこれを知しめ玉ふなり、これ聖人の甚だ深き微旨にして、諄々親切の釋語たり、然るを先輩等の此文を、註語の誤入せしなりなど云ふ、眞とに易を知らざることの甚しき、殆んど此極に至れり、

不宜上、宜下、大吉、上逆乎天命、下順乎道也、

【釋】逆とは、天命に逆なると云の義なり、順とは、道に順なると云の義なり、

【象】逆は、むかへ進むの義にして、震の象、順は、したがひ止まるの義にして、艮の象、

【大象】山上有雷、小過、君子以行過乎恭、喪過乎哀、用過乎儉、

【音】恭、九容切、恭敬也、敬之見、威儀曰恭、喪、音桑、持服曰喪、哀、烏開切、哀傷也、閔恤也、儉、巨險切、儉約也、

【釋】此大象も、例によらば、雷在山上と云べきに、今山上有雷と記し玉へるは、これ頤の大象の、山下

義なり、上り、下ると云とは、飛鳥と云文に對するの辭なり、卦に即て云へば、震は動き上り、艮は止るなり、又卦名の義に就て說けば、上るも下るも、共に過ぐるの義たり、又人の道に即て說けば、上るは高く亢ぶり傲るなり、下るは卑く謙遜なるなり、それ高ぶり傲れば、必ず危きの道にして、謙くだり遜るは德を蓄はふ所以なり、是を以て大吉を致すなり、故に不宜上宜下、大吉と云へり、

【象】亨は震の象、可小事は、二五柔中の象、不可大事は、三四の兩陽剛、共に君臣位を失ふて中を得ざるの象、又事は震の象、可も震の象、不可は艮の象、飛鳥は全卦の畫象、音も上も共に震の象、遺も下も共に艮の象、又下るは全卦大坎の象、宜も利も貞も、共に震の象、

【彖傳】小過、小者過而亨也、

【釋】此傳は起首より彖の辭の釋にして、卦名の釋は、句毎に含蓄め說き玉へり、小なる者の過ぐるとは、上下の四陰を云、これ彖の辭の亨ると云の釋たるなり、

【象】小も過も、卦名の象、亨は、震の象、

過（小過之卦）以利貞、與（小過之）時行也、

【釋】過以利貞とは、小過の卦にして、利貞を以て係け玉ふ者は、小過の時と與に、小過の道を行ふこと、貞正なるべしと云ふの義を、過以利貞とは與時行也と釋し玉へるなり、

【象】過は卦名の象、又震の象、時も行も、共に震の象、

柔得中、是以小事吉也、剛失位、而不中、是以不可大事也、

【釋】柔とは上下の四陰を云、得中とは、二五柔中を云、これ小事に吉なる所以なるなりとなり、剛とは、三四の兩陽剛を云、不中とは、三四の中を得ざるを云、これ大事には不可なる所以なりと云義を、柔得中、是以小事吉也、剛失位、而不中、是以不可大事也と云へり、

【象】柔得中とは、二五柔中の象、剛失位而不中は、

き去る、故に小過と名く、又震を長男とし、艮を少男とす、是少長年齢の過ぐるの義有り、故に小過と名く、然れども、齢の序次を以て云へば、長は中に過ぎ、中は少に過ぐ、これを小過とは云べし、今此卦は、少男長男相對す、其中位を越過しぬれば、これを大過と云べし、即ち大過の少女長女相對して、大過と名くると、其義何の異なる所かある、蓋し此卦は長男少男、其齢ひ、中の位を越過せりとは雖、長者上に位し、少者下に居り、少男長男の序次正し、故に越犯す所有ると無し、かの大過の卦の如きは、少女長女、其齢の過長せるのみに非ずして、其位序越犯して、少女上に位し、長女下に居る、これ大過とする所以たり、是に由てこれを觀れば、其象義略類似たりといへども、其大小命名の異なる所以の旨、斷然として、分明なるなり、

小過、亨利貞、可小事、不可大事、飛鳥遺之音、不宜上、宜下、大吉、

下則

【音】上、上聲、下、去聲、

【釋】凡そ過ぐると云ことと、及ばぬと云こととは、共に道の規則には適中せざるの言たり、とは雖、間亦少しくは過して、卻つて宜しきに合ふことも有る者たり、大象に、行過乎恭、喪過乎哀、用過乎儉、と云るの類は、これ少しく過ぎて道に協ふ者たり、これ小過の亨ると云所以たり、さて少しく過して道に協ふと云ことは、必ず貞正なるのことに在り、故に利貞と云、凡そ日用の少しの事は、少しく過ぎても亨るの理有り、故可小事と云、さて天下國家の公義大事に至つては、必ず禮と和とを以て本とす、これ過して得べきの道には非ず、然るに此卦、震は動き艮は止まり、雷は震ひ去り、山は靜にして動かず、これ其道已に同じからず、其志も亦和せざるなり、故に不可大事と云、これ睽の大事には不吉なりと云へると相同じ、又全卦を以て云へば、二五共に柔中の德有るが故に、可小事の義有り、又三四の兩陽剛は、共に君臣の位を失ひ、且つ不中なるが故に、不可大事となり、又全卦に飛鳥の畫象あり、故に飛鳥遺之音の辭を係け玉へり、其鳥は飛び過ぎて、其の音のみを遺す、之小過の

【象】巽を雞とし、震を音とす、翰音の象、上爻を天の位とす、上九高く卦の極に居る、これ登ニ于天一の象、又上九孚信の卦の極に居て、不中不正にして信有ること無し、これ名有て實無きの義、翰音登ニ于天一の象、登は震の象、貞は艮の象、

【爻傳】翰音登ニ于天一、何可レ長也、

【釋】今孚信の卦の時に當つて、上九は孚信の極に居りて、不中不正にして信を失ひ、實を喪なへること、假令へば雞の其身は重きを以て高く飛ぶことと能はずして、徒らに其聲のみ遠きに至るが如し、これ名ありて實無きの義たるなり、それ人此の如きの志なり、行なりにしては、其長久の孚信を得んと欲するとも、人誰かこれを信じ受けんや、其凶たること知りぬべし、故に何可レ長也と云、これ屯の上六の傳に、泣血漣如也、何可レ長也と云へると同意同辭にして、即ち決絶の責辭也、

【象】巽を長しとし、兌を毀折とす、これ何可レ長の象、又上九不中不正にして卻つて孚信の卦の極に居れるの象、

【小過】☳☶〔艮下震上〕

【音】小、大之對也、音義制字法、詳ニ小畜一、過、越也、音義制字法、詳ニ大過一、

【釋】小過とは、小なる者の過たると云ふことなり、又過たることの小なると云のことなり、此卦全卦を以て見れば、二陽內に在て主たり、四陰外に在て客たり、これ其主たる者より、客たる者の過ぎたるなり、それ主たる者の、客たる者より過ぐるを大過とす、今客なる者過ぐ、これを小過と名く、蓋し主と客とは、其勢ひ大に異なればなり、其大小の辨は、已に大過の條に詳なれば、互に照して其義を得べし、こゝには略す、又艮を山とし、震を雷とす、山は止まつて動かず、雷は動きて止まず、これ雷の山上を震ひ過るの義有り、故に小過と名く、大象に、山上有レ雷小過と云、これなり、又艮を止とし、震を動とす、一は止り、一は動き去る、これも亦小過の義なり、若し彼是互に違ひ行ば、其過ぐること大ならん、今一は止まつて、一は動

戀如は巽の象、又九五、六四に親み比して、牽戀たるの象、

【爻傳】有孚攣如、位正當也、

【釋】それ陰の陽を求め戀ひ、陽の陰を求め戀ふこと、これ天地陰陽剛柔奇偶の定れる所の情たり、今九五の爻は、其應の位たるを以て、先づ九二に應を求むれども、九二も亦同じ陽剛たるを以て、應ぜざることなり、又上九の爻に比せんとすれども、上九も同じ陽剛たるを以て比せざることとなり、是を以て一卦中にして、九五の求むべき所の陰爻なる者は、惟り六四の爻に限れることとなり、これ九五の惟り六四の比爻に戀々として係縛せる所以たり、故に位正當也と釋し玉へり、これは九五と六四と、陰陽密比の位に正當なりと云の義なり、固より此位正當の三字こそは、漢以來の諸學者の讀み謬まれるの關隘處たり、最も初學未達の位にては、德を稱美するの善辭の如くに意ふべけれども、これは陰陽密比の位に正當なりと云ことにして、民の父母たるの道より見れば、偏狹の私の情に戀々たりと云の意見ゆ、これは固より象に由つて辭の遷ると云の者たり、これ乃ち兌の九五の傳の、孚于剝、位正當也と云へると、同象同辭同義たり、互見して其義を會得すべし、易大傳に、聖人之情、見乎辭と云、又吉凶以情遷と云へるも、これらの謂なり、

【象】位正當也とは、九五と六四と、比の位陰陽相當るの象、

上九、翰音登于天、貞凶、

【音】貞、貞固執拗之義、禮曲禮曰、雞曰翰音、蓋翰者、雞聲也、朱震曰、翰羽翮也、雞振其羽翮而後出於音、翰音也、

【釋】上九の爻は、孚信の卦の極に居るといへども、不中不正にして信を失へる者たりとす、これ譬へば雞の身重くして、飛ぶこと能はず、唯其音のみ飛揚して遠きに聞ゆるが如し、これ名有て實無きの謂なり、故に翰音登于天と云、それ人として不信なること此の如くぞならば、豈其宜しき所あるべけんや、速に改むるを吉の道とす、然るに尚も固執にして改めざる時には、其凶たること知るべきことなり、故に貞凶と云、

【音】上、上聲、

【釋】それ六四の爻に、馬の匹を亡へよと有る者は、六四は君に近き所の大臣、當職の位なり、今孚信の時に當つて、九五の君には陰陽正しく承け比し親しめり、又初九の爻とは陰陽相應ぜり、固より、物兩つながら全きことを得ること能はざることは、これ天地の大定理たり、故に宜しく私の應爻を舍絶して、九五の君に無二の忠信を竭すべしと云の義を、絶類上也と釋し玉へり、類とは、初九の應爻を云、上れとは九五の君に比し信じ上まつりて、無二の忠信を盡すの義たり、

【象】絶は癶を毀折とするの象、類は匹類の義にして、應爻初九の象、上るとは、九五比爻の象、又絶類上也とは、六四をして初九の私の應を絶して、九五の君に正しく比し承け仕へしむるの意象、上るは、震と離との象、

九五、有孚戀如、无咎、

【訂】通本戀作攣、自同音譌、今復正、

【釋】今孚信の時に當つて、九五は君の位に居りて中正を得たりとはいへども、九二は同じ陽剛たるを以て應ぜずして、特り六四陰の爻にのみ比し親しめり、これ近きには信有て、遠きには及びざるの象義たりとす、それ九五の君上として、六四の一臣にのみ係戀して、信を遠きに失ひ玉ふことは、これ人君公正博愛の德に於ては、闕くる所有るなり、故に吉と云の辭を係け玉はざる所以なり、然りとはいへども、九五の君にして、六四の宰相を信じ愛し玉ふこと、これ大なる失とは云ふべからざる也、故に有孚戀如、无咎と云、これ小畜の九五に有孚戀如と云へると同象同義同辭たるなり、

○按ずるに、漢以後の易の傳注家の說は、多く此爻の辭をば、小畜の九五とは、異なりと云ふことは、甚だ非なるの辟說たり、若し諸家の說の如くに、此爻實に天下に徧ねき孚信有るの君なりとせば、周公豈戀如など丶云が如きの偏狹瑣碎の辭を係け、以て咎の有り無しを論じ玉はんや、宜しく直ちに元吉の辭を下し玉ふことなり、學者よく深く玩索すべし、

【象】孚は卦名の象、又九五の君、六四に信有るの象、

【釋】今六三此の如くに狂態一ならずして、反覆常無き者は、これ全く孚信の卦、孚信の時に當つて、其孚信有ること無きに由れることなり、其孚信有ること無き所以の者は、其不中不正なるに由れることなりと云の義を、位不當也と釋し玉へり、

六四、月幾望、馬匹亡、无咎、

【音】幾、平聲、近也、

【釋】それ今孚信の時に當つて、六四の執政の大臣、君に近きの位に居つて、柔正の德を得て、九五の君とは陰陽正しく承け比して親しみ仕へたり、これ信の正しき者たり、其柔正の德の盛んなることを稱して、月幾望と云、これ小畜の上九と同義同例たり、又馬と云は、初九を指して云へり、匹とは匹偶の義にして、四の爻と初の爻と應の位たるを以て匹と云へるなり、馬は、進むの義に喩ふ、即ち初九の進んで、四に應じ來るを云、應爻を以て馬に喩ふることは、睽の初九に、四を指して馬と云へるに同じ、且つ六四は五に比し初に應ぜるの爻たり、固より孚信の道と云は、貳心無く一に從ふを以て主とし要とすることなり、故に一をば、まことゝ訓じ、二をばうたがひと訓じ、三をば、まどひと訓ぜり、今六四は鼎臣執政のことなれば、宜しく其私の應爻を舍て、一に君上に忠信を竭すべきことなり、否らざる時には、其咎有ることを免れざるなり、故に馬匹亡无咎と云、

【象】乾を滿月とす、巽はいまだ滿月ならざるの象、今六四變ずる時は乾と爲る、今將に變ぜんとす、これ月幾望の象、又六四柔正の德盛んなるの象、馬は初九陽爻の象、匹は初九、六四應位の象、亡は四をして初に應ぜしめざるの象、

○按ずるに、陽爻を乾の屬とす、故に馬とす、陰爻を坤の屬とす、故に牛とす、これ乾を馬とし、坤を牛とすればなり、假令へば、遯の六二に、黄牛を云へるが如きも、卦中に坤の象無しといへども、かの六二の陰爻即ち坤の屬なるが故に、徑ちに二の爻を以て牛の象に取れり、今此卦に初を以て馬とする者は、初九は乾の屬たればなり、其義互ひに相發して、會得すべきなり、

【爻傳】馬匹亡、絕類上也、

上卦の巽、下に向ふの兌にして、九五の爻、九二に應ずるの象、和之は下卦の兌、九二の子、九五に應ずるの象、我は九五より稱するの象、好爵は兌を口とす、轉して爵祿とするの象、又中卦の頤は養なり、九二九五共に頤の主爻にして、二五相對して、頤養ふの象、又全卦の大離の象、離を貨貝とするより轉じて、好爵とするの象、爾は九二の爻象、又二兌相向ふ吾與爾靡之の象、又二五中實同德相應ず、我有好爵與爾靡之の象、又好も靡も共に離の卦象、

【爻傳】其子和之、中心願也、

【釋】それ中心に願ふと云は、これ孚信の至り情實の極なり、今此卦全卦中虛の信と、對體中實の信とあるの上に、今二五同德相信じ應ずるの義を、併せ具へたるの義を、中心願也と釋し玉へり、

【象】中心願也とは、九二剛中の象、又九二九五、同德相應ずるの象、又離の中虛の信の象、願は震の卦象、

六三、得敵、或鼓、或罷、或泣、或歌、

【釋】六三は卦に於ては中虛の當りにして、孚信なるの者たり、又爻に於ては、陰柔不中不正にして、兌の口の主たり、且つ上九の不中不正なる者と相應ぜり、これ自己先づ已に不信にして、又他の不中不正の不信なる者と與するの義たり、故に敵を得たりと云、敵とは、相匹對する所の者にして、即ち上九の應爻を云へり、固より小人の情態と云者は、紛々擾々として交なへる索の如く、又醴の如くにして反覆すること常無く、適從する所有ること無く、其締交をむすぶことは固密なるが如きも、忽ち一たび利に渉ること有る時には、これを視ること寇仇の如くし、鼓ち譟ぎてこれを攻めんと欲し、一旦其怒り罷む時には、又笑容掬すべきが如きに至る、或時は怨み悲んで號泣し、又或時は娛しみ和して謠ひ歌ふに至る、其狂態萬狀たり、これ皆其不信なるより致す所なり、故に或鼓、或罷或泣或歌と云、

【象】得敵は、六三不中不正にして、上九の不中不正に應ずるの象、或とは、陰爻陽の位に在るの爻象、又巽の卦象、鼓は震の象、罷は艮の象、泣も歌も、兌の口の象、

【爻傳】或鼓、或罷、位不當也、

夜るの鶴の心はやみにあらねども子を思ふ道に迷ひぬるかな

さて此卦正兌と倒兌と、兩つの兌相向へり、卦象、兌を鶴とし、口とす、これ兩つの鶴相對し向ふて鳴くの象有るなり、さて親鶴と云は、卦に於ては上卦倒兌の象とし、爻に於ては九五の象たり、又子鶴と云は、卦に於ては下卦兌の象とし、爻に於ては九二の象とす、此卦二五共に陽剛たれば、通例にては應ずべからざることなれども、全體孚信の卦にして、二五共に中實たれば、これ同德を以て相應ずることとなり、是を以て親鶴は呼び、子鶴は應ずるの象義有り、故に鳴鶴在陰、其子和之と云、これは鶴を假りて以て人事に喩へ玉へるなり、これ猶旅の上九の、鳥焚其巢と云と同例たり、我の字、吾の字、共に五より自ら稱して九二の爻へ云ひかくるの辭なり、さて爾とは九二を呼ぶなり、爵とは爵祿のことにして、兼ては信德の意を含めり、九五の親、九二の子を呼で云には、我に好き爵祿有り、これ本信の德を以て得たる所の者たり、故に亦信の德を以てこれを承け保有つべき所の者たれば、冀はくは吾と爾と共に此信の德を琢磨して、此爵祿信德を保重守護すべきなり、と教へ警しむるの辭なり、後の句は、直ちに人事に就て說き玉へるなり、これ猶旅の上九の鳥焚其巢と云に承けて、旅人先笑、後號咷と云へると同一例たり、

○按ずるに、鳴鶴在陰、其子和之、此句は鶴を假つて以て父子の信を知らしめ玉へるなり、又、我有好爵、吾與爾靡之と云の句には、これ君臣の信を曉さしめ玉へるなり、其故は、爵祿なる者は君より賜ふ所の物なればなり、固より二五は父子の位なり、君臣の位なり、是を以て此爻に、父子君臣の二義を共に具へ有することとなり、又一爻の辭の中に、我と云、爾と云、共に竝べ係け玉へる者は、三百八十四爻の中にして山雷頤の初九の辭と、此中孚の九二の辭と、惟二爻のみなり、頤は應爻の六四より云の辭、中孚は應爻の九五より云の辭にして、これも亦一例たるなり、

【象】鶴は澤に游ぶの鳥にして、乃ち兌の象、鳴は兌を口とするの象、又震の象、在陰とは二と五との間、三四の兩陰晤の爻に覆はるゝの象、其子は、二の位の象、和之は兌を和するとするの象、又鳴鶴は、

の象、

初九、虞（于應爻）吉、有佗不燕、

【音】虞、音愚、專也、燕、音宴、安也、

【釋】初九は孚信の初めに在て、正の位を得て、六四の爻に應ぜり、これ其志專ら六四の應爻にのみ信有るべきの者とす、もし其信じ應ずべき所の六四を舍て、應の位に非ざる所の他の爻に於てすること有る時には、これ卦の象義に背き悖るなり、卦の象義に背くは、即ち天の時命に悖ることとなれば、凶たるの道たり、惟よく六四に信じ應ずること專らなれば、燕安なることを得ると云の義を、虞吉、有他不燕と云、

○按ずるに、此爻の辭の義、虞と有他と相對し、吉と不燕と相對せるの文なり、

【象】虞は專らの義にして、卦名の孚信と云よりの轉象、又初九六四に應ずるの象、又震の象、不燕は變體の坎の象、又巽の風、澤の水を吹き動かすの象、

【爻傳】初九虞吉、志未變也、

【音】未、不同、

【釋】初九は信の卦の初めにして、陽爻にして正を得たり、其志の六四に信あるが即ち正しきの道たり、故に其信じ應ずべき所に信じ應じて、必ず外の志有ること勿れよと云の義を、志未變也と釋し玉へり、

【象】志は震と離との象、變は震の象、未は艮の象、

九二、鳴鶴在陰、其子和之、我有好爵、吾與爾摩之、

【訂】通本、摩譌作靡、據子夏易傳復正、禮曰、相觀而善之謂摩、言相摩成德也、和、摩協韻、

【音】鳴、音明、凡出聲皆曰鳴、鶴、下各切、鳥名、似鵠、長頸、高脚、丹頂白身、頸翅有黑、常以夜半鳴、聲聞八九里、和、胡臥切、聲相和也、

【釋】鳴鶴とは親鶴なり、在陰とは夜陰のことを云、其子とは雛鶴のことなり、和之とは、應へ鳴て親鶴に和するなり、これは夜陰のことなれば、親鶴は子を失はんことを恐れ、子鶴は親を失はんことを怖れて、親と子と互交に呼びつ應へつして、聲をかけ合ひ鳴きつれて雲路を行くなり、親子の情の切なることは、夜の鶴に如く者は無きなり、古歌に、

【象】木は巽の象、舟虛は全卦の畫象、

中孚以利貞、乃應乎天也、

【釋】中孚とは孚信の卦たり、其中孚の卦に、利貞を以て戒め玉ふことは、蓋し孚信と云にも、正と不正との兩途有るを以てなり、假令へば、尾生が信を守れるが如きは、これ不正の信孚なれば、凶にして惡の道なりとす、蓋し正と云は、一に從ひ止に從ふの文たり、一は天公なり、これ天公の道に一止すると云の義たり、故に應乎天也と釋し玉へり、これ利貞の釋なり、

【象】中孚は卦名の象、天とは九五剛中天位の象、又全卦離の日の象、應とは二五剛中同德相應ずるの象、

【大象】澤上有風、中孚、君子以議獄緩死、

【釋】澤の上に風有ると云は、これ節の大象の澤上に水有りと云に對せるの文にして、其實意は巽を命令とす、命令は即ち國憲たり、兌を口說とす、これ下民兌の口を以て言ひ爭ひ、上に訴訟出づるを、上よりは巽の命令を下し、國憲を正しくして、獄を聽斷るの象義を說き玉へり、それ獄を聽くことは、情信を主とす、古語曰、無情者、不得盡其辭と云、これなり、故に議獄者、よく己れ情信有て、以て人の情信を得ることなり、さて究竟する所の主意は、死を緩くするの要道とす、書大禹謨曰、期于予治、刑期于無刑、又曰、罰弗及嗣、賞延于世、宥過無大、刑故無小、罪疑惟輕、功疑惟重、與其殺不辜、寧失不經、これらの諸語の意にして、所謂神武不殺なるの者たり、此卦の象、兌を秋とす、秋は肅殺の時にして義の道なり、故に人を刑すること必ず秋に於てす、これ獄を議するの象たり、又巽を春とす、春は發生の時にして、仁の道たり、それ生々は天地の道、易の道たり、此卦全卦大離の象有り、內卦は兌の肅殺の義たり、故に獄事を謀り議す、外卦は巽の春の發育の時とす、故に死を緩くするの方を說き敎へ玉へるなり、

【象】澤は兌の象、風は巽の象、有は艮の象、君子は離と震と艮との象、議獄は兌を口とし、肅殺とす、これ獄吏の肅殺を、兩口相向ひ對して、謀り議するの象、緩死は、巽を春とし、離を夏とす、共に生生發育

ともを、會得せしめんことの種子にもと、例の老婆の長話しながら、こゝに記し置くことなり、

【象】豚も魚も共に巽の象、大川は兌の象、又利レ渉二大川一は巽の木、澤の水の上に泛べるの象、又全卦舟の畫象、又利も貞も共に離の象、全體、

【彖傳】中孚柔在レ内、而剛得レ中、說而巽、孚乃化レ邦也、　再考、本作下中孚柔在レ内、而剛得レ中、說而巽、中孚以二利一貞一乃應二乎天一、乃化レ邦也、豚魚吉、信及二豚魚一也、利レ渉二大川一、乘二木舟一虛也上、

【音】說、音悅、

【釋】此彖傳の首めの句は、卦名の義を釋し玉ふ故に、句の首めの中孚の二字は卦名にして、名目讀にするとにして、彖の辭の作用讀にするとは、其旨異なるなり、柔在レ内とは、六三と六四との兩陰爻を云、内とは全卦六爻の中のことにして、即ち六三、六四の兩陰爻の居處を指して云、これ全卦中虛の信とするの象義を説き玉へるなり、剛得レ中とは、これ九二と九五との二陽爻の、剛中と中正とを得たるを云、これ全卦中實の信とするの象義を説き玉へるなり、說而巽とは、これ二卦對體の象義を説き玉へるなり、言ふ心は、此卦に中虛の孚と、中實の孚と、說んで巽ふの孚と有り、此孚を以てする時には、乃ち家をも國をも化し治むべきの象義たり、故に此卦を中孚と名けらるゝ所以なり、と云の卦名の釋なり、

【象】柔在レ内とは、全卦中虛の象、剛得レ中は、二五共に剛中の象、說は兌の象、巽は巽の象、孚は卦名の象、邦は離の象、化は卦名孚信の極の象、又離の象、

豚魚、信及二豚魚一也、

【釋】これよりは、彖の辭の釋にして、豚に魚に吉とある所以は、其中孚の信の、豚にまで魚にまでも行き屆けりと云の義なりと云ふことを、信及二豚魚一也と釋し玉へり、これ豚魚の釋なり、

【象】信は卦名の義にして、即ち全卦大離の象、

利レ渉二大川一、乘二木舟一虛也、

【釋】兌を大川とし巽を木とす、又此卦全卦大離の虛舟の畫象あり、これ木舟の虛なるに乘りて、兌の大川を渉るの象義たり、これ利渉の釋たり、

れか道理にて侍るやと尋ねければ、楠公は、かの年の弱き僧の申分ことわりなるなり、さてよくも心を用ひつる人なるかなと、稱歎せられければ、其義は如何んと問ひ申せば、されば此事は、視て知るべくして、言ては聽き得べからざることなり、重ねて此地へ參らん時に、試して見すべしと云て、歸郷有りしが、其後又南都へ詣でられける時に、前の從者等の、かの鐘を動かすの工夫、何卒此度は御見せあれかしと乞ひければ、やがて知べの寺院より、梯子やうの物を、くさぐさを借りよせて、鐘を並ぶべきほどに足代を堅く設けて、從者の中より究竟の者を一人擇び出し、これにとくと支度させて、かの足代の上に至りて、鐘と相對して身を堅めて、手の掌を鐘の撞木の坐に當てゝ、身と氣とを合一にしてえいと云ふては推し、又えいと云ふては推すべし、其ほど拍子を極めて、遲速有ること無く、火急にすべからず、又間斷あるべからず、必ず心氣を焦悶こと無く、退屈すること勿るべし、凡そ半日の餘も推すことなりと覺悟すべしと、いとよく申し含めて、辰の半刻頃より推しかゝりしが、正午の時に至れども、何のことも無くて、鐘は自若としてありけるなり、下に見物して居らるゝ主從は、中食などのしたゝめも終りて、やがて午の半刻も下れる頃に至りて、鐘の龍頭のあたりにて、きいと聲の聞えけるが、又きいと鳴りける、皆々目をとめて見つれども、鐘はさのみ動くやうにも無けれども、其聲は次第〳〵に長く高く鳴り出でけるが、いつの頃にや、鐘のゆさ〳〵と振り出しけるが、鳴り聲は愈高く大きにひゞきて、鐘の動搖することも亦更らに大きくなりにける、其時に其者を呼び下して、右の足代の設けを解きて堂中へ還し了られけるに、鐘はまだ動き止まざりけるとぞ、

○按ずるに、韓退之の文章は、道を信ずるの決定心よりこれを感通し、八幡殿の鳴弦は、勇氣の決定心より感通し、楠公の鐘を動かせしことは、明知の決定心よりこれを感通せしことにして、其道を信ずることの堅固必定たることは、三公共に合一たり、故にこれらの物がたりなども、これを以ては、かの孚信のよく物を感動せしむると云の一公案ともなりて、これらの義より工夫し得ば、信孚と云は、感動の體にして、感動と云は、孚信の作用たると云こ

子等に向ふて云へらく、嗚乎吾國の武德も至つて衰ろへたりと覺ゆることなり、往昔鳥羽院の御宇に、禁中に妖怪ありしかば、乃ち時の武士八幡太郎源義家に妖怪退治の勅令を下されける、義家これを畏こまつて、鳴弦の弓に陳動の箭を取りそへて、これを携へて階下にぞ伺候せらる、已に御惱の時刻と申すに臨んで、庭上に立上りて、前の鎮守府の將軍兼陸奥守源義家、禁衞の直宿なりと高聲に名のられて、蟇目の弦音高く聞えければ、忽ち妖怪は消え失せて、御惱は平愈あらさせられしとなり、又其後近衞院の御宇に、禁中に妖怪のこと有りしかば、時の武士源の賴政に退治のことを命じ玉ふ、賴政乃ち弓矢を以て夜鳥を射られつれども、猶死せざりければ、郎等の井野隼人これを刺し殺して止めたりと云傳ふ、さて義家の鳴弦せられしことは、鳥羽院の天仁元年のことなり、又賴政の夜鳥を射られしことは、近衞院の仁平三年のことなれば、其間才に四十六年なるに、義家と賴政との、其武德の勝劣遙かに見ゆ、今又其賴政に後るゝこと四百五十年なり、予又賴政に劣れること愈遠かるべければ、覺えず涙の流るゝことよとぞ語られけると云傳ふ、

又我近古花園帝の正和文保の頃、楠河內判官橘正成、從者召具して河內の國より奈良の京東大寺の堂中に詣でられしことの侍りき、其事はてゝ、其邊りを遊覽せられしに、大佛殿の廻廊に氈を布き幕を張りまはして、堂中の僧侶數十輩、さゝへ、割子やうのもの取りならべて、酒酌かはして、いと興じてありつるが、一人の僧の云、吾此大佛殿の梵鐘は、日本無雙の大鐘たり、假令へ如何なる怪力の豪勇者たりとても、所詮一人の力を以ては、これを動かし得ることは能はじと云へば、一座皆々同音に、爭てか動かし得る者あるべけんやと、喧みを作つて和しける中に、一人最年の弱壯僧の靜かに云には、否々傑出の强力者に非ずとも其道を以てする時には、動かし得るの術無きにも非じと云ければ、一坐中擧りて、こは人に異なる仰せを承はる者かな、さらば其術を聞かばやと、口々に競ふて問ひけるに、かの弱き僧の云には、いや、かほどの一大事を、爭て容易に傳へ申さんやと、含笑て答へけるを、楠公主從は、幕の外より聞きながらに過ぎ行きしに、途中にて、從者等の、かの法師等が爭論は、何

中虚にして舟の晝象有り、これらの義を以て利レ渉ニ大川一と云、然りとはいへども、其孚信と云にも、善惡邪正の差別有り、假令へば尾生が橋の下の約束に信を守つて、水に溺れて死したるが如き、又は其父親の羊を攘めるを、其子なる者のこれを證せるが如き、或は愚俗の身命を棄てゝ、耶蘇の邪宗を信ぜるが如きの類、これ皆信の邪なる者にして、俚俗の所謂畜生正直なる者とす、故に其正しくして善なるの道に信有て、邪しまなる惡事には信なること無きことを欲し玉ふことなり、故にこれを戒しめて、貞しきに利しと云、それ人の信孚なること、已に豚や魚にまで及ぶからは、其人に於けること事物に於ること、亦知りぬべし、且つ信誠は感の體にして、感は信誠の用たり、故に誠信に非ざれば感せず、感に非ざれば誠孚發見ざることなり、固より誠明感通は易の體用たるを以て、こゝに一つ二つの話を演て、以て其誠感の手引にすることなり、

唐の韓退之、嘗て潮州に貶せられし時に、既に潮に至りつきて、先づ其民の疾苦する所を問ひたりしに、皆云、惡溪と云處に鱷魚有て、これ大に民の害を爲すことなりと云、退之乃ち文を作りて溪の中に投じ、これを祝せり、是夕暴風震電溪の中より起つて、數日水盡く涸て西に徙れること六十里なりと、これより潮の城下に鱷魚の患へ有ること無しと唐書の本傳に見えたり、後に宋の蘇東坡が潮州韓文公廟碑文に、能馴二鱷魚之暴一と記したるこれなり、

又我　皇國の近古、後奈良帝の天文弘治の頃に、北陸道の梟雄たりと聞えたる所の、越後の長尾謙信は、其家譜を按ずるに其先は鎮守府の將軍良兼、其四代の孫を左衛門尉致經と云、其致經の二男に村岡五郎忠通と云有り、此忠通が末孫にして長尾を以て稱號とせり、さて謙信の幼名をば猿松と呼べり、成人して長尾景虎と名のりしが、上京して、時の武將足利の公方より諱の輝の一字を賜はりて、輝虎と改名せり、後に上杉管領の讓りを得て、上杉と改め稱せり、後薙髪して謙信と改名せり、其謙信一時石坂檢校と云盲師を召して、平家をかたらせて聽かれしこと有りしが、夜鳥の一段をかたり出せる頃に、謙信頻りに落涙して、後には嗚咽涕哭ければ、近侍伺候の者共、こは如何にと不審て、後にて此事を伺ひ尋ねければ、謙信の家の

而して後に信を成す者たり、今此卦も風と澤と相合して、中虚中實の孚信を成せるなり、これ中孚と名けらるゝ所以たり、或人難じて云、それ中虚と中實とを以て中孚と名くれば小過は中實なり、對體を以て云はゝ二五中虚なり、然るにこれを中孚と名けざることは何ぞや、應て云、小過は大過の四卦にて、其大小過の名を命ずる所以の義は、各條にて辨じつればこれを略す、今こゝにては、小過の卦の、中孚とは名くべからざるの所以を說き示さん、今此中孚の義は、六畫六十四卦の孚信の卦たり、小過の卦は、即ち六畫卦の不信の象義なりとす、其故は凡そ物相ひ合して、而して後に信を成すとなり、假令へばかの鐵漿と五倍子と相合して黑色を成し、金と石と相合して火を成し、水銀と錫金と、相合して柔輭を成し、錫金と赤銅と相合して黃金を成し、黃金と赤銅と相合して黑銅を成すが如し、すべて六十四卦は、相合して卦體を成せる者たり、今中孚は、內卦の我より、兌の口を以て云かくれば、外卦の彼は、これを信じて、倒兌の口を以てこれを肯ふ、これ彼我共に孚信有て、兩兌の口相向ひ合して、其中に自然の中虚の信孚生じ出で來れることなり、今小過の卦の如きは、內卦の我巳に艮にて止まり、倒震にて退き去らんとす、これ我巳に不信たり、又彼は本より震たれば、これ我に背きて逃げ去らんとす、これ彼も不信の象たり、これ我も彼も共に不信の象たる卦をば、如何んぞ中孚と名くべけんや、しかのみならず、外孚、中僞など云の卦名は立つべからざることも、これを推しても察しつべきなり、

中孚豚魚吉、利涉大川、利貞、

【音】豚音屯、小豕也、魚、語居切、水蟲介鱗之物、

【釋】此彖の辭の首めの中孚の二字は、これを卦名として名目に讀むべからず、中孚あることはと、作用に讀むべし、これ同人の彖の辭の讀法と同例たり、それ豚と云ふも魚と云も、共に無知の物たり、其無知の物は、これを感ぜしむること至つて難しといへども、人能く孚信ある時には、必ず其孚信に感ずる者たり、故に中孚あること豚にまで、魚にまで及ぶ時には、吉なりと云へり、彖傳に、信及豚魚也と云これなり、又此卦の象に澤水の上に巽木を泛ぶるの象有り、又全卦

悅んで彼に巽ふ、これも亦孚信有るの義たり、此等の衆義有るを以て、中孚と名けらる、彖傳に說而巽と云、これなり、又巽を風とし兌を澤とす、風の澤上を吹く時は、澤の水風につれて共に動く、これ動かすに心無く、動くにも亦心無し、これ自然の信なり、故に中孚と名けらる、大象に、澤上有ㇾ風中孚と云これなり、

凡そ八卦の中にして、信となすべきの卦四つ有り、乾坤坎離これなり、又不信となすべきの卦四つ有り、震巽艮兌これなり、其信と不信とを分つの所以は如何にとなれば、先づ乾は純陽にして中實なり、坤は純陰にして中虛たり、坎は乾の一陽畫を中の位に得たり、故に中實の卦とす、離は坤の一陰畫を中の位に得たり、故に中虛の卦とす、それ中實中虛共に孚信の象たり、故に此乾坤坎離の四卦は、これを顚倒すとも、其乾坤坎離たるの體を喪ふこと無し、是を以て此四卦に天地日月の象を取れることとなり、又震巽艮兌の四卦を不信の卦象とす、其卦の形體已に偏なるなり、故に震を顚すれば艮となり、巽を倒すれば兌と爲る、艮を倒震と見、兌を倒巽とも視るべきなり、これ才に一顚中にして、其卦體象義忽然として變じ遷りぬ、これ乾坤坎離の、純正中公にして顚倒し得べからざるが如きには非ざることなり、是を以て此震巽艮兌の四卦を不信の卦とする所以なり、さらば天地日月は常恒不易の物にして、これを信と云べく、雷風山澤は起滅變轉の常無き物にして、これを不信と云こと亦勿論たり、これ一重の公案たり、

然るに今此中孚の卦たるや、かの乾坤坎離の四信の卦は、舍てゝ用ひずして、却つて巽と兌との偏體たる所の不信の卦を用ひて、孚の名を立て玉ふこと、大に其謂無きに似たり、然れども熟くこれを考ふるに、甚深の意味有ることとなり、かの巽兌の二卦は、三畫八卦の上にては、これ不信の偏卦たれども、物と物と相遇ひ相合して、孚誠を成すの者たり、これ天地陰陽の定まれる情にして、必然の定理たり、近く一二を擧げて徵せば、君臣、夫婦、朋友、此三倫をばこれを義倫と云、其いまだ相遇ひ相合せざるの時には、其孚信の見るべきの由無きなり、一たび相合して後に、其信を云べく見るべきが如し、又卦に於ても、澤と山と合して咸と爲り、風と雷と合して益と爲る、これ皆相合して

これ猶雷地豫の六三に、盱豫、悔遲有悔と云へると同様の字例たり、

【象】苦節は上六卦の極に居る、これ節に過ぎたるの象、貞は艮の象、凶は坎の象、悔は坎の象、亡は離の象、

【爻傳】苦節　貞凶、其道窮也、

【釋】それ人として無くんば有るべからざる所の者は、氣概節操たり、さらでだに淫靡に陥り、柔惰に流れ、貪利に馳せ、廉恥を喪ひ易き世風俗情たればなり、然れども其氣節も至つて過ぐる時には、却つて中節を失ふに至るなり、其道窮也とは、過ぎたるも猶及びざるが如しと云へると同意味たり、

【象】道は震の象、窮は上六節の卦の極に居るの象、又艮の象、

【中孚】䷼（兌下巽上）

【音】中、陟弓切、平東衷、不偏倚也、中正也、又中外之中也、孚、芳無切、信也、從爪、從子、凡鳥之乳卵皆如期、啐啄之幾、情信之義、可見、乳字從孚是也、

○按禪林寶訓音義、啐啄如雞抱卵、小雞欲出以嘴吮聲曰啐、母雞憶出、以嘴嚙之曰啄、

中孚者、中有信誠也、詳見善工利器、

【釋】中とは中外の中の義にして內と云の義なり、孚とは信なり情實たり、さて此卦六爻全卦に觀る時には、二陰內にあり、四陽外に在り、これ中虛の象たりとす、又二も五も共に剛中を得たり、これ中實の象たりとす、それ中虛とは、信の本なり、中實は信の質たり、今此卦は中虛中實を併せて共にこれを得たり、これ此卦を中孚と名け玉へる所以たり、彖傳に柔在內而剛得中と云これなり、又兌を悅ぶとし、巽を從ふとす、これ悅んで從ふの象有り、それ下たる者悅んで上に從ひ應ずると云は、其中心に信孚有て、君を愛するの至りなり、又上巽の順にして以て下に臨むことは、信孚に民を愛するの極たり、これ上下交互相孚あるものにして、實に治まれる世の美善の風俗たり、又我悅んで彼巽ふと云の象有り、これは我も彼も共に孚信あるの義とす、又一人の上を以て說く時には、我

○按ずるに、甘きとは苦きの反對にして、安きと云の喩へたり、固より苦きを憂へとすれば、甘きの樂しみたること知りぬべし、故に甘きを安樂の義とす、又兌を口とし坎を食とするの象に由て、甘き苦きなどの五味の字を以て形容せられたるなり、凡そ六爻中にては、甘節を上とし、安節を次とし、苦節を又其次とすることなり、

【象】甘きは九五中正の爻象、又變體坤土の味の象、節は卦名の象、往は震の象、尚は九五尊位の象、又往有尚は九五中正の象、

【爻傳】甘節之吉、居位中也、

【釋】位とは九五の君の位を云、中とは九五中正を云、それ九五至尊最貴の身にして、よく節を甘んじ樂しみ、こゝを以て天下の節を制し、以て甘節の吉を得玉へる者は、全く九五の中德の美なるに由れることなりと云の義を、居位中也と釋し玉へるなり、

【象】位とは九五君の位の象、居は艮の象、中は九五剛中の象、

上六、苦節、貞凶、悔亡、

【釋】上六は節の卦の極に居りて、其身は重陰不中たり、これ節に過ぎたる所の者とす、固より君子の道と云は、主として節介節操無くばあるべかざることなり、然れども節と云は、本限り有て止まるの義にして、國讀はほどよしと云の訓たり、是を以て、強て過す時には、已に甚しきの位に至つて、節の善なる者に非ず、故に彖の辭にも、苦節不可貞と云へり、蓋し彖の辭の指す所は、即ち此上六の爻これなり、もし少しにても、中を過る時には、卻つて凶を取るの道たり、故に苦節貞凶と云、此爻の位に至つては、固無く必無くして、其節に過ぎんとするを、能く中節に制する時には、悔に至ること無からんとなり、故に悔亡と云、

○按ずるに此爻、其卦の象義と係辭の文勢とを以てこれを觀る時には、凶の字の下に、一の悔の字を加へて觀る時には、其義最も解し易きことなり、言ふ心は、苦節とは節の過ぎたるなり、然るに尚も悔い改めずして、強てこれを過すは、愈凶の道必せるなり、故にこれを敎へ戒めて、宜く速に悔たむべし、さらば悔亡びんと云の文勢たり、これ苦節貞凶が直ちに悔亡びるの道なりと云には非ざるなり、

に臨んでこれを嗟くことは、これ自業自得なる者にして、又誰をか咎むべけんやと云の旨を、又誰咎也と釋し玉へり、これ書大甲に天作孽、猶可違、自作孽不可逭と云へるの類なり、

【象】誰とは人を指すの義にして兌の象、又艮の象、咎は坎の象、

六四、安節、亨、

【釋】六四の爻は、節の時に當つて柔正を得て、九五の君とは陰陽正しく比し承けたり、これ節に安んずるの者とす、それ既に上は君上に得られて、陰陽親しみ比し上まつり、內には自ら臣たるの節に安んず、これ其道の亨通せるの者たり、故に安節と云、

○按ずるに、此卦六爻の中にて、惟二と四との二爻のみに於ては、應比の旨を以て其義を演べ玉ふて、其餘の爻に於ては、絕して應比の義に管せられざる者は、二は外に在るの大臣にして、これ九五の正應の爻たり、四は朝に在るの大臣にして、これ九五の正比の爻たり、これ共に大臣の位たればなり、それ臣たる者は、當に節を君上に竭すべきことを敎へさせられしことなり、諸餘の爻は、常人の自ら節を守るの義とす、故に應比のことには管せられざることなり、

【象】安節は六四柔正を得て、九五に承け比するの象、亨は震の象、

【爻傳】安節之亨、承上道也、

【釋】六四の亨ると云は、柔正を以て能く節を安んじ守りて、君上の道に承け比し上まつるを以てなりと云の義を、承上道也と釋し玉へり、

【象】上とは九五君位の象、道は震の象、承は六四柔正にして九五の剛に承け比するの象、又震の象、

九五、甘節、吉、往有尙、

【音】甘、古三切、美也甜也、

【釋】節の時に當つて、九五の爻は君の位に在つて、剛健中正にして、能く節を樂しむの者たり、故に甘節吉と云、往とは爲ること有るの義にして、九五の君位に在つて、自ら節を樂しみ、其行實も又節に中れり、こゝを以て天下の節を制す、故に天下の民これを渴仰尊敬すること殊に甚しきなり、故に往有尙と云、

て、遂に後世に至つては、巫覡僧道の輩に玩弄蹂躙せられて、其名までも汚瀆さるゝに至れり、是を以て兎まれ角まれ、かの時中の一大事の要道を得んことは、吾四聖相承の神易の道を離れては、知者賢者の分際にても、決して能はざることなれば、ましてや凡庸の輩にては勿論のことたり、故に道に志有らん人は、必ず先づ易を學ぶべきなり、易の道に疎く暗くしては、聖人の道は絕して、明らかなること能はざることなればなり、

殊に此爻の義は、周公の辭にも、不出門庭吉なり、とは係け玉はずして、不出門庭凶と、其時の幾を失ふの罪を深く見はして戒め玉へば、孔夫子の傳には、失時極也と釋し玉へり、此兩聖人の係辭を見て、かへすぐも時を知ると云ことは、聖門道を行ふの緊務肝要たるを察すべきなり、其時を知るの道は、天地の間に神易を離れて外には絕して莫きことなるなり、

【象】時は震の象、又離の象、失は艮の象、極は時を失ふの罪を深く責め玉ふの意象、又艮の卦象、

六三、不節若、則嗟若、无咎、人、

【音】无、勿同、禁止之義、

【釋】節の時に當つて、六三陰柔不中不正たるを以て、其節操を介く正しくすること能はず、又宜しく節すべきの時に當つて、これを節に檢制することも能はざるの爻の象あり、これ乃ち憂へを來し、嗟きを致す所以なりとす、故に不節若則嗟若と云、それ今六三の嗟若たるや、己れ不中正にして、節の道を失なへるに由ることなり、これ又何の人を咎むべきことならんや、惟自ら省りみて悔ゆべきのみなり、故に无咎と云、これ人を咎むること勿れと云の義なり、蓋し此爻の辭は、節若にせざる時には、則ち嗟若の患へ來ることなり、若し其人能く節若にだにする時には、則ち嗟若たること有ること無しと云の敎へにして、則の字力有りとす、空しく看過し去ること勿るべし、

【象】節若は卦名の象、嗟若は兌の象、又不節若則嗟若は、六三陰柔不中正の象、

【爻傳】不節之嗟、又誰咎也、

【釋】六三陰柔不中正にして、其志は氣節の操介有ること無く、其行事には制節の規矩無くして、憂へ來る

久而久、可以處而處、可以仕而仕孔子也と、孟子の讃歎し稱美し上まつりしも、究竟は時中の謂なり、然りとはいへども、知者賢者の分際にてだに已に其出處進退の時中を知ること能はざることなれば、其時中の要道を得ん者は、實に聖人にのみ限れることなりける、さらば後の人等の位にしては、絕して時中の道を得ること能はざることとも、亦必定たり、是故に其出處動止も、一に各人の胸臆に任さんのみなり、宜なり、後の人等の出處進退、共に時中の要を得ざることの多きことは、職としてこれに由れることなり、然らばこれ如何んともすべからざるの義なりとすべし、嗚呼、實に神なるかな、神聖庖皇の幾千萬歲の古へに、夙く豫じめに、これを憂へ惘れんで、これが爲に深甚微妙の道を、器に寓し駐めて、其出處進退の幾徵をば、何誰にてもあれ、徑ちに覿面眼前に、瞭々明々として詳知し、かの時中の要を握り得る所の道を建て遺し置せ玉へり、然るに惜いかな、孔夫子の沒後より幾千年以來、其要を得る者一人も無きを以て、これを高閣に束ねて廢物とし、又は黍帚模餬して七斷八裂に及べり、蓋し其時中の肯綮を得るの道とは、即ち吾神聖の神易の道これなり、易大傳曰、易有聖人之道四焉、以言者尙其辭、以動者尙其變、以制器者尙其象、以卜筮者尙其占、是以君子將有爲也、將有行也問焉以言、其受命也、如響、无有遠近幽深、遂知來物、非天下之至精、其孰能與於此、

又曰、君子藏器於身、待時而動、何不利之有、

書大禹謨曰、帝曰、來禹、天之曆數在爾躬、汝終陟元后、禹曰、枚卜功臣、惟吉之從、帝曰、禹、官占惟先蔽志、昆命元龜、朕志先定、詢謀僉同、鬼神其依、龜筮協從、卜不習吉、

これらの諸語を熟玩して、以て其義を知るべきなり、且つ帝舜の、禹に天下を禪らんと思に定め玉ふと、これ豈一朝一夕のことなるべけんや、それてだに鬼神其れ依り龜も筮も協ひ從かへりと云、さて其讓位の勅諚下りて、禹の辭退の奏に、一人一人に功臣等を卜筮して、其吉なるに從はんと對へ奏し上まつりしを見て、古へには事大小と無く、人事を推し究めての上は、必ず卜筮して以て天命を窺ひ上まつりて、而後にこれに從かへるとなるを知るべし、然るに周の末より、易道廢絕して其傳を失ひ、其道を知れる者無くし

豐彖傳、天地盈虛與時消息、
艮彖傳、時止則止、時行則行、動靜不失其時、其道光明、
損彖傳、損益盈虛與時偕行、
遯彖傳、剛當位而應、與時行也、
蒙彖傳以行時中也、
益彖傳、凡益之道與時偕行、
井初六傳、舊井無禽、時舍也、
既濟九五傳、東隣殺牛、不如西隣之時也、
乾文言、終日乾々與時偕行也、
又進德修業欲及時也、
又先天而天弗違、後天而奉天時、
坤文言、承天而時行、

これらの類、皆時中の極則にして、吾孔夫子は眞に自由自在にして活潑々地の妙用を究め盡させ玉ひて、凡そ生民あつてより以來、吾孔夫子の如きは莫しと云へるも、此時の一字に止まれることなり、

然るに古今の無數の君子等の、此時の字の肯綮を得ること能はざるより、或は苦節に執し、高節に亢ぶり、又は失節に陷り、無節に流れて、卒に時を失なへるに過咎を得ること、勝て數ふべからざることなり、

斯に熟これを意ふに、蓋し賢人君子の位にしては、かの時中の要を知り得ること、難きことなりと意はるゝことなり、其所以はと云に、

禮中庸、子曰、道之不行也、我知之矣、知者過之、愚者不及也、道之不明也、我知之矣、賢者過之、不肖者不及也と云へり、是に由てこれを觀る時には、知者賢者の位にても、時中の要道を得ること能はざること必定たり、況んや其愚者不肖者の如き者は、論無きことなり、是故に古今來の賢者知者の分際にても、其出處動止、其時中を得ること難きより、進み仕へざるを高しとして、進むべきの幾を失ひ、仕ふべきの時を過まつこと甚夥しとす、固より君子の道を學ぶの主意は、出で事へては、君をしては堯舜の君たらしめ、民をしては堯舜の民たらしめんこと、これ其志願たり、然りとはいへども、世に汚隆有り、道に進退有り、命に順逆有り、人に遇不遇有り、是を以て出處動止、共に一に時を以て規則とせり、故に孔夫子は、一生涯山林淸泉に隱居は在さゞりしことを觀て、其志願の在す處を察しつべきことなり、故に可以速而速、可以

りとはいへども、君臣の大義たれば、同德を以て相應じて、臣たるの節を盡し、九五の君の國政を輔佐し上まつるべきことなり、蓋し此卦の初九は、猶乾の卦の初九の潛龍の如し、故に戶庭をも出でざるが乃ち時なり、道なり、亦節たるなり、又此九二は猶乾の九二の見龍の如し、出で仕へて才を展べ德を見はすが、時なり、道なり、亦節たるなり、故に不出門庭凶なりと云へり、然るに尙も高節に執して出で仕へざる時には、終に其時を失ふことなり、今九二速かに往て九五の君に應じ仕へ上まつれば、共に剛中なるを以て、必ず同德相應じ相合して成功有るべし、唯一に時に及ぶことを以て節の中れる者とす、文言に進德修業、欲及時也と云、これなり、故に不出門庭凶と云、さらば迅かに門庭を出で仕ふる時には、其吉たること知るべきことなり、

【象】艮を門庭とす、九二は艮の門內に止まれり、これ不出門庭の象、又初を戶庭とし、二を門庭とす、これ爻の序次たり、又出は震の象、不は艮の象、

【爻傳】不出門庭凶、失時極也、

【音】極、渠力切、棟也、屋脊也、高窮之義、

【釋】凡そ君子の世に處るや、出處語默、云爲行止、一に惟時に中することを肝要とす、其時と云は、即ち天命なり、天命と云は、即ち道たればなり、故に吾四聖相承の神易の道と云は、八卦有り、六十四卦有り、三百八十四爻有り、四千九十六の變有りとはいへども、其究竟する攸の義は、時の一字に止まることなり、此故に吾先聖孔夫子の、吾道一以貫之と宣まひつる、其一と云は他に非ず、即ち時の一字なり、

○按ずるに一貫の一道を以て、これを說く時には、時の字たり、德を以てこれを說く時には、公の字たり、公と云は、一の體、時と云は、一の用たるなり、蓋し其證據を徵せば、孟子に伯夷聖之淸者也、伊尹聖之任者也、柳下惠聖之和者也、孔子聖之時者也と云へり、これ數聖人を歷擧して、獨り吾孔夫子に、時の字を擧て、以て讚歎せるを見つべし、且つ孔夫子の、時の字を以て道の極則たることを說き示し玉ひつる其一二を徵せば、

大有彖傳、應乎天而時行、是以元亨、

小過彖傳、過以利貞、與時行也、

【象】澤は兌の象、水は坎の象、有は艮の象、數度は坎の象、制は卦名節の轉象、又震の象、德は坎の象、行は震の象、議は兌口の象、

初九、不出戶庭、无咎、

【釋】初九は節の始まりとす、陽爻にして陽の位に居りて、正を得たるを以て、能く時の通塞進退を知りて、正しく節を守れるの者とす、それ戶庭と云は、人の出入りごとに、必ず由て履む所の要路たり、其出入の要路たる所の戶庭をだにも出で履ざると云は、これ其履み行ふ所を愼んで妄りに出でざる所の節有て、止まれるの人とす、又初爻は、爻の象にては、戶の位に當て又趾の位たり、故に節に止まるの始めたるの義を敎へ諭して、不出戶庭无咎と云、

【象】戶は初爻の象、又艮の卦象、出は震の象、不は艮の象、又不出戶庭は初九節の始にして正を得て節を守るの象、

【爻傳】不出戶庭、知通塞也、

【音】塞、入聲、

【釋】初九は節の初めにして、陽爻を以て陽の位に居る故に、其正の位を得たるの者にして、能く其通塞の時有り、進退の道有ることを知て、愼んで節を守れるの者たりと云の義を、知通塞也と釋し玉へるなり、

【象】通は震の象、塞は艮の象、知は中爻似體の離の象、

九二、不出門庭、凶、

【釋】先づ初九の爻は、節の初爻たり、故に正の位を得て以て節を守るを善とす、これ初九は無位にして野に在るの爻の象位たるを以てなり、故に戶庭を出でざるを以て咎無しとす、又此九二の爻は、剛中の才德有て、臣の定位に居れり、これ節に中れるの義たり、然るに尙も強ひて門庭をも出でずして、節を高尙にして家に居るべきの位に非ず、亦時に非ず、道にも非ることとなり、それ君子の道と云は、出づべき時は出て仕へ、退くべき時は退きて家居し、默すべき時は默して言はず、語すべき時は便々として言ふ、これ時宜に適中するを以て道とす、所謂幾を見て作すの者たり、固より九二は臣の定位に居りて、剛中の才德を得たり、君の位は剛健中正の德たり、二も五も共に陽剛た

才應二百般事務一也、

【釋】上文にて、已に彖の辭の釋は了りつれども、結句に苦節の不可なることを說き玉へるに由て、こゝに又、甘節の眞面目を說き起して、節の節たる卦名の作用を演て、汎く君子への敎訓を垂示し玉へるなり、それ天地の道と云は、公明正大にして、其偏ならず倚ならざる所の、節中の德を以てするが故に、四時互ひに成れることとなり、故に天地節而四時成と云、又人の道と云は、固より天の道に則とり效へることたれば、必ず其節中の道を以て、これが法度を制作することなり、これ財物を傷ひ損ぜざるの道なり、其財物を傷ひ損ぜざるが、即ち民を害せざるの道なりと云の旨を、節以制レ度、不レ傷レ財不レ害レ民と敎へ諭し玉へるなり、これ天地四時を賓客として、遂に人事節制の主人の本領に說き入らせ玉ふ所の賓主の文法たり、

【象】天は交代生卦泰の乾の象、又震の象、地は同上坤の象、又兌の象、節は卦名の象、四時は震の春離の夏兌の秋坎の冬の象、度は坎水の象、財は離の象、傷は兌を毀折とするの象、不は艮の象、民は離の象、害は兌と坎との象、

【大象】澤上有レ水、節、君子以制二數度一、議二德行一、

【音】數音捒、算數也、議、去音義、謀也、評也、定二事之宜一也、行、去聲、

【釋】此大象も普通の例に由る時には、水在二澤上一と有るべきことなるを、澤上有レ水と稱し玉ふことは、これ困の大象の澤无レ水と云へると、有無相對せるの文法たり、固より此卦は困と易位の生卦にして、今澤の上に水有りと云は、これ澤の池へ水を納るゝの義たり、其澤の池なる者は、水無き時は、乾涸して其用廢絕す、これ即ち困の窮逼の義たり、然れども其水を納るゝことも、其分に過ぎ、其量に越ゆる時には、其隄防を潰決して、卻つて又乾涸に至るの憂へ有り、一に惟其水の受用、溢れず涸れず、中節なるに在ることなり、故に君子此卦の象を觀て、其事物の義理に應じて、其員數度量を節制して、以て國家を經濟し、其德行を謀議りて、賢者は過ぎ、不肖者は及ばざると云の、憂へ無きに至らしむることを覺悟すべしと云の敎訓たり、

なり、以上は卦名の釋なり、
【象】剛柔分るとは、泰の交代生卦の象、剛得ㇾ中は九五剛健中正の象、

說以行ㇾ險、當ㇾ位以節、中正以通、然後乃亨、

【訂】通本此傳錯雜甚多、且通下脫然後乃亨一句、據郭本引王本補正、
【音】說、音悅、
【釋】說以行ㇾ險とは、これ對體の象義を說て、以て節の卦の節たる所以を釋し玉へるなり、言ふ心は、それ凡庸の人は、險難窮厄の時に出遇ふ時には、必ず節操堅きこと能はずして、斯に濫するに至ることは、これ古今小人の常態たり、惟り君子の如きは、固く窮して、貧にして能く道を樂み、說んで以て險みの中に行ふ者たりとす、當ㇾ位とは、九五の君の位の爻を云へり、以節とは、九五坎の水の主、乃ち成卦の主爻たるの義を云、中正とは九五の剛健中正を得たるを云、以通とは九五坎の水の主爻の象義を云、然後乃亨とは、これ彖の辭の總釋にして、彖辭に亨ると有る所以の者は、此卦の象義に、此の如きの諸般の功德を具へたるを以てなりと云の釋なり、
【象】說は兌の象、險は坎の象、行は震の象、當位とは、九五君位の爻象、節は卦名の象、中正は九五中正の象、通は坎の象、又震の象、亨は震の象、

苦節不ㇾ可ㇾ貞、其道窮也、

【釋】それ節とは、限り有て止まるの謂にして、實に過不及無きの道たり、然るに强ひて其宜しきに過ぐるをば、これを苦節と云、これ節の本色に非ざることなり、然るに尙も固執して改ためざるは、實に節を知らざる者たり、其節を知らざるの本はと云に、道を知ざるに由れることなり、故に其道窮也と釋し玉へり、
【象】道は震の象、窮とは上六の爻、苦節の卦極の象、又艮の卦象、

天地節而四時成、節以制ㇾ度、不ㇾ傷ㇾ財、不ㇾ害ㇾ民、

【音】度、音渡、法制也、財、音裁、貨也、人所ㇾ寳也、從ㇾ貝從ㇾ才、貝貨也、才才能也、財之交㆓易百物㆒也、猶㆓人

名け玉へり、彖傳に、說以行險と云これなり、

節亨、（雖然）苦節不可貞、

【釋】先づ節と云は、事物各其分に安んじて、限り有て止まるの義なり、故に凡そ天下萬般の事なり物なり、能く其節きに中る時には、これ乃ち亨通すること勿論たり、故に亨ると云へり、又九五定位の主爻は、剛健中正の德を得たり、これも亦亨るの義たり、又坎を險みとし兌を悦ぶとす、これ險みの中に兌ぶの象たり、それ人、坎の險みの時に出過て、よく道を兌ぶと云の節介有る時には、これも亦亨るの義たり、以上の諸義共に此卦に具はるゝが故に、節亨と云、亨るとは全卦始終の總義に係れるの辭なり、さて其節介操持の道も、其中を得ずして過て激するに至りては、利しからざることとなり、これを苦節と云なり、固より節と云は、ほどよきと云の訓にして、事物共に分限に安んずるの義なれば、强てこれを過すは、却つて節の本義には非ることとなり、故に苦節不可貞と云、貞とは固執の義にして、即ち大過の謂なり、苦節とは孟子の所謂、於陵の仲子、檀弓の嗟來の食を食はざる餓者の類にして、已に甚しきことを爲すと云の徒なり、

○按ずるに、これは賢者にして而して後に、其過激を責め戒しむるの敎へにして、所謂備はらんことを賢者に責め求むると云の義たり、かの滔々天下の凡庸不肖者の如きは、初めより氣節と云者有ること莫ければ、何の甘節苦節を論ずるに遑あらんや、

【象】亨は震の象、苦節は節の卦の極所の義にして上六の象、貞は固執の義にして艮の象、不可も艮の象、

【彖傳】節、亨、剛柔分、而剛得中、

【訂】通本節下衍亨字、今刪正、

【釋】先づ此傳の首章は、泰の交代生卦法を以て、卦名の義を釋し玉へるなり、剛柔分るとは、泰の卦の九三の爻と六五の爻との各分れ動くことを云へり、これ乃ち交代生卦の法の義なり、剛得中とは、此卦九五の爻の剛健中正を得たるを云、今此卦に此の如きの功德の有るを以て、庖皇の此卦を節と名けられし所以なりと云の義を、剛柔分、而剛得中と釋し玉へる

陰柔に變ずるの象、

【爻傳】渙其血、遠害也、

【釋】上九陽剛の才力有て、巽の風の一體に居れり、是を以て九五の君、これに命じて遠く他國に往て、其險みを渙らさしむ、然るに上九不中正なるを以て、其渙らさんとする所の險み甚だ廣大深重にして、己躬も殆んど傷害の地を履み、千辛萬苦して終に其險みを渙らして、群民をして皆坎の險みの害に遠ざかることを得しむることとなり、故に遠害也と云、遠は去聲にして、群民をして害に遠ざからしむるを云へり、

【象】害は坎の象、遠は上九卦の極に居る坎の險みの害に遠ざかれるの象、

【節】䷻〔兌下坎上〕

【音】節、子結切、竹節也、操持也、檢制也、處事安而有分有限而止曰節、詳見善工利器、

【釋】卦の象、兌を澤とし坎を水とす、兌の澤は下卦に在て坎の水は上卦に在り、これ兌の澤に坎の水を容納の象有り、それ澤の池に水を受け容るゝことは、其限量有ることとなり、故に此卦を節と名け玉へり、大象に澤上有水節と云これなり、又交代生卦法有り、本は泰より來れるとす、泰の五は來つて三に居り、兌の澤の主爻となり、泰の三は往て五に居つて、坎の水の主爻となれり、これ澤の池を治めて水を容納るの象有り、故に節と名けらる、又其交代生卦に就て說く時には、泰は本乾坤相對するの卦にして、乾は純陽にして有餘の象とし、坤は純陰にして不足の義とす、今乾の有餘の極の三の爻を減じて、坤の不足の中の五の爻に增すなり、これ增すも減らすも共に節に中るの象有り、故に節と名けらる、彖傳に剛柔分而剛得中と云これなり、又坎を險みとし兌を悅ぶとす、それ險みの時に在つて、能く悅んで安んぜん者は、これ節操介然たる所の君子に非ずしては、決して能はざることなり、

論語曰、賢哉回也、一簞食、一瓢飲、在陋巷、人不堪其憂、回也不改其樂、賢哉回也、

これらの語を以て、此章の義を發しつべし、故に節と

【釋】それ九五の君の、王の位に居て咎無しと云へる者は、これ九五の剛健中正の徳在まして、六四の賢宰相に親しみ比して、天下の坎の險みを渙散せしめ玉ふこと、これ實に君位と君徳と、正當せるを以ての功なりと云の義を、正位也と釋し玉へり、

【象】正位は九五剛健中正の象、

上九、渙其血、去逖出、无咎、

【音】逖、音狄、遠也、

【釋】血とは傷害の比喩たり、需の六四、小畜の六四に血を云へると同義たり、凡そ易中の比喩を設け義を示し玉ふこと、其規則嚴律にして、往々にして其義を異にすること有るの姑息苟且なる者には非ず、かの世間流布の俗註の易書に、迷倒せらるゝこと勿るべきなり、先づ上九は渙の卦の極に居て、險みを渙らすの極たる者とす、固より陽剛の才有りとはいへども、不中不正なるを以て、坎の險みを渙らすにも、大に勞苦奔走せるの者たり、且つそれ天下の險みも、豈一般同律なるべけんや、必ず大小輕重淺深小不同有ることなり、故にこれを渙すにも、亦必ず大小輕重淺深の異無くばあるべからざることなり、其大にして深く重き所の險みを渙さん者は、其勞苦すること最も大にして、其成功を得んことも最も難しと爲すべし、今此上九の爻は、渙散の卦の至極に居れば、其渙らさん所の險難も亦當に至極なること知りぬべし、故に此上九の爻は、君命を蒙ぶりて、遠く外國へ往て、險みを渙らすの義なりとす、殊に其渙らす所の險みは、最も重く深く大にして、其渙らす者も渙さるゝ者も、共に傷害を蒙ぶりて、血を出すが如きの時なり事なり、位なりと云の義を、渙其血と云、これ上九君命を奉じて千里の外に跋渉して險難を渙らすの象たり、故に去逖出无咎と云、无咎とは、上九遠く外國に往て、重大の險みを渙らさんとす、自己不中正たるを以て、容易くこれを渙らすこと能はず、己身も傷害を被ぶるが如きの位に至れり、これ咎有りとすべし、然れども陽剛の才力を以て、終には其渙散の成功を得るなり、是を以て咎無きに至れることなり、故に无咎と云、

【象】血は坎の象、渙は卦名の象、去逖出は上九遠く卦極に出るの象、又去も出も共に震の象、又陽剛

有丘と云以下は意象、又元吉は乾と震の象、

【爻傳】渙其群、元吉、其德光大也、

【釋】六四の鼎臣柔正の德を得て、巽の風の主、成卦の主たるの德を以て、九五の君に正比して、君の德を輔佐し、以て天下の群民の險みを渙散するを以て、元吉と云の稱美の辭有る者は、六四の功德の光大なるを以てなりと云の釋たり、

【象】光も大も、共に變體の乾の象、又震の象、

九五　渙汗其大號令、渙王居其位无咎、

【音】號、號令也、汗、去音翰、人液也、

【釋】汗とは人の液にして、人身を勞すること有る時には出るの者たり、今渙の時に當つて、九五は剛健中正の德有て、君の位に在まして、天下の險みを以て己躬の險みとし、其險みを渙散せしめんが爲に、心汗を淋漓らして、大に若勞し玉ふの君たり、故に渙汗と云、それ天下の政務は、千萬無量なりと雖も、其究竟の要道は、在知人、在安民、此二句こそ至治泰平の大公案たるなり、然るに今幸に六四の賢宰臣あり、六四は柔正の德を備へ、巽の風の主、成卦の主にして、非常の大手段を有し、天下群民の坎の險みを渙す所の大任に堪へたる所の賢宰臣たり、故に九五の君は、宜しく、これに大號令を傳へ玉ひて、德風教化を大に天下に布き播させらるべし、此の如くにして、群民の險みを渙し玉ふ時には、九五は恭しく垂拱して王位に在しても、少しも君位を辱しめ玉ふこと無く、道に於て咎無きとなり、故に其大號渙、王居无咎と云、

○按ずるに身勞する時は汗出づ、身創つく時には血出るなり、故に經傳中に血と云、汗と云、共に其身心の苦勞に比喩せるなり、さて其輕重大小の別は、文面にて自然に分明なることとなり、

【象】渙は卦名の象、汗は坎を水とするの象、又渙汗すとは九五君位に在て、天下の險みを散すに勞苦するの象、大號は巽の象、又九五の君、六四の宰相に命じて、天下に號令せしむるの象、王は九五の君位の象、居は九五正位の象、又艮の卦象、

【爻傳】王居无咎、正位也、

り、それ六二は己身の徑ちに坎の險みに係れること、これ即ち悔なり、然るに幸に六四に拯はるゝことを得たり、是を以て悔無きことを得るなり、故に渙ニ其躬ニ无レ悔と云、

【象】躬は艮の象、渙は卦名の象、又渙ニ其躬一は六三の六四に比して、躬の險みを渙らさるゝの象、

【爻傳】渙ニ其躬一、志在レ外也、

【釋】志とは六三の志を云、外とは外卦のことにして、六四の比爻を指して云、今六四は六三の險みを渙散するのことを得るの爻たれば、六三は他の志無くして一に六四に比し倚つて、己身の坎の險みを渙すべしと云の義を、志在レ外也と釋し玉へり、これ教訓下知の辭令たり、

六四渙ニ其群一民之險一、元吉、渙レ險之德、民之服聚一有レ丘、匪ニ夷所一可一思議一、

【音】丘、丘陵也、匪、平聲、非同、夷、音彝、常也、

【釋】六四は柔正を得て、巽の風の主爻、成卦の主爻として、執政宰輔の位に居つて、九五の君とは陰陽正しく比し親しめり、是を以て九五の君の寵遇眷顧深くして、其信用し玉ふこと殊に甚し、今渙の時に遇て、天下萬民の險みを渙散す所の大忠臣大英勇の爻たりとす、これ大善の吉たる所以たり、故に渙ニ其群一元吉と云、群とは天下億兆の群民と云のことなり、さて六四の才德、よく天下群民の坎の險みを渙散するが故に、群民の其德澤に感じ懷きて、其聚まること丘陵の如くなりとなり、これ險みを散して、民の心を聚まらしむるの道たり、故に渙有レ丘と云、それ今六四宰輔の爲す所の手段、實に非常の事、非常の功にして、大英勇の大作用たり、豈尋常の者の思ひ議り企て望むべき所の事には非ざるなり、故に匪ニ夷所一レ思と云、これ深く六四鼎臣執政の大作用大功業を讃歎稱美し玉ふの辭なり、

【象】渙は卦名の象、群は諸爻を指すの象、又六四は柔正の德を得て、巽の風の主爻成卦の主たる所の才德を以て、上は九五の君に正比して、君德を輔佐し上まつりて、下は天下億兆の群民の險みを渙散せしむ、渙ニ其群一の象、丘は艮の象、夷は平常の義にして巽の象、思は坎の象、有は艮の象、匪は艮の象、又渙

【音】奔、博昆切、奔也走之迅也、趨事恐後曰奔、机、居履切、几同、案也、人所凭坐承物者也、

【釋】机とは、巽の卦の畫象にして、即ち九五の爻を指せり、九二は今渙の時に當つて、剛中の才有りといへども、坎の險みの主たるを以て、其身に險み有るの者たり、又九五は剛健中正にして、巽の風の一體に在つて、九二の應位の爻たり、これ能く九二の險みを散ずるに堪へたるの者たり、さて其九五を呼で机と云ふとは、机とは人の倚り依て身を安んずる所の者たり、然らば九二の坎の險みの主爻たる所の者の、當に倚り庇んで險みを散じ、身を安んずべき所の者は、九五の机なりと云の喩へたり、殊に其險みを渙散するの道は、少しにても迅かなるを以て善とす、故に渙奔其机と云、奔とは、走ることの殊に疾きを云へり、これ九二をして、迅かに九五に應じ往くべきことを敎へ示し玉へるなり、九五に倚り庇む時には、其險み必ず脱することなれば、悔亡と云へり、悔とは、身に險み有るを云、亡ぶとは險みの渙散するを云、

【象】渙は卦名の象、机とは巽の畫象、奔は震の象、悔は坎の象、亡は坎變じて坤の无となるの象、

【爻傳】渙、奔其机、得願也、

【釋】九二は剛中の才あれども、我身坎の險みの主爻たれば、其身に徑ちに險み有るの者たり、故に其應の位たる所の九五剛健中正の爻に倚り頼んで、其難みを散じ、其身心を安んずることを得る者は、これ其願ひ望む所の極たり、故に得願也と云、

【象】得願とは、九二九五に應じて、己躬の險みを渙すの象、又願は震の象、得は坎と艮との象、

六三、渙其躬、无悔、

【釋】渙の時に當つて、六三は陰柔にして內卦坎の險みの極に居れり、これ險みの躬に在るの者たり、然れども幸に六四巽の風の主爻とは、比の位たり、故に其險みを渙散してもらふの象たり、固より三も四も共に陰柔の爻たれば、相比せざると通例たりとはいへども、今渙散の時にして、六三は坎の水の一體の爻、六四は巽の風の主爻たり、是を以て四の風より、三の躬に在る所の坎の水の險みを吹渙すの義あるを以て、兩柔相比するの例とす、これ其應と比とは異なれども、初六の六四に渙散せらるゝと、其義は同じきな

六陰柔不才にして、坎の險みの底に居れり、これ身に險みの切なる者とす、然れども陰柔不才たるを以て、自ら險みを脫することを得ず、幸ひには六四巽の風の主爻なる者と應の位たるなり、かの六四は、能く坎の險みを渙散することを爲す者たれば、速に往て其險みを散らさんことを乞ひ求むべきなり、さらば六四必ずよく汝の險みを散すべしと云の義を、用拯馬壯吉と云、馬壯んなるとは、これ速に往くべしと云の義を、譬へ誨へ玉ふなり、

○按ずるに常例にては、此卦初も四も共に陰爻たることなれば、これ應ずべからざることなり、然れども此卦は全體渙散の義にして、巽の風を以て坎の水を吹き散すの象たるを以て、初の坎の水の一體と、四の巽の風の主爻と應の位たるを以て相應じ相助くるとすることにして、これを兩柔相應ずるの一例とす、

【象】用は震の象、拯は、險みを散すの義にして卦名の渙と云よりの轉象、又震の象、馬は坎の象、又馬壯は、說卦に、坎於馬也爲亟心の象、又初と四相應ずるの象、

○按ずるに此初六の辭の義、馬に乘と有べき所なれども、馬に乘ると云は、震の象たり、尤卦中に震の象は有れども、其震の卦は初六の爻の上に在ること故に馬に乘ると云ことを得ざるなり、故に坎に馬の象を取りたる者なり、初は坎の一體の中に在るを以てなり、これは明夷の六二の爻に、用拯馬壯吉と云へると、同辭同象同義たることなり、互見すべし、

【爻傳】初六之吉、順也、

【釋】初六は陰柔不才にして、且つ坎の險みの底に在て、我身に險みの必至たるの者たり、然れども柔弱にして躬親から其險みを脫するの才力無し、幸に初六は、六四の巽の風の主爻にして、よく坎の水の險みを散らす所の成卦の主爻と、應の位たるを以て、一に六四に順ひ從ふ時には、自然に其險みを解脫することを得んと云の義を、順なれよとなりと釋し玉へり、

【象】順は初六陰柔たれば、六四に順從するの象、又巽の從順の象、

九二、渙奔其机、悔亡、

禮祭統曰、凡治人之道、莫急於禮、禮有五經、莫重於祭、夫祭者非物自外至者也、自中出生於心者也、心怵而奉之以禮、是故唯賢者能盡祭之義、賢者之祭也、必受其福、非世所謂福也、福者備也、備者百順之名也、無所不順者之謂備、言內盡於己、而外順於道也、忠臣以事其君、孝子以事其親、其本一也、上則順於鬼神、外則順於君長、內則以孝於親、如此之謂備、

又曰、天子親耕於南郊、以共齊盛、王后蠶於北郊、以共純服、諸侯耕於東郊、亦以共齊盛、夫人蠶於北郊、以共冕服、天子諸侯非莫耕也、王后夫人非莫蠶也、身致其誠信、誠信之謂盡、盡之謂敬、敬盡然後、可以事神明、此祭之道也、

又曰、夫祭之爲物大矣、其興物備矣、順以備者也、其教之本與、是故君子之教也、外則教之以尊其君長、內則教之以孝於其親、是故明君在上、則諸臣服從、崇事宗廟社稷、則子孫順孝、盡其道、端其義、而教生焉、これらの諸語の義、以て此大象の旨をも發しつべきなり、

【象】風は巽の象、水は坎の象、行は震の象、先王は九二祭主たるの象、帝は上帝の義にして、九五の象、享は中卦の頤を飲食の道とす、これを進め献するの象、又坎の象、又震の象、立廟は艮を廟とし、震を建つるとするの合象、又全卦の艮の大廟中に、九二一陽の神を安置するの象、

初六、用拯馬壯吉、

【音】拯、蒸上聲、救也、助也、

【釋】此卦全體の義は渙散するの象にして、六爻共に渙散の義たれども、猶細かにこれを分ち論ずる時には、下卦の三爻は、坎の水の體にして、巽の風に吹き渙らさるゝの者とし、上卦三爻は、巽の風の體にして、坎の水を吹き散らすの者なりとす、然りといへども、巽の卦が坎の卦を渙散と云義には非ず、これ巽を風とし坎を水とす、これ巽の風が坎の水を吹き渙らすの義たり、又坎を冬とし、水とし冰りとし、巽を春とし、風とす、嚴寒凜冽肅殺の極、水も凝凍て流れざるの殺威たりし所を、春風の發し生じて、冰も解けて溫融に至ると云の義より轉じて、坎の險みを解釋渙散するの義とせるなり、さて今渙散の時に當つて、初

上下を貫くを以て、上の亨の字の義も、下の利貞の字の義も、此中の一字の中に具へ釋し玉へるの徴旨たり、能く玩味すべし、

【象】王は九五君位の象、中は九五剛健中正の象、

利レ渉ニ大-川一、乘レ木有レ功也、

【音】木、莫卜切、入屋沐、植物之一、東方之行、篆作木、从レ屮、下象ニ其根一、屮者、木始甲拆也、萬物始ニ于微一、故从レ屮下有レ根、木屬ニ少陽一、其性上升、枝旁引一尺、下根亦引一尺、故於レ文上下均也、

【釋】此卦巽の木、坎の水の上に泛べるの象有るを以て、大川を渉るには、必ず船筏を用るに非れば能はざることとなる故に、乘レ木有レ功也と云、功とは大川を渉り了せて岸に登れるの義にして、これ即ち事功の成れるに喩へたるなり、

【象】乘レ木は巽の木、坎の水の上に泛ぶの象、木は巽の象、乘は震の象、功は震の象、有は艮の象、

【大象】風行ニ水-上一、渙、先-王以亨ニ于帝一立レ廟、

【音】亨、上聲、献也、祭祀也、

【釋】風は巽の象にして、巽は春とす、これ春風なり、水は坎の象にして、坎は冬とし冰りとす、これ嚴冬の冰凍たり、それ嚴冬の凛冽たる冰凍も、春風の温煖の氣を得て冰解け水流れて、波の文を爲すことを、風行ニ水上一とは曰はへることとなり、これ乃ち此卦を渙と名くる所以にして、此大象は卦名の渙散の義に由つて敎へを垂れ玉へるなり、今此卦名の渙散せんとする所の神靈を亨祭りて、これを聚め止めて以て廟を立て、これを安置すること、これ先王の鬼神に孝の祀りを爲し玉へるの道たり、故に君子たらん者は、其渙散せんとするの神靈を祭り聚めて廟を立て、これを安置し上つるべしと云の敎へたり、且つそれ王者の事業たるや、一日二日に萬幾なりとはいへども、其究竟の要旨は、宗廟を禮る所の、神主たらせ玉ふより大なるは莫きなり、

書咸有一德曰、嗚乎天難レ諶、命靡レ常、常ニ厥德一保ニ厥位一、厥德靡レ常九有以亡、夏王弗レ克レ庸レ德、慢レ神虐レ民、皇天弗レ保、監ニ于萬邦一啓ニ迪有命一、眷ニ求一德一俾レ作ニ神主一、

【彖傳】渙、亨、剛來而不窮、柔得位乎外而上同、

【釈】此傳は、天地否の交代生卦法を說き起して、以て彖の辭の亨ると云の字の義と、及び卦名の義とを併せ釈し玉へるなり、剛來ると云は、生卦否の時には、天地閉塞して通せざりしに、今九四の一陽爻來つて內卦坎の主爻となれり、これ乃ち天氣の下降するの義にして、今渙の時の九二の大臣たり、これ九五の君と同德相應じて、天下の艱難を渙散す、これ九二剛中の作用窮まり盡ること有ること莫しと云の義たり、又、柔得位乎外而上同とは、之も否の六二升り往て、六四宰相の位を外に得て、柔正の德を以て、九五の君と陰陽相比して、君上を輔佐し上まつりて、天下の艱難を渙散することなり、上に同すと云は、六四と九五と、陰陽相正比して、和同するを云、外とは外卦を云、上とは、九五君位の爻を指せり、それ否の卦の象は、天地否塞し、君臣上下相通せざりしに、今渙の卦と交代しては、九二の大臣は九五の君と同德相應じ、六四の宰臣は九五の君と陰陽相正しく比して、此二四の兩大臣力を合し志を同しくして、共に朝野の險難を渙散す、これ此卦を渙と名くる所以にして、乃ち彖の辭に亨ると云へる所以なりと云の解釈たり、

【象】剛來は交代生卦九二の象、不窮は九二剛中の象、柔得位乎外とは、交代生卦六四柔正の象、上同は、六四と九五と、陰陽正しく比するの象、

王假有廟、王乃在中也、

【釈】王とは九五の君上の爻を云、それ君上の大負任大職守にして、殊に珍重保護あらせらるべき所の者は、宗廟より重きは莫し、故にこれを有廟と稱し上まつることとは、これ有持し保重すべきの至極たりと云の意なり、然るに今此九五の君は、九二剛中の大臣とは、同德を以て相正しく應じ、六四柔正の大臣とは、陰陽正しく比して、此兩大臣に內外の政を委ね任じ玉ひ、天下の億兆の艱難を渙散せしめ玉ひて、九五の君は、垂拱至治の德盛んにして、能く宗廟社稷を有持して安泰ならしめ玉ふとは、是全く九五の君の剛健中正の至德に由れることなりと云の義を、王乃在中也と釈し玉へり、此中の字は、其德其力甚だ至大にして、

涖レ官不レ敬非レ孝、朋友不レ信非レ孝、戰陣無レ勇非レ孝、五者不レ遂、烖及二於親一、敢不レ敬乎、

さて其孝の道の高く盛んなることは、鬼神に孝なるを以て至極とす、

論語、愼レ終追レ遠、民德歸レ厚矣、

又、禹吾無二間然一矣、菲二飮食一、而致二孝乎鬼神一と云へり、

それ鬼神の德たるや、至れる誠と、至れる敬ひとを以て祭禮する時には、則ち聚まつてこれを享くるなり、又祭ること誠敬ならざる時には、則ち散じて聚まらざる者なりとす、故に既濟の九五には、東隣りにて牛を殺すは、西隣の禴き祭なれども、實あつて其福を受くるには如かずと云へる、これなり、是を以て聖人其祭りして能く聚めたる時には、これを散さざらしむる所の道を訓へ務めしめ、又已に散ぜんとする時には、これを齋き祭りて聚まらしめんことを主として敎へ玉へり、これ乃ち孝子孝孫の宜しく思ひを盡すべき所の要道たればなり、是故に王者は、渙の時に當りては、其已に渙散せんとする所の祖考の神靈をば、これを祭祀て咸格來臨せしめんことを急務とし、要道とすることなり、それ君上能く孝を鬼神に致すには、民其德化に服して、自ら相聚るなり、故に王假二有廟一と云、有廟とは猶大廟と曰が如し、有の字には、尊尙の義と、且つ聚れる所の神靈を安鎭し有つて、散せしめざるとの、敎と戒めとの意を兼せ具へたるの義なり、これ學者の深く省りみ察しつべきことなり、

涉二大川一とは、これ古傳の繇辭にして、別象別義たり、それ江海の險難を涉らんことは、船筏に如くは無し、此卦坎の水の上に巽の木を泛べたるの象有り、是を以て利レ涉二大川一と云、これは象を主として係け玉へるの辭なり、故に彖傳には、徑ちに乘レ木有レ功也と象に就て釋し玉へり、さて渙散の道も大川を涉るの道も、共にこれ貞正からん事を欲するなり、もし渙らすこと正しからざる時には、禍ひを起し、害を生ずることなり、又險難を涉ることも、正しからざる時には、忽ち身命共に有ち難きなり、故に利レ貞と云、利貞の戒めは、全卦に係れるの辭なり、

【象】王は九五の象、有廟は艮の象、亨は震の象、假は震の象、又王假二有廟一は九五剛健中正の象、大川は坎の象、利レ涉は巽の木、坎の水の上に泛べるの象、又震の象、利も貞も震の象、

風に温散消釋するの象有り、故に渙と名けらる、又交代生卦法有り、本は天地否より來れりとす、其否の九四來つて、二に居りて、坎の水の主爻となれり、又六二は往て四に居りて、巽の風の主爻と爲れり、固より否の卦象は、陰陽交はらずして、其氣塞がりて通ぜざるの義なり、今九四來つて二に居る時には天氣降つて坎の雨と爲れるなり、又六二の往て四に居れるは、乃ち地氣の升つて巽の風となれるなり、それ天地の氣の塞がれる時には、必ず風雨を以てこれを渙散せしむること、亦猶雷雨を以て屯鬱の氣を解くが如きなり、故に渙と名け玉へり、又生卦法を取つて、これを人事に推して、國家の政教の道を說く時には、先づ否の卦の象をば、國家道無くして、閉塞擾亂の時と云ふべし、然るに九二の來れるは、臣の位に居りて、剛中の才德を以て、九五の剛中の君を、同德を以て相應じ輔くるなり、又六四の往くは、即ち執政大臣の位に居りて、柔正の德を得て、九五の君とは陰陽正しく比し親しみて、以てよく輔佐し上まつるなり、これ乃ち二と四との兩つの柱石の大臣、共に力を合せて、國家の否塞せるを開き通じ、昏亂を消散するの義なりとす、これ此卦を渙と名けらるゝの義なり、彖傳に、剛來而不ㇾ窮、柔得二位乎外一而上同と云、これなり、

渙、亨、王假二有廟一、利ㇾ涉二大川一、利ㇾ貞、

【音】廟、苗去聲、廟之爲ㇾ言、貌也、先祖形貌所ㇾ在也、假、音賈、至也、

【訂】通本、假譌作ㇾ假、今訂正、

【釋】凡そ天下の事物、否塞して艱澁する所有るに當つては、必ずこれを渙散せずんばあるべからざることなり、其渙散せるの時を以て、乃ち亨れるの義とす、否の交代生卦法、即ち其亨るの象義たり、故に彖傳にては、卦名の義と、亨るの字の義とを、倂せて共に生卦法を以て釋し玉ひつるなり、固より王道の興廢すると云ことは、これ全く人民に因れることなり、民は國の本たるを以てなり、蓋し民の心聚まる時には、其國こゝに興り、民の情散ずる時には、其國こゝに廢す、是故に其民をして聚まらしめ、其民の心をして化し服せしむるの道は、孝より先きなるは莫きなり、

禮祭義曰、曾子曰、居處不ㇾ莊非ㇾ孝、事ㇾ君不ㇾ忠非ㇾ孝、

爻の本位にしては、勞レ謙君子有レ終吉と云ひ、又六五と上六との爻に至つては、九三の爻を內卦の極に上つて、君の許に朝覲せざる所の、不庭不順の叛臣なりとして、これを征伐して利しからざること無しと云へるの例の如し、これも亦易中の一例にして、知らずはあるべからざることなり、

且つ此上六の引て兌ぶと、六三の來たし兌ばさんとすると、共に內外の兌の主爻たれども、其義は異なる所有ることなり、蓋し上六は、成卦の主爻たるを以ての義たり、其上六を成卦の主爻と指し定むることは、口傳たり、

【象】引兌は、上六卦の極に在て成卦の主たるの象、

【爻傳】上六、引兌、未レ光也、

【釋】上六は和し悅ぶの卦の至極所に在つて、成卦の主爻たり、且つ柔正にして自己先づ兌ぶの至極たるを以て、人をして亦其和悅に感じ聚まらしむ、これ其德も亦小なりとすることを得ざるの者たり、然れども上六陰柔にして不中たるを以て、其兌ぶ所の邪なるや、正なるやを知るべからざることなり、こゝを以て、其德未レ光と云の意を、未レ光也と釋し玉へり、此未の字は、下し得て斤量有り、これは上六の爻、宜しく正しき道、正しき義を兌び引くべしと云の、大敎戒の勸進の意を罩られたるなり、

【象】未レ光は兌將に乾と變ぜんとして、いまだ變ぜざるの象、

【渙】䷺〔坎下巽上〕

【音】渙、呼貫切、離散也、消釋也、詳見二善工利器一、

【釋】此卦內卦の坎を水とし、外卦の巽を風とす、これ風の水の上を行くの象有り、それ風の水上を行く時には、必ず水を吹き渙すの義有り、故に此卦を渙と名け玉へり、又坎を險みとし、巽を從ふとす、內卦は我にして、外卦は彼なりとす、これ我は坎の險みにして、彼は巽の從ふなり、それ我に險み有て、彼從ふと云ことは、これ我が險みを彼が散ずるの義たり、これも亦渙と名くるの義なり、又坎を水とし冬とし、冰りとし、巽を春とし風とす、これ嚴寒の冰凍りて、春の

り、故に九五の爻愈上六が巧言佞媚を甘んじて、これを悅び食ふ時には、必ず其甘き毒に中てらるゝの害有り、切にこれを拒み防ぐべしと云の敎へ戒めたり、故に孚于剝有厲と云、

【象】孚于剝とは、九五の上六に比するの象、又剝は陰爻の象、孚は離の象、有厲は意象、

【爻傳】孚于剝、位正當也、

【釋】凡そ陰の陽を愛し兌こび、陽の陰を愛し兌ぶことは、これ天地陰陽卦爻奇偶の定まれる所の情たり、今九五は陽剛たる所に、其正應の位たる九二は、同じ陽剛たるを以て相應ぜざるなり、又其正比の位の九四も亦同じ陽剛たるを以て、比し親しみ難し、是を以て一卦の中にして、惟此上六の陰爻のみ九五の君に比し親しめり、これ九五の情のこれを兌こばざることを得ざるの者にして、實に九五の剝に孚有ると云の疑ひの起る所以たり、固より九五は陽剛にして陽の位に居れり、又上六は陰柔にして陰の位に居れり、而して共に各應有ること無し、これ比の位の正當なる者たり、故に位正當也と釋し玉へり、蓋し此爻は陰陽の比位正當なるを以て、剝に孚有るの凶を生ずると云の義なり、これ大壯の六五の傳の、位不當也と云と反對の義なり、大壯は、位不當を以て吉とし、此爻は、位正當なるを以て凶とせるなり、これも亦一例たり、

【象】位正當は、九五と上六と、陰陽の比位正當なるの象、

上六、引兌、

【釋】此爻は兌ぶの主爻成卦の主爻にして、兌ぶの卦の極に在つて、我兌ぶの至極なるを以て、之を引くが故に、人も亦其兌ぶに感じて來り聚まり兌ぶなり、故に引て兌ぶと云、然れども其兌ぶ所の邪と正とに由つて、其吉凶を異にすることなり、故に吉凶の辭は係け玉はざることなり、

○按ずるに此爻の義、九五の爻にては、上六の爻を指して、巧言便口を以て佞媚を薦めて、君の德を剝する所の小人として辭を係け玉へり、今上六の本位に至りては、兌の卦極の義を主として、兌ぶの至極なりと觀玉ふことなり、これは地山蹇の九三の

し、故に安寧なることを得ざることなり、これを商兌未寧と云、さて疾と云は、人の身を苦しましむるの義にして、六三兌口の主爻を指して云へり、今九四の兌びを商る所二途有りとはいへども其六三に比し兌ぶは私なり、情欲なり、又九五に比し兌ぶは、公なり、正義なり、それ忠臣の義節、宜しく私の情欲を棄て去て、公の道の正義に從事すべきことなり、譬へば九四の六三を愛し比し親しむことは、疾の身に汚染が如し、これ九四をして遂に道を失なはしむるの者たればなり、此時に當つては、九四須らく己が陽剛の德を以て、操節を堅確して、六三の巧言便口の私の比爻を絶し離して、一に九五の君上に從ひ兌ぶ時には、必ず喜び有るべし、これ猶身の疾の愈えて、喜び有るが如し、故に介疾有喜と云、疾と喜とは、これ互文省略法にして、疾有て憂へ、疾愈えて喜ぶと云の義を、互ひに省きたるの文法たり、

【象】商は正秋の音にして兌の象、禮の月令に三秋の月、其音は商と見ゆ、又九四の爻、九五と六三とを商量するの象、兌は卦名の象、未寧は五と三との商るの意象、介は九四陽剛の象、又離の象、又兌を義とするの象、又九四が三と五との間に介まるの象、疾は巽の象、又坎の象、又六三、九四に私比するの象、喜は兌の象、

【爻傳】九四之喜、有慶也、

【釋】九四が六三の陰邪巧言の私の比爻を絶し去て、九五の陽剛に和し兌ぶ時には、これ大なる慶幸有るべしとなり、故に有慶也と釋し玉へり、

九五、孚于剝有厲、

【釋】先づ剝と云ことは、陰邪なるものゝ陽正なる者を削り落すの名義にして、此にては上六の陰柔を指せり、固より九五は君の位に在つて、剛健中正の德有りとはいへども又上六と密比せり、其上六は、陰柔不中の爻にして、全卦の極に蟠かまりて、兌口の主たれば、これ巧言便口を以て說び干し求めんとするの者たり、これ九五の德を輔くるの者に非ず、然るに九五は、これと陰陽密比して親しみ昵べり、これ必ず、其上六の陰柔の爲に、九五の德を剝し盡されんこと必せり、今陰陽相比する所の爻の情を以て觀る時には、九五の爻、上六に親しみ比し昵ぶに、孚有るの嫌ひ有

るゝが、即ち吉たるの所以なりと云の義を、信志也と云、志とは九二の臣の無二忠信の志にして、信ぜらるとは、九五の君に信ぜらるゝを云、

【象】志は離の象、信は九二剛中の象、又離の象、

六三、來兌、凶、

【釋】六三は、陰柔にして不中不正たり、固より兌の悦ぶの主爻にして、又兌口の主たり、是を以て巧言便口を以て兌びを來さんとを謀るの者なりとす、固より其身には正應無きを以て、右と左とに九二と九四との二陽剛有るを以て、此二陽剛に相密比して以て、二と四との、己を悦び來らんとを求め謀れり、これ兌びの正しからざるの者たれば、其凶たるを必然たり、故に來兌凶と云、

【象】來は、六三兌の主爻、九二と九四とに比して、これが悦びて來らんことを欲するの象、兌は、卦名の象、

【爻傳】來兌之凶、位不當也、

【釋】六三陰柔不中不正にして、內卦兌口の主たり、其身は正應無きを以て、上下に在る所の二陽爻に私に比して、巧言令色を以て、これらを來し兌ばさんとす、これを以て凶に至れり、其本は其位當らずして、貞操堅固ならざるに由ることなりと云の義を、位不當也と釋し玉へり、位不當とは不中不正の義なり、

九四、商兌未寧、介疾有喜、

【音】商、音觴、度也、商量裁制之謂也、

【釋】介と云は、節操堅固の義にして、豫の六二の辭に、介于石と云へるの介と同じ、それ九四は、六三と九五との中間に在り、五は君の位たれども、同じ陽爻たるを以て比せざるなり、又六三は、陰爻たるを以て、九四とは其情兌び比することとなり、さて九四の爻の兌ぶと云所の者に二途有るなり、情を以て云ふ時には、六三の陰柔にして好言甘語を以て、諂らひ媚るの主爻に比することを兌べり、又道を以て說く時には、九五の君の剛健の主爻に正しく比し上まつるべきことなり、今九四の意には、忠信なり、賢良なりと云の美き譽れも來したく、又情欲の好みも快よく果したし、是を以て其志兩端を持して、模稜して一定し難

【象】和は兌の象、又初九をして九四に應ぜしむるの意象、說ぶは兌の象、

【爻傳】和兌之吉、行未疑也、

【音】未、不同、

【釋】今和して兌ぶの時に當つて、初九は陽剛にして正を得たり、然れども其應の位の九四の爻も、亦共に陽剛たるを以て、相應ぜざることとなり、是を以て初九直ちに吉を得ること難しとす、蓋し此時に當つては初九、一によく和兌の時の義を主張して、和し兌ぶ柔順の道を行ふて疑がはざる時には、九四終に同德相應じ相感じて、其事成り遂ぐべしと云の義を、行未疑也と釋し玉へり、凡そ天下のこと、殆んど成らんとして、成らざる所の者は、多くは疑ひ有るより起ることとなり、兵書にも三軍の害は狐疑最大なりと云へるも、これらの意味なり、

【象】行は初九陽剛の象、未疑とは初九剛正を得たるの象、又離の文明の象、

九二、孚兌吉、悔亡、

【釋】先づ二は臣の定位なり、五は、君の定位なり、即ち應の位とす、固より九二は、剛中の才有りといへども、九五の君の爻も、亦陽剛にして和し應ぜざるを以て、九二遂に六三に比せるなり、其六三は兌口の主にして、巧言令色を以て悅ばしめんと求むる所の者たり、こゝに九二の爻、己が宜しく應じ上まつるべき所の九五を舍て、卻つて巧言令色の媚を献ずる所の六三に比し悅ぶ時にはこれ悔有ること必然たり、故に此時に臨んでは、九二能く臣たるの道を守り、其君たる所の九五に專一に忠誠を盡して、和し應じ上まつる時には、則ち吉たることを失なはざるなり、故に孚兌吉、悔亡と云、

【象】孚は、九二剛中の象、又離の象、兌は卦名の象、又孚兌は九二六三の私の比爻を絕離して、九五に應じ和し上まつるべしと云の意象、

【爻傳】孚兌之吉、信志（孚九五）也、

【釋】九二の吉を得ると云の所以の者は其比し易き所の六三を能く絕離して、九五の君に無二の忠信を盡し、正しく應じ上まつるが故に、九五の君終に九二の臣の忠誠を信じ玉ふが故なり、其九五の君に信せら

人位に在るの象、又人は兌の象、應は兌の口の象、說以先ㇾ民は、內卦の兌の象、又說は兌の象、民は兌の卑賤の象、先んずるは下卦の兌の象、民忘二其勞一は外卦の兌の象、又勞は中卦似體の坎の象、忘は重坎の象、說以犯ㇾ難は內卦の兌の象、又難は坎の象、民忘二其死一は外卦の兌の象、又死は兌の毀折の象、民勸とは內外重兌の和悅の象、

【大象】麗澤、兌、君子以朋友講習、

【音】麗、郎計切、附著也、連也、兩也、澤（校者云、澤原本作ㇾ滜）、澤本字、水之鍾也、水草交厝曰ㇾ澤、朋、步崩切、匹也、類也、友、音有、同志爲ㇾ友、又凡氣類合同者、皆曰ㇾ友、從ㇾサ從ㇾ又、サ又手相助之義、會意、講、古項切、討論也、解釋也、習、復習之義、

【釋】兌を口舌とし人とす、此卦重兌なれば、これ二人相對して、各口舌を以て討論講習するの象有り、麗とは、兩の義にして、即ち二人相對するを云、兌とは、朋友切磋して、其道の上達を悅ぶの義なり、故に君子宜しく此卦の象を觀て以て、朋友同志、講習討論して、其文德を切磋すべしと云の敎へ諭したり、

【象】朋友は兌を人とす、重兌は二人相會するの義にして、これ朋友の象、講習は兌を口とし、言とするの象、又麗澤は重兌の象、君子は兌を人とするの象、

初九、和兌、吉、

【音】和、戶戈切、順也、諧也、不ㇾ堅不ㇾ柔、發而中ㇾ節曰ㇾ和、從ㇾ禾、從ㇾ口、剛柔調適之義、會意、

【釋】今和兌之時に當つて、初九は正を得たり、これ剛正にして爲ることと有るの爻とす、然れども其應の位たる所の九四も、亦同じ陽剛たるを以て相應ぜざるなり、是を以て上より助け引くこと有ること無しとす、是れ初九正を得たれども、和無きの者とす、故に縱ひ悅ぶ所の事有りといへども、人と共に相和して行ふに非ざる時には、其事遂げ成ることを得ること難きことなり、これ所謂、獨陽生せず、孤陰成らざるの義なり、是故に今初九の道は、一に能く其和兌の義を主として、務め行ふ時には、九四の爻も終には應の位たるを以て、同德を以て、兌び和して應ぜんことなり、而して後に事に臨む時には、其行ふ處吉たることを庶幾すべしと云の義を、和兌、吉なりと云へり、

云、説以犯レ難と云は、これ仁者の盛德なり大業なり、有レ殺レ身以成レ仁と云者これなり、民忘ニ其死一と云は、これ天人合一、效驗の影響たる者なり、これ第二重の深重の公案たり、

それ天下衆民の、其上に兌樂服順するや、其死をだに忘ると云に至つては、至れり盡せり、以て尙ふること有ること莫きの極たり、然りとはいへども、今此卦兌の柔順にして喜兌和樂の象たる所に、突然として湯武の革命干戈兵甲の義を説き出し玉ふことはと推し究むるに、蓋し兌は正秋の卦なり、秋は肅殺の時なり、况んや重兌の卦は其肅殺嚴律たること想像るべし、故にこれを革命の時とし玉ふの徵意たること知るべし、されども革は、其卦名直ちに變革の義たるを以て、其傳には湯武革命と直説し玉へるなり、今此兌の卦にては、改革變動の義無きを以て、湯武革命と云ことは説き玉はずして、其悅樂和順の本に就て、順レ天應レ人とのみ説せ玉へることとなり、これ乃ち聖人の徵旨にして、亦文章の伏脈法たり、若し此順レ天應レ人の句無き時には、下文の民忘ニ其勞一忘ニ其死一と云の句、承け接すること無くして突出となり、斷首文章となることなり、且つ秋を刑殺の時と云の徵は、

禮月令曰、孟秋之月、鷹乃祭レ鳥、用始行レ戮、

又曰、立秋之日、天子親帥ニ三公九卿諸侯大夫一以迎ニ秋於西郊一還反、賞ニ軍帥武人於朝一天子乃命ニ將帥一選レ士厲レ兵、簡ニ練桀俊一專ニ任有功一以征ニ不義一詰ニ誅暴慢一以明ニ好惡一順ニ彼遠方一是月也、命ニ有司一修ニ法制一繕ニ囹圄一具ニ桎梏一禁ニ止姦一愼ニ罪レ邪、務ニ搏執一命レ理瞻レ傷察レ創視レ折、審レ斷、決ニ獄訟一必端平、戮ニ有罪一嚴ニ斷刑一天地始肅、不レ可ニ以贏一、

又曰、仲秋之月、乃命ニ有司一申ニ嚴百刑一斬殺必當、

又曰、其有レ失レ時、行レ罪無レ疑、

又曰、殺氣浸盛、陽氣日衰、

又曰、季秋之月、乃趣ニ獄刑一毋レ留ニ有罪一、

これらの義を覽て以て、兌の西方肅殺の用刑の時たると云ことを徵しつべし、それ天下萬民の、其君德を兌ぶことの大なると云ふに至つては、天下を治めて猶遙かに餘り有ることとなり、故に説之大、民勸矣哉と讃歎して、以て結句し玉へるなり、

【象】順ニ乎天一とは、上六兌の主爻、至柔順にして天位に在るの象、應ニ乎人一とは、六三兌の主爻、和悅にして

を存して解釋す、後の聞ん人これを諒じ玉へ、
先づ革の彖傳に、天地革而四時成、湯武革命、順乎天而應乎人と云へり、革は、更革改變の卦たるを以て、此湯武の革命のことを說かせ玉へるなり、然りとはいへども、此革命と云こと、決して、容易なることに非ざれば、苟且に行ふべからざることは、已に革の彖傳にて、縷々解釋しつるが如し、さて其究竟の義は、順乎天而應乎人と云の七字に在ることなり、さて其七字の究まり極りたる所の精錬の旨は、一の兌こぶと云字に歸することなり、故に此兌の彖傳にして、其つく所の義に據つて順天應人の旨を說かせ玉へることなり、
凡そ其事其道、天下の人悉く皆これを悅び、これを樂むことぞならば、これを順天應人の徵と云べし、
書皐陶謨曰、天聰明自我民聰明、天明威、自我民明威、
大甲曰、惟天無親、克敬惟親、民罔常懷、懷于有仁、鬼神無常亨、亨于克誠、
大誓曰、天視自我民視、天聽自我民聽、
こゝに由てこれを觀れば、天の兌樂ことは、我民に自て兌樂ことと亦知りぬべし、是故に擧天下の人、悉く皆これを兌ぶと云に至ることは、これ順天應人の根本にして究竟の義たり、今此卦は、喜兌和樂の象義たるを以て、順天應人の本根に就て、敎へを建て玉へるなり、是故に此兌の卦は、和し悅ぶの義にして、順天應人の體たり、革の卦は、改革の義にして、順天應人の用たり、と知るべし、さて此れより以下の文は、其兌樂和順、順天應人に至るの道を敎へ示させ玉へるなり、先づ兌ぶと云は、これ神武不殺至仁の稱にして、已れ先づ天下の民を兌び愛す、これ至仁者の性情たり、而して後に天下の民これを兌び愛することとなり、故に說以先民、民忘其勞と云、說以先民とは、これ仁者の性情なり道なり、民忘其勞とは、これ仁術の報施なり化なり、此說の字と、忘の字と相對して、千萬斤の力量あるなり、これ第一重の公案たり、さて已れ先づ天下の民を兌び愛して、其民の爲に水火の中に入りて、艱難辛苦を犯して、天下の蒼生の、倒しまに縣けられ、塗炭の中に陷りぬるを濟ひ助くる時には、天下の民も亦これを悅び慕ふて、其死を忘るゝに至るの者たり、故に說以犯難、民忘其死と

の辭なり、
【象】亨は兌ぶの至りの義にして、重兌の象、利も貞も共に離の象、

【彖傳】兌、說也、

【音】說、音悦、下同、
【釋】此傳の兌は說なりとは、これ音義併せ釋し玉へるなり、言ふ心は卦名の兌は、音は說にして、其義は、說ぶと云の義なりとの釋なり、これ字釋音釋卦名を兼せ擧げ玉へるの傳なり、
【象】說は悦ぶの義にして、即ち卦名の象、

剛中而柔外、說以利貞、

【釋】これよりは彖の辭の釋なり、中を剛にすとは、九二と九五との兩つの爻の剛中なるを云、外を柔にすとは、六三と上六との、兩つの兌の主たる陰爻を云、さて此中の字は、讀て內外の內の字の如くにうちと訓むべし、且つ二五共に剛中を得たるが故に、中爻の中の義をも兼せ具へたると心得てよし、これ能く其道其事を心に悦び、且つ正しきの道に兌ぶべしと云の敎へ戒めにして、これ彖の辭の利貞の釋なり、
【象】剛中は九二九五の爻象、柔外は六三上六兩兌の主爻の象、說ぶは卦名の兌の象、

是以順乎天、而應乎人、說以先民、民忘其勞、說以犯難、民忘其死、說之大、民勸矣哉、

【音】說、音悦、先、去聲、難、去聲、勸去願劵、悦從獎勉也、
【釋】先づ是以と云の二字は、喜悦和樂するの極を指して云へるなり、さて上の文にして、已に彖の辭の利貞の釋は了れるなり、是以と云の以下は、亨ると云字の釋にして、これ喜悦和樂の至極たる所の作用を說て、汎く君子への垂戒勸化たり、これも亦一例たり、順乎天而應乎人と云の七字こそ、これ一大事の公案たり、

○按ずるに師にては頃年此七字をは、革の彖傳よりの錯複なりと云て、刪除せらると云、然れども、予はこれを刪除することを欲せざるが故に、これ

こと必然正當なりと云の義を、正平凶也と釋し玉へり、

【象】上窮は上九不中不正にして、巽從の卦の極に居るの象、正平凶とは意象、又正は離の象、凶は坎の險みの象、

【兌】䷹〔兌下兌上〕

【音】兌、弋雪切、説也、又見也、詳見善工利器

【釋】先づ兌の卦の象義たるや、一陰の主爻、二陽剛の上に在るなり、固より易の道は、陽を剛とし、尊しとし、陰を弱とし、賤しとす、今此卦一陰の卑賤微弱なるを以て、二陽の尊貴にして健やかにして剛きの上に上げらるゝ、これ大に悦ぶの所以たり、固よりこれは三畫八卦の象義たれども、三畫卦も、六畫卦も、其德性象義相同じきことなり、故に聖人、三畫卦も六畫卦も同名に命じ玉へるを以ても知るべきなり、

兌、亨、利貞、

【釋】兌は悦なり、凡そ天下の事、大小と無く、輕重と無く、悦ぶの位に至れば、其爲し行ふ所のこと、必ず進み遂げて、其功成らずと云こと無し、論語曰、知之者、不如好之者、好之者、不如樂之者、それ悦ぶと云は、樂しむと云の位に邇き者たり、故に兌亨と云、然りとはいへども、假令へ其道其事を心には悦ぶとも、いまだこれを躬に行はず事業の上に發はし出さゞる時には、其成功を得ること、必ずとすべからざるを以て、元に亨るとは係け玉はざることなり、これを巽の卦の小しく亨ると云に較ぶれば、稍勝れたりとすべし、蓋し巽も兌も、同じく小陰の卦たれども、巽は從ふなり、從ふとは、己を舍てゝ他に由るの言にして、これ己より進むことの專らならざるの義たり、又兌は自ら兌んで、衷心より進むの義たり、故に重巽の卦には少しく亨ると云、重兌の卦には、亨ると云の別有ることなり、固より兌の卦象の、悦ぶと云の道にも、邪と正との二途有ることなり、故に其正しき道に悦び由る時には、よく其身を修めて、以て國天下にも及ぼすべし、若し正しからざる道に悦び由る時には、身を滅して以て國天下をも喪ふべきなり、故に利貞と云、これ敎訓と勸戒とを兼せ示し玉へる

の義を、位正中也と釋し玉へり、位とは九五の君の位を云、正中とは、其德の道の至極處に的中せるを云、中は、去聲に讀むこと傳たり、

【象】位は九五君の位の象、正中とは九五剛健中正にして、九二とは同德を以て正しく相應じ、六四とは、陰陽正しく相比せるの象、

上九、巽在牀下、喪其資斧、貞凶、

【釋】上九は不中不正にして、巽諛の卦の極に在りて、君の左右に密侍せり、これ小人の、君の側らに諛ねり侍るの象たり、故に巽在牀下と云、さて全卦の象を以て說く時には、上卦の巽を牀とし、下卦の巽を從ふとす、又爻の象を以て說く時には、上九は九五の上に在り、然れども君上の上に居るべきと云の義有ること無し、是を以て君の左右に侍り仕ふる處の佞媚者とす、且つ重巽の象と、巽の卦の極の義とを兼せて、巽在牀下と云、資斧とは剛堅果斷あるの喩へにして、旅の九四にて釋せるに同じ、それ上九は本陽剛の才有りといへども、不中不正なるを以て、時の風俗に從ひ靡きて、足恭を專らとし、巽諛をことして、遂に己が陽剛の操を失ふて、自ら甘んじて小人の鄙態に效へるなり、故に喪其資斧と云、それ上九自己が天稟の陽剛の德を喪へるだに、已に甚しとす、況んや固執にして更めず、尚も巽諛佞媚を增長するに於ては、其凶たること大なるべし、故に貞凶と云、

【象】巽は卦名の象、牀は巽の象、又巽在牀下とは、上九不中正にして、君邊に近づくの義にして、重巽の象、資斧は陽剛の象、喪は不中不正の象、

【爻傳】巽在牀下、上窮也、喪其資斧、正乎凶也、

【釋】上九は、不中不正にして、巽從の卦の極に居れるを以て、己が天稟の陽剛の德を舍て、務めて巽諛佞媚の時の風俗を事とし、足恭して以て容納られんことを要む、これ所謂男子にして巾幗せるの者、孟子の云へる妾婦の道たるなり、これ爻に在つては陽剛の德を喪ひ、人にしては、丈夫の義を失へり、これ乃ち上に窮せるなり、上とは、巽諛の極と云の義なり、窮とは、窮迫窮途の窮に同じ、ゆきつまりたると云の義なり、上九此の如く男子の剛德を失ひし故に、其凶たる

盛んなるの時たれば、其弊風惡俗を一變改革するに非ずしては、天下の德敎風化、鮮かに新たには成り難し、これ須らく初めを愼み終りを揆つて、巽諛の弊風惡俗を、一變改革すべきなり、と云の義を、先レ庚三日、後レ庚三日と云へるなり、

○按ずるに、山風蠱の彖の辭に、先レ甲三日、後レ甲三日と云、それ蠱の卦は壞れ亂るゝの象なるを以て、其壞亂を治むるの義に就て、事を始むると云の方を諭し示し玉へり、今此卦は、巽從の義にして、卦に於ては敗壞の象は無しといへども、爻に於ては、巽諛の時に當つて、九五の君、もし此諛言佞語を甘んじ食ひ、巽從足恭を悅び好ませ玉ふ時には、忽ち敗壞生じ起ることとなり、故に先レ庚後レ庚の辭を係け玉ふて、其速かに變じ更むべきことを敎へ勸め玉へるなり、且つ此爻の辭と、山風蠱の彖の辭と似たる者は、此九五の爻變する時には、此卦忽ち山風蠱の卦象となることとなり、これ君の心、一たび巽諛を好んで變じ玉へば、忽ち壞れ亂るゝに至るの象義有り、然らば、これ須らく巽諛の佞風を變じ更むべく、必ず巽諛の佞風に變じ更ためらるべからずと云の、深重丁寧の警策たり、

【象】貞吉より終り有るに至るまでは、九五中正の象、庚は兌の金の象、三は巽木の生數の象、日は離の象、

【爻傳】九五之吉、位正中也、

【音】中は去聲なり、

【釋】今巽諛足恭の風俗盛んなるの時にして、九五の君の爻の辭に、終には吉なりと云へる所以の者は、先づ九五の君、剛健中正の德あらせらるるの上に、能く自ら省み察して、其德を明かに琢磨し玉ふ上に、九二剛中の在外の大臣とは、同德を以て相應じ玉へり、其九二の剛中の大臣は、史巫を用ひて巽諛の佞人を祓ふ所の忠臣たり、又六四の在朝の大臣とは、陰陽正しく比し玉へり、其六四の執政の大臣は、乃ち成卦の主として、田獲三品の賢大臣にして、よく朝廷に滿ち餘れる所の巽諛者を驅り逐ふ所の忠臣たり、此應爻比爻の兩大臣と共に相得て、巽諛邪佞の弊風を一新し玉ふて、吉に至らせ玉ふことは、これ全く九五の君の、道の至極なる所に正中なるを以ての故なりと云

り、六四は執政當職たるを以て、此佞邪の小人を驅り除くときには、賢正の道君子の風、自ら盛んに行なはるゝなり、これ乃ち六四の成功の莫大なる者たりと云の義を、有功也と釋し玉へり、

【象】有功とは、巽柔變じて乾剛となるの象、

九五、貞吉、悔亡、无不利、无初有終、先庚三日、丁後庚三日、癸吉、

【音】庚、古行切、十干之名、庚之言、更也、變革之義、先後、共去聲、

【釋】今頻巽の時にして、朝廷に在りと有る所の官人、咸く巽諛佞媚の風盛んに行はるゝが故に、日夜に浸潤として、君德を汚し暗まし上まつらんとす、これ九五の君上の大に悔有る所以たり、然りとはいへども、元來九五の君は、剛健中正の德在ますを以て、能く其德を明かにして、かの巽諛佞媚の徒を遠け放つ時には、其悔亡ぶるなり、故に貞吉悔亡、无不利と云、无始有終とは、これ悔亡ると云の義を、重ね釋し玉へるなり、言ふ心は九五の君といへども、其初めは巽從の甘き言を喜び好ませ玉ひし故に、宮中も朝廷も、悉くに皆諂諛巽從の風俗此の如く盛んにして、殆んど國家危く亂れんとするの幾、見はるゝに至れり、これ上の好む所は、下これより甚しき者有りと云へるものにして、楚王劍を好めば、國中悉く創傷を被ぶり、呉王細腰を好めば、宮中悉く餓死すと云、これなり、是を以て國天下の風俗の弊惡なると云とは、其君上と宰相との喜んで致し玉ふ所なりと云の責は、免かれ玉ふこと能はざることとなり、これ初めは悔を致せる所以なり、然るに九五の君上は、天稟賦性の剛健中正の德有るを以て、よくこれを省み察して、其佞諛諂媚の陰邪の小人を除き去て、陽正の君子を擧げ用ひて、政教風化を全くし玉ふ時には、これ終り有て、其悔忽ち亡ぶるなり、これ初め無くして悔有り、終り有て悔亡ぶると云の義なり、さて庚と云は、十干の一にして、庚は更なりと云て、事義物理の變じ革まるの義を云、其庚に先だつこと三日は、丁の日なり、丁とは、丁寧の義にして、其變革するの前を丁寧にせよとなり、又庚に後るゝこと三日とは、癸の日なり、癸とは、揆度の義にして、其變じ更めし後を、よく揆り度れよと云の義なり、今擧天下朝野ともに、巽諛の風俗

復の頻復は、過を改め善に遷る義とす、此爻の頻巽は、巽ひ從ふに流れて、足恭佞諛に至れるなり、これ乃ち吝とある所以なり、

【象】頻は重巽の象、巽は卦名の象、又頻巽は九三下卦巽の極に居つて、不中なるの象、吝は變體坎の象、

【爻傳】頻巽之吝、志窮也、

【釋】九三の爻、過剛不中の志より、今巽與の時に遇ふて、夙く人に容れられ、時に用ひられんと急ぐより、巽與に過ぎて阿諛佞媚の極にして、醜陋らるることを恥ぢず、賤辱めらるゝことを顧みず、實に心術鄙吝の窮極なりと云の義を、志窮すればなり、と釋し玉へり、

【象】志は離の象、窮は坎の象、又志窮は、九三下卦巽の極に居つて巽ひ從ふに過ぎて不中なるの象、

六四、悔亡、田獲三品、

【釋】今巽の巽ひ從ふの時に當つて、六四は執政宰相の位に居る、然るに巽諛面從の徒、衆多君の朝廷に群り參せり、六四は執政の任たれば、其責を辭すること能はざるなり、これ悔有るの所以たり、然りといへども、六四は巽の成卦の主にして、九五の君に陰陽正比し上まつるを以て、能く君に得られ上まつりて、其己が當任を克く務め、其職掌を恥しめずして、かの朝廷に盈ち溢るゝ所の巽諛面柔者を、獵り除けるが故に、悔亡ぶるなり、然るに其巽諛面柔を以て、媚を獻じ進むる者も、千差萬別にして一ならざること、猶禽獸の種々群り集まつて、田畠を荒し、百穀を害するが如し、故に又これを狩り獲ることも一二に非ざることなりと云の義を、田に獲三品と云、三とは多數の義にして、三品とは、佞諛者の種々に品類數多きを喩へしなり、

【象】田は離を網罟とするの象、三品は重巽の象、獲とは、佞諛者を逐ひ斥ぞけて功有るの象、

【爻傳】田獲三品、有功也、

【釋】六四は成卦の主にして、執政の大臣たり、今朝廷に在りと有る所の百官百司、時の風俗なるを以て巽從足恭を事とし、阿諛面柔を務めとす、これ日夜に君の聖德を賊害し、國の政教を廢滅せしむるの病根た

るることなり、故に用史巫紛若吉、无咎と云、
【象】巽ふは卦名の象、牀は巽の象、又上卦の巽を牀とし、下卦の巽を從ふとす、これ巽ふて牀の下に在るの象、史は離の象、巫は兌の象、紛若は重巽の象、

【爻傳】紛若之吉、得中也、

【釋】今擧天下、巽諛佞媚の時風たれば、君朝の內外に巽與阿諛の佞人等、紛紛として肩を比べ踵を履んで、苧麻をかき亂せるが如きの中に就て、九二の大臣、能くこれを明かに察して擇み別ち、其直なるは薦め擧げてこれを用ひ、其枉れるは、これを逐ひ斥くることを爲し得る者は、一に剛中の德有るを以てなりと云の義を、得中也と釋し玉へり、
【象】中は九二剛中の象、

九三、頻巽、吝、

【釋】頻と云は、頻數の義にして、これ再三再四勉强するの謂なり、それ九三は、爻に於ては過剛なれども、卦に於ては、下卦巽の極に居つて、巽從の至極の義とす、固より人たるの道、巽順の義も無くばあるべからずといへども、今再三再四に至つて、勉め勵んで、巽ひ從ふ者は、これ即ち阿諛の至り佞媚の極と云べし、苟も足恭佞諛を以て人に交はる時には、卑醜め恥辱めらるゝことを免るゝを得んや、これ君子の當に愼むべきの所なり、故に頻巽吝と云、
論語、公冶長篇、子曰、巧言令色足恭、左丘明恥之、丘亦恥之と云、これなり、
○按ずるに謙遜巽順は德の基なり、又足恭頻巽は德の賊なり、蓋し此巽順と頻巽との別は、猶儉約と吝嗇との別の如し、故に學者能く預て省察して、辨別し置くべきことなり、
易大傳曰、巽德之制也、
又曰、巽稱而隱、
又曰、巽以行權、
論語曰、法語之言、能無從乎、改之爲貴、巽與之言、能無說乎、繹之爲貴、說而不繹、從而不改、吾末如之何也已矣、
これらの諸語の義等をもよく玩味すべし、
又按ずるに、復の六三に頻復と云へる者と、此爻の辭と相似たるが如くにして、其義は相反せり、蓋し

【爻傳】進退、志疑也利武人之貞、志治定也、

【釋】巽は進退共に果さゞるの義なり、故に志疑也と、釋し玉へり、今初六の爻に敎へ勸めて、武人の堅固決定心に效ひ則とる時は、吉なりと云の義を、志治まれよと也と釋し玉へり、志治とは、志治定せよと云の敎へたり、

【象】志は離の象、疑は巽の象、又初六陰柔不中正の象、治は乾離の象、

九二、巽在牀下、用史巫紛若吉、无咎、

【音】牀、仕莊切、牀平聲、人所坐臥曰牀、所以安身者也、國音宜與莊霜同呼、如昌章呼者謬、史、上止使、掌卜筮之官、巫、平虞無、祝也、掌祓禳者、

【釋】今巽ひ從ふの時なるを以て、天下の人悉く皆巽ひ諛ふて、以て容れられんことを求む、是を以て、凡そ百官百司、朝廷に在り宮中に在る所の官人、一人として巽ひ諛ふを以て風俗と爲さゞる者無し、故に巽在牀下と云、これは上卦の巽を牀とし、下卦の巽を從ふとするの義にして、象に卽て辭を係け玉へるの例なり、さて此爻の辭の義は、九二剛中の臣が巽ひ諛ふて牀の下に在りと云には非ず、これは今巽の諛らひ從ふの時の風俗なるを以て、君の側らに仕へ侍るの人、悉く皆巽與阿諛の者に非ざること無きと云の義を、見はし演させ玉へるなり、史と云は卜筮を掌るの官にして、これ明察たるの義に喩へ玉へり、巫と云は、祓禳を掌る者にして、これ史の明察を以て、君の側らの勤仕の者の賢愚を分ち、佞直を明かに察し、巫の祓禳するが如く、佞諛の邪陰の者を逐ひ斥くるの義に喩へしなり、紛若とは、紛紜として數多く衆多なるの義を云、それ九二の爻は、臣の定位に在て、剛中の才德を以て、九五中正の君と、同德を以て相應せり、固より九二は、在下の大臣にして、其君の朝廷に巽與面諛を風として、君の德を賊害、國家を蠹蝕所の小人佞人等を能く明かに察し擇び、これを逐ひ斥ぞくべきこと其任なり、職なり、設し然らずして因循に打ち過ぐる時には、九二も共に時を逐ひ俗に隨ふ所の巽諛者にして、不忠不義の姦賊たるの咎を免れざ

得たるを以てなり、と云の義を説き諭して、卦名の字義を釋し玉へるなり、

【象】柔は初六と六四との象、剛は九二と九五との象、又柔皆巽乎剛とは、初六は九二に比し巽ひ、六四は九五に比し巽がへるの象、

【大象】隨風、巽、君子以申命行事、

【音】申、平眞伸、伸也、致也、

【釋】巽を從ふとす、從とは隨なり、又巽を風とす、故に隨風とは從風と云と同じ、これ重巽の二卦の大象を呼び玉へるなり、申とは、伸ると云と同じくして、君命を伸べ告げ行ふことなり、巽は倒兌にして、上の巽は君の命令し玉ふなり、下の巽は臣承けてこれを天下に命し行ふの義にして、君令し臣行ふことは、これ君臣の大義國家の紀綱たり、

【象】隨は從ふの義にして下の巽の象、風は上の巽の象、命は君命にして、上の巽の象、申るは臣承けてこれを申べ行ふの義にして下の巽の象、又兌の口の象、行事は離の至順にして文明なるの象、

初六、進退、利武人之貞、

【音】貞、貞固堅確而兼貞正貞常之義也、

【釋】此卦は全體巽從の義たるが故に、六爻ともに巽ひ從ふの時に居れるの者なりとす、且つ初六は、陰柔不中正にして、巽の主たり、故に其志し定まらずして進まんことを欲し、又退かんことをも欲するなり、又巽を進退すとし、果さずとす、故に進まんとし退かんとすと云、それ人、決定の志し無きこと此の如くぞならば、萬般のこと遂げ成ると云こと有ること無し、故にこれを敎へ勸めて、先づ其志を定むること剛強堅固にして、武人の貞固堅確たるが如くするぞならば、其巽柔惰弱の過失を補ひ助くべきと云の義を、利武人之貞と云、

○按ずるに、此卦諸爻共に皆巽の字を用ひ玉へり、而るに初六と六四との二爻には、共に巽の字を省き玉へる者は、蓋し初と四と共に、上下二つの巽の卦の主爻たるを以てなるべし、これ猶家人の六四に巽の字を避けて、順の字に代へ玉へるが如し、

【象】進退は巽の象、又初六陰柔不中不正の象、武人は兌の象、又乾の象、利も貞も乾の象、

【釋】凡そ天下の事義物理、百般の務めと云も、一に能く巽ひ從ふ時には、亨通するの理有り、然りとはいへども、從ふと云ことは、元來己れを屈し委ねて、他に由るの言にして、自ら主宰と爲て義を制するのことには非ざるなり、是を以て、小く亨ることは得たれとも、元に亨ることを得ざるなり、故に小亨と云、さて有攸往とは爲す攸有りと云の義にして、此卦にては從ひ爲す所有りと云の意なり、本より從ひ爲すと云の道は、大人を擇んで從はんことを要む、否らざる時には、假令へ從ふといへども、功無きことなり、故に利有攸往、利見大人と云、

【象】亨は離の象、往も利も離の象、大人は九五剛健中正の象、又離の象、見は離の象、

【彖傳】巽、剛巽乎中正、而志行、

【訂】通本、首句巽字上下、衍重以申命四字、今刪正、

【釋】此傳は、首句より彖の辭を承け釋し玉へり、さて其卦名の釋は、同じ巽の字を以て巽從の義として毎句に釋し玉へり、剛とは九五剛健の爻を云、巽乎中正とは九五中正を得たるを云、これ九五の君の能く爲ること有る者は、剛健の德有て、中正の道に巽へるを以て、其志行はるゝなりと云の義を、剛巽乎中正而志行と釋し玉へり、

【象】剛は九五陽剛の象、中正は九五中正の象、巽は卦名の象、志は離の象、行は九五剛健中正の象、又離の象、

柔皆巽乎剛、是以小亨、利有攸往、利見大人也、

【釋】柔とは、初六と六四との二陰爻を云、剛とは九二と九五との二陽剛を云、巽ふとは、初六は九二に比し從ひ、六四は、九五に比し從へるを云、是を以てとは、これ上文の剛、巽乎中正、柔皆巽乎剛と云の二つの巽の字の功德を指せり、言ふ心は陽剛は中正の道に巽ふを善とし、陰柔は陽剛に巽ふを以て道とす、此卦に此二つの巽ふの功德あるを以て、小く亨り、往く所あるに利しく、大人を見るに利しき也と云へり、これ結語に一つの也の字を下して、乃ち解釋の文たるの體を示し玉へるなり、其必竟ずる所の微旨は、此卦に此の如きの功德有る者は、二つの巽の字の、共に道を

離の畫象、傳、又艮の象、焚は離火の象、又鳥焚二其巣一は、上九陽剛にして不中不正たり、且つ高く卦の極に亢ぶり傲り居る、これ安處を失ふの象、人は艮と兌との象、笑は兌の象、又上九卦極に居て、得意にして傲慢なるの意象、號咷は兌の象、又上九親和を失ひ失意たるの意象、牛は離の象、場は上爻卦極の象、又喪二牛于場一とは、上九陽剛にして、柔順の德を喪ひたるの象、

【爻傳】以レ旅在レ上、其義焚也、喪二牛于場一、終莫二之聞一也、

【釋】それ旅中にあつて客寓たらんの人は、殊に勝れて柔順にして謙遜なるべきことなるに、今此上九は、上卦の極に居つて、亢ぶり傲つて不敬尊大なり、これ其道の條理、焚かるべきの者なりけりと云の義を、其義焚也と釋し玉へり、これ九三の傳の、其義喪也と同じ辭命の釋にして、上九は卦極だけ其義一等强き責辭たり、莫二之聞一也とは、柔順謙遜の道を、終に聞けることも無き者なるべし、さらば此眚に罹れることも、最も宜なることとなりけりと云の義たり、これ深く上九の傲慢を責め戒め玉ふの辭なり、

【象】義は離と震と兌との象、焚は離の象、聞は變體大坎の象、又離の象、終は艮の象、莫も艮の象、

【巽】䷸〔巽下巽上〕

【音】巽、蘇困切、音遜、入也、伏也、以爲二順從恭服之義一、

【釋】巽は入なり、從ふなり、伏するなり、其卦一偶主畫として、二奇の下に入り伏す、それ陰の性は下り退くことを主どる、今二陽剛の下に下り入て、出づることを得ず、故に巽と名け玉へり、又巽は順なり、此卦一陰二陽の下に在り、陰は固より陽に順ふを道とす、況んや一陰を以て二陽の下に在り、これ順從恭服せざることを得べけんや、故に巽と名け玉へり、これは三畫八卦の巽の象義たり、六畫卦にても其德性象義相同じ、故に三畫卦も六畫卦も其命名相同じくし玉へり、

巽、小亨、利レ有レ攸レ往、利レ見二大人一、

【爻傳】終以譽命、上逮也、

【釋】六五は柔中の德有り、文明の才有るを以て、これ四方に使して君命を辱しめざるの者にして、人よりしては、使なる哉使なる哉と讃歎を來たし、其君よりしては、專對の才なりけりと御感を蒙ぶる所の者とす、故に上に逮べる也と釋し玉へり、

【象】上逮は離變じて乾となるの象、

上九、鳥焚其巢、旅人先笑、後號咷、喪牛于場、凶、

【音】巢、鋤交切、鳥栖也、場、音亦、境域也、喪、去聲、

【釋】先づ離を飛鳥とし、艮を止まるとし、舍とし、巽を木とし、又離を火とす、これ上九の爻の高く巽の木の上に、離の飛鳥の、艮の舍りに、止まる巢有て、離の火を以てこれを焚くと云の象有り、故に鳥焚其巢と云、これは先づ象を擧て、辭を係け玉ふの例にして、其實は客人の旅中に在て、其次舍を焚かると云の義を喩へしなり、前條九三の爻にては、内卦の上に居つて、過剛不中なるが故、焚其次と云、此爻にては、陽剛にして全卦の極に居つて、亢ぶり、傲れるが故に、焚其巢と云、これ辭は異なれとも、其義は同じきことなり、さて旅人とは、汎く行旅の人を指せり、上九陽剛にして全卦の極に亢ぶり傲つて、自ら以て悔有ること無しと云て、他を蔑視にして笑言啞々として、意氣揚揚たるなり、それ孤獨にして親知少き客旅の身にして、此の如きの傲慢不遜の極に至れるが故に、忽ち殃害を招き來して、終に失意して號き咷ぶに至れり、故に旅人先笑、後號咷と云、牛とは、柔順の喩へたり、上九陽剛にして、柔順の志を失へり、是を以て許多の凶を生じ害を起せることとなり、故に喪牛于場と云、

○按ずるに大壯の六五に、喪羊于場と云へる、其辭は相似たれとも、其義は相反せることとなり、羊とは剛く戻れるの物たり、故に喪へるを以て善とす、又牛は柔順の物たり、故に喪へるを以て凶とす、蓋し大壯は、強く壯んの卦なるが故に、剛戾なるを惡むなり、旅も亦剛く亢ぶる時には親和の道を失ふ、故に柔順を貴べることとなり、

【象】鳥は離の象、巢は上九巽木の上に居るの象、又

しむるの意象、

【爻傳】旅于處、未得位也、得其資斧、心未快也、

【音】未得之未、不同、

【釋】九四は陽剛たれども、其陰の位に居れるを以て、旅途の寓住、先づ其處を得たる者は陽爻にして、陰位に居つて、陰陽相和せるを以てなりと云の義を、未得位也と釋し玉へり、これ未得位を以て于處ることを得ると云の吉の義となせるなり、これ大壯の六五の傳に、喪羊于場、位不當也と云の釋と其義相同じ、然れども、九四其陽剛獨斷の性情革まらざるを以て、人を容るゝこと能はずして、親和少く、愛敬缺くる所有り、是を以て其心快からざること、常に絶せざるとなり、故に心未快也と云、これ勸め戒しむるの警辭たり、

【象】未得位は、九四陽爻陰の位に居るの象、

六五、射雉、一矢亡、終以譽命、

【音】射、入聲、射之也、

【釋】六五は、君の位の爻なりとす、然れども今旅の卦たるを以て、君上至尊にして旅に在ますと云の名義有ること無し、是を以てこれを轉じて、君命を奉じて遠く他國に使するの者と爲して、辭を係け玉へるなり、これ最も名敎に係れる所たり、さて此爻は成卦の主なり、定位の主なり、文明の主なり、且つ柔中の德を得たり、これ羈旅に處するの最も善なる者とす、雉とは文明の鳥にして士の執て贄とする所の物にして、これ即ち其使者の才德有るに比せり、一矢にして亡とは、其藝能器用の美利なるを賞歎せるの辭なり、蓋し六五は文明柔中の才德を以て、四方に使す、何くに往き何事を爲すとてか君命を辱かしむること無し、所謂專對の才と云ふ者にして、必ず速かに其成功を復命て人の爲に稱譽せらるべしと云の義を、射雉一矢亡、終以譽命と云、亡とは、射而取之也、

【象】雉は離の文明の象、射るは得るの義にして、六五文命の德を得るの象、矢は離を火とし、飛とするの象、又倒震の象、亡は變體乾の无の象、譽は兌の象、命は乾の象、又巽の象、終は艮と乾との象、

使ふの性得たるを以て、己が頼みとし依る所の客舎主人と不和不睦なるより、遂には其次舎に安處することを得ざるに至る、これ傷ましきことの最たるなり、それ旅中に在つても九三過剛不中にして氣を使ふの性より、吾童僕の意をさへ失なへることは、一に柔順温和の道を喪へるに由れることなり、と云の義を、其義喪也と釋し玉へり、義とは、道の條理にして、こゝにては旅に居るの道の宜しきを失へりと云の意なり、

【象】傷は兌の象、義は離の象、又兌の象、喪は坤と艮との象、又其義喪也とは兌の義變じて、坎の流水となるの象、

九四、旅于處、得其資斧、我心不快、

【音】斧、上聲甫、割物具、

【釋】先づ資と云は資貨の義なり、其資貨は人の使ひ用ふる所の物たり、故に以て用ると云の義とす、又斧と云は、兵器の類なり、其兵器を得ると云は、即ち剛斷と云の喩へにして、資斧とは、二物のことを指すには非ず、これ即ち用る所の斧と云の義にして、九四の爻の、剛く強くして獨斷たるの性情を喩へたるなり、これ巽の上九の資斧と云へると其義相同じ、それ客旅にしては、一に柔順温和の道を尙びて、剛く强きの圭角涯岸あるを嫌ふことは、已に六二と九三との兩爻の辭を見て、其義判然たることなり、さるに此九四は、陽剛を以て陰の位に居るを貴んで、旅于處と云、處とは、姑らく假りに客住するの義を云て、永久に土著となつて安住するの謂には非るなり、さて異郷に來り、姑らく住み著て、已に居るとはいへども、九四其性の剛强にして獨斷なるに過ぎて、すべて人に待するに和親の意少きなり、それ異郷の客子にして、親和の道を少ぐ時には、必ず時々言爭の端を引き起して、禍殃の由る所なり、故に得其資斧我心不快と云、

【象】處は艮の象、又九四陰の位に居るの象、資は離の象、又用ると云の義にして震の象、斧は陽剛の象、又兌の毀折の象、又離を戈兵とするの象、得は艮の象、我は九四の象、心は離の象、不快は九四陽剛にして、離の偏體に居るの象、又不正不中を戒

これ一の大幸たり、それ六二の此三大幸を得ることは、これ偶然には非ず、實に柔順中正の德より、致し來せる所なり、これ終始共に尤無きの道たりと云の義を、終无尤也と釋し玉へり、

【象】終无尤也とは、六二柔順中正の象、又終は艮の象、尤は中卦似體の坎の象、无は艮の象、

九三、旅焚其次、喪其童僕、貞厲、

之意

【音】喪、去聲、

【釋】それ客寓に居らん道は、第一に柔順中正を貴ぶことにして、かの六二の爻の辭を見て知るべきことなり、然るに今此九三は、過剛不中にして、內卦の極に高ぶり居つて、且つ履める所は人位改革の危き地なり、これ其義厄窮困苦せざること能はざる所以たり、故に旅焚其次、喪其童僕、貞厲と云、貞厲とは、九三の偏屈にして、柔順中正の德を喪へることを、深く戒め玉へるの辭なり、

○按するに、九三は不中なりとはいへども正を得たり、然るに其次を焚かると云者は、これ過剛なるを以て、人と和せざるなり、是を以て其安んじ居るべき處の主人の意を失ふ義を云へり、此卦離の火の象有るを以て、象に由つて、焚かると云へるのみ、且つ九三は、內卦艮の主爻たるを以て、初と二との兩陰爻を從へたれば、これ童僕を得たるの象なり、さるに喪ふと云者は、これ九三の過剛不中なるを以て、柔順の和無きが故に、童僕の有れども、其意背け離れたるの義を、喪ふと云へるなり、これ六二の爻に、童僕の貞を得ると云に相反對せるなり、九三は童僕の忠貞の心を失なへることとなり、

【象】焚は離の火の象、次は艮の象、童僕は艮の象、喪は艮變して坤となるの象、又焚其次は、九三過剛不中の象、又喪其童僕は、九三柔順ならざるの象、貞は艮の象、厲は九三危地の象、

【爻傳】旅焚其次、亦以傷矣、以旅與下、其義喪也、

【釋】それ旅途にあつて客寓せん人は、殊に勝れて柔順溫和にして、愛敬あるを以て主とすべきことなるに、今此九三の爻は、過剛不中にして、すぐれて氣を

【釋】初六は最下に居て、卑賤の象なり、殊に陰柔不才たるの上に、不中正の志し行ひたりとす、これ羈旅客寓に在るの身分にして、其身も其志しも其行ひも、共に卑劣賤陋の人物たりとす、故に瑣々斯と云、それ人旅途に在りては、貞正柔和たるべきことなるに、單孤子獨の親族寡き身を以て、瑣々と卑劣にして、惟利のみこれ急ぐ時には、必ず災害至り來ることなり、故に其攸取災と云、

【象】旅は卦名の象、瑣々斯は、初六最下に居て、陰柔不中正の象、取災は離火の象、

【爻傳】旅瑣瑣、志窮災也、

【釋】それ羈旅客住の孤獨の身を以て、溫柔和愛の道を舍て、蠅頭の微利に瑣々とこまかきを以て、終に災難を引き起すに至ることは、これ其中心に、時の宜しきを謀るの道を喪ふの極なるが故に、此災難に及ぶことなりと云の義を、志窮災也と釋し玉へり、

【象】志は離の象、窮は初六陰柔不才不中正の象、

六二、旅即次、懷其資、得童僕貞、

【音】即、就也、次、舍也、資、貨也、懷、抱也、

【釋】六二は、柔順中正を得たるの爻なり、故にこれ旅に居る所の最も宜しきを得たるの者とす、凡そ旅途に居て、困窮し易き所の者は、次舍と、貨資と、童僕との三つなり、然るに今此六二の爻は、此三つの物に於て、皆其便宜を得たり、これ即ち六二柔順中正の德の致す所なり、故に即次、懷其資、得童僕貞と云、

【象】次は艮の象、即は艮の象、又即次は六二正を得たるの象、懷其資は六二中を得たるの象、又資は離の象、懷も離の象、又艮の象、得童僕貞は六二柔順中正の象、又童僕は艮の象、又初六の爻象、得は六二初六に乘れるの象、貞は離の象、

【爻傳】得童僕貞、終无尤也、

【釋】それ旅途に在つては、孤獨にして親戚寡きの客中にして、善き客舍を得て、善き主人に出遇ふことは、これ一の大幸なり、又異郷に客居するの身にしては、殊に闕乏し易き者は、貨資なるに、今六二が貨資の饒かなることを得る者は、これ一の大幸たり、又客中にては、我賴みとし、腹心とする者は、惟童僕のみなり、然るに今、忠貞なる所の童僕を得たることは、

これ震の威斷は倒象なり、又兌の肅殺毀折の象無きが上に、此山火賁の離明は、上の豐、噬嗑、旅、中孚の四卦象の離明と、其象義大に異なる所以の義有るを以ての故のことなり、

蓋し其相異なると云の義を明し曉す時には、此山火賁の卦は、艮を上にし、離を下にせるの象なり、其艮は山なり、離は日なり、これ艮の山の下へ離の日輪の入りたるの象たれば、即ち夜陰の象にして、離明の用を爲さずして、休息するの時の義とす、此故に假令へ離の文明の卦有りと雖、其明を用ふべきの時に非ざるを以て、平生日用の小事の庶の政は、明らめ取扱ふとも、絶して人命に關かれる攸の獄を理め刑を施す等の大切大事のことには、用ふること勿るべしと云の、禁止制戒の旨たり、故に其訓辭に、山下有火賁、君子以明庶政无敢折獄と云、

右五卦の大象の輕重緩急の義等を熟讀玩味して、吾孔夫子の易を取り扱ひ玉ふことと如何んと觀て、こゝに聖人の象を用ひ玉ふことの割密精微なる、字を下し玉ふことの嚴律整肅たることを仰ぎ鬩ひ得つべきことなり、さりとは今に始めぬことながら、漢以後の儒者等の、象を知ること能はずして、妄りに文字を取て易を讀まんとし、劇だしくしては、象を舍て理を用ひよと云の徒有るに至れり、實に我聖門の亂賊と稱しつべし、

【象】山は艮の象、火は離の象、有は艮の象、君子は離と艮との象、明は離の象、愼は艮を篤實とするの象、刑は兌の象、

○按ずるに、此卦の象には、正兌と倒兌と並に具はれり、さて上卦の離を夏とし、下卦の艮を冬とす、これ夏の後、冬の前、即ち兌の正秋肅殺、刑を用ふるの時なり、

用ふるは震の象、獄は兌の肅殺の象、又中卦大過の象、

○按ずるに大過は、彼と此との兩兌の口相背けり、これ訟獄の象たり、

留は艮の象、不は艮の象、又不留は震の象、

初六、旅瑣瑣、斯其攸取災、

【音】瑣、音鎖、細小卑劣之狀、斯、音澌、廝同、卑賤之役、

震の威斷の象とは、具はりつれども、兌の肅殺毀折の象を闕きぬるを以て、其訓辭の中に罰を明らかにし、法を勑すとまでは敎へ說かせ玉へども、敢て刑の字を下し玉はざる者は、元來噬嗑の卦は、頤の牢獄囹圄の中に、九四一陽の四の有るの象と、獄へを聽き分つ所の象とは具はりつれども、刑を用ふべき處の兌の肅殺毀折の象無きを以て、刑のことは說かせ玉はざることとなり、

第三を此火山旅の大象とす、此卦の象には、離の文明にして獄へを聽くの象と、兌の肅殺の時と毀折の義あるとを以て、刑を用ふるの象義は、具へつれども、震の威斷の象は、倒卦と爲れるを以て、故意に愼しむと云の字を增し加へ下して、其戒め愼しむべきことを敎へ諭し玉へるなり、固より此旅の卦は、內卦を艮とす、艮は止まるなり、篤實なるなり、これ丁寧鄭重にするの餘りに、篤實に止まり、因循遲滯して、滯獄、掩留、不決斷の弊害を生せんことを惧れ憂へて、獄を留めざるべしと云の、勉勵鞭策の辭を下し置き玉へるなり、

第四を中孚の大象とす、元來中孚の卦は、巽兌の兩陰柔の卦の合體たるを以て、絕して獄を理め刑を施すの大事には關かり係るべからざる者の如くに意はるれども、其巽兌の二卦相合しては、かの秘密の全卦大離の大文明の象を成しつる上に、內卦には兌の肅殺毀折の象を具へたれども、かの震の威斷果決の象を闕きたるを以て、敢てこれを決斷せずして、先づ上卦に巽の春の象有り、春は生生愛育の時なるを以て、先づ全卦の離の文明と、下卦の兌の肅殺と、又兌の口の象とを取つて、獄へのことを取て、兌の口を以てこれを議論し、上卦巽の春の仁愛と、全卦夏の成長との義を以て、尙はくば兌の刑殺の死を緩くして、生を得しむるの道を、倒兌と正兌との兩つの口相對し、相議れよと云の訓辭たり、故に議獄緩死と云、

第五を山火賁の大象とす、元來賁の卦の象は、旅の易位したる象たるを以て、其象義も似よりたるが如くに意はるれども、其義は大に異なるの旨有り、固より山火賁の卦にも、離明の象もあること故に、平生日用の庶政は隨分に明らかに取り計るべき所の象義は有れども、かの人命に係れる所の訟獄の一大事の義は、決して折斷すること勿れよと、固く制禁し玉ふ者は、

義に、一卦として離の文明の義を具へざると云こと有ること莫きを以て知るべきなり、殊には其離の文明の象も、上卦に在るを以て貴しとす、其所以はと云に、離の文明、上卦に麗る時には、六五の君の位が即ち離の文明の主爻にして、柔中の仁德を具へたれば、これ文明仁愛の君上にして、剛にも過ぎず、柔にも流れず、克く天地生生の仁德に體認せさせ玉ふを以て、これを貴び重んずることとなり、これ即ち唐虞の君の四凶を罰し、殷湯の葛伯を征し、周文の黎國を戡し玉へるが如きの類なり、故に離明の象を最一とすることなり、さて其次には、震雷の威斷有るの象を貴ぶことなり、固より離明なるに非ずしては訟獄の情僞を分別し、事理の終始を洞らかに察すること能はずとはいへども、又震の威斷無き時には、下民侮どりて、其裁斷に服し肯んぜずして、片言にして以て事の情を決斷すること能はざることとなり、故に大有の六五には、厥孚、交如、威如たれば吉なりと云、同傳には、威如之吉とは、易而无」備也と云、家人の上九には、有」孚威如終吉なりと云、書の洪範には、惟辟作」威と云、周禮には、刑賞以馭」其威」と云、論語には、威而不」猛と云、これ震の威斷を貴ぶ所以たり、是を以て右の五卦の中にして、豐と噬嗑とには、正震の象を具へ、山火賁と火山旅とには、倒震の象を具へたるなり、故に震の象有る者は、四卦なり、

さて又兌の肅殺の時の義を具へ、兌の毀折の義有る所の卦に非ずしては、決して刑の字を下し玉はざることなり、其兌の肅殺の時を具へ、兌の毀折の義あるの卦と云は、豐と旅と中孚との三卦なり、故に豐にては致」刑と云、旅にては、用」刑と云、中孚にては、死の字を下し玉へり、其外の二卦には、刑死等の字有ること無きなり、固より其五卦五大象に、各其卦の象義別にして、獄を理め刑を用ふるの敎へたれども、其差等辨別甚だ割密たることとなり、今其次第を概略せば、第一を雷火豐の卦とす、故に此訓辭の中には、獄へを折つと云、刑を致すべしと云て、刑と獄と共に並べ擧げ玉へることは、これ理」獄用」刑の德義、十分に全く備はれる所の最上の卦たればなり、此豐の卦象にて、離の文明も、震の威斷も、兌の肅殺も、三德皆備はれるを以て、雷電皆至豐なりと說せ玉へることとなり、第二を火雷噬嗑の卦とす、此卦の象義に、離の文明と

【釋】これは一つの也の字を下して以て、彖の辭の旅貞吉と云の義を釋し玉へるなり、言ふ心は、彖の辭に、旅貞吉とあるは、實に旅途客寓の身分にしては、殊に貞正の道を主として吉たることに決定して、相違あること無きなりと云の義を、也の字を加へ下して、決定し玉へるなり、これ主釋體の文なり、

【象】旅は卦名の象、貞も吉も、共に離の象、

旅之時義、大矣哉、

【釋】それ物の齊しからざることや、即ち物の情なり、是を以て四方に各其物の宜しき有て、これ互ひに相易つて、用を爲すことなり、故に彼と此とを交易し、有と無とを融通することは、これ實に行賈商旅の功用にして、世間人事に關係すること、亦大なりと謂べし、故に旅之時義、大矣哉と云へり、

【象】旅は卦名の象、時は離の象、義は倒震の象、大は離と震との象、

【大象】山上有火、旅、君子以明愼用刑而不留獄、

【釋】山上に有火とは、これ大象の例にて、二卦の大象を擧て呼び玉ふことにして、其實意は、明らかにして愼むと云の義なり、且つ大象の通例を以て觀る時には、火在山上とあるべき例なるを、今山上有火と曰たまへる者は、これ山火賁の大象に、山下有火と云に、相對せるの文法たり、凡そ大象中に獄を理め刑を用ふることを說き示させ玉へる者は、都合に五卦なり、

雷火豐、大象、君子以折獄致刑、
火雷噬嗑、大象、先王以明罰勅法、
火山旅、大象、君子以明愼用刑、而不留獄、
風澤中孚、大象、君子以議獄緩死、
山火賁、大象、君子以明庶政、无敢折獄、

右の五卦これなり、其中に就ては、其卦爻の象義に就て大小緩急輕重淺深の差別意味在ることなり、固より聖人の至つて苦しみ、憂へ愼しみ、悁れさせ玉ふ所の者は、此獄を理め刑を用ふるの一途より甚しき者はあること莫し、是を以て獄を理め刑を用ふるの道は、先づ第一に離の文明睿知の象を、殊に貴び重んずることなり、其證據には、右に擧げたる處の五卦の象

を生じ出さんことを恐れ玉ふて、これを深く戒めて、旅にては貞しくして吉なりと云、

○按ずるに彖の辭は、大率易簡に從ひ玉へり、履虎尾、艮其背等の類これなり、然るに今此象の辭に、旅の字を重ね出させ玉へる者は、上の旅の字は、卦の象義を主として說き、下の旅の字は、徑ちに客旅に居る人に即て敎へ戒しめ玉へるなり、學者聖人の苦心處を、宜しく熟慮すべし、

【象】小亨は六五柔中の象、又離明の象、貞吉は離明の象、又艮の篤實の象、

【彖傳】旅小亨、柔得中乎外、而順乎剛、

【釋】此傳は、首めより卦名の別釋は無くして、徑ちに彖の辭を承け釋し玉へり、先づ遯の來往生卦法を以て、小しく亨るの釋をなし玉へり、柔とは六五の陰柔を云、中とは六五の柔中なるを云、外とは、卦名の旅の義を云、剛とは九四と上九との二陽剛を云、順ふとは離の主爻にして、至柔順なるを云、生卦遯の時にして、一柔內卦の外より遯れ來つて、外卦の他國に往て能く中を得て兩剛に麗き順ふ、これ旅に居つて小しく亨ることを得る所以なり、と云の釋なり、

【象】柔は六五の象、中は六五柔中の象、外は外卦の象、剛は九四上九兩剛の象、順は離の象、

止而麗乎明、

【釋】これは否の交代生卦法を以て、小しく亨るの義を重ね釋し玉へるなり、それ否の時は、塞がりて通ぜざるの義たり、然るに否の九五下り來つて、內卦艮の主爻となつて、其宜しきに止まり、六三は、上り往きて、中を得て、外卦離明の主となつて、明らかなるに麗く、これ否塞を通じ、有無を交易するなり、これも亦小しく亨るの義なり、

【象】止は艮の象、明も麗も共に離の象、

是以小亨、

【釋】是を以てとは、上文の遯の來往生卦法と、否の交代生卦法とを、總べ云の辭なり、右等の象義有るを以て、小しく亨るの辭を係け玉へる所以なりと云の義たり、以上は、彖の辭の小亨の釋なり、

旅貞吉也、

象なり、今五來つて內に艮まり、三往て外に離り、內外彼我の物、互ひに交易して各其用を爲すの象あり、これ商旅行賈の義を成せるなり、凡そ旅と云の道は、外より內に來れるも旅なり、彼より我に來るも旅なり、內より外に往くも旅なり、我より彼に往くも旅なり、これ共に皆旅の義とす、故に此卦を旅と名け玉へり、

旅卦 小亨、人在旅貞吉、

【釋】凡そ天下の事物を融通し、財貨を交易することを得る者は、これ彼と是と相互ひに往來すればなり、然る時には、商旅行賈の互市交易の道の、人事に關係する所のことも、亦大なることにあらずや、故にこれを四民の一となせり、

○按ずるに、四民と云の名は、穀梁傳、成公元年、古者四民、有士民、有商民、有農民、有工民、註、德能居位曰士、辟土植穀曰農、巧心勞手成器物曰工、通財貨曰商、

然り此の如しとはいへども、羇旅の客たると云は、其身は東西に奔走し、山川に寢食し、雨に浴し風に沐つて、安處することを得ること少し、故に旅の卦、旅の時、旅の人を指して、徑ちに大に亨通するとは言ひ難きなり、故に小亨と云、遯の來往生卦法には、遯の時に遇ひて、一陰柔內卦の外より進み生て、外に在て中を得て、兩剛に順へり、これ遯れ來つて旅に居るの義たり、殊に旅に處るの道は柔中にして和順を以て主とし、他の剛者に麗き順ふことを貴しとす、柔中なる時は、萬般のこと皆宜しきに適ひ、和順なる時は、人和有て、人人與し輔く、剛者に麗き順へば、依り賴む處有て、人これを侮り犯さず、是を以て爭ひの端を塞ぎ、欺むき犯さるゝの途を絕することなり、これ小しく亨るの義なり、又艮を止るとし、離を明とし、麗とす、これ止まつて明者に麗の象なり、これも亦小しく亨るの利しきを得るの象なり、小しく亨ると云は、旅の全卦の總義なり、さて旅貞吉と云の旅の字は、これ殊に羇旅客寓の人に敎へ諭し戒しめ玉ふ所の、大慈憫の諄辭たり、其所以はと云に、それ羇旅客居の人は、固より姻戚少くして、親知寡き者たり、これ鰥寡孤獨の苦を一身に具へたる者と云ふべし、苟くも不貞正たる時には、到る所悉く疎隔乖忤して、患難災害

闃其无レ人と云、三歳とは、多年の義にして、此の如きの殘忍なる者は、假令へ幾許の年を經たりとも、誰かこれを親しみ輔くる者あらんや、これ凶の至極たり、故に三歳不レ覿とは、闃ふに對せるの辭なり、これも亦他より言ふの辭たり、

【象】此爻の辭は、すべて上六陰暗にして、卦の極に居り、自も他も共に障はり蔽ふの意象、屋は上爻、人は倒艮の象、又兌の象、又无レ人は倒艮の象、歳は離と震との合象、覿は離の象、不は倒艮の象、

【爻傳】豐二其屋一、天際翔也、闃二其戸一、闃其无レ人、自藏也、

【釋】天際翔とは、上六陰暗昏晦たるを以て、高亢り驕傲て、己が威權を振つて、天際にも翔るが如く意へり、これ人を覆ひ暗ますの至極なるを云へり、自藏とは、上六本己が天德を垢穢埋沒らして、已に禽獸にも劣れる所の心術を以て、自ら得たりとす、これ自暴自棄の極と云べし、故に自藏也と云、

【象】天際は上爻天位の象、翔は離を飛鳥とするの象、又震を飛とするの象、藏は巽を隱伏とするの象、

【旅】䷷〔艮下離上〕

【音】旅、力擧切、客寄之名、羈寓之義、詳二見善工利器一、

【釋】艮を山とし離を火とす、これ火の山を焚くの象有り、それ火の山を焚くと云時には、山は其體止まつて遷らざるの物にして、火はそれよりそれに遷つて、止まらざるの物たり、これ乃ち行客の毎々に舍りを轉ずるが如し、故に此卦を旅と名け玉へり、大象に山上有レ火旅と云、これなり、又生卦法有り、本遯の來往より來れりとす、遯の卦中へ、一陰下卦の外より進み行て、外卦の五の位に客と爲つて居るの義とす、それ遯とは遯れ去るの時たり、六五の一陰は、他より遯れ來つて外卦の他鄕に麗て、旅の卦となれるなり、これ所謂客居して外に在るの義なり、故に旅と名く、彖傳に、柔得二中於外一と云これなり、又生卦法有り、否の交代なりとす、否の三往て五に居り、否の五來つて三に居れり、さて否の卦象にては、物壅塞して通ぜざるの

は兌の象、又離の象、

【爻傳】六五之吉、有慶也、

【釋】六五は陰柔なるを以て、昏暗の時に當りて、其身も位も、實に安く靜かなることを得ず、故に志を降して其應の位たる所の大臣、六二の文明にして中正の德有る臣をして、速かに來り應ぜしむる時には、忽ち身も位も共に安く靜なるに至ることを得るなり、これ慶びの大なる者なりと云の義を、有慶也と釋し玉へり、

【象】有慶は乾と離との象、

上六、豐其屋、蔀其家、闚其戶、闃其无人、三歲不覿、凶、

【音】屋、家蓋也、史項羽紀、項羽園漢王滎陽、紀信誑楚乘黃屋車、闃、若𥌧切、靜寂也、從門、從目從犬、從自大者譌、

【釋】此卦は諸爻ともに覆ひ暗まさるゝのことを云へり、其覆ひ暗ます所の者はと原ぬるに、先づ內卦の離明を覆ひ暗ます者は、上六と六五との二陰柔たり、さて、其二陰中にては、殊に上六を主領の魁首とす、これ明夷の上六と、其義相同じ、さて人の賢明なるを覆ひ暗ます者は、これ本己が昏暗なるに由れることなり、これ先づ私欲を以て、十分に己が明德を覆ひ暗まして、少しも明り有ること無くして、さて又人を覆ひ暗ますことを爲すなり、これ至愚至暗の小人の常態たり、豈少しの微明にても殘り有る者にして、人を暗まし人を惱ましめて、心に快よきこと有るべけんや、今上六陰暗にして、高く卦の極に居つて、先づ情欲私曲を以て、天授の吾性靈の明德を、十分に蔽ひ垢して、さて殘忍刻暴の人と爲りて、さて人の賢明を悉くに冒ひ暗ますことなり、是を以て其障蔽の重なり覆へること、至て厚く强く昏暗の甚しきこと、これより勝れたる者あること無し、故に豐其屋と云、これは他を覆ひ暗ますことを云、又蔀其家と云は、これ己れが明德を覆ひ暗ますの義を云へり、且つ上六陰邪にして卦の極に居る、是を以て其志氣も高亢傲慢て、其心は殘忍酷烈なり、是を以て內外親疎共に誰か一人親み輔くる者有ること莫し、これを獨夫と云、これ隻身單孤にして危ふきの至りなりと云の旨を、闃其戶

つては、更らに他の道有ること無く、一に其應の位たる初九の爻に往て、同德を以て相應じ相助けて、其覆ひ冒ふの物を脱するに在ることとなり、故に遇其夷主吉とは志行也と云、志とは、九四と初九との志を云、

【象】位不當は、九四不正の象、幽不明は、九四、六五に害比せらるゝの象、又幽は兌の象、明は離の象、不は坤の象、變體、志行は九四と初九と同德相應して覆ひ冒ふの障りを脱するの象、又志は震離の象、行は震の象、

六五、來章、有慶譽、吉、

【釋】先づ此卦の諸爻にては、六五と上六との二陰邪の爻を以て、天下の賢明なる者を覆ひ暗ますと云の義を以て、辭を係け玉へり、然るに今此六五の爻に至りては、六五は柔中の君たれども、上六の陰暗昏迷の姦人、天下の明を暗ますの時にして、六五の君は陰弱微力にして、これを正し明らかにすること能はずして、遂には六五も上六の爲に昏迷せられて、己身も位も、共に安寧ならざるの君として觀玉ひたることとなり、故に其六五の君に、身と位とを安寧にするの道を敎へ曉させ玉へるなり、先づ章と云は、六二、中正にして、內卦離の文明の主爻たる者を指せるなり、固より六五は、六二とは、應の位たりとはいへども、共に陰爻たるを以て、相應じ與せざることとなり、然れども今六五は君の位に居りて、柔中の德有りとはいへども、其時は昏暗の時にして、身も位も安く靜かならざることとなり、今此時に當つて、六五の君の、身と位とを安く靜かならしめんことを謀る時には、一に其應の位たる所の、六二中正の德有る文明の賢臣に應じて、心を降してこれを迎へ來らしむるに在ることとなり、さる時には、自然に身と位との安く靜かなるのみには非ずして、猶餘る所の慶びと、後世までの譽れ有るべしと云の敎へを、來章有慶譽吉なりと云へり、

○按ずるに明夷の卦は、晦まし夷ぶることの甚しきが故に、上爻を以て、紂が如きの者とし、六五の爻をば、箕子が明夷らると爲せり、又此卦は明夷よりは稍輕きを以て、惟此爻を柔中の君にして、昏暗の時に位せる者と觀玉へるなり、

【象】章は六二離の文明の象、尙、中正の義をも兼せたるなり、來は相應ずるの象、慶は離と兌と乾との象、譽

り、故に終不可用也と云、

【象】大事は震の象、不可は艮の象、用は震の象、又終不可用は、上六昏暗にして、九三に害應するの意象、又終は艮の象、

九四、豐其蔀、日中見斗、遇其夷主吉、

【音】夷、以脂切、等也、儕也、與彝彙同、

【釋】此爻は、六五に害比せらるゝを以て、六五の爲に覆ひ昧まさるゝことと六二と相同じ、故に其係辭も亦六二と相同じく、豐其蔀、日中見斗と云、蓋し六二は六五の害應にして、九四は六五の害比たればなり、さて九四は、固より初九の爻と應の位たれども、これ共に陽剛たるが故に、相應じ難しといへども、九四は外卦震の動くの主爻にして、爲ること有るの爻たり、又初九は、内卦離の文明の一體にして、剛正たるの上に、今六五上六の二陰邪、天下を覆ひ暗まさんとするの時なるが故に、宜く九四と初九との兩陽剛、同徳を以て相應じ助けて、覆ひ暗まさるゝの難みを脱すべきの大義有るを以て、速かに初九に相遇ふて、互交に相親しみ相助くる時には、吉たるとなり、故に遇其夷主吉と云、夷とは、等夷と云て同等の義、九四初九同陽剛たるの義と、應の位にして同明たると云ふの義たり、主とは其德を尊ぶの辭なり、

【象】豐其蔀日中見斗は、九四六五に害比せらるゝの象、又蔀は震の象、日中は離の象、斗は兌の象、見は離の象、夷主は初九の象、主は離の象、遇は四と初と相應ずるの象、

【爻傳】豐其蔀、位不當也、日中見斗、幽不明也、遇其夷主吉、志行也、

【訂】通本、吉下脱志字、今據郭本補復、

【釋】位不當とは、九四陽爻にして陰の位に居るの義を云、幽くして明らかならざるとは、九四六五の爲に害比せられて、覆ひ冒はれて、其明を暗まさるゝの義たり、志行也とは、今上六、六五の二陰邪、上に在つて賢良を覆ひ暗ますの時にして、九四は六五の害比として、徑ちに覆ひ暗まさるゝの者たり、九四此時に當

には、夷其左肱と云、其義は相同じ、これ共に忠臣たる者の、暗君の爲に殘害せらるゝの義たり、さて明夷の六二は、陰爻なるを以て、これを左と云、此九三は、陽爻なるを以てこれを右と云へり、これ左右の陰陽の別たり、蓋し其人身左右陰陽の辨別のこと、理の體を以て定むる時には、人南面を定位とす、蓋し南面する時には、面は大陽の離明に向ひ、後は大陰の坎の北方に對し、左は少陽の震の木に指し、右は少陰の兌の金に配するなり、故に左を陽とし、右を陰とするとなり、又作用の上に就てこれを説く時には、右を陽とし左を陰とす、これ右は作用便利なるを以てなり、故に戎事には、必ず勇士右に乘ることとなり、師の六四には、軍陣を退ぞきしことを、師は舍りを左にすと云へるの類は、皆右を陽とし、左を陰とせるなり、それ才に人身の左右陰陽のことさへ、此の如くに、理體と作用とにて、各異なること有り、これ乃ち神易の活用の妙處たり、是故に吾神易活潑々の大道を學びん者は、第一に死執拘泥を嫌ふことなり、かの佛氏の説に、聲聞緣覺の二乘に滯著たらん者は、卻つて阿鼻墮獄の罪人よりも、成佛は難しと云へるも、此死執拘泥を嫌へるの故なり、學者くれぐれも、此死執泥滯の蔕査を割斷するの工夫第一たり、

【象】豐其沛、日中見沬は、九三の爻、上六昏暗覆ひ蔽ふの主に害應せらるゝの象、又沛は震の象、日中は離の象、沬は小星の名にして兌の象、見は離の象、右肱は九三陽剛の象、又肱は震の象、折は上六害應の象、又兌の毀折の象、

【爻傳】豐其沛、不可大事也、折其右肱、終不可用也、

【釋】九三は、内卦離の文明の一體中に居て、剛明の德有り、これ忠信にして爲ること有るの者とす、然れども、其應の位の上六昏暗にして、覆ひ昧ます處の魁首たれば、己が股肱たる所の忠臣を、是の如くに毀折傷害す、これ九三の爻の大事を成し得べきの時には非ざるとなり、故に不可大事也と云へり、

それ上六昏暗にして、賢明なる者を蔽ひ暗まし、股肱たる者を毀折す、これ上六にしては用ひざるの義たり、九三にしては、終に用ひられざるの義た

【爻傳】有孚發若、〔六二〕信以發志也、

【釋】六二の忠臣往て六五の君の昏暗を輔け救はんと欲すと雖、六五陰暗なるを以て、卻つて六二を疑ひ疾んで、これを覆ひ暗まして害應せり、此時に當つては、六二は言説を以て、これを辨じ明らむること能はじ、啻一に己が無二の忠悃を盛んにして、以て六五の心をして感服せしむるに在り、故に信以發志也と云、信とは孚の字の釋にして、六二の忠信を云、志とは六五の志を感起興發せしむるの義なり、

【象】信は離の象、志は震の象、又離の象、發は震の象、

九三、豐其沛、日中見沫、折其右肱、无咎、

【音】沛、旆同、幡幔也、沬、莫貝切、小星也、肱、古弘切、國平聲、臂上也、

【釋】沛とは、幡幔の類にして、其覆ひ昧ますことは、蔀よりも、亦愈深く密なるの喩へたり、これ昏暗さるることの愈甚しきの義にして、日中に沬と云の小き星さへも見ゆるに至れるなり、九三は離明の卦の一體に在て、上上六の爻に害應せらる、其害應する所の上六は、覆ひ昧ます所の主爻にして、人を昏暗すことは、六五よりも亦甚しきなり、故に豐其沛、日中見沬と云、右肱とは、右の肘肱を云、右は人の利用かたにして、これ有用の股肱の臣たると云の義なり、蓋し、此九三の爻は、上六の應の位にして、乃ち上六の股肱の忠臣たり、然れども上六は昏暗殘忍の主たるを以て、自己の惡を助けて、諛ひを献じ、媚を薦めざる者は、卻てこれを不忠なりと、不良なりと意ふて、これを害せんとす、故に其忠信たる所の股肱輔弼の九三をば、これに害應して毀折す、これ愚昧の至り、昏暗の極たる者たり、故に折其右肱と云、それ上六の昏暗の主爻の、其忠臣たる所の股肱の輔弼を毀折すること は、其罪惡の甚しきことは、勿論にして、今九三は股肱の忠臣として、節義の爲に毀折せらるゝこと、これ殷の比干の如し、豈毀折せらるゝ者の咎と云べけんや、故に无咎と云、

〇按ずるに比爻には、折其右肱と云、明夷の六二

意象、又震離の象、

【爻傳】雖旬无咎、過旬災也、

【釋】旬しと云は、初と四との應の位、共に陽剛なるを云、言ふ心は、假令へ初四共に陽剛にして、同等の物たりとも、其明動相助くると云の義を以て相應じて、かの六五上六の二陰邪の蔽ひ暗ます所の難みを脫すべしとなり、然るに、もし初九其應の位たる所の九四を舍て、外の志を生じ起す時には、忽ち必ず災難に遇ふことなりと云の義を、過旬災也と釋し玉へり、過は過失の意にして、違背の義と訓じつべし、

【象】過旬は、初四兩剛相應せざるの象、又旬は離の象、過は震の象、災は變體全卦の坎の象、

六二豐其蔀、日中見斗、往得疑疾、有孚發若吉、

【音】蔀、音部、覆蔽光明之物、斗、星名、

【釋】六二は離明の主爻にして、これ賢明なるの者たり、固より六五君位の爻は、其應の位たれども、六五元來陰暗たるを以て、卻つて六二の忠臣たることを知らずして、これに害應して覆ひ暗まさんとす、故に豐其蔀と云、これは六五が蔀を大にして、六二を暗ますの義たり、それ離日の、明らかなりといへども、上に陰物有てこれを蔽ひ昧ます時には、昏暗にして夜陰の如く、以て斗の星をも見るに至る、故に日中見斗と云、これ六五の深く覆ひ暗ますことを喩へたるなり、さて此時に當つて、六二の臣、其忠貞の節を抽んでゝ、往て六五の君を輔けんと欲すといへども、六五は陰暗なるが故に、卻つて疑ひ疾んで、これを容れ用ひざるなり、故に、往得疑疾と云、此の如くなるの時に過ふて、六二の處置はん道は、惟克く己が無二の忠貞丹悃を凝して、一に六五の心を感發せしむるに在り、故に有孚發若吉と云、

【象】豐其蔀日中見斗は、六二離明の主、六五に害應せられて、覆ひ暗まさるゝの象、又蔀は震の象、日中は離の象、斗は兌の象、見は離の象、往は六二、六五に往くの象、又震の象、疑疾は六五陰暗にして、九二に害應せるの象、孚は六二中正の象、又離の象、發若は震の象、

も、其勢ひの盛大なるの義たりとす、故に卦名義の取り扱ひも、象の辭の全卦の義も、彖の傳の義も、大象の趣意も、大率皆此意にして、豐多盛大の義を以て説かせ玉へるなり、さて爻の辭に至つては、內卦離の日の上に、二陰の物有て、日の光明を覆ひ昧ますと云の象義を取つて、辭を係け玉へり、故に明らかなる者は陰蔽れ、賢者は昏昧さるゝの義とせり、此故に爻の象義を以て觀る時には、明夷の卦の稍輕きの象とすることなり、蓋し明夷は、上卦の坤の三陰暗の物を以て、內卦の離の日の明を覆ひ暗まし夷るの義たり、又此豐の卦は、六五上六の二陰暗の物を以て、內卦の離の日の明を覆ひ暗ますの義たり、故に明夷よりは、一陰爻だけ輕しとす、然れども全卦豐大の義たるが故に、諸爻の辭、すべて覆ひ暗まさるゝことの大なるの義として、これを係け玉へることなり、蓋しこれを卦と爻との別義の例と云、

さて初九の爻も、覆ひ暗まさるゝの時に遇ふといへども、幸ひに初九は、上の六五上六の二陰邪の爻とは、應比に非ざるを以て、其係累無きを以て、覆ひ昧まさるゝの義を說き玉はず、殊に初九も九四も共に陽剛たれば相應ずべからざることは、普通の義例たりといへども、初九は內卦離明の體の陽剛たり、九四は、外卦震の動くの體の陽剛にして、明動相助けて、其覆ひ暗ます所の難みを、相助け相脫するの意味有るを以て、相應ずるの義とす、これ乃ち同德相應ずるの例なり、故に遇其配主と云、配とは、對頭の義にして、九四初九同陽剛たるを云、主とはこれを尙とび呼ぶの義なり、旬とは均等の義にして、初も四も共に同陽剛なるを云、且つ普通の義例にては、兩剛相應ずること、これ咎有るの義たれども、今覆ひ昧ますの時なるを以て、明動相助けて、二陰邪の覆ひ昧ますの難みを脫することを故に、同德相應ずるの變例に據つて、咎を免るゝことを得ると云の義を、雖旬无咎と云、蓋し其同德相應ずること、豈啻に咎無きのみならんや、往てこれを助くるときには、九四も必ず初九を尊崇すべしと云の義を、往有尙と云、

【象】配主は九四應位の象、又主は離の象、遇は初と四と相應じ助くるの象、旬は初と四と共に陽剛の象、又旬は十日の義にして離を日とするよりの轉象、往は初九、九四に應ずるの象、又震の象、有尙は

釋はありぬれども、此卦の豐大と云は、必ず凶衰に至ること、これ天地陰陽の定理たるの敎へ戒めを示し曉さんが爲に、此結末の句を下して、汎く君子への垂戒あらせらるゝなり、

【象】日中は離の象、昃は兌の象、月盈は坎の象、中卦似體、食は兌の象、天は震の象、地は離の象、盈虛は坎兌の合象、時は離と震との象、消は兌の象、息は震の象、人は兌の象、鬼神は離と巽との象、

【大象】雷-電皆至、豐、君-子以折レ獄致レ刑、

【音】折、之列切、折斷也、折中也、致猶レ曰レ用也、

【釋】震を雷とし、離の電とす、雷は威嚴なるの義、電は、光明なるの義なり、今雷と電と皆至ると云は、これ威と明と兼ね備はるの象たり、故に君子此二卦の象を觀て以て、獄訟を折ち斷して、其罪に應じて刑を用ふべしと云の敎へたり、

○按ずるに、此卦に刑を用ふべしと演べ說き玉ふことは、此卦象の中に、兌の毀折肅殺の象義有るを以ての故なり、又噬嗑の大象に、電雷噬嗑、先王以明レ罰勅レ法と云、此大象と、其文義は相似同せるが如くにして、其旨は、少しく異なるの旨有り、蓋し噬嗑は、牢獄の中に、九四一陽の囚有るの象たるを以て、明レ罰勅レ法と云て、徑ちに刑を用ひよとは說き玉はざることは、噬嗑の卦象中に、兌の肅殺毀折の象無きを以てなり、固より震の威嚴、離の照明は、豐にも噬嗑にも有り、只其體才に易位せるのみにして、刑を用ひよと說き玉ふと、刑のことを說き玉はざるとの相違有り、ここに聖人の象を取り用ひ玉ふことの嚴律なる、辭を係け玉ふことの精密なることを觀て、かの象を取らずと云、象を忘れよと云儒者等の、易を知らざることを了念すべし、

【象】折獄は雷電皆至るの象、折は事理分明の義にして離の象、刑は兌を毀折とし、肅殺の時とするの象、致は用ふるの義にして震の象、

初-九、遇二其配-主一、雖レ旬无レ咎、往有レ尙、

【釋】先づ此卦は、明らかにして動くと云の二卦對體の義象有るを以て、事の上に於ても、物の上に於て

虛消息の戒めとの兩つの意を乘たるの辭なり、又按するに勿憂と云は、これ舊憂へ有るの辭たり、

【象】王は六五君の位の象、假は震の象、又假之は、豐の盛んなるに至るの象、亨は震と離との象、憂は兌の象、日は離の象、日中は離の日、震の動くの象、宜きは震の象、又離の象、

【彖傳】豐、大也、明以動、故豐、

【釋】豐は大なるなりとは、これ字釋の法なり、明にして以て動くと云は、これ上下二卦對體の義象たり、それ明らかにして以て動き務むることは、これ即ち豐大に至るべき所以の道にして、乃ち此卦を豐と名けられし所以なりと云の釋なり、これは字釋法と、二卦對體の象とを説て、以て卦名の義を釋し玉へるなり、

【象】明は離の象、動くは震の象、又大は卦名の豐の轉象、又震と離との象、

王假之、尙大也、勿憂宜日中、宜照天下也、

【釋】尙とは貴び重んずるの義なり、六五の君王、よく德を盛んにして、此豐大に假り至らせ玉ふことなり、又豐大の德を貴び重んじて、王假之と云はせ玉へることなりと云の義を、尙大也と釋し玉へり、それ王者の盛衰も、天地の道の常たれば、徒らにこれを憂ふるとても、益無きのことなれば、宜しくこれを守るの道を修むべし、これを守るの道とは、乃ち持中の道たるなり、故に宜照天下也と釋し玉へり、

【象】大とは卦名豐の轉象、又震離の象、日中は離の象、宜照天下とは明らかにして動くの象、又天下は震と離との象、照は離の象、宜は震の象、

日中則昃、月盈則食、天地之道盈虛與時消滅生息、而況於人之道乎、況於鬼神之道乎、

【釋】それ天地變化の道と云は、日中するかと意へば、間も無く日影昃ぶき、月圓滿するかと意へば、早や闕け始む、これ天地の道すら盈ち虛うして、時と與に消滅し、時と與に生息す、而るを况んや、人の道、鬼神の道、以て想ひ像べしとなり、これは上文にて彖の辭の

と云の義なり、離を明とし震を動くとす、これ明らかにして、動くと云の象有り、それ明らかならざる時は、通曉する所無く、動かざる時には何事をか爲し得ん、今此卦、明らかにして能く動く時には、事皆盛んにして、大なるに至るなり、故に豐と名け玉へり、彖傳に明以動、故豐と云、これなり、又震を雷とし離を電とす、其雷電相合ふ時には、其勢ひ盛んに大なるなり、故に豐と名け玉へり、大象に、雷電皆至豐と云、これなり、又離を日とし震を動くとす、日動て天下を照臨す、其光明盛大なるなり、故に豐と名けらる、又離を明とし智とし、震を威とし勇とす、それ人、智勇兼ね備はる時には、其威明盛んに大なることなり、故に豐と名け玉へり、

豐亨、王假レ之、勿レ憂、宜二日中一、

【訂】通本假譌作假、今訂正、
【音】假、古雅切、音賈、至也、
【釋】豐とは、其勢ひの盛んに大なるの義なり、それ勢ひ盛んに大なる者は亨ること、これ定理たり、又明らかにして、動く時には、事に臨んで疑ひ惑ひ顧りみ慮ばかること無し、是を以て萬事遂げざること無きなり、故に亨るとは云へり、これは即ち一卦全體の大義たり、王と云より以下は、豐の時に處る所以の人事の敎へ戒めたり、先づ王と云は、汎く王者を指せり、それ王者とは、至尊の稱にして、富四海を有つの者たり、其隆盛に豐大なること、又與に比する所有ること無きの者とす、さるに今已に豐に至れり、故に假之と云、之とは豐の時を指て云、凡そ天地陰陽の定理、物必ずしも長久に豐大にてあるべからず、豐盛も極まる時には、凶衰必ず至ることなり、これ宜しく預じめに憂へ慮ばかるべき所の義なり、然りとはいへども、徒らにこれを憂へたりとて、更らに益有ることに非ず、宜しく其豐盛を持つの道を求むることは、日月の下土を照臨するが如くに、偏私こと無きことを要む、もし民に臨むこと偏私ある時には、かの凶衰の道忽ちに至ることなり、これ王者の最も愼しみ、深く戒しめ玉ふべきことの第一たることなり、日中すれば則ち昃き、月盈れば則ち食く、王者の盛衰も亦此の如し、切に宜しく其中を持つへし、故に宜二日中一と云、蓋し日中と云は、偏ねく照らして私し無きの義と、盈

と云に、左傳の文は、羊、衁、筐、貺と四韻に押して四句の文なり、これは大史の官、卜筮の家に傳ふる處の繇文と云者にして、各卦各爻四千九十六變ともに其辭有りしことなり、固より三代の以前より、取り傳へ來れる所の卜筮占判の書なり、故に其占辭の首に、其繇に曰くとあることなり、其繇文を周公の取り用ひ玉ひて、取舍折中して、名教道義を樹て玉ひつる所が、即ち今の經文たり、故に士女の序を前後し、實血と二韻に押して、二句と作し玉へることなり、故に文は少し異なれども、其大義は相同じきなり、

又按ずるに、此卦の大義は元來女を歸がしむるの卦たり、とはいへども、說んで動き、女を以て男に先だち、正禮を失なへるの義有るが故に、初爻にては娣となるの義を以て始め、此上爻に至つては、家を齊ふること能はざるの義を以て終れり、然らば、彖の辭の无攸利と云の三字は、これ全卦六爻の終始の義を總べ括れることを見つべし、且つ此句の无攸利と云は、かの彖の辭の无攸利と云の句に顧應して、結尾せるなり、

【象】女は六三兌の女子の主爻の象、士は上六震の男子の象、これ六三の女子の應の位に取れるの象たり、震を虛しき筐とす、兌の女子これを承く、承筐無實の象、又承は震の象、兌を羊とし毀折とし、又坎の血の半體の象とす、震の男子兌の羊の上に在り、羊を刲に血無きの象、又上六と六三と應の位たるを以て、士女と稱すと雖、陰陽の和し應せざるを以て、无實无血の象、又血は坎の象、无攸利は三より上爻に至つて、變體の未濟の卦の象、

【爻傳】上六无實、承虛筐也、

【釋】此傳象義ともに、爻の辭の釋に詳らかなり、

【豐】䷶〔離下震上〕

【音】豐、敷戎切、盛大也、詳見善工利器、

【釋】先づ此卦名の豐の字の音を世俗の朋友の朋の字の如くに呼ぶことは、謬まれるなり、これは風雨の風の字の如くに呼ぶべきことなり、さて豐とは大なり

の義を以て辭を係け玉へり、今此上六の爻は、六五の外に在ることとなれば從ひ事ふると云の義無し、故にこれを娣とはせずして、只歸妹の卦の義に就て、配偶のことを演べ戒しめ玉へるなり、』さて女と云は、六三の爻を指して云、これ兌の象を取れるなり、士とは、上六の爻を指して云、上六は陰爻なるに、これを士と云ことは、震の男子の卦象を取れるなり、これは兌の女子の主爻たる所の六三の應爻なるを以てなり、これを對爻の象を取るの法と云、さて士と云は、いまだ娶らざるの者を云、女とは、いまだ嫁せざるの者を云、其證は、大過の九二に、老夫得其女妻、九五に老婦得其士夫と云これなり、さて上爻と三の爻とは應の位なれども、陰陽の交はり和すること無きが故に、これを士と云、女と云て夫婦と稱せざることとなり、又士を先きにして女を後にすべきこととなるに、先づ女を云て後に士を云へることは、これ卦象の女を以て男に先たつの義を主として、其禮を失なへるの罪の、全く女に在ることを示し玉へるなり、これ猶大過の九五に、老婦得其士夫と云て、婦を先きにして、此の醜き行ひの、主として婦に在ると云ことを示し玉へると同義例たり、さて女子筐を承けて祭祀を佐け侍れども、其實無き時には、何を以て薦め上まつることを得んや、又士も羊の牲を刲といへども、血無き時には、何を以てか祭祀り亨を爲し上まつらんや、それ女にして實無く、士にして血無き時は、これ士も女も、共に廟見の行なはれず、鬼神亨けざるなり、それ廟見の禮行なはれざる時には、其夫婦たること得べからず、夫婦たること能はずして、爭でか家を齊ふることを得んや、故に女承筐无實、士刲羊无血、无攸利と云、

○按春秋僖公十五年、左氏傳、初晋獻公筮嫁伯姫於秦、遇歸妹之睽、史蘇占之曰、不吉、其繇曰、士刲羊、亦無衁也、女承筐、亦無貺也と見ゆ、今此經文に比較ぶれば、士女の序前後し、血を衁に作り、實を貺に作り、二つの亦の字と、二つの也の字とを多くせり、知らず史蘇が頃の易の經文は、此の如くに有りしや、今の經文が譌まりしや、又は左傳の文の誤まり寫せしにや、不審きことなり、此頃嘗てこれを思ふに、これ易の經文も、左傳の文も、倶に是にして、互ひに誤錯有ること無きなり、蓋し其所以は

侯以下の婚を爲すと、其禮も亦同じからざる者有り、口訣、是を以て女の男に先たつの咎を責めさせ玉はざることなり、固より、六五は尊位に在て、九二と應ぜり、これ君の位の陰爻より、臣の位の陽爻に應ずるにして、皇女の釐降するの義たりとす、故に帝乙歸妹と云、』さて其君と云は嫡君のことにして乃ち、帝妹帝女のことなるなり、袂とは衣裳のことを云、それ尊きを以て、卑しきに下り嫁することは、これ宜しく謙遜を用ふべきの道たり、故に王女の下り嫁し玉ふとは、かの娣妾などの容飾りを以て寵愛を迎へ求むる如きの者に非ず、其貴び重んずる所のことは、一に徳義に在ることなり、故に其徳義を褒めて、其君の袂は其娣の袂の良には如ざりきと云、然りといへばとて、嫡君の衣裳服飾の、實に娣媵より麤惡にして、劣れりと云には非ず、惟嫡君の色や飾りを以て意とせずして其徳義の盛んなるを稱し喩へたるなり、月は大陰の精、望は滿つるの義、幾は近きの義、今六五陰の徳方に盛んにして圓滿ならんとす、故に月幾望と云、これ小畜の上九と同じ義たり、

【象】帝乙歸妹は六五の皇女、九二に降り嫁するの象、君は六五の爻象、袂は震の象、娣は兌の象、又諸爻の象、月幾望は、乾を滿月とす、此爻變じて兌となる、兌は乾に幾きの象、又六五の陰の徳盛んなるの意象、

【爻傳】帝乙歸妹、不如其娣之袂良、其位在中、以貴行也、

【訂】通本良下衍之也字、今據郭本刪正、

【釋】六五の嫡君、此の如きの賢徳の行ひ在る者は、柔中を以てして、謙遜の德を盛んにし玉へるを以てなりと云の義を、其位在中、以貴行也と釋し玉へり、

【象】其位は六五君位の象、中は六五柔中の象、貴は六五君位の象、行は震の象、

上六、女承筐无實、士刲羊无血、无攸利、

【音】筐、音匡、竹器、刲、音暌、割也、

【釋】此卦初より四に至るまでは、皆六五の嫡君に從ふ所の娣媵たりとせり、故に多く娣と云て、其娣たる

遲歸有時は、九四嫡君に事へて忠貞なるの意象、又期は震と離との象、愆すは震の象、遲は倒艮の象、歸は卦名の象、時は震と離との象、有は倒艮の象、

【爻傳】愆期之志、有待而行也、

【釋】九四は己が應無きと云の薄命を安んじて、嫡君に忠貞を盡して、自己歸嫁の時の愆るをも顧みずして、よく奉事れり、故に其忠貞空しからずして、時至りて福報を得んと云の義を、有待而行也と云、

【象】有待而行は、九四忠貞空しからずして、終に福報を得べしと云の意象、又待は離明の象、有は倒艮の象、行は震の象、志は震の象、

六五、帝乙歸妹、其【嫡】君之袂、不如其娣之袂良、月幾望吉、

【音】袂、弭獘切、袖也、良、呂張切、美善也、幾、音機、近也、

【釋】帝乙のことは、先儒等紛紛たるの説にして、一定することと無し、今按ずるに

左傳哀公九年、晉趙鞅謀救鄭、陽虎筮之遇泰之需、曰宋方吉、不可與也、微子啓、帝乙之元子也、宋、鄭甥舅也、祉祿也、若帝乙之元子歸妹、而有吉祿、我安得吉焉、乃止、

これ泰の六五の爻の繇文、帝乙歸妹、以祉元吉とあるを引けるなり、其占判の工拙は置て論せず、微子啓を元子と云からは、帝乙は紂か父たることは明白たることなり、定めて此帝乙の時に王女を降し嫁せられしこと有りしなるべし、故に陽虎其事を引て判せしなるべし、固より此卦の象に、女を以て男に先だつの義有り、これ昏姻の正しき禮に非ず、是を以て諸爻は皆娣媵たるの義を以て辭を係け玉ふて、其正配に非ざることを示せり、然るに六五は、君の位たり、假令へ陰柔の爻たりとても、娣媵とは爲すべからざるの義有り、故に特り此六五のみは、正嫡匹配にして、歸嫁するの者とす、さて名教君の位の義は正しといへども、女を以て男に先だつの卦象の實は、又蔽ふべからざる者なり、こゝに聖人の名教を主張して、其位と其禮を失なはせ玉はず、又卦爻の象の實をも蔽はせ玉はずして、萬古の道義を樹玉ふ、係辭の妙を仰ぎ上まつるべきことなり、蓋し皇女の降り嫁し玉ふや、これ諸

妾之稱、婦職之卑者、主布帛裁製嫁娶、徐氏筆精云、陸震曰、織女三星貴、須女賤、

【釋】歸妹の時に當つて、六三の爻は、內卦の上に居れり、これ卑賤なる者には非ざるなり、然るにこれを須と稱して、卑賤者の目を下せる者は、此六三の爻、陰暗不中正にして、兌說の主に當れり、さて己が匹配を求むべき所の應の位の上六の爻は、これ共に陰爻たるを以て應ずるのこと無し、是を以て先づ其比する所の九四に嫁せんと求むることとなり、これを自媒自薦と云て、不貞淫行の女子なりとす、故にこれを賤しめ貶して、歸妹の時以て須たりと云、さて六三の女子、九四の陽剛に密比して、自ら薦むといへども、九四は震の爲ること有るの主爻たるを以て、卻つて其不貞を惡んでこれを拒禦ぐ、是故に六三の女子、又其志を變じて歸嫁を轉じ反て、人の娣とならんことを求む、故に反歸以娣と云、此の如きの志なり、行ひの定まらざるの不貞の女子たれば、其凶たること知りぬべし、

【象】須は六三陰柔不中正の象、又兌の象、反歸とは、六三應無きを以て、九四に比せんと欲し、又容られざるの象、娣は六三不中正にして、應無きの象、又兌の象、

【爻傳】歸妹以須、未當也、

【釋】未は不に同じ、六三は內卦の極に居れり、これ卑賤の者に非ざるの爻なり、然るにこれを須と云て賤しめらるゝ者は、六三の爻の陰柔にして不中不正なるを以ての故なりと云の義を、未當也と釋し玉へるなり、

九四、歸妹愆期、遲歸有時、

【音】愆、怯建切、去願騫、差爽也、過失也、

【釋】九四も亦娣たるの者たり、今歸嫁の時なりといへども、九四應爻無きが故に、娣となりて嫡君に從ひ事ふ、是を以て自己歸嫁の期を愆すなり、故に歸妹愆期と云、然れども九四の嫁期を愆すは、嫡君に承け事ふる所の公けの道たれば、其忠貞の志し空しからずして、假令へ遲延になるとも歸嫁すること自然に時有らんと云の義を、遲歸有時と云、

【象】愆期は、九四應無くして嫡君に奉事するの象、

は震の象、

九二、眇能視、利幽人之貞、

【音】貞、常恒之義、

【釋】此九二の爻も、亦其娣たるなり、凡そ諸爻に歸妹の時と云は、諸娣共に、六五の嫡妻の婚嫁に從ひ行くの時なることを見し玉へるなり、然るに特り此九二の爻は、臣の位に在つて、六五の君の爻に陰陽正しく應ぜり、これは嫡妻の歸嫁より前に、君主に奉事て居る所の妾たるなり、故こにれ嫡妻に從て來れる所の者に非ず、故に此爻にのみ、歸妹以娣たりと云の辭を係け玉はざることなり、それ娣媵の職は、一に嫡妻に承け順ふを以て道とす、自ら專らにするの義無し、故に其自ら專らにすると能はざるの義を喩へて、眇の如くと云なり、又其九二の妾のよく嫡妻に承け順ふの道を守つて、己が分を安んじ守ることを稱して、能く視ると云、これ猶初九の跛能履と云と、其義相同じ、履と云と、視と云とは、これ行くと居るとの別を見せるなり、さて娣も亦君の御に當るとはいへども、正配に非ざるを以て、謹んで專らなるべからず、其嫡妻を凌がず、分を犯さざること、幽人の、榮枯に心無く、世累に關からざるが如くにして、常を守る時には、其道の宜しきに適へりと云の義を、利幽人之貞と敎へ玉へるなり、

【象】眇は巽を眇とす、兌は即ち倒巽の象、又九二の娣、六五の嫡妻に事へて專らならざるの象、能視は離の象、又九二中を得て、己が分を守るの象、幽は兌の象、又九二兌澤の中に居る幽人の象、又人は兌の象、貞は常恒の義にして離の象、利は震と離との象、

【爻傳】利幽人之貞、未變常也、

【音】未、不同、

【釋】常とは娣媵の常の道を云へり、其娣媵の常の道を守り、其分を安んじて、變じ革むること有ること莫れよと、敎へ戒めの釋たり、

【象】未變、常とは、九二剛中の象、又離の至順の象、

六三、歸妹以須、反歸以娣、

【音】須、音需、女之賤者、按史天官書、婺女註、須女、賤

りと云、』それ娣の道と云は、諸般の事の務めを、悉くに嫡妻に承けて以て行ふ所の者にして、自ら主として爲し行ふこと能はざるの義を喩へて、跛と云へるなり、今初九の爻、惟能く己が娣たるの分際を守り、承て順ふの道を能く行ふことをば、能く履めりと云へり、それ初九の娣、能く其分を安んじ守りて行ふ所、此の如くなる時には、失ふ所有ることなし、故に征すること吉と云へり、

○按ずるに此爻の辭の跛能履と云と、天澤履の六三の爻の辭の、跛能履と云とは、其文は同じくして、其義は異なることなり、蓋し履の卦の象義は、自己は跛の如きの不能不肖にして、自分には能く履むと意へるの自負の義たり、又此爻は、己身の分を守るを、跛への如くにこれを愼み、さて其志念は能く其娣たるの道を履み行ふの者とす、これ黑白冰炭の反義たり、これ卦爻の象を觀て、以て辭の字を讀むべく、辭の文字を讀て、卦爻の象は得べからずと云の、讀易の秘密の一口訣たるなり、

【象】歸妹は卦名の象、娣は初九下に在りて、應無きの象、又兌を妾とするの象、跛は初を趾の位とし、且つ應爻無きの象、又震を趾とし、兌を毀折とす、跛への象、履は初爻趾の位の象、又震の象、又能履は、初九正を得たるの象、征は震の象、吉は離の象、

【爻傳】歸妹以娣、以恒也、跛能履、吉、相承也、

【釋】歸妹の時にして、初九は最下に在つて、上に應爻の助け有ることなし、これ我に匹配の求むべき有ること無きを知て、よく人に降つて娣となつて、以て其分を安んじ守れり、これ能く恒常の德を守れるを以てなりと云の義をば、以恒也と云、これ初九内修の心德に就て釋し玉へるなり、固より娣たる者の行事は、一切の事を嫡妻に承けて行ひ、自から主たらざること、跛の如くにして、能く其分を安んじ守りて、其行實は能く道を履み行へり、これ上み六五の嫡妻に相承けて吉たる所以也と云の義を、相承也と云、これ初九外修の行實の德に就て釋し玉へり、

【象】恒とは初九剛正の象、又離の至順の象、相承は、初九陽明の娣、六五柔中の嫡に承るの象、又承る

上に乘れるの象、又乘は震の象、

【大象】澤上有レ雷、歸妹、君子以永終知レ敝、

【音】敝、毗祭切、弊正文敗壞也、

【釋】先づ此上下二卦の大象を稱し玉ふこと、義例に據る時には、當に雷在澤上と云べきことなるに、今澤上有雷と云ひ玉ふことは、これは澤雷隨の大象に、澤中有雷と云へるに、對せるの文法たり、さて此歸妹の卦は漸の反對の義にして、頓急の象とす、固より澤上有雷と云は、大象の例に由て稱し玉へるにして、其實意は、歸妹の二字に歸せるなり、其歸妹の義は、即ち、かの頓急の意を掲げ示して警戒し玉へるなり、且つ此卦二卦對體の象に説以動の義有り、凡そ世人の頓速を希ひ、急功を求め、悦んで動き躁ぐことは、必ず好色貪利の二つの情欲より甚しきは無し、固より公正の道義を離れて情欲を以て行ふことは、必ず苟且妄卒ならざること無く、頓得急成を、好まざること莫し、是を以て其事はいまだ成らずして、敗壞と災殃とは先づ至る者たり、これ凡庸衆人の常態たり、又君子の如きは乃ち否らず、義を以て慾を窒ぎ道を以て情を制し、其義を正しくして、其利を謀らず、其道を明らかにして、其功を計らざるの者たり、故に君子此卦の象義の、情欲を以て妄りに動き、苟且頓得の行事を觀ては、必ず後日敝れ敗るゝことを有ることを察し戒めて、實に萬世不朽の公正の大なる道義を建立せよと云の、君子への大教訓たるなり、

【象】君子は震の象、又離の象、永終は、卦名歸字の象、敝は兌の毀折の象、又坎の象、知るは離の象、

初九歸妹以レ娣、跛能履、征吉、

【音】娣、音第、從嫡嫁者、娣之言、弟也、以序次當御者、

【釋】先づ爻の辭の最初に在る所の歸妹の二字は、昏嫁の時と云の義にして、徑ちに其時を指すの辭たり、以下皆同じ、さて全卦六爻の中にて、六五の爻は嫡妻たり、其他の爻は皆娣たりとす、今初九は最下の位に居つて、上に應爻の助け有ること無し、これ自己薄命にして匹配する所の者有ること無きの義たり、故に娣と爲つて、適く所の者とす、故に歸妹の時以て娣た

たることなり、それ同一傳の文の中にして、同卦名の字を解釋し玉ふにさへ、此の如きの殊別の取り扱ひ有ることとは、これ神易の活用の妙處にして、これ卦德象義の體用と、道義の經權とにして、槩しては、時中を離れざるの妙用たり、此故に易を讀まん者は、此等の義をも能く會得せざる時には、易の一文も一字も讀得ること能はざることなり、

【象】歸妹は卦名の象、又中卦既濟の卦象、人は兌の象、終始は歸妹は昏姻の義、婚姻は子孫の由て始まる所、女子の歸き終る所の象、又生卦乾坤の象、又倒艮の象、

說以動、所以歸妹也、

【訂】通本、所下脫以字、據古本補正、

【釋】これよりは文王の彖の辭の釋に移り玉ふなり、故に句の中に卦名の字を掲げ出し玉へるなり、蓋し此章言ふ心は、凡そ世人の說んで、以て動くと云所の者は、これ必ず好色か、貪利かの二つの欲情に非ずと云ことと無し、今此卦、兌を悅ぶとし震を動くとす、これ上下二卦對體の卦象に、說以動と云の義有るを以て、庖皇の命名、文王の繫辭、共に歸女とは無くして、歸妹とある所以の義は、此悅んで以て動くと云の、色欲利欲の二つの大欲の過ち有るを以ての警誡なりと云の義を、所以歸妹也と釋し玉へるなり、

【象】說は兌の象、動くは震の象、

征凶、位不當也、

【釋】征とは交代生卦の義を指して云、三四震と兌との主爻、泰より歸妹へ征の象、位不當とは、三四の兩爻、共に正しきを失ひ、應を失なへるを云、

【象】位不當は、六三兌の主爻、九四震の主爻、各共に位を失なへるの象、

无攸利、柔乘剛也、

【釋】柔とは、六三と六五との、二陰柔の爻を指して云、剛とは、九二と九四との二陽剛を指して云へり、乘とは六三、六五の二陰爻、九二、九四の二陽爻の上に乘れるを云、凡そ乘ると云ことは、皆陰爻の難みたるを云へり、故に无攸利とは、柔乘剛也と釋し玉へり、

【象】柔乘剛とは、六三、六五の二陰爻、九二、九四の

之、禮之大體而所以成男女之別而立夫婦之義也、男女有別、而後夫婦有義、夫婦有義、而後父子有親、父子有親、而後君臣有正、故曰、昏禮者禮之本也、夫禮始於冠、本於昏、重於喪祭、尊於朝聘、和於射鄕、此禮之大體也、

これらの義有るを、こゝの歸妹の字をば、歸嫁の義として、天地之大義也とは、釋し玉へることなり、且つ易文中に、天地之大義と曰へる者は、家人の彖の傳に、男女正天地之大義也と云と、此條と、只二條のみにして、共に男女配合の大義に係りしことなるを見て、いよ〱聖人の微旨の、深く存在せることを仰ぎ察し上まつるべきなり、

【象】歸妹は卦名の象、又中卦既濟の象、天は生卦乾の象、又震の象、地は生卦坤の象、又中卦離の象、大は乾と坤との象、又震の象、義は乾の象、又震の象、又兌の象、

天地不交、

【釋】交はらずとは、即ち歸嫁ざると云の意なり、歸嫁せずして、豈交はることを得んや、故に此彖傳の句の頭の歸妹の歸の字に、其微意を罩玉ふこと、最も深く殊に重し、これ即ち頓の義を含畜し玉へるなり、傳、

【象】天と地との象は上に同じ、交とは卦名歸妹の象、不は坤の象、又倒艮の象、

而萬物不興、

【釋】不興とは、即ち生ぜざるの義たり、それ天地廣大の生生の大德なりといへども、二氣交はらざる時には、萬物を興すこと能はず、男女といへども、配合せざる時には、子孫生ぜざると云の釋なり、

【象】萬物は生卦坤の象、興は震の象、不は倒艮の象、又坤の象、

今既男女配合、故

歸妹、人之終始也、

【釋】人之終始也とは、それ男女の配合は、子孫の由て始まる所にして、女子の歸き終る所たり、これ人の終始する所のことに非ずや、故に雜卦に歸妹、女之終也と云へるも、即ち此義たり、

以上は卦德に由て卦名の解釋を下されたるなり、蓋し此卦名釋中の二つの歸妹と云の字と、又下文彖の辭の釋の歸妹と云の字とは、其斡旋しの旨、大に殊別

易大傳曰、天地絪縕、萬物化醇、男女構精、萬物化生』禮哀公問曰、孔子侍坐於哀公、哀公曰、敢問人道誰爲大、孔子愀然作色對曰、君之及此言也、百姓之德也、固臣敢無辭而對、人道政爲大、公曰、敢問、何謂爲政、孔子對曰、政者正也、君爲政、則百姓從政矣、君之所爲、百姓之所從也、君所不爲、百姓何從、公曰、敢問、爲政如之何、孔子對曰、夫婦別、父子親、君臣嚴、三者正、則庶物從之矣、公曰、寡人雖無似也、願聞所以行三言之道、可得聞乎、孔子對曰、古之爲政、愛人爲大、所以治愛人、禮爲大、所以治禮、敬爲大、敬之至矣、大昏爲大、大昏至矣、大昏既至、冕而親迎親之也、親之也者親之也、是故、君子興敬爲親、舍敬是遺親也、弗愛不親、弗敬不正、愛與敬、其政之本歟、公曰、寡人願有言、然、冕而親迎、不已重乎、孔子愀然作色而對曰、合二姓之好、以繼先聖之後、以爲天地宗廟社稷之主、君何謂已重乎、公曰、寡人固、不固焉得聞此言也、寡人欲問不得其辭、請少進、孔子曰、天地不合、萬物不生、大昏萬世之嗣也、君何謂已重焉、孔子遂言曰、內以治宗廟之禮、足以配天地之神明、出以治直言之禮、足以立上下之敬、物恥足以振之、國恥足以興之、爲政先禮、禮其政之本與、孔子遂言曰、昔三代明王之政、必敬其妻子也有道、妻也者、親之主也、敢不敬與、子也者、親之後也、敢不敬與、君子無不敬也、敬身爲大、身也者親之枝也、敢不敬與、不能敬其身、是傷其親、傷其親、是傷其本、傷其本、枝從而亡、

又防記曰、夫禮坊民所淫、章民之別、使民無嫌、以爲民紀者也、故男女無媒不交、無幣不相見、恐男女之無別也、詩云、伐柯如之何、匪斧不克、取妻如之何、匪媒不得、蓺麻如之何、橫從其畝、取妻如之何、必告父母、以此防民、民猶有自獻其身、

又昏義曰、昏禮者、將合二姓之好、上以事宗廟、而下以繼後世也、故君子重之、是以昏禮、納采、問名、納吉、納徵、請期、皆主人筵几於廟、而拜迎於門外、入揖讓而升聽命於廟、所以敬愼重正昏禮也、父親醮子而命之迎、男先於女也、子承命以迎、主人筵几於廟、而拜迎於門外、壻執雁入、揖讓升堂、再拜奠雁、蓋親受之於父母也、降出御婦車、而壻授綏御輪三周、先俟于門外、婦至壻揖婦以入、共牢而食、合巹而酳、所以合體同尊卑以親之也、敬愼重正、而後親

震の長男の主爻も、又六三の兌の主爻も、共に各正しきの位を失ひ、又各其應爻の助けを喪ふて其凶たること知りぬべきなり、且つ對體の義象には、兌んで震くと云の象有り、それ悦んで動くと云はん者は、凡そ世人の常情、色欲か利欲かの二つに脫漏こと有ること無し、これ共に凶たる所以の道たり、故に征凶、无攸利と云、无攸利とは、これ反語にして、深く其凶たることを戒しめ玉へるの辭なり、

禮經解曰、婚姻之禮、所以明男女之別也、夫禮禁亂之所由生、猶坊止水之所自來也、故以舊坊為無所用而壞之者、必有水敗、以舊禮為無所用而去之者、必有亂患、故婚姻之禮廢、則夫婦之道苦、而淫辟之罪多矣、是亦可觀所以命歸妹之義也、

【彖傳】歸妹、天地之大義也、

【釋】此彖傳の起首の句は、卦名の解釋たることは勿論にして、其句の頭の歸妹の二字を、卦名の名目讀みとは爲さずして、歸嫁と云の作用讀みにすること、これ至つての祕訣たり、これ歸の字の本義、歸嫁の旨を主として、讀ませ玉ひて妹の字を賓にして、只女子と云の義に輕く覩玉へるの旨なり、其深意微旨を斟酌し上まつるに、先づ女兄弟の衆多なりしも、諸姉等は已に早、次第を以て各皆歸嫁を得了りぬ、今少女の妹氏さへ、已に歸嫁せんとす、これ歸妹婚姻のこと、業已に配合成り了りぬると云の義たり、故に此彖の傳の卦名の二字は、女子歸嫁の義と訓こと祕訣たり、

よめいりとも、かたつきともよむべし、

天地之大義也とは、それ歸妹はよめいり、かたつきと云のことにして、男女配合の義たり、其男女の配合するこそ、實に天地の大義たることにして、人の天地に代つて、生生發育する所以の起本にして、三才中の大義、これより大なる者は莫きなり、

易大傳曰、天地之大德曰生、

又曰、生生之謂易、

さらば天地の大德と云も、神易の究竟の道も、共に此生生の道に畜まれることなり、其生生と云ことも、男女配合せざれば生生すること能はざることなり、且つ其生生の道も、人を生生することを貴しとす、人は萬物の靈たればなり、且つ其男女夫婦の配合の天地の大義たりと云ことを、聖經に徵するに、

【歸妹】䷵（兌下震上）

【音】歸（校者云、歸原本作歸）舉韋切、女嫁曰歸、從彳從止、從婦省、彳、行也、止、畜也、婦行夫家而止、歸嫁義也、說文、改彳從自、作歸妄譌、妹、音昧、女弟也、少女之稱、從女從未、少女之義可會、詳見善工利器、

【釋】歸妹とは女子の歸嫁するの義なり、此卦兌を少女とし說ぶとし、震を長男とし、動くとす、それ少女を以て、長男に下る、これ彼も是も共に悅んで動くの象有り、故に歸妹と名け玉へり、又交代生卦法を以て觀るときには、本は泰より來れりとす、其泰の六四は兌んで下り、九三は震きて上る、一たび交代するとこれ早、三四の爻ともに忽まち正しき位を失なへり、これ色欲に說び動て、正しき道を失ひ、私しの情欲を肆まゝにして、配偶を擇ばずして、婚姻の正しき禮を失へる者たり、故に歸妹と名け玉へり、又震の雷、兌の澤の上に在るの象有り、雷動けば澤の水も從ふて動く、これも亦男女情欲を以て、相說び動くの喩へたり、故に歸妹と名く、大象に、澤上有雷歸妹と云これなり、

○按ずるに、此卦女子歸嫁の義たらば、歸女と稱すべきこととなるに、歸妹と名けられたる者は、蓋し此卦象の上に就て、これを考ふるに、二つの失罪有るを以て、これを責むるの微意有ることとなり、先づ其一は女として男に先だつ、これ禮を以て娶ることを待たずして自ら嫁する所の者に似て、自媒私奔の嫌忌有り、これ澤山咸の男を以て女に下れるの正義と相反す、これ婚姻の正禮を失へる者とす、又其一は、兌を少女とし、震を長男とす、少女を以て長男に配す、これ澤山咸の兩少相配すると相反す、これ婚姻の時を失ひ、配偶の正しきを過てるの者とす、此二つの過失の義有るを以て、歸女とは稱せずして歸妹とは命じ玉へるなり、

歸妹、征凶、无攸利、

【釋】此卦には交代生卦法有て、其本は泰より來れるとす、其順生卦の泰の時には、天地陰陽二氣相交はること正しくして、六爻皆應有り、泰通安寧の吉の象たりしことなり、然る所に、忽まち一點の情欲に牽かれ動きて、三四の陰陽の爻、相交代するときには、九四

中より干に進み、それより、次第に序を以て進み往て、九五の陵に至れり、これ皆序次を以てして進める者たり、然るに今此上九に至つては、忽ちに飛び揚つて雲路に進み至ると云、これ漸の卦の象義を失なへる者に似たり、さるに吉と云の辭を係け玉ふて、これを稱美し玉ふこと、此義如何んと云に、先づ此卦初より五に至るまで、克く漸次に進むの義を守りて、其功已に成り了りぬ、今漸の義已に既果てぬ、且つ上爻は、天の位たり、故を以て鴻漸于逵と云、これ猶需の上爻に至つては、需と云の義を用ひず、大畜の上爻には畜の義を取らざるが如きと、同一例たり、且つ此爻の義、人事に於てこれを觀る時は、功成り名遂げて、而身退くと云の時に當れり、かの鴻雁の來往時に從ひ、群飛序を亂さゞるの正義を以てして、其能く雲路に翺翔して、無碍自在なるを觀て、其鴻の羽の進退の德義、以て儀則と爲すべしと云の敎戒たり、故に其羽可用爲儀吉と云、

○按ずるに逵の字を雲路と訓ずること如何んと云に、說文に、逵本馗に作れり、馗は、高也故に首に從ふと云、それ高くして往還する所の者は、雲路に非ずや、此卦六爻共に鴻雁の進むを以て象を取れり、今鴻雁の羽擧て進み飛ばん所の者は、即雲路なり、之猶大畜の上九の天衢と云ると亦同義たるなり、

【象】逵は、上爻天の位たるの象、又震の象、羽は坎を飛鳥とするの象、儀は坎の象、又總べては、上九漸進の極の象、

【爻傳】其羽可用爲儀、吉、（其漸進之序次）不可亂也、

【釋】此卦漸く進むの義は、最初水の中よりして干に至り、磐に進み、陸に木に陵に上り、今終に雲路にまで、進み至りて、少しの支吾障碍有ること無く、逍遥自在に翺翔する者は、全く其漸進の序次亂るべからざるの德有るを以てなりと云の義を、不可亂也と釋し玉へるなり、

【象】不可亂は、鴻雁の來往時有り、群飛序有るの象、又君子進退時有り道有るべきと云の敎戒の意象、又上九漸進の卦極の象、

【釋】九五は、四より高きこと一位にして、これ木より高き陵阜の上に進めり、故に鴻漸于陵と云、婦とは、二の爻を指せり、固より九五六二は、正應の夫婦の位たり、然れども、其二五夫婦の中間に、三四の兩爻有て、三の陽は二に比し、四の陰は、五に比せり、此兩爻の爲に障はり隔てられて、夫婦和すること能はず、故に三歳の久しきに至れども、孕むこと有ること無し、故に婦三歳不孕と云、三歳とは、多歳の義を云、不孕とは、これ二五夫婦交和せざるの喩へたり、然り卦に於ては三四兩爻、現在に隔て障はるの象有れども、義に於ては、邪は正に敵すへからず、故に三四の兩爻、假令へ邪を以て隔を爲すと雖、二五は正應なるを以て、終には三四の邪謀も、二五の正道に勝つこと克はず、是を以て二五相和するの義有り、故に終莫之勝吉と云、之とは、二五の爻を云、且つ中正にして正應たると云の意をも含みたるなり、莫勝は三四の兩爻、卒に屈し敗るゝを云、

【象】陵は九五の位の象、又重艮の象、婦は六二の象、又巽の象、三歳は二より五に至ること、三爻を歷るの象、不孕は坎を孕むとし、艮を不とするの合象、又二五夫婦、三四に間られて、和せざるの象、終莫之勝は、三四の爻、二五を間と雖、遂ぐることを得ず、二五相應じ和するの象、終は艮の象、勝は震の象、莫は艮の象、

【爻傳】終莫之勝、吉、（二五）得所願也、

【釋】九五、六二、正しき應の位の夫婦たりと雖、其中間三四の兩爻に隔てられて、和睦せざりしかども、邪は正に勝つこと能はずして、終に二五の夫婦、陰陽相和睦して、各其願ふ處の正配和諧することを得たりと云の義を、得所願也と釋し玉へり、

【象】得所願は、二五相應ずるの象、又願は震の象、得は坎の象、

上九、鴻漸于逵、其羽可用爲儀、吉、

【訂】通本、逵、譌作陸、今改正、

【音】逵、渠追切、雲路也、儀、魚羈切、法象也、則度也、

【釋】それ漸の卦の漸やく進むと云の義は、初爻の水

經大道を失なへり、と云のことなり、愼で相保てよと
は、これを其最初に、禮の正經大義に據つて、其情欲
の私の意を斷割して、相互ひに各己身をば金玉の如
くに珍重保護せよと云の義なり、これはこれ後人へ
の懲戒たり、

【象】離二群醜一とは九三の男、坎の主と爲つて、情欲私
愛に陷り溺れて、人倫の道を離るゝの象、又群も醜
も、共に變體坤の象、離るゝは艮の象、失二其道一と
は、六四の女子、九三の男に害比し、私奔して配偶の
正道を失なへるの象、又道も失も、共に坤の象、愼
相保とは、九三の男、六四の女、相互に情欲の害比を
愼て、其身を保重せよと云の敎戒の意象、愼は坤陰
の象、保は艮の象、

六四、鴻漸二于木一、或得二其桷一、无レ咎、

【音】桷、音角、平柯也、柯之大者曰二平柯一、

【釋】木は、地上に生ずる者にして、六四は、三より高
きこと一等なり、これ陸地より木の上に進めるなり、
故に鴻漸二于木一と云、桷とは、樹枝の大なるを云、蓋し
鴻雁の類は、駢趾て細き枝を握ることを能はざるが故
に、必ず大條平柯を討ねて安處するの者なり、これ咎
無き所以なり、故に或得二其桷一无レ咎と云、これ六四は
漸やく進むの卦に在つて、巽從の主爻にして、正を得
たり、これ進むに巽順を以てして、正しき位に居れ
り、故に鴻の平柯を得て安處するを以て喩へ玉へる
なり、

【象】木は六四の位の象、又巽の象、桷は九三の爻、
巽木の下に横たはるの象、　これ鄰爻の象を取て一爻の辭の賓主と爲すと云の例なり、

【爻傳】或得二其桷一、愼以巽也、

【釋】六四の其安住處を得る所以の者は、これ全く進
むの時に、巽順にして正を得て以て進むの故なりと
云の義を、愼以巽也と釋し玉へり、

【象】愼は六四柔正にして、巽順の主爻の象、又乾の
象、又艮の象、巽ふは巽の象、

九五、鴻漸二于陵一、婦三歳不レ孕、然尼三四終莫二之指二九五一勝一、吉、

【音】陵、力膺切、平蒸凌、邶陵也、岡阜也、

此の如きの者にして、爭でか室家和睦し、夫婦偕老し、生育の功を全くし、子孫相續することを得べけんや、後ち必ず睽き離るゝに至ること必せり、故に夫往不復、婦孕不育凶と云、それ男女夫婦の道は、彝倫の本根、名敎の綱維たり、故に易の下經は、咸恒の卦を首めとし、詩の敎は、關雎を首めとす、

易序卦云、夫有天地、然後有萬物、有萬物、然後有男女、有男女、然後有夫婦、有夫婦、然後有父子、有父子、然後有君臣、

禮中庸曰、君子之道、造端乎夫婦、及其至也、察乎天地、

これ系嗣相續し、先祀絶えざらしむる所の大義にして、謹み愼み公やけに正しからずば有るべからざる所の大道たり、然るに今此九三、六四の兩比爻、己が情欲を恣にして、私に密比し、夫婦の正禮大義を紊り、和樂唱隨の本旨を喪ふて、嗣を絶し、身を錯れり、それ此の如き者は、これ相互に相愛し相好むと云には非ず、これ相害し相寇する者と謂つべし、これ各宜く防ぎ禦ぐべきことなりと云の意を、利用禦寇と云、

○按ずるに陰陽相鄰りて密比するの爻にして、これを寇と稱するの例は、屯の二、需の三、賁の四、解の三、鼎の二等の類、これなり、これを害比の例と云、詳かなることは、象變辭占に見ゆ、

【象】陸は九三の位の象、又坤の象、夫は九三の象、又艮の象、婦は六四の象、又巽の象、征不復は震を征とし復るとす、內卦の艮を倒震とす、これ艮の夫、巽の婦に背き征て、復らざるの象、孕は坎の象、不育は艮の象、寇は坎の象、又三四兩爻害比の象、禦は艮の象、用も利も離の象、

【爻傳】夫征不復、離群醜也、婦孕不育、失其〔配耦之〕道也、利用禦寇、愼〔各互〕相保也、

【訂】通本、愼譌作順、今正、

【音】離、呂支切、平聲、離別也、醜、齒九切、類也、

【釋】群醜とは、群族匹類と云のことの義にして、即ち人倫のことなり、それ人倫の大切たる所の、夫婦の大禮大義を毀なひ傷つて、密比私奔することなり、これ人倫を離るゝなり、失其道とは、即ち夫婦配偶の大

ふの義なり、これ易の定例なり、
【象】磐は二の爻の位の象、又艮の象、飲も食も、共に坎の象、衎々は二五中正の象、又坎を燕樂とするの象、

【爻傳】飲食衎々、不素飽也、

【音】素、桑故切、生絹不巧飾之義、由轉爲空、飽、包上聲、滿腹厭食也、素飽、猶曰徒食也、

【釋】不素飽とは、六二の臣、柔順中正の德を以て、九五君所に進み應じて、君德を補佐し、恩寵を蒙ぶり、高爵大祿を受くと雖、其忠信の勤行、其爵祿を空しくせず、實に尸位素餐の人にては非ざりけると云て、强く六二の忠功を稱美し玉へるなり、

【象】不素飽とは、六二柔順中正にして、九五剛健中正に應ずるの象、又素は兌の白色の象、飽は坎の象、不は艮の象、

九三、鴻漸于陸、夫征不復、婦孕不育、凶、利用禦寇、
九三震主　六四巽主

【訂】利下脫用字、今補、

【音】孕、以證切、蠅去聲、妊子也、

【釋】陸とは、高く平らかなるの地にして、九二より高きこと一等、これ磐より陸地の上に進めり、故に鴻漸于陸と云、さて夫と云、婦と云、共に鴻の雌雄のことを云には非ず、夫とは、九三陽剛にして艮の主爻たるを指せり、さて九三六四、共に各應有ること無く、其位相鄰れるを以て、陰陽相密比せるなり、故にこれを夫婦と云、

凡そ易中に、爻象に即て夫婦と云者二例有り、陰陽正位相應ずる者を、正配の夫婦とし、私の情を以て相密比する者を、私奔の夫婦とす、殊に此卦の義は、彖の辭に、其女婦を以て辭を係け玉へる者は、其納采より親迎に至るまでの、大禮全く備はりて、而後に歸嫁するを以て、大義なりと、敎へを立て玉へることなり、これ漸次の道たればなり、然るに今此三四の兩爻の如きは、男女各互ひに情欲を以て、私に相密比せり、これ孟子の所謂、父母の命、媒妁の言を待ずして、穴隙を鑽して相窺ひ、牆を踰えて相從ふと云者にして、これ漸の卦の大義に背き、彝倫の大綱を破れり、それ

切なるを以て、六爻共に象を鴻に取れるなり、固より初爻は最下に居つて、進み上れる者には非れども、今漸次進むと云の時なるを以て、初爻も漸次と進むの者とす、これ漸進の卦にして、此爻漸進の初めなればなり、其象は、鴻の水中より陸に進んで、水涯に上れるの義に取れり、これ極低き所より、一位だけ進めるの者とす、故に鴻漸于干と云、これ鴻雁を假つて君子の進むの義に喩へしなり、小子とは、初爻の象に即て云、乃ち君子のことを指せり、決して鴻雁の雛鳥を云には非ざるなり、これ初爻を子とするの象に即て小子と云へるのみ、凡そ進み行くの道は、前に居るを吉とし、後へに在るを凶とす、前とは、外卦を云、殊には上爻を最も前とす、後へとは、内卦を云、中にも初爻を殿後とす、これ易の卦爻の定例たり、今此爻は、陰柔不才にして、上に應爻の助け無く、殊に六爻の最も後へに居る、これ進むの義に於ては、遲延して危きの者たり、故に小子厲、有言と云、然れども、往くに時を以てし、進むに序有るの卦の時たるを以て、犯す所有ること無きが故に无咎と云、

【象】鴻は坎の象、又漸の義を兼ねたり、干は初爻の象、又坎の象、厲は初六衆爻に後るゝの象、言は坎の象、有は艮の象、

【爻傳】小子之厲、義无咎也、

【釋】初六漸進むの時に出遇ふて、陰柔不才にして、上には應爻の助けも無く、殊に其身は六爻の最も後へに居ることなれば、これ進むの道にとりては甚だ危きの者とす、然れども往くに時を以てし、進むに序を以てして、更らに時を犯す所無きを以て、其道の義に於ては咎無しと云の義を、其義无咎也と釋し玉へり、

【象】義は倒震の象、

六二、鴻漸于磐、飮食衎衎、吉、

【音】磐、音盤、大石也、衎音侃、和樂貌、

【釋】二は初より高きこと一等なり、これ干より磐の上に進みしなり、故に鴻漸于磐と云、さて六二は、柔順中正を以て、九五の君に進み應ず、是を以て惠賜恩顧を蒙ぶつて、和樂するなり、故に飮食衎々と云、其吉たると知りぬべし、凡そ飮食と云は、燕樂の義にして、分つてこれを云ふ時は、飮は樂しむの義、食は養

卦象の漸進次序有るの正しきに進み、これを推して以て邦國をも正しく治むべしとなり、これ彖の辭の利貞の釋たり、可以正邦也の句に至つては、全く九五剛中利貞の功業の顯著なるべきことを擧げて、汎く君子への敎へを示させ玉へるなり、

【象】當位は九五君位の象、剛得中は九五剛中の象、進は卦名の象、正は離明の象、邦は離の象、

【大象】山上有木漸、君子以居賢德善風俗、

【訂】善下脫風字、今據王本及郭本補正、

【釋】山の上に木有ると云は、これ樹木の其所を得たるの義にして、其實は、才能有る所の賢者、各其所を得たると云の比喩たり、是を以て在位の君子、此二卦の象を觀ては、須らく賢德有るの人を擧げ用ひて、各其所を得せしめ、各其官位に居らしむる時には、天下皆其德澤に潤ひ、其敎化に感じて風俗美善に至るべしと云の敎へたり、それ國家政敎の要とは、賢德を官にして、風俗を善ならしむるより勝れたるは莫し、これ朝无曠位、野无遺賢と云の善政至治にして、書に所謂、知人則哲、能官人、又、任官惟賢才、左右惟其人、論語に、擧直錯諸枉則民服など云へるの義なり、

○按ずるに地風升の大象に、地中生木升、君子以順德積小以高大、今升の大象の生の字と、此大象の有の字と、升の地中と云と、漸の山上と云とを對し看て、聖人卦に命じ玉ふの深義と、象に因て辭を係け玉ふの微妙なることを、思惟玩索すべきことなり、且つ漸は、現在の漸進なり、升は、將來の升達なり、

【象】山は艮の象、木は巽の象、有は艮の象、君子は離の象、又艮の象、居賢德は、二五中正相應の象、又賢は艮と離との象、德は坎と艮との象、居は艮の象、風俗は巽の象、善は離の象、

初六、鴻漸于干、小子厲、有言无咎、

【音】鴻、音洪、鴻雁也、干、音竿、水涯也、

【釋】鴻とは、來往時有り、群飛序有るの鳥にして、此漸の卦の進むに序次有るの義に於ては、殊に其象親

序次有て、妄りに越え犯すと云こと無くして、今否の卦より交代し來れりと雖、否の六三の爻、才に一等を進んで漸の六四の巽の主爻となり、柔正の位を得たりと云のことを、漸之進也、進得位と云、又往有功也とは、これ六四柔正を得て成卦の主爻となることを得たると云を以て、卦名の漸進の德義を示させ玉ふなり、

【象】漸之進也とは、山の上に木有るの象、進得位は交代生卦の象、又進は卦名の象、又三より四に進むの象、又得位は六四柔正を得たるの象、往とは三より四に往くの象、有功は六四柔正成卦の主爻と爲り、漸進の功を得るの象、

女歸吉、止而巽、動不窮也、

【釋】これより彖の辭の解釋たり、固より彖の辭は、女歸の象に即て辭を係け玉へることなり、又孔夫子の傳は、二卦對體の象義を以てこれを釋して、主として君子への敎へに本づけて說かせ玉へるなり、それ君子の進むや、其道の序を以てすること猶女子の歸嫁するが如く、六禮の次第を履んで以て進み、道の至善に止て、時の宜きに巽ふべし、こゝを以て其動作よく道に適ひ、禮に合して、出處語默ともに窮困すること有ること無しと云の義を止而巽、動不窮也と釋し玉へり、

禮表記曰、子曰、事君難進而易退則位有序、易進而難退、則亂也、故君子三揖而進、一辭而退、以遠亂也、』孟子曰、丈夫生、而願爲之有室、女子生、而願爲之有家父母之心、人皆有之、不待父母之命、媒妁之言、鑽穴隙相窺、踰牆相從、則父母國人皆賤之、古之人未嘗不欲仕也、又惡不由其道、不由其道而仕者、與鑽穴隙之類也、

これらの文も亦此條の義を發しつべきことなり、

【象】動は離の日の象、不窮も離明の象、

利貞、當位剛得中、進以正可以正邦也、

【訂】通本、脫利貞二字、今補、當位、譌作其位、今改、中下衍也字、今刪、

【釋】當位とは、九五君位の爻を云、剛得中とは、九五剛健中正の德を云、それ九五の君、剛中の德を以て、

云、これ歸ぐ者に敎ふるの義なり、凡そ進むと云の道は、正を以て本とす、不正にしては、いかでか進むことを得べけんや、故に利貞と云、これは汎く君子に進むの道を敎へ玉へるなり、故に此貞の字は、貞正の貞にして、必ずしも女婦の貞節の義なりなどと、拘泥べからず、

【象】女は巽の象、又離の象、歸は漸次に進むの象、利も貞も、共に離の象、

○按ずるに此漸の卦、及び歸妹、家人、既濟、未濟、水山蹇等の六卦に、皆女歸婚姻の象義有り、然れども卜筮上にて卦爻の象の實に即て論ずる時には、共に皆婚姻十分の吉卦と云には非ることなり、先づ此卦にて論せば、六四は成卦の主爻にして巽の主爻たり、これ女子の象たり、されども、初六に應無し、又九三は艮の主爻にして、これ男子の象たり、されども上九の應無し、且つ二五夫婦位の、陰陽は相應ずれども、其中間に三四の兩爻の隔て有て、これを妨ぐ、四の陰は五の夫に比し、三の陽は二の女に比す、これ夫婦不和の象義たり、固より象も爻も、皆象に據て敎へを設け、辭を係け玉ふことは、勿論たり、卜筮も亦卦爻の象に因て活用占判すること勿論にして、經義名敎の斡旋と、卜筮占判の活用と、其義相反することある者、此の如きなり、故に卜筮義に熟するに非ずしては、經文解すべからず、經文義に達するに非ずしては、卜筮爲すべからずと云者は、これらが爲なり、固より經文名敎の道理と、卜筮占判の活用とは、車の兩輪の如くにして、一を廢しては、寸歩も行くべからざることとなり、然るに象爻の辭の名敎の文を取つて、徑ちに卜筮活用の占辭と爲よと敎ふる者は、實に痴人の夢を説くものにして、拙劣の甚しき者と云べし、尙婚姻占の秘訣は、別傳たり、

【彖傳】漸之進也、進得位、往有功也、

【訂】通本、彖傳有錯雜、今改正、

【釋】これ否の交代生卦法を以て、卦名の義を釋し玉へるなり、言ふ心は、今漸の卦の進むと云の名を以て命じ玉ひつる者は、これ重乾や重震や、火地晋やの進むと云とは、異にして、其進むこと稍々徐々にして、

【象】敦は重艮の象、

【爻傳】敦レ艮之吉、以レ厚終也、

【釋】厚の字を以て、敦の字の義を釋し、終の字を以て、上爻の象と、成卦の主たるの義と、重艮の卦の極たるの義とを併せ釋し玉へるなり、これは至善の所を得て、能く其時の宜しきに安んじ止まつて、こゝを終身の安住處とすると云の意にして、遙かに初六の利「永貞」の句に照應して、以て一篇の終始の義を貫通せるの象義なり、文法なり、故に敦レ艮之吉、以レ厚レ終也と云、

【象】厚は重艮の象、終は上爻の象、又艮の象、又變體坤の象、

【漸】䷴〔艮下 巽上〕

【音】漸、慈冉切、以レ序進也、頓之對也、不レ速之稱、

【釋】艮を山とし、巽を木とす、山の上に木有る時は、則ち漸次に成長するの義有り、故に漸と名け玉へり、大象に、山上有レ木漸と云、これなり、又艮を止まるとし、巽を從ふとす、それ内に能く止まり守るの德有て、外人に巽ふ時には、其道必ず進む、故に漸と名けらる、彖傳に、止而巽、動不レ窮也と云、これなり、又交代生卦法有り、本天地否より來れりとす、六三進み上つて、四に居つて正を得たり、これ内卦より外卦に出で、下卦より上卦に上るとは雖、其進むこと僅かに一級一位のみなり、是れ大に進むの義には非ずして、漸次に進んで其序を越え過さずして、正しき道を得たるなり、故に漸と名く、彖傳に、進得レ位、往有レ功也と云、これなり、

漸、女歸吉、〔漸ハ進之道〕利レ貞、

【釋】それ女子の歸嫁するや、先づ納采、問名、納吉、納徵、請期、親迎、に至るの、六禮の次第有て、進むに序次の正しきに從ふことは、これ禮經の大義たり、さて已に夫家に歸ぎては、夫に巽ひ順ふて、其家に止まり終るを女子の道とせり、故に二たび出て還ると云の義無し、此卦漸次の義にして、六四進むに正を以てし、又巽ふて止まると云の象有り、故に女歸吉と

況其邇者乎、居其室出其言不善則千里之外違之、況其邇者乎、又曰、亂之所生也、則言語以爲階、君不密則失臣、臣不密則失身、幾事不密則害成、是以君子愼密而不出也、頤大象曰、君子以愼言語、

これらの旨なるを以て、故に艮其輔と云、然ればとて一に緘默せよと云の謂には非ず、能く其出入を愼み、時有て然後に言す、是以て終日言て、口の過失なきの謂なり、故に言有序と云、さるに九三の爻、陽剛にして內卦艮の主として、下體に艮つて上に朝せず、又二四の兩大臣有りといへども、共に陰弱にして、六五を輔佐して、九三を制伏すること能はず、是を以て六五悔有るなり、此時に當つての道は、六五の君能く柔中の德を守り、其言語を愼ませ玉ふ時には、九三剛愎の臣も、自然に其德に懷きて、來り朝せんとなり、故に悔亡と云、

【象】六五は身の爻の上に位す、輔の象、又此卦三より上爻に至つて、小體の頤の卦の象有り、これ輔の象、言は坎の象、又頤口の象、序は重艮の象、悔亡は六五柔中、言序有るの意象、

【爻傳】艮其輔、以正中也、

【訂】通本、正中、譌作中正、今訂正、中去聲、

【釋】六五君位に居て、口輔の象に當りて、艮止の時に從ふて、善く言教の節序を得て、終に九三剛愎の臣をも感化せしむる者は、これ全く六五の正中の德有るを以てなりと云の義を、以正中也と釋し玉へり、

【象】正中は六五柔中より艮止の時に合して、其靜かなるの德の道の極處に中れるの象、

上九、敦艮、吉、

【音】敦、都昆切、平魂墩、厚也、相勉也、

【釋】此卦は、重艮の象たるを以て、九三と上九と、共に艮止の主爻たりと雖、全卦を以てこれを熟觀するに、九三は、卦の半途に在つて、これ長く止まるべきの所に非ず、今此上九は、卦の終りにして、又更らに動き行くべきの所有ること無し、是を以て上九を成卦の主とす、それ成卦の主にして、艮止の卦の極に止まる、故に敦艮と云、固より至善の地を得て、其所に止まることを敦くす、これ吉たるの道なり、故に吉と云、

玉へるなり、

【象】危の字は厲の字の釋にして、九三人位改革の危地の象、

六四、艮其身、无咎、

【釋】凡そ人の肢體、これを概して論ずる時には、身ならずと云の所は無しと雖、分ってこれを說く時には、腰より以上を指して身と云なり、今六四の爻は、腰の上に居れり、即ち身の位とす、此卦艮止を以て義とす、六四は、柔正を得て六五に從ふて志を同くす、これ宰相の常道を得たる者とす、他の爻の或は趾に艮まり、腓に艮るに視較ぶれば、殊に勝れたるの者とす、然れども陰柔にして、爲ることと有るに堪へず、故に亦得る所も有ることと無きなり、是を以て吉とも云べからず、惟己が分に止まれるを以て、无咎と云へり、

【象】身は六四限の上に居る、身の位の象、又艮を身とするの象、

【爻傳】艮其身、止諸躬也、

【釋】六四は、陰爻陰位に居り、柔正を得たるを以て、其心志柔順にして靜なり、今艮止の時に遇ふて、克く其分を守り、克く其道を躬に止むる所の者たり、故に釋して止諸躬也と云、諸とは、艮止の道を指す、

【象】止は艮字の釋にして艮の象、躬は身の字の釋にして艮の象、又止諸躬とは艮の篤實の象、

六五、艮其輔、言有序、悔亡、

【釋】輔とは口の兩邊にして、四の爻を身とす、五は身の上なれば、即ち口輔の位たるなり、六五は、陰靜にして、中を得たり、是を以て能く止まるの者とす、凡そ君子の愼しむべき所の大綱なる者二つ有り、所謂言行これなり、さて言行の二つに就て、分つてこれを論ずる時には、君令し、臣行ふ、これ綱常の大典たり、さらば君は言を主さどり、臣は行ふことを掌どれり、故に君の字は尹に從ひ、口に從ひ、后の字は、𠂆に從ひ、一に從ひ、口に從へり、これ君后の二字共に口に從へるを以て、其義知りぬべし、今六五は、君位に居れり、それ君の言敎に於ける、其關係する所至て重く、至て大なるなり、豈愼謹ならざるべけんや、

易大傳曰、君子居其室出其言善則千里之外應之、

辵者、迂遠、聽、佗定切、庭去聲、聆也、聞之審也、許也、從也、從耳德會意、𡈼、聲、

【釋】六二は中正なるを以て、かの九三陽剛の四陰の中間に橫はつて、これを間隔して苦しましむることを制し止めんとすれども、自己陰柔にして九三陽剛の諫めに俯從せざるの義を、未退聽也と云、これは九三が退き俯して、六二の諫めを聽納れざると云の義なり、

【象】退は艮の象、聽は坎の象、未は艮の象、

九三、艮其限、列其夤、厲薰心、

【音】限、音閒、腰也、列、音裂、破裂也、夤、音夤、䏰同、脊肉也、夤從肉、夤從夕、二字各別也、薰（校者云、薰原本作熏）許云切、灼也爇也、或作熏燻、俗作薰非、薰香草也、作熏爲正、

【釋】九三は、上下二體の際に位して、艮止にして動かず、故に艮其限と云、夤は、脊を夾はさむの肉なり、九三陽剛にして、內卦の上に艮りて、上下四陰を隔て拒んで、相通ずることを得ざらしむ、猶脊梁の左右の肉を間隔するが如し、故に列其夤と云、九三艮戾剛愎の性なるを以て、好んで上下四陰の中間に橫はつて、間隔して人を苦しましむ、凡そ人を患へ苦しましむる者は、人必ず背き離れて亦これを讎とす、故に其身も危ふく、其心も亦安からざる者たり、故に厲薰心と云、薰心とは、種々に思を勞し、慮りを焦すを云、

【象】限は、九三腰の位の象、又艮の象、列其夤は、九三陽剛にして、上下四陰の間を隔つるの象、厲は九三人位危地の象、坎を心病しきとす、心を薰ぶるの象、又心も薰ぶるも、共に伏卦離の象、

【爻傳】艮其限、危薰心也、

【釋】九三上下體の中間に艮まり橫はりて、四陰を隔て離して苦しましむ、それ人を患へしむる者は、我も亦憂危の來るの道なり、且つ九三は、艮の主爻、震の主爻、坎の主爻にして、且つ過剛不中にして、又應じ助くべき所の賢師範、善朋友も有ること無きを以て、終には自己を危くして、心を薰ぶるに至るとなり、結尾に一の也字を下して、解釋文として、其義を決定し

【釋】初六は、艮止の初めにして、趾の位に居れり、且つ陰柔なるを以て、妄りに進むことを爲さゞるの爻とす、是を以て止まるの卦の時の義を犯さずして、咎無きことを得るなり、故に未失止也と云、

【象】未も失も止も、共に艮の象、

六二、艮其腓、不拯其隨、其心不快、

【釋】腓は足肚にして、六二其位に當れり、固より六二は中正にして、能く艮止の道を得たる者なれども、陰柔たるが故に、微力にして已むことを得ず、內卦艮の主爻たる九三陽剛なる者に比し隨へり、これ猶腓の脛に從ふて動き止まるが如し、故に艮其腓と云、然るに九三は、內卦艮の主爻にして、下に止まつて上下四陰の間を隔てゝ離却せしむるなり、こゝに由て四陰大に困窮艱難す、是故に六二中正の心よりこれを視るに忍びず、九三を制し止めんとは欲すれども、自己陰弱微力なるを以て、彼が剛愎艮戾にして勢ひ強きを、如何んともすることを得ず、却つて自己も不本意ながら他に比し隨ふ、これ腓の肉の、脛に從ふて動止を爲すと一般たり、故に不拯其隨、其心不快と云、不拯とは、拯ふこと能はざると云の義なり、

○按ずるに咸の六二も腓の象に取れり、今此六二も亦腓の象とす、これ象は、同じく腓にして、其義は異なるなり、咸は、六二陰弱にして、其守り確きこと能はず、我より、九三陽剛に咸して動くに喩へたり、又此六二は、陰弱微力にして、九三の進み動くを制し止めんとは欲すれども、其力足ずして、已むことを得ずして、隨ふて止まるに喩へたり、これ咸は、咸動の卦、艮は艮止の卦なるを以て、咸じて動くと、隨ふて止るとの別有ることなり、

【象】腓は六二の位にして、陰柔にして骨無きの象、艮は卦名の象、不拯は、六二陰柔、九三陽剛を制し止むることを得ざるの象、隨ふは、陰柔陽剛に從ふの象、又巽の卦象、變體、心は坎の象、又其心不快は、其志を遂げざるの意象、

【爻傳】不拯其隨、未退聽也、（九三）

【音】退、佗内切、卻也、進之對也、從艮從辵、艮止也、辵、走行也、止行、即退之義、會意、字書作退、從日夕

【釋】兼せたる山とは、猶連れる山と云が如し、これ二つの艮の重なれるの象を云、それ君子の內修たるや、其思念する所、各其分を離れざることを要とす、是を以て孔夫子は委吏と爲らせ玉ふ時は、料量平らかなりと、又司職の吏と爲らせ玉へば、畜蕃息すと云、故に論語には、不在其位不謀其政、又君子思不出其位、又吾不與祭如不祭、中庸にも、君子素其位而行、不願乎其外、これら皆同意味にして、即艮止の卦象の本領たり、

【象】兼山は兩艮相重なれるの象、君子は艮の象、思は坎の象、位は二五君臣位の象、出は震の象、不は艮の象、又不出位は艮の象、

初六、艮其趾、无咎、利永貞、

【音】貞は、常恒之義、

【釋】初爻を趾の位とす、凡そ人の動き止まること、其に必ず趾より始むることなり、故に心を止めんと欲する時は、先づ其身を止むべし、其身を止めんと欲する時は、先づ其趾を止むべし、止ること趾よりして而後に身にも心にも及ぶことなり、其心已に克く止まる時は、物に事に觸るゝこと無し、觸れざる時は動かず、動かざれば、乃ち過有ること無し、故に艮其趾无咎と云、』それ已に身も心も止め得ては、これを守ること永久常恒にせんことを要む、故に利永貞と云、貞とは、常恒の義なり、

○按するに此爻は、艮止の始めにして、趾の位に當れるを以て、身と心との動きを止めんことは、必ず先づ趾より止むべきことを敎へ玉ふなり、これ彖の辭に、艮其背と云と同義たり、且つ六爻を取て逐一にこれを人身に配當せるの卦は、咸と艮との二卦なり、蓋し咸は、感なり、感ずる時には、必ず動く者なり、又艮は、止るなり、此咸動艮止の二つは、君子の心術躬行の大關節たる所なるを以て、聖人此咸と艮との二卦に於て、直ちにこれを人身に配當して、象を取り辭を係け玉へることとなり、

【象】趾は初爻の象、艮は卦名の象、以下同じ、又艮其趾は、艮止の始の象、利永貞は、艮止の象、

【爻傳】艮其趾、未失止也、

【訂】通本、止作正、自字形似誤、今復正、

行動靜不失其時、其道光明、

【釋】艮は止なりとは、これ字釋法たり、それ其時止まるべきの時ならば、則ち止まり、行くべきの時ならば、則ち行き、動くも靜なるも、行くも止まるも、一に惟其時を失なはざれば、其道光明たるとなり、時とは、天命なり、天命即ち道たるなり、これ乃ち卦名の釋にして、動止ともに其時の宜しきに止まるが、此卦を艮と名けられたる所以なりと云の義たり、此章を觀ても、愈艮の動止の中間たると云の秘旨を了會すべきことなり、

【象】艮は卦名の象、止も艮の象、時は震の象、又小體頤の象、行は震の象、動は震の象、靜は艮の象、失も不も共に艮の象、又不失は震の象、道は震の象、光明は艮の象、又頤の象、

艮其背、止其所也、

【訂】通本、背譌作止、今復正、宋晁以道亦嘗云、

【釋】これより彖の辭の釋にして、これは首めの句の釋たり、其所とは、其當に止るべきの所を云へり、

【象】止は艮の象、

上下敵應、不相與也、是以不獲其身、行其庭、不見其人、无咎也、

【釋】上下とは、内外の卦を云へり、敵應とは、此卦六爻ともに應無し、陽は陽　對敵し、陰は陰と向待す、これ之敵應と云、敵應する時には、陰陽相與し助くること無し、是以とは、即ち敵應の二字を指す、それ敵應する時には、祐助有ること無し、助け有ること無れば、亦係累有ること無し、これ止まるの善なる者たり、これらの衆義を總べ括つて、是以と云へるなり、此一段は、全卦敵應して互ひに提擧援助こと有ること無し、故に係累覊紲も有ること無しと云の義を以て、彖の辭の第二句第三句の義を總べ括つて、釋し玉へるなり、これ實に艮止の善なる者にして、艮の卦の全體の本色面目たり、

【象】上下敵應とは、六爻應無きの象、與は艮の象、不も艮の象、

【大象】兼山艮、君子以思不出位、

以速則速、孔子也、
これらの衆語の義を玩味して、以て此第三重の從容自適の大公案の義を發しつべきなり、所謂涅而不淄と云者にして、眞に大聖人の大活用處を演示させ玉へることとなり、
此象辭第一重は、外を禦ぐの訓へ、第二重は、内を禦ぐの敎へ、第三重は、内外透徹、八面玲瓏、從容自得、溫潤中和、實に融々混々たるの境界たり、蓋し内を禦ぐは、外を防ぐよりも難く、事物に混じ和して、事物に混著せられざることは、内外を禦ぐよりも邈かに難し、故に此公案一重一重よりも深淵玄妙にして、愈升れば愈高しと稱し上つるべし、
然りとは雖、後進學者の修行上にては、決して此初中終眞行艸の三等の階級を、超越跨躐すべからざるべし、先づ第一重の眞の道を修すること、無碍自在に熟して後、第二重の行の道を修すべし、行の道鍛錬し得て、而後に第三重の艸の道に進み修することとなり、これも亦至極の傳授たり、
且つ吾皇國中臣家の祝詞に曰、眼に諸の淨からざるを見て、心に諸の淨からざるを視ず、耳に諸の淨からざるを聞て、心に諸の淨からざるを聽ず、鼻に諸の淨からざるを臭て、心に諸の淨からざるを臭かず、口に諸の淨からざるを言て、心に諸の淨からざるを言はず、身に諸の淨からざるを觸れて、心に諸の淨からざるを觸れず、心に諸の淨からざるを思ふて、中心に諸の淨からざるを懷はず、又曰須らく靜め止まる心を主として、心は乃ち神と神との本の主たり、己神を傷ましむること勿れ、と云へり、此國つ神の道、即ち象の辭の道と、同一致の境界にして、和漢神聖の玄旨、同一軌たることを仰ぎ歎し上つるべし、
又象の辭の句頭の卦名の字を、徑ちに象辭の文に活用し玉ふことは、簡古の文法にして、履、同人、大過、大壯、大有、中孚、等と同例たり、
【象】内卦の艮を背とし、外卦の艮を止るとす、艮其背の象、内卦の艮を身とし、外卦の艮を不獲とす、不獲其身の象、内卦の艮を庭とし、中卦の震を行とし、外卦の艮を人とし、内卦の艮を不見とす、行其庭不見其人の象、咎は坎の象、无は艮の象、
【象傳】艮、止也、時止則止、時行則

著せられざるの謂なり、これ乃ち心斯に在ざれは、見れども、視えず、聞けども聽えず、食へども其味を知らずと云の境界にして、猶孔夫子の樂を聽しめして、三月肉の味を知らずと曰ひつるの位にして、所謂涅にすれども淄まざるの者たり、故に行二其庭一不レ見二其人一无レ咎と云、

此彖の辭には眞行草の三重の甚深微妙の大公案有ることなり、故にこれを三截として、讀むこと秘訣たり、先づ第一に、艮二其背一と云は、背とは、視聽言動ともに絶無の地にして、即ち無私の位たり、これ即ち心を道に艮むること、勇猛堅固にして、毫髪も外物の爲に觸れ動かさるゝことと有ること勿れよと云の大警戒にして、非レ禮勿レ視、非レ禮勿レ聽、非レ禮勿レ言、非レ禮勿レ動と云の義にして、これを第一重の眞の公案と云、これ外を禦ぐの戒めを主として説かせ玉へり、

不レ獲二其身一とは、これ先づ己身を遺れて、一に道義に適從歸向して、内に情欲の求め有ること無からしむるの誨へにして、これ臣たる者、子たる者、先づ己身の己が物に非ることを克く洞知して、忠臣孝子の實地を、實に履行はしむるの、名教の大綱領にして、君子戒二愼乎其所一レ不レ睹、恐二懼乎其所一レ不レ聞、莫レ見二乎隱一、莫レ顯二乎微一、故君子愼二其獨一也、又、勿二自欺一と云等の義にして、これを第二重の行の公案と云、これ内を禦ぐの戒めを主として説かせ玉へるなり、

内を禦ぐことは、外を禦ぐよりも難し、これ一重一重より増れるの誨へと云べし、

行二其庭一不レ見二其人一とは、これ目に其人を見て、其心に其人を視ざると云の義にして、これよく事物の中に混じ和して、其德を養ひ保ち、事物の爲に混著せられず、其德を汚し傷らざるの位にして、從容和順にして、時に忤はず、俗に流れず、物に滯らずして、世と與に善く遷ると云の者にして、第三重の草の公案と云、之は内外洞徹、物我無遮の深淵無上無比の誨へたり、

子思曰、喜怒哀樂之未レ發、謂二之中一、發而皆中レ節、謂二之和一、中也者、天下之大本也、和也者、天下之達道也、致二中和一天地位焉、萬物育焉、

又曰、君子素二其位一而行、不レ願二其外一、素二富貴一、行二乎富貴一、素二貧賤一而行二乎貧賤一、素二夷狄一、行二乎夷狄一、素二患難一、行二乎患難一、君子無レ入而不二自得一焉、

孟子曰、可二以仕一則仕、可二以止一則止、可二以久一則久、可二

見其人无咎、

【音】背、補妹切、背脊也、身之陰也、従肉従北、凡人南面背北、

【釋】凡そ人の耳目口鼻、皆前面に具はり在て、各皆其掌どる所の作用有て、其觸るゝ所に從ふて、心を動かさしむる者たり、且つ特り耳目口鼻のみにも非ず、手足の動作運轉に於けるや、二六時中、殊に閑寂ならざるの者とす、さるに其中に就て見れば、惟り背脊のみ觸れ動くの係累無くして、常に能く靜に止まるの者とすべし、是故に人の心をして常に背の如くにならしめば、長く過失有ること無からん、これ實に止まるの善き地なる者たり、故に艮其背と云、蓋し此卦は內外ともに艮止の象義たるを以て、無思無爲の寂然不動の三昧邪の義を示し曉し玉へるなり、

凡そ天下萬般の罪惡凶殃と云も、皆我身を愛惜過するより起れる者たり、凡そ子の父母に不孝なる、臣の君に不忠なる、婦の夫に不貞なる、弟の兄長に不悌なる、朋友の相互ひに信を失ふより、汎く擧天下の詐欺奸謀を事とし、佞諛足恭を業とし、遂には殘忍貪暴にして、罪惡の貫盈するに至ると云の本は、一に皆己身を過愛し、情欲に奉歛より起本ざること有ること莫し、故に學者此時に當つて、性中本有の大善の大勇力を出して、此情欲の纒縛を一刀に割斷して、己身に於て蛻然として長く遺れたるが如くぞならば、榮枯苦樂共に順受して、己が心神に干渉こと有ること莫らしむべし、故に不獲其身と云、

固より此の如くに敎へ示させ玉ふと雖、其背に艮れよと有ればとて、隱居遁世して、背後の如き閒然の地に避けて、怯弱に自修のみせよと云の謂には非ることなり、又不獲其身とあればとて、放心者の如く、身體を廢毀し、君父の奉事に怠り、王憲世法を抛げ棄て、妻子の撫養をも管はざれよと云の義には非ず、凡そ此陷缺世界に立ち、人事風波の險難の世の中に混じ仕して、それが爲に混著せられざるを以て、止るの善なる者とすべし、譬へば戶庭に入て目に其人を見れども、心に其人を視ざる時には、痛さも痒さも係る所無きが如し、

戶庭とは、一切の世間なり、其人とは、世間の事物なり、不見とは、善く事物に混じ和して、事物の爲に混

の上句の結尾の征凶と云の凶の字と、後句の結尾の无レ咎と云の二字と、上下二句の結尾の字を截り取て一句と爲して、畢竟の總義を擧げて、今此爻の辭に凶と云、又无レ咎と云へる者は、かの震雷の薄り撃つの甚しき、其志氣も消索するに至れりと雖、其薄り撃つことは、徑ちに其上六の身に及ぶには非ずして、其鄰爻の六五に震ふにてありつるなり、然るに上六は、元來重陰にして怯弱の志氣なるが故に、恐懼すること殊に甚だしく、至て敬愼の守り戒めを深くせる故に、卒には咎無きに至れりと云の義を、雖レ凶无レ咎、畏二鄰戒一也と釋し玉へり、

○按ずるに此全卦中にて、初九、九四の二陽剛、震雷の薄撃の爻に遠き所の陰爻は、唯此上六のみなり、故に隣戒と云の辭有るなり、

【象】中未レ得は、上六不中の象、畏二鄰戒一は上六二震薄撃一主爻に遠しと雖、重陰柔弱にして恐れ驚くこと殊に甚し、、克く恐懼敬愼するの象、又鄰は六五の象、戒は艮の象、畏は震の象、

【艮】䷳〔艮下艮上〕

【音】艮、古恨切、止也、

【釋】艮は止なり、とゞまる、とゞむる、とゞめらる、此三つの訓義を具へたり、其象義によつて活用有るべし、先づ三畫八卦の艮の象は、一奇二偶の上に在り、固より陽の性は上り進む、今一陽上り進んで已に二陰の上に至れり、又更らに進むべきの所有ること無し、故に自然に止まれるなり、こゝを以て艮と名け玉へり、今六畫卦にても、其德性義相同じ、故に亦艮と名け玉へり、

○按ずるに、艮は畜止の義は勿論たり、然れども尚深重の玄義を說く時には、艮を動止の中間とすることなり、大傳曰、艮、萬物之所レ成レ終、而所レ成レ始也とあり、これ以て其動止の中間たることを徵しつべし、且つそれ靜なる者を止むれば、則ち動くの義有り、動く者を止むる時には、則ち靜なるの理有り、これ陰極つて陽と變じ、陽極つて陰と變ずるの義にして、即ち艮を動止の中間と云の祕訣たり、

艮二其背一不レ獲二其身一、行二其庭一不レ

震ひ起るの時に當つて、恐懼の極に出遇へり、是を以て其志氣消索して、視ることも遑てゝ、矍々として定れることを得ざるなり、故に震索々、視矍々と云、凡そ人の瞻視は、其見識に係ることとなる故に、視ることの遑てると云は、これ心神顚覆昏亂の義たり、征は、往に同じ、爲ること有を云、今時は危難の極にして、視ることだに定まらざるに、何の事をか成し得べけんや、故に征凶と云、易大傳曰、安其身而後動、又曰、危以動、則民不輔也、懼以語、則民不應也と云、これらの義をも照して、其意を得べきなり、さて卦象を以て說くときは、二雷の震ひ起るの象たり、其爻象を以て說く時は、六五は、震の主爻に迫り近し、此上六は六五を中に隔つ、これ雷の其隣に震ふて、我躬には震はざるの象有り、故に震不于其躬于其隣无咎と云、

さて婚媾の一句は、これ別象別義たり、乃ち卜筮繇文たる者なり、先づ陽を男とし、陰を女とす、上六陰爻なるを以て女子とす、初と四とは、卦中の二陽爻なるを以て男子とす、然れども、上六より初九には遠きを以て求め難し、故に九四に求むるなり、これ九四は應の位に非れば、傷害支吾無きこと能はず、故に昏媾有言と云、固より陰の求むる所の者は陽なり、亦陽の求むる所の者も必ず陰たり、此卦初四の二陽剛、上六の非應位、非比位なれども、陽爻なれば、亦陰を求むるの義無きに非ず、頤の六二の爻、初九上九の二陽剛に顚ひを求め、隨の六二六三、共に初九、九四に隨ふが如し、これを一陰二陽に求むるの例と云、象變辭占に詳らかなり、

【象】索々は震雷の轉象、矍々は離の象、變體、視は離の象、征は震の象、躬は艮の象、又上爻の象、隣は六五の象、昏媾は上六の女子、初四の二男子に求むるの象、言は坎の象、有は艮の象、

【爻傳】震索々、中未得也、雖凶无咎、畏鄰戒也、未不同、

【釋】上六は、陰柔にして全卦の極に居れり、二の雷の震ひ起るの時に遇ふて、危ふく懼れ驚ろき遑てゝ、其志氣も已に消索して絶するが如きの極に至る者は、これ全く上六の不中なるによれることなり、故に中未得也と云、さて雖凶无咎と云の句は、これ爻の辭

德を尊ひ敬して、正大なりとするとの義を、兼せ具へたる所の有の字たり、故に學者、此有廟有事の有の字を熟觀して、聖人の鬼神を處置し玉ふの道の一大事を、よく默悟心會すべきことなり、

【象】往來は上卦の一震往き過ぐれば、下卦の一震接き來るの象、厲は六五陰柔にして應無く、二震の上に居る、九四初九各陽剛の勢ひを震ふの象、意は、坎を思とするの轉象、有事は、震を事とし、爲ること有りとするの象、又意てより以下は、敎戒の意象、

【爻傳】震往來厲、危行也、有事在中、大无喪也、

【訂】通本有事譌作其事、今復正、　行、去聲、

【釋】それ六五の君は陰弱にして威重薄く、又六二の臣も亦陰弱にして、輔佐の任に堪へざるなり、然る所に九四は震雷の主爻にして、近君の位に迫り居て、陽剛の威權を逞ましくすれば、初九は下に在て陽剛の威權を張り、成卦の主として、內卦震の勢ひを壯んにせり、これ震て往も來るも厲きと云の時運たり、故に此時に當つての六五の君の行狀は勿論、志念の末までも、少しの淫佚懈怠のこと有れば、忽ち社稷の憂へ生ずることとなり、一に唯恐懼修省して、其德を愼み守らせ玉ふ時には、自然に無事安穩に至るべし、これ即ち行を危くするの道たり、故に震往來厲危行也と釋し玉へり、危行とは、論語に、邦有道、危言危行、邦無道、危行言孫と云、これなり、六五柔中の德を以て、一に恐懼修省して、行を危くし、克く宗廟社稷を保有する時には、假令へ少しの驚き愳れ憂ふること有りとも、大に喪ふことは勿るべしと云の警戒たり、

【象】行は震の象、危は震の象、又危行は六五陰弱にして、應援無きを以て、恐懼修省するの意象、中は六五柔中の象、大无喪は震の象、又敎戒の意象、

上六、震索々、視矍々、征凶、震不于其躬、于其鄰、无咎、婚媾有言、

【音】索、音摖、盡也、消索不存之貌、矍、九縛切、視遽貌、

【釋】上六陰柔にして、震動の卦の極に居りて、二雷の

六五は、二雷の上に居れり、これ漸やく一雷の恐懼を過ぎて震ひ去れば、又一雷下より震ひ來れり、これ危難驚懼數來るの象義たり、それ六五は君位に在つて中を得たりと雖、陰弱にして威重薄く、六二の大臣も亦陰弱にして輔佐たるに足らず、且つ九四は近君の位に迫り居つて、陽剛にして外卦震の威權を逞(タクマ)しくせり、況や初九は成卦の主にして、陽剛にして內卦震の主爻たるの猛勢を下に振へり、これ二つの雷の續きて震ひ來るより、人事の時勢至て危し、故に震往來厲と云、且つそれ六五の爻は、至尊君位たるを以て、諸餘の爻の危ふき難みに處すると、其道理大義の周(トリ)旋(マハ)し、同じからざるのことなり、蓋しかの六二の爻の如きにては、意(ハカ)つて貨財を喪ひても、其身命を全く保つを以て、適然の道理とすれども、今六五の君位の爻の重んずる所の者は、宗廟社稷たり、これ豈喪ふべき所の者ならんや、故に貨財の如きは、能く意つてこれを喪ふて以て身命を保つべし、此宗廟社稷に至つては、身命を委ね致して、能く意つて以て守護し保持(タモチ)上るべし、これ諸餘の爻と同じからざるの道理たり、さて其宗廟社稷を守護し保有し上るの方は、これ全く君位の崇く盛んにあらせられて、仁政恩澤の四海に盈ち溢るゝに在すことなり、故に意无ㇾ喪ニ有事一と云、

○按ずるに、此爻は定位の主たるが故に、亦彖の辭の同意を以て辭を係け玉へり、意无ㇾ喪ニ有事一とは、彖の辭の驚ニ百里一、不ㇾ喪ニ匕鬯一と同意義たり、彖は、震の長男祭主の象に即て匕鬯と云へり、此爻は、六五君位たるを以て、有事と云へり、有事とは、國家經濟の世業を云、

又按ずるに、有事の有の字には、正大尊重の意を兼具へたり、凡そ易中に、有の字を名目讀にして用ひ玉へる者は、萃の彖、渙の彖に、有廟と云と、此爻に有事と云へると、これなり、これ共に宗廟祭祀の義たり、それ神を祭ることは、在(イマス)が如くすること、これ道の最要たり、凡そ鬼神の道は、幽明の交際、有無の中間にして、これ道を得たるの位に非ずしては、實得し難きのことなるが故に、聖人不孝の子孫の、これを輕侮蔑視せんことを恐れ思しめして、故(コトサ)らに其廟を稱しては、有廟と云、其祭祀を稱しては、有事と宣へり、これ在(イマ)すが如き在有の義と、其

象、

【爻傳】震蘇々、位不當也、

【釋】それ六三の危難恐懼の至て切迫にして、自失の氣將に索んとするに至ると云の、劇しきことに遇ふことは、陰爻にして陽の位に居る攸の不正なるの咎に由ることなりと云の義を、位不當也と釋せり、

九四、震遂泥、

【音】遂、徐醉切、達也、成也、進也、竟也、轉爲兩事相困、而及之之辭、篆作[illegible]、朮、古穗字、禾黍初實、挺然遂其生也、得畢其志所之也、泥、奴計切、拘泥也、

【釋】此爻も亦初九と同く、震雷の主爻たりと雖、初爻は本なり、九四は末なり、初九は其勢ひ強く盛んに、九四は其勢ひ弱く衰ふ、是を以て初九にては震來虩々と云、九四にては、震遂泥と云、四は譬へば強弩の末力の如し、拘泥滯著して震ふ所の氣勢已に索たるなり、これを人事に比して説く時は、恐れ怖ることは、初二三よりは稍輕きの義なり、故に凶悔吝の辭は無きなり、然れどもこれ雷に於ては、末勢にして驚くことは少なけれども、人事に於ては不中不正なるを以て、發達し難きの意有り、これ泥と云の辭にても知りぬべし、

【象】震は卦名の象、泥は坎の陷ると、艮の止るとの合象、遂には二震相重なるの象、

【爻傳】震遂泥、未光也、

【音】未不同、

【釋】九四は震の主爻たれども、初九は本にして、且つ正を得たり、是を以て其勢ひ甚壯んなり、九四は、末にして、且つ不中正たり、是を以て其勢ひ衰ひたり、これ光大ならざるの義なりと云のことを、未光也と釋し玉へり、

【象】光は光大の義にして震の象、又坤の象、未は艮の象、

六五、震往來厲、意无喪有事、

【釋】有事とは祭祀のことを云、禮防記曰、祭祀之有尸也、宗廟之有主也、示民有事也、修宗廟敬祀事、敎民追孝也、それ今二雷震ひ起るの時に當つては、

貨財のことなり、九陵とは高遠の所を云、これ遠く危難を避くべきことを喩へて、躋于九陵と云、それ身命だに已に保ち全くすることを得るぞならば、其貨財は、時有て又復るべし、故に勿逐七日得と云、七日得とは、一卦爻終つて復始まるの象と、天道の循環するの義とを併せて云へるなり、これ猶地雷復の象の辭に、七日來復と云ひ、既濟の六二に勿逐七日得と云へると同意義たり、

【象】震來は震雷並び起るの象、厲は六二初九に來れるの象、又震の象、意は坎を思とするの轉象、又中正の象、喪貝は離を貝とし、艮を喪ふとするの象、九陵は艮山の象、躋は震の象、逐は一震進み行けば、一震後ろより逐ふの象、勿は艮の象、七は全卦六爻終つて復始るの象、又離の成數の象、日は離と震との象、得は艮の象、又坎の象、

【爻傳】震來厲、乘剛也、

【釋】此卦は二つの雷震ひ起るの象にして、六二は陰柔たるの上に、殊に成卦の主、震雷の主爻たる初九の陽剛に乘れり、故に此六二の爻に、種々の危き恐懼の有る者は、六二陰柔にして、初九の陽剛に乘れるが故なりと云の義を、乘剛也と釋し玉へり、

【象】剛は初九陽剛の象、乘は六二初九に乘るの象、又震の象、

六三、震蘇々、震行无眚、

【音】蘇、素姑切、恐懼自失貌、

【釋】六三は陰柔不中不正にして、二雷の間に介れ、内卦震動の卦極に居れり、是を以て、種々の危難に遇ふことなり、それ人危難の甚しきに遇ひ、恐怖するの極は、殆んと死して、更らに生きたるが如きこと有り、それらの意味を形容して、震蘇々と云、蘇とは、死して更らに生きたるの義にして、危難恐懼の極を云、それ危難憂苦、已に此位に至ると雖、元來其躬より致せる所のことに非ざるが故に、雷の過ぎ去れば、災も亦從ふて歇むが如し、故に震行、无眚と云、眚とは、人爲の殃を云、无眚とは、猶咎無しと云が如きなり、

【象】蘇々は六三陰柔にして、二雷の間に介まれ、震動の卦の極と、人位の危地とに居るの合象、又震の象、震行は一雷過ぎ去るの象、眚は坎の象、无は艮の

上者、奈何不敬、
胤正曰、火炎崐崗、玉石俱焚、天吏逸德、烈于猛火、
湯誥曰、慄々危懼、若將隕于深淵、
伊訓曰、惟上帝不常、作善降之百祥、作不善降之百殃、
太甲曰、惟天無親、克敬惟親、民罔常懷、懷于有仁、鬼神無常亨、亨于克誠、
又曰、無輕民事、惟難、無安厥位、惟危、
孔子曰、爲君難、爲臣不易、
曾子曰、啓予足、啓予手、戰々兢々、如臨深淵、如履薄冰、
詩曰、謂天蓋高、不敢不局、謂地蓋厚、不敢不蹐、
子思曰、君子戒愼乎其所不睹、恐懼乎其所不聞、
孟子曰、入則無法家拂士、出則無敵國外患者、國恒亡、然後知生於憂患、而死於安樂也、
これらの語を能く熟讀して、かの恐懼の二字の、學文の本色にして、修身の護符たると云ことの實を、會得すべきことなり、

六二震來厲、意喪貝、躋于九陵、勿逐七日得、

【音】意、億本字、音億、料度也、

【釋】此卦は、二つの雷震ひ起るの象有り、然るに六二は陰柔にして、震雷の主爻たる所の初九成卦の主の險に乘れり、これ切に危難に逼れるの爻なり、故に震來厲と云、凡そ人危難切迫の時に當て、貨財を吝惜者は、必ず其危き難みを脫すること能はずして、却つて身命をも共に喪ふ者たり、固より身命と貨財とは、これ共に人情の愛惜する所なれども、其輕重は、天地の縣かに隔てることにして、言を須ざるの者たり、然らば貨財を吝んで、身命に易ふる者は、至愚の最上なる者にして、却て滔々たる世間皆此疾ひを病ざる者少し、語曰、仁者以財發身、不仁者以身發財と云、見つべし古へより至愚なる者の衆多なりしことを、故に學者須らく其輕重を意つて、其輕き者を散じ喪ふて、其重き者を保ち全くすべし、かの陳平が楚を亡て漢に歸せんとする時の、途中の處事など意ひ合すべし、今幸に此六二の爻は、中正なるを以て、能く其輕重を意つて、其貨財を喪なへり、故に意喪貝と云、貝とは

たり、修省は用たり、此恐懼修省の四字こそ、君子修身の護身符と云つべきなり、

【象】恐懼修省、共に震の象、又省は艮の象、又中爻頤の卦の象、

初九、震來虩々、後笑言啞々、吉、

【釋】先づ此初九の爻は、正を得たるの上に、且つ内卦震雷の主にして、殊に成卦の主爻たり、此故を以て此爻には、彖の辭の半を取つて係け玉へることなり、後の一字を加へ玉へしは、これ解釋の意を兼て、丁寧に示し玉ふなり、これ彖傳に後の字を加へ玉へると同意にして、更らに別義有るには非ることなり、固より此爻正を得て、成卦の主たるを以て、震雷薄り撃つが如きの危き難みに出遇ふと雖、一に恐懼省戒する時は、後自然に危難を免れて、安樂燕笑の吉有らんとなり、故に震來虩々、後笑言啞々吉と云、

○按ずるに此卦内外に兩つの震有るの卦なり、然るに初九内卦の震の主爻を以て、成卦の主と定むること、これ猶艮の卦の外卦艮の主爻の上九を、成卦の主爻と定むると同義にして、これ卦爻象の口訣たり、

【象】彖の辭と同じ、

【爻傳】震來虩々、恐致福也、笑言啞々、後有則也、

【釋】此爻の傳の辭、全く彖傳と相同じ、故に其象義も亦彖傳に同じ、

○按ずるに此卦は、先づ卦名の義も、彖の辭の義も、彖傳の義も、大象の義も、初九爻傳の義も、すべて皆同一の意味たり、故に其係辭も、各互ひに相錯交せり、さて其究竟の要旨と云者は、共に皆恐懼の二字に在ることなり、大なる哉恐懼の道たる、それ心を正しくし身を修め、家を齊へ國を治め、天下を平にするの敎訓の道、其名千萬たりと雖、其究竟する所の旨は、恐懼の二字に歸せざると云こと莫し、

書大禹謨曰、后克難厥后、臣克難厥臣、政乃乂、黎民敏德、

又曰、人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中、

皐陶謨曰、無敎逸欲有邦、兢々業々、一日二日萬幾、

五子之歌曰、予臨兆民、凜乎若朽索之馭六馬、爲人

有烈山氏之子、曰柱、爲稷、自夏以上祀之、周棄亦爲稷、自商以來祀之、祭、子例切、祭祀也、祭者、際也、人神相接、故曰際也、從示從夕從手、會意、

【釋】それ人の世に處るや、常に風波の險路に立ち、憂患の境界を渉ることとなりとは雖、惟戰々兢々として、愼み恐るゝ時には、假令へば迅雷霹靂の耳を掩ふに遑ま無きが如きの危急、恐惧の大險難に遇ふとも、よく禍を轉じて福と爲すの道たりと云ことを、震亨、震來虩々、恐致福也と云、これ虩々の釋たり、故に恐の字眼目たり、驚遠とは、上卦の震の象義、惧邇とは、下卦の震の象義、これ共に愼惧驚戒せしむるの義たり、以上は、一段中に就て、屈の道を説けり、不喪匕鬯以下は、一段中の伸の道を說き玉へるなり、上文の如くに、能く愼惧驚戒する時には、遂に禍を轉じて福とし、上下二震の祭祀も相續して、可以守宗廟社稷以爲祭主也、これ震の亨ると云所以なりと、一段の文章を以て句の首めの亨の字を釋し玉へるなり、

【象】恐致福、愼戒恐惧する時は、禍を轉じて福を致すと云の教訓の意象、又恐は震の轉象、福は中爻頤の卦の象、頤は似體の離なり、離を寶とす、致は震の象、則は坎水の至平の象、驚遠は外卦の震の象、惧邇は內卦の震の象、守宗廟社稷は、二震相次ぐの象、又宗廟は艮の象、社稷も艮の象、守は艮の象、又宗廟社稷は共に中爻の頤の卦の象、祭主は震を長男とするの象、

【大象】洊雷震、君子以恐懼修省、

【音】洊、音鐏、荐同、再至也、省、上聲、

【釋】それ雷とは、天地の威怒にして、陰陽薄り擊つの聲なり、これ恐るべきの時なり、故に孔夫子も、迅雷風烈必ず變じ玉ふと有り、これ天威を愼畏せ玉へるなり、固より、雷は、恐れ怖づべき者なるに、此卦の象、內外の二雷洊り奮ふ、これ恐れ怖づべきの至極なるを云へり、これは卦象に由て辭を係け玉ふことにして、其實意は凡そ人の此陷缺世界に生れ出て、一生涯風波險難の中を凌ぎ涉らんことは、不斷に迅雷の洊り奮ふが如きの、危く急切なるの憂苦恐惧の險難多かることとなり、さるを能く禦ぎ守らんの道は、一に此恐懼修省の功德に在ると云の教戒たり、恐惧は體

して、其守り、堅固なる時には、終に宗廟社稷を全く有ち、又能く祖先の祭祀を喪なはざることを教へ玉へるなり、

○按ずるに此震の卦の經傳の辭の義例、他の六十三卦の義例と各別の旨有り、故に此秘訣を會得せざることには、其肯綮を得ること難きなり、先づ震と云、虩々と云、驚と云、匕鬯と云、恐懼と云、蘇々と云、索々と云、有事と云、祭主と云、これ皆震の象にして即ち其人の事たり、然るに獨り震の字を以て下し玉へるは、雷と動くとの二合の義にして、これ其人の事には非ずして、其人の出遇ふ時の義とせり、其外の震の卦の象は、皆其人の身の事とせり、これ一卦の象の中にして、其時と其事との賓主を爲せるの義たり、是故に雷の字と動の字とは、絕してこれを下し用ひずして、卦名の震の字を下し、これに雷と動との二義を合しこめて、用ひ玉へる事なり、聖人象を玩び玉ふの妙、文を行らせ玉ふの神なることを仰ぎ觀よ、

【象】亨は震の象、震來は震を雷とし動とするの合象、虩々は震の象、笑言啞々は坎の象、驚百里は、霹靂嚴威の象、匕は震木の象、鬯は震を秬黍とし、坎を酒とするの合象、又匕鬯は祭りの具にして、震の祭主の象、喪は艮の象、不は艮の象、又不喪は震の象、又不喪匕鬯は、震を長男とす、二震相次ぐ、家系相繼で、祭祀を絕せざるの象、

【彖傳】震亨、震來虩々、恐致福也、笑言啞々、後有則也、震驚百里、驚遠而懼邇也、不喪匕鬯、可以守宗廟社稷、以爲祭主也、

【訂】通本脫不喪匕鬯四字、郤衍一出字、今據郭本補刪復正、

【音】則、子德切、法也、常也、凡法其可法者曰則、從貝從刀、貝、貨貝、貴重之義、刀、刀斷、裁制之義會意、宗、作冬切、祖宗也、從宀從示、神祇所居也、廟、眉召切、宗廟也、廟之爲言、貌也、先祖形貌所在也、社常者切、土地神主也、從示從土、指事、稷、子力切、五穀之長、風俗通、稷五穀之長、五穀衆多、不可徧祭、故立稷而祭之、左傳、昭二十九年、蔡墨曰、稷、田正也、

義を兼併せて、卦名の震の字を其まゝに用ひて、其動と雷との義を併せ用ひさせ玉へり、故に孔夫子も彖傳に、別に字釋も卦名釋も下し玉はずして、說卦にては、震、動也と云、序卦にては、主ㇾ器者、莫ㇾ若㆓長子㆒故受ㇾ之以ㇾ震、震者、動也、物不ㇾ可㆓以終㆒ㇾ動、動必止ㇾ之と云、雜卦にては、震、起也と云、此の如くに動と云、長子と云、起と云て、諸般に釋し玉へり、これ動の一字にては、震の卦の名字の象義、盡すべからざればなり、かの艮の卦の彖傳には、艮、止也と云、說卦にも、艮止也と云、序卦にも、動必止ㇾ之、故受ㇾ之以ㇾ艮、艮者、止也、物不ㇾ可㆓以終㆒ㇾ止と云、雜卦にも、艮止也と云、此の如くに、經傳大翼中ともに、單に一の止の字にて、卦名義も、卦象義も、盡すべき者とは同じからざる所の象義あればなり、

震ひ來るとは、雷の奮擊し來るを云、虩々とは恐れ惧(ヲノヽ)き驚き顧みるの貌なり、匕とは、鼎實を擧げて爼に升すの具なり、鬯とは、秬黍の酒を以て、鬱金に和して地に灌ぎて、神を降す所以の者たり、それ雷の震ひ來るや、暴怒嚴威にして、人人必ず恐惧驚顧す、故に震來虩々と云、然れども震雷の物たる其震ふこと已に收まる時には、人人皆安んじ笑ふ、故に笑言啞々と云、且つ此卦は、二つの雷の震ひ起るの象なるが故に、雷を以て言を設け玉へり、固より人事に於ても、往々此の如きの、風雷耳を掩ふに遑ま無き所の危ふき艱難有ることなり、其時には惟能く恐惧して愼み戒むる時には、自ら禍を轉じて福を致すべきとなり、故に彖傳には震來虩々、恐致ㇾ福也と云、これなり、又震ふこと甚しくして、遠きに及ぶ時には、百里にも及ぶべし、これ霹靂奮振の盛んに大なるを云へり、故に震驚㆓百里㆒と云、さて匕鬯を以て喩へを取れる者は、震を長子とするの象に即て云へり、長子とは、祖先の祭祀に奉ずる者なればなり、假令へば人已に雷の震ふて百里を驚かすが如き危難に遇ふと雖、一に惟恐惧敬愼して、事に處する時には、大にしては宗廟社稷、小にしては祖先の祭祀を喪ふこと有ること無しとなり、故に不ㇾ喪㆓匕鬯㆒と云、

蓋し此象の辭は、初めに震來虩々、笑言啞々と云は、危きを轉じて安きに至らしめ、禍を轉じて福に至るの方を說き示し玉へるなり、又後に震驚㆓百里㆒不ㇾ喪㆓匕鬯㆒と云は、危難のことに遇ふと雖、よく恐惧愼戒

の德の如しと稱しつる所以なりと云の義を、剛柔節也と稱し玉へり、

【象】剛は上九陽爻の象、柔は陰位の象、節とは上九陽剛陰位に居り、且つ鼎の極に在り、亨飪已に調ひ熟して、專ら用を施すの象、

【震】䷲ 〔震下震上〕

【音】震章刃切、去音振、動也、奮振也、起也、威也、怒也、懼也、

【釋】震とは、動なり、卦の象、一奇二偶の下に在り、陽の性は上り進むことを主とす、然るに今二陰の下に抑へらる、故に忿激して動き出んとす、故に震と名け玉へり、今六畫卦にても亦同しく震と稱し玉ふことは、三畫六畫、其卦の德性功用相同じきを以てなり、

震、亨、震來虩虩、笑言啞啞、震驚百里、不喪匕鬯、

【音】虩、許郤切、恐懼驚顧貌、雅俗稽言虩々、蠅虎也、常若多愼、故取象焉、啞、音阨、笑語之聲、匕音比、匙也、鬯、音暢、香酒也、

【釋】震は動なり、爲ること有るなり、それ動きて爲ること有る時には、萬般のこと遂げて成らずと云ふこと無し、故に亨ると云、又震を雷とす、雷は陽氣の發するにして、能く鬱蟄の氣を散ず、其震ふに當つては、金石も亦透る、故に亨ると云、蓋し亨るとは全卦の通義たり、凡そ八卦六十四卦中にて、勢ひと云ことを見ん者は、震の卦に限ることなり、蓋し勢ひと云者は、天の時と地の利と兼せ至るの義にして、これ時幾の熟せるを云なり、これ震の卦象に具せる所の象義の意味なり、傳、以上の義は、震の卦の全體の德性と、勢ひとを說き示し玉へるなり、又震ひ來ると云より以下は、其震の時に出遇ひぬる君子に、其時に處するの敎へを說き示し玉へるなり、

凡そ此卦を震動と云は、卦名の字を以て說ける所なり、又震雷と云は、卦象の義にして、これ物を取つて卦の義を象れるなり、固より此震の卦の象義は、單に雷とのみも、動とのみも、一邊に斷じては訓じ難きの象なり、是故に文王の彖の辭には、動くと雷との二

は道に遷るべからず、上九は鼎に於ては、鉉たり、人に於ては師たり、其關係する所、甚だ重く大なるなり、故に大吉无レ不レ利と云へり、

○按ずるに五の爻にては、上九を指して金鉉と云、上九に至つては、玉鉉と稱す、これ其辭矛盾岐貳せる者に似たり、然れどもこれ深意微旨の在ることなり、先づ金とは、剛堅の義にして、玉とは剛實溫潤の義たり、蓋し六五の爻は、耳の爻なるが故に、鉉と云は、上九にして、即ち陽剛たることを知らしめんが爲に、象に由て金鉉と云へり、且つ六五は、敎へを受くるの君たり、それ敎へを受くる者は、師の嚴なるを貴しとす、師嚴ならざる時は、敎へを受くる者怠慢易しとす、故に金鉉と云、是れ敎へを受くる者に畏敬嚴肅にして、師を尊び仰ぐの方を諭し示せるなり、又今上九の爻に至つては、我即ち鉉なるが故に、玉と云て、其剛實にして、溫潤なるべきの德を示せり、それ人に師たらん者は、剛實ならざる時には恭しからず、溫潤ならざるときには、人懷柔す、剛と柔と、威と和と、相適ふて、然後に人に師たるに堪へたりと云べし、故に玉を以て稱し玉へることなり、これは人に師たらん者に、垂戒せさせ玉ふの微旨たり、上九は、陽剛にして陰の位に居れり、これ剛柔相適ふて、剛に過ぎず、柔に流れず、溫潤中和の象たり、然るに若し此爻にしても尙金鉉と稱するときには、剛に過ぐるの恐れ無きに非ず、是を以て孔夫子の傳には、玉鉉在レ上、剛柔節也と釋し玉へり、こゝに聖人象を玩そぶの精しき、辭を係るの嚴肅たる、鼓舞勸戒の仁慈なるを、恐れながらも仰歎し上つるべし、

【象】玉は上九陽剛柔位に居るの象、又乾を玉とするの象、又離を寶とするの象、鉉は上九鉉の位の象、又乾の象、此爻鼎に於ては、鉉たり、人に於ては、王の師たり、且つ成卦の主にして、鼎の極に居る、亨飪既に成れるの時、これ大吉无レ不レ利の象、又離の象、又乾の象、又此卦二より上に至つて、大有の卦の象、

【爻傳】玉鉉在レ上、剛柔節也、

【釋】剛とは、上九陽剛の象、柔とは陰の位に居るを云、これは上九陽剛の德有て、陰の位に居るを以て、剛柔宜きに適ひ、寬嚴中を得て、溫潤威和あること玉

故に鼎黄耳金鉉と云、黄耳とは、六五柔中の德有て、よく誨へを受け、諫めを容るゝを云、金鉉とは、上九剛明の德を云へり、それ鼎に耳有りといへども、鉉無き時は、用を爲すことを得ず、六五柔中の德有りと雖、上九賢明の師無き時には、教へを受け、益を請ふ所莫きが如し、又上九賢明の鉉有りと雖、六五柔中の耳有ること莫き時には、教へを施し、政を輔くる所無し、然らば乃ち耳と鉉と、師傅と弟子と、六五と上九と、各互ひに用を相爲す者たるなり、さて六五其誨へを受くる道は、其富貴威權を心に夾むこと無く、上九を臣とせずして、志を降して、貞正に道を請ひ求むべし、故に利貞と云、

【象】黄は中爻の象、耳は六五鼎の耳の位の象、又離の象、金は上九陽剛の象、又乾の象、鉉は上九陽剛の象、又乾の象、

【爻傳】鼎黄耳、中以爲實也、

【釋】此傳には、耳の德をば強く稱して釋し玉へり、元來六五は陰弱にして、爲ること有るに堪ざるの恐無きには非れども、其柔中の德有て、離明の主爻たるを以て、故に忠信にして聽たるの德有るの耳の象とす、これより己を虚しくして、上九賢師傅の教へを受け容れ、諫めを聽き容れて、己が陰弱の不足を充滿しめて、遂に陽實の德を内に積み有てり、これ皆中の德より致す所以たりと云の義を、中以爲實也と釋し玉へり、

○按ずるに此爻陰虚にして、實の字を下し玉へることは、これ五の陽の位なると、且つは教訓勸化の大慈悲の微旨たり、

【象】中は六五中爻の象、實は柔中の德盛んなるの意象、又乾の象、

上九、鼎玉鉉、大吉、无不利、

【釋】鼎の鉉に、金と玉との二制有り、共に名を同くす、上九は、鼎の鉉の位にして、陽剛を以て陰位に居る、乃ち玉の剛堅にして溫潤たるに象どれり、故に鼎玉鉉と云、それ鼎は、鉉を以て其動作進退の用を爲す者たり、これを人事に推す時には、上九は陽明の賢師傅にして、六五の君を誨へ道びく者たり、それ鼎は、鉉无くては動かし從すべからず、人は、師傅无くして

増く顛覆の由て來れる所以たり、今それ國家の鼎と、萬民の餗とを顛覆す、これを掌どる所の大臣、其責其罪、豈遁るゝことを得べけんや、故に其刑剭と云、剭とは、誅戮を被むるの貌を云、其凶なること知りぬべし、故に凶と云、大傳に、德薄而位尊、知小而謀大、力小而任重、鮮不及矣と云、此任に當らん所の君子、豈警省愼戒せざるべけんや、

○按ずるに、此爻の辭、鼎折足、覆公餗と云の句は、鼎の象に就て說けり、其刑剭、凶の句は、徑ちに人事に就て云へるなり、

【象】足は初六の象、折は九四任重くして、初六陰弱に應ずるの象、又兌の象、公は六五の象、餗は九四の象、覆は九四變ずれば、此卦蠱の壞れと爲るの象、刑も剭も、共に兌の象、

【爻傳】覆公餗、信如何也、

【釋】信とは實なり、如何とは、猶如何んともすること無しと云の意なり、九四の宰相、己が不知不才をも量らずして、妄りに國家の大任に當り、あまつさへ初六陰柔佞媚の不中不正の小人を應じ用ふ、是を以て、卒に國家の大事を顛覆して、刑剭たるの凶に罹れり、此時此位此勢ひに至つては、實にこれを如何にともすること無しと云の義を、信如何也と釋し玉へり、

【象】信は離の象、如何は如何んとも爲しがた無きの義にして、九四顛覆滅亡、蠱の敗壞の象、

六五、鼎黃耳、金鉉、利貞、

【音】鉉、音泫、所以貫鼎而擧之之物、

【釋】六五は、鼎の耳の位なり、本より君の位たるの上に、柔中の德有り、且つ上九の賢明の師傅に承け麗く、黃は、中央の土色にして、即ち忠信の義とす、耳とは、敎へを受け、諫めを納るゝの門にして、人君の道は、殊に此耳を能く大に開くことを貴しとす、故に古へより君德を賞譽上つるには、必ず諫めを容れ、敎へを受くることを最一とせり、舜の問ことを好み、禹の善言を拜せる、周公の哺を吐き髮を握れるも、皆耳の德を隆く盛んにせんと貴び玉ふことなり、故に聰明睿知と稱し上つるにも、耳の德を最第一にせり、且つ聖人の聖の字も、先づ耳の字に從へり、金とは、剛堅の喩へなり、鉉とは、上九の賢師傅の爻を指せり、

【釋】義とは、道の條理にして事の宜しきを云、古鼎には、其耳の、腹の旁らに在りしも有りつれども、今其位を變じつるに、九三は、今此鼎の卦の三に居つて、尚耳の用を作さんと云は、これ時代後れにして、時を知らず、竽を齊門に吹き、章甫の冠りを越に鬻ぐの類にして、道の義理を失ひつると云の義を失二其義一也と釋し玉へるなり、

【象】義は中爻兌乾の象、失は兌變坎水と爲つて流れ行くの象、

九四、鼎折レ足、覆二公餗一、其刑剭、凶、

【音】餗、音速、鼎實也、覆、芳福切、反覆也、顛倒也、刑音形、罰總名、剭、音渥、刑誅之狀、

【訂】通本、剭作レ渥、自二音同刑似一譌、今據二古本一改正、

【釋】此卦二三四皆陽剛にして、鼎實たり、四に至つては、鼎實充滿の象たり、四は、初の應位たり、初は鼎足にして一陰の微弱たるなり、今鼎實過ぎ滿ちて、其重任に堪ずして、足を折るの象有り、故に鼎折レ足と云、それ鼎にして足を折る時には、鼎も實も、共に顛覆ることなり、これを人事に推す時には、九四は宰相執政の位にして、初六は、陰柔不中正の下賤の小人たり、さるにこれと應の位たり、故に初六陰柔の佞媚を以て、能く意を逆へ、情を推して、諛らひを獻じ、媚りを上つれば、九四の大臣これを喜び、これを甘んじて、信用寵愛す、これ初六陰柔下賤たれば、下に在るの應の位より相助くるには非ずして、却つて大敗大害を薦め獻つるなり、固より九四も亦不中不正の爻たれば、表は陽爻の賢良の態度を爲せども、内心は陰柔の情欲をば恣にす、故に其國家の大任に堪へずして、公の餗を顛覆して大事を破敗せることなり、それ鼎とは、譬へば、國家なり、餗とは天下の億兆の民なり、其鹽楳漿薑は政教なり、これを掌さどつて亨飪熟味するは、宰相の職なり、任なり、故に公餗と云、これは國家の公事にして、天下萬民の安危治亂に關る所たり、それ宰相執政の任は、擧天下の公事の最大なる者にして、私家小事の萬億を以ても、比し較らぶべきことに非ず、然るに九四の爻己が才力德量をも測らず、妄りに此重大の任に當り、不中不正の志し行ひを以て、任意隨情に、これを斡旋し、あまつさへ同氣相求めて、初六陰柔不才不中正の小人を寵用す、これ愈

ひ玉へるなり、顚倒生卦を用ひさせ玉ふの例は、已に夬と姤とに見ゆ、雉とは、文明の者にして、即ち甘美の義たり、これ九三の才能有るに喩へたり、不食とは、九三下體に在て、いまだ上體に出でず、これ羮の巳に熟しぬれども、猶鼎の中に在て、いまだ食ふに至らざるの象と、又九三上に應援無くして、擧げ用ひられざるの義とに喩へしなり、方とは、將來を云の辭、雨ふるは、陰陽交り和するの義を云、今九三陽爻たる故に上九と和せざるなり、これ變じて陰となる時には、上九と相應じ和すべし、これ陽爻の剛强なるを變じて、柔順ならしめよと云の敎へ戒めの辭にして、又此爻變ずれば坎となるの象をも兼ねたり、又三も上も共に陽剛たれば、これ兩剛拒み愎つて應ぜず、是を以て悔有るなり、今九三變じて陰と爲り、柔順なる時は、陰陽相應じ和して、其悔を虧き消して、後ち吉を得ること有るべしと云の敎へ戒しめたり、

○按ずるに此九三の爻の辭、象を以て說く時には、變じて陰となれば、陰陽相應すると云の義たれども、其實を說く時には、元來九三過剛不中なるを以て、上九と不和なるなり、是を以て己が雉の膏の才美なるも、人これを拒んで食はず、これ上に擧げ用ひられざるの義なり、今九三自ら柔和溫順の道を用ふる時は、他必ず相應じて交り和して雨を成すべし、さらば何の悔か虧ざること有んや、故に雉膏不食、方雨虧悔、終吉と云、又按ずるに諸卦にては、多く悔無しと云、悔亡ぶと云、惟り此爻にのみ虧悔と云へる者は、これ九三の陽剛を以て、陽位に居る所の、過剛の失と、此卦元來四陽二陰にして、過剛なるとの兩つの剛を虧損すべしと云の義を、垂れ戒しめ玉へるなり、虧とは闕なり、氣損なりと云、これ九三の過剛の志氣を虧闕して溫柔に和順なれよと云の義なり、

【象】耳革は鼎の卦の畫象、其耳、腹の旁らに在らずして、口の旁らに在るの象、又耳は離の象、又變體坎の象、又革は革の顚倒生卦の象、又乾の象、行は乾の象、塞は乾の中實の象、雉は離の文明の象、膏は坎の象、食も坎の象、不食は九三上九兩剛不應の象、雨は坎の象、終は乾の象、

【爻傳】鼎耳革、失其義也、

り、故に爻傳には終无咎也と云へり、
【象】有實は、九二鼎腹に居て陽實の象、又乾の中實の象、我は九二の象、仇も疾も共に初六陰柔の象、又巽の象、即は九二初六に比するの象、又艮の象、不は艮の象、

【爻傳】鼎有實、愼所之也、我仇有疾、（不我能即）終无咎也、

【釋】所之とは、九二剛中の臣、六五の君に陰陽正しく應じ上つる、これ公道なり、又初六の陰柔と陰陽密比せんことは、これ私情たり、此應比の兩途こそ、實に君子と小人との、公私大義の分岐する所なり、愼めよとは、六五の君に正しく應じ上つて、初六の私比を絶離せよとの義なり、終无咎とは、これ爻の辭の吉の字の釋なり、九二剛中の德有るを以て、能く初六の私比を絶して、六五に正しく應ず、是を以て、吉なりと云の辭を係け玉ふことにして、これ終に咎有ること無き所以なりと云の釋なり、
【象】所之は應爻比爻の象、愼は初の比を絶して、五に應ずるの象、終は艮の象、咎も无も乾の象、

九三、鼎耳革、其行塞、雉膏不食、方雨虧悔、終吉、

【音】塞、蘇則切、障隔也、不通也、雨去聲、雨下也、
【釋】先づ古の鼎には、其制體種々有ることにして、四足なるも有り、三足なるも有り、圓體なるも有り、方形なるも有り、其耳の腹の旁に在るも有り、口の旁に在るも有り、今此卦の鼎の象形にては其耳は、口の旁に有るなり、故に腹の旁に耳のありし者とは、其制度亦革まり變せしなり、さて九三は、上下の際に居て、腹の旁に耳の有るべきの位に居れり、然れども其陽爻なるを以て耳の象形無し、これ耳の其處を革ためし象なり、それ已に耳無き時は、鉉を施すべき所無し、鉉を施す所無き時は、鼎を運らし行くこと能はず、故に鼎耳革其行塞と云、これは九三陽剛たれども、上に應爻の輔け無くして、擧げ用ひられざるの義に喩へたり、さて革とは、改革の義にして、鼎の耳の在り處の、改まり更りしを云、さるに革の字を用ひ玉へることは、此卦の本は、革の顚倒生卦にして、鼎の三は、即ち革の四なり、故に其義を存して革の字を用

に比爻の九二剛中の貴人に承け比し從ふべしと云の垂戒の下知の詞なり、此傳は爻の辭の上文を二句に分ち釋し玉ふて、而して其意は一なり、爻の辭の下文の妾を得て子有るの句は、省きて釋し玉はざるなり、

【象】未ㇾ悖は初六柔順の象、又巽の柔順の象、從ㇾ貴は初六陰柔、九二剛中に比するの象、又貴は乾の象、從は巽の象、

九二、鼎有ㇾ實、我仇有ㇾ疾、不ㇾ我能即ㇾ吉、

【音】實、鼎實、即肉也、仇、音求、讐也、怨敵也、即、就也、

【釋】九二は、陽實にして、其位鼎の腹に當れり、これ鼎有ㇾ實の象とす、故に鼎有ㇾ實と云、さて此爻の義、鼎にしては實有るの象、人にしては、剛中の才有る者たり、九二剛中にして、初六に比し、六五に應ぜり、其六五の君に正しく應じ上つるは、公義とし、初六に密比するを私の情とす、固より初六の陰柔不中正を以て、九二に比し親しむことは、これ九二の仇なり、又疾なり、故に我仇有ㇾ疾と云、我とは九二の爻を指すの辭、仇と云も、疾と云も、共に初六陰柔の比爻を云、蓋し仇とは、我を害するの者、疾とは、我を苦しましむるの者なり、我仇有ㇾ疾とは、猶ㇾ曰ㇾ我有ㇾ仇、我有ㇾ疾、これ上にては、我と云て有の字を省ぶき、下にては、有と云て、我の字を略せるなり、これ古文の省略互文法と云て、即ち卜筮繇文の文體なり、さて初六を指して仇とし、疾とすといへども、九二だにこれに親まず比せずして、卽き係ること無き時には、仇にも非ず、疾にも非ざることなり、これを禦ぎ守ることは、我に在り、我より初六に絶せば何の害か有らんや、故に不ㇾ我能即ㇾ吉と云、それ九二は、剛中の德有れば、豈敢て私の情に溺れて、公義を忘るべき者には非ず、これを鼎に比し擬すれば、有ㇾ實の象とす、然れども爻の象にては、應も比も具はり在ること故に、人には固より性も情も具はり在るの者たるを以て、聖人未然の垂戒、不虞の豫防を示し置かせ玉へるなり、是を以て爻の傳には、鼎有ㇾ實、愼ㇾ所ㇾ之也と云、又九二固より剛中の才德を以て、よく私の情の密比を絶して、其公義たる正應の六五に忠有り、假令へ初六の仇疾有りとも、九二を如何んとも爲ることを得ず、吉なる所以な

も、後ち亨飪して調味宜きに適ふの功を得るが如し、故に得ㇾ妾以其子无ㇾ咎と云、

○按ずるに鼎顚ㇾ趾、利ㇾ出ㇾ否の一節は、これ鼎を用ふるの人を說き玉へり、これ爻を賓とするの體なり、又得ㇾ妾以其子の一節は、これ鼎の義には管らず、此卦此爻に此義有るを以て、これを說けり、これを別象別義と云、此別象別義と云者は、即ち所謂古繇文なる者なり、蓋しこれは、九二の比爻なることを主として係けたるの辭たり、これ大過の九五に、老婦得二其士夫一と云と、同一例たり、老婦は上六を云、士夫は九五を指せり、又こゝに妾と云者は、此爻九二の比爻にして、陰爻たるを以てなり、比爻を妾とせるの例は、遯の九三に畜二臣妾一と云、これ九三の男子、六二の妾を畜ふなり、又子と云も、亦初六の象なり、初六を子とするの例は、蠱の初六に有ㇾ子考无ㇾ咎と云、隨の六二に、係二小子一と云、六三に、失二小子一と云、これ共に初九を指せり、又觀の初六に、童觀と云、漸の初六に、小子厲と云、これ共に初六の象なり、以上の例に照す時は、此初六の爻、妾にして且つ子たること、明白たるなり、惟り蒙の九二に、子克ㇾ家、中孚の九二に、其子和ㇾ之、此二卦にては、子を二の爻にて云へり、これは五の爻の位に對せるの象なり、

【象】鼎は全卦の象、巳下同じ、趾は初六鼎の足の位の象、顚は鼎を用る初めの象、否は初六陰濁の象、妾は初六陰爻の象、又巽の象、得は九二初六に比することを得るの象、又乾の男、巽の女を得るの象、子は初爻の象、

【爻傳】鼎顚ㇾ趾、未ㇾ悖也、利ㇾ出ㇾ否、以從ㇾ貴也、

【音】悖、音背、亂也、逆也、戾也、未、不同、

【釋】初六は、陰柔不才不中不正の爻たり、今鼎の新しきを取ると云の卦の初めに居れば、譬へば、鼎を用ふるの初め、其趾を顚まにするが如く、其形狀は醜く、其事理は顚覆せるに似たれども、後ち亨飪調熟の美功有るが如く、對體の卦象の明らかなるに巽ふと云の時の義に任せて、己が陰柔汚濁の舊染の垢を洗ひ去りて、他の陽明の道に從ふて悖らざるべしと云の、勸化垂戒の下知の釋なり、又以從ㇾ貴也と云も、直ち

なり、固より其鼎の體たるや、大器たり、寶物たり、斤量莊大にして、これ輙すく動かし運すべからざる所の物たり、是を以て先づ其安んじ置くべき處を正しくして、然後に衆物來り卽て亨飪の功用を得る所の者にして、決して鼎より衆物に卽には非ることなり、固より、君子の世に處るや實に鼎の如く然るべき者たり、卓立毅然として、先づ其德を盛んにして、能く其居るべき所の位を正しくし、莊重嚴正にして、妄りに進み趨つて以て、功を求め利を計らず、道を履み禮を行ふて、以て天命を凝集すべき者なりと云の義を、鼎の體用に因て以垂訓し玉へるなり、

【象】正位凝命は、鼎の全卦體用の象、又乾の象、

初六、鼎顚趾、利出否、得妾以其子无咎、

【音】出、去聲、出之也、否、音鄙、鼎內査濁穢物也、

【释】初六は鼎を用ふるの初めとす、それ鼎を用ふるの初めに當つては、宜しく先づ其內を漑ぎ滌ふて潔淨にし、さて其鼎を顚まにして、其腹底間隙處の濁滓の垢穢を出すことなり、顚趾とは、鼎を覆せにするのことなり、さるに顚趾と云へる者は、初六は鼎の足に當り、又初爻も趾の位なるを以てなり、

○按ずるに、趾の字足の字、通じて用ひ玉へり、これ押韻の便によれるのみなり、噬嗑初九に、滅趾、これ趾鼻協音、　賁初九に、賁其趾、これ趾徒須、協音、　大壯初九に、壯于趾、これ趾孚協音、　夬初九に壯于前趾、これ趾勝協音、艮初九に、艮其趾、これ趾腓協音、　鼎初六に、鼎顚趾利出否、これ趾否協音、　鼎九四に、鼎折足、覆公餗其形剭、これ足餗剭、協音、これ足も趾も音便にて通用せるのみ、人足物足を分つには非ることなり、

否とは、否塞の否にして、卽ち査濁の義とす、蓋し鼎の足の心は、空虛なるを以て、査滓濁汁等凝塞して通じ難きことを知らしめ、且つは初六の陰濁の象と、韻を押すの義を以て、故に利出否と云、

さて九二は陽爻にして男子たり、初六は陰爻にして、女子たり、又初を子とす、九二初六に陰陽比せり、故に初六の妾を得て、又初の子有るなり、

妾を得るの辭は、醜きが如くなれども、子を得る時には、系嗣絶えず、祭祀相續することを得、故に无咎なり、これ猶鼎の顚まにするは、醜くきが如くなれど

務めと云は、此重器たる所の寳鼎を以て、亨飪して以て、上帝及び祖考の神靈に亨上つりて、孝亨を盡し、又大に亨飪なされて以て、在朝在野の聖賢を養ひ玉ふて、これに降り、これを尙とびて、敎へを受け、益を請ひ玉ふに在ることなり、此の如き時には、其聖主の德、日に升り、月に盛んに至りて、天下の善を聚めて以て己が善とし、天下の知を集めて以て己が知と爲し玉ふことにして、堯舜の道といへども、亦此の如きのみなり、これ元に亨る所以なり、故に聖人亨以亨上帝、而大亨以養聖賢、巽而耳目聰明と云、これ鼎の卦の全體の象義と、對體の象義とを取つて、元亨の義を釋し玉へるなり、

【象】聖人亨の聖人は、九二の象、又乾の象、亨は卦名の象、又離の象、上帝は六五の象、又乾の象、養聖賢の聖賢は九二の象、又乾の象、亨は乾の象、巽は巽の象、耳目聰明は、心德睿知の義にして、共に離の象、傳、

柔進而上行、得中而應乎剛、是以元亨、

【音】元亨之亨如字、上、上聲、

【釋】これ天風姤の來往生卦法を說て、彖の辭の元亨の義を釋し玉ふなり、柔進むとは、六五の一陰を云、上行すとは、內卦の外より、上り行くを云、得中とは六五柔中を得て、離明の主となるを云、應乎剛とは、九二剛中の爻と、六五柔中と相應ずるを云、是以とは、上の鼎の畫象の體と、鼎の亨飪の用と、二卦對體の義象と、生卦法の象と、此四の德を統べ括つて、是を以てと云て、此の如きの象義德性有るを以て、此卦に元亨の二字を繫け玉へりと云の義を、是以元亨と釋し玉へるなり、

【象】柔進上行は、姤の來往生卦の象、得中は六五柔中の象、剛は九二の剛中の象、應は二五相應の象、元も亨も共に離の象、又乾の象、

【大象】木上有火、鼎、君子以正位凝命、

【音】凝、魚陵切、水堅也、成也、定也、聚也、

【釋】木上有火とは、これ即ち以木巽火、以て亨飪を爲すと云の義にして、乃ち鼎の作用を說かせらるゝ

は、義象を以て鼎の用を曉させ玉ふなり、

鼎、元亨、

【訂】通本、元下衍二吉字一今刪正、

【釋】鼎は、亨飪の器たれば生腥の物を熟變し得て而後に亨るなり、又亨飪して以て上帝を亨り、聖賢を養ひ、以て人民に及ぼす、これ其亨る所の大なる者なり、故に元亨と云、彖傳に、聖人亨以亨二上帝一而大亨以養二聖賢一と云、これなり、又人事に就て說く時には、離を明とし、麗とし、巽を從ふとす、これ明者に麗き巽ふの象有り、凡そ天下の事、明者に麗き巽ふ時には、其道必ず大に亨通することなり、故に元亨と云、又來往生卦法にて說けば、本天風姤より來れるとす、六五の一陰下卦の外より進み上つて、五に居れり、さて姤は、遇なり、其卦象相遇ふの義有りといへども、いまだ離明なることを得ず、又二五君臣の位の應も無かりし所に、今柔進み上つて、鼎と爲る時には、卦に於ては、離明に巽從するの義なり、爻に於ては、六五柔中にして、九二の剛中の臣と陰陽相應ず、是を以て大に亨通するの義有り、故に元亨と云、彖傳に、巽而耳目聰明、柔進而上行、得レ中應二乎剛一是以元亨と云、これなり、

【象】元も亨も共に離の象、

【彖傳】鼎、象也、以レ木巽レ火亨飪也、

【音】亨、普庚切、烹同、飪如林切、食味調熟曰レ飪、不熟、過熟、共謂二之失飪一論語曰、失レ飪不レ食、是也、

【釋】鼎象也とは、これ鼎の卦面に、直ちに鼎の形ち、畫象ありと云の義なり、初は足、二三四は腹、五は耳、上は鉉なり、又以レ木巽レ火とは、これ二卦對體の義象にして、巽を木とし入とし、離を火とす、これ亨飪を爲すの方にして、即ち鼎の作用たり、これ鼎の畫象と、義象とを以て、鼎の體と用とを說き示して、以て卦名の釋を爲し玉へるなり、

聖人亨以亨二上帝一而大亨以養二聖賢一巽而耳目聰明、

【音】聖人亨、大亨之亨、並平聲、烹同、以亨之亨、上聲、享同、

【釋】聖人とは、君上を指せり、其君上聖主の大なる御

の卦の極の義を說けるのみにして、上六の爻が君子とも小人とも云には非ず、これ其時を說て、其人を指すには非ることとなり、此例往々有ることとなれば、學者よく省察して混ずること勿るべし、

【象】君子は乾と離との象、小人は兌の象、豹は兌の象、これ九五陽爻の虎に對して取れるなり、又乾離の象、變は卦名革の象、又乾の象、面は上爻の象、又上爻變ず、面を革むるの象、又乾の象、乾を首とするに取れり、

【爻傳】君子豹變、其文蔚也、小人革面、愼以從君也、

【訂】通本愼譌作順、今改、○按說文蔚、作斐、又按從君之君字、恐貴誤、此傳、爲嘉之志炳蔚貴押韻妥當、君獨不協韻、尙可考、

【釋】君子の時を得て變革するや、豹の文の蔚たるが如しとなり、蔚とは、文章の深密なるの貌を云、小人も亦性善なるを以て、今革の時にして、大人は虎變し、君子は、豹變するの盛んなる所の德風に化せられて、己が不肖なるを省み知て、衷心に愧ること有て、面色に發す、これ君子の德に化せらるゝの功なり、故に愼以從君也と云、君とは、九五を云へるなり、

【象】蔚は兌變じて爲乾の象、從君は上六、九五に比するの象、愼は乾の象、君も乾の象、又九五の象、從は離の柔順の象、

【鼎】䷱（巽下離上）

【音】鼎、都挺切、所以熟食和味之寶器也、

【釋】鼎とは、亨飪の重器たり、此卦初の陰爻を足とし、二三四の陽爻をば、實を容るゝ攸の腹とし、五の陰爻を左右の耳とし、上の陽爻を鉉とせり、これ全卦鼎の形狀たり、これを畫象と云、故に鼎と名け玉へり、彖傳に、鼎象也、又大傳に制器者尙其象と云、即ちこれらの謂なり、又巽を木とし、入とし、離を火とす、これ巽の木を離の火に入れて亨飪するの義なり、故に鼎と名けらる、彖傳に以木巽火亨飪也と云、又大象に、木上有火鼎と云、共に此義なり、

○按ずるに鼎は象也と云は、これ畫象を以て鼎の體を說き示し玉ふなり、又以木巽火亨飪也と云

たること決して疑ひを容るべからざることなり、故に大人虎變、未占有孚と云、有孚とは、必定にして違はざるの義にして、益の九五大壯の初九などゝ同意たり、違ひ無しと云の訓妥當たり、

【象】大人は九五剛健中正の象、又乾の象、又離震の象、虎は陽爻の象、又乾の象、又離の象、又兌の象、變は革の象、又乾震の象、孚は中正の象、又乾離の象、占は乾震離の象、

【爻傳】大人虎變、其文炳也、

【音】炳、兵永切、明著也、本作丙、

【釋】それ大人の德たるや、其威令の行なはるゝこと、虎の如く、其仁澤文德の盛んなること、虎文の炳焉たるが如くなるの者たり、今改革すべきの時に當つて、其改革する處の德化炳焉として虎の文の如くなる時には、下民の感服することも亦言を須ざる者なり、故に其文炳也と云、

【象】文も炳も、共に離の象、

上六、君子豹變、小人革面、征凶、居貞吉、

【音】豹、音爆、似虎圜文、面（校者云、面原本作靣）、彌箭切、顏前也、從頁從口、百、象人面形、

【釋】上六は、これ改革の至極の爻なり、此時に當つては、君子は豹の變革して毛の毬しきが如し、九五は陽爻なるを以て大人と云、上六は陰爻なるを以て君子と云、さて五に虎と云、上に豹と云といへども、其義は相同じ、惟君子のみ革むるに非ず、小人も亦面を革む、蓋し小人の惡に習ひ私に染ぬること、其性の如くに成て、其膠硬たること、忽ち一旦に、中心より感發して革むることは少き者にして、先づ初めは君子の德に從つて、其面より革むる者なり、故に君子豹變、小人革面と云、征とは爲ること有るのことにして、此卦にては、改革のことを云へり、それ事已に改革つて後は、能く守ることを要とす、數變革する時は、民奔命に勞れて適從する所無し、これ凶の道たり、故に征凶、居貞吉と云、居貞とは堅く守て變動せざるの義なり、

○按ずるに此爻に君子と云、小人と云、これは惟革

と不革との兩義有り、其分別する所は、全く卦の內外にて分ることとなり、今此九四は、內卦終つて、已に外卦へ移れり、これ改革すべきの時なり、故に此爻の辭も、其時を以て係け玉へるなり、必ずしも九四の人と指して云には非ず、これ猶否の九四に、有命无咎疇離祉、と云へると同意味たり、此卦の革と不革とを內外卦の時を以て分つことは、泰、否、既濟、未濟の內外の時運を以て取り扱ふと同義たり、此卦の改革も全く時運に係れることとなるを以てなり、故に爻を云はずして、內外の卦を以て說くべきこととなり、且つ此卦初二三內卦中は、愼み守るの時、四は外卦にして、即ち革むるの時なり、故に改の字を下し玉へり、此爻究竟の重きことは、孚の字に在り、

【象】悔は未改以前の象、亡は改革以後の象、孚は乾と離との象、命は巽の象、又乾の象、改は九四の象、又乾の象、又卦名の象、

【爻傳】改命之吉、信志也、

【釋】此傳の信志の二字下し得て甚緊重たり、先づ其人其志、正大公明にして、人に忍びざるの仁心、中の懷に充實て、上は天道に順ひ、外は擧天下の人、悉く皆其德に感じ化し、心服するに至る、これを信志の見徵とす、此の如くなる時は、命を改めて吉なる所以なり、設し其中心に毫絲の私の情を雜へる時には、かの天に順ひ、人に應ずるの道理に違ひて、志を信ずるの實に背く、こゝを以て決して命を改むることを得ざることとなりと云の微旨を、含蓄せ玉へる所の釋なり、

【象】志は離の象、又乾の象、信は乾と離との象、又變體坎の象、

九五、大人虎變、未占有孚、

【釋】九五は今改革の時に當つて、君の位に居れり、固より剛健中正にして、大人の德有り、其仁政を以て民を化すること、虎の毛の變革て、其文炳焉たるが如し、凡そ獸の毛の變革は、夏秋の際なり、此卦夏秋の象有り、變革の義有り、故に虎の毛の變革の義を以て辭を係玉へる也、それ大人の德、上に炳焉として、いちじるしければ、下民自然に其德化に感じ服す、其吉

なり、

さて九三の象と辭と、此の如しとは雖、早巳に內卦終つて、將に外卦に移らんとするの幾有り、故に其事の勢ひ巳むを得ずしては、其終始を計算し、臧否を審に察し、猶再三にこれを質明して、其義必定たらば、人も亦これを肯んじ孚とせん、彖傳に文明以說と云も、これらの意なるべし、故に革言三就有孚と云、蓋し此句は、爻の象を以て云へば、初爻にて一たび就り、二爻にて二たび就り、三爻にて三び就り、初二三の內卦中にて三び就て外卦四に至て改革の時を得ると云の謂なり、革言の言は、語の辭にして、猶師の六五の利執言の言の如し、

【象】征は震の象、厲は九三人位危地の象、貞は乾の象、革は卦名の象、言は語の辭にして、兌の象、三就は內卦三爻終るの象、孚は乾離の象、

【爻傳】革言三就、又何之矣、

【音】矣于巳切、語巳辭、決辭也、巳同、

【釋】何之とは、猶何往と云が如し、これ改革變動のことは、敢て輙すく行ふべからざれと云の義なり、

【象】何之とは震と艮との象、

九四、悔亡、有孚改命吉、

【釋】九四は、巳に內卦を過ぎ了つて、外卦に移れり、これ離の夏を去て秋に移り、火を去て金に遷れり、これ巳に改革すべきの時至れるなり、凡そ改革するの道とは、これより前には大に害の有りつることを、今改革する時には、其害は除き去て利益あるの義を云、これ此爻の全體終始の義を統て、悔亡と云、固より改革のことは、大小巨細千萬無量たれども、姑らく其中の大なる者に即て說く時は、湯武の革命の如きこれなり、是豈容易き事なるべけんや、先づ其人其志を執ること公明正大にして、天性自然の順の道に符合し、外は擧天下の人、悉く皆其公正に感じ化して心服せば、則ち革命すと雖、咎無くして吉たるなり、若し其衷心に毫髮の尖ほども私の意有り、擧天下の人、一人にても心服せざるに、強て革命する時には、咎有て凶たるなり、故に有孚改命吉と云、孚の字、字眼たり、よく目を著べし、

○按ずるに此卦改革の象義にして、さて其中に革

【爻傳】巳日革之、〔須時而〕行有嘉也、

【釋】行有嘉とは、これ當に改革むべきの時を須得て而してこれを革め行へば、大に功有て、自他共に喜ぶと云の義なり、これは爻の辭の、征吉无咎と云の義を、行の字を以て征の字に代へ、又吉无咎と云を、有嘉也と云を以て、解釋し玉へるなり、

九三、征凶、貞厲、革言三就、有孚、

【音】貞、强固也、三、去聲、

【釋】征は往に同じく、爲ること有の義にして、即ち改革のことを云、九三も內卦中の爻たれば、これ改革すべきの時に非ざることを云、それ時いまだ至らざるに、妄りに改革する時は、必ず其事成らずして、卻つて過咎を生ず、然るに九三猶志を改めず、固執にして强て時を犯して改革せんとすれば、これ殆きの道たり、故に征凶貞厲と云、

○按ずるに、九三は六二よりも、一等上位に居ることなれば、其辭も亦稍緩かるべきに、卻つて凶と云、厲と云、又爻傳には、又何之矣と云、其辭共に緊束たり、これ初二の例と大に違へる者は、六二は柔順中正の德有る上に、離の文明の主なるを以て、よく事の終始を明察して、敢て時を犯して妄りに改革すべきの爻に非ず、これ能く時の至るを期つべき所の爻なるを以て、征吉无咎と云、爻の傳にも行有嘉也と云へり、今此九三は、過剛不中にして、離火炎上の極に居る、これ短慮性急にして輙すく改革せんとして、時を犯し易きの者たり、故に爻辭も傳辭も、共に其戒め緊しき旨なり、固より時を期つと云ことは、假令へば三ヶ年の日を期つべきの命にして、已に二年十一ヶ月まで待堪て、今一个月を期かぬるより、これを犯す時には、其二年十一个月を待たる所の功も、共に空しくなりて、其事破敗るゝことなり、これ其初めより一日も待たざる者と、其罪相同じ、故に九三は六二より一等進めども、其辭は卻つて緊しき所以なり、其分岐する所は、一に中正と過剛不中とに在ることなれば、學者須らく此六二と九三との、象と辭とを觀て、能く熟慮工夫して、常に此中正の道を準則とすべきこと

玉へる者は、此爻過剛不中にして、進んで改革するに鋭急ならんことを深く恐れて、一に中順の行ひならしめんとて、故意に黄の字を下して、深く警しめ敎へさせ玉へるなり、

【象】鞏は改革すべからざるの義にして艮の象、又初九陽剛の象、黄は艮土の色の象、牛は離の象、革は卦名の象、又艮の象、

【爻傳】鞏用黄牛、不可以有爲也、

【釋】此卦にて有爲とは、改革變動のことなり、不可とは、改革變動すべからざれとの義、今爻の辭に鞏用黄牛とあるは、譬へば牛の頸皮の剛强なる物を以て、嚴しく束縛せしが如く、强く戒め、堅く守つて、少しも改變革動こと勿れよと云の義なりと云ことを、不可以有爲也と釋し玉へり、

【象】有爲は乾の象、不可は艮の象、

六二、已日乃革之、征吉、无咎、

【釋】已日とは、改革むべきの日を云、これ猶須く改革むべき時を期得て、而して後に乃ち革むべしと云が如し、彖の辭の已日とは、文は同じくして、義は異なるなり、六二は改革すべきの爻に當れども、其體いまだ内卦の中に在るを以て、徑ちに改革すべきの時と位とに至らざるが故に、其時を期得て、改革する時には、咎無しと云の義なり、故に已日乃革之征吉、无咎と云、征は、往に同じ、有爲の義にして、即ち改革むることを云、吉とは得ること有るの義にして、改革て其利を得ることなり、

○按ずるに、初九にては、一切改革變動くことは、不可なりと云て、强く制し戒しめ、六二にて、時至らば改革して可なりと云ひて、初爻より其辭稍緩き者は、其位一等進めると、六二は柔順中正の德有るを以て、初九の如く妄りに進み動て、改革せんとするの爻に非ず、離明の主爻たるを以て、能く事の前後終始を洞察して、其待つべき時は須ち、爲すべき時は爲ること有るの爻の德たるを以て、其辭此の如きなり、

【象】已日は彖の辭と義は異にして象は同じ、又六二の離の日の中に居るの象、

【大象】澤中有ㇾ火、革、君子以治ㇾ曆明ㇾ時、

【釋】澤中有ㇾ火と云は、離の日兌の西方に沒すると云の義にして、これ一日終り、復一日始まるの象にして、これ革の革たる所以たり、君子此卦象を觀て、日の終始を以て一日とす、其日を重ねて一月とし、其月を積で一歳とす、而して四時寒暑、皆其中に具はり在るの義を曉して、曆を作り四時を明らかにすべしとなり、故に治ㇾ曆明ㇾ時と云、こゝに由て、これを觀れば、曆法の因て起る所は、日の終始に本つけり、さらば推歩の曆術も、皆易の象數より出づることとなりける、

○按ずるに曆法と云こと、黃帝顓頊より集成して、方今に至るまで、殆んど一百變法に垂たり、蓋し天象日月は活動の物たれば、一法を執て永久不易とすべからざることとなればなり、故に聖人時々刻々に測量て、時を明らかにすべしと云て、其改革すべきことを敎へ玉へることとなり、此故に變革の卦に於て其敎へを示し置玉へり、

【象】澤は兌の象、火は離の象、君子は乾離の象、曆は離の象、治は明らめ知るの義にして離の象、又乾の象、明も時も共に離の象、

初九、鞏用黃牛之革、

【音】鞏、音拱、以ㇾ革束結也、以爲堅確膠固之義、

【釋】黃牛とは、柔順の喩へなり、革とは堅固にして變動せざるの義たり、固より革の全卦の總體の義は、改革變更の義たりと雖、其爻に至つて微細にこれを論ずる時には、先づ其革むると云の義は、內卦より外卦へ、改革すると云の象義たるを以て、內卦三爻の中にては、輙すく改革むべからざるの時の義なるを以て、名敎を立て玉へるなり、これ即ち革の爻象の口訣たり、今初九の爻は、全體にては、改革の初めたれども、內卦の初めなるを以て見れば、これ改め革むべからざるの時なるを以て、其初九に敎へ戒めて、其志を執ることと正しく柔順にして、且つ鞏固にして、妄りに改革變動すべからざるべしと云の警しめたり、故に鞏用黃牛之革と云へり、

○按ずるに此爻は不中なり、然るに黃の字を下し

な革め得て、其事幾んど道に當りて、人人能く信じ服するの時に至つて、其悔乃ち亡びうすべしとなり、これ悔亡の釋なり、

○按ずるに、上爻及び此章、共に皆主釋體の文法たり、

【彖】當は二五陰陽相應の象、

天地革而四時成、湯武革命、順乎天而應乎人、〔宜革而革〕革之時大矣哉、

【音】湯、他郎切、般湯王號、或曰成湯、武音舞、周武王號、

【釋】上文にて彖の辭の解釋は、已に了りぬ、今此卦の革と云に就て、天地四時の變革して、歳を成すの義を賓として革の義を説き、終に主たる所の人事に入り、湯武革命の大義に説き及ぼして、君子への敎へ戒めを示し玉へるなり、それ湯武の命を革むるや、これ天命の大變革にして、其畢竟の旨は、順天應人の四字に在ることなり、若し人有て、此時此位此勢ひに當り、此事に臨まん時には、一に公明正大にして、毫髪の尖ほども、私の意有ること無く、人に忍びざるの熱腸血性、直ちに白日を貫くに至り、然後に人に忍びざるの政を出すべし、これ即ち順天應人の人にして、實に革命の時に處れるの者とす、蓋し時と云は、即ち天命、天命は、道の出る處たればなり、此順天の順の字は、聖門大道の玄旨にて、諸餘の經書にては、輙すく取扱ひ難き所の極大事たり、易大傳に天之所助者、順也と云へるが、即ち是順の字たり、其巨細の義は、筆記の悉く說く所のことに非ず、面命口訣を期て、了悟すべし、

【象】天地革は、離日兌の西に沒し、一日終つて又一日升るの象、又天は乾の象、地は乾の對卦坤の象、又離の象、又兌の象、革は卦名の象、四は兌乾の金の生數の象、時は離の象、成は乾兌を秋とす、秋は萬物成るの象、湯は熱水にして、離と兌との合象、武は、義の道にして兌の象、又乾の象、命は天命にして巽の象、順は離の至順の象、人は兌の象、應は九五剛健中正、六二柔順中正と、剛柔相應ずるの象、

女、共に父母の家に同じく生育すると雖、其歸ぎ嫁する處、各同じからざるを以て、其志も亦各相革まるの義有り、これ對體の義象たり、即ち睽の彖傳の、二女同居、其志不同行と云と、同意義にして、かの水火相滅息するの象と、對體の象とを以て、卦名の義を釋し玉へるなり、

【象】水は兌の象、火は離の象、二女は兌を少女とし、離を中女とするの象、志は離の象、又乾の象、不相得は離の主爻の六二と、兌の主爻の上六と、其間に三陽爻の障隔有て、相通ぜざるの象、

已日乃孚、革而信之、

【釋】凡そ改革せんことは、其初めは人必ず、これを信ぜず、其功成り、其事畢つて、其改革めし事の利有るを見て、而後に始めて人これを信じ、これに從ふ者なりと云の義を、革而信之と釋し玉へるなり、

【象】革は卦名の義、信は離の中虚の象、又乾の中實の象、

文明以說、大亨以正、

【音】說、音稅、以言語諭人、使從己也、

【釋】文明は離の象、以說は兌の象、これ言ふ心は今事を改め革めんとならば、克く其事の前後終始の利害を洞察し、人情時勢を熟く察し、百世不易の大利益有ることを決定し得て、さて其事の興廢利害を、逐一に演述て、聽者をして躍々歡喜せしむべし、さる時には其事成り、其道大に亨通するとなり、然りと雖、其究竟の要旨を說かば、其革むるの事と道とに、一絲毫の私有ること無く、一に公明正大なるに在ることなりと云の義を、文明以說、大亨以正と云、これ彖の辭の元亨利貞の釋にして、別に元亨利貞の字は提げ出さずして、行文中大字を以ては元の字を釋し、以字を以ては利の字を釋し、正字を以ては貞の字を釋し玉へり、これ臨の彖傳の、大亨以正、天之道也と云と、同意義の文法たるなり、

【象】文明は離の象、說は兌の象、大亨以正は、元亨利貞の義にして、乾と離との象、

革而當、其悔乃亡、

【釋】公明正大の道を以てして、事の終始利害を洞察し、人情時勢に通達し、能く舊き敝を去り、新しき益

革、〔事成〕已日乃孚、元亨利貞、悔亡、

【釋】已日とは、改革し得て、功成り事遂げぬるの日を云、凡そ改め革むるの道は、其改革せんと云の初めには、必ず人人これを信ぜざる者なり、何者、其舊習故態に慣馴ぬるを以てなり、これ先入の者主と爲り、自家の佛像を尊ぶと云の諺の如し、左傳襄公三十年に、鄭の子產政に從ふこと一年にして、輿人誦之曰、取我衣冠而褚之、取我田疇而伍之、孰殺子產、吾其與之、及三年、又誦之曰、我有子弟、子產誨之、我有田疇、子產殖之、子產而死、誰其嗣之と、凡そ人情は皆此の如きの者なり、故に其改革すること成りぬる上、其事自他の宜しきに協へば、其時に至つて、人人始めて信じ服することとなり、故に已日乃孚とすと云、殊に其改革の道の要とする旨は、故き害を除き去り、新しき利を益すを主とす、故に改革して後に、大に亨通するの功有り、これを守ること貞正なる時は、悔亡ぶるなり、悔とは其改めんとするの初めは、人人の信じ肯んぜざるが悔なり、さて事成り了つて、其利有るに由て、人人これを信服する所が悔亡ぶるなり、然りとて、其事の利害に通ぜず、其物の終始に明らかならずして、苟且妄忽に故きを革めんとする時には、其事亨通せざるのみには非ず、還つて大なる災害を生ずることとなり、宋の王安石が青苗法等、これなり、故に古人の語にも、其利あること十倍なることに非れば、妄りに沿革すべからざれと云へるも、此意なり、これ深く愼み重く慮るべきことなり、故に元亨、利貞、悔亡と云、これ隨の元亨利貞无咎と云と同意味たり、

【象】兌を西とし、澤とす、澤は地の卑下なる處、又離を日とす、日は西の卑下なる處に沒す、これ已日の象、孚は離の象、又中爻乾の象、元亨利貞とは、ともに皆乾離の象、咎は乾の象、无も乾の象、

【彖傳】革、水火相〔互滅〕息、二女同居、其志不相得、曰革、

【釋】此傳も首めに卦名の義を釋し玉へり、それ水火相互ひに滅息すると云は、これ卦象の澤水と離火と、互ひに相克し滅するの義にして、詳ひらかなることは、卦名の下にて釋せるが如し、又離の中女、兌の少

なり、又變體の止水を以て、火に敵對して、火水相害するの義を曉す、革の卦これなり、これ革と既濟と名を異にせる所以の訣たり、又兌の少女、上に位し、離の中女、下に居る、これ姉妹の位序相革まり更るの義有り、故に革と名けらる、又兌の少女、離の中女、共に父母の家に同居すと雖、各其歸ぐ所を異にするを以て、其志各相同じからずして、相革まるの義有り、故に革と名けらる、彖傳に、二女同居、其志不相得曰革と云、これなり、又內卦の離を明とし、外卦の兌を悅ぶとす、それ內卦の我、明らかにして、よく物の利害に通達し、改革すべきことを改革すれば、外卦の人もよくこれを悅ぶ、これ革むることを爲すの道たり、故に革と名けらる、彖傳に文明而說と云、これなり、又內卦の離火を以て外卦の兌金を焚くの象有り、それ火を以て金を焚く時は、金鎔化て形狀變革す、故に革と名く、洪範に、金曰從革、これなり、又離を夏とし、兌を秋とす、これ夏より秋に改まり革まるの象有り、最も四時の相革るや春より夏に至るも革まるなり、秋より冬に至るも革まるなり、然るに此卦離の夏、兌の秋の象を以て、惟り革とする所以を如何と云

に、凡そ四時の相革まるや、其革まるに於ては一なれども、其中に就て云時は春は小陽なり、夏は大陽なり、時を以ては、春と夏と分て二つの如くなれども、同くこれ陽なり、陽より陽に遷る、これ定理にして別に革むと云べきほどの異變無きなり、又秋は小陰なり、冬は、大陰なり、時を以ては秋冬に分てども、同じくこれ陰なり、陰より陰に遷る、これも亦定理にして、革むと云べきほどの異變は無きなり、特り夏は陽の極にして、秋は陰の始まりなり、故に夏と秋との交際、實に陰陽改革の最とす、蓋し冬より春に轉ずるも、大陰より小陽に遷るを以て、革と云べきことなれども、これは四時も一巡し、歲星も一周して、年歲の革まり更ることにして、唯陰陽四時一巡中にて、夏と秋との交際を以て革とするの切なるには如かず、故に此卦を革と名けらる、彖傳に、天地革而四時成と云、これなり、又離を日とし、兌を西とす、これ日の西方に沒するの象有り、それ日、沒する時は、復升る、これ改革の義なり、故に革と名けらる、大象に治曆明時と云は、此象に原づきて曰まへるの義たるなり、

とす、坎の上口變し塞れば、即ち巽と爲る、勿幕とは、坎の上口は、塞くべからざれと云の勸め諭すの意象、孚は坎の象、元吉は離の象、

【爻傳】元-吉在上、大-成也、

【釋】元吉とは、大善の吉なりと云の義にして、功德を稱讃せるの辭なり、凡そ三百八十四爻の中にて、上六の爻にして、元吉と云の辭を係け玉へる者は、唯此爻のみなり、これ乃ち井の頤養の大功德、これを汲めども竭くること無く、これを施せども、窮まらざるの者たり、故に元吉在上、大成也と釋し玉へり、大成と云は井の道、井の德、井の體、井の用、其功業共に皆十全に成就せるを云へるなり、

【象】上は上爻の象、大成は井の道收まり、頤養窮まり無きの意象、

【革】䷰〔離下兌上〕

【音】革、古覈切、音隔、獸皮治去其毛也、以爲改革變更之義、

【釋】此卦は澤水上に在り、離火下に在り、凡そ火熾なる時には、必ず水を乾かし涸す、又水溢るゝ時には、必ず火を滅し息す、これ固より水火の性情表裏反對にして、相互ひに克殺の物たればなり、故に火の勢ひ熾んなる時には、水を滅息す、水の勢ひ沸溢るれば、火を滅息す、これ水火共に其勢ひの強く大なるを以て、其勢ひの弱く小なるに克つの者たり、これ相變革るの義なり、故に此卦を革と名つけ玉へり、彖傳に、水火相息と云、これなり、然らば水火相息を以て革と名くるとならば、既濟も水火なり、何とて革と名けざるぞと推し究むるに、これ甚深き微旨の有ることなり、先づ水火の二物に相助け生ずるの義と、相敵し害するの義との二義有り、口傳、さて既濟の水は、坎水にして離火の正配たり、是故に易の體圖にては、坎離中間に相對して位せり、又革の水は、澤水にして離火の正配に非ず、對位に非ることなり、又坎は水の正體にして流水たり、陽卦たり、兌は水の變體にして、止水たり、陰卦たり、是を以て正體の坎水を以て、離火に正配して水火相助くるの義を示す、既濟の卦これ

を釋して、修井也と云、修井とは、身を修め德を修むると云の義也、
【象】修とは敎へ戒しめの勸化の意象、

九五、井冽、寒泉食、

【釋】冽とは、水の至つて淸潔なるの貌、寒とは水の德性なり、寒泉とは、水の至て美にして潔淸を稱せるなり、それ六四にして巳に甃は爲し了りぬ、今九五にては、井泉の巳に澄み淸く漲ぎつて、專ら人事の用に供するの時なり、故に寒泉食と云、食はるとは、巳に其時の幾の熟して、擧げ用ひらるゝを云、これ九三の不食に對せるなり、
○按ずるに井泉は下より汲みて、上に至つて用を爲す者たり、是故に初爻より段々に井を渫ひ修むるの義に取り來つて、今九五に至れり、蓋し九五は、坎水の主爻にして、井の成卦の主爻たるを以て、主として井泉を用ふることを云へるなり、
【象】冽も寒も泉も食も、共に坎の象、又九五は、坎の主爻、井の主爻たるの象、

【爻傳】寒泉之食、中正也、

【釋】井の卦も九五の坎水の主爻に至つて、其德巳に盛んにして、其時巳に至れり、故に井の養ふて窮まらざるの仁澤、周ねく施こして竭ること有ること無し、これ全く九五剛健中正の德に由れることなりと云の義を、中正也と釋し玉へり、
【象】中正は、九五剛健中正の象、

上六、井收、勿幕、有孚元吉、

【釋】收とは、事物の成就し了れるを云へり、幕とは、蔽ひ障ふるの物なり、それ九五の爻は、井を汲み取つて用を爲すの時たり、今上六に至ては、已に功成り了つて、井の口を幕ひ蓋するの時に當れり、然れども功業成り了つて、これ幕ひ蓋することは、妄りに人には汲ませずして、自家のみこれを用ひんと云の吝嗇の道にして、其用狹く、其德小さし、故にこれに勸めて其德用を廣大ならしめんとて勿幕と云、それ井の功成り了つて、これを人に惜吝こと無きの盛德を孚とす、これ即ち大善の吉と稱すべき者たり、故に有孚元吉と云、
【象】收は上六井の功業終れるの象、巽を布とし、幕

天下に施すこと能はざること勿論たり、又天下の億兆に即て說く時には、今九二、九三の如き賢良の士有りとても、君上これを擧げ用ひ玉はざる時には、其仁政の恩澤を蒙ぶること能はざること勿論たり、況んや、九五の君に於ては、人を知るの明は、君上第一の盛德大業にして、主として明德を明らかにし玉ふべきこと亦勿論たり、故に書の堯典に帝堯の德を稱し上つるに、放勳欽明と云、又明二俊德一と云、又舜典に、帝舜の德を稱し上つるに、濬哲文明と云、又皐陶が賡歌に、元首明哉、股肱良哉、庶事康哉と云へり、是故に君上だに明德明らかにあらせらるれば、君臣は勿論、擧天下の億兆、盡くに皆其福を受け蒙ぶること必然たり、故に求二王明一受レ福也と釋し玉へり、

【象】行は、變體の震の象、惻は坎の象、求は震と坎との象、王明も受福も上に同じ、

六四、井甃、无レ咎、

【音】甃、側救切、音皺、井甓也、以レ塼壘二井砌一修二井之壞一也、

【釋】六四は、甃するの時に當れり、故に井甃と云、さて其井に甃する所以は、敗毀に豫備し、滲浸を防禦となり、これ何の咎か有るべき、や故に无レ咎と云、蓋し四は陰爻にして動かざるの義を以て、水を說かずして甃の井の體の義を云へり、然ればとて、四の爻象が、徑ちに甃なりと云ことには非ず、これ甃すべきの時なることを云へる者なり、

【象】甃は變體の乾の象、

【爻傳】井甃无レ咎、修レ井也、

【釋】それ六四は已に下體を離れて上體に出ると雖、陰爻なるを以て、水の用に取らずして、井の體に就て甃とせり、それ甃は、井泉の急務緊要のことに非るが如しと雖、これ井に於て其功も亦少しとせざることなり、凡そ井泉の動もすれば汚濁に至り易き者は、井邊毀缺して、滲浸の所レ爲に由ることなり、然るに井を治むるの首に、井砌に、能く甃するときには、後日に汚濁滲浸の患へ有ること無し、これ猶人の學業成り熟して、其擧げ用ひらるべきの時、殆んど將に至らんとするに、尚能く守つて妄りに躁ぎ進まず、愈其業を煉り熟し、其德を修し積む者の如し、故に聖人これ

【音】渫、音設、治井不停汚也、惻、音測、痛愴也、

【釋】井は、已に九二の爻にて汚泥を渫ひ盡して、今九三にては、新なる泉、湧き盈ちたる時に當れり、然れども九三陽爻の水、猶下卦に在て上體へ出ざる時には、泉の用を爲し得ること能はず、これ汲み用ふる人の無きの象たり、故に井渫不食と云、これを人事に推す時には、學業成り熟しつれども、猶いまだ擧げ用ひられざるが如し、さて我と云は、係辭者自ら云の辭にして、即ち周公の宣ひつるなり、蓋し周公の意に、天下の廣大なる、豈食ふべきの井泉の德有る所の賢才の良人有ること無かるべけんや、今にても若し汚を渫ひ德を修めたる井泉の賢才の人有て、これを擧げ用ひず、汲み食はざること有らば、これ在上在位者の辜にして、實に我心の惻を爲すことは、これが爲なりとなり、これ即ち吐哺握髮の實狀實言にして、眞に實地を實踏して、其行ひ有り、其言有るの教訓と稱し上つるべきなり、故に九五の王者に勸め告ぐ、若し明智有て同德相應じて、かの渫ひ治めたる所の在下の賢良を聘し擧げて、其井の泉を汲み用ひ玉はゞ、豈唯り王の福を受け玉ふのみならんや、天下の億兆、並びに其井泉の潤澤の福を受けんとなり、故に爲我心惻、可用汲、王明並受其福と云、王とは、廣く天下萬世の人君へ、指し教へさせ玉へるの辭なり、

【象】渫は九三已に渫ひ了つて、新たなる泉、盈つるの象、又震と巽との象、不食は、九三いまだ上卦へ出ざるの象、我は周公自ら言ふの辭、心も惻も、共に坎の象、可用汲は、九三將に上體へ出んとするの象、又我心惻より以下は、教へ戒め勸進の意象、王は九五の象、明は離の象、受は坎の象、福は離の象、

【爻傳】井渫不食、行惻也、求王明、受福也、

【釋】井渫ひて新しき泉、盈つれども、汲み用ふる人無く、賢士有て學業修りつれども、擧げ用ふる人無きは、これ人行中の痛心愴惻すべきの最上たり、故に行ひの惻しき也と云、求王明受福也とは、これ君上と、億兆と、及び九二の賢士とにも、すべて係け釋し玉ふの辭なり、先づ九二の賢士に即て說く時は、假令へ學業熟し、新泉盈てりと雖、九五の君上明德に在まさざれば、擧げ用ひられざるが故に、其學術德行を

は、汚泥を渫ひ盡して、新たなる泉いまだ盈ざるの時にして、これ浚井の時に當るなり、今九二陽爻の水、才に井谷より出て、初六陰爻の鮒に注ぐの象有り、故に井谷射レ鮒と云、蓋し此爻の義は、其汚泥は渫へ盡して、新なる泉才に鮒に注ぐと雖、いまだ十分に盈足らず、且つ下卦に在つて、いまだ上體へ出でざるが故に、廣く養ふの用無し、才に初六の鮒を養ふに足れるのみなり、これ其用の微少なるを云へり、これ井の六二の爻の通象通義を説けるなり、

又坎を水とし、巽を入るとす、井の全卦に甕に水を入れ貯ふるの象有り、さて巽は即ち甕にして、且つ其底の敝れたるの象有り、それ底に敝れ有る甕にして、豈水を持つことを得んや、故に甕敝漏と云、これ別象別義たり、甕は水を貯ふるの器にして、井の義より轉じたるが如く意はるれども、必ずしも井の象義には係はらざることとなり、

○按ずるに此甕敝漏と云の一句は、蓋三代の以前より傳へ來れる卜筮の繇文にして、即ち此九二の爻に附け傳へしこととなり、其象義の必至符契せるを以て、周公の依然に收め置かせ玉へるなり、經文中に往々此例見ゆ、各條下にて辨じつべし、

【象】谷は兌の象、鮒は初六陰爻の象、又巽の卦象、射は坎水巽の鮒に注ぐの象、又九二剛中の才有りと雖、應の援け無きが故に、擧げ用ひられずして、徒らに初六に比して、井谷射レ鮒の象、坎を水とし、巽を入とす、甕に水を入るゝの象、又巽の甕、初六の底缺て敝れ、水漏り下るの象、

【爻傳】井谷射レ鮒、无レ與也、

【釋】それ九二剛中の才を以て、井底の汚濁を渫へて、新しき泉の水脈淨く出ると雖、二五應無きを以て、これを引き擧げ用ふること無し、故に才に比爻たる所の初六一鮒に注ぐのみなり、これ剛明の才智有る者なりと雖、不遇にして世に知られざるの喩へなり、故に无レ與也と云、无レ與とは二五兩陽剛不レ應の義を云なり、

【象】无レ與とは、二五兩剛應無きの象、

九三、井渫不レ食、爲二我心惻一、可二用汲一、王明竝受二其福一、

み勉めしめ、相互ひに交易して、其用其處を得せしむるの道を察し務むべしと云の敎訓たり、
【象】民は巽の象、又交代生卦泰の坤の象、勞は坎の象、勸相は、養而不窮の象、

初六、井泥不食、舊井无禽、

【音】禽、音琴、轆轤之軸、所以運繘者、
【釋】舊井とは廢井のことにして、壞れ埋れて浚ひ治めざるの井を云、凡そ此卦にては、三陰爻をば井の體とし、三陽爻をば、水泉とす、蓋し井の體は、靜にして動かざるを以て、陰爻を井の體とし、又水泉は、沸き出で汲み取るの物、これ始終活動の用有るなり、故に水泉を陽爻に取れるなり、これ井の六爻の訣たり、さて初六は、陰爻にして井の底に在り、これ水底の泥土の象なり、故に井泥不食と云、それ井已に廢し棄りぬれば其禽もまた共に廢したること知るべし、故に舊井无禽と云、
【象】井は卦名の象、下同じ、泥不食とは、初六井の底の陰の泥の象、又初六陰柔不中不正にして、用に堪ざるの象、无禽は巽を木とし、坎を輪とす、これ轆轤の象、巽を繩とす、これ瓶綆の象、初六、六四兩陰にして應無し、これ无禽の象、

【爻傳】井泥不食、下也、舊井无禽、時舍也、

【音】舍、上聲、音捨、
【釋】固より井とは、其水泉を以て用を爲すの者たり、然るに今初六は、最下に居つて陰柔たり、これ井の底の陰の泥の位なり、象なり、これ其時其處共に井の用を爲さゞるの義たり、故に下也と釋し玉へり、初六は廢井の時に當つて、井の用は、廢れ絕えたり、故に時舍也と云、
【象】下とは、初六最下の象、時舍とは、廢井用を爲さゞるの象、

九二、井谷射鮒、甕敝漏、

【音】鮒、音附、小魚、射、食亦切、注也、甕、烏貢切、罋同、貯水器、
【釋】井谷とは、井中の細竅、水を出すの所にして、所謂水脈なる者なり、それ初爻は、廢井の時なり、九二

はるゝの卦には非ざることなり、故に大傳に、九德の卦を說かせ玉へる中に、井も九德の一卦たり、其辭に云、井、德之地也、井、以辨義、井、居其所而遷と云へり、これ皆我井の德を十分に修し得て、而後に人を養ふと云の義たり、然るに世俗の情、自己の德を修することをば務めずして、唯利に惟急ぐなり、是故に井の德の修せるも、修せざるも、深きも淺きも計らず、瓶綆の有り無し、長短をも顧みず、一に利を得んことをのみ急ぐを以て、喘息奔走して、井の下に居り得れども、瓶に綆索無く、又は偶〻綆有ても短少く、又は綆も長けれども、腐敗て有るが故に、種々艱苦して、水をも汲み得て、已に八九分目まで釣り上げたる所にて、忽ち綆斷て、終には瓶をさへ破敗り喪ふに至る、これ凶なる所以たり、其瓶に繘無きと云も、綆有れども短きと云も、又綆も長けれども、腐敗せると云も、すべて皆德のいまだ修まらず、時のいまだ至らざるの義たり、然るに其德いまだ修まらず、時いまだ至らざるに、強て利得に急ぎて、卒には瓶をさへ破敗るに至るなりと云の義を、是を以て凶也と釋し玉へるなり、

○按ずるに、井は本人を養ふて、自ら德とせざる所の、行義修德の卦たれば、凶と云こと有るべきの義無し、然るに彖の辭に、凶と云の辭を係け玉へる者は、世人井の德義に背き、自利に急なるが故に、自ら凶を招き致すことなりと云の義を是以の二字の中に含蓄して、孔夫子の垂誡訓釋し置かせ玉へるなり、

【象】未有功也は、志遂げざるの意象、

【大象】木上有水、井、君子以勞民勸相、

【音】勞、去聲、慰勞也、相、去聲、助也、贊也、

【釋】凡そ君子の道を學びて、世に立つや、蒼生を懷け柔んじ、勞らひ來て、四民をして相互ひに勸め相けしめて、各其處を得せしむることを主意とすることなり、固より宇宙の間人世日用の急務にして、其功德莫大なる者は、井泉より勝れたる者は莫し、故に君子此木上有水と云、井の德體功用備はれる卦象を觀て、萬民を勞徠し、懷柔し、仁政恩澤を施すこと、井泉の汲めども竭ざるが如く、四民をして各其事業を勵

の象、繘は巽の象、羸は巽の瓶の當、陰虛にして缺け敗れたるの象、

【彖傳】巽乎木而上水、井、

【訂】通本、木譌作水、由字畫似誤、今改正、

【釋】巽は入なり、巽の木の瓶を水の中に入れて、水を汲み得て上るは、これ井泉の用を爲せるなり、是即ち風水渙の易位生卦法を以て、卦名の義を釋し玉へるなり、

【象】木は巽の象、巽は入るの義にして、即ち巽の象、水は坎の象、井は卦名の象、下同じ、

井、改邑不改井、乃以剛中也、

【訂】通本彖傳、錯雜頗多、今據義例復正、

【釋】此章より彖の辭の釋に移り玉へり、故に句の首めに卦名の字を掲げ出して、以て、文章の更端の義を示し玉へり、剛中とは、九五坎の水の主爻を指せり、これ即ち地中の陽氣水脈たるを以てなり、

【象】剛中は九五の象、

无喪无得、往來井井、養而不窮也、

【釋】それ井泉は、擧天下の人民の、上下貴賤と無く、半刻片時も廢すべからざる所の、必用の物にして、これ人の命を養ふの急務たるの物たり、且つ汲ざるとても溢れず、又汲めども盡きざるの妙用有りと云の義を養而不窮也と釋し玉へり、

【象】養ふは坎の象、不窮は井泉の汲めども竭ざるの意象、

汔至亦不繘井、未有功也、羸其瓶、是以凶也、

【釋】未有功とは、これ凡百の事業、八九分までに至つて、今一二分の時幾の熟するを期べきこと、大切の道の肝要なれども、利得に急ぐは小人の常情にして、事物の熟すると云の幾を知らず、妄りに急ぎ進む者は、喩へば綆索無きの瓶を以て、井邊に奔走せるが如し、と云の意を、未有功也と云へり、羸其瓶是以凶也とは、これ聖人敎戒勸化の深甚の微旨を以て、係け玉へるの辭なり、先づ此井の卦の德性たるや、養ふと云の義たり、これ乃ち人を養ふの卦にして、人に養な

の便利なる處を擇び得て、而して後に邑を建て、都を設くることなり、固より邑里は人に由つて建つ者なれば、猶改め更つべし、井泉は、地脈に由つて得る所の者たれば、轉じ移すべからざればなり、故に改レ邑不レ改レ井と云、

それ井泉の德たるや、汲めども竭ること無く、又汲ざれども溢るゝと云こと無し、故に無レ喪無レ得と云、又井泉の用たるや、既に汲得たる者は、往き去り、將に汲んとする者は來り至る、これ人人一井を倶にするなり、故に往來井レ井と云、

瓶は、水を汲上るの器なり、上古は、皆陶瓦の器を用ひしことなり、故に瓶と云、汔至とは、水を汲まんと欲して勉めて井の邊りまで幾づき至れるなり、未レ繘とは、已に水を汲まんとするに臨んで、瓶は有れども綆索無きか、又は綆索は有れども短少か、又は腐敗て用を爲ざるかの義にして、いづれにも水を汲むこと能はざることを云へり、これ人の所業志願八九分に至て支吾こと有て遂ざるの喩へなり、羸レ瓶とは、水を得るの利を失ふの義にして、其事破敗して成らざるの喩へなり、凡そ井泉の道は、汲取得て而して後に用を爲す者たり、今勉めて井のもとには近づき至ると雖、いまだ繘せざるか、又は瓶を羸らば、水を得ること能はざることなり、これ其志す所遂げずして、顚覆敗喪に至ること凶の道たり、故に汔至、亦未レ繘井、羸二其瓶一凶と云、

○按ずるに此彖の辭の文義、一氣貫通して敎戒を垂れ玉へり、然れども其中に井の體用德變の義を具足せり、故に精密にこれを說く時には、改レ邑不レ改レ井と云の句は、これ井の體に就ての立言たり、无レ喪无レ得の句は、これ井の德に就ての立言たり、往來井レ井とは、これ井の用に就ての立言たり、汔至るより以下は、これ井を汲む道の變を說けるなり、

【象】此卦本泰より來る、泰の上卦坤を邑とす、今井の卦と爲せば、坤の邑、變じて坎の水となる、これ邑を改むるの象、又既に改めて井となる、井は改むべからず、これ不レ改レ井の象、井泉は、汲めども竭きず、汲まざれども溢れず、これ无レ喪无レ得の象、以上は皆これを意象と云、往來は巽の象、井レ井とは卦名の象、又坎水の象、汔至亦未レ繘井とは、巽を果さずとする

ぞき守る時には、從來の臲卼の危き懼れを免れて、吉の道たるなりと云の義を、吉行也と釋し玉へり、

【象】未レ當は上六陰柔不中の象、吉も行も共に變體の乾の象、

【井】䷯（巽下坎上）

【音】井、子郢切、深也、淸也、穴レ地出レ水、邑里取レ汲也、

【釋】それ巽の木、坎の水の上（校者云、上、原本作レ下恐誤）に在る者は即ち井の體なり、故に井と名け玉へり、大象に木上有レ水井と云、これなり、又二生卦の法を以て名を命じ玉ふの義有り、其一は、渙の易位生卦法たり、蓋し渙は、巽木上に在り、坎水下に居れり、今此卦にては巽木下つて坎水の下に入り、坎水は巽木の上に上れり、これ井の水を汲上るの象にして、即ち井の用たるなり、故に井と名けらる、彖傳に、巽二乎木一而上レ水井と云、これなり、又其一法は、泰の交代生卦にして、泰の六五來つて初に居り、初九往て五に居れり、それ泰の上卦の坤は地、下卦の乾は陽氣なり、これ地中陽氣有るの象義たり、今井の九五は、坎水の主にして、初六は巽風の主爻なり、巽の風、坤の地の上より入て、水を引く時には、地中の陽氣上つて坎水を生ず、これ地脈に由て水を生ずるの象義なり、もし地中に陽氣の水脈無き時には、假令地を掘ると雖、水の出ると云こと有ること莫し、今此卦即ち地脈に由て地を掘り、井を爲すの象有り、故に井と名く、彖傳に、改レ邑不レ改レ井、乃以二剛中一也と云、これなり、蓋し水は、地脈に由て出る者たり、故に改レ邑不レ改レ井と云、且つ剛中を以て釋し玉ふ者は、九五は、坎の水の主爻たるを以てなり、よく玩味すべし、

井、改レ邑不レ改レ井、无レ喪无レ得、往來井レ井、汔至、亦未レ繘レ井、羸二其瓶一、凶、

【音】改、古亥切、上海陔、更也、從レ己從レ攴、己有レ過、攴レ之即改、汔、音迄、幾也、繘、音聿、汲索也、羸、音纍、敗也、瓶、薄經切、缾同、汲レ水器、

【釋】凡そ邑を建つるには、必ず先づ其水泉の善不善を觀ること、第一の緊務たり、水泉不便にしては、邑を建つるとも、蕃昌せざればなり、故に必ず先づ水泉

は、困の極に處り、往き進むべきの所は無し、是を以て作爲ほどのこと愈困難危急を増すのみなり、故に曰動悔と云、此悔の字は去聲にして、悔吝に至ると云の義なり、さらば此の如きの時、處に當りなば、如何に處置して善からんと云に、先づ上六の爻、能く自ら己身の分を省りみて、元來陰柔不才にして、獨り立つことだに能はざりし身なりしに、天の幸ひにして、九五陽剛の大木に比したるを以て、漸やくそれに絆ひつき、姑らく身心を安んぜしことなれば、これ宜く分に安んじて、唯一心に九五の大木に伏し從ふて居るべきこととなるに、小人の淺ましさには、妄りに蔓滋て延び上りて、遂に九五恩庇の剛木の頂きまでも至り、已に往き所無きの卦の極に上り、中卦の巽の風に吹動かされて、晝夜暫時の安き處をも得ること能はざるに至れるなり、これ其分を守らざるの罪の報たると云ことを、克く克く省りみ知て、速かに前非を悔ひ改めて、かの延び過ぎたる手を縮め、足を曲めて深く引き退きて、愼み懼れて其分を守る時には、かの臲卼の危ふき懼れを免れて、吉なるとの義なり、故に有悔往吉と云、此悔の字は、上聲にして、悔改むるの義たり、往とは、爲ること有ると云の義にして、こゝにては前非を悔い改ためて退ぞき守つて、愼て分に安んずるの事を云、吉とは、從來の臲卼の危き懼れを免るゝを吉と云へることなり、

【象】葛藟は上六陰柔の象、又五を中卦巽木の頂とす、上六の葛藟樹上に攀ぢ蔓こるの象、臲卼は中卦の巽風に、葛藟の吹き動かさるゝの象、困は卦名の象、又上六應無くして、困の卦極に居るの象、動悔は、上六將に六三の應の位に往かんとす、彼も亦陰柔にして相應ぜず、故に往くこと能はず、卻つて九五の比の助けを離れ失ふの象、往は乾の象、又有悔往吉とは、上六志を改めば、困の時も極つて、變通すること有らんと云の敎誨の意象、

【爻傳】困于葛藟、未當也、動悔、有悔、吉行也、

【音】未、不同、上悔、去聲、下悔、上聲、

【釋】未當とは、時に當らずと云の義にして、時とは即ち道たり、これ困の極に處るの道を知らずと云の義たり、今上六前非を痛く悔い改めて、貞正安靜に退

て直實の直説なり、蓋し周公は、既濟の九五にて、東鄰殺牛、不如西鄰之禴祭、實受其福也と說き玉へば、孔夫子は、此困の九五の傳にて、利用祭祀受福也と說き玉へり、これ共に皆祈禱受福の眞訣にして、其本は、至誠純一に出ることなり、此祈禱受福の道、決定して疑ひ無きの位に至らざる時には、蓍を揲へて得たる所の卦、必ず應ぜざることなり、今それ事有て蓍を揲へて卦を得て、其天命を知るの道は、即ち祈禱して福を受るの覿面たる者なり、故に此祈禱して福を受け、神と人と酬酢するの道に於て、毫髪の疑ひ有ること無くして、始めて卜筮を云ふべく、始めて孔夫子周公文王庖皇の四大聖人の大道を講習すべきことなり、

【象】志は離と震との象、未得は兌未だ震と爲らざるの象、中直は剛中の象、福は離の象、

上六、困于葛藟、于臲卼、曰動悔、有悔、往吉、

【音】臲、五結切、卼、音兀、臲卼、動搖不安、危惧貌、動悔之悔、去聲、悔吝也、有悔之悔、上聲、改悔也、

【釋】上六は、陰柔不才不中にして、且つ應の位の援け有ること無し、殊に困の全卦の至極處に居れり、此故に日夜共に居處に困んで安きことを得ざること、猶葛藟の高く樹上へ纏ひ上るが如し、これ危ふく急なることの至りなり、さて上六陰柔の葛藟、弱力なるを以て己身自立つこと能はざるの物なるが、幸ひに九五の剛木に比せるを以て、これに比し絆ふて、其安んじ處ることを得たるが如し、これ宜く其分を守りて、止り居るべきのことなるに、陰柔小人の馴習にて、坐の下が煖まることを得れば、漸々に延蔓りて、卒には九五の木を離れて、猶も滋蔓行て、手を出し足を垂れて、强き風に吹き動かされ、不斷に安きこと能はざる者たりと云の義を困于葛藟于臲卼と云、蓋し此章の義は、上句は、其上六の爻の困厄險難なるの比喩にして、下句は、其困に處る所以の方を教へ戒しめ玉へるの義たり、さて上六は上文の如く、身にも心にも危急の困難み有るが故に、如何にもして、此困難危急を免れんとて、種々の思慮工夫を運らし、千百に謀計臆算して、妄りに動き進めば、固より己は陰柔不才なり、時は困の時なり、應爻の助けは無し、居り處

ることなり、これ即ち祈禱て福祐を獲るの道たり、時たり、處たり、位たり、故に利レ用二祭祀一と云、

【象】劓は九五上に困むの象、又兌を鼻とし、毀折とするの象、刖は九二下に困むの象、又變體の震を足とし、兌を毀折とするの象、又劓られ刖らるは、九五君位たるを以て、上下の困を統ぶるの象、赤紱は九二陽剛の象、困は卦名の象、又坎の象、又九五君位に在て九三の來らざるに困むの象、徐は九二同剛にして應ぜざる故來ること遲きの象、有レ説は二五剛中を以て、同德相應ずるの象、又兌の象、祭祀は二五剛中同德感應するの象、又坎の象、利も用も、共に震と離との象、

【爻傳】劓刖、志未レ得也、乃徐有レ説、以二中直一也、利レ用二祭祀一受レ福也、

【音】直、除力切、正也、正見也、從レ乚從二十目一乚、古隱字、十目所レ視、雖レ隱亦直、會意、

【釋】それ九五の君は、剛中の德在ますとは雖、天下大困窮の厄運に會玉ふて、上下の困を賑はし濟はんと欲し玉ふなり、志は急切なれども、肱股輔弼の良臣有ること莫し、固より九二の賢者下に在れども、同剛なるを以て應無く、又九四の大臣朝に在れども、これも亦同剛なるを以、親み比せざることなり、故に其天下の困を賑はし濟はんと云の志、いまだ暢ることを得ざるなり、故に志未レ得也と云、然れども天下の困窮其勢ひの急迫なること、殆んど眉を焚くが如し、故に九五の君、今の時にしては、九二の賢者を舍てば、外に求むべき所の應の援け有ること無し、故に自家剛中の直德を以て、幣を厚くし禮を重くして、無二の悃心を盡くして、九二を聘問せば、九二も亦其中直に感動して、終に同德相應じ來つて、仁政を輔佐し上つらんことなり、故に乃徐有レ説、以二中直一也と釋し玉へり、中直の義は、同人の九五の傳と同じ、

利レ用二祭祀一受レ福也とは、これ乃ち人主の當職重任たる、天下の大祭主の大緊務にして、今困の時、實に祭祀祈禱の時なり、それ祈禱受福の究竟の道は、決定純誠、必至專一に在り、故に悃の字を誠志純一と訓ず、其字從レ心從レ困其義閱て見つべし、是を以て受レ福也と釋し玉へり、それ孔夫子の此受福の二字を下し玉へること、これ決して假借比喩或設の訓義には非ずし

九五、劓刖、困于赤紱、乃徐有説、利用祭祀、

【音】劓、魚器切、割鼻刑、刖、音月、足刑名、

【釋】劓らると云は、これ上に在る者の困難に喩へしにて、乃ち君上の困なり、刖らると云は、これ下に在る者の困窮に喩へしにて、下民の困を云なり、赤紱は諸侯の紼にして、九二に喩ふ、今困の時に當つて、九五は君の位に居れり、それ人君の主たる所の務めと云は、天下の憂へを以て己が憂へとし、天下の困苦を以て己が困苦とす、是を以て上下の困難厄窮を一身に聚め任して、劓られ刖らるが如しと云ふなり、固より九五の爻は、剛健中正の徳有りといへども、今天命困窮の時にして、一人を以て天下億兆の困を濟ひ得べきことに非る所に、幸に九二の賢者下に在りとはいへども、これ共に陽剛なるを以て、相應じ難き、これ九五の困む所なり、故に困于赤紱と云、然りとは雖、九五の君、今の世に當つては、九二を除ては、應の位の求むべき者無し、故に唯心を專らにし、志を一にして、意を降し禮を崇くして、懇ろに九二の賢者を求め請ひなば、彼も亦剛中にして、同徳相應ずるの象義有るが故に、遲くとも來つて九五を補佐し上まつるべし、是に於て君臣徳を合して、天下の困窮を賑はし濟ふことを得て、大に悅び樂むこと有るべきとなり、故に徐有説と云、且つそれ天下に君たらん人は、天下の困窮險難を見ては、一日片時も、徒然として空しく過ぐべきことに非ず、須らく千慮百計して、以て拯ひ濟ふの方を、求むべきこと勿論たり、固より粉骨碎身して、人事人力を盡し竭せるの上にて、所詮人爲を以て拯ひ得べき所の事に非ることは、これを必ず天地神明に禱り求むべきことなり、これ祈禱祭祀の文字有り、祈禱享祀の禮有り、道有る所以にして、今其時なることなり、すべて祭祀祈禱の道は、其肝要の訣と云は、時の一字に在るなり、故に既濟の九五の傳に、東鄰殺牛、不如西鄰之時也と云、これなり、今九五の君、困の時に會ふて、天下の憂へ困みを以て、己が憂へ困みとして、其必至一定の丹誠衷悃の孚實を以て、これを上下の神祇に禱り求むる時には、其中正純一の己が神明、天地の神明と同徳相感應あつて、忽ち護祐の慶福を蒙ぶつて、天下の困を濟ふことを得

は、應にも非ず比に非ざるを以ての故に、其來ること徐々として遲く緩きことなり、これ九四の困む所なり、故に來徐々困于金車と云、それ九四は、執政の任に當り、宰相の職に居つて、天下の困厄の時に遇ふて、遽て〻濟ひを他人に求め、佐けを在下の賢者に乞ふて、困を濟はんと云は、これ治まれるに備へず、安きに慮ばからざるの失計にして、これ天下後世の爲に吝しめ笑はる〻の道たり、これ九四の不中正なるより、此一吝の謗りを免る〻ことと能はざることなり、然れども一に天下の爲に賢者を求め、能者を俟つて、其事業を全くせり、これ終り有る所の功なり、故に吝有終と云、これ功罪相揜はざるの辭たり、

○按ずるに此爻に九二を呼で金車と云ことは、四と二と固より應の位に非ざるを以て、今九四の期求むる所の爻は、九二なることを知しめんとてなり、固より四は初に應じ、三に比すれども、初六も六三も共に陰柔にして、困を濟ふの才力無し、獨り此卦中にて、來つて九四を助くべき所の者は、九二の陽剛のみなり、故に金と云て、其陽爻なることを知らしむるなり、且つ四を以て二に應を求むることは、これを兩剛非應位、同德相應例と云、これ應門變例の一なり、水山蹇の九五と九三と、共に陽剛にして相應せり、蹇九五曰、大蹇朋來と云、朋とは、九三を云、これ五も三も、共に陽剛なるが故に朋と云へり、同朋の義に見たるなり、

【象】來徐々とは、二四の兩剛、應位に非ざるの象、金車は、坎の象、吝は、坎の象、終も有も艮の象、

【爻傳】來徐々、志在下也、雖不當位、有與也、

【釋】來ること徐々と、ひまのいるを、待ちかね困しんで、立たり居たりして、す〻ろに希望する者は、九四の乞ひ求むる所が、應の位に非ざる所の九二なればなりと云の義を、志在下也と釋し玉へり、雖不當位とは、二四應位に非ざるの義なり、有與也とは、九四、九二、同德應位に非ずして相應ずるの義にして、これ爻辭の有終也と云を釋し玉へるなり、

【象】志は離と震との象、在下也とは、下卦九二を指すの象、雖不當位とは二四非應位の象、有與は、同德の相應ずるの象、又艮の象、

に困于石、據于蒺藜と云、固より此六三は、承くると乘るとの險み有るのみには非ず、其己が居り處の六三の位も、亦坎の險みにして、あまつさへ上六應の位の妻有りと雖、これ亦兩柔にして想應せず、是を以て安んずる所有ること無く、援けらるゝ所有ること無し、これ困の至極、凶の最大なる者なり、故に入于其宮不見其妻凶と云へり、

【象】石は九四陽剛の象、又變體乾の象、困は卦名の象、又坎の險みの極の象、又困于石は、柔を以て剛に承るの象、蒺藜は九二陽剛の象、又坎を刺とするの象、據は柔を以て剛に乘るの象、又坎の險みの極に居るの象、其宮は六三本位の象、又坎の象、入は巽の象、又坎の象、妻は上六應の位の象、又兌の象、不見は三と上と兩方の柔相應せざるの象、又見は離の象、不は兌の象、

【爻傳】據于蒺藜、乘剛也、入于其宮不見其妻、不祥也、

【釋】承くるも乘るも、共に陰爻の險みにして、乘ること殊に其險み甚しきなり、故に孔夫子の其重き象を取つて、輕きを省きて、乘剛也と釋し玉へるなり、祥とは、善福祥瑞を云、不祥とは、反語にして、妖孽殃災の義にして、凶惡の極を云へり、此爻の困險厄窮の劇しきを形容せるなり、

【象】剛は九二の象、乘は六三、九二の上に乘るの象、不祥は、六三困厄の極の象、又變體似體の大過の大坎の象、

九四、來徐々、困于金車、吝有終、

【釋】金とは、陽剛の喩へ、車とは進み行の喩へたり、金車とは、乃ち九二の陽剛を指せるなり、固より九四は、執政宰輔の位に居つて、陽剛の才有りといへども、今困の時に當つて、一人を以て天下の困を賑はし濟ふことを得ざるを以て、在下の賢者を得て、これと共に力を併せて、天下の困を濟はんと欲すれども、今の時に當つては、在下の剛明の才德有る者は、九二を除ては更らに外に人有ること莫し、其九二は坎の險みの主爻にして、其身も必至と險みに陷れるを以て、自が家の困の險み亦甚しと云べし、且つ九四の爻と

を歎じ玉ふ等のことは、一つも了解まじと意はる
ゝことなり、然らば易は讀めざる筈のことなり、
征とは、往の字と同じく、往て爲ること有るの義にし
て、卦に就て說く時には、困の難みを撥除のことを爲
ることを云、又爻を以て說く時には、其應爻の九五の
君より聘問ある時には、同德相應じて以て速かに征
て、九五の君の困の難みを救ひ上つれば、吉なりと云
の義なり、故に征吉无」咎と云、
【象】酒は坎の象、食も坎の象、困は卦名の象、又九
二坎の險みの主たるの象、朱紱は九五陽爻の象、方
來は二五剛中、同德相應ずるの象、享祀は九二の祭
主、九五の天神、同德感格の象、又困の時の義の象、
口訣、又坤の象、又坎の象、又兌の象、利も用も、共に
離の象、咎は坎の象、无は坤の象、

【爻傳】困于酒食、中有慶也、

【釋】中とは、九二の剛中なるを云、有」慶とは、今困の
時に當つて、九二は坎の險みの主にして、應の助け無
きを以て、眼前困苦の民を賑はし濟ふと能はず、これ
九二の苦惱とする所以なり、然るに九二能く剛中の
德を守る時には、九五の君、其同德を以て感じ應じ來
らん、是を以て九二終に其志を遂ぐることを得んこ
とは、これ中德を守れるが故に、終に慶び有るに至る
と云の義を、中有」慶也と釋し玉へり、
【象】酒食ともに坎の象、中は九二の象、慶は兌の象、
有は艮の象、

六三、困于石、據于蒺蔾、入于其宮、不見其妻、凶、

【音】蒺、音疾、蔾、音棃、茨也、刺艸也、本艸云、蒺、疾
也、蔾、利也、其刺傷人、甚疾而利也、
【釋】石とは九四を指し、蒺蔾とは九二を指す、宮とは
乃ち六三の居り處を云、妻とは上六を指せり、今困の
時に當つて、六三陰柔不才、不中不正にして、坎の險
みの極に居れり、且つ應爻の援け無くして、九四の陽
剛に承け、九二の陽剛に乘れり、此故に進まんとすれ
ば、九四の石堅剛にして前に障へて進むこと能はず、
又退かんと欲すれば、九二の蒺蔾利尖を以て、後へ
よりこれを刺して、退ぞくこと能はざらしむ、是を以
て進退共に谷まる、これ困窮の至て甚しき者たり、故

ること能はず、これ九二の君子の困しみとする所以なり、故に困于酒食と云、然る所に九五の應の位も、亦困の時の君上にして、下に應の援け有ること無ければ、これ己れを輔弼する所の臣無きを以て、必ず當に其應の位の九二に求め來るべきなり、それ二五共に剛中なるを以て、卒に同德相應じて、九五の君の、九二の臣に輔けらるゝの義有り、是を以て九五より、必ず九二を聘問せんことなり、故に朱紱方來と云、それ九二巳に九五の聘に應じて奉事時には、必ず其德を庶民に流き施すことを得て、其從來志の困窮厄苦せる所のこと一時に脫することを得べきなり、且つそれ二五同德相應ずる所の孚信を以て、誠敬を盡して享祀する時には、神人共に感格して必ず多福を降し來すを以て、庶民の困を賑はして、難みを濟ふことを得べきなり、故に利用享祀と云、

○按ずるに凡そ人困窮艱厄の時に出遇ふては、其心志貞固して純一なる者なり、故に同德相應じ、神明感じ格つて、實に多福を蒙ぶることなり、故に此必至純一と云の四字、實に鬼神に交はるの直路たり、固より易は、天地陰陽に則とり神明變化の道たることは勿論たれども、經傳中に誠敬を以て享祀を爲して、其福を受ることを說き敎へ玉ふこと、亦少しとせず、其例を掲げば、

隨上六に、拘係之乃從維之、王用亨于西山、又觀彖辭に、觀、盥而不薦、有孚顒若、又損彖辭に、曷用之、二簋可用享、又萃彖辭に、王假有廟、享用大牲吉、又鼎彖辭に、聖人亨飪、以享上帝、又渙大象に、先王以享于帝立廟、又升六四に、王用亨于岐山吉无咎、又旣濟九五に、東鄰殺牛、不如西鄰之禴祭實受其福、又益六二に、或益之、十朋之龜、弗克違、永貞吉、王用享于帝吉、又困九五に、利用祭祀、同傳に、利用祭祀受福也、此爻の辭の、利用享祀と云の類、これなり、これ皆比諭說敎の辭には非ず、其卦爻の象義に、實に享祀して其福を受くるの道あるを以てなり、此享祀して實に福を受くるの道を會得せざるの儒者等にしては、殷の高宗の夢に傅說を賚ひたる、周の西伯の夢を以て師尙人を得玉ひつる、武王の朕夢と協ふ休祥を襲ぬ、商に戎せば必ず克たんと云へる、孔夫子の周公を夢みざるを以て其血氣の衰へたる

上に坐して、其臀を傷るが如し、故に臀困于株木と云、兌を谷とし、幽とし、坎を穴とし、幽とす、陰爻も亦穴なり、初六は、困の時に當つて、坎の險みの底に陷れること、猶幽谷に入るが如し、然れども陰柔不才にして、自ら其險みを脫し困を免かるゝの力無し、且つ不中不正なるを以て、三歲の久しきに至るまでも、明を見ること能はざることとなり、故に入于幽谷、三歲不覿と云、不覿とは、幽谷に對せるの文、これ三年の久しきまでも、幽谷の暗昧を出ること能はずして、明を見ることを得ざるを云へり、

【象】臀は初爻の象、又初六陰爻の象、株木は、坎の象、幽は兌の象、谷も兌の象、入は初六坎の險みの底に陷るの象、三歲は坎の三爻の象、不覿は陰暗不中正の象、覿は離の象、不は離明兌と坎との二つの水に覆はるゝの象、

【爻傳】入于幽谷、幽不明也、

【釋】今困の卦の初めにして、初六は陰柔不才、不中不正にして、困の時に處るの道に幽らき者たり、是故に終に其困を脫すること能はざることとなり、これ其本は、自己幽昧にして困の時に處るの道に明らかならざるに由れることとなりと云の義を、幽不明也と釋し玉へり、

【象】幽不明は初六陰暗にして、坎の險みの底に陷れるの象、幽は兌の象、明は離の象、不の字は、坎と兌との象、

九二、困于酒食、朱紱方來、利用享祀、征吉、无咎、

【音】紱、音弗、紼芾同、白虎通曰、紱蔽也、行以蔽前者、天子朱紱、諸侯赤紱、享、上聲、

【訂】通本、吉譌作凶、今復正、

【釋】凡そ易文の例、酒とは燕樂の義を云、食とは頤養の義を云、故に心を豫樂しむるには、酒を以て喩へ、身を養ふには、食を以て譬へ玉へり、朱紱とは、天子の飾りにして、九五君位の爻を指して云、九二は剛中の才德有りとは雖、其身は內卦坎の險みの主爻にして、上に應援有ること無し、これいまだ君に知られず、君に遇せられざる所の者とす、故に眼前に困苦の民有りといへども、これを賑はし養ふて、燕樂せしむ

【大象】澤无レ水、困、君子以致レ命遂レ志、

【釋】それ澤に水無きは、これ節の大象の、澤の上に水有ると云と相對せるの文にして、これ人困窮厄難の至り、艱苦窘迫の極たる者なり、これを譬へば孑然たる孤城を守らん時に、元來壘低く、隍淺く、兵糧乏しく、軍器少き上に、外に援兵の期すべきもの有ること無し、然る所に卒然として數萬の敵兵よせ來つて、これを圍繞こと鐵桶の如く、矢石を飛ばして嚴しくこれを攻めん時に、これを禦ぎ守らん所の忠臣、必死の志を一にし、幾に臨み變に應じ、粉骨碎身して、防禦ぐことは至らざる所無しといへども、其弓折れ矢竭き、食絶し兵盡き果ぬるの時に及べるが如し、此時に處せんの道は、佗無し、城を枕にして共に命を致して、其忠臣の志を遂げ節を致すのみなり、これ所謂素二患難一而行二乎患難一ものたり、又、事レ君能致二其身一又見レ義不レ爲無レ勇也、又有二殺レ身以成一レ仁、又、士見レ危致レ命と云へり、

これらの義等見つべし、故に君子以致レ命遂レ志と敎へ玉へり、致とは、委ね任すの義、命とは我身命にして、亦天命なり、

【象】命は巽の象、致は兌を義とし、毀折とするの合象、志は離の象、遂るは坎を通ずるとするの象、又致レ命遂レ志は、困窮の極處、純一必至の意象、

初六、臀困二于株木一、入二于幽谷一、三歳不レ覿レ明、

【音】株、音誅、土上木根也、覿、音狄、見也、

【釋】凡そ人立行かんとする時には、臀は身の中位に在る者たり、是故に夬の卦には、九四の爻にて臀を云ひ、姤の卦にては九三の爻にて臀を云へり、これ夬も姤も共に立て行くの體卦の象義たれば也、今此卦にては、臀を初爻にて說ける者は、凡そ人坐する時には、臀は底下に在るなり、元來困は、盆栽樹の象形文にして、根底幹枝共に畏縮して伸ぶることを得ざるが如く、困んで動き行くことを能はざるの象義たればなり、株とは土上に在るの木根たり、困の時に當つて、初六は陰柔不才にして、不中不正たり、且つ坎の險みの底に陷つて、出ること能はざること、猶株木の

子にして能く爲すべく、能く守るべきことなりと云の釋にして、これ乃ち彖の辭の亨の字の解釋たり、

【象】險は坎の象、說は兌の象、不失其所亨とは、二五剛中の象、又離の象、君子は二五剛中の象、又離の象、

貞大人吉、以剛中也、

【釋】剛中とは、九二九五を云、此九二九五の爻、剛中大人の德有るを以て、今困苦厄窮の時に當つて、能く貞正の道を守つて、終に吉を得ると云の義を、以剛中也と釋し玉へり、

有言不信、尙口乃窮也、

【釋】凡そ人困窮厄難の時に遇ふとも、必ず有力有福の人に向ふて、其困窮を緩めんとて、耳を伏せ尾を垂れて、恥を忍び辱めを堪へて、憐みを乞ふの言有るべからざるべし、其故は凡そ世俗の情、急なる人には周ねく恤まずして、卻つて富める門には、繼ぎ運び、高き處に土を加者にして、決して これを恤みて拯ふこと有ること無く、覆つて侮りを起し、辱しめを來す者なり、と云の義を尙口乃窮也と釋し玉へり、これ實に困窮の時に處するの護身符たり、凡そ男子の德行、行義、聖經賢傳に積み載せて、千務百行あれども、吾儕如きの上にても、最も容易にして、さて是非ともに守らずば有るべからざるの二字有り、これ他に非ず、恥辱の二字これなり、內心に自ら恥づるを恥と云、外人よりするを辱と云、故に心には、能く恥を知つて守るべし、身には、決して辱しめを受くべからざるべし、かの嗟來の食を受けざるの餓人も、恥辱の二字を守れるが爲なるべし、それ男子たらん者、假令へ飢渴て死すればとて、不義にして一たび恥辱を蒙ぶりては、後日發跡立身して、富貴を得たりとても、其名節已に汚れぬることは、復び雪ぐべからず、それによつて祖先の姓氏を汚し、子孫の體面を喪はしむ、故に吾輩の如きの卑夫にしては、先づ第一に愼み守るべきことは、廉恥の義たるなり、禮經に、士は殺すべし、辱しむべからずと云もこれなり、

【象】尙口乃窮とは、兌上卦に在り、上六は、兌口の主にして、卦の極に在り、これ上六兌口を尙びて、卦の極に窮するの象、

吉とは人を以て云へるなり、又貞と无レ咎と相對せり、これは共に人を以て云へり、又大人吉无レ咎と云へば、其小人は必ず凶にして咎有ると云の義は、言を期ずして知りつべきなり、凡そ人困苦厄窮の時に遇ひぬれば、必ず其困を緩舒、其險難を解脱とて種々の苦辛を嘗め、恥辱を忍へて、耳を低れ尾を伏せて、佗人に憐恤を求め、救濟を乞ふて、哀しみ訴ふる者なり、然れども自己困の時運に遇へること故に、人必ず其言ふ所を信じ受けざること、これ世間の俗情たり、これ急には周くせずして、富めるに繼と云者にして、高き所へ土を輸の世風、古今同一轍たり、然るに強て言ふ時には、人これを救はざるのみならず、卻つて垢辱しめを受け、卑賤らるゝのみなり、故に有レ言不レ信と云、此彖の辭の首めに、亨ると云へるは、後日時來て通ずることを云、これ困阨險難の時脱して、振發ることを得るの時にして、一卦始終の通義を提擧て示し玉へるなり、これを鼓舞提擧の文法と云、貞すべしと云より以下は、其亨るべき所以の道を敎へさせ玉へるなり、

【象】亨は離の象、貞は離の象、大人は九五剛健中正の象、又離の卦象、咎は坎の象、言も坎の象、不レ信は、兌の象、口訣、夬の九四爻に同じ、

【彖傳】困、剛揜也、

【釋】此卦の義は卦名の下にて辨ぜしが如く、陽は陰に揜はれ、剛は柔に揜はれ、君子は小人に揜はれ、男子は女子に揜はるゝの象とす、これ困の甚しき者たり、故に剛揜也と云ふ、これ卦名の釋たり、

【象】剛揜は坎の陽卦、兌の陰卦に揜はるゝの象、

險以說、處二困之時一而不レ失二其所一亨、其唯君子乎、

【音】說、去聲、音悅、乎、歎美之辭、

【釋】これよりは、彖の辭の釋たり、險以說とは、これ二卦對體の象義を說き玉ふなり、言ふ心は、今困の險みの時に遇ふて、而して從容和樂して以てこれに處る、固より君子は固く窮して能く其正しき道を失なはずして、以て其亨るの時の至るを待つことなり、此の如くにして而して能く亨ることを得べしとなり、それ此の如きの正しき守りあらん者は、これ唯り君

六は、兌澤の主爻なり、九二は坎水の主爻なり、これ兌澤より坎水の漏れ下るの象たり、それ否は、本否塞して通ぜざるの卦なり、今僅かに剛柔交代すれば、忽ち其厄窮困苦すること此の如き甚しきに至る、故に困と名けらる、又否は、塞がるの卦なりと雖、乾の純陽上に位し、坤の純陰下に居れり、今妄りに一たび交はり動く時には、忽ちに剛明なる者、柔暗の者に掩はるゝこと此の如し、故に困と名け玉へるなり、

困、亨、貞、大人吉、无咎、有言不信、

【釋】此卦先づ二卦對體の象義を以て觀る時には、坎の險みの時に當つて、兌の悅ぶと云の象義有るなり、それ兌こんで、險みの時に居らん所の者は、これ困を守るの正き道にして、實に天を樂み、命に安んずるの位なり、これ古聖賢の所謂、貧にして道を樂み、貧賤に素しては貧賤に行ひ、富貴も淫すること能はず、貧賤も移すこと能はず、君子は固く窮するなど云へるの類にして、これ實地を蹈つめたる君子の境界たり、又凡庸の小人は、窮すれば必ず濫するに至らざる者鮮し、固より其窮する時に當て、濫なるの行ひ有る時には、身を終るまで其困を脫すること能はずして、亨通するの時有ること莫し、故に彖傳に、險以說、困而不失其所亨、其唯君子乎と宣まへる、これなり、

さて困の卦の亨ると云は、即ち今徑ちに亨ると云には非ず、困の時に當つて能く安んじ守る時には、後日必ず困厄を脫して、通ずることを得るなり、其通ずるの時を指して亨ると云へるなり、固より其困の時に處らんの道は、一に堅固に貞正を守るに在ることなり、然るに世人は、大率困窮の時に遇ふては、堅く正しきを守るの操介有る者少し、苟も正しからざる時には、其困の窮難を脫せざるのみには非ずして、却つて其險みを重ね、苦みを增すの道たり、故に貞せよ、貞しかるべしと深く重く戒め玉へり、これ係辭者の大慈悲にして、親切の至りなり、それ大人なる者は、能く時を知り命に安んず、故に困難厄窮すと雖、天をも怨みず、人をも尤めず、一に貞正の道を守りて、必ず堅固にして時の至るを待つ者たり、故に大人吉无咎と云、吉とは得るの義、无咎とは、道に違はざるを云、これ吉と亨と相對せり、亨るとは時を以て云ひ、

不レ息之貞ニと云、
【象】冥は上六の陰暗の象、又坤の象、升は上六卦の極に升れるの象、又震の象、又卦名の義、不レ息は上爻の象、又震の象、貞は常恒の義にして坤の象、

【爻傳】冥升在レ上、消不レ富也、

【釋】今升り進むの時に當つて、上六は重陰不中にして、しかも卦の極までも升り進めり、尙止まることを知らずして、愈いよ利の益す〳〵升り進まんとす、これ貪つて飽くこと無きの者にして、大なる敗れに遇ひ、凶害を得んこと必せり、故に消して不レ富なりと宣まへるなり、

【象】消は、變體蠱の象、又坤の無の象、不レ富は坤の貧虛の象、

【困】䷮〔坎下兌上〕

【音】困、苦悶切、閫去聲、窮阨也、畏縮也、瘁乏也、揜蔽也、

【釋】困とは、困窮して自ら振ふこと能はざるの義たり、易位生卦法、本節より來れりとす、蓋し節の時には、坎の水、兌の澤の上に在り、これ澤水の溢れず、涸ざるの象にして、節のほどよきと云の義たり、今一たび位を易ると、澤の水は悉くに漏れ下つて困と爲れり、これ澤水の涸渇ぬるの象にして、困窮厄難の義知りぬべし、故に困と名け玉へり、大象に澤无レ水困と云、これなり、又二卦の象を觀るに、內卦の坎は、一陽二陰の間に陷りたり、これ二陰の爲に揜はるゝの象なり、又外卦の兌は、一陰二陽の上に在り、これも二陽の一陰の爲に揜はるゝの象なり、又坎を陽卦として下に在り、兌を陰卦として上に居れり、これ陰卦を以て陽卦を揜へるの象たり、又陰は小人の道、陽は君子の道たり、陽を男子とし、陰を女子とす、以上の諸義を以てこれを觀る時には、陽は陰に揜はれ、君子は小人に揜はれ、男子は女子に揜はる、これ皆困の至て甚しき者と云べし、故に此卦を困と名け玉へり、彖傳に、困、剛揜也、と云へるこれなり、
又交代生卦法有り、本、天地否より來れりとす、否の六二往て上爻に居れり、上九來つて二に居れり、其上

なるなり、是を以て二三の兩陽剛官家を蔑視して、君所に朝覲せざらんことを恐る、此時に臨んでは、六五の君、一に惟勉めて其徳を貞正にして、天下に待する時には、外藩の諸侯、遠鎭の强臣も、自然に其徳に感じ化して、君所に升り朝せずと云こと有ること無し、吉とは九二、九三の兩陽剛の來り朝するを云、升階とは、九二、九三の方伯等の、朝覲し來つて、紫闕の玉階に升るを云へるなり、

【象】貞は柔中の象、又震坤の象、階は巽を木とし、升は登るなり、木にして升り進む者は、階の象、又坤の卦の象、升は卦名の義、又震の象、

【爻傳】貞吉、升階、大得志也、

【釋】それ升の時の天下の勢ひは、惟り九二、九三の二陽剛の、藩臣の服と不服とに在ることにして、これを化服せしめんの道は、六五の君の惟能く己れを虚しくして、其柔中の徳を貞正にして、諸侯に待するに在ることとなり、然る時には藩臣も皆自然に其徳宥に感じ服して、王庭に來貢して、玉階に升り朝することを得せしむ、これ六五の君の、柔中の志を得玉へるの秋なり、故に大得志也と云、

【象】大は坤震の象、志は震の象、得は坎の象、

上六、冥升、之道 利于不息之貞、

【音】冥、莫經切、幽也、暗也、

【釋】それ升り進むの時に當つて、上六の爻は卦の極に居て、尙も升り進まんとす、これ名利に耽つて止まることを知ざるの者たり、それ升るの道は、其節に止まるを貴しとす、然るを猶厭ふこと無くして、升り進んで止まり休むことを知らざるは、これ持滿の道に疎く、升るの道に冥ければなり、故に冥升と云、已に升るに冥くば、其悔ひ吝ざしに至らんことこれ必定たり、故に今先聖其凶を變じて吉とし、瓦礫を轉じて、金玉と爲すの道を敎へ示して、其名利に升り進んで、息まざる所以の志を轉じ移して、道義に進み、德行に升る時には、何の道か成らざらん、何の事か遂げざらんや、其君子の道よりは升り進んで息まざることを主惱とすることなり、これ所謂、逝者如斯夫、不舍晝夜と云、又任重而道遠、仁以爲己任、不亦重乎、死而後已、不亦遠乎と云へるこれなり、故に利

ちに、先君を皆追王し玉へるが故なり、固より此爻の辭と云者は、周公の係けさせ玉ふ所たれば、追王の禮を以てこれを王と稱し玉ひ、其事實は、殷の臣にして方伯たりし時の事なる故に、六四の臣位の爻に係けさせ玉へることなり、これを觀て以て、聖人係辭行文の禮をも失ひ玉はず、亦象をも遺し玉はざるの神妙なることを仰ぎ上るべきなり、然るに先儒等の易の卦の辭、爻の辭、共に文王の係らるゝ所なりと云者は、漢の司馬遷、鄭玄が徒なり、これ一向に易文の讀ざる人なりと意はるゝことなり、文王は、殷の臣なり、然るに先君を稱して王と曰はゞ、これ僭上不經の極たり、嗚呼、又思はざるの甚しきなり、』さて此六四の先王、柔順にして正を得たり、これ能く天子を奉戴、諸侯を懷柔、賢哲を尊尚、己れを虛しくして誠を竭し、且つ升の時に當つて、其誠實の至り、上神明に升り達す、是を以て王享于岐山吉、无咎と云へり、

【象】王は六四の象、岐山は即ち西山にして兌を西とし、坤を地とす、卦名の升は登るなり、西方の地にして登る者は、山なり、これ岐山の象、享るは升り進むの象、又震と坤との象、用は震の象、

【爻傳】王用享于岐山、順事也、

【釋】六四は、柔順にして正を得たり、故に神明に享まつりて其感格を得たり、是を以て、上は君家に順にして、下は萬國萬民に順なるなり、これ何の爲すとしてか、利しからざると云こと無し、故に順事也と云、

【象】事は震の象、順は坤の象、

六五、貞吉、升階、

【音】階、平皆、陛也、級也、登堂道也、

【釋】六五は、升の時に當つて、柔中の德を以て君位に居る、これ位階の極にして、更らに升り進むべきの地無し、惟り諸侯を升らしめんのみなり、諸侯を升らしめんとは、諸侯の來服して升り朝することを云、此時に當つては六五の君、惟能く己れを虛しくして、其德を貞正にして、以て待はせ玉ふ時には、外藩遠鎭の諸侯、悉く皆來り朝して、陛階に升らんとなり、故に貞吉升階と云、

○按ずるに此卦は、全體二陽四陰にして、其二陽下卦に在り、是を以て上に威權も薄く、下に勢力盛ん

の忠信たるや、凛乎として搖かすべからず、確乎として拔くべからざる所の誠實たり、故に大に成功勳績有つて、自他共に喜び有ることとなりと、九二の爻を忠臣に落着して解釋し玉へるなり、これはこれ名教の大本色たり、

【象】有喜は九二六五に應ずるの意象、又喜は兌の象、有は變體艮の象、

九三、升虛邑、

【釋】今升り進むの時を得て、九三の爻は、己れ剛明の才力有るが故に、六五の君に升り朝せんことは上に一陽剛の抑へ沮む者有ること莫きを以て、人も無き虛邑に進み行くが如しとなり、これ最も容易きの義を喩へしなり、故に升虛邑と云、蓋此九三の爻も、亦下卦の極に居つて、陽剛にして勢ひ強く、且つ過剛不中たれば、若しや其推勢に慢じ、富强を恃み、六五の君を犯し凌がんの志有らん時には、大に咎有ることなり、故に其六五に升り朝することの最容易きことを敎へ喩へて、君に叛かざらしめんと欲するの、勸化善誘の說法たるなり、

【象】虛も邑も、共に坤の象、升は九三坤の中に升るの象、又卦名の義、又震の象、

【爻傳】升虛邑、无所礙也、

【音】礙、音閡、距也、阻也、妨也、

【訂】通本、礙、譌作疑、由石旁缺脫也、今復正、

【釋】此卦九三より六五に至るまで、一陽剛畫の、礙距支障有ること莫し、是を以て、九三の六五の君に朝せんこと、其容易きこと、虛邑に升り、人無き所を行くが如しとなり、故に无所礙也と云、これ卦象に由つて釋し玉ふと雖、其微旨は、九三の六五に升り朝せんこと、芥纖の礙は有ること無し、速に升り朝せよと云の勸勉たり、

【象】无所礙は、九三以上、一陽剛の礙隔無きの象、

六四、王用亨于岐山、吉、无咎、

【釋】王とは周の先王を云へるなり、然れども何れの王なりと云ことは、詳にし難し、さて此岐山を享り玉ふ時の事實は、これ殷の世の諸侯たりし時の事なり、然るにこれを王と稱する者は、周の天下を有つて後

も祭りつべし、それ能く孚有て神明を祭る時には、假令其犧牲の豐厚ならざるとも、神明必ず感格有つて咎無きことを得べしとなり、蓋し此卦二五陰陽相應ず、五は天位に在すを以て、神明の象とし、二は下に位して即ち祭主の象たり、これ萃の六二、困の九二と其義相同じ、然りとは雖、此卦の中にては、惟九二九三の二爻のみ、陽剛にして、其勢ひ甚だ强盛なり、又六五の君と、六四の宰相とは、共に陰柔にして威輕く權薄し、是を以て動もすれば則ち九二の剛臣、上に叛きて、忠信の孚を盡さゞらんことの懼れ疑ひ無きに非ず、故にこれに其誠敬を用ひて、克くし得べき所の、神明を祭るの道を以て、敎諭し警戒し玉へることなり、それ人はこれを欺むき得べくとも、神明は欺むくべからず、忠信至誠なるに非ずしては、感應來格を必定することは、決して能はざることなり、それ神明をも感格し得るの忠信至誠の人にして、豈君に叛くと云こと有るべけんや、故に神明を祭るの義を以て辭を係け玉へり、究竟の主意は、九二の剛臣をして其忠信の孚を、君に失はしめじとなり、故に孚の利レ用レ禴、无レ咎と云、禴とは薄祭なり、

○按ずるに此爻の辭の、孚乃と云、用レ禴と云、无レ咎と云、是を以て九二の忠信誠實、徹底なるや否や、聖人の辭を係け玉へるの微旨、深く熟く省察すべきことなり、

【象】孚は九二剛中と、六五柔中と、陰陽相應ずるの象、又坤の象、又坎の象、變體中爻、利レ用レ禴は、六五天神の位、九二祭主の位、相應じて感じ格るの象、又禴は坎の象、用も利も震の象、咎は坎の象、无は坤の象、

【爻傳】九二之孚、有レ喜也、

【釋】先づ此卦の象義は、屯、困、蹇、坎、蠱、明夷、豐、訟などの卦の如く、險難、破敗、欺き、暗昧、侮どると云の時運にても非ず、殊に此九二の臣、剛中の才力を以て、六五柔中の君に應じ援く、是故に天下をして泰平に、四海をして靜謐ならしめんことは、一に惟此九二剛臣の一轉念、一反掌の中に在ることなり、其義は佗無し、一に九二の剛臣の忠信誠實の志、堅固なるに在るのみのことなり、是を以て孔夫子の傳は、周公爻の辭の中の、一の孚の字のみを揭げ起し來つて、其九二

【象】地は坤の象、生は震の象、木は巽の象、順德は坤の象、小は初六の一陰巽の主爻の象、又巽の象、積は養育生成の意象、又坤土の象、高大は運移生卦臨と爲るの象、又易位生卦觀と爲るの象、

初六、允升、大吉、

【音】、允余準切、上音尹、誠也、信也、

【釋】初六は升り進むの時に當つて、巽順の主、成卦の主、進み升るの主爻たり、五は、君なり、初も臣なり、是を以て六五の君に升り朝せんとす、然るに初六は、柔弱巽從の主たるを以て、鄰國の九二の大諸侯に比して居れり、九二は、陽剛にして權勢盛大なり、故に初六或は九二に比從して、遂に六五君所に升り朝することを忘るゝ時には、升の卦の義に違ふて、甚だ凶なるなり、固より初六の九二に密比するを以て、衆爻よりも、共に九二に比從せるかと相疑ふことなり、然れども初六は成卦の主にして、升り進むの主爻たれば、これ決して六五君所に升り朝することを、忘れ怠るべき所の者には非ず、是を以て終に衆爻の疑ひを散じて、其忠信の志を允とせらる、これ升り進むの大に善なる者たり、故に允升大吉と云、

【象】允は變體の乾の象、又坤の象、升は卦名の義、以下竝に同じ、又成卦升るの主爻の象、大吉は、成卦の主爻の象、又泰體の泰の象、

【爻傳】允升大吉、上合志也、

【釋】上とは、此傳にては九二の爻を云、蓋し九二は初爻の上なればなり、上に在る鄰爻を上と云の例は、賁の六二の傳に、與上興也と云、上とは九三の爻を云へるに同じ、又此初六九二と、陰陽正しく比せり、これ共に其忠信の志を合して、同く六五の君所に朝することを云へり、故に上合志也と云、

【象】上は九二の象、志は震の象、合は初六九二、陰陽正しく比するの象、

九二、孚乃利用禴、无咎、

【釋】升り進むの時に當つて、九二は剛中の才を以てして、六五柔中の君に相應せり、これ宜く六五君所に升り朝し、國家を輔弼して、忠信誠實の孚を盡すべきの爻なり、故に九二忠信の孚實を以てしては、神明を

り、上下相涖むなり、又下より上を望むの義も有るなり、さて我より大人を見んと、のぞむことは、臨をこひのぞむなり、臨となる時は、これ大人に臨まるゝことなればなり、有慶とは、臨となるの時を云、志行はるゝとは、臨と成り了せつるの時を云ふなり、

【象】有慶は將に臨とならんとするの意象、又慶は兌の象、志も行も共に震の象、

【大象】地中生木、升、君子以順德積小以高大、

【釋】地中生木と云は、これ木の實種を地中に蒔き植るの義なり、此種子坤上の養育の德に由て、日夜に發生の氣を受け得て、甲を拆り、芽を發し、莖を長し、枝を生じ、葉を茂らし、花を開し、果實を結ぶに至る、これ升進榮達の時なり、此等の義は全く坤土順德の、滋り潤ほし、養育して、生じ成すの大功德たり、故に君子、此卦の象を觀て、先づ己が順德の度量を、大地の疆り無きが如く廣大にして、さて木の實種子の微細の物の如き所の、天下億兆の衆生を、我が大度量の土地へ蒔き植て、これを吾順德の滋潤肥培を以て、日夜に養育成長せしめて、其甲拆發芽より、繁茂拱圍の大木に至らしめ、以て國家の棟梁の材と爲らせしむべしと云の訓誨たり、

○按に漸の大象には、山上有木漸、君子以居賢德善風俗と云へり、これ漸は、已に成りぬる所の、山の上の材を取て以て、各其處に居置て、以て天下の風俗を善くせしめよと云の敎へたり、故に山上に有木と云、これ已に成れるの位なり、又此升の大象は、地中生木と云、これ方に生ぜんとする所の位なり、漸の山上と、升の地中と、漸の有木と云と、升の生木と云と、相對してこれを視れば、其方に生ぜしと、已に成たるとの義、分別亮然たるべし、然るに其卦名にては、漸は頓の對にして、漸次の義、升は降の對にして、升進の義なるを以て、初學後進の士は、升は發達速疾にして、漸は却つて遲延が如くに心得る人有り、これ大に否らざることなり、これは所謂變易交易の義にして、次序體と、對待體とを以て命名ありし故のことなり、故にこれらのことは、易學者は、平生に工夫思惟熟し置くべきことなり、

にては、巽を辰巳の隅位とし、坤を未申の隅位とす、其巽坤の中間を離の正位とす、離は南方なり、これ南征の象、口訣、又南とは、對象活用法、離の象、征は震の象、

【彖傳】柔以時升、

【訂】通本、時下脱上字、今據義例補正、上、上聲、

【釋】柔とは初六の一陰を指して云へり、これ内卦巽の主畫にして、即ち升るの主、成卦の主たればなり、時の字は眼目たり、此卦は已に升れるの象に非す、亦今升るの象にも非す、後日其時を得て以て升り進んで、臨となると云の義を、運移生卦法を以て、此卦の升と名くる所以の義をば説き示し玉へるなり、これ卦名の釋なり、

○口訣に云、凡彖傳に、生卦法を用ひさせ玉ふ例、一爻を以てする所の生卦には、陽爻にても陰爻にても、二爻三爻四爻と竝らべる所の者をば用ひ玉ふと云こと有ること無し、必す一陰か一陽か、離れて居る所の者を以て、其變通の妙用を説き示させ玉ふことなり、故に此卦も初六の一陰を以て升の義を演説せ玉へることなり、

【象】柔は初六陰爻の象、時は震の象、上は卦名の象、去聲、

巽而順、剛中而應、是以大亨、應、

【釋】これよりは、彖の辭の釋なり、此卦對體の象を以て觀れば、巽ふて順ふの徳有り、又爻象を以て觀る時は、九二の臣、剛中の才徳有て、よく六五の君に正應し上つて、公室を輔佐け、此の如きの功徳有るを以て、大に亨ることを得る所以なりと云の解釋たり、大の字を以て、元の字に易て釋し玉へり、これ彖の辭の元亨の二字の釋なり、

【象】巽は巽の象、順は坤の象、剛中は九二の象、應とは五二陰陽正應の象、大も亨も坤の象、

利見大人、勿恤、有慶也、南征吉、志行也、

【釋】此卦時を得て、初六の一陰爻、二陽爻を越えて、地上へ升り進む時には、乃ち臨の卦となるとなり、其臨の卦となる時が、即ち升り達することを得たるなり、蓋し臨と云は、視るの義なり、上より下を視るな

の上へ出發し升達するの義有り、故に後日必ず初六の升つて臨となることなり、それ物下に在つて、いまだ升らざる時は、進み升らんことを臨む、已に進み升つて臨となり了れば、これ升ることの已に達せるなり、此卦升を以て名くとは雖、已に升れりと云の義には非ず、將に升らんとするの象意たり、これ猶木の地中に在り、風の地中に在るが如く、共に後日升ることを云へり、故に升と名くるなり、又巽從坤順の象有り、凡そ事理物義、人の順從なる時には其道必ず升り進むの義有り、故に升と名く、家傳に、巽而順と云も、これなり、

升、元亨、利レ見ニ大人一、時未レ至勿レ恤、南征吉、

【訂】通本、利謌作レ用、據ニ古本一訂正、

【釋】それ今升り進むの時に當つて、我は巽にて從ひ、彼は坤にて順ふ、これ彼れ我、互ひに滞碍支障ること有ること無くして、其事必ず大に通ずべきなり、又九二剛中の才德を以て、六五柔中に應じ助く、これも亦大に亨通するの理有り、故に元に亨ると云、且つ此卦巽從を以て、成卦の主たり、故に利貞の二字は無きことなり、凡そ其道の升り進むことは、大人を見るに非れば行なはれざる者なり、假令へ我は巽順なりと雖、大人の取り用ふるに非る時は、これ益無きことなり、故に利レ見ニ大人一と云、勿レ恤とは、これ安んじ慰さむるの辭なり、凡そ升り進むの道は、何人も速やかならんことを欲し希望ことは、これ人情の同く然る所なり、されど一朝一夕にして成り遂ぐべきことに非ること故に、先づ其情を安んじ慰めて、必ず其發達升進の遲く延ぶることを、恤へ歎くこと無く、惟能く巽順なる時には、後日時至つて、必ず升り進まんとなり、故に勿レ恤と云、南方は、離明の方位なり、其道の升り進まんことを欲せば、必ず明の道に向ひ進めよと云の敎への喩へなり、故に南征吉と云、

【象】元も亨も共に坤の象、大人は坤の象、又九二より上爻に至つて、臨の卦象有り、臨は大人の象、見は臨の象、利は震の象、恤は兌の象、勿は坤の象、南征は爻象にては初を北とし、上爻を南とす、初六二陽剛を越えて南に征くの象、これ運移生卦の象、〇又初爻を北とし、上爻を南とすること、卦爻の象、方位秘密の口訣たり、又卦象

來巧言令色、辨佞利口を以て、人を欺き身を立てんとして、道に背き義に忤ひたることとの、宿罪前非を痛く悔ひ、嚴しく改ためて、嗟歎悲泣で正しきに復りなば、此以後の罪愆咎禍を免るべしと敎へ戒しめ玉へるなり、若し從來の志を改めざる時は、大なる罪咎を得て、大凶なることとなり、故に齎咨涕洟无咎と云、

【象】齎咨涕洟とは、共に兌口の象、

【爻傳】齎咨涕洟、未安(容君)上也、

【釋】上とは、君上と云のことにして、九五を指せり、それ上六陰柔の小人、甘言佞媚を以て、九五の君を欺むき罔して、容れ用ひられ、萃まらんと計るとも、九五は剛中の德を以て、これを禦ぎ斥ぞけて安んじ受け容ず、故に前非を悔て嗟嘆涕泣むなり、と云の義を、未安上也と釋し玉へるなり、

【象】上とは九五の象、未安は九五剛中にして、上六の佞諛を甘んじ茹はざるの象、安は坤の象、未は艮の象、

【升】☷☴（巽下坤上）

【音】升、書蒸切、蒸韻、審母、勝平聲、登也、降之對也、餘見善工利器、

【釋】升とは、進み上ると云の義なり、此卦に、進み上らんとするの義有り、故に升と名く、これは將來の義を逆へ引き上げて、以て卦に命せしなり、易位生卦法を以て觀れば、本風地觀より來れりとす、觀は巽木坤地の上に在り、これ觀上る如きの大樹木の象なり、今下つて坤地の中に居る、これ地中に木を生ずるの象なり、然ればとて觀の地上の大木が、直ちに坤地の中へ、易位するには非ず、其大木の種實を、地中へ易位して蒔き植ゑて、漸々に成長し升るの義たり、故に升と名く、大象に地中生木升と云、これなり、これを意象の易位生卦法と云、又巽を風とし、坤を地とす、これ風の地中に在るの象たり、風は本地上に在るの物たり、今地中に入る時には、後日必ず地上に發し升るべし、故に升と名く、又運移逆生卦法有り、初六の一陰升つて、二陽爻の上に出る時には、即ち臨となるなり、其義は初六の一陰は、成卦の主なり、これ皆坤地

【象】萃は卦名の義、有位は九五の君位に居て、剛健中正の象、无咎は同上、又咎は坎の象、无は坤の象、匪孚は、九五中正の德有れども、九四に間てられて、下に通ぜざるの象、又孚は坎坤の象、匪は艮の象、元永貞は九五剛中の象、又坤の象、悔は初六九四に應じ、三は四に比して、九五に萃まらざるの象、亡は天下九五に萃まるの意象、

【爻傳】萃有位、志未光也、

【釋】九五は、剛健中正にして、萃の時の君位に在して、能く天下億兆を萃まらしむるの賢主たり、然れども其寛仁大度の德量狹く、人を知るの哲と云の位には、闕如せる所有させらるゝことなり、故に九四の大臣の、其忠信不忠信を決定して、果斷玉ふこと能はず、其威權の盛んなるを見て、忌み憎むの偏狹心無しとは言はれざることなり、是を以て爻の辭には、无咎、又は匪孚、又は悔亡等の辭有が故に、孔夫子の傳にも、志未光也と釋し玉へり、是故に學者宜く此卦の四五の爻の辭、四五の傳の辭を見て、能く思惟熟慮べきことなり、古へより兩雄相立たすど云へるも、宜なることなり、先づ周の成王の周公を疑ふて、都を去らしめたる、漢の高祖の韓信、英布、彭越を殺し、樊噲蕭何を獄に下せる、漢の文帝の賈誼を長沙に謫せる、唐の太宗の魏徵が碑を踣せる、宋の太祖の趙普に於ける、明の高宗の劉基に於ける、これらを見て察しつべし、

【象】志は變體震の象、光は大の義にして坤の象、未は艮、

上六、齎咨涕洟、无咎、

【音】齎、前西切、嚌同、歎聲、咨、資四切、歎聲、

【釋】齎咨涕洟とは、嗟歎て悲泣むの貌なり、今萃の時なるを以て、上六陰柔不中にして、兌口の主爻たるを以て、強て九五の君に比し萃まらんことを要む、重陰不中姦佞の小人、巧言令色を以て君上にとりいり、信用せられて寵を擅にし、威勢を逞ましくせんと求むる者たり、然れども此九五の君は、剛健中正なるを以て、能く德を守つて姦佞讒邪の小人を防ぎ斥ぞく、是を以て上六の小人は君邊に萃まるに便無き者たり、上六此時に當つて己が身の安からん道を求めば、従

【釋】それ四五兩陽剛の才德を以て、天下の民の心を大に萃む、これ大吉なる所以たり、然れども周公の爻の辭に、无レ咎と云へる者は、全く備はりたる所の爻の德には非る所有るなり、蓋し此爻は不正不中なるを以てなり、故に孔夫子、位不レ當也と云を以て釋し玉へるなり、位不レ當とは、乃ち不中正の義なり、然れども萃の時を克く致す者は、此九四の陽剛の才力に由ることとなり、故に大吉の褒辭を係け玉はざることを得ざることなり、惟克く萃の功を成せるの上にて、自家の威權を張り、君家を蔑視すれば、これ大凶の道とす、一に公明正大の道に即て、國家の爲に忠信なる時には、无レ咎の道たり、然れども此爻の位も時も、實に處し難きことなり、自己は威を張り黨を樹るとも思はざれども、炎熱に集まり、權門に趨るは、古今の人情にして、初六は應じ來り、六三は、比し族る、衆人媚びを獻じ、天下諛ひを上つる、これ人の妬嫉を生じ、鬼神の忌を起す所以なり、其上此卦は、九四、九五共に陽剛たれば、兩剛相愎り、兩勇相爭ふの意味有て、臣親比和熟し難くして、其勢ひ自然に君主の疑ひを生じ、忌み憎みを起し易きことなり、故に若し人有て、此位此時に遇ふこと有らば、須らく克く省み、深く察して、一に忠信公正の志を堅確にすべし、

【象】位不レ當は九四不中不正の象、

九五、萃有レ位、无レ咎、匪レ孚元永貞、悔亡、

【釋】それ四陰二陽に萃まるの時に當つて、四は臣の位なるが故に、これを萃め有つときには、大に咎有るの義たり、五は君位なるが故に、これを萃め有つに於て咎無し、故に萃有レ位无レ咎と云、然れども九四の大臣威權を盛んにして、上下の間に在れば、九五の君の德言德行、自然にこれに蔽はれて、下に通せず、是を以て下民は九五の惠心有るを知ること少なし、知ること少なき故に君の惠心を孚とせざるなり、よし孚とせざるとも、九五は惟大に永貞貞常の德を有て、民を惠むの志、間斷無き時は、下民自然に君德を孚として、九四の門に羣りし者も、咸く皆九五に萃まり來らん、これ悔亡ぶる所以なり、故に匪レ孚、元永貞悔亡と云、悔とは初の四に應じ、三の四に比するを云、亡は下民卒に君上の惠み心を孚とするを云、

に萃まり上るべきこと勿論たり、然れども六三柔弱たるの上に、九四權臣に比し間てられて、動もすれば、止つて九五に萃まらざらんとす、故に爻辭に反復して、九五に萃まらんことを勸め玉へり、又孔夫子の傳にては、往无咎と云の句を取て、人の臣たらん者は、君に萃まり巽ふの外、更らに別の道無しと云の意を以て勸め玉へり、故に上巽也と云、上とは、九五君上の義なり、巽ふとは、萃り從ふの義なり、

【象】上は、九五の象、巽は、巽の象、

九四、大吉、无咎、

【釋】此卦は九四九五の二陽爻、ともに剛明の才德有り、五は猶比の九五の如く、四は、猶豫の九四の如し、これ君上と宰相と、ともに剛明なれば、天下の民臣一个として其德化に服從せずと云者有ること無く、悉く皆君德に萃まるなり、これ大吉たる所以たり、大吉とは、大に得ると云の義、大に得るとは、大に民の心を得ることなり、それ九四の大臣、大に民の心を得ると雖、これ皆君德を以て得ることなり、故に其心術躬行ともに、國家の爲にする時は、咎無きの道たり、若し九四今民の心を得るを以て、これを己が德己が功と自負し、其心術躬行ともに、自家の威權を盛んに大に張り、君の家を蔑視するの意有らば、これ大惡大凶の道たり、一に能く君の爲め國の爲め家の爲に、公正なる時には、大吉にして咎無きとなり、

○按るに此卦の象義、九五君上の爻、陽剛なるを以て、九四の臣の危ぶみ惕れ、猶少きことなり、若し此五の爻陰柔にして、九四陽剛なる時には、其惕れ尤とも甚し、即ち豫の九四の由豫、大有得、勿疑朋盍簪と云へる、これなり、此故に豫の辭の大有得と云へるまでは、此爻と同辭同義たり、勿疑已下は、豫の四の爻は大に惕れ有るの辭なり、又大有の九四に匪其朋无咎と云、之も亦惕れ有るの辭なり、係辭に四は懼多し、近ければなりと宣へるは、これらの旨なり、

【象】教戒の意象にして、釋中に詳かなり、大は坤の象、吉は兌を説ぶとするの象、咎は坎の象、無は坤の象、

【爻傳】大吉无咎、位不當也、當、去聲、

に在るの大臣たるを以て、我同體の坤の卦中の初と三との九五の君所に萃まらざるを以て、己が不德不職の咎として、我無二の誠忠を以て、初と三とを感化せしめて、終に九五に萃まらしむることを得ることは、これ全く六二の中正の德の、始終變動せざるに由ることとなりと云の義を、中未變也と釋し玉へり、

【象】中未變は六二中正の象、

六三、萃如嗟如、无攸利、往无咎、小吝、

【釋】それ萃の道たるや、九五に聚まるを正とす、是を以て六三も亦、九五に萃まらんことを欲すれども、九四に間てらる丶の上に、五は三の應比に非ざるを以て、直ちに聚まり難きに似たり、然れども九五に萃まるべきの時なることを明し曉して、萃如と云、凡そ爻の辭の首に、卦名の字を揭出せる者は、多くは其時と云の義たり、晉の晉如、屯の屯如、明夷の明夷の時、歸妹の歸妹の時と云の同例たり、これ皆其卦の時と云の義たり、今六三、九五に應比無く、且つ九四に間てらる、故に嗟如と云、それ六三徒らに憂へ嗟嘆と雖、九五に萃まらずして、上つて九四に比する時には、萃の時の道に違ふ、是を以て无攸往と云、若し六三九五に往き萃まる時には、應比の位には非ずと雖、臣を以て君に萃まる、本より咎無きの義たり、故に无咎と云、固より六三其心に嗟如たりと雖、陰柔不中正なるを以て、心弱く九四に親比す、これ最初より、憤然として志を決して、九五に萃まること能はざるを以て、後ち往て九五に萃まると雖、小吝なること無きことを得ざるなり、故に小吝と云、小吝とは、後指さ丶れ、陰の毀を得るの類なり、

【象】萃如は卦の義、嗟如は六三九四に間てられ、且つ九五に應比無きの象、又兌の象、无攸利は九四に比して、九五に萃まること能はざるの象、往とは、九五に萃まるの象、无咎は、臣を以て君に萃まるの象、又咎は坎の象、无は坤の象、小吝は六三九四に比して、五に不萃の象、又不中正の象、又似體の坎の象、又坤の象、

【爻傳】往无咎、上巽也、

【釋】今萃の時にして、六三も亦臣たり、一に九五の君

【象】志は陽位の象、又震の象、亂は坤の象、又其志亂とは、初六陰爻陽位に在るの象、又九四應位の象、

六二、引吉、无咎、孚乃利用禴、

【音】禴、礿同、薄祭也、

【釋】四陰二陽に萃るの時に當つて、初は四の正應にして、三は四の正比たり、これ皆九五の君に萃まらざる者に嫌ひ有り、惟此六二のみ柔順中正にして、四に應せず比せず、九五の君に正應せり、固に吉にして咎無き者たり、然れども六二は、下に在ての大臣の位に居る、坤の卦同體中の初と三とをして、九五の君に萃まらしめずして、九四の權臣に萃まらしむるに、其下に在る大臣の職任に於ては、咎無しと云ことを得べからず、今六二の大臣、能く初と三との二陰爻をして、九五の君所に萃まらしむるときには、吉にして咎無しとすべし、故に引吉、无咎と云、初と三とは、本六二と同卦の坤の體中の爻なるが故に引と云、これ猶否の初六拔茅茹、以其彙と云と、其義相同じ、禴とは薄祭なり、六二中正にして固より君に孚有る者たり、それ已に君に孚有るときは、必ず神に孚有り、孚有つて祭祀すれば、礿の薄き祭を用ふと雖、神明必ず感じ格る、故に孚乃利用禴と云、それ神と云は、聚むれば、斯に在り、散ずれば斯に亡し、萃は聚むるの卦なる故に、彖には、有廟大牲の辭有り、爻に於て見れば、五は天神の位にして、二は五の應位たれば、即ち祭主とす、今六二の祭主、柔順中正を以て亨祀する時は、九五の天神も、剛健中正の靈德を以て、忽ち來り臨み感じ格るの象有り、故に此爻に於て、初を用ふることを說玉へるなり、

【象】引は六二、初六と六三とを引て九五に萃まるの象、又引は坎の象、咎は坎の象、无は坤の象、孚は六二中正にして、九五の中正に應ずるの象、又坤の象、又坎の象、初は、六二の祭主中正にして、九五の天神を祭つて、感じ格ることあるの象、又坎の象、又坤の象、

【爻傳】引吉无咎、中德未變也、

未不同、

【釋】今萃の時に當つて、初六は九四に應じ萃まり、六三は、九四に比し萃まるが中に、六二獨り中正を以て、九五の君に正應し萃まり上る、然れども六二は下

一握爲レ笑、勿レ恤、往无レ咎、號、平聲、

【釋】有孚とは、初六九四に萃まることの孚有るなり、今四陰二陽に聚まるの時に當つて、初六は、九四の正應たれば、四は臣なり、五は君なり、君を舍て臣に萃まるは、これ孚の道に非ざるなり、然るに初六萃に孚有て、九五に萃まらんと欲すれども、九四其間に在るが故に、これに隔てられて、九五に萃まらんと欲するの孚を遂げ終ること能はず、故に有レ孚不レ終と云、初六其志を遂げざるが故に、心亂れて半ば九四に萃まらんとし、半ば九五に萃まらんと欲す、故に乃亂乃萃と云、一握とは、近く君に謁することを得るの謂にして、猶一たび相遇て手を握るに至ると云が如し、これ親切の情を表せんが爲に、一握と云、初六志を堅固にして、九五に萃まらんことを欲し、それが爲に憂へ號ぶにも至るが如くば、必ず一たび九五に謁して、喜び笑ふこと有るに至らんとなり、故に若號ば一握して笑を爲さんと云、勿レ恤とは、安慰するの辭なり、初六今九四に間てられて、君に萃まることを得ずと雖、必ずしも憂へ恤ふべからず、惟志を決して九五に往き聚まる時は、咎有ること無し、故に勿レ恤往无レ咎と云、

○按に初は本五の應位に非ず、强て往けば咎有るに似たりと雖、今萃の時なり、況んや臣を以て君に萃まる、これ咎無きの所以たり、又此爻の義、晉の初爻の義と、大に彷彿たり、

【象】孚は初六、九五に萃らんと欲するの象、又坤の象、有は艮の象、不レ終は初六、九四に間てられて、五に萃まることを得ざるの象、終は坤艮の象、不は艮の象、亂は初六九五に萃まらんとし、又九四に萃まらんとするの意象、又坤の象、萃は初六、九五に萃るの象、又卦の義、又坤の象、號は兌口の象、握も勿も艮の象、笑は初六、竟に五に萃て兌ぶの象、又兌の象、恤は兌の象、往は初より五に萃んとするの象、又震の象、

【爻傳】乃亂乃萃、其志亂也、

【釋】初六今萃の時に當つて、其陽位の志を以て、九五の君に萃まり上らんと欲しつれども、九四の應爻其中間に在て隔つるを以て、陰柔なるが故に、これに倒惑して、或は九四に萃まらんとも思ふなり、これ其志の亂るゝなり、

ども、内卦には坤の陰虚空貧にして、其實無きの象有り、これ至治の風俗、驕奢花靡に馳せて、外觀虚飾を事として、足恭佞媚を風として、内修の實行薄く、直諫忠信の節少く、委靡惰弱の風俗盛んに見ゆ、これ實に憂へ慮ぱかるべきの甚しき者たり、夫し君子は治世に亂を遺れず、文事有る者は、必ず武備有りと云へり、故に泰の九二に、包荒、用馮河、不遐遺と云へるもこれなり、固より吾聖門の大道は、虚文に流れず、空理に馳せず、有用有益を以て要とす、是故に吾聖人の武備に嚴重に在て、常に遺れさせ玉はず、怠らせ玉はざることなり、故に夾谷の會に侏儒手足所を異にして齊人肅栗して、魯に侵地を歸せしこと、何等の勇氣なることぞや、想ひ觀るべし、且つ論語の書は、孔夫子の平日二三子に對して、道義德行の應對を記し載たるの書なり、其中に就て、吾孔聖人の武備の凛然たる一二を徵せんに、論語曰、善人敎民七年、亦可以即戎矣と、即戎とは、軍旅武事の事に非ずや、又曰、以不敎民戰、是謂棄之と、然らば敎へたる民を以ては可戰也、戰ふとは、武備有るに非ずや、又曰、必也臨事而懼、好謀而成者也と、事に臨むとは、軍旅に臨むなり、好謀而成すとは、必ず勝つの道を謀るを云、これ武備有るに非ずや、又曰、足食足兵民信之と、食を足し兵を足すと云は、軍旅武備のことに非ずや、又曰、仲叔圉治賓客、祝鮀治宗廟、王孫賈治軍旅と、軍旅を治むると云は、これ武備有るに非ずや、又曰、陳成子弑簡公、孔子沐浴而朝、告於哀公曰、陳恒弑其君、請伐之、公曰、告夫三子、孔子曰、以吾從大夫之後、不敢不告也、君曰、告夫三子者、之三子告、不可、孔子曰、以吾從大夫之後、不敢不告也と、さらば吾聖門の學問は、武備嚴重にして、忘れず怠らせ玉はざること此の如し、かの後世の文官の萎靡軟弱にして、無用の虚文に流れ、無益の空理に馳するの類とは、天地懸隔せることなり、故に此大象の主意は、今泰平無事の時に當つて、須らく亂を遺れずして、よく武を治めよと云の敎へ戒めたり、故に徑ちに器物上に就て、戎器を除めて、不虞の預備を爲すべしとなり、

【象】戎器は兌を肅殺とし、毀折とするの象、不虞は坤の象、戒は艮の象、又除戎器戒不虞は此卦に比と豫との二卦の象義を兼具へたるの象、

初六、有孚不終、乃亂乃萃、若號

【釋】攸往は爲る攸の義にして、萃るのことたり、先づ九五の聖君の爲る所は、九四の賢臣と相萃まり、孝の道を以て天下の民心を萃め、德化を布き玉ふべし、九四賢臣の爲る所は、九五聖主の下に相萃まり、仁孝の至治を輔佐し上りて、德政を施すべし、『萬民にては、聖主賢臣の德化に說んで順ひ、利貞の道に相萃まるべし、これ君臣上下共に天命に順ふの義にして、其吉たること知ぬべし、若しこれに反せる者は、天命に逆ふことなれば、其大凶たること亦察すべきなり、故に順天命也と釋し玉へり、以上にて彖の釋了れり、

【象】天は九五天位の象、命は巽の象、順は坤の象、

觀其所聚、而天地萬物之情、可見矣、

【釋】上文にて彖の辭の釋は、已に了れり、此には聚まると云の義を、汎く道理上に係け說て以て、一篇の句を結び玉へり、其聚まる所の義をよく觀察せば、其情皆得て知るべきとなり、これ文言に同聲相應、同氣相求、水流濕、火就燥、雲從龍、風從虎と云へる、これなり、其究竟を說けば、上文の說而順の三字にて、萬物の情盡すべきのみ、

【象】觀は初より五に至つて觀の卦の象、情は坤の象、見は觀の卦の象、天は坤の對卦乾の象、地は坤の象、萬物は坤の象、

【大象】澤上於地、萃、君子以除戎器、戒不虞、

【音】除、直魚切、著平聲、去故就新之義、謂除去故壞器易新好器也、故除去故官就新官、亦曰除、又新舊歲之交、謂之歲除、其義相同也、又繕治也、虞、度也、

【釋】此卦二陽剛外卦に萃まるを以て象義を爲せり、先づ下民兌澤の水氣、悉くに上九五に上り萃まる、これ臨の易位生卦にして、上れる者は、澤の水氣なり、故に澤上於地萃と云、それ此の如く、下民兌澤の氣、皆九五君德に上り萃まると云は、即ち太平至治の象たり、』且つ九五九四の二陽剛の外は、一卦中に一畫半隻の陽爻有ること無し、これ天下中に、纖芥ばかりも、君德に化服せざるの者有ること莫きの象たり、さて全卦を以て一天下と爲してこれを觀れば、太平無事の時風にして、外卦二陽剛は、甚はだ美麗壯觀たれ

萃、

【訂】通本、應萃之萃、作₂故聚也₁、今正、

【釋】萃は聚るなりとは、これ字釋法也、順以說とは、これ對體の象を說玉へり、剛中とは、九五剛中を云、應ありとは、二五相應ずるを云、これ字釋法と、對體の象と、二五の應とを以て、卦名の義を釋し、此の如くなるが此卦を萃と名付くる所以なりと云の義を萃と云、

【象】聚は卦名の義、順は坤の象、說は兌の象、剛中は九五剛中の象、應は二五相應ずるの象、

萃亨、聚而亨也、

【訂】通本、脫₂此一句六字₁、今補正、

【音】萃亨之亨、而亨之亨、共如₂字、

【釋】これより彖の辭の釋に移り玉ふに由て、卦名の字を提げ起して文章の改端を見し玉へり、それ彖の辭の首めに亨ると有るは、聚つて而して後に亨るの義なりと云の釋を、聚而亨也と云、

【象】聚は卦名の義、亨は坤の象、

王假₂有廟₁、享用₂大牲₁、吉、致₂孝享₁也、

【音】享用、孝享之享、共上聲、

【釋】今九五の聖君、九四の賢君、當世に相遇ひ相萃つて、かの終りを愼み、遠きを追ふの孝道を以て、天下の人心を萃め、以て祖考に孝享す、故に鬼神感じ格つて、よく福を下して吉たる所以なり、故に致₂孝享₁也と云、

【象】孝は坤順の象、享は坤を牛とし、兌を毀折とす、牲を具へて祭祀するの象、

利見₂大人₁、利貞、聚以₂正也、

【訂】通本脫₂利貞二字₁、今據₂郭本引₂王本₁復正、

【釋】凡そ聚むるの道に、二途有り、若し不貞正を以て相聚むることどもは、皆凶惡の道なり、一に貞正に從事せんことを要む、故に孔夫子の正の字を以て貞の字を釋し、深く敎へ警めて其聚ることは、必ず正しくせよ、不正のことには聚まるべからずと云の義を、聚以₂正也と釋し玉へり、これ利貞の釋なり、

【象】聚は卦名の義、正は二五中正の象、又坤の象、

利₂有₂攸₂往、順₂天命₁也、

說き示し、萃は聚まるの卦の義に就て、祭ることを說かせ玉ふなり、さて治天下の道の肝要は、民心を聚むるより先なるは莫し、其民心を聚むることは、孝より先なるは莫し、其孝は遠きを追ふより先なるは莫し、故に論語にも愼終追遠、則民德歸厚と云、これなり、今君上能く孝を祖考に致すこと厚ければ、鬼神必ず感じ格り來り臨む、民必ず化し聚まるなり、これを王者の萃と云なり、さて其祭るには、必ず牲を用ふ、牲とは進め献ずるの供物なり、大牲と云は、其進献の供物の、至つて豐厚して、至極の大禮備はれるを云、故に王假有廟、享用大牲吉と云、吉と云は、其祭祀の至つて敬ひ、至つて誠を盡して、大牲の豐厚を用てする故に、鬼神必ず感じ格つて大に福を得るの義を云へり、さて羣下億兆の道は、今大人君子、此の如く天下の賢明を萃めて、昇平至治の德化を施し玉ふを見て、說んで順ふの道に聚る時には、其事必ず亨通す、故に利見大人と云、これ羣下億兆に即て說けるなり、九四の賢者にして說けば、九五の大人を見るに利しく、九五の聖主にして、說けば、九四の大人を見るに利しきなり、さて君臣上下共に相聚ると云の道は、一に貞正なるを以て吉とす、故に利貞と、深く敎へ戒しめ玉へり、それ萃の卦の象義は、九四、九五の二陽剛賢明の君臣、大に天下の人心を萃むるの義にして、皆外卦に萃るの象たり、是を以て有攸往は、爲る所有るの義にして、此一句は、殊に君臣萬民共に、總係せるの句なり、先づ九五の聖君に即て說けば、宜しく九四賢明の臣と共に相萃つて、よく遠きを追ふの孝道を以て、天下の人心を萃めて、以て德化を布き玉ふべし、又九四の臣に即て說けば、九五聖明の君の下に萃り、國政を補佐し上りて、太平の治を施すべし、又萬民に即て說けば、悅んで順ふの義と、利見大人との義に從ひ、よく利貞の戒めを愼んで、聖主賢臣の德化の道に萃まり上るべきと云の敎へたり、

【象】王は九五の象、有廟は艮の象、假は坤の象、享は卦名萃の義、又坤の數多きの象、大牲は坤を牛とし、兌を毀折とするの象、大人は九五剛健中正の象、利も貞も坤の象、見は此卦初より五に至つて觀の卦の象、往は說んで順ふの象、大人己下は、總て敎誨の意象、

【彖傳】萃、聚也、順以說、剛中而應、

【萃】䷬〔坤下兌上〕

【音】萃、秦醉切、至韻、從母、去音悴、聚也、餘詳見善工利器、

【釋】先づ此卦六畫全體に就て見れば、九五の君と、九四の宰相と、共に剛明の才德有て、當世に相遇ひ相萃れり、これ聖主賢臣風雲龍虎の際遇たり、是を以て天下の衆陰、此二陽の德に萃り聚るの義たり、故に萃と名く、又此卦、比の聖君と、豫の賢臣と、同德相助け聚るの義を兼具へたり、故に萃と名く、又說んで順ふの象有り、これ上に即て說く時は、上說んで下順がひ、君兌んで民順の義なり、又下に即て說く時は、坤を衆人とし、順ふとし、兌を悅ぶとす、これ衆人說んで順ふの義たり、共に皆相聚るの所以たり、故に萃と名く、又一人を以て說く時は我悅んで彼に順ふ、これは我より彼に聚るなり、又彼我を以て說く時は、我順ひ彼悅ぶ、これ共に相萃る所以なり、故に萃と名く、又澤の地上に在るの象たり、澤は、水の聚る處たり、故に萃と名く、又易位生卦法、本臨より來ると見る、これ臨は、澤水坤地の下に在り、今、澤水地上に上る、これ水氣の地上に聚るなり、故に萃と名く、大象に澤上於地萃と云、これなり、又坤の母と、兌の少女と、相聚るの象有り、故に萃と名く、

萃、亨、王假有廟、亨用大牲、吉、利見大人、利貞、利有攸往、

【音】假、古雅切、音賈、至也、通本從人作假謁、亨用之亨之字、上聲、

【訂】通本彖辭及彖傳、有錯脫、今據義例補正、

【釋】此彖の辭の萃亨の亨の字を、先儒等の衍文ならんと云の說、甚だあしゝ、凡そ物は相萃まつて而後に亨通する者なり、今此卦既に相萃まれり、故に亨と云、有廟とは、祖考を祭祀するの所にして、有とは、尊稱の義たり、それ神とは、祭祀する時は、こゝに聚り、祭らざる時はこゝに散ず、是を以て六十四卦中に、萃の聚まる、渙の散ずる、此二卦に鬼神を祭祀するの義を明し示させ玉へることとなり、殊に渙は、既に散せんとするの卦の義に即て、これを祭りて聚まるの義を

へり、故に其君德を賞して、中正也と釋し玉へり、且つ九五の志、能く天命を守り愼で、舍て放忽にせさせ玉はず、故に今初六は無位卑下の一陰微弱なるの者と雖、猶能く畏れ警めて、其時の宜きに處るの道を得玉へり、故に志不レ舍レ命と云へり、志不レ舍レ命と云は、猶レ見レ幾而作と云が如し、

【象】中正は九五剛健中正の象、志は離の象、命は巽の象、又不レ舍レ命は九五中正の象、

上九、姤ニ其角一、吝无レ咎、

【釋】角は、剛強の喩へにして、上九の象たり、今姤の時にして、五陽共に一陰を求め遇はんとす、これ陰陽の定情たり、惟獨り上九は、卦の極所に在て、初六に應も比も無きは勿論、其居り處初六に至て遠し、見もせず聞もせぬ者たり、故に初六に遇はんと求むる意の無きこと、猶角の崢嶸として傑起して、痛さ痒さを覺えざるが如し、是を以て咎無きなり、故に姤其角、吝无レ咎と云、

○按ずるに陽剛にして卦極に居て吉たる者は、大有、大畜、頤、鼎、艮、漸、觀、賁、損、小畜、履、家人、遯、蒙、蠱等なり、又卦極に居て凶なる者は、乾、訟、噬嗑、无妄、益、旅、巽、中孚、未濟、等これなり、今此姤の上九は、大凶にも非ず、然ればとて、王者の師範たると云の賢德有るの爻にも非ずして、凶無き者は、陽爻卦極に居て、應も無く比も無く、陰陽和せざるの鄙野樸素なるを以て、卻つて姤の時の咎を免かるゝのことなり、卦爻の象義は此の如く、千差萬別なることたれば、必ず拘泥すべからず、卦爻の時に從ふて、其主とする所有ることなり、これ學者の宜しく分別すべき所なり、

【象】角は陽剛の象、又上九の象、吝は變體似體坎の、象、咎も无も、共に乾の象、

【爻傳】姤ニ其角一、上窮吝也、

【釋】それ上九の爻は、卦の極に在て、これ二五君臣の外に居るの者なれば、遠荒田野の人、朴素野鄙の俗にして、世情には疎濶たる者なり、故に鄙吝なる所以なり、

【象】上も窮も、共に上爻の象、吝は坎の象、

種々の甘き言、媚びたる態を以て献羞上れども、其瓜を包み置て食はざるなり、故に以」杞包」瓜と云、それ九五の君德盛んに在す時は、初六の小人、自然に畏伏して、擅に滋息蕃衍すること能はざるなり、これ欝茂たる大樹の下には、草木を主せしめざるの義なり、本より此卦は、陰の陽を消し、小人の君子を害するの卦なり、時運なるが故に、萬のこと改ため革たむること、又は事業を始め興す等のことは、一切作爲には利しからず、故に自己の章美をも含蓄で發露ず、一に舊德を守り、宜しく時勢を計り考へ、小人を抑へ斥ぞくることを緊務とすべし、故に含」章と云、さて此姤の卦は、本夬の顚倒生卦にして、今初六の一陰は、本夬の上爻天位より、姤の地下に隕ち來れるの象有り、故に有」隕自」天と云、

○按に此卦消長生卦にして、本純陰の坤よりして復と爲り、一陰下より長じ上つて、終に夬と爲りて、小人を夬り終れり、然れども陰陽の定理一陰上に終れば、必ず復下に生ず、夬の時には、上六の一陰卦の極の天位に在りしが、今姤の地下に隕つ、これ復必ず長じ上らんことを恐るべし、故に有」隕」自」天と云て、九五の君の爻に於て此義を示し、將來を當時に戒しめさせ玉へるなり、これ象は、夬の顚倒生卦に取り、義は臨の象の辭の、至于八月有」凶と云に倣へるなり、然れども、臨は卦中に見えざる故に將來の戒めたり、これは、卦中に一陰在ること故に、即今を戒しむるのこと專らとなるなり、これは爻に生卦を用ひ玉ふの一例たるなり、

【象】杞は九五の象、又乾の象、瓜は初六の象、又巽の象、包は九五中正の德を以て、初六を包むの象、又乾の象、章は離の象、含むは乾離を含むの象、又九五中正の象、有」隕」自」天とは、初六の一陰、本は夬の上爻にして、天位に在りつるが、今姤の初六と爲て、地下に隕來りしと見る運移生卦の象、

【爻傳】九五含」章、中正也、有」隕」自」天、九五之志、不」舍」天命也、舍、音捨、

【釋】それ九五の君は、中正の德盛んに在す故に、其初六の陰邪なることを知て、其甘言佞語を食はず、且つ陰長じ陽消する時運なることを察して、克く德を愼み、舊きを守つて、我章采をだにも、深く藏め畜へ玉

て貴しとす、故に先づ包の字を掲げ出して其義を見せり、今九四は不中正なるを以て其情欲を節くし制ることと能はず、初六の魚に應じて、好み愛して、これを食ふ、是を以て魚の毒に中つて、小人の害を被ぶるなり、故に包无レ魚、起レ凶と云、さて凶有りと云はずして、凶を起すと云者は、これ九四我より惹起の凶にして、凶の自ら至り來るには非ることを見せり、これ需の九三の寇の至ることを致すと云と同例にして、天の爲る孽には非ずして、皆作るの眚なることを見し戒め玉ふ、

【象】包は九四、初六の魚を包むの象、又乾の象、魚は初六の象、又巽の象、无は九四不中正にして初に應ずるの象、又乾の象、起も乾の象、

【爻傳】无レ魚之凶、遠レ民也、

【釋】それ九四は執政の大臣の位に居れり、これ宜しく君德を輔け、陰陽を燮理し、善政を布き、德化を施して、天下の民をして、盡くに仁澤の恩雨を蒙らしむべきこと、これ其職なり、任なり、其心術行義は、一に公明正大、無私無邪を以て道とす、然るに今此九四の宰相、其不中正なるを以て、忽ちに此初六の魚の包を破つてこれを食ふ、これ姦曲佞邪の小人の、甘言巧語を喜び食ふなり、故に我より凶を起して、其小人の魚毒に中れることとなり、さて宰相大臣の毒に中れるは、其身一人の痛み惱みには非ずして、天下萬民、共に皆其毒に苦痛惱亂することとなり、これ其本は、九四の君をしては、堯舜の君たらしめ、民をしては、堯舜の民たらしめ、且つ天下の憂へに先たつて憂へ、天下の樂みに後れて樂むと云の執政大臣の當職當任を忘れ、却つて徒らに執政大臣の威權富貴のみを盜んで、阿諛佞媚を喜び食ひ、情欲を恣にするより起れるの凶なり、故に釋して遠レ民と云、

【象】遠レ民は九四不中正にして、初六の小人に應じ愛するの意象、又民は巽の象、遠は乾の象、

九五、以レ杞包レ瓜、含レ章、有レ隕自レ天、

【音】杞、義未レ詳、隕、上準殞、墜也、

【釋】杞は九五を指せり、瓜は初六を指す、瓜と云も亦味ひ甘美の物にして、これ小人の佞語を以て媚び諂ふに喩ふ、九五の君は、剛健中正にして、初六小人の

大なる咎無きなり、故に厲无大咎と云、
○按に此卦本夬の顚倒生卦にして、此爻即ち夬の四たり、故に其辭相同じ、然れども夬にては、夬り去るの義、姤にては、求め遇ふの義たり、これ相反するの所なり、姤は遇の卦なれども、相遇ざるを以て善とす、さらば此爻も初六に相遇はんと求むるの情を、夬り去らんことを要む、故に夬の九四を顚じ來つて義を設く、又夬の九四は、行て上六に相遇ふて、夬り去るを以て善とす、故に姤の遇ふと云より顚倒し來つて義を示せり、行の字は、内外に拘はらず、爻の本位を我として、他の爻に行くの義なり、
【象】臀は三の爻の位の象、无膚は九三陽爻の骨にして肉無きの象、又乾の象、行は九三初六に行くの象、又乾の象、次且は九三と初六と應比ならざるの象、厲は危地の象、无大咎とは九三正を得たるの象、又厲も大も咎も无も、共に皆乾の象、
【爻傳】其行次且、行未牽也、
【釋】九三初六を求むるの情甚しくして、安處することを得ず、行て求むとは雖、元來應にも非ず、比にも非ざること故、これを求むるに由無くして、已むことを得ずして次且たるなり、然らば此九三は、初六の應比ならざるが莫大の天幸なり、行ても求め得られざる故に、大なる咎を免かれたりと云の意を、行未牽也と釋し玉へり、
【象】行未牽は、九三、初六に應比無きの象、又行は乾の象、牽は坎の象、未は乾の象、

九四、包无魚、起凶、
【釋】魚は初六の一陰を指す、包むとは九四を指す、九二にしては包有魚と云、此爻にては、包无魚と云、これ共に魚の有無を云には非ず、包の無を云、包に有魚とは、包み置て食はざるを云、包に无魚とは、包を破つて魚を食ふなり、魚は初六の一陰にして、九二はこれに比爻たり、九四はこれに應爻たり、二四共に同じく魚の應比は有れども、包み置て食はざると、包を破つて食ふとの違ひめは、九二は剛中の德有ると、九四は不中正なるとの別あればなり、假令魚有りとも、不食ば凶を起すこと無し、惟能く包み守るを以

ふ、これ夬の九五の羊を、小人の佞媚に譬へしと同じ、それ小人の姦邪なる、百般の媚語千態の甘言を以て羞るとも、君子克く自ら守つて、これを茹はざる時には、其毒に遇ひ、禍ひに陷ること有ること無し、これ魚の實に美にして、且毒有れども、人克く愼んでこれを食はざる時は、其傷害を受くること無きが如し、今九二剛中の德を以て、克く愼み守り、初六陰邪の魚の比し親しみ來つて媚び諛らひを献ずるとも、剛中を以て、其小人陰邪の魚を包み置て食はず、故に咎無きなり、若し初六の小人を比し親しみ、甘き魚を食ふ時には、忽ち災害の毒をうくることとなり、幸に九二剛中の德を以て、克く自ら守つて、魚を包み置て食はず、故に包有」魚无」咎と云、さて其初六の小人の甘き魚は、九二の自ら食はざるのみには非ず、上四陽の君子の賓客にも、決して用ふべからざれとなり、故に不」利」賓と釋し玉へり、

【象】包は初六の魚を九二の包むの象、又乾の象、魚は初六陰物の象、又巽の象、賓は四陽爻の象、又乾の象、不」利は艮の象、變體、无咎は乾の象、

【爻傳】包有」魚、義不」及」賓也、

【釋】義とは、道の條理と云のことなり、これ所」謂、己所」不」欲、勿」施」於人」と云の義なり、又强恕の道たるなり、

【象】義は乾の象、賓は四陽爻の象、又乾の象、及は變體艮の象、不は艮の象、

九三、臀无」膚、其行次且、厲无」大咎」、

【音】音義、詳」夬九四」、

【釋】臀无」膚とは、居ること安からずして、安じ處り難きの喩へなり、其行くこと次且とは、行かんと欲して行き難きの貌、夬の九四と照し看るべし、此卦中には唯初六一陰のみなれば、五陽爻共に皆一陰を求む、これ陰陽の定情たり、故に九三も亦初六の一陰を求むるの情、甚だ深し、是を以て居ること安からざることとなり、故に臀无」膚と云、九三初六を求むる心甚だしとは雖、應にも非ず、比にも非ざる故に、行て求むべきの理無し、是を以て進むことも難きなり、故に其行次且と云、九三行き求むるの情切なり、故に厲きこととなり、必竟は行きても求むること能はざるが故に、

へ周と改め、武氏の七廟を建つるに至れり、其時擧天下の羣后羣臣、英雄の君子、才に此一陰の婦人を如何んともすることを得ず、皆首を低れ耳を伏せて、其指揮を仰ぐに至れり、適李勣が子の英公李敬業、天下に檄して、兵を起して武氏を討して、唐の恢興を謀れども、武氏が一擊に忽ち仆る、又越王貞も兵を擧て匡復せんとすれども、克ずして死せり、これ躑躅の甚しき者に非ずや、これ此爻此一節の明徵にして、萬古の金鑑と爲すべきなり、故に羸豕、孚蹢躅と云、

○按に此爻の辭、三節として見る、初一節は、初六一陰の小人婦女に敎へ戒しめ玉ふの旨なり、中一節は、君子に敎へ戒めて、小人をして、長ぜしむべからざれとの義なり、末一節は、凡そ陰邪小人は、其始め微弱たれども、後必ず長じ上つて、大に君子を陷しいれ害して、國家を覆沒せしむるの勢ひ有ることを戒め示し玉ふなり、三節なりとは雖、これを槩括すれば、一陰と五陽と、君子と小人とを、雙關にして說き玉へるなり、

【象】金は陽爻の義にして九二の象、又乾の象、柅は九二の象、又巽の柔順と、乾の圓轉との合象、繫は初六巽の絲、九二乾の柅に繫るの象、有攸往見凶は、初六浸み往けば、即ち五陽を剝し盡すの象、豕は初六陰醜の象、又巽の象、羸豕は、初六微弱なるの象、又巽の象、孚は乾の象、蹢躅は初六の豕、五陽を消し剝するの象、又巽の竄り躁ぎ上り狂ふの象、

【爻傳】繫于金柅、柔道牽也、

【音】牽、苦堅切、引前也、牽連也、

【釋】それ陰の陽に倚り、柔の剛に繫り、地の天を承け臣の君に賴り、妻の夫に從ふ、これ天地陰陽の定理必然にして、名敎の大綱維たり、故に釋して、柔道牽也と釋し玉へり、

○按に此傳は、爻の辭三節中の第一節、小人婦女は、君子と夫に、無二に柔順すべきと云の道をのみ取つて釋し玉へり、

【象】柔は初六の象、牽は初六九二に比し從ふの象、

九二、包有魚、无咎、不利賓、

【釋】魚は陰物にして初六の象たり、包とは九二が、初六の魚を包み置の義たり、魚は味ひ美なる物にして、小人の佞言甘語を以て、媚び諛ひて食はしむるに喩

吉までを一節とす、金とは、陽剛の喩へ、柅とは、絲を絡ふの具にして、つむのことなり、金柅とは、九二を指す、猶金夫金矢の類の如し、さて九二の金柅に倚頼べき者は初六にして、これ陰柔の絲なり、それ小人の君子に奉事、妻の夫に奉承ること、猶絲の柅に絡ふが如し、惟柔順にして承事まつるを其道とす、九二は金柅なり、初六は絲なり、一に柔順の道を以て、固く繫絡ふて、能く貞正にして守る時は、吉の道たり、故に繫于金柅貞吉と云、今九二は、陽剛にして君子なり、夫なり、金柅なり、初六は陰柔にして、小人なり、妻なり、絲なり、此一節は、初六の小人婦女に、九二の君子なり、夫なるに無二柔順に事へ從ひ上つるべきことを敎へ示し玉へる一節たり、』さて次の見凶の一節は、これ君子に敎へ戒め玉ふの辭なり、有攸往とは、爲る所有るの義にして、此卦は陰浸み長じて、陽消し盡るの時なれば、爲る所とは、陰長じ陽消するのことなれば、これ五陽の君子の消害せらるゝのことたり、故に有攸往見凶と云、これ君子に敎へて、初六一陰の深く悞るべきことを警しめ玉へる一節たり、』末の段の一節は、直ちに陰邪小人の利害を云、今は至つて微弱なりと雖、其陰邪の利害覿面にして、卒に大害を起し來らんこと必定たれば、君子須らく防ぎ禦ぐの預備を爲すべしと、深く警しめ敎へ玉ふなり、豕とは、汚瀆畜類にして、其性躁しく、且つ戻れる者たり、これ初六の小人に喩ふ、初六は一陰柔にして、微弱なるを以つて、羸豕と云、孚とは信の義にして、その事の違はざるを云へり、蹢躅は跳躑と同じ、躍り上り飛び狂ふの意にして、其勢ひの強壯なるの義を云、言ふ心は、初六の豕、今は微弱にして、甚だ羸れ瘁けたるが如く見ゆれども、後浸み長じて蹢躅たらんこと、實に違ふこと無しと云の義なり、尚此爻此一節の義を、人事上に喩へば、唐高宗永徽五年、以大宗才人武氏爲昭儀、六年、上欲廢皇后王氏、立武昭儀爲后、褚遂良不可、以問李勣、勣曰、此陛下家事、何必更問外人、事遂決、此時の武氏は此初六の一陰に當れり、李勣が一言にして廢することも、起すことも隨意なりしが、後に至つては、時の大臣長孫無忌、褚遂良等が死を致すこと、皆武氏の牝雞の手段にかゝれり、數ゝ太子を廢立し、唐の金玉の如き天下を、玩弄にし、錦繡の如き山河を蹂躪りて、殆んど中絶せしめ、天下の號をさ

と能はじ、今忽然として、柔剛相遇ふ、これを天地の相遇ふにして說けば、陰陽相出遇ひ、相交はりてこそ、品物の事理盡く章明なることを得るなり、又君臣の相遇ふにして說けば、九五の聖主、九二の賢臣、共に剛中の德才有つて、相出遇ひ相交はりてこそ、天下の道よく大に行なはるゝことなり、然らば姤の相遇ふと云の時の道の條理は、大なることに非ずやと云の義なり、

【象】天は乾の象、地は坤の象、これ乾の對卦の象なり、相遇は卦名の義、品物成章は、陰陽相遇ふの意象、剛は九二九五の象、中正は九五中正の象、又剛遇中正とは、二五君臣剛中を以て相遇ふの象、天も、大も、行も、共に乾の象、又行は風化の義にして巽の象、又天下大行は、君令し臣行ふの意象、時も義も大も、共に乾の象、

【大象】天下有風、姤、后以施命誥四方、

【音】風、方戎切、平東楓、會氣行令也、又風敎也、風聲也、風化也、風俗也、從虫從凡、施、去聲、誥、古倒切、音告、

【釋】天下有風とは、風の天の下を行くと云の義にして、風の天の下を行く時は、萬物に觸れ遇ふなり、故に此卦を姤と云、これ大象の例にして、二卦の大象を擧て呼び玉へる一重義なり、其深重の義を示さば、先づ乾を君とし、巽を命令とす、これ乾爲天の純陽の君德盛んに在すより、忽ち下に向ふて一陰の口を開き、盛德仁政の命令を布き施こして、風敎風化を大に天下に宣べ施し玉ふと云の義たり、故に天下有風とは、風敎德化大に天下に行なはしむべしと云の義にして、君上仁德の命令を天下に布施すのことなり、是故に后以施命誥四方と云、

【象】天は乾の象、風は巽の象、后は乾の象、命は巽の象、施は乾の象、誥四方は天の下に風有るの象、

初六、繫于金柅、貞吉、有攸往見凶、羸豕孚蹢躅、

【音】柅、尼上聲、絡絲柎、羸、音纍、瘦也、疲也、蹢、音擲、躅、直錄切、跳躑也、

【釋】此爻の辭は三節として見るべし、先づ初より貞

て、これ年齢の壯んなるの義有り、又一陰爻に即て云ふ時は、今は最下に居る一陰にして、尤とも微弱なれども、其意念には、終に五陽剛をも消し上つるの勢ひを含めり、故に女壯と云、又一陰の女子を以て、五陽の男子に相遇ふ、これ不貞淫行の壯になる者たり、已上の諸義、皆共に女を娶とるに利しからざる所以の者たり、故に女壯勿用取女と云へり、

【象】巽を長女とすこれ女壯なるの象、女は一陰の象、又巽の象、取は五陽一陰の象、用も勿も共に乾の象、

【彖傳】姤、遇也、柔遇剛也、

【釋】姤は遇也とは、これ字釋にして、卦名の義を明し示し玉ふなり、柔遇剛とは、彖の辭の女壯と云の釋と、卦名の義とを兼せ釋し玉へり、先づ卦名釋の義に就て說く時は、姤と云は、遇と云ふことなり、これ思ひがけ無く、卒然と出遇ふことなりと云の義たり、又彖の辭の釋に就て說けば、女壯なりと云は、一陰の女子を以て、五陽の男子に遇ふ、これ不貞淫行の壯になる者なりと云の義なり、これ卦象を以て、卦名と彖の辭とを兼せ釋し玉へるなり、

【象】柔は初六一陰の象、又巽の象、剛は五陽の象、又乾の象、遇は卦名の義、

勿用取女、不可與長也、長、上聲、

【釋】それ初六の一陰最下に居る、これ卑賤微弱たるが如き者なれども、其底意には、終に五陽剛を剝し盡さんとす、其姦邪の壯んなる者たること知りぬべし、これ與に長ぜしむべからざる者たり、豈これを娶るべけんや、故に不可與長也と云、已上にて、彖の辭の釋は了れり、

【象】不可與長は、一陰微弱なるも、後卒に五陽を剝せんとすと云の、垂戒の意象、又消長生卦の象、

天地相遇、品物咸章也、剛遇中正、天下之道大行也、姤之時義大矣哉、

【釋】上文にて彖の辭の釋は已に成りぬ、此章は姤の字の義を取て、汎く君子への敎へを說き玉ふ、必ずしも、彖の辭の意を溷して觀ること勿れ、それ天地陰陽の二氣も、交はり和せざれば、其功用を施し生ずるこ

縮て足恭せしむるに至らしむ、自ら謂らく、天下に又恐れ憂ふること無しと、意氣揚揚つて自負し自得す、然れども衆陽の君子等、國家の傾覆を、坐し視るに忍びず、これを王庭に告し請て、王命を以て國の憲を正しくし、公明正大の誅戮の斧鉞の、其身に臨むの時に至つて、上六の小人、遽驚狼狽て、號び泣き、狂ひ奔ると雖、及ぶべからず、終に身も家も共に滅亡するの凶に至るのみ、故に无號終有凶と云、

【象】號は兌の象、无は乾の象、終も乾の象、又无號終有凶とは、佞を以て恩寵を得て、威權を擅にして、終に君子の誅を被むるの意象、

【爻傳】无號之凶、終不可長也、

【釋】凡そ陰邪小人の、一旦時を得て、暴逆を擅にするとも、豈これ長久の道なるべけんや、故に終不可長也と云、此終の字、大眼目所たり、此傳の辭の義は、屯の上六の傳の、泣血漣如、何可長也、豫の上六の傳の、冥豫在上、何可長也、中孚の上九の傳の、翰音登于天、何可長也と云等の意と同義たるなり、

【象】終は上卦極の象、又乾の象、不可長は、消長生卦の象、

【姤】䷫〔巽下乾上〕

【音】姤、古候切、候韻、見母、去音遘、遇也、不期而會曰遇、餘詳見善工利器、

【釋】此卦は十二消長の一にして、純陽の乾中へ忽然として、一陰始めて來り遇ふ、故に姤と名く、象傳に柔遇剛と云、これなり、又一陰を以て五陽に相遇ふの象有り、故に姤と名く、又天の下に風有るの象有り、それ風の、天の下を行く時は、萬物に觸れ遇ふ、故に姤と名く、大象に天下有風姤と云、これなり、又風の天に相遇ふの象有り、風は本地氣の天に上れる者たり、是を以て易の體圖、巽風乾天相竝べる者、これなり、故に姤と名く、

姤、女壯、勿用取女、取、音娶、

【釋】此卦は、陰陽相遇ふの象なるを以て、女を娶ることを云へり、さて卦を以て云ふ時には、巽は長女にし

敎へ戒めて、夬夬、中行无咎と云、それ夬夬无咎と云へば、夬るべきを夬らざれば、咎有ること必せり、これは一旦前に其小人を寵愛せしこと故に、其辭の中に警戒の意を含めり、故に爻の傳にも、中未光也と警しめ玉ふ、兩聖人の微旨を仰ぎ察しつべし、

【象】陸は高き原にして、乾の象、莧は山羊にして兌の象、中行は九五の爻の象、咎も无も、共に乾の象、

【爻傳】中行无咎、中未光也、

【釋】九五の君、上六と陰陽密比して、其佞言美語を甘んじ、容用ひさせ玉へるより、恩寵を擅にして、威を振ひ權を逞ましくせり、是を以て、六四執政の大臣さへも、此上六の小人を畏怖るまでに至ること、實に國家の大蠹蠱にして危殆の兆なり、故に衆陽の君子等、これを見るに忍びずして、終にこれを王庭に告し上げて、決り去らんと請ふことなり、こゝに宗廟神靈加護厚くして、幸に君上の剛健中正の德在るを以て、克くこれを聽容れ玉ひて、これを逐ひ斥ぞけ玉へり、然りとは雖、唐の玄宗の楊貴妃に因て國家を失なひ、蜀の邊鄙に御幸なるほどの時に至つても、尙貴妃を舍玉はざりつるを、警衞の軍卒等の御駕を遮ぎつて、是非共に貴妃を戮し玉はずば、もはや御衞りは致さず、皆々これより退散すべしと强て嗷訴致すにつき、其勢ひ已ことを得ずして、これを放ち玉ふ如く、此九五の君も、上六の小人に情愛戀々として、斷割に忍びざらんことを恐れて、周公の中行ならば无咎と云の辭には、今までも咎有りしことは勿論、此已後とても中行ならざれば咎有ると云の警戒たるを以て、孔夫子の傳にも、中未光也と釋し玉ふ、これ中德は具有し玉へども、日新琢磨功業薄き故に、其德の光り大ならざるとの警戒たり、

【象】中は九五中行の象、光は乾の象、又未光は上卦の兌は、乾の一剛缺けたるの象、

上六、无號、終有凶、

【音】无、莫勿同、禁止之意、號、平聲、大聲叫喚也、

【釋】上六陰柔不中の小人、高く上爻に居て、九五の君と陰陽密比し、兌の口の主たるを以て、甘言佞語を以て、君に媚び諂らひ、寵恩を擅にし、重陰の姦邪を以て、威を振ひ權を弄し、九四執政の大臣をさへ、畏

へより進み驅るの象、言は坎の象、聞は坎の象、信は坎離乾の象、不ㇾ信は不中正の象、又不信は、兌の象、これ卦體背けて答へざるの象、困の象の辭の有ㇾ言不ㇾ信と同象、口傳、

【爻傳】其行次且、位不ㇾ當也、聞ㇾ言不ㇾ信、聰不ㇾ明也、

【釋】九四執政の大臣、陽剛の才有りながら、今國家の大事に臨んで、因循として次且する者は、其陰位の志氣萎弱が故なりと云の義を、位不ㇾ當也と釋し玉ふ、又乘陽の君子、今大義の善言を以て、九四に勸むると雖、上六の小人に畏怖れて、聞入るゝこと能はざることは、これ平日に、道德の大義を聽學ぶことも無くして、徒らに怯弱の志氣を、養ひ爲せるが故なりと云の義を、聰不ㇾ明也と釋し玉へり、

【象】位不ㇾ當は、九四不中正の象、聰は坎の象、不ㇾ明は變體中卦の離、將に爲んとして、未ㇾ爲の象、

九五、莧陸、夬夬、中行无ㇾ咎、

【音】莧、六書正譌、胡官切、音桓、上從ㇾ𦫳、是羊頭、角、而大形者、

(校者云、羊原本作ㇾ芊)非ㇾ艸頭、下從ㇾ見、如ㇾ兎字、非ㇾ見字、蓋山羊細角、而大形者、

【釋】莧は山羊の細き角にして、形ち大なる者たり、羊は外質柔弱にして、内性狠り戻れり、これを食へば、其味甚美き者にして、これ上六の爻兌の口の主にして、佞辯甘語を以て、人主に食はしめ、其内性は甚だ戻け狠れるの小人に喩ふるなり、陸とは、高き原にして、上爻の象なり、今上六は、陰柔不中にして九五の君に密比し、兌口の主たるを以て、甘言美語を以て、君に媚び諂ふの姦人たり、固より上位に居て君邊に近侍し、君意を能く得たり、故に莧陸と云、さて此卦中に唯一陰爻のみ、九五に密比す、固より九五も兌の和說の卦體に在るが故に、一旦は上六と陰陽親比し、其甘言を信じ受玉ひ、寵恩は並ぶ者も無く、國家の勢ひ巳に危ふかりし所に、幸に九五の君、剛健中正の德有るを以て、かの上六の佞邪姦曲たることを悟り省りみて、これを禦ぎ斥ぞけて、其佞人の語を容用ひ玉はず、卒には、これに害比して、他を決り去ることを爲し玉ふなり、然れども、其一旦の愛に因て、猶因循姑息して、其決り去らざらんことを恐る、故にこれを

レ前貌、或作䟶跙趑趄、竝同、下姤卦同、

【釋】臀とは肌肉たり、今五陽を以て、一陰柔を決り去らんとするの時に當つて、九四は陽爻たれども、陰位に居るを以て、才有れども志弱き者たり、故に進み行くことを恐怖て、止り退ぞかんと欲すれば、内卦の三陽爻上り進んで、後へに逼る、是を以て止り居ること能はず、假令ば臀の膚肉無くして、安處し難きが如し、又進み行かんと欲すれども、志弱きが故に、敵を畏るゝこと甚しくして、次且たらざることを得ず、故に臀无レ膚、其行次且と云、それ九四は、執政の大臣たれば、これ宜く衆陽を帥ひて前進べきに、其志惰弱して、進むことを得ず、これ悔有る所以なり、かゝらん時に當つて、其怯臆者に、一術を教へ示させ玉ふなり、先づ今九四たらん者をして、かの羊を牽く者の方に倣はしめて、衆陽爻の後へに従ふて、進ましむる時は、其志柔弱なりと雖、前に衆陽の在るを以て、尙前み行くことを得べしとなり、かの羊は其性狠戾にして、前より牽くときは、狠り退て前み行かず、後へより驅るときは、能く前み行く、故に其義を假へて九四に教ゆ、九四敵を畏怯弱して、進まざる時は、悔有るなり、假令へ衆陽の後へに従ふてなりとも、進み行く時には、其悔亡ぶることを得べきことなり、故に牽レ羊悔亡と云、さて此爻の辭の實意は、九四執政の大臣たれども、其志氣萎弱にして、上六小人の君寵を得て、威權を逞ましくするに畏怖して、衆陽の上六を誅すべきことを、いろ〳〵に勸め諫むと雖、怯臆強くして敢て其言を信じ受くること能はざることなり、これ言を聞くことの聰ならずと云べし、故に聞レ言不レ信、と釋し玉へり、

○按に此卦を顚倒すれば、此爻は即ち姤の三となるなり、故に此爻と姤の三と、其辭略相同じ、これ猶損の五と益の二と、顚倒卦たると同例たり、

【象】臀は九四の位の象、●按に易中に臀を云へる者三つ、困の初六、姤の九三、此爻と、これなり、凡そ人居る時は、其臀下に在り、行く時には、身の中位に在り、困の卦は、盆栽の木の象にして、居て困しむの義たり、故に初六に臀を云へり、又此卦と姤とは、共に進み行くの義有り、故に中位の三四に臀を云へり、无レ膚とは、九四陽爻骨のみにして、肉無きの象、又乾の象、行も乾の象、次且は九四陰位にして進み難きの象、羊は兌の象、牽は坎の象、又牽羊は、兌の羊前み行ば、乾剛後

故なり、凡そ爻を以て爻を害することは、應比の位よりすること、これ易の通例たり、其害應害比の例は、往々前後に見ゆ、さて五陽同じく進むの中に、九三獨り上六に害應たり、故に獨行と云、雨とは、易の例陰陽の相和合するを云、九三上六は、本陰陽の應位たり、故に遇ㇾ雨と云、固より、此卦此爻にては實に應じ和すると云の義は無けれども、陰陽の正應なるを以て、諸餘の衆陽爻よりは、これを疑ひ思ふことなり、若ㇾ濡とは、三と上と相交はり和するの親しきが如くの形様なり、雨と云よりして濡ゝと云の字を出せり、有ㇾ慍とは、衆陽に疑ひ慍らるゝを云、假令へ衆陽に疑ひ慍らるとも、九三は固より上六に應じ和するのことは決して無く、卻つてこれに害應するの位にして、卒には決り去るの主たれば、其後暗き私暱の咎は、無きことなり、故に獨行遇ㇾ雨若ㇾ濡、有ㇾ慍无ㇾ咎と云、

【象】頄は兌を口とし、乾を骨とす、乾の骨、兌の口の傍らに在る、これ頄の象、又九三の象、又乾の象、壯は夬又大壯の義を兼ぬ、又壯ニ于頄ㇾは、九三乾剛の極に在て、過剛不中の象、君子は、九三人位の象、又乾の象、夬ㇾ夬は卦の義、獨行は五陽の中、九三獨り上六に應ずるの象、遇ㇾ雨は三と上と陰陽相應ずるの象、濡は九三上六に交はるの象、又雨も濡も、共に重兌澤水の象、慍は乾の象、咎は乾の象、无は乾の象、

【爻傳】君子夬ㇾ夬、終无ㇾ咎也、

【釋】九三は過剛不中なるの上に、上六の一陰と應位たるを以て、衆陰爻よりは、三と上と陰陽相應じ、親和して濡るが如きなどゝ疑ひを受くると雖、九三本剛直の性にして、上六を憎むこと甚しく、これに害應して、夬るべきを夬るを以て、終には其疑ひを、雪して、咎無きに至ると云の義を、君子夬ㇾ夬、終无ㇾ咎也と云、

【象】終无ㇾ咎は、敎戒の意象、又終も咎も无も、皆乾の象、

九四、臀无ㇾ膚、其行次且、牽ㇾ羊悔亡、聞（善）言不ㇾ信、（受）

【音】臀、音屯、尻也、次、音咨、且、音苴、次且、欲ㇾ行不

以て假令莫夜深更に戎事の夜討朝がけなど有りとても、驚き恤ふること有ること無し、故に惕號莫夜有戎勿恤と云、

【象】惕は九二中を得て陰位に居るの象、又乾の象、號は兌の象、莫夜は、乾を戌亥の時とするの象、又革の離日兌方に沒するの象、變體、戎は乾の象、恤は乾の象、勿も乾の象、

【爻傳】有戎勿恤、得中道也、

【釋】九二は初九の輕忽躁進なるとは異にして、よく前後終始を愼れ計るを以て、莫夜不意の變有りとも、預備の防禦有て、憂恤無き者は、中道を得て、剛柔節に中れるを以てなりと云の義を、得中道也と云、

【象】得中道とは、九二中正の象、又得は乾の象、

九三、壯于頄、有凶、君子夬夬、獨行遇雨、如濡、有慍无咎、

【音】頄、音求、頬間之骨、慍、於問切、怨也、恨也、又含怒也、

【音】今五陽を以て一陰を決り去るの時に當つて、九三は過剛不中にして、乾進の卦極に居る、これ進むに鋭尖なる者たり、是を以ての故に九三上六を決り去らんと欲する情、顯然として顏色に露はる、故に頄に壯んなりと云、これ九三の短慮性急にして其忿怒の猛きを、忽ちに面色に發するを云へり、それ兵事は、機密を貴ぶ、九三忽ち其忿怒を面に發見ば、敵必ず其機を察して、守禦の防備を設け、卻つて姦謀をば回らして、これを決り去り難きのみならず、大に君子を暗弄すこと有る者なり、故に壯于頄と戒め玉へり、係辭に、幾事不密則害成と云へるも、これらの謂なり、君子とは、九三の爻を指す、五陽爻の中、獨り九三のみ、君子と稱することは、九三は上六の應の位にして、これ上六を決り去るの主たればなり、且つ上六の小人に對して、應の位なれども、これに害應して、和し同くせざるの義を示せり、夬夬とは、上六を決り去るを云、其夬夬と疊ねたる者は、夬の卦にして、九三決り去るの主なる故なり、猶謙の初六の謙謙と云と同例たり、又五陽爻の中、九三を以て決り去るの主とすることは、上六と害應の爻たればなり、さて九五にも亦夬夬と云へるは、九五も上六と害比の爻たる

壯んなりとは、身を進むるに壯んなるを云、それ上六を決ることは、五陽君子の同く共に願ふ所なるが故に、初九の進むを敢て咎むるには非ざれども、若し遽て丶苟且に事を起し、上六を決り得ざるときには、大なる害を生ず、これ大に、咎有ることを免かれざるなり、故に往不レ勝爲レ咎と云、これ血氣に躁て專進なるを深く戒しめ玉ふの辭なり、

【象】趾は初爻の象、前は初九陽爻陽位に居て、中ならざるの象、又乾の象、又初九乾の體に居て趾の位に居るの象、壯は大壯の義を存せるの象、往は乾の象、不レ勝は巽を不レ果とするの象、咎は乾の象、

【爻傳】不レ勝而往、咎也、

【釋】それ上六の一陰は、高く卦極に在て、九五の君に密比し、君寵を固くし、威權を擅にするの姦佞たり、これ社鼠城狐の勢ひにして、五陽の君子心を合し力を與してだに、猶終始を計り、前後を察して、事の宜きに適ふて、これを決り去らんとするほどのことなり、然るに初九は、固より上六の應にも非ず、比にも非ず、徒に己が陽爻乾進の性を以て妄りに躁ぎ進んで、これを決り去らんとす、故に孫子始計篇曰、夫未レ戰、而廟算、勝者得レ算多也、未レ戰而廟算、不レ勝者、得レ算少也、多レ算勝、少レ算不レ勝、而況於レ無レ算乎、又謀攻篇曰、知レ彼知レ己、百戰不レ殆、不レ知レ彼而知レ己、一勝一負、不レ知レ彼不レ知レ己、毎レ戰必敗、此初九は實に無算血氣の勇にして、其敗北の機は、早已に見ゆ、故に聖人これを戒しめ敎へ釋して、不レ勝而往、咎也と釋し玉へり、

【象】不レ勝は巽を不レ果とするの象、又初九上六に應比無きの象、往は乾の象、咎は乾の象、又坎の象、變體似體、

九二、惕號、是故 莫夜有レ戎勿レ恤、

【音】號、平聲、告戒也、莫、去聲、暮同、勿、无同、

【釋】今五陽並び進んで、一陰を決り去るの時に當つて、九二は乾體に居て陽剛たれども、中を得て又柔位に居る、是を以て輕躁鋭進の失有こと無し、これ事に臨んで惧れ、好謀りて爲すと云の旨にも適へる者にして、常に事の不虞を惕れて、預じめ衆陽剛に號はり戒しめて、其防禦を嚴しくして用心堅固の者たり、是を

卦たり、其四陽なるだに陽の勢ひ大に壯んに充ち滿るとて、大壯と名けられて、其進むことを强く戒しめ、嚴しく制し玉へり、況んや此卦は、一陰五陽たれば、これ陽剛の勢ひ、十二分に餘つて、其汎濫沸溢言ふべからざるの勢ひたり、此故に其汎濫衝突する所の水勢を、便宜の低下處へ決り去るを以て、卦名とせり、これ上に汎濫沸溢する所の富貴恩澤の水氣を、下萬民へ決り予ふると云の義を喩へ敎へて、施レ祿及レ下と云へり、さて此時に當つては、德有り功有る所の君子、自己德有り功有りとして、其德其功に伐るの意念有り、或は爵祿を加增し、昇進を望み求め自分の利得を計るときには、必ず衆人これを忌嫉んで、却つて災害に遇ふことなり、これ第一に上に餘れるを決り下して、下に施こし及と云の卦の時命に違ひ、名敎の上に、富めるに繼がざれと云の旨に悖ればなり、古今和漢の靑史を閱よ、功有り德有るの人、其功德に矜り、自德のみを計りて、衆人これを忌み嫉むより、遂に災害に遇へること、數ふるに遑あらざることなり、故に聖人此義を深く憂へて諄々として敎へ戒しめ玉ふて居レ德則忌と云、

○按ずるに謙の大象に、地中有レ山、大畜の大象に、天在二山中一、此大象に、澤上二於天一と云の類は皆意象の例なり、

【象】澤は兌の象、天は乾の象、上るは上六の一陰兌の主爻、卦の極に在るの象、又乾の象、施レ祿及レ下は、上の有餘を夬り下して、下に施すと云卦名の義、又施も祿も乾の象、德は乾の象、忌は乾を觸犯するの轉象、

初九、壯ニ于前レ趾、往不レ勝爲レ咎、

【釋】此卦は消長の一にして、元來大壯の上に、又一陽爻を長じたるの卦象たるなり、是故に六爻中多く大壯の義を兼ね帶びて說玉へるなり、前とは、進むの義にして、大壯に又一陽剛が增し前めりと云の義を兼ねたり、さて初九は、趾の位に當つて、陽剛にして、乾の進むの一體に居れり、これ進むことに專らなるの爻象とす、今五陽同く進んで一陰を決り去るの時にして、初九は其始めに居る、これ衆陽の中にても最も先に進んで上六を誅せんと欲する者たり、故に壯ニ于前レ趾と云、趾は、身を進むる所以の者にして、趾に

告自邑、不利即戎、擅所尚兵乃窮也、

【音】尙、音償、加也、

【釋】上六の姦人、君の寵に伐り、威權を擅にするの餘りには、命を矯詐はつて、告命を邑里より出すと云の、暴行横邪なるに至るとも、君子これに激怒して、擅に干戈を動かし、兵戎を加ふること勿るべしとなり、若し兵を擅にする時には、小人より先きに、君子却つて擅兵の罪首となることなり、これ最も愼しみ愳るべきの最一たることなり、故にこれを戒しめて、所尙乃窮也と釋し玉へり、

【象】所尚乃窮とは、敎へ戒しめの意象、

利有攸往、剛徳長、乃柔自終也、長、上聲、

【釋】それ夬の時に當つて、五陽の君子、一陰の擅寵姦佞の小人を夬り去らんとすること、これ苟且にも輕く易くすべからざること勿論たり、然ればとて小人の國を傾むけんとすることを見ながら、因循姑息にすべからず、今決の時に當りつれば、須らく同德誠忠の君子、能く愼しみ能く謀つて、誠忠を抽んでゝ、これを王庭に告し上げ、公明正大に其罪狀を糺し明して、王命を以て王の憲を正し、以て正大の國誅を加ふる時には、小人の姦佞なるといへども、其手足を措くに處無からんなり、此の如くに陽剛の君子、其德義を正大に盛んにし長ずれば、柔陰の姦佞小人、自然に終り消すると云ふ義を、剛長乃終也と釋し玉へり、終るとは、小人の自然に罪に服し決り去らるゝの義なり、

【象】剛長は消長の義にして、五陽長ずるの象、終は消長の義にして、一陰夬り去らるゝの象、長も終も共に乾の象、

【大象】澤氣上於天、夬、君子以施祿及下、自居功德則忌、

【音】上、上聲、升登也、施、去聲、施予也、忌、去志聲、憎也、嫉也、

【釋】此卦乾を水氣とし、兌を水とす、是水上に水を加ふるの義にして、即ち洪水蕩々として、陵を懷み天に滔るゝの勢ひなりとす、故に澤上於天と云、澤とは、澤の氣にして、即ち水氣なり、それ大壯は四陽二陰の

【彖傳】夬、決也、剛決柔也、健而說、決而和」、

【釋】夬は決也とは、これ音釋義釋なり、剛とは五陽爻を指せり、柔とは上六一陰爻を指す、言ふ心は、五陽の剛きを以て、一陰の柔きを決し去るの義なりとなり、これは全卦を以て卦名の義を釋し玉ふなり、又對體の象を以て見れば、乾の健にして、兌で說ふと云の象有り、これは譬へば、兌澤の陰の水の、汎濫衝突して、陵を懷ね天に滔るの勢ひならんを、其便宜の方にこれを道びき決りて、而して後に人皆和樂すと云の義を以て、卦名の義を釋し玉へるなり、故に健而說、決而和と云、

【象】剛は五陽爻の象、柔は上六一陰爻の象、決は卦の義、又乾の象、健は乾の象、說は兌の象、和は兌の象、

揚于王庭、柔乘五剛也、

【釋】五の剛とは、九五の爻を云、それ上六一陰の小人、高く上位に居て、巧言令色を以て、九五の君に密比し、寵愛信用せられて、威權を弄する故に、先づ其小人の罪惡の狀を、王庭に公言して、君及び天下の人に、其罪惡を知らしめて、而して後に公明正大に、其罪を誅すべしと云の義を、柔乘五剛也と云、

【象】柔は上六の象、五剛とは九五の象、乘とは上六九五の上に乘るの象、

孚號有厲、其危乃〔其徳〕光也」、

【釋】それ君子の世に處るや、平居無事の時と雖、畏敬の心を具授して、假初にも放肆なること有ること莫きこと勿論たり、況んや今一陰の小人、君寵に伐り威權を弄す、豈これを容易きと侮慢こと有るべけんや、故に其同志の君子と、相共に謀つて、終始を慮り、時變を察し、戰々兢々として、惕れ危ぶむべし、これ所謂事に臨んで懼れ、好く謀つてこれを爲んと曰へるの旨たり、それ此の如くにして、君子の德光大にして、能く小人の不德を制すべしと云の義を、其危乃光也と釋し玉へり、

【象】危は乾の轉象、光は乾の象、

【音】揚、音陽、擧也、顯也、號、平聲、大呼也、告音誥、

【釋】先づ此卦は、十二消長生卦の一にして、五陽を以て一陰を決し去るの象たり、故に人事に推す時には、五人の君子、一人の小人を決し去るの義とす、それ五陽の君子を以て才に一陰の小人を決し去ることとなれば、誰も最容易かるべきことの如くに意はるれども、これ大に否らざることなり、其故如何んと推に、先づ此一陰の小人、高く上爻に位せり、これ巧言令色を以て、深く固く九五の君に密比して、能く君の心腹を得て、寵愛殊に甚しき者たり、これ所謂社鼠城狐なる者にして、苟且にも容易除き去ること難し、且つ其小人の姦巧黠悧謀詐敏慧なること、君子に萬萬勝れたる者なり、是故にこれを處せんの方は、先づ其小人の罪狀を具に王庭に揚げ發露して、これを披露して、其罪の次第を偏ねく公明にすべし、さて孚信の忠誠を以て同志の君子言合せて、相聚つて連署して共に公所に告げ上つて、これを誅戮すべしとなり、故揚于王庭孚號と云、それ今五陽の誅戮せんとする所の者は、僅に一陰の小人たりとは雖、其小人の身は、高く高位に居て、君上に密比す、これ君寵を固くして威權を擅にせるの者たり、其黨必ず廣く多き者たれば、君子に於て卻つて危ぶみ、怖れ無きこと能はじ、切に宜く相戒しむべしとなり故に有厲と云へり、さて右の一陰の小人、君寵に伐り、威權を、弄するの餘り、君命を矯て擅に詔命なりと詐つて、私の邑より出すこと有る者たり、其時の君子等、それに怒つて、王庭に訴へずして、決して私に干戈を動かすこと勿るべしとなり、若し私に干戈を搖す時には、卻つて矯制擅兵の罪を得て、君子等卻つて反逆の名を蒙むることとなれば、これを戒しめて、告自邑、不利即戎と云、利有攸往とは、其其小人の姦惡の罪狀を公庭に發揚して、君上及び天下の人に其罪惡を知らしめ、君命と天下の人とを以て、其罪惡を誅すべしと云の敎へたり、必竟の主意は、小人如何樣の罪惡たりとも、これを公明に糺正して、私に忿の作用有ること勿れよとの旨也、

【象】王庭は九五の象、揚は上六九五の上に揚れるの象、又王庭は乾の象、孚は乾の象、號は兌の象、厲は乾の象、告は兌の象、邑は上六の一陰坤の屬の象、戎も即も共に乾の象、往も利も共に乾の象、

益すことは爲ずして、自家を益すのことのみを貪り求む、故に莫益之と云て、以て益を求むるの罪を見はし玉ふなりと云の義を、偏辭也と釋し玉へり、偏辭とは、猶反語と云が如し、上を損して下を益すの時命に反して、上九卻つて自家を益さんとす、故に下も亦上九に反して、これを益すこと莫きと云の義たり、固より上九不中正にして、益の極に居りて、下を益ずして自家を益さんとす、乃ち人も亦これを益ざるのみには非ず、卻つてこれを擊たんとす、これ自業自得果なりと云の意を、自我致也と釋し玉ふなり、

【象】偏とは反の義にして艮の象、辭は全卦離の象、自我致とは、上九不中正にして、上を損し下を益すの時に違ふて、自益を求めんとして、此患難を致し來る自作自受の象、又我は上九の象、又艮の象、致は震の象、

【夬】䷪〔乾下兌上〕

【音】夬古穴切、屑韻、見母、入音玦、決同、決去也、決斷也、餘詳見善工利器、

【釋】夬は決るなり、決るとは、汎濫の水を導て、流通せしむるの謂にして、又決斷するの義あり、此卦消長生卦にして、五陽進長じて、一陰を決し去り、五人君子、一人の小人を決し去るの象、故に夬と名く、又乾の至つて剛き者を以て、兌の至つて弱き者を決し去るの義有り、故に夬と名く、已上の二象は、共に決し去り易き者に就て云へるなり、又健やかにして說ぶと云の象有り、これ二卦對體の象なり、凡そ人健かにして其道を兌ぶ時には、一たび決して道に進むべし、故に夬と名く、彖傳に健かにして而說と云、これなり、又兌澤乾天の上に上るの象有り、それ澤は低下に在るべきの者たり、今上つて天の上に在り、これ必ず潰え下るべき者とす、これ實事に就て說く時は、澤豈天に上るべき者ならんや、これ姑らく卦上に即て意象を取れるなり、故に夬と名け玉へり、大象に澤上於天夬と云、これなり、

夬、揚于王庭、孚號、有厲、告自邑、不利即戎、利有攸往、

徳、大得民志也、

【訂】通本、之也、譌作之矣、今復正、

【釋】九五、剛健中正の君、今下の益すの時に當つて惠仁有ること誠實ならば、其大善の吉たること、問に及ばざることとなりと、深く其仁惠の徳を稱讚して決著し玉ふて、勿問之也と、一の也の字を下して、其語を決定し玉へり、大得志とは、大に民の志を得ると云の義なり、

【象】大は坤の象、志は震の象、得は艮の象、

上九、莫益之、或擊之、立心勿恒、凶、

【音】莫、勿、共に无に同じ、

【釋】上九は不中正の志行にして、上を損して下を益すと云の時に當つて、其身は益の全卦の極に居つて、道を失ひ利を貪るの念甚し、故に下に益すのことは謀らずして、一に己が利益のことのみを求め貪る、これ時に悖り、道に逆ひ、人に背けり、是故に人も亦上九を益す者有ること無くして、卻てこれを寇として擊つ者有るに至ることとなり、故に莫益之、或擊之と云、凡そ人の利を貪ることの甚しき者は、進退共に皆利に由らざること有ることとなし、これ所謂不仁を恥ぢず、不義を畏れず、利を見ざれば勸まざる所の小人たるなり、是故に其心志變動して定まれる所有ること無し、これを恒無きの人とす、それ人として常の徳を失なへる者は、其凶たること知ぬべし、故に立心勿恒凶と云へり、

【象】莫益之は、上九不中不正にして、下を益さずして、卻つて己を益さんとす、故に人これを益す者無きの象、莫は艮の象、益は卦名の象、擊は艮手の象、又震の象、心は坎の象、又離の象、又立は震の象、恒は坤の象、勿は艮坤の象、

【爻傳】莫益之、偏辭也、或擊之、自我致也、

【音】偏、與翩反翻通、偏辭、猶曰反語、

【訂】通本自我致、作自外來、自六二傳溷譌、今復正、

【釋】上九不中不正にして卦の極に居て、今上を損して下に益すべしと云の時なるに、これに反して下を

は五と四と陰陽親比の象、又巽の象、依は益の義より轉ぜるの象、又巽の象、國は坤の象、遷は震の象、利も用も、共に震の象、

【爻傳】告公從、以益九五之志也、

【釋】六四柔正の宰相中行の德を以て、九五剛中の君に正しく比し上つり、大に下民に益すこと有る攸の、至治の仁政を告し上げて、悉くに聽しめし納させらるゝ者は、これ聖德至仁の君上の、睿慮を益し上つるを以てなりと云の義を、以益志也と釋し玉へるなり、

【象】志は震離の象、益は卦名の象、

九五、有孚惠心、勿問元吉、有孚惠我德、

【音】惠、胡惠切、去霽慧、仁愛也、恩澤也、賜賚也、

【釋】それ今上を損し、下を益すの時に當つて、九五の君は、剛健中正の德在まして、孚信誠實あらさせられ、能く己を省りみ、華靡を殺て、一に下民を益し厚うすることを專らと爲させ玉へり、それ君上の能く惠心有て、兆民を益し厚くし玉ふこと是の如くぞならば、これ所謂菲飲食而致孝乎鬼神、惡衣服而致美黻冕、卑宮室而盡力乎溝洫と云へるの意味にして、君德の最上にして少しも間然すべき所有ること無く、實に神禹の德位たるなり、其大善の吉たること、亦問ふことを須たずして明白たり、故に有孚惠心勿問元吉と云、『それ君上の德、已に此の如くぞならば、下民の其君德を恩澤仁惠として仰ぎ戴き上らんこと、孚有て違ふこと無しとなり、これ君上にしては德なり、下民にしては惠なり、我とは、九五のことなり、故に有孚惠我德と云へり、

○按ずるに有孚の字を、違ふこと無しと云の義に訓することは、大壯の初九に、征凶有孚、同傳に、其孚窮也、革の九五に、大人虎變、未占有孚、泰の六四に、不戒以孚、未濟の上九に、有孚失是等の例なり、

【爻傳】有孚惠心、勿問之也、惠我

は震の象、公は九五の象、圭は震の象、封は坤土と震行との合象、用は震の象、

【爻傳】益用凶事、其罪彼固有之也、

【釋】六三陰柔不中正にして、固より其凶事の罰を受くべき所の愆咎有ると云の義を、固有之也と云、之とは、罰を受くべき所の罪愆を指せり、

○按ずるに此傳は、單に六三陰柔不中正の小人の一柱の釋にして、中行君子の一柱は、釋し玉はざるなり、

【象】固有之は六三陰柔不才不中正なるの意象、又固も有も共に艮の象、

六四、中行告公從、利用爲依遷國、

【音】行は發平發去の兩音、告は入聲、依は音衣、倚也、頼也、

【釋】六四は柔正を得て宰相の位に居り、殊に能く中行の道を以て公に告して其言能く聽從がはる、故に中行告公從と云、それ今下を益すべきの時に當れば宜く下民を賑はし益して、國の本を強くすべし、下民の疾苦する所あらば、須らく速かにこれを救濟て安からしむべし、常に民をして凍餒の患へ勿らしむることを念とすべし、これ宰相の職なり、任なり、それ國を開らき民人をして安堵ならしめ、贍はし益して繁昌ならしめんことは、國都の其處を得るに在り、もし國都其處を得ざるときは、民依り賴む所を失ふことなり、固より國都を建ることは、民をして各便宜有て、其居に安堵せしめんことを欲することなり、故に苟も其國都に於て民の不便宜なること有て、各其居に安堵せざるの所有らば、宜く其時宜に中して、國都を遷して、下民をして各安堵することを得せしむべし、これ下を益すの最も大なる者たり、故に利用爲依遷國と云へり、

○按ずるに三皇五帝より三代の間までも、屢國都を遷されたることとなり、これ深き旨の在ることなるべし、それ陵谷の變遷、水草の轉移は、これ天地の常なれば、豈一に拘泥して時中妙用の幾を失ふことあるべけんや、

【象】中行は六四全卦の中爻の象、公は九五の象、從

【音】告、入聲、自レ下告レ上也、行、平唐音航、又下更切、去聲、二音二義、

【釋】此爻の辭は、雙關體にして、二柱を建てられたり、先づ其一柱に、六三陰柔不中正にして、內卦震動の極に居て、妄りに動て益を求めんとす、これ道を失なへるの甚しき者と云べし、然れども益の時なるが故に、益ざることを得ざることなり、是を以て、益すに凶事を用てすとも、これを益す者に於て咎有ると無しと云の義を、益レ之用二凶事一无レ咎と云、凶事とは、罰の謂なり、凡そ功有る者には賞を與へ、罪有る者には罰を與ふ、賞は吉の道にして、罰は、凶の道たるなり、

又一柱は、六三よく孚信有て、中行の行ひ有る時は、六四執政の大臣、此六三の行義を、九五の君公に告し上げて、圭を用ふべしとなり、故に有レ孚中行告レ公用圭と云、圭は說文に、圭以封二諸侯一故從二重土一と云へり、さらば圭を用ふるは凶事を用るの反にして、賞を予ふるの義たり、これ六三中行にして孚信有るの君子に待するの一柱たり、

○按ずるに、圭は、篆に圭に作る、封は古文に圭に作れり、字畫尤とも溷似せり、圭恐くは封の字の譌なるべし、且つ此章行封と押韻せり、

蓋し六三不中正にして、妄りに益を求むる時は、これを罰して凶事を用ひ、もし又孚信有て中行ならば、これを賞め用て封ずることなり、さて中行と云は、全卦六爻中の中行にして、三四の兩爻に當るなり、中正の中には非ず、行と云も、六爻行列せるの行と、行實の行との兩義を具へたり、故に行字は、發レ平、發レ去、兩音兩義共に讀むべきなり、固より易中に、中行と云へる者は、此卦の此爻及び六四の爻と、復の六四の爻と三ヶ條のみなり、

○按ずるに一爻辭の中に、小人と君子とを、雙關二柱に設けられたる者は、師の上六に、大君有レ命、開レ國承レ家、小人勿レ用、否の六二に包承、小人吉、大人否、亨、恒の六五に、恒二其德一貞婦人吉、夫子凶、大壯の九三に、小人用レ壯、君子用レ罔、これらの例たるなり、

【象】益レ之は卦名の象、用二凶事一は六三不中正にして、震動の極に居て、妄りに動て益を求むるの象、孚は離の象、變體、似體、中行は六三三陰の中爻の象、又行

【音】享、上聲、貞常恒也、

【釋】今下を益すの時に當つて、六二は柔中の德を以て、九五剛中の君に應じ上つる、是を以て九五の君、六二の忠臣に委ね任して、下を益し治めしむ、六二の忠臣よく君命を行ひ奉つるが故に、或益之と云、之とは、天下萬民を指す、それ上の驕り費へを省き損して、下民を賑はし益す、これ至仁と云べし、此莫大の大功德は、假令十朋の靈龜に質し問ふとも、其善其吉、違ふこと有ること莫しと云ふの義を、十朋之龜、弗克違と云、これ其大善の吉に違ふこと莫しと云の、決定の讃辭たり、それ下民を賑はし益すの道は、固より間斷有ること無く、永久に相續せずんばあるべからざることなり、これ永久常貞にして、吉とする所以たり、故に永貞吉と云、王とは、蓋し周の先王を指せるなるべし、帝とは、上帝を云へり、其意は、周の先王至仁の政を以て、下民を賑はすに方り、蓋し己が誠敬の志と、下民兌樂の情とを以て、これを上帝に享めまつれり、是を以て多福を格せりとなり、故に王用享于帝吉と云、十朋之龜の解釋は、已に損の卦にて釋しつべし、

○按ずるに此爻の義は、升の上六に、王用享于岐山と云、隨の上六に、王用享于西山と云へると、共に同義たり、

【象】益之は上より下を益すの義にして、卦名の象、十は坤艮土の成數の象、朋は離の象、變體、全卦、龜は離の象、弗克違は中孚の卦象、變體、永貞は六二中正の象、又坤の象、上帝は九五天位の象、王は六二の象、これ九五を上帝とするに對して、二を王の位とせるなり、用は震の象、享は二五相應するの象、又震の象、

【爻傳】或益之、自外來也、

【釋】今上を損して下を益すと云の時の道は、外卦九五君上の奢靡を省き損して、以て內卦下民の作業を助け益すに在り、故に自外來也と云、外とは外卦を指せり、

【象】自外來るとは、上を損して下を益すの象、外は外卦の象、來は中卦倒震の象、

六三、益之用凶事、无咎、有孚中行、告公用圭、

卦損の象、又震の象、

初九、利用爲大作、元吉无咎、

【釋】今下を益すと云の時に當つて、初九は、陽剛の才有て、正を得て、且つ成卦の主爻にして、乃ち内卦震の主爻たり、さて下を益すと云にも、二途有ることとなり、假令へば家毎に食を餽り、戸毎に財を予ふるともこれ間斷あつて、始終相續すべきの道に非ず、所謂小惠子子の仁にして、實に下を益す所の大義大道には非ることとなり、かの禹王の九河を決り、后稷の樹藝を致ふるが如きは、これ眞に下に益すことの大なる者たり、これらの旨を會得して、其時處勢ひの宜しきを周旋して、民に益有ることとの大功業を作し始むべしと云の義を、利用爲大作と云、それ能く鉅益有る所の事を作して、下民を富饒ならしむる時には、これ大善の吉にして、咎無しとす、もし否らざる時には、これ益の時の天命に違ふを以て、大なる咎有ることを免かれざるなり、故に元吉无咎と云、

【象】大作は生卦法を以て說く時には、天地交つて草木百物生じ益すの象、又人事を以て說時には、巽を命令とし、震を動くとす、これ上命じて下動き務むるの象、又大は乾坤の象、作は震の象、元吉は初九剛正にして益すの主爻たるの象、又震の象、用は震の象、

【爻傳】元吉无咎、下以厚事也、

【訂】通本、以謂作不、今復正、

【釋】それ益の卦は、下を益すと云の義にして、初九は下を益すの初めにして、成卦の主爻、震の爲ると有るの主爻たり、生卦法を以て見るときには、順卦否の時は、上は乾の富實有餘にして、下は坤の柔弱貧虛たりしが、かの上乾の一陽を損して、坤の初爻へ下し益し玉へるより、坤の陰弱忽ち強く壯んなる者と爲て、各皆震の事業を動き作して、大に厚く富み益したり、故に下以厚事也と云、

【象】下は生卦坤の象、事は事業にして震の象、厚は坤土艮土の象、

六二、或益之、十朋之龜、弗克違、永貞吉、王用享于帝、吉、

更め示し玉へり、それ動くと云は、即ち震雷陽氣の發動にして、巽ふとは、巽風陰氣の流行たり、此風雷の二氣の升降に由て、萬物發生の道、日夜に進み益すこと疆り有ること無し、天施すとは、それ天の德は、始むることを主さどりて、雨露の潤澤、國土に布き施す、これ天氣の下降するにして、生卦法にしては、乾の九四の一陽剛を損し下して、坤の陰虚を賑はし益すなり、人事にしては君上の驕りを損して、下民に施し益すの義なり、又地生とは、地の德は、承ることを主さどつて、艸木百物を生育す、これ地氣の上升するにして、生卦法にしては、否の初六の一陰上つて、上卦乾の陽實の命に承け順ふ、これ猶下民の力を其業に勞して、國事に服從するの義たり、それ此の如くなる時には、國富み民豐にして、君位は上に益し、風化は下に益することなり、故に其益无レ疆と云、无レ方とは猶疆り無しと云が如し、これ益の德を強く稱讃し玉ふの辭なり、凡益之道、與レ時偕行とは、それ道と云の者は、宜く益すべきの時に當つては、これを益すべく、宜く損すべきの時に當つては、これを損すべく、一に其時に從ふを以て義とす、これ時と偕に行なはるべきなり、又行なふべしと云の敎訓たり、これ損の彖傳に、損益盈虚、與レ時偕行と云へると相同じ、互ひに照し、執つて發明すべきなり、

【象】動は震の象、巽は巽の象、日は震離の象、進は震の象、无レ疆は坤の象、天施は生卦乾の一陽剛、下卦初九へ下るの象、地生は生卦坤の一陰柔、上卦六四へ上れるの象、方は坤の象、无は坤艮の象、時は震離の象、行は震乾の象、道は震乾坤の象、

【大象】風雷益、君子以見レ善則遷、有レ過則改、

【釋】それ風雷は、二氣の發行升降にして、損益は道の進退周旋なり、故に君子此卦の象を觀て以て、もの學びんとならば、善を見ること有らば、須らく鞭策て以て進み取るべし、これ益すの方なり、又過失有るに當つては、速かに改革變更して、これを除き去るべし、これ損の方たりと云の義を、見レ善則遷、有レ過則改と敎へ玉へるなり、

【象】風は巽の象、雷は震の象、善は包卦乾の象、遷は卦名益の象、又震の象、過は震の象、改は益の對

限之義、下下之下、上去聲、下如字、

【釋】これは先づ生卦法を以て、卦名の義を釋し玉へるなり、此卦本天地否より交代し來れるとす、否の九四の陽剛を損して、初爻に益したり、これ上を損して下を益すの義なり、それ上の驕りを省き、雜費を損して、其仁澤を萬民に布き施す、これ君德の最上にして、道に於ても德に於ても、益すことこれより大なるは莫し、故に損上益下、民說无疆、自上下下、其道大光と云、以上は卦名の釋たり、

【象】損上益下は、否の交代生卦の象、民說无疆は、即ち卦名の益の象、又民は坤の象、說は離の象、似體又乾の象、包卦、又生卦、无疆は坤土の象、自上下下は益の象、又生卦の象、道は震坤の象、大光は乾坤離の象、

利有攸往、中正有慶、

【釋】中正とは、九五の君、六二の臣、共に各中正を得て、以て昇平至治の德化を相助け益すを云、これ君臣上下相慶び相賀する所以たり、故に中正有慶と云、

【象】中正は二五中正を得たるの象、慶は乾離の象、有は艮の象、

利涉大川、木道乃行、

【釋】凡そ江海大川等を涉らんことは、舟楫の利を得るに非れば涉ること能はざることなり、今此卦震巽二木の利用を得たり、これ木道の行なはるゝなり、故に木道乃行と釋し玉へり、大傳に、舟楫之利以濟不通と云へる、これなり、

【象】木は震巽二木の象、道は乾震坤の象、行は乾と震との象、

益、動而巽、發生之德日進无疆、天施、地生、其益无方、凡益之道、與時偕行、

【音】施、去聲、偕、古諧切、平皆、俱也、

【釋】上文にて已に彖の辭の釋は了れり、此條は、二卦對體の象を以て、これを天地の義に係けて、汎く益の字の道を說て、君子への敎へを垂れ玉へり、此故に此章の首めに卦名の字を再び揭げ出して、文章の端を

り、これ益と恒との名を異にせる所以たるなり、
又問て云、然らば他の天地水火の四卦にも亦損益の義有るべきに、何とて山澤と雷風との四卦に限りて、損益の名を命じ玉ひつることぞや、
答て云、それ山澤は、地に在るの損益の物たり、風雷は、天に在るの損益の象たり、是故に聖人山澤風雷の四卦に即て、損益の道を見はし示し玉へることなり、且つ否の交代生卦法に即て これを說く時は、否の卦は、乾の天上に位し、坤地下に位せり、さて初六の升つて四に居るは、これ地氣の升れるなり、九四の降つて初に來るは、これ天氣の降れるなり、地氣升りて風となり、天氣下つて雷となるなり、是故に天道自然對生圖にては、巽風は、乾天に依り、震雷は、坤地に倚れり、天地の氣相交はりて風雷を生じ、風雷相交はつて草木百物を生じ出すことなり、故に凡そ天地間に在りと有る所の物、皆此風雷二氣の相益すに非る者無し、故に此卦を益と名け玉へることなり、こゝを以て山澤雷風の四卦を以て、損益の名を命じ義を示し玉へる所以の旨を察しつべきなり、

益、利レ有レ攸レ往、利レ渉二大川一、

【釋】有レ攸レ往とは、即ち爲す所有ることにして、此卦は、上を損し、下を益すと云の時たれば、此卦にての爲る所有は、即ち上を損し下を益すのことを行ふなり、又此卦は二五共に中正を得て、君臣相益すの象有り、これ利レ有レ攸レ往なり、故に利レ有レ攸レ往と云、又震を木とし、巽も木とす、凡そ大川を渉り、江海に浮ばん者は、舟楫の利を得るに非れば、渉ること能はざる者なり、今此卦震巽二木の利用を得たり、故に利レ渉二大川一と云、彖傳に、木道乃行と云、これなり、又巽を從ふとし、震を動くとす、これ從ふて動くの象、又巽を風とし從ふとし、震を船とし動き行とす、これ震巽二木の舟、風に巽ふて震き行の義有り、これら共に利レ渉二大川一の義なり、

【象】往も渉も利も、皆震の象、大川は坤の象、

【彖傳】益、損レ上益レ下、民說无レ疆、自レ上下レ下、其道大光、

【音】說、音悦、疆音薑、竟界也、封疆也、无レ疆、無レ際

てか益と名け玉へると云に、これ大に深意の在すことなり、先づ治國の經濟體を以て喩へば、上君主の驕りを損して、下萬民を賑はし恤む時は、其國大に殷富するなり、故に益と名く、彖傳に、損上益下、民說無疆と云、これなり、又人體に即て說く時は、内卦を我とし、外卦を彼とす、これ外を損して内に益し、彼を損して我に益す、故に益と名けらる、又艸木を以て云ふ時には、上枝葉を透し損して、下根に培ひ養ふ時には其艸木蕃茂することとなり、又屋宅を以て云ふ時には、上棟梁椽桷を損して、下柱礎を益す時には、其家基鞏固にして、決して傾き倒れ顚覆するなどの患へ有ること無し、以上の衆義有るを以て、此卦を益と名け玉へることとなり、又生卦法に即て論ぜば、初往き、四來れるは、これ天地陰陽の二氣の升り降つて、相交るなり、それ已に陰陽の二氣相交る時は、必ず能く雨を成すなり、坤地其雨の澤を承て而後震巽の草木を生ずることとなり、それ天地の草木百物を發生養育するや、これ益の大本領たり、故に此卦を益と名く、彖傳に、天旋地生、其益无方と云、これなり、又震を動くとし、巽を從ふとす、これ我動て彼巽ふの象有り、我動て彼從ふ時には、これ相助け益すの義なり、故に益と名けらる、又長男長女、相交りて助け益す時は、子孫繁昌す、故に益と名けらる、然れども風と云、雷と云、共に形ち無く、常無くして、同く損益の物たり、さるにこれを以て益と名け玉へること、これ微旨の在ますことなり、それ雷と云は、陽氣の動くなり、風と云は、陰氣の動くなり、固より陰陽は相助け益すの義たり、故に雷奮する時は、風怒り、又風烈き時は雷迅し、これ相助け益せばなり、故に益と名け玉へるなり、

或問て云、風雷相助け益すの義を以て、益と名くることならば、恒の卦も亦雷風なるに、何とて益とは名けざることぞや、

答て云、雷は陽氣にして上に屬し、風は陰氣にして下に屬す、それ上を上にし、下を下にせるは、恒久常恒の定理たり、故に雷風を恒と名く、凡そ陰陽の妙用は、交はるを以て用を爲し、交はらざれば用を爲すことを得ず、これ猶否の卦の天地位を正しくすと雖、二氣交はらざるを以て、否塞して泰通の用を爲ざるが如し、雷風の二物も亦復然り、今益は、風雷相交はれり、是を以て相益すの用を爲すことな

の君に敎道し上つて、能く四海を統御せしむ、これ下をも損さず、上をも損さず、又己れをも損さずして、人を益すと云べし、實に咎無きの者たり、故に弗レ損益レ之无レ咎と云、有レ攸レ往とは、此卦此爻にしては、敎訓する所有るの義たり、それ人を敎訓者は、先づ須らく自己貞正なるべし、自己が志行已に貞正にして、而後に人に敎化を施すべきなり、故に貞吉利レ有レ攸レ往と云、臣とは、敎化を蒙ぶる所の者を云へり、无レ家とは、其敎化を蒙ぶる所の家數、衆多無量にして、勝て數ふべからざるの謂なり、固より、其敎訓を施すことの大なるは、君上を敎道し上つるより大なるは無し、君上一人をだに克く訓道し上つることを得る時には、其敎訓の德化、四海に溢れ流れて、天下の億兆、悉く皆臣たるが如しとなり、故に得レ臣无レ家と云、臣とは、これを親しむの意なり、

【象】弗レ損益レ之は、此卦本、下を損して上に益すの義、此爻、上に益すの主爻たるの象、又上九の王の師範、道を以て六五に益すの象、上卦の艮は、下に向ふの震にして、上九艮の主爻たり、利レ有レ攸レ往の象、臣は坤の象、得は艮の象、家も艮の象、无は坤の象、又以无レ家は、衆多の義にして坤の象、

【爻傳】弗レ損益レ之、大得レ志也、

【釋】上九の賢師範今時を得て、己が學び得たる所の道を以て、これを君上に敎訓し上つりて、大に君上の德義を開き明らかならしめ上つり、以て天下萬民までも、悉くに皆其益を蒙ぶるに至ることは、實に王者の師傅の大に志を得たるの極たり、故に大得レ志也と釋し玉へり、

【象】大は乾坤の象、志は震離の象、得は艮の象、

【益】䷩ 〔震下巽上〕

【音】益、伊昔切、增加也、進也、損之對也、

【釋】此卦は、先づ交代生卦法を以て卦名の義を立てられたり、本否より來れりとす、否の九四來つて初に居り、初六往て四に居る、これ上を損して下を益すの象たり、然れどもこれも六畫全體に卽て觀る時には、一を損し一を益す、さのみ益す所無きに似たり、何を

柔中にして、下は九二剛中の賢臣に陰陽正しく應じ、且つ上九の賢師傅に下る、これ下は臣に輔佐を得、上は師に請益す、故に大に其德を益すこと有なり、それ君上の大に其德を益せ玉ふ時には、天下の億兆大に其益をうくることなり、故に或益之と云、之とは六五の君、及び天下の萬民を指せるなり、こゝを以て此これを益すこと有るの盛德大業、其功用の莫大なること、假令へ十朋無買の靈龜に問とも、元龜の通靈なるも、少しも違ふこと能はざる所の大善の吉たると云の義を、十朋之龜弗克違元吉と釋し玉へり、

○按ずるに此爻の辭の語勢、益の九五の勿問元吉と云へると相同じ、殊に此卦は損を以て名義を立て玉へるに、此爻辭の益の義を說き玉ふことは、それ損の卦の損たる所以は、本下を損し上を益すと云を以ての義たり、此爻は卽ち其益を受る所の君主の爻なればなり、且つ此卦を顚倒する時には、卽ち益と爲る、此六五は卽ち益の六二なり、故に此爻と益の六二と、其辭相同じ、凡そ經文中、顚倒生卦を以て辭の義を係け玉へる者は、姤の九三、夬の九四、既濟の九三、未濟の九四、益の六二、此損の六五等、これなり、

【象】或益之とは九二の賢臣これを輔佐し、上九の賢師これを訓道して、共に六五の君德を翼け益すの象、十は坤艮土の成數の象、朋は貨貝の義、變體全卦の大離の象、龜も大離の象、弗克違は中孚の卦象、變體元吉は乾震離坤の象、

【爻傳】六五元吉、自上祐也、

【釋】上とは、上九陽剛の賢師範を指す、此賢師範能く六五の君を敎誨訓道し上つるに由て、道義を明らめ曉させ玉ふが故に、能く九二剛中の賢德を知しめして、これに國の政を委ね任して、終に大に君德を益すことを得玉へるなり、故に此傳には其本に卽て、上九の德をのみ擧て、自上祐也と釋し玉へるなり、

【象】自上祐也とは、上九の賢師傅、六五の君に敎へ益すの象、

上九、弗損益之、无咎、貞吉、利有攸往、得臣无家、

【釋】それ損の時に當つて、上九陽明の賢德有て、六五

にして才力足らず、君を輔け國を治るに難し、これ猶身に疾有が如し、然るに初九陽剛の賢者下に在り、これ己が應の位たるが故に、其初九をして來らしめ、其國の政を輔けしむる時は、國治まること、猶良醫をして疾を治せしむるが如し、然れども損の卦、損の時なるを以て、其疾を瘳すと云はずして、其疾を損すと云へり、凡そ人疾ひ有る時は、遄やかにこれを瘳さんことを欲す、六四遄かに初九をして來らしめ疾を瘳さしむれば、これ喜び有なり、國家を治むるの道も、亦復此の如し、もし遅緩なる時は、其病勢壯んになり、危篤に及んでは、療すべからず、國勢傾ぶき、民心離れては、復振ふべからざるに至る、これ大に咎有る所以たり、是を以て六四に敎へ警めて、使遄有喜无咎と云、蓋し此爻の辭は、疾有れば則ち憂へ、疾瘳ば則ち喜び有と云意を、互文省略法に用ひ玉へるなり、

○按ずるに此六四の爻にては、使遄有喜と云、又應爻の初九にては、已事遄往と云、聖人其治國のことに敏疾急速なるや、鞭策勉勵玉ふの敎へ、仰ぎ上つるべきことゝなり、

【象】疾は六四陰爻の象、又坎の象、又卦名の義、凡そ人、氣血虛損すれば百疾生するの象、又山澤氣通せざるも亦疾の象、使遄は初をして來り應ぜしむるの意象、又乾震の象、有喜は初四相應ずるの象、又兌の象、

【爻傳】損其疾、亦可喜也、

【釋】それ一身にしては、痛惱苦患の疾を損し、國家にしては、驕吝佞邪の疾を損すこと、これ上下萬民の喜ぶべきの最上たり、故に釋して亦可喜也と云、

六五、或益之、十朋之龜、弗克違、元吉、

【音】朋、音朋、漢書、元龜長尺二寸、直二千一百六十、爲大貝十朋、公龜九寸已上、直五百、爲壯貝十朋、侯龜七寸已上、直三百、爲公貝十朋、子龜五寸已上、直百爲小貝十朋、是爲室龜四品、一說、五貝爲朋、一說、兩貝爲朋、凡朋直二百一十六、十朋、謂直之貴也、

【釋】古へは貝を以て貨とす、朋とは、直の貴きを云へり、龜は靈物にして、よく吉凶を前知す、故に卜して吉凶を質すの具とす、今損の時なりとは雖、六五の君

と離との象、

六三、三人行、則損一人、一人行、則得其友、

【釋】此爻の辭は、專ら生卦法を以て象を取て係け玉へるなり、即ち泰の交代法なり、泰の卦は乾の三陽剛同じく連なり進み行く者たり、然るに乾の三爻の中にて、九三の一爻獨り離れ行て損となれるなり、これ三人行は、則ち一人を損すなり、又爻に即て視る時には、九三の一陽爻、獨り上爻に行て、二陰の友を得たるなり、これ一人行ば、則ち其友を得るの義なり、又泰の上卦の坤に即て說けば、坤の三爻の中、上六の一爻を損して、下卦に益す、これ坤の三人行ば、則ち一人を損すなり、又爻に即て說ば、上六獨り三の爻へ行て、二陽の友を得るなり、これ坤の一人行ば、則ち其友を得るの義なり、固より其實は、一陽往て二陰來り、互ひに損益交代すと雖、此六三は成卦の主爻、損すの卦の主たるが故に、其益すと云の字は說き玉はずして單に損すとのみ曰へるなり、又此六三の爻に生卦法を說き玉ふ者は、此爻損て損の卦と爲るを以てなり、又損と云ことは、陽剛の損ことと故に、陽に即て辭を係け玉へり、故に陽爻の一人行ことを說て、陰爻の一人と云ことを說き玉はざることなり、又凡そ純陽純陰にては、相交はること能はず、相交はらざる時には、夫婦の道絶ゆ、故に互ひにこれを損益して、共に陰陽相交はることを得るの義を示し玉ふなり、此故に友と云ことは、陰爻なれば陽を得、陽爻なれば陰を得るの義を云へり、これ猶夫の妻を得、妻の夫を得るが如し、詳には大傳に見ゆ、

【象】三も一も共に生卦の象、人は艮兌の象、友は兌の象、得は艮の象、行は乾震の象、

【爻傳】一人行、三則礙也、

【釋】三とは、即ち三畫の義にして、即ち純陰純陽を云へり、それ純陰純陽にしては、相交はらず、相交はらざれば、夫婦の道礙塞す、其意を釋して三則礙也と云、

【象】礙は交はらざるの意象、

六四、損其疾、使遄有喜、无咎、

【釋】六四は、宰相の位に在て、正を得るとは雖、陰柔

九二、利レ貞、征凶、弗レ損レ下益レ之、

【釋】九二は、剛中の才有て、臣の位に居れり、これ其身親から民を掌り治むる所の大臣たり、さて今時は損すの時にして、其損すと云の道に、正と不正との二途有るなり、第一に下を損し、民の財を損して、害を生ずるは、不正の道とす、故に首めにこれを警めて、利レ貞と云、征は往と同じく、爲ること有るの義にして、今損の卦、損の時たれば、爲ることとは、下を損して上に益すのことなり、それ下を損して上の驕りを益すこととは、名敎道義の宜しき所に非ず、故に深くこれを戒めて、下を損すのことは、決して爲すこと勿れよとなり、故に征凶と云、それ下民を損し、財レを剝ぐ時には、其國損亡に幾しとす、然らば下を損さずして、上に益すの道を求むべきことなり、さて下を損さずして上に益すの道とは、先づ事功の上に就て說けば、荒野を開き、蕪田を治め、山を蓄らし、川を浚くし、土地に便して水利を謀り、其懶怠を警しめ、奢靡の風を禁じ、儉約を守らしむる等の類、其時、其土地、其勢ひを量つて、行ふの道は種々有るべし、又道理上にて說く時は、民は國の本なり、下を損さざる時は、民自ら豐饒なり、民豐饒ならば、國富るなり、國富民饒かならば君に於て何の益ざる所かあらんや、これ百姓足らば、君孰と與にか足らざらんと云者なり、これ乃ち下を損さずして、上に益すの道たり、今九二は在下の大臣にして民を知さどるの任に當れり、故に九二に警しめて、弗レ損益レ之と云、

【象】利貞は、乾震離坤の象、征は、下を損して、上に益すの義にして、生卦の象、又震の象、損は、卦名の象、益は損の對卦の象、

【爻傳】九二利レ貞、中以爲レ志也、

【釋】九二は、在下の大臣にして、民を親しく知さどる所の任たり、今損の時に當つて、動もすれば下を損して上に益し、以て己が功を樹んと計ること、これ澆季の風俗、末代の時勢たり、故に聖人重く九二に戒めて、其剛中の才德を以て、此弊政惡俗の風を挽き回へして、國富民豐なるの仁政を振ひ起すことを志念と爲すべしと云の意を、中以爲レ志也と釋し玉へり、

【象】中は九二中爻の象、志は九二剛中の象、又震と

四は、乃ち執政冢宰の佐に居れり、此初九は無位卑賤の爻たれども、陽剛の才徳有て正を得たり、これ在下の賢者なりとす、さて其應の位の六四の執政は、陰柔不才なりとす、これ譬へば疾ひ有る人の如く、初九は在下の賢者にして、其疾ひを拯ふ者の如し、それ疾ひを拯ふことは、速かならずば有るべからず、固より其疾ひを拯ふの道は、宜しく經に遵ひ權に應じ、緩急輕重の勢ひを審らかにして、時宜の斟酌肝腎たるとなり、もし苟且粗暴にして徒に疾を攻るのみに一なる時は、其疾は、損とも、其元氣血液先だつて損減して、竟に人と疾と共に斃るゝに至らんことなり、又因循に姑息し、面柔を事とせん時には、これ火に薪を副へ、毒に餌を飼ふて、其病勢如何ともすること無きに至らしめん、これ兩つながら皆非なるなり、切に其疾の本末始終輕重緩急を洞らかに察して、攻るも守るも、進むも退くも共に、其時中を得るに在ることとなり、それ人の不足を補ひ、驕奢を損すの道も、亦復是の如し、其有餘なるを損して、其足ざるを補ふことにして、究竟の旨は、中正に適ふことを尙ぶことなり、故に酌損レ之と云、且つ酌の字を下し玉ふ者は、それ兌澤は、水を容納の物にして、其受け納るゝこと、的中の限量有るの物なり、故に其節に中すべしと云の道理を曉し示して、酌と曰へり、これ盈溢汎濫を戒しめ愼ましめ玉ふなり、

【象】已レ事遄往とは、初九六四に應ずるの象、又事は震の象、已は艮の象、遄ち往も、共に乾震の象、酌は、初四陰陽相應ずるの象、又震の象、又離の象、損は、卦名の象、

【爻傳】已レ事遄往、尙（初四）合レ志也、

【釋】六四の攝政、今嚇々の威權中に在りといへども、能く己が不才を省りみ知つて、其富貴威權を夾まずして、初九在下の賢者に降れり、故に初九も亦宜しく名利の念を懐くこと無く、己が私事の紛擾たるを抛棄て、速かに九四の請に應じて、驕りの靡を損して、不足の困厄を補ふ道を行なはしむべし、これ初と四と共に、其志の道に合へるなりと云の意を、尙レ合レ志也と云、

【象】志は、震離の象、合は、初四相應の象、尙は乾の象、

の乾と坤との象、時は震と離との象、行は乾震の象、

【大象】山下有澤、損、君子以懲忿窒慾、

【音】懲、音澄、乂也、　窒、音挃、塞也、慾、余蜀切、欲同、情所好也、

【釋】それ山上有澤と云は咸なり、咸と損とは、反體の義にして、山澤は元來損益の物たり、故に地を損せば澤となり、地を益せば山となる、其山澤は、其氣の相通ずるを貴ぶことなり、澤の氣上り通じては、山の艸木を養ひ、山の氣下り通じては、澤の魚鼈を育ふ、これ即ち咸の卦の象義たり、もし山澤の二氣通ぜざる時には、山は草木を生ぜず、澤は魚鼈を育てず、終には山崩れ、澤涸るに至るなり、これ即ち損の名の立つ所以なり、さて今損の時に當りぬれば、損さずば有べからざることなり、故に君子損して以て道に益すとを學びんとならば、先づ發し出して以て德を傷ひ、身を喪なふ者は、忿怒より甚しきは無し、故に須らくこれを損し懲しめて、以て其德を益すべし、これ發し出す所の罪惡にして、陽の道たり、又聚斂て以て德を傷なひ身を喪ふ者は、利慾より甚だしき者は無し、故に宜しく其利の竇を塞ぎ損して、以て其德を益すべしとなり、これ聚斂の罪咎にして、陰の道たり、故に君子以懲忿窒慾と云、これ發怒の陽の道に就ては、これを懲し損せよと教へ警しめ、聚斂の陰の道に即ては、これを塞ぎ損せよと訓き戒しむ、聖人象を玩び辭を係け玉ふことの精密なるを觀るべし、

【象】忿は震の象、懲は艮の象、慾は坤の大陰の象、窒は艮の象、

初九、已〔私〕事遄往〔六四〕、无咎、〔斷〕

酌〔時宜〕損之、

【音】酌、之若切、入藥灼、稱量時宜取善而行曰酌、俗從夕作酌非、遄、音輇、疾速也、

【釋】初九は陽剛の才有て、六四の柔正の爻と、陰陽正しく應ず、今損の時たれば、宜く我才を竭して他を佐け、己が私の事を已て、速かに六四の應爻を助くべし、速に往き助くるを以て、損の時の道とす、もし初九他を舍て己を專らとする時には、咎を免れ難しとす、故に已事遄往无咎と云、固より應爻たる所の六

道上り達して日新すると云の義を、其道上行と釋し玉へるなり、これ卦名の義を釋し玉ふと雖、亦仁を行ひ、道に進むの由を敎へさせ玉ふの旨なり、これを文章の旁義と云、

【象】損下益上は、泰の交代生卦の象、道は坤震の象、上も行も、共に乾震の象、

損、有孚元吉、无咎可貞、利有攸往、曷之用、二簋可用享、（減字）二簋應有時、損剛益柔有時、

【訂】通本、損有之間、衍而字、今刪正、

【釋】二簋應有時とは、今損の時に當つては、損さずば有べからざるなり、然りとは雖、其損すの方に、正と不正との二途有り、正は道に合し、不正は道に悖る、道に合すれば吉にして、道に悖れば凶たるなり、凡そ他を損して自ら益し、下を損して上に益す等のことは、損すの不正なる者にして、小子鼓を鳴してこれを攻しむるを可とせるの類なり、蓋し祭享は、至誠を以て體とし、至敬を以て用として、鬼神の感格來臨せしむるの道にして、饋羞ものゝ豐儉に由ることには非るなり、故に今損すの時に當つては、已むことを得ずして、これを損さんとならば、八簋の盛んなるを減して、二簋の儉なるを以てすとも、誠と敬と中に存せば、これ祭享すべきことなり、故に二簋應有時と云、損剛益柔有時とは、これ意義は上に同じ、生卦法の象義に就て釋し玉へるなり、時とは時中の道と云の義なり、已上は象の辭の釋なり、

【象】時は、震離の象、有は艮の象、損剛益柔は、泰の交代生卦の象、

損益盈虛、與時偕行、

【釋】これ損の卦の德性象義を說て以て、汎く君子への敎戒を演させ玉へるなり、凡そ此八言の中に、天下億兆の事義物理、負載し貫通せずと云こと無し、殊に八言中にては、時の字大眼目たり、凡そ六十四卦の彖の辭、三百八十四の爻の辭も、究竟の旨は、此時の一字の說法たればなり、それ時と云は、即ち天命、天命即ち道たればなり、

【象】損は卦名の象、益は損の對卦の象、盈虛は包卦

れ道有て損すことは元吉にして咎無く、不道にして損すことは、大凶にして咎有るなり、其不道にして損すと云は、酒色に溺れ、驕奢に長じ、財を敗り家を喪ふの類、これなり、又道有て損すと云は、即ち己を損して他に益すの義にして、仁の方なるなり、

論語に曰く、志士仁人、無求生害仁、

これらの類、これなり、故に有孚元吉无咎と云、又泰の交代生卦法に即て說く時は、九三の陽剛を損して、上爻に益す、これ內卦の我を損して、外卦の他に益す、乃ち仁を行つて其道上達するの義なり、彖傳に損下益上、其道上行と云、これなり、

○此彖傳は、旁義賓釋法と云、彖傳にて辨ずべし、

固より損すの道は、貞正なるを宜しとす、故に其下を損し、他を損すの類は、皆損すの正しき者には非るなり、故に可貞と云、有所往とは、即ち爲す所有の義にして、損す所有を云、自己先づ能く貞正にして、而後に其損すべき所以の者を損す、これ道理に於て違ふ所有ること無し、故に利有攸往と云、これは上文の義を重ね戒しめ玉へるなり、曷之用とは、これ問を設けて其損すべき所以の義を示し曉し玉ふなり、凡そ祭享に饋を陳ぬること、八簋を豐備とし、四簋を中とし、二簋を簡約とすることなり、假令へば八簋の豐備なるべきを損して、二簋の簡省なるを用ふるとも、至誠至敬だに中に存する時は、何の神か感じ格らざらんや、これ豐驕を減じ損すの義にして、損すことの咎無き者たり、故に曷之用、二簋可用享と云へり、

【象】孚は坤の象、又似體の離の象、又包卦乾の象、有は艮の象、元は乾坤震離の象、吉は乾離の象、咎は乾の象、无は乾坤の象、貞は乾震離の象、可は震の象、利有攸往は乾震の象、用は震の象、二は離の生數の象、簋は內方にして外圓の器、全卦外實內虛の象、又包卦の象、享とは乾震の象、

【彖傳】損、損下益上、其道上行、

【音】上行之上、上聲、

【釋】これ泰の交代生卦法を以て、卦名の義を釋し玉ふなり、損下益上とは、これ生卦の象に就て、徑ちに上下とは說き玉へども、上と云は外卦のことにして、彼なり、下と云は、內卦のことにして、我なり、これ乃ち自己を損して他を益す所の仁の方たり、是故に其

喩へば、下柱礎を損して、上棟梁椽桷を益す時には、必ず傾ぶき頽れて顚覆に至ることとなり、これらの象義有るを以て、此卦を損と名け玉へるなり、又艮を山とし、兌を澤とす、それ山澤は本損益の物たり、故に地を損せば即ち澤となり、地に益す時には、即ち山となる、この道理を克く觀察して、損益の大旨を發明すべきことなり、今此卦は、澤の低き者を、いよいよ損して、山の高き者にいよいよ益の象有り、これ急に周ねくして富るに繼ずと云の反對にして、世俗の諺の、高き處へ土加と云の類にして、此の如くなる時には、其山は卻つて崩れ墜ち、其澤も亦塡埋べし、これ山澤兩つながら相損ずるの道たり、故に損と名けらる、大象に山下有澤損と云へる、これなり、又易位生卦法、本咸より來れるとす、咸は山を下にし、澤を上にせるの象にして、これ山の氣は下り、澤の氣は上りて、相交はり相通ずるの象義たり、今此損の卦と爲ては、山澤各其所に在て、其氣相交はらざるの象義なり、其氣交はらざる時には、山は艸木を生せず、澤は魚鼈を育てずして、これ益す所有ること無し、故に損と名けらる、又兌を悅ぶとし、艮を止まるとす、これ悅んで止まるの義たり、それ止ると云は、進まざるの義なり、勉めざるの謂なり、凡そ人、善を善と知て悅び、道を道と知て悅びざると云の者無し、然れども善を修し道を行ふ人鮮き者は、自己これを行ふに懶墮なればなり、蓋し自己辛苦勉强せざる時には、これ自己に於て益す所有ること莫し、益す所有ること無きは、即ち損なり、故に損と名け玉へり、これは古人の所謂徒善なる者にして、我身に於ては、毫髮の益も無き者たり、故に道に志す者は、孜々仮々として、自ら策うちて、實の善、實の行を勉むべきことなり、

損、有孚元吉、无咎、可貞、利有攸往、（往則）曷之用、（八簋之豐損于）二簋、可用享、

【音】享、上聲、祭祀進獻也、曷、何也、

【釋】此卦を損と名けらる、これ損し減すべきの義にして、即ち損すの時なりとす、さて其損し減すと云に、二義有ることなり、孚有て損すと、孚無くして、損すとなり、蓋し孚と云は、猶道と云と同じきなり、そ

けぬ、これ内の險みは解け了りたるなり、然るに上六遠方外卦の逆臣、權を擅にして、威を振ひ、王民を險まし殘なふ、故に六五の君、九四攝政の大臣に命じて、これを征伐なさしめ玉ふ、固より此上六は、重陰不中にして、遠方の外藩にして今解の卦の極に居て、卻つて解の時に悖れるの姦賊たり、今これを誅戮して内外の悖れる者、皆已に解き了りぬ、これ實に險みを解くの極たり、故にこれを釋して、以解悖也と云へり、

【象】悖は上六重陽不中、震動の極、全卦の極に居るの象、又坎の象、解は卦名の象、又震の象、

【損】䷨〔兌下艮上〕

【音】損、蘇本切、減也、失也、欠也、益之對也、

【釋】此卦は、交代生卦法を以て觀る時には、本泰より來れりとす、泰の三の爻上り往て上爻に止まつて、艮の主爻となり、泰の上爻下り來つて三に居つて兌の主爻となれり、これ下の一陽剛を損して、上に益すの象たり、故に損と名け玉へり、然れども、これ上下内外を分けて視れば、内卦下卦の一陽損て、外卦上卦に一陽益すが如しと雖、六畫全卦にて視る時には、一を損して一を益す、これ姑く剛柔の交代せるのみにして、畢竟は、損益相半せり、これ所謂楚人弓を喪ふて楚人これを得ると云の類にして、損益する所有ること無し、さるにこれを斷して損と命じ玉へる所以の義如何んと原ぬるに、これ大に深意の在すことなり、先づ邇く治國の經濟の上に就て此意を喩へ曉さば、下國民の辛勞せる所の財寶を剝き取て、上君上の驕奢を益す時には、其國家終に損じ破るべし、これ損と名け玉へる所以なり、又人事の彼此を以て說く時には、内卦は我なり、外卦は彼なり、其内卦を取て其外卦に加ふれば、彼は益なり、我は損なり、又人の一身に取てこれを觀れば、下虛して、上實す、これを上實下虛、火動虛損の病症とす、又艸木を以てこれを喩へば、下根の土の肥を損して、上枝葉を大いならしむれば、必ず傾き倒れ折れ枯るゝに至ることとなり、又一家にしてこれを論ぜば、内の財帛を損して、外觀を益し飾る、これ損亡の來る所以なり、又屋宅を以てこれを

上六、公用射隼于高墉之上、獲之无不利、

【音】射食亦切、射之也、　隼音筍、鷙鳥也、

【釋】隼とは、鷙鳥にして山野に翺翔して、衆鳥を擊つ者たり、國讀は「はやぶさ」と訓ず、これ「はやつばさ」と云の略訓なるべし、然れども方俗の鷙鳥の中にて小なるを「はやぶさ」と呼ぶは當らず、隼とは、鷙鳥の總名にて、わし、くまたか、など云の類、これなり、これ橫逆者の權勢を逞ましくして、萬民を殘害する者に喩へたるなり、それ狐と云は、淫獸にして、よく人を蠱惑する者にして、坎の象たり、これ在朝の佞官の內に在る者に喩ゆ、故に內卦の九二の爻に於てこれを說けり、又隼とは鷙鳥にして、これ鳥を以て鳥を擊殺す所の殘暴なる者にして震の象たり、これ外藩の暴臣外に在りて人民を殘害するの者に喩ゆ、故に外卦震の極上爻に於てこれを說けるなり、即ち隼の高墉の上に居るの象とす、これ上六の諸侯遠き外卦の外藩に居て王化に服せず、震の威權を振ひ逞ましくして、蒼生を殘害するの象たり、公とは、九四の大臣を指せり、それ九二の大臣は、已に三狐を獲して朝家の內の險みは既に解き了りぬ、』然れども上六の隼は、外國遠方に在て、王民を殘害す、故に六五の君より九四の大臣に命じて、これを征伐なさしめ玉ふなり、故に公用射隼于高墉之上と云、それ九四執政の大臣、險みを解くの當職に居つて、王民を殘害する所の姦賊を討伐す、何の不利なることか有るべけんや、故に獲之无不利と云、

【象】公は九四の位の象、又震の象、　隼は上爻の象、又震の象、高は上爻の象、墉は震の象、射るとは坎を弓とし震を矢とし、九四震の主爻これを射るの象、獲之は九四の公、上六の逆臣を獲るの象、又震の象、用は震の象、　无不利は震の象、又離の象

【爻傳】公用射隼、以解悖也、

【音】悖、音背、亂也、與位解退叶、

【釋】それ解の卦、解の時に當つて、其天下の險難を解くと云の爻は、九二と九四との二陽剛にして、其九二坎水の主爻の大臣は、已に三狐を獲して、宮中在朝の、君邊の姦佞の蠱惑者は、盡く已にこれを逐ひ斥ぞ

君位に居れり、これ天下の險みを解くの主たり、固より九四陽剛の執政には陰陽親しく比し、又九二剛中の賢臣には、陰陽正しく應ぜり、これよく人を知り、賢を官にするにして、鹽梅股肱の良臣に委ね任して、疑ひ慮かること有ること無き所の明主たり、さて九二は、已に三狐の佞人を除き去れり、九四は、私係陰累たる所の、初六の拇を解き去れり、これ二四の兩大臣共に偏無く黨無く、公正の道を以て、天下の險みを解くことゝなり、此故に六五の君上は、惟衣裳を垂れ、垂拱して統御し玉ふのみ、故に君子維有解吉と云、凡そ民を治むるの道は、寛仁と威權と兼備はるに在ること勿論たり、其中に就て、尙細かにこれを制論せば、臣を以て民に臨むには、公正を先とし、威權を主とす、これ命令を肅しみ畏こみ上つて奉行すればなり、又君を以て民に臨むには、慈愛を先とし、寛仁を主とす、これ生々發育の天意に則り準せ玉へればなり、堯の曰、これを宥ん、皐陶曰、これを斬んと云の意味、これなり、今二四の兩大臣は、剛明の威權を以て、天下の險みを解き去れば、六五柔中の君は、柔中の仁德を以て、萬民を懷け柔んず、それかくの如くならば、天下億兆の小人は、兩大臣の剛明の威權に肅しみ畏み敢て非を爲して、罪を犯さず、君上の寛仁に懷き服して、感化し上つらん、これ小人に孚とせらるゝの所以なり、故に有孚于小人と云、

【象】君子は、九二と九四との二陽剛の象、又震の象、解は卦名の象、有は艮の象、小人は衆陰爻の象、孚は六五柔中の仁德に、天下衆人の懷柔するの象、又坎の象、

【爻傳】君子有解、小人退也、

【釋】それ九二、九四の兩大臣、各其陽剛の才力を振ひ、解の時に當つて、天下の大險難を解くことを得る者は、これ全く六五柔中の君の、能く人を知り、能く賢に任じさせ玉ふ所の、明德に由ることなり、それ人を知り、賢に任ずる時には、君子は内に在て政を執り、小人は外に在つて、各己が事を事とす、これ所謂君子道長、小人道消と云の者たり、故に小人退也と云、此爻の傳の小人とは、姦邪諂佞の小人を云、即ち九二の三狐の小人、九四の拇の小人等に、照應せるの文たり、

【象】小人は四陰柔爻の象、又兌の象、退は倒艮の象、

剛のことにして、こゝにては九二の爻を指て云、今九四は、成卦の主にして、陽剛の才力有て、宰輔の位に居れり、これ解の時に當つて、天下の大險難を解くべき所の任職に當れる者にして、其才力、其德量も亦適然たるなり、然るに此九四の爻に、一つの闕德有ることなり、これ佗の義に非ず、初六陰柔卑賤の小人、其初四應の位たるを以て、九四の門に親しみ來る、これ九四の德を益する者に非れば、必ず私係の陰累たるの疑ひ有り、故に係辭者のこれを九四に戒め告て云、宜しく爾が私係の陰累たる所の、初六の應爻たる拇を絶し去て、一に公正の道を以て周徧く天下に播布すべしとなり、これ我近古、板倉防州の京兆の尹たるべきの嚴命を豪ぶられし時の用心にも似よりたるの義なり、故に九四能く其私係陰累たる所の初六の應爻たる拇を解き去らば、九二陽剛の賢者、其志を同じくして、其力を輔け合せて、共に天下の險みを解くべきなり、もし苟めにも私係陰累たるの拇を用ひ親しむこと有る時には、同朋の九二の賢者、其志操を疑ふて、來り助けざること必定たり、故に解而拇、朋至斯孚と宣まへり、

【象】而は九四を指すの象、拇は初六趾の位の象、又震の象、解は九四の爻、初六の係應を含つるの象、朋は九二陽剛の象、孚は坎の象、

【爻傳】解而拇、未當位也、

【釋】九四陽剛の才力有て、成卦の主爻として、解の時に當つて、自家は宰輔の位に居つて、天下の險みを解き去るべきの者たり、然るに其爻の辭の中に、而が拇を解き去れよとの敎へ戒めの意有る者は、九四陽剛陰の位に居つて、位に當らざるを以てなりと云の義を未當位也と釋し玉へり、

【象】未當位とは、陽爻陰位に居るの象、

六五、二四之君子等維有解、吉、有孚于小人、

【釋】君子とは、二と四との二陽剛を指す、今二四の兩大臣、共に陽剛の才德有て、能く天下の險難を解くに堪たり、故にこれを稱美して、君子と云、『小人とは、天下の蒼生を統べ云ふの義たり、これ在位の君子に對せるの文たり、さて六五は、柔中の德を以て恭しく

みには非ずして、卻つて自ら己身の險みを重ぬる所の者たり、故に負且乘と云、それ負と云ことは、荷なふたり、擔いだりすることにして、これ小人卑賤者の事なり、又乘ると云者は、これ君子の器なり、今六三の爻は、其身は陰柔不才不中正にして、負たり荷つたりすべき所の、小人卑賤者の志なり、行ひにして、さて其身の居り所は、内卦の極、人臣の上等にして、君子賢人の宜しく居るべき所に居れり、これ乃ち君子の位を犯し、賢人の路を塞くと云の者とす、是を以て人も亦其祿位を奪はんとす、故に致寇至と云、此の如きの人物にして、尚も悔ひ改めずして、貞固なる時には、其吝たること必然たり、故に貞吝と釋し玉ふなり、

【象】負は、六三の爻、九四陽剛の下に承るの象、乘るは、六三の爻、九二陽剛の上に乘るの象、又震の象、寇は坎の象、又變體の乾の象、至は乾震の象、致は乾震の象、貞は乾の象、又致寇至は、六三不中正にして、内卦の極に居るの象、

【爻傳】負且乘、亦可醜也、自我致戎、又誰咎也、

【釋】六三は陰柔不才にして、且つ不中正たる者たり、これ卑賤下劣者の分にして、宜しく負擔たり、荷肩たりすべき所の小人たり、然るに今内卦人臣の極所に居る、これ君子の位を犯し、賢人の路を杜の義にして、これ不義の昌進、位を瀆し、德を蔑し、汚濁臭穢の極たり、故に釋して亦可醜也と云へり、

自我致戎とは、自我の二字を以て、此寇の故意求めて至るには非ずして、皆我より呼び迎へ牽き來れると云の義を見はし戒しめ、又寇と云字を、戎と云字に代へて、忽ち兵革干戈を動すの義を示して、深く自ら作し、自ら受るの報罰の速やかなるの義を敎へ戒しめ玉へるなり、故に又誰咎也と釋し玉へり、

【象】醜は六三陰爻の象、又坎の象、戎は乾の象、又誰咎とは、六三陰柔不中正、自作自受の象、咎は乾と坎との象、

九四、解而拇、朋至斯孚、

【釋】而とは九四を云なり、拇とは初六の爻を指て云、これ咸の初六に拇と云と同義たり、朋とは、同朋の陽

任に當れるの者たり、故に田獵ニ三狐ーと云、三とは多數の義にして、これ佞媚にして狐の如く、人を惑はしむるの姦賊の、許多在ると云の喩へたり、黄とは、中央の土の正色にして、即ち中德の義たり、矢とは、直なるの喩へたり、其矢を假りて喩へを設けん者は、これ田と云の文に對せるの義なり、さて姦佞の小人を除き去らんとする者は、先づ其己が心術躬行殊にすぐれて中直貞正なるを第一とす、自家中直貞正なる時には、其賞罰に偏私有ること無きを以て、他人これを怨み憤ること無くして、姦邪を除き、險難を解くに於て、吉なる所以たり、故に得ニ黄矢ー貞吉と云、

【象】田は、九二の大臣、媚佞者を田獵して除き去るの象、又九二地上の地の位にして、田の位とするの象、又變體坤の象、狐は坎の象、三は坎の卦の三畫の象、獲は九二坎の主爻、三狐を獲するの象、又震の象、又坎を得るとするの象、黄は九二中爻の象、又變體坤の象、矢は陽剛を正直とす、即ち九二の象、又震の象、

【爻傳】九二貞吉、得ニ中道ー也、

【釋】それ九二の大臣、險みを解くの任に當つて、君德を蠱惑し上つる所の滿朝の狐狸の如き、姦佞の小人を逐ひ斥ぞけて、貞吉の稱辭を得るに至れる者は、これ他無し、其中道を得たるを以てなりと云の義を得ニ中道ー也と釋し玉へり、得ニ中道ー也とは、これ極て讚歎の辭なり、

【象】中は中爻の象、道は震の象、得は坎の象、

六三、負且乘、致ニ寇至ー、貞吝、

【音】負音婦、荷擔也、致招致也、貞固鄙也、

【釋】先づ負と云ことは、其物己が身の上に在るの辭、又乘ると云ことは、其物己が身の下に在るの辭たり、今國家の大險難を解くと云の時に當つて、六三は內卦臣の位の極に居るの爻なり、これ宜しく大經濟の才力を揮ふて、天下の險みを解き治むべきの位たれども、元來陰柔不才にして、且つ不中の志し、不正の行ひたる者なるが上に、上には應爻の援け有ること無くして、妄りに九四陽剛の賢者の爻を負ひ、又九二陽剛の明者に乘れり、殊に己身は二つの坎の間に介まり居れり、これ翅國家の險みを解くこと能はざるの

所の義とす、固より陰柔不才の者は、己身に必至の險み有る時には、陽剛有力の者に倚り從ふに非ずしては、其險みを解くことを得べからざるなり、すべて下賤の者は、尊長の福力を頼むに非ずしては、如何ぞ險難を解脫することを得んや、今此初六は、陰柔にして下に在り、九四は陽剛にして上に居れり、時は解の時なり、是を以て初は四に應じ從ひて、以て其身の險みを解てもらふことなり、況んや應爻の九四は、成卦の主爻にして、險みを解くの主爻たる者なればなり、故に无咎と云へり、

【象】咎は坎の象、无は艮の象、

【爻傳】剛柔之際、義无咎也、

【釋】剛とは、九四の爻を指す、柔とは初六を云、際とは、初四の應位、陰陽交際を云、義とは道の條理を云、言ふ心は、今初六は無位卑賤の陰柔の爻、九四は剛陽尊貴の權門たり、これに交際ること、これ疑ひ嫌ふの忌有ること、常例の爻象たり、然るにこの初六は、己身に必至切迫の坎の險みの底に陷いり險やむ、時の天命は、解の險みを解くの時なり、九四は初六の應の位にして、且つ天下の險みを解くの成卦の主たり、是を以て初六應じ往て險みを解かんことを求むること道の條理大義に於て、咎有ること無しと云の釋たり、

【象】剛は九四の象、柔は初六の象、際は初四相應ずるの象、義は震の象、又兌の象、咎は坎の象、无は變體の兌、坎の險みを毀折するの象、又倒艮の象、

九二、田獲三狐、得黃矢、貞吉、

【釋】田とは田獵の義たり、狐とは、陰獸にしてよく人を惑はすの者たり、これを以て讒諂佞諛にして以て君上を惑はす所の姦臣に喩へたり、さて此九二の爻は、剛中の才力有て、六五の君に陰陽正しく應ぜり、これ險みを解くべきの任によく堪たる所の大臣たり、凡そ國家の大なる險みと云ことは、姦佞讒諂、利口足恭、面柔獻媚の小人等、君の左右に寵遇せられて、日夜に君の明德を蠱惑し上つるより甚しきは莫し、是故に九二剛中の忠臣、今險みを解かんと云ふには、先づ第一に佞諛の小人を逐ひ斥ぞけて、君の左右を清淨し賢良の君子をして、宮に在らしめ、位に居らしむるより、急なるの務めは莫し、今此九二の爻、此

又、寬也、罪、徂賄切、犯法也、○按罪本作辠、從自從辛、嬴秦之時、以辠似皇字、改爲罪、罪、本捕魚竹网也、

【釋】坎を冬とし震を春とし、此卦坎の冬の嚴殺終つて、震の春の發生の時來るの象有り、雷雨作ると云は、春陽發出の時至て、震雷の陽氣上り、坎雨の慈澤下り、萬物生育の仁澤を被ぶるの象義たり、故に君子此卦の象を觀て、其天地發育、生生の仁意に體認して、無心の過失は赦し釋き、罪犯有れば、宥め寬うして輕きに就しむ、これ天地發生の時の意に則り準ふの仁の道にして、卦名と卦象とを推衍して、敎へを垂れ示し玉へるなり、

禮月令曰、孟春之月、命相布德、和令、行慶施惠、下及兆民、慶賜遂行、毋有不當、乃修祭典、命祀山林川澤、犧牲毋用牝、禁止伐木、毋覆巢、毋殺孩蟲、胎夭、飛鳥、毋麛毋卵、是月也、不可以稱兵、稱兵必天殃、兵戎不起、不可從我始、毋變天地之道、毋絕地之理、毋亂人之紀、

仲春之月、安萌芽、養幼少、存諸孤、命有司、省囹圄、去桎梏、毋肆掠、止獄訟、

季春之月、天子布德、行惠、命有司、發倉廩、賜貧窮、振乏絕、開府庫、出幣帛、周天下、勉諸侯、聘名士、禮賢者、是月也、田獵罝罘羅網畢翳餧獸之藥、毋出九門、

これらの類、皆これ天地發生仁慈の意に則とり效ふ所の政敎たり、

【象】過は震の象、罪は坎の象、又赦過宥罪は卦名の象、

初六、无咎、

【釋】初六は陰柔不才にして、坎の險みの底に陷れり、これ其身に險み有るの者たり、今險みを解くの時の初めに當つて、幸ひに上に九四の應爻有り、宜しく此應爻の九四に應じ往きて、これに倚り賴みて己躬の險みを解てもらふべしとなり、

凡そ他の卦に於ては、初六の陰柔を以て、九四の權門に應ずる者は、多く諛ひを上つり、媚を獻ずるの義として、深くこれを咎有りとすることなり、豫、恒、姤、小過等の卦の、初六の義これなり、然るに惟り此解の初六の爻にては、これ權門に諛ひ媚ねる者には非ずして、己が身に切迫の險み有るを以て、これを在上有力の應爻に依り賴みて、其險みを解き拯ふてもらふ

已に解き了りたり、其解たると云に懈怠して、設し少しにてもいまだ解了らず、意念に掛る所のこと有らば、必ず因循姑息すること莫く、宜く速かに往てこれを解べしとなり、それ險難を解くの道は、これ火を拯ふと一般の義たり、其始めて起るや其氣炎たり、此時に當つて、疾くこれを拯ふ時には、一甕の水を以ても、これを撲ち熄べし、もし遲延緩慢たる時には、迎へ邇つくべからずして、江海の水も、これを禦ぐこと能はざるに至ることとなり、是を以て一呼吸の遲速にして、其成功千萬の不同に至ることもなり、昔し周の初めに師尚父呂望が齊の封地に赴むくの途中、旅宿にて輿人私語を聞て夜半に驛舍を立出て齊に至りしことも、これらの幾括なり、語云、敏則有功、又兵書にも、三軍の害は猶豫最も大なりと云も、皆同一義たり、是を以て往有功也と釋し玉へり、これ深く致戒し玉ふの辭なり、

以上は彖の辭の釋たり、

【象】往は震の象、功は震の象、有は倒艮の象、

天地解、而雷雨作、雷雨作、百果艸木皆甲拆、解之時、大矣哉、

【音】甲音胛、艸木初生莩子也、拆音託、裂也、開也、甲拆者、莩甲開拆也、从手从𠂆从干、俗从折加、者譌、

【釋】上文にて已に彖の辭の釋は了れり、此條は解の卦名の義と、二卦對體の象義とを說て以て、汎く君子への敎誨を垂れ示し玉へるなり、それ屯は天地の陰陽の難みにて有りしに、今解の時に至つて、其屯難已に解けて、雷雨の二氣相交りて和合せり、雷雨の二氣相和し相交はる時には、百果艸木皆甲を裂き莩を拆す、これ天地の屯難解けて、萬物發生化育の澤を被ぶるの義たり、故に解の卦の功德を稱讃して、徑ちに解之時大矣哉と釋し玉へり、

【象】雷は震の象、雨は坎の象、百果艸木は震の象、甲も拆も共に震の象、時は震の象、大も震の象、

【大象】雷雨作、解、君子以赦過宥罪、

【音】赦、去禡舍、釋也、舍也、置也、過、過失也、宥、去

妄りに躁き動くと云の義には非ず、進退共に時の宜しきを失なはず、これ妄りに躁き動くにも非ず、又怠り廢するにも非ず、日夜に懈たらずして、終に屯の險みを堪ぎ來つて、今解と成り了れるを云、畢竟は、解の卦の對體の象義と、屯の易位生卦法とを以て、此卦の解と名くる所以の義を釋し玉へるなり、

【象】險は坎の象、動は震の象、免とは卦名の解の象、

解、利西南、往得衆也、

【釋】これよりは、彖の辭の釋たり、故に句の首に、又解と云て、卦名の字を揭出して、其文章の端を改むるの義を見し玉へり、往得衆也とは、これ地水師の來往生卦法を以て彖の辭の利西南の句を釋し玉ふなり、往とは、九四の一陽剛、內卦の外より上り往て、坤の體に入るの義なり、衆とは、坤の象たり、得るとは、衆人の心を得るなり、九四は、成卦の主爻、震の爲ること有の主爻にして、近君大臣の位に居て、入ては則ち宰相、出ては則ち大將たるの德量才力有て、今險みを解くべきの解の時に遇ふて、師の軍卒を帥ゐて、坤の方に往て險みを解て、よく衆人の心を得ることなり、これ師の來往生卦法を以て、利西南の義を釋し玉へることとなり、

【象】往は來往生卦の象、又震の象、衆は來往生卦の坤の象、得は、九四成卦の主の象、又坎の象、

无攸往、其來復吉、乃得中也、

【訂】通本脫无攸往三字、據李鼎祚本補之、

【釋】乃得中也とは、これ豫の來往生卦法を以て、釋し玉ふなり、それ險難已に解て、もはや、天下に爲る所のこと無くば、宜く安く靜かにして、其位を守るべきの時にして、これを豫樂の時とす、故に其豫の卦の中へ、一陽剛外卦の外より來つて、二に居つて內卦の主爻となれり、これ天下の險み已に解けて、各其兵權を脫て、各國に來り復つて豫樂するの象たり、此時に當つては、九二も內卦に來り復つて中を得たり、これ吉と云へる所以なりとの釋たり、

【象】中は、九二剛中の象、得は坎の象、又得中は豫の來往生卦の象、

有攸往、夙吉、往有功也、

【釋】それ解の時に當つて、天下に解くべき所の險は

に居れり、これ九四往て師の上卦の坤の體中に入れるの象なり、坤を西南の方とし、又衆とす、又師とは、軍旅の事なり、凡そ天下の蹇屯の險難を解くと云ふことは、兵革干戈を用るに非ずしては、解き得ること能はざることなり、今九四成卦の主として、攝政の位に居れり、これ西南坤の方に往きて衆を得るの象たり、これ亦利西南の義なり、彖傳に、利西南、往得衆と云、これなり、无攸往とは、无攸爲と云の義にして、これ險難已に解て、もはや解くべき所無きを云、來り復れとは、往と云の字に對するの文にして、爲ること無ば、安靜にして其位を守るべしと云の義なり、故に无攸往、其來復吉なりと云、

又來往生卦法を用ひられたり、これは本豫より來れりと觀ることなり、豫の卦の中へ一陽剛外卦の外より來つて、二の位に居つて、內卦の主となれり、これ險み已に解けて、豫樂和順するの義なり、こゝに於て九二來り復つて中を得るの象有り、これも亦來復つて吉の義たり、彖傳に、其來復吉、乃得中也と云、これなり、

もし未だ解ざる所の險難あらば、須らく速かにこれを拯ひ解くべきことなり、それ時は得難くして失ひ易きの者たり、是故に苟も時幾已に至らば豈因循として猶豫すべけんや、須らく其幾を脱さず、速かに其險難を解くべきことなり、若し一息の緩延あらば、其幾を失ふて、其險難み終に解くべからざるに至ることなり、これ惟一に進退共に時に及ばんことを貴ぶ、君子は幾を見て作つ、日を終ることを俟ずと云へる、これなり、故に有攸往、夙吉なりと釋し玉ふなり、

【象】利は震の象、西南は、震坎合して東北とす、其東北の對方の象、又師の來往生卦の象、无攸往は險難已に解て、爲る攸無きの象、其來復とは、險み既に解けて、安靜にして位を守るの象、又震の象、又豫の來往生卦の象、有攸往夙吉とは、險難いまだ解ずば、速かに解釋すべしと云の意象、又往も來も夙も共に震の象、

【彖傳】解、險以動、動而免乎險、解、

【釋】險むとは內卦坎の象、動くとは外卦の震の象にして、これ二卦對體の象義を說きて、卦名の釋を下し玉へるなり、最も此條にては、動の字、眼目たり、これ

善工利器、

【釋】此卦名の解の字は、異邦後世の讀法にては、物自ら解け散るの義と、又我よりこれを解き釋めるとの二義有て、胡買古買の二音切あれども、易の卦爻の象義にては、二義共に併せ具へて有るのことなり、これ周代の讀法呼音にては、一音二義の用字法にて有りたるなるべし、

さて此卦には生卦法有り、本は屯より易位して來れりと觀ることなり、屯は險みの中に動くと云の象たり、今屯の內卦の震、動き進んで坎の險みの外に出づ、これ險み解るの義なり、故に解と名く、彖傳に、險以動、動而免乎險解と云、これなり、

○これ我動くの易位法と云、

又屯難の震雷は動て上り、坎の雨は和して下る、これ雷雨の解散するの象なり、故に解と名く、大象に雷雨作解と云、これなり、

○これを彼も我も共に動くの易位法と云、

又屯の內卦の震、動き進んで、坎の大川を濟り出て、險みを解脫するの象有、故に解と名けらる、

○これも我動くの易位法たり、

以上の三義は、皆屯の易位生卦の法を以て說き玉へるの象なり、又全卦に就て說く時には、六五の君、柔中の德有て、九四執政の大臣と、陰陽正しく比し、九二剛中の大臣とは、陰陽正しく應じて、能く賢良の二大臣に、委任せ玉へば、又二四の兩大臣も、共に剛健の才力有て、能く天下國家の險みを解くの才德有るの象たり、故に解と名く、

○按ずるに此解の卦には、地水師と雷地豫と二卦の象義を兼せ具へたるの卦にして、其義は象及び彖傳に、顯著たることなり、これ猶水山蹇の彖傳に、地山謙と水地比との、二生卦を說き玉へると同例たり、

解、利西南、无所往、其來復吉、有攸往夙吉、

【訂】通本、无攸往、作无所往、自同義謂、今復正、夙息逐切、入屋肅、早也、旦也、

【釋】先づ此彖の辭は、來往の二生卦を用て、其義を敎へ曉し玉へり、其生卦の一は、本地水師より來れると す、九四の一陽剛は、師の內卦の外より往き上つて四

【釋】九五の爻、今蹇の時に當つて、かの內卦に止まつて君所に朝せざる所の過剛不中にして其勢ひ盛大なる所の、九三剛强の臣をして、卒に來往せしむる所以の者は、これ九五の君の剛中の德有て、能く其蹇難の時運を察し、いよ〳〵己が德を修めて、艱難して、以て、時に中するの節を以て、これを優待恩遇するに由て、さしも剛愎なりし所の九三も、卒に來服感化すると云ことを、以中節也と釋し玉へり、

【象】中節とは、九五剛健中正にして、蹇の時の宜しきを斟酌するの象、又中は九五中爻の象、節は艮の象、

上六、往蹇來碩、吉、利見大人、

【釋】上六は、陰柔にして蹇難の極に居つて、進めは蹇いよ〳〵深くして窮迫に至るべし、又退ぞき來れば、九五の碩大の有德者に附き從ふて、安んずる所有り、故に往蹇來碩と云、吉とは、往は蹇みの深きに窮するの凶なるを、退ぞき來つて碩大の有德者に附くことを云へり、利見大人とは、即ち九五剛健中正にして蹇を拯ふの德有ることを指し敎へ玉ふて大人と云へり、

【象】往蹇は止に同じ、來碩は九五陽剛の碩大の德有る者に退ぞき從ふの象、大人は九五の象、又離の象、見も利も共に離の象、

【爻傳】往蹇來碩、志在內也、利見大人、以從貴也、

【釋】內とは九五を云、全卦六爻にて見れば、五は上爻より內にあればなり、これ比の六四の外比之と云と、照し合せて互ひに其義を得つべきなり、又貴とは、君位のことにして、即ち九五の義なり、內に在れよと云も、貴に從へよと云も、共に上六の爻佗の志無く一に九五に親比附從すべしと云ことを敎へ勸め玉へるなり、

【象】內も貴も共に九五の象、志は離の象、在は艮の象、從ふは變體巽の象、

【解】䷧（坎下震上）

【音】解胡買切、音蟹、緩舒也、解脫也、又古買切、佳上聲、解之也、是自解佗解、兩音兩義、可共讀也、餘詳

るの象、

九五、大蹇朋來、

【釋】九五は蹇難の時の君にして、叉坎の險みの主爻たり、それ九五の君の蹇みなりとする所の者は、九三陽剛の臣、內卦の主となつて、勢力強く盛んにして、而も艮の止まるの主爻とに內卦に艮つて君所に升り朝せず、且つ二四の兩大臣も、共に陰柔たれば、九三を制伏し、君家を輔佐するに堪へず、是を以て蹇みとすることとなり、然れども九五は剛健中正の德有を以て、大に艱難苦勞するときには、九三の陽剛の朋も、遂に其德に感じ化して、自ら來り朝せんこととなり、此の如くに至らんときには其蹇難も解け、君臣和合せんこと必せり、故に大蹇朋來と云、

○按ずるに、朋とは、同朋匹類の義たり、こゝにては九三の爻を指て云、九三は、艮の主にして內卦の極に止まつて、陽剛にして勢ひ盛んなるの者たり、故に初二の陰爻皆これに倚り附けり、剩へ六四の爻も亦九三に比せんとするの意有り、これ九五の外の一陽剛にして、內卦に在て勢ひを擅いまゝにせるの者たり、故に其實は天下二主、一國兩君の象たり、屯蹇坎の三卦の象を能く玩味すべし、此故に九五の君此時に當つては、唯剛健中正の德を修めて妄りに殺伐を弄すること無く、蹇の時の天命に從ひ、艱難勞苦して、恩と威と竝び施さば、其勢ひ九五の君と相匹敵すべき所の、九三の剛強なる者も、自然に其德義に感じ化して來り服せん、故に朋と云へるなり、凡そ屯坎蹇の三卦の時は、過半騷忙の時の勢ひたり、此時に九三を以て臣下なりとして展待なば、卻つて彼が忿激を發して、和睦には至り難し、故に匹敵の稱を以て、朋と云へるなり、これ優禮を以て懷柔するの謂にして、これらの所が大に蹇めりとすと云の時の、德を修むるの要たるなり、

【象】大蹇とは九五蹇の時に當つて、坎の險みの主たるの象、叉九三下に止つて朝せず、二四共に陰柔にして輔弼たるに堪ずして、卻つて九三に比せんとするの象、朋は九三陽剛の象、來は九三の爻、君德に感じ化して來朝するの象、

【爻傳】大蹇朋來、以中節也、

ども、陽爻なるが故に、動き進むの意有り、もし進み行けば、忽ち険難に陥ることとなり、又退ぞき來つて、本位に艮まり守るときは、艮止の正を得て蹇難の険みに陥いらざるなり、故に往蹇來正と云、

【象】往蹇は九三進めば坎の険みに陥るの象、來正は九三退ぞき守れば、艮止の正を得るの象、

【爻傳】往蹇來正、內喜之也、

【釋】內とは、內卦を指せり、九三は艮の主爻にして、初六六二の二陰爻、これに依り頼むの爻たり、故に來り正しきときには、內卦の陰爻これを喜ぶと云の義を、內喜之也と釋し玉へり、正の字目を著べし、これ勸戒の徵辭たり、傳、

【象】內は內卦の象、喜之は意象、又離の象、

六四、往蹇、來連、

【釋】六四は蹇の時に出遇ふて、外卦坎の険みの一體に居れり、故に往き進めば、蹇み愈深くなることなり、又來り退ぞき守るときは、上は九五の君に連なり、下は九三の侯に連る、これ固に六四の安んずるの所なり、固より六四は宰相の位に居つて、陰弱にして蹇難を拯ふの才力無しと雖、其柔正を得て、九五剛健の君とは、陰陽相承け比しみ、九三陽剛の諸侯に連なれり、これ能く上下を連合する處の者として、これ實に自ら能く其位を守るに至れるなり、故に往蹇來連と云、

【象】往蹇は上に同じ、來連は六四の爻、九五と九三とに連るの象、又變體乾の象、

【爻傳】往蹇來連、當位實也、

【訂】通本位下脫連字、今補復、蓋實者、指九五九三、兩剛爻也、凡易中稱實者、皆言陽剛也、若蒙六四傳、獨遠實也、泰六四傳、翩々不富、皆失實也者是也、今六四陰柔、則難言實、故知脫連字也、

【釋】位に當るとは六四の爻、宰相の位に居り、且つ陰爻陰位に在つて、柔正の德を得たるの義を云、實に連なるとは、六四柔正にして、九五と九三との兩陽爻に比し連なれるを云へり、

【象】當位とは、陰爻陰位に居るの象、實は九三と九五との二陽剛の象、連は六四柔正、九三九五に比せ

り六二は陰弱微力たるが故に、其九三の剛强不順の横逆ある者を、制服せしむること能はず、一に只これを憂へ惱むのみなり、故に王臣蹇々と云、然りとは雖、此六二の蹇難は、己が躬の爲めの私の憂へには非ずして、一に九五の君の家の爲にする所の公義にして、其蹇みとする所の主意は、己が陰柔微弱にして、國家の蹇難を濟ひ上つること能はざるを憂へ蹇むことなり、故に匪躬之故と云、

○按するに此六二の爻は、柔順中正たり、然るに吉と云の辭を下し玉はざる者は、陰柔にして蹇の時を拯ふに力足らず、且つ九三の過剛不中の剛强暴逆の臣を、制し禁ずること能はざるを以てなり、されども其中心に憂へ蹇むことは、一に王家の公義の爲にする所の忠臣の赤心にして、其志は嘉すべき所の者たり、故に凶悔吝の辭も下し玉はざる所以たり、

【象】王は九五君位の象、臣は六二臣位の象、蹇蹇は六二蹇の時重險の下に居るの象、躬は六二の爻象、又艮の卦象、匪は艮の象、又匪躬之故は六二中正にして、九五に正應たるの象、

【爻傳】王臣蹇々、終无咎也、

【釋】六二中正を得て九五の君に正應すと雖、蹇難の時に出遇て、自家は陰弱微力にして、しかも重險の下に居り、九三過剛不中の剛暴者に承け逼らる、さて此九三の不順の臣を制服して、九五の君の坎の險みを拯ひ輔くること能はざれば、これ尸位坐食の罪、遁ること能はざる所の者に似たり、然れども六二の百計千慮に憂へ悶ゆる所、一つも己身の私の爲には非ずして、一に君上國家の爲に勞苦することなれば、其志は忠臣たりと謂ふべし、故に終无咎也と釋し玉へり、終の字下し得て勛力有り、目を著くべし、

○按ずるに此六二の爻の義は、皇國建武の朝の萬里小路黃門藤房卿のことに能くも似よりたることなり、

【象】王は九五の象、臣は六二の象、蹇々は卦名の象、終には艮の象、咎は坎の象、无は艮の象、

九三、往蹇來正、

【訂】通本、正譌作反、今據郭本引王本訂正、

【釋】九三蹇難の時に當つて、艮の止まるの主爻たれ

忠、
これ自反の方なり、
又修德とは、上文の不仁、無禮、不忠と自反し得て、仁矣、有禮矣、忠矣と云に至れる所が、これ德の修まれるなり、自反とは、修德の用、修德とは、自反の體なり、自反修德別物に非ず、一にして二、二にして一なるなり、

【象】身は艮の象、德は坎の象、反は反省の義にして、これ離の文明と艮の篤實との合象、修は倒震の象、又離明の象、

初六、往蹇、來譽、

【釋】往來と云は、猶進退と云が如し、往とは、進み行ふの義とし、來とは、退ぞき守るの義と見るべし、以下皆同じ、それ今蹇難の時に當つて、初六は、己れ陰柔不才にして、不中不正たり、殊には卦の初め、難みの初めに居ることとなれば、少しにても進み爲すこと有る時には、其蹇の愈深きに向ふこととなり、又退ぞき守るときには、却つて災ひを免るゝの義なり、故に往蹇來譽と云、譽とは、別に得ること有の謂には非ず、只蹇難の深きに陷らざるを吉として、譽とは云へるまでなり、

【象】往蹇とは初六進めば忽ち外卦の坎の險みに陷るの象、來譽とは初六退ぞき守るときは、險難に深く陷らざるの象、

【爻傳】往蹇來譽、宜待也、

【釋】今蹇難の卦の始めなれば、進むときは、忽ち坎の險みに陷るなり、又退ぞき守る時は、險難を免かるゝなり、故に此時に當つては、偏へに退ぞき守つて時を待つを利しとす、故に宜待也と釋し玉へり、

【象】待は艮の象、宜は離明の象、

六二、王臣蹇々、匪躬之故、

【釋】王とは九五の爻を指せり、臣とは六二の爻を云、これ五は君王の定位、二は臣下の定位たればなり、六二は固より九五の臣たり、故に王臣と云、六二の爻、臣の位に居つて、中正は得たれども、今蹇難の時に出遇ひ、且つ其身は重險の下に居つて、九三の過剛不中にして、權勢有て威力强き者の下に承け逼らる、固よ

の坦途に退ぞき守るの義を云、功有りとは、今蹇の時を犯さずして、其咎を免るゝを云、

【象】往有功はこれ教戒の意象、又謙の來往生卦の象、

貞吉、當位以正邦也、

【訂】通本、貞吉二字、錯在當位下、今改正、

【釋】位に當ると云は、此卦二より上爻に至て、皆各正を得たるの義と、又九五の爻剛健中正を得たるとの義を、併せて說き玉へるなり、これ彖の辭の貞吉の釋にして、さて其主意は、專はら九五の君德に係けて說き玉へり、故に當位以正邦也と釋して、强く九五の君へ指し當てゝの教訓體の釋なり、これ名教の主意たればなり、

【象】當位とは二より上爻に至て、皆各正位を得たるの象、又九五の爻、剛健中正を得たるの象、又謙の來往生卦の象、正邦は教訓の意象、又正も邦も共に離の象、

蹇之時用大矣哉、

【釋】それ蹇難窘迫の時に當つて、其時宜に中して、進退周旋して能く節制す、これ明知の大作用たり、故に時用の二字を一篇の眼目とす、

【象】時は離の象、用は明知の作用にして離の象、

【大象】山上有水蹇、君子以反身修德、

【釋】山の上に水有とは、これ蒙の大象の、山の下に出泉ありと云に對せるの文にして、其實意は前に坎水の險み有、後へに艮岳の阻み有と云の義たり、それ前へ後ろに險阻を受けて、進退谷まるの卦象たれば、これ卦を難みとし、跛とする所以にして、君子此蹇難の時に當つては、少しにても進み行なはんとする時は、忽ち必ず險難に陷ることとなれば、此時運に遇ひ、蹇難に處らん所の道は、一に惟身に自反して德を修むるより外の道は無しと覺悟して愼み守れよと云の教訓たり、反身とは、乃ち自反のことなり、

孟子曰有人於此、其待我以橫逆、則君子必自反也、我必不仁也、必無禮也、此物奚宜至哉、其自反而仁矣、自反而有禮矣、其橫逆由是也、君子必自反、我必不

と云の卦の名の義は、險難と云ふことなりとなり、さて其險難と云ふ者は、遠きに非ずして、即ち眼前に在ることなり、前とは外卦の義、險みとは、坎の象を云へるなり、其前に坎の險み有ることを見察めて、能く愼み戒めて敢て犯し進むこと有ること無く、退ぞき艮止る、これ其知あるを以てなりと、讃美稱歎し玉へることは、これ其天命の時運を知て止まり守つて犯さざるを褒譽玉へるなり、

【象】蹇は卦名の象、難も卦名の象、險は坎の象、前は外卦の象、見は離の象、止は艮の象、知は離の象、

蹇、利西南、往得中也、

【釋】これよりは彖の辭の釋に移り玉ふなり、故に文章の端を更めんが爲に、卦名の蹇の字を提け出し玉へり、固より此一條は地山謙の來往生卦を以て、彖の辭の釋を爲し玉ふなり、謙の卦の中へ一陽剛下卦の外より上り往きて、五の位に居れり、これ一陽剛往て坤の卦の中に入て、中を得たるなり、坤は西南の隅位たり、中とは、行くもの能く節に中れることなり、これ西南に往て中を得て、行ひ節に中ると云の義たり、故に利西南往得中也と云、

【象】往とは來往生卦の象、中とは九五剛健中正の象、得は坎の象、

不利東北、其道窮也、

【釋】これは水地比よりの來往生卦法を以て、象の辭の釋を爲し玉ふなり、水地比の卦として、其卦の中へ、一陰剛上卦の外より來つて、內卦の三に止つて、艮の主爻となれり、艮は東北の隅位たり、又止まるの義なり、且つ三は人位にして、改革の危地たり、これ來つて東北隅の位に止まつて危き地に居れり、こゝを以て、其道蹇難困窮するの義なり、故に不利東北其道窮也と云、

【象】其道窮とは比の來往生卦の象、又此卦二より上爻に至つて、坎爲水の窮難の象、又艮を往とす、これ窮途に窘迫するの象、

利見大人、往有功也、

【釋】往とは爲ること有るの義とす、さて今蹇の時に當つて、爲ること有りと云は、乃ち是西南坤地の平易

れたりと云べし、これ蹇難の至極たり、故に蹇と名け玉へり、

蹇、利西南、不利東北、利見大人、貞吉、

【釋】西南は陰卦の方位たり、巽離坤兌、東北は陽卦の方位たり、乾坎艮震、陽は、先んずるなり、進むなり、陰は後るゝなり、退ぞくなり、又西南は、坤の方位にして、平易の坦路たり、東北は艮の方位にして山嶽の險阻たり、凡そ人蹇難の時に遇ふては、退ぞき後るゝに利しく、進み先だつに利しからず、平易の坦途を行くに利しく、山岳の險阻を行くに利しからざることとは、これ天地の大定理にして、蹇難を守り解脫の良策たり、故に蹇難の人に敎へ曉して、利西南不利東北と云、

○按ずるに此卦に艮の象有り、故に東北と云へり、坤の象は無しといへども、西南と云者は、其艮の對方の象を取れるなり、これ猶坤の象に西南と云て、其對方の象を以て東北と云へると同じ、

又蹇難の時に遇ふては、大人有德の人に見えて濟ひを求むることを利しとす、故に利見大人と云、又蹇難の時に處らんには、一に其行ひの貞正ならんことを主とす、これ第一の緊務たり、さるに大率世間の人の情態、蹇難困苦の時に當つては、必ず貞正なること能はざる者たり、故に論語にも、小人窮すれば斯に濫するとは曰まへるなり、實に節操確乎たる所の君子に非ずしては、其身を正しくすること能はざるなり、其身の行正しきに非ずしては、此蹇難を凌ぎ通ること能はざるなり、それ己身すら蹇を脫すること能はずして、豈能他人の蹇難を脫することを得んや、故に貞吉と云、

【象】東北は艮の象、西南は、艮の對方の象、又西南東北共に來往生卦の象、利は離の象、不は艮の象、大人は九五剛健中正の象、又離の象、見は離の象、貞吉は此卦二より上に至て、皆正を得たるの象、又離の象、

【彖傳】蹇、難也、險在前也、見險而能止、知矣哉、

【音】難去聲、險難也、知去聲、智同、

【釋】蹇は難なりとは、これ卦名の字釋法にして、此蹇

婚媾は上九の夫、六三の妻、相應ずるの象、往は上九より六三に往くの象、雨は上九と六三と、陰陽相應ずるの象、又坎兌の象、又全爻の辭、初は睽きて忌み惡み、後は解去て相應ずると云の意象、

【爻傳】遇ㇾ雨之吉、群疑亡也、

【釋】それ上九の爻の睽きて孤りとなれる、豕と云、塗を負と云、鬼を一車に載すと云、弧を張ると云、弧を説と云、寇と云、婚媾と云、如ㇾ此千百轉展するの本はと究むるに、才に一點の疑念より生ぜることなり、其疑ひ睽くの極は、殺害の念をだに起すに至る、豈愼惧せざるべけんや、兵書に、三軍の害は、狐疑より大なるは無しと云へるも、亦これらの義なり、然りと雖、物窮まれば則ち通ず、これ即ち易の道、天地の道なり、今睽くの卦極に至て、睽の時も將に盡きんとす、故に忽ち一點の睽き疑ふ情去て、平心となる、故に陰陽相和して雨となることを得るなり、故に遇ㇾ雨之吉、羣疑亡也と釋し玉へり、

【象】羣疑亡は上九睽の極にして、睽の解け去て、陰陽相應ずるの象、疑は坎の象、亡は離明の象、

【蹇】䷦〔艮下坎上〕

【音】蹇、居偃切、跛躄也、蹇難也、詳ニ善工利器ㇾ、

【釋】卦象、艮を止まるとし、坎を險みとす、これ險の中に止つて出ること能はざるの象有、故に蹇と名け玉へり、又險みを見て自ら能く止つて、犯し進まざるの象有り、故に蹇と名けらる、彖傳に、險在ㇾ前也、見ㇾ險能止と云、これなり、

○按ずるに險の中に止ると見るは、これを義象と云、又險みを見て能く止ると見るは、これを意象と云、意象義象の別、こゝを以ても知るべし、

又此卦進まんとすれば、前に坎水の險み有、退んとすれば、後へに艮山の阻み有、實に進退維谷るの象たり、故に蹇と名けらる、又九五の君、坎險の主として、二陰の中に陷り、且つ九三陽剛の臣は、下卦の極に艮まつて上に朝せず、あまつさへ二と四との兩大臣は、共に陰弱にして君を輔佐し上つること能はず、卻つて九三不軌の剛臣に密比せり、これ天下二主、一國兩君と云べきの象にして、其勢ひ内外上下二つに分

【象】往も慶も共に乾の象、

上九、睽孤、見豕負塗、載鬼一車、先張之弧、後說之弧、匪寇婚媾、往遇雨則吉、

【音】負、負任也、塗、塗泥也、弧、音胡、木弓也、說、音脫、

【釋】上九は、六三と正應たれども睽の極に居るを以て、睽き離れて其應を舍て、自ら孤獨となれる者たり、故に睽孤と云、上九其睽き疑ふの意甚盛んにして、卒には六三を惡み見ること、假令へば豕の汚穢が如く、且つ其汚穢が上に、泥塗をも負へるが如く、不淨不潔の至極と意へり、尙睽き憎むの情愈增長しては、惧怖るゝの意を生じ來り、竟には六三を醜鬼の如くに想へり、それ鬼と云は、本無形の者たり、さるを實有の物とす、これ疑ひ睽くの情極つて、妄想の甚しきなり、固より鬼と云は、陰邪にして忌惡むべきの者たり、さるに一ならず、無數無量に變現して、積載て一車に盈てりとす、故に見豕負塗載鬼一車と云、上九睽き疑ひ、忌み憎み怖るゝの妄念より、遂に殺害心を生して、弧矢を取つて、忽に六三を射んとす、然るに睽の背くと云ことは、本疑念より生ず、さて其疑惑と云ことも既に極まれば、一旦に豁然と解くること有り、解くれば忽ち睽く意も止み、害念も絕して、其弧矢を抛棄す、故に先張之弧、後說之弧と云、今睽の時たるが故に、上九不圖六三を疑ひて、寇仇の如く意ひつるが、睽くこと極まつて、其疑ひ解けて、能く平心にして、思惟すれば、寇には非ずして、本より婚媾なり、故に匪寇婚媾と云、上九は夫、六三は妻なり、故に婚媾と云なり、雨とは、陰陽交和の澤なり、今上九六三へ應じ往て、相親和せば、睽の時盡果て、交互安寧ならんとなり、故に往遇雨則吉と云、

【象】睽孤は上九睽の極に居て、六三に應ぜざるの象、豕は六三陰爻の象、又坎の象、塗は六三陰爻の象、又澤泥の象、鬼は六三の象、又離の象、車は坎の象、又載鬼一車は坎の車の上に、離の鬼を載するの象、見は上九これを見るにして離の象、弧は坎の象、張は睽の意象、又震の象、說は和するの意象、又兌の象、寇は坎の象、六三を指せり、匪は疑の解くる意象、

て謁見をだに許さず、こゝを以て悔有り、然れども、物睽に終るべからず、一旦疑惑解けて、和親せば、九二必ず應じ來つて、誠忠を國家に盡すべし、其時に至て悔亡るなり、故に悔亡と云、これ此悔亡の二字は、此爻の終始の義を提擧して說き示せり、』さて厥宗とは、九二の爻を指せり、九二實は臣なれども、これを臣と云時は、其情意疎にして、睽き離るゝに近し、故にこれを宗と云、宗とは、同宗の義にして親しみを專らとするの辭なり、然れども、睽の時たれば、骨肉の親と雖、離れ睽き易し、況や君臣をや、是を以て二五相睽くことを致せるなり、最も此時に當つては、君臣の大義大分あるを以て、九二の忠臣より、强て君に和合し上らんとすることは至て難し、故に九二の爻にては主に巷にて遇ふとも、咎無しと云へり、又六五の君より、九二の臣に和合せんとは甚易し、故に厥宗膚を噬むが如しと云へり、膚を噬むとは、噬嗑の六二と同じ、此爻にては、君臣の合し易きを云へるのみ、往とは、爲ことと有るの義にして、睽の時六五の君は、柔中たりとは雖、陰弱にして、一旦の疑ひ睽きより、九二剛中の大忠臣を睽き離せり、今六五これを親み和すること、同宗の念ひを爲して、速に和合し、篤く親み信じて、其國政を輔弼せしめば、これ大に爲ること有るにして、何の咎かあらん、郤て大に得ること有らん、故に往何咎と云、何咎あらんと云は、其辭咎無しと云より勝れたりとす、故に爻傳には、往有慶也と云へり、

【象】悔は卦の義、六五九二に不應の象、亡は睽き疑ふこと解けて、二五親み應ずるの象、厥宗は九二の象、膚は六五陰爻の象、噬は二より上に至て、頤中物有るの象にして、即ち嚙の象、噬膚は六五より九二に應ずるの象、往は六五より九二に應じ往くの象、

【爻傳】厥宗噬膚、往有慶也、

【釋】六五陰弱にして、睽の時に當れるを以て、一旦の睽疑を以て、九二剛中の大臣を睽き離せり、故に臣民の情背き、國政將に乖かんとす、是に於て、速に九二の大臣と和合して、これをして國政を輔佐せしむる時には、大に臣民の心を得ることなり、故に往有慶也と釋し玉へり、

九四、睽孤、遇元夫交孚、厲无咎、
【音】孤、平模姑、孤獨也、無父也、窮民之一、又子處亦曰孤、
【釋】初九と九四とは、應位たりと雖、兩剛相拒て不和なり、且つ睽くの時なるを以て、九四より初九に背きて相與せず、是を以て九四孤獨となれり、故に睽孤と云、若し九四睽て孤りなるの獨立し難きを省み知らば、須く速に初九應爻の元夫に相遇ふて、親和すべし、初四ともに互に能く孚信ある時には、睽て孤りなる厲の咎を免るべし、故に遇元夫交孚、厲无咎と云、それ睽て孤りなる故に咎有りとし、遇て孚とする故に咎無きことを得るなり、
○按に初九を指て元夫と云ことは、猶丈夫と云が如し、これ九四より初九を尙び稱するなり、元は始の義、夫は丈夫の稱、陽剛の義なり、今初九に此二象を兼ねたり、故に元夫と云へり、それ睽の時に處るの道は、親和を主とす、故に應爻を尙とび親しむの意を教へ示し玉ふなり、又四より初を尊稱するの例は、豐の四に、初を指して夷主と云へる類なり、
【象】孤は九四睽きて應無きの象、元は始の義、初爻の象、夫は初九陽剛の象、交は初四相應ずるの象、孚は初四共に陽實孚信の象、又離の象、又坎の象、厲は初四睽て不和の象、又九四危地の象、无咎は初四和し應ずるの象、又咎は坎の象、無は艮の象、
【爻傳】交孚无咎、志行也、
【釋】九四睽の時に當つて、初九は應位たれとも、これに睽きて與せず、こゝを以て睽孤に至り、其獨立し難きに困み、遂に其應位の初九元夫に親しみ和して、交互に孚を以て親和して、睽孤危厲の咎を免るゝには、これ九四の志行はるゝのことなり、故に志行也と釋し玉ふ、
【象】志は震離坎の象、行は震の象、
六五、悔亡、〔和親〕厥宗噬膚、往何咎
【音】厥、居月切、其也、
【釋】六五は柔中の德有て、君位に在りと雖、睽の時なるが故に、臣民の情睽き離る、固より九二の應有れども、睽背の時たるを以て、六五の君より、九二に睽き

と意ひ疑ふて、其不貞不節を怒り嫉みて、これを見るなり、故に見輿曳其牛掣其人と云、上九已に六三を厭ひ惡み、其恨怨二と四に及びて、遂に二四の兩陽剛を刑誅せんと意ふなり、故に而且劓と云、而は毛髪を去るの刑、劓は、鼻を割(サク)の刑なり、九四は其上に居るを以て而と云、九二は其下に在るを以て劓と云、これ睽の時たるを以て、一朝の疑ひ睽きよりして、竟に他を憎むこと、此の極にまで至れりと雖、一旦偶然として、其疑ひの綱解け開くに及んでは、忽ち陰陽相應じて、親和すべし、故に无初有終と云、初めは不和なる故に、初め無きなり、後には和する故に、終り有るなり、これ一爻の終始を括せるの辭なり、即ち初九の悔亡ると同意味なり、

○按に此爻には、本位六三の女子は勿論、九二の比爻の男子、九四比爻の男子、上九正應の夫までを連ね出せり、さて爻辭終始の意は、皆上九應爻の疑ひ睽くの情より、種々百慮千計に妄想臆推するの思念の情態までを、形容し出し玉へり、聖人卦爻の象に由て辭を係け玉ふこと、神妙自在なるを仰讚し上りて、各自勉勵せざるべけんや、

【象】輿は六三の象、又坎の象、牛は九四の象、又離の象、曳は九四、六三に比するの象、又坎の象、人は九二の象、又兌の象、掣は九二、六三に比するの象、又坎の象、而は九四の象、又毛髪は血に屬す、坎の象、兌これを毀折するの象、劓は九二の象、又鼻は肺金に屬す、兌の象、又兌を毀折とす、劓の象、見は上九より六三を見るの象、又離の象、无初は卦名睽の義、又初も无も、共に乾の象、有終は六三上九相應和するの象、又終は乾の象、

【爻傳】見輿曳、位不當也、无初有終、遇剛也、

【釋】六三の女子、睽の時に當つて、上九正應の夫より疑はれ、睽かるゝ者は、陰爻陽位に居て、不正なるより起れることなりと云ふ義を、位不當也と釋し玉へり、剛とは上九を云ふ、遇とは、上九一旦の疑ひ解けて、睽けるの情去て、六三上九、陰陽相應和するを云へるなり、

【象】位不當は陰爻陽位に在るの象、遇剛は六三上九、柔剛相應ずるの象、

ずべき緣由も無かりし所に、幸なるかな、未曾有の大地震有て、さしも堅固の伏見の城さへ、石壘折け、層樓崩れ、隍傾き門倒るゝに至れり、此時に清正其禁錮の身をも顧りみず、かゝる大變非常の時、主君の衞御覺束無しとて、强て登城して君邊の守護を爲せり、豐臣閤下大に其精忠を感ぜられて、其まゝ勤仕して別に出勤の命無かりしとぞ、これらのことなど、此睽の九二の爻の義に、やゝ比すべきか、

【象】主は六五の象、又離の象、巷は震の象、遇は二五相應ずるの象、

【爻傳】遇主于巷、未失[臣]道也、

【釋】此九二の臣、睽の時に當つて、六五の君の睽疑を被ぶると雖、赤心國に報ずるの操節、石よりも介く、常を去て禮を離れて、權に即て志を通ず、これ實に己を忘れて、君の爲に量るの誠忠たり、故に未失道也と云、道とは臣たるの道を云、

【象】道は震の象、未失は良の象、

六三、見輿曳、其牛掣、其人而且劓、无初有終、

【音】曳、(校者云、曳、原本作輿)去裔、挽也、從申從ノ、掣、尺制切、挽也、而、如之切、頰毛也、以爲髡刑之名、通本、作天蓋天而篆體同似、變隸者、由譌也、今改正、劓、魚器切、割鼻刑也、

【釋】輿は六三を云、牛は九四を云、人は九二を云、それ輿車は、前より曳く時は、前に轉じ、後ろより掣く時は、後ろへも轉ず、此義を六三陰柔の爻にして、九二九四の兩剛に比して、前に後ろに挽かるゝに喩ふ、さて前に在て曳く者は牛なり、爻にては九四にして、六三に比せんとするなり、後ろに在て掣く者は人なり、爻にては九二にして、六三に比せんとするなり、見ると云は、上九が六三を見るなり、上九は六三の正應の夫たり、六三は上九の妻たり、然れども睽の時たるを以て、其情背きて未娶の者とす、且つ六三の女子陰柔不中正たるを以て、二に比し四に比す、是を以て上九の意に、六三其正應の己を舍て、九二に親しみ、九四に睦まじと疑ひ意へり、これ猶輿の前なる牛にも曳かれ、又後なる人にも掣かるゝが如くなり

にして、獨立し難く、其應の位たれば、來つて初九に和親を求むべし、此時こそ初九の和し應ずべきの幾なり、時なり、さるに一旦兩剛相睽きて、惡人と意ひし舊情に募つて、これに親和せざる時には、九四の應ぜざるのみには非ず、遂には忿恨して睽くの極、寇仇となり、害應することを必せり、これ初九の大なる咎とす、故に見二惡人一以辟レ咎と云へり、

【象】辟レ咎は初四兩剛和應するの象、又咎は坎の象、辟は離明の象、

九二、遇二主于巷一无レ咎、

【音】巷、去降、邑中小塗曲街也、

【釋】此爻の辭の主意は、今睽の乖き違ふといふ非常の時たれば、常禮常道に拘はらず、時宜を量つて權の道に即べしと云の義なり、これ坎の六四の納レ約自レ牖と云ると相同じ、主とは六五を指す、二は臣の位にして、二五本相應ずべけれども、睽くの時なるを以て、相應ぜずして、却つて相背くに至る、是を以て六五の君、九二剛中の臣を疑ふて、謁見を禁ず、故に九二の臣、六五の君に見ゆること能はざるなり、さて相見えざる時には、六五の疑ひ愈固く結んで終に解くべからざるに至るべし、此時常經の道を執て相見んことを欲せば、其志の通ずる日は有るまじ、如何にも常經を離れて、大權の道に即て、假令へば巷にてなりとも、相遇ふことを得ば、其志通ずることを得べきなり、それ一旦は、其情睽けりと雖、本來二五陰陽相應のことなる故に、一回君に遇見し上る時には、疑ひ睽きたるの情、忽ち解けて君臣相和合すべし、故に遇二于巷一无レ咎と云、遇とは、期せずして相遇ふの義にして、禮を備へず、路人の途中に相遇ふが如きを云、巷は、小曲街にして君に見ゆべきの所に非ず、然るに巷と云者は、これ常禮常經に管らず、其所其位を擇はずして、惟能く相通ずべきの幾を見て、權道を求めよとの敎へなり、最これ禮に違ひ、經に背くの咎有るに似たれども、一に君臣相和するを以て貴しとす、これ睽の時たればなり、故に无レ咎と云、

○按に吾近古文祿の頃、朝鮮討伐の將加藤淸正凱陣の時、小西石田が姦構にて、澱殿より種々讒訴有りしに由て、豐臣大閤の睽疑生じ、閉門蟄居の命下り、禁錮して居たり、如何んとも其情實の君邊に通

初九、悔亡、喪馬勿逐自復、見惡人、无咎、

【音】喪去聲、惡、烏故切、去聲、憎也、忌也、傳同、

【釋】初九は睽の初に居つて、九四と應位たれども、初四共に陽剛にして、相應せず、此故に九四初爻に睽きて親和せず、故に悔ありとす、さて九四も亦睽の時に當つて、應援無ければ、獨立し難く、終には必ず初九の應を尋ねて、親和を求め來るべし、此時に從來の悔亡ぶべし、故に悔亡と云、これ睽くが故に悔ひ、和するが故に亡ぶるなり、其要を擧げて云ば、初四初めは睽きて、後には和するの義にして、又此爻の終始を統べ言へるの義なり、さて馬を喪ふ已下は、悔亡るの故を重ね明し玉ふのみなり、馬とは、九四を指せり、九四は、坎の馬の主爻に當ればなり、四は初の應位にして、固より親和すべき者たれども、睽の初に當つて、兩剛相距んで親和せざるなり、其親和せざるを喩へて、喪馬と云、然れども九四とても、睽の時にして、應援無きが故に、遂には必ず應爻を慕ふて、親和を初九に求て來らん、故に初九逐ひ索むること無くとも、九四の馬自ら復り來るべしとの義たり、凡そ睽くと云ことの起りは疑惑に由て成れる者たり、已に睽き乖ける者を、俄に、これを逐ひ索むる時は、彼愈怪み訝かつて、其情愈違ふ者たり、惟我平常にして逐ひ索むること無き時は、彼自ら疑惑解けて、來り和する者なり、故に喪馬勿逐、自復と云、惡人とは、九四を指す、見るとは、初九より進み往て見るを云、それ人疑ひ睽くの初めは、必ず彼を以て惡人と意ふと雖、彼れ已に解け來つて、和親を求めば、我も亦臨み見るべし、然らずば、睽を解くの日無からん、宜く速に和親すべし、又何の咎と云こと有んと云ことを、見惡人无咎と云、

【象】悔は相睽くの象、亡は相和するの象、馬は坎の象、喪は初四應ぜざるの象、勿逐は初より四に進むべからざるの象、自復は四より來つて初に和するの象、惡人は坎の象、又九四陽剛不中正の象、見は初より四に泝み和するの象、又離の象、

【爻傳】見惡人、以辟咎也、

【釋】それ睽くの初めに當つて、初四ともに陽剛なるを以て、應ぜずして睽けり、然れども九四も亦睽の時

は九二剛中を云、これ二五相應ずるの義なり、是以と
は、上の對體の象義と、履の來往生卦との二事を指せ
り、これらの義、即ち小事に吉たる所以なりとなり、
已上彖辭の釋了れり、
【象】説は、兌の象、麗も明も、共に離の象、柔とは六
五柔中、離の文明の主爻の象、進而上行は、來往生卦
の象、得中は、六五柔中の象、應剛は六五、九二陰
陽相應ずるの象、

天地睽、而其事同也、男女睽、而
其志通也、萬物睽、而其事類也、
睽之時用、大矣哉、

【釋】上文にて彖辭の釋は了りつれども、卦名の睽の
字の義を、天地男女萬物を賓主として、睽の時の作
用、睽きて卻て其實其用相同じく相類し、其情の相通
ずるの妙用の義を演て、汎く君子への睽の時の用を
敎へ示させ玉ふなり、類は、猶同と云に同じ、
【象】すべて敎誨の意象、

【大象】上火下澤睽、君子以同而
異、

【音】異以去聲、分也、
【釋】此卦、離火上に在り、澤水下に居る、上なる火は
炎上の物、下なる水は潤下の物、これ二物其性相睽く
の義を示さんとて、上火下澤、睽と云へり、君子此卦
象を觀て、人と同うすべき所は、柔順和同して世に違
はず、人に悖らざるべく、又異にせずばあるべからざ
るに至つては、卓立毅然として、富貴も淫すること能は
ず、威武も屈すること能はざる如くなるべしとの敎
へなり、尙も同異の分別を細かに言はゞ、子曰、富與
貴、是人之所欲也、不以其道得之、不處也、貧與
賤、是人之所惡也、不以其道得之、不去也、又文言
曰、進退無恒、非離羣也、又不易乎世、不成乎名、樂
則行之、憂則違之、これ其人の欲する處、惡む所、非
離羣と云の類は、これ君子と小人との共に同じき所
たり、又其得之不處、得之不去と、憂則違之と云の
類は、これ君子と小人の異なる處たり、
【象】同は離の中女、兌の少女、同胞連枝の象、異は、
離火は炎上し澤水は潤下し、性各異なるの象、

に用ふべきの時ならんや、故に小事には吉と云、已に小事には吉と云、其大事に不吉たることと知ぬべし、又兌を說ぶとし、離を麗とす、これ說んで麗の象有て、且つ内卦を我とし、外卦を彼とす、これ我說んで他の明者に麗く義たり、故に小事には吉なりとす、彖傳に「說而麗レ明」と云、これなり、又來往生卦法、本履より來るとみる、履の卦中へ六五の一陰、卦外より進み上つて、中を得て剛に應ず、剛とは、九二を云、それ履の卦は、柔中の德を得ず、且つ二五の應も無かりしに、今六五上り往て中德を得て離明の主爻となり、剛中の九二に應ず、これ六五柔中にして、九二の剛中の臣に輔けらるゝの義たり、これ大事にも用ふべき者に似たれども、全體睽の時なる故に、大事には用ふべからずして、僅に小事にのみ吉と云り、これ進み上れる者陰柔なるが故なり、是故に小事吉と云、これ小過の彖の、「可二小事一不レ可二大事一」と、其辭義相類す、互ひに照看すべし、

【象】小は兌の微弱の象、吉は離明の象、

【彖傳】睽、火動而上、澤動而下、二女同居、其志不レ同レ行、

【音】上、上聲、下、去聲、

【釋】火動て上り、澤動て下るとは、革の易位生卦法を以て卦名の義を釋し玉へるなり、又二女同居、其志不同行とは、これ對體の象を說て以て、卦名の義を釋し玉へり、共に已に卦名の下にて辨ぜり、已上は、卦名の釋なり、

【象】火は離の象、澤は兌の象、上り下るは、易位生卦の象、二女は、離の中女、兌の小女の象、志は離の象、又坎の象、不同行は卦名睽の義、

說而麗二乎明一、柔進而上行、得レ中而應二乎剛一、是以小事吉、

【音】說、音悅、麗、附著也、上、上聲、應、去聲、

【釋】凡そ人、内心に其事を悅んで、外、明者に麗き從ふ時は、小事には吉なる所以とす、これは對體の象を以て、小事吉の義を釋せり、又柔進む已下は、履の來往生卦法を以て小事吉の義を釋し玉へり、柔とは、六五の一陰を云、「得レ中」とは、六五柔中を云、「應二乎剛一」と

【睽】䷥〔兌下離上〕

【音】睽苦圭切、齊韻、溪母、平音奎、乖也、背也、序卦ニ曰、睽者、乖也、雜卦曰、睽外也、外亦背之義也、從レ目從レ癸、癸、水位在レ北、萬物之所レ背也、人心相背、必見二于目一、反目之謂也、制字者、覩二壬癸水行剛柔一、兌爲レ癸水、離爲レ火爲レ目、從レ目以象レ火、從レ癸、以象レ水、離火兌水相睽之象、以創二睽字一也、彖傳曰、二女同居、其志不レ同レ行、大象曰、上レ火下レ澤睽と云もの是也、

【釋】此卦離火上に在り、兌澤下に在り、これ火は上り、水は下るの象なり、それ火の性は炎上し、水の性は潤下す、其性已に相背く、故に睽と名く、又離火上に在り、兌水下に居る、これ水火相交はらずして、相背くなり、故に睽と名く、大象に、上レ火下レ澤睽と云、これなり、按に火を上にし、水を下にするを以て、睽と名くと云はゞ、これ未濟の卦と、溷同するに似たり、然れども其同じからざる所以を究むれば、其配對する所の同意に由れることとなり、先づ坎水は、離火の正對とす、澤水は、離火の配對に非ず、配對の物は、其情相感じ、正對ならざる者は、其情疎にして背くなり、坎水離火の如きは、配對の者故に、假令相交らざるの時も、相背くには至らず、今澤水と離火とは、已に其配對に非る故に、交り感ずると云こと決して無く、二卦相對すれば其情必ず背く、故に此卦を睽と名け玉へり、且つ睽と未濟との別は、猶革と既濟との別の如し、宜く參互照査して自然に融會すべし、又離の中女上に在り、兌の少女下に居る、これ二女同居の象たり、それ二女同く父母の家に生育すと雖、各其歸く所を異にす、是を以て其意も亦同じからずして相睽く、故に睽と名く、彖傳に二女同居、其意不レ同レ行と云、これなり、又易位生卦法、本革より來ると見る、革の離、下より動き上り、澤水上より動き下る、これ睽き離るゝの義なり、故に睽と名く、彖傳に、火動而上、澤動而下と云、これなり、

睽、小事吉、

【釋】凡そ爲ること有らんには、第一に人の和を本とす、然るに此卦睽き離るの義たり、これ大事を爲す

象、恤は坎の象、勿は艮の象、假は至の義にして坤震の象、

【爻傳】王假レ有レ家、交相愛也、

【釋】九五は剛健中正の君、六二柔順中正の臣と、陰陽相應じ、剛柔相輔く、これ交互相愛するの義なり、蓋此卦、家の卦たるを以て、家內二五夫婦の恩愛親和の義を以て、釋し玉へり、故に交相愛也と云、

【象】交相愛とは、二五正中陰陽相應ずるの象、

上九、有レ孚威一如、終吉、

【釋】上九は家を有つの極たり、それ家を有つの道は、第一に孚信を主として、威嚴行なはるゝことを要とす、それ信あれば人よく親和し、威嚴を失なはざれば、人よくこれを敬重す、これ威重和親竝び行なはるるなり、是を以て家人に臨むときには、齊治の功績、期すべきことなり、故に有レ孚威如終吉と云、

【象】孚は離の象、又坎の象、威如は、上九卦極に在て、莊重自守するの象、

【爻傳】威一如之吉、反レ身之謂也、

【釋】それ威とは、君子の表幟にして、須臾も離すべからざるの者たり、然りとて外より來る者には非ず、其本は內に在るなり、先づ敬以て內を直くし、義以て外を方にし、獨りを愼み、暗室を欺むかざる等の道を以てして、其威重を養ひ持つべし、是故に大有の六五には、厥孚交如、威如、吉と云、論語には、君子不レ重則不レ威、又、子溫而厲、威而不レ猛、又知及レ之、仁不レ能レ守レ之、雖レ得レ之、必失レ之、知及レ之仁能守レ之不二莊以涖一レ之、則不レ敬、莊とは、即ち威重の義たり、君子此威儀莊重を養ひ保たずはあるべけんや、今此卦は、家人家內の卦にして、此爻は、家內の終りたるが故に、孔子の再び治家の本に就て、大慈悲の說法を垂れ示し玉へり、凡そ人の威儀莊重を弛縱、敬禮謹愼の放蕩易き者は、閨門枕席の間より甚しきは莫し、故に古人も妻妾は屋漏の史官と云、又詩には尙　不レ愧二于屋漏一とも云へり、これ等のこと一に皆身に反するの道たり、故に威如之吉、反レ身之謂也と釋し玉へり、

【象】此傳辭は、凡て大敎戒にして意象たり、蓋し此上九變ずれば、既濟の卦象たり、これ身に反して德を守り威を保つべきの敎戒の象たり、傳、

位とは六四宰相の位にして、柔正を得たるを褒するの辭なり、

○按に此家人六四の爻の象義、これを人事に推すときには、漢の蕭何の行實事功によく適へり、漢の高祖の天下を定て、功を論じて蕭何を第一とし、食邑位爵亦第一とせんとす、功臣等これを爭ふて決せざりし時に、鄂君進曰、羣臣議皆誤、夫曹參雖有野戰略地之功、此特一時之事、夫上與楚相距五歲、常失軍亡衆、跳身遁者數矣、然、蕭何常從關中遺軍補其處、非上所詔令召、而數萬衆、會上之乏絕者數矣、夫漢與楚相守滎陽數年、軍無見糧、蕭何常全關中、以待陛下、此萬世之功也、今雖亡曹參等百數、何缺於漢、漢得之不必待以全、奈何欲以一旦之功、而加萬世之功哉、蕭何第一、曹參次之、高祖曰、善、

【象】順は離の象、又巽の象、位は六四宰相の位にして、柔正を得たるの象、

○按に六四は巽の主爻たるを以て、故らに巽の字を用ひずして、順の字を用ひられたり、これ猶巽の初六、六四に巽字を用ひざるが如きなり、

九五王假有家、勿恤、吉、

【音】假、古雅切、上馬買、說文、至也、方言、假洛至也、通本譌作假、今改正、類篇、各額切、義同、

【釋】王とは九五を云、これ國に於ては王たり、家に在ては夫たり、これは其大なる者を擧て王と云へるなり、九五は剛健中正にして、六四に正比し、六二に正應す、これ能く國政を内外の大臣に委任して、家を有つに至れるの義なり、固より此卦家人たるを以て、國天下と曰はずして家と曰へり、さて天下を治むるの本は、身を修め家を齊ふるに始まる、それ家已に齊ふれば、國治ること必せり、何の憂恤ことか有ん、故に王假有家、勿恤、吉と云、

○按に此爻辭、王と云を以て、九五君位たるの義を見はし、又家と云を以て、家人の卦の象を遺さず、是を以て、大にしては國天下君臣の治道、小にしては家內、夫婦、治家の道、こゝを見て以て知ぬべきなり、これ六五換文の一體たり、

【象】王は九五君位の象、家は卦名、有は九五の君、六二に正應し、六四に正比す、陰陽親和の象、又艮の

【象】家人は卦名、嗃嗃は九三過剛不中にして、離火の極に居るの象、厲は九三危地の象、婦子は六二六四兩比爻の象、嘻嘻は九三坎水の主爻、不中にして節を過ぎ、情愛に陷り溺るの象、終は變體坤の象、吝は坤坎の象、

【爻傳】家人嗃嗃、未失家道也、婦子嘻嘻、失家節也、

【釋】それ治家の、中節を得るを貴むこと勿論たり、然れども其中を得ずして、嚴酷に過ぎたるは、これを弛縱時は、端的に寛舒こと勿論たり、故に未失也と釋し玉ふ、未失とは家道を失なはざることなり、又婦子に嘻嘻として、朝歌晩宴し、閨政弛り、家紀縱けぬれば、これ再び束縛すべからず、實に破家滅門の兆たり、故に失家節也と釋し玉へり、

【象】未は艮の象、失は坤艮の象、失家節は九三過剛不中の象、又節は艮の象、家は卦名、又九三坎の家變じて坤の無となるの象、

六四富家、大吉、

【釋】六四は、柔正を以て宰相の位に居り、且つ巽從の主爻たるを以て、能く君主に從ひ上り、民を懷柔存撫して、以て國家を富せり、これ家人の卦たるに由て、卦名に從ふて家を富すと云へり、固より其富すの道は、大にしては、一國一天下、小にしては一家の義なり、又一家を以て說く時には、六四は即ち一家の老たり、故に國に在つては一國の宰、天下に在つては、天下の宰たり、是を以て家を富すべくば家を富し、國を富すべくば國を富し、天下を富すべくは天下を富す、其吉孰れかこれより大なる者あらんや、故に富家大吉と云、

【象】家は卦名の義、富は乾の象、

【爻傳】富家大吉、順在位也、

【釋】六四は柔正を得て、巽從の主爻として、宰相の位に在て、九五の君と親比し上りて、能くこれを輔け佐けて、下民を懷柔して、大に家を富せり、これ大吉の辭の係る所以にして、其本は柔順の美德盛んにして、其志行より其位職に適中せる故也と云の義を、順在位也と釋し玉へり、順とは、離と巽との象義に係れり、

云の義を、順以巽也と釋し玉へり、蓋し婦女の道は、柔順中正にして、巽従するの外、道無ればなり、

【象】順は離の至順の象、巽は巽の象、

九三、家人嗃嗃、悔、厲吉、婦子嘻嘻終吝、

【音】嗃、音臛、嚴酷叫呼也、嘻、音僖、娛樂貌、

【釋】九三は過剛不中たるの上に、內卦離火の炎薰の極に居る、是を以て其家人を治むるに、嚴酷叫喚すること、火の焚が如くして、これを督責す、故に家人嗃嗃たりと云、』それ家を治むること嚴刻に過て、寬裕なるの政らひ無き時には、必ず家人親和せずして齊ひ難き者なり、是に於て、自ら其嚴酷に過たるの失ちを省りみ察して、これを悔ひ改むる時には、危ふかりつると雖、其吉の道猶得べきことなり、故に悔、厲吉と云、』これは是、此爻雙關體の一柱たり、又一柱は、九三離火の極に居ると雖、又中卦坎水の主たり、且つ固より過剛不中の爻たれば、事に物に中なる道を得ること能はず、或は家人を治むること嚴酷に過ぎ、又は愛に溺れ情に流れて、其節を失ふに至るの者とす、これ何れの道にも中の節を得ること能はざるの爻たればなり、最も此爻、何を以て愛に溺れ情に流るゝ者とすと云に、坎の卦たるや、一陽の男子、二陰の婦女の中に陷れるの象たり、故に坎を愛に溺れ情に流るゝの象とす、今此九三は坎の主爻にして、六二の陰爻に比し、六四の陰爻に比す、これ右と左に二陰を擁て、寵愛に溺るゝの象有り、此故に九三若し愛に溺れ、情に流れて、平生嘻嘻として、娛樂戲笑を事として、婦子に溺るれば、必ず家政の綱維解けて、再び束縛すべからざるに至る、これ後代までも毀謗を遺す、鄙吝の至極たり、故に婦子に嘻々たらば終に吝しと云へり、

○按に嗃嗃と云ひ、嘻嘻と云も、これ共に中節を得ざるより致す所なり、即ち此九三の爻の過剛不中にして、離火炎薰の上に居り、又中卦坎溺の主爻たる、此衆義具れるの象義たり、孔夫子の禮は其奢らんよりは、寧ろ儉なれよと、宣ひつれば、治家の道も、其愛に溺れて嘻嘻たらんよりは、寧ろ嚴くて嗃嗃たらんか、悔厲吉と、終吝と、此兩釋の聖語こそ、學者の宜く擇ぶべきことなりける、

不中たるを以て、往々過失有て、悔ること有とは雖、其剛正の才有るを以て、能く防閑守るを以て、其悔亡び消するなり、

【象】閑は初九剛正の象、又艮の象、家は卦の義、有は初九剛正を得たるの象、又艮の象、

【爻傳】閑有家、志未變也、

【釋】初九は、家を有つの初めに當つて、中を得ざるの故を以て、其家政のこと、往々に粗漏無きこと能はざりつれども、其剛正の徳を以て、これを防ぎ守つて、終に家を有ち得る者は、剛正の志行變改せざるを以ての故なりと云義を、志未變也と云、

【象】志未變は、初九剛正の象、志は離の象、

六二、[婦女之道]无攸遂、[惟]在中饋、貞吉、

【音】饋、音匱、食道也、饋歸也、進食于神及尊曰饋、婦女之當職也、

【釋】六二は、陰偶にして妻の位たり、中にして正を得たり、且つ陰爻陰位に在るの柔順を以て、內卦離明の主爻として、以て九五中正の夫に應ず、これ妻たるに於ては、以て尙ふること無きの者とす、それ婦女の道は、一に從ふて終るの者にして、專ら制し、自ら遂ると云の義無し、故に无攸遂と云、凡そ男女夫婦家を治むるの道は、丈夫は外に出で事を行ひ業を務む、婦妻は內に守りて、其職中饋に在るのみ、故に在中饋と云、中とは、內に在て守るの義と、內卦中爻の象義とを兼ねたり、それ婦女如此にして、尙身の操節を守ること貞正ならば、其吉たること知ぬべし、故に貞吉と云、此の貞の字には、貞正と貞常との、二義を具したり、

【象】无攸遂は、六二の九五に應じ、陰柔の陽剛に順從するの象、又離の麗巽の從ふの象、中は中爻の象、饋は巽を薪とし、離を火とし、坎を水とし、食物とし、烹飪するの象、貞吉は柔順中正の象、又離の象、

【爻傳】六二之吉、順以巽也、

【釋】六二妻の位の爻の辭に、吉と係けさせ玉へる所以の者は、これ佗無し、其柔順中正たるを以てなりと

して、恩と禮と弁ひ至り、親和と恭敬と兩ながら具はり、婦妻の夫子に待すること、常に大賓に對する如く、案を擧ること眉に齊しく爲しむるに在り、さて其大賓に對する如く、案を擧ること眉と齊しきの志行に至らしめしことは、全く男子閨門枕衾上の言語、隻辭半句と雖、放縱容易なること莫く、言ふこと必ず物有り實有て、かの屋漏の史官の直筆に愧づること有ること莫く、又其躬の行ひは、其德を二三にすること無く、新舊寵を移すこと有ること無く、終始一致なるに在ることとなり、孟子曰、身不ㇾ行ㇾ道、不ㇾ行二於妻子一、使ㇾ人不ㇾ以ㇾ道、不ㇾ能ㇾ行二於妻子一、中論曰、君子口无二戲謔之言一、言必有ㇾ防、身无二戲謔之行一、行必有ㇾ檢、故雖二妻妾一不ㇾ可二得而黷一也、雖二朋友一不ㇾ可二得而欺一也、如ㇾ此、則不二喜怒一而德行行二于閨門一、不二諫諭一而風聲化二乎鄕黨一、大人正ㇾ己、物自正者、此之謂也、これらの語ども、以て此條の義を發するに足りぬべし、それ男子の言行此の如くにして、婦女妻妾に待する時には、閨門の中融融和穆し、恩愛至り、禮敬全し、其閨門の政正しければ、其風自然に一家の內外に及ぶ、一家正しければ、必ず其風一鄕に及び、一郡に及び、遂には一國一天下にも及ぶこととなり、故に風自ㇾ火出家人と云り、』さて其風とは、風俗と云ことなり、火とは、內卦の離の象にして、其內卦は、一家の中にしては、即ち內室閨門に當るなり、これはこれ風聲敎化の本は、閨門の中より始まり出ると云ことの微旨たり、『言有ㇾ物とは、實有りと云の義にして、閨門中の私語、其色に溺れ愛に乘じて、物無く實無きの、媚辭諛語を放縱容易にすること勿れよとなり、行有ㇾ恒とは、新舊寵を異にせず、操節德行、終始一貫たるべしと云の大敎戒たり、

【象】風は巽の象、火は離の象、君子は離の象、言は坎の象、物は坎の中實の象、行は離日進行の象、恒は離明柔順の象、

初九、閑ㇾ有ㇾ家、悔亡、

【音】閑、音閒、防禦也、從ㇾ門從ㇾ木、門中有ㇾ木、防禦之義、可ㇾ見、

【釋】初九は、家人の卦の初めなれば、これ家を有つの始めに當れり、陽剛の才有て、正を得たる者とす、それ家を有つの道は、邪を去て正に本づき、奢靡を閑ぎて、儉約を守るに在り、故に閑ㇾ有ㇾ家と云、それ初九は

撝せり、論語に、齊景公問二政於孔子一、孔子對曰、君君臣臣父父子子と、これは君國の國政公義を問はせ玉ふに對へさせ玉ふこと故に、君臣父子の二大綱を擧て、告げ示し玉へり、又此卦は家人にして、家道内政を敎へさせ玉ふ卦なるに由て、父子兄弟夫婦の三大倫を述べさせ玉へり、此三大倫は、内事たるを以てなり、正レ家の二字、通篇の關鍵たり、よく目を著べし、

【象】嚴君は九五剛健中正の象、父父、子子、兄兄、弟弟、夫夫、婦婦、而家道正、正レ家、而天下定は、此卦初より四に至つて、既濟の卦有るの象、家は坎の象、正は離の象、

【大象】風自レ火出、家人、君子以言有レ物、而行有レ恒、行、去聲、○禮緇衣曰、子曰、言有レ物、而行有レ格也、是以、生則不レ可レ奪レ志、死則不レ可レ奪レ名、

【釋】風の火より出ると云の義は、已に卦名の下にて釋しぬ、これは象に由て辭を係け玉ふと云の義にして、尙細密に微旨析ち明らむるときには、其實は家人の卦の象義、治家大道の根本祕密義を演べ敎へ玉へることなり、凡そ經傳中、悉皆君子への敎戒たること勿論たり、然る所に室家閨門の政を說き敎へ玉ふことは、只此一卦のみなり、殊に此大象は閨閤の大事を敎へ曉し玉ふて、至て親しく、至て切にして、諸餘の經書には、絕して無き所の祕訣たれば、後進銘肝佩服すべし、『先づ此家人の全卦を一家內として觀時には、其尊卑貴賤大小廣狹の不同は有りと雖、究竟の義は、內卦は內にして、奧室閨閤たり、外卦は外にして、外廳公廷たり、さて禮に飮食男女、人之大欲存と云へり、これ男女の道は、情欲の會合にして、人人愼戒恐懼の道の、懈怠り放縱り易き所たり、是故に男子一たび其愛に過ぎ、其情に溺るゝ時には、其婦女子必ず忽ち、其寵愛に矜伐り、其恩遇を負慢み、かの養ひ難きの不遜驕傲至らざる所無し、然る時に臨んで、急にこれを束縛せんとすれば、必ず恨み忿つて、其怨戾妬嫉の極には、爲ざると云ふこと莫きに至ること、古今の史を閱て見つべし、是故に聖人深くこれを憂患し玉ふて、此家人內政の卦の大象にて、此祕密の極則を說法し玉ふことなり、先づ其婦女を御する道は、初め花燭の時より、終り同穴の時に至るまで、丈夫の言行一致に

乎外、男女正、天地之大義也、

【釋】此傳は、起首より彖辭の釋にして、別に卦名の釋は無くして、句句皆卦名の釋ならざること無し、先づ女正位乎內とは、これ彖の女貞の正釋にして、內とは、內卦の義にして即ち家人の正體たり、正位とは六二柔順中正の象義たり、これはこれ主說たり、又男正位乎外とは、これは賓說にして、男は九五を指す、外とは外卦を云、正位とは九五剛健中正の象義を云、其男女の位、外內に正しきが、即ち天地の大義たるとなり、此大義の二字は、利の字の釋たり、此大義の二字に甚深微妙の旨を含蓄せり、それ天地の大義とは陰陽の交和、男女の感合の義を云へるなり、固より天道と云ひ、地道と云ひ、人道と云ひ、易道と云ひ、皆此陰陽の交和、男女の感合、生生の義を除きて、外に何の大義と云とかあらん、故に係辭曰、天地絪縕、萬物化醇、男女構精萬物化生、又序卦曰、夫有天地、然後有萬物、有萬物、然後、有男女、有男女、然後有夫婦、有夫婦、然後有父子、有父子、然後有君臣、有君臣、然後有上下、有上下、然後禮義有所錯と、見つべし男女夫婦有て後にこそ、父子君臣も出來ることとなるを、且つ易中に天地の大義と宣へる者惟二つなり、一は歸妹の彖傳、一は此彖傳なり、歸妹彖傳曰、歸妹、天地之大義也、天地不交而萬物不興と、此彖傳曰、男女正、天地之大義也と、これ共に天地陰陽の交和男女夫婦の感合、生生の妙用を說示し玉ふことを見つべし、

【象】女は六二妻の位の象、正位は六二柔順中正の象、內は內卦の象、男は九五夫の位の象、正位は九五剛健中正の象、外は外卦の象、

家人有嚴君焉、父母之謂也、父父、子子、兄兄、弟弟、夫夫、婦婦、而家道正、正家、而天下定矣、

【釋】上文にて彖辭の女貞の釋は了りぬと雖、尙其餘意盡きずして、又此に丁寧反復して、家を正くして終に國天下をも定めつべき所の、名敎の大綱紀を說示して、君子への敎誨を樹玉へり、家人有嚴君焉とは、猶家內に嚴君有と曰が如し、これ名敎の大冐頭にして、內に在ては父母、外に在ては君長と云の意を兼

熾んなり、火熾んなる時は、風必ず暴し、然りと雖、風の火を熾んにすることは、世人の普く知り辨へたることにして、火の風を起すと云ことは、姑く理會し難きことなり、先づ近くこれを徵せば、或は民戶失火の時、假令風無きの日なりと雖、火勢熾盛なるの時に至つては、飇風を發起すること必然たり、これ猶風雷の助け益すが如し、此卦離火內に在り、巽風外に出づ、これ火より風を生ずるの象にして、內より外に發するの義たり、』これを人事に推して說く時は、身修り家齊ひ、而して後に治國平天下に及ぶの謂なり、其身修り家齊ふことは、實に皆閨門婦妻に本つくことなり、これ內よりして外に出で及ぶの謂なり、故に家人と名く、大象に、風自火出、家人と云、これなり、

家人、利女貞

貞、貞正也、

【釋】此卦六四は、偶畫陰位に位して、柔正を得たり、六二は、偶畫陰位に居て、柔順中正を得たり、これ偶畫陰爻の女子、貞正なるの象有り、』それ家を齊ふると云ことは、實に婦女の正しきに由ることなり、故に婦女不正なる時には、家齊ふべからず、婦先づ正くして、而して後に家齊ふなり、古へ聖堯の聖舜を試み玉ふの首めに、先づこれに二人の女を與へて、厥二女に刑らせんやうを觀んとて、二女を潙汭に釐め降して、虞に嬪たらしむると有り、是を以て觀よ、閨門の政は、實に修身齊家治國平天下の基礎たることなり、故に利女貞と云、

○按に凡そ六十四卦、及び三百八十四爻、共に皆君子に教訓るの道たるなり、中に就いて、惟此卦のみ、婦女を敎へ養ふの道を主として說き玉へり、故に卦を名けて家人と云、彖の辭も利女貞と說き玉へり、家人とは、卽ち家道なればなり、雜卦に、家人、內也と云ふも、皆婦妻內政のことを明し玉へるなり、六爻中にては、殊に六二の爻は、主として婦女の正道を說き玉へり、これ六二は、妻の正位なればなり、

【象】女貞は長女上に位し、中女下に位するの象、又六四正を得、六二中正を得たるの象、女は巽の象、貞は離の象、利も離の象、

【彖傳】家人、女正位乎內、男正位

にし、賢良を殘害す、積惡盈貫して、終に天戮を被ぶりし時に擬すべし、』これ摸像比擬臆推の至なりとは雖、亦恰好の義無しとはせず、已に周公六五爻の辭に、箕子之明夷とあり、孔夫子の彖傳には、文王と箕子との事實を引きて、以て證釋し玉へり、これ必ずしも其所以無きにしも非じ、且つ係辭に、易之興也、其當殷之末世、周之盛德耶、當文王與紂之事耶と、亦以て觀つべきなり、

【家人】䷤（離下巽上）

【音】家、（校者云、家原本作宊）古牙切、麻韻、見母、平音加、居宅也、戶牖之間曰扆、其內曰家、又一門之內曰家、篆作宊、三人聚宀下、家之義也、豕、譌作家、从宀豖者、非也、人音義詳同人、

家人、一家之人也、又止爲家義、猶同人爲同也、序卦曰、傷於外者必反於家、故受之以家人、又內也、雜卦曰、家人內也、『此卦二五夫婦、剛柔相應正位內外、明而巽、家人之義、可會、彖傳曰、女正位乎內、男正位乎外、男女正、天地之大義也、是也、

【釋】家人とは、一家の人と云の義なり、亦止家の義とも見ることなり、これ同人の卦を同のみの義と見ると同例たり、又家道とも、家業とも、事に隨ふて活用すべし、それ治家の道は、男子は外に出でゝ事業を務め、女子は內に在て家政を守る、これ常經大典たり、故に妻を室家、家室、內政など稱することなり、今此卦は巽の長女上に位し、離の中女下に位す、これ上下皆女卦にして、長者は上に位し、次者は下に居る、これ家に居るの序なり、故に家人と名く、又全卦を以て見れば、九五陽爻中正の夫上に居り、六二陰爻中正の妻下に居る、これ夫婦室に在るの常經たり、又九五の夫は外事を務めて、外卦に在り、六二の妻は內事を守つて內卦に居る、此二事は、家道の大綱たり、故に家人と名けらる、彖傳に女正位乎內、男正位乎外、男女正、天地之大義也と云、これなり、又離明にして巽從するの象有り、それ內明らかにして、外從ふ時は、其家能く齊ふ、故に家人と名く、』又巽風離火より出るの象有り、風は陰氣なり、火は陽氣なり、陰陽は互ひに相助け益すの義有り、是故に風暴き時は、火必ず

賢を毀ひ、明を夷ふると雖、後には其勢ひ盡て、忽ち地に入が如し、それ天下に毒する者は、天も亦爲にこれを誅罰す、これ天の報施の違はざる所以たるなり、故に初登于天、後入于地と云、

○按するに此爻の義、豐の上六と其義粗似たり、其辭も亦似たり、照し合すべし、

【象】不明は、上六重陰の象、又坤の象、晦は上六昏暗にして、坤陰を以て、離明を覆ひ、衆爻を晦冥の象、又坤の象、又重陰の象、易位生卦法、晉より來るとす、晉の象故に、初登于天と云、又晉の易位、今明夷となる、明夷の象故に、後入于地と云、又登は離震の象、天は震の象、入は坎坤の象、地は坤の象、

【爻傳】初登于天、照四國也、後入于地、失則也、

【釋】初めは天位の尊きに在て、普ねく四方の國に恩澤の德光を輝耀せり、故に照四國と云へり、後には、情欲の塵垢、深重に執著て、己が人君の規則たる所の明德を晦まし失へり、これ日輪の地中に入れるが如しと云意を、失則也と釋し玉へるなり、

【象】國は坤土の象、照は離明の象、地は坤の象、入は坎坤の象、則は坎の象、失は艮の象、又初登于天照四國也とは、易位生卦法の火地晉の象、これ乃ち既往、後入于地失則也とは、易位生卦法の地火明夷の象、これ乃ち卽今なり、

○按に此卦爻の象、係辭の義、これを人事に比し擬すれば、先づ初九の辭の、君子于行とは、殷の末世、紂王が暴逆無道なる、天の綱も斷え、地の維も絕せるが如きの亂政なるが故に、伯夷、太公望などの賢者、悉くに山林に遁れ去り、海濱に走り隱ると云の時にも擬すべし、六二の辭の、夷于左股とは、殷の棟梁股肱たるの忠臣、比干が强爭直諫して、遂に殺されたるの時に擬すべし、九三の辭の、于南狩とは、周の武王の天に順ひ、人に應じて、革命せんとて、兵を孟津に觀すの時にも擬すべし、六四の辭の入于左腹とは、微子が祭器を奉じて、殷を遁れ去りたる時に擬すべし、六五の辭の、箕子之明夷とは、これ箕子が佯狂して奴となりて、傷害を避たるの時にも擬すべし、上六の辭の、初登于天、後入于地とは、紂が天位の尊きに在て、己が昏德を恣いまゝ

【音】箕、平之姫、箕子、殷紂王庶兄、三仁之一、授洪範于武王者、箕采地名、子、爵也、

【釋】上六は坤の至て暗きの極に居つて、好んで賢を毀ひ明を夷るの主とす、假令ば、商紂の如き者これなり、今六五は、上六の同體一卦中に在て、然も切に上六に近づき親しむなり、これ親戚同族の義有り、これ即ち箕子が如き者とすべし、今明夷らるゝの時に當れるを以て、箕子之明夷と云、此時に當つては、六五其行ひを危くする時には、禍害立所に至る、是を以て外には能く其明を韜み晦まし、内には能く其徳を修め守り、佯狂して紂が暴害を避し如く、柔中の徳を以て其内難を免かるべしとなり、故に利貞と釋し玉へり、

【象】箕子は六五の象、これ六五上六と同卦體に在て、近づき親しみたるの義、利貞は六五柔中の象、又離と坤との象、

【爻傳】箕子之貞、明不可息也、

【釋】今、明夷るの時にして、六五は、昏暗傷害を主どる所の上六と同卦にして、且つ親しみ近きなり、上六は商紂が如く、六五は箕子の如し、其箕子が、外其明を晦し、愚となり、佯狂して、其大難を避し如くすべし、然れども、周公の利貞の字を係させ玉へる者は、假令外は光りを韜み、明を晦し、佯狂して、愚を用ふるとも、内に修めたる明徳は、姑くも休息すべからざれよとの警戒たり、箕子の箕子たる所以の者は、此非常大變、大難中に混處して、其内に修めたるの明徳の琢磨、暫も時の休息間斷無きを以てなり、彖傳に內難而能正其志と云者、これなり、

【象】明は離の象、不可息は震の象、

上六、不明晦、初登于天、後入于地、

【釋】上六は、至暗の坤の卦の極に居る、これ自己至て暗くして、不明の甚しき者たり、それ自己不明の者は、必ず他の暗昧にして、己れに佞諛するを喜んで、賢者なる者をば、必ず忌み嫉んで、これを晦し害せんとす、これ猶眼疾者の、日明火光を畏れ忌むが如し、故に不明晦と云、初めは天に登る如きの猛勢有て、

かに、才力足れり、宜く上六を征伐すべきの爻たるを以て、南狩の志を堅固に樹立、これを侮易ず、これを畏怖ず、事の終始を明察して、謀りことを好んでこれを行なはゞ、大に勝つことを得んと云ことを、南狩之志、乃大得也と釋し玉へり、

【象】志は離震の象、大は坤の象、得は坎の象、

六四、入于左腹、獲明夷之心、于出門庭、

【釋】明夷の象は全卦に就て説く時は、下卦の三爻傷害を被ぶる者とし、上卦三爻は、これを傷害するの者とす、これ初にて説けるが如し、然るに爻に即て、これを見れば、上卦の四五の二爻も、亦傷害を被ぶるの者とす、六爻中にて、唯上六のみ、傷害することを主るの者とす、これ卦爻の別なり、猶、訟遯、復、等の例の如し、互に照査して見つべし、』さて六四は、明夷の時に當つて、傷夷することを主どる所の上六と、一卦の内に連り居れり、これ猶人の腹中に入て其心志を知るべきが如し、故に入于左腹獲明夷之心と云、』此六四は、賢を傷ひ、明を夷る所の上六の宗族内戚にして、其心腹を知りぬる者たり、それ已に其心腹を知らば、何ぞ此に因循がつて、踟蹰徘徊せんや、速かに其門庭を出去て、傷害を辟くべしとなり、故に于出門庭と云、

【象】左は六四陰爻にして、上六の左の腹に入るの象、腹は六四の爻の位の象、又陰爻の象、又坤の象、明夷の心とは、即ち上六の心にして、六四は腹の位、心は腹の中に在り、これ心を獲るの象、心は離の象、又坎の象、獲は坎震の象、震は下に向ふの艮、艮を門とし、坤を庭とす、六四門庭に在て、いまだ出ざるの象、出は震の象、

【爻傳】入于左腹、獲心意也、

【音】意、於力切、憶同、念也、胸意也、協得息、

【釋】六四は上六の賢を害し、明を毀ふの主たる所の坤暗の卦の一體に居る、これ上六の同宗たれば、能く上六の胸意心念を知れる者なりと云の義を、獲心意也と釋し玉へり、

【象】心意は離坎の象、獲は坎の象、

六五、箕子之明夷、利貞、

【釋】明夷の時に當つて、九三、上六、相害應して、それが爲に傷らる、それ明夷の卦象は、上卦の三陰爻を以て、共に下卦の三爻を暗まし傷る者とす、其中にも上六の爻をば魁惡首領とす、其故は、凡そ明を蔽ひ暗ます者は、上なる者より甚しきは莫く、又惡を爲し害を爲すことも、上に在るは重くして且つ大なり、是を以て上六を魁惡首領とすることなり、今九三、上六、相害應す、三は陽剛たれば、これ宜く他を除くべきの任たり、さて初爻を北とし、上爻を南とす、今、上六は南に在て至て暗を以て、賢明者を昧し傷るの象有り、それ天下萬惡の主は、己れ陰暗昏蒙を以て、明者を毀ひ、賢者を傷るより大なるは莫し、賢者を傷なひ、明を晦す者は、已に業に人に非ず、是を以て聖人これを禽獸に比し玉ふ、それ禽獸の稼穡を害し、民の憂へを作すと、此上六の賢明を晦し傷ふと、其罪責相均し、此上六の禽獸を南狩して誅戮せば、必ず其魁首を獲て功績有んと、九三へ敎へ示すなり、故に明夷于南狩得其大首と云、狩とは上六を禽獸に比するの辭、大首とは上六其猛勢の盛大なるを云、疾とは、迅速急遽の義、貞とは征伐して其罪惡を正すの謂なり、言意は、上六卦極に在て威を振ひ、勢ひ盛んにして、其黨與も亦多し、故に九三これを征伐せんこと、必ず苟も且つ、容易からず、能く自を算し他を計し、熟慮して然る後にこれを行ふべし、若し遽てゝ苟も且つ行ふ時には、卻つて大なる傷害を招くことなり、故に不可疾貞と云、これ反復謹愼の警戒たり、

【象】南は上爻の象、又離の象、狩は冬狩にして火田の名なり、明夷の卦、離火震の艸を坤の郊野に於て、焚燒て、坎の禽を狩するの象、大は坤の象、首は上爻の象、得は勝つことを得るにして、九三上六に害應して、陽を以て陰に勝つの象、又坎の象、疾は迅速の義にして震の象、貞は離震の象、

【爻傳】南狩之志、乃大得也、

【釋】それ上六は全卦の極の至て高き處に居て、己が暗昧の昏德を以て賢者を害し、明を傷ひ、積惡盈貫けり、是を以て聖人これを非人として、禽獸に比喩せり、今九三は上六の應位たれば、宜くこれに害應して、誅戮を施すべきの任なり職たり、况んや九三は内卦の離明の極に居り、且つ陽剛たれば、これ智謀明ら

馬壯吉、

【釋】明夷の時に當つて、六二、六五に害應せられて、これが爲に大に傷害をうく、六五は君なり、六二は臣なり、且つ六二は、內卦離明の主爻にして、中正柔順の德有り、然れども六五は、坤暗陰昧の君主なるが故に、郤つてこれを傷害す、これ明夷の卦の明夷たる所以なり、『左股とは六二の中正にして、國家股肱の臣たるの義を示させ玉ふなり、左とは陰弱の義を示す、六二は臣位たればなり、右は利方、剛强の義に對するなり、故に明夷于左股と云、これは是、非常に急變の時の義なれば、六二の賢臣、居ながら徒に傷害を待べきに非ず、宜く速に逃れ去て、傷害を救ふべし、故に用拯、馬壯吉と云、馬は迅速の物、馬壯なりとは、其逃れ去ること、傷害の及ばざる中に、疾にせよとの警戒なり、これ因循遲怠を警覺鞭策玉へるの辭なり、

【象】左は六二陰弱の象、股は六二股の位の象、又陰爻の象、又六二臣位に當て、中正を得、これ股肱の臣たるの象、夷は卦名の義、又六二は六五に傷らるゝの象、又坎の象、用拯は、六二をして遁れ去しむるの意象、又震を走り行とするの象、又用も拯も共に震の象、馬は坎の象、壯は震の象、

○按に此爻宜く乘馬と云べき所なれども、馬に乘と云は震の象たり、此卦に震は有れども、六二は、其震の馬の下に在て、乘るの象無し、故に馬に乘ると云はずして、六二は坎の馬の畫の內に在るを以て、馬壯と云、說卦に、坎於其馬也、爲亟心と云、これ馬壯の義なり、凡そ馬とのみ謂者は、多く象を坎に取り、睽の初九に九四を指して馬と云、九四は坎の主爻なるを以てなり、聖人象を取玉ふこととの謹嚴なるを見よ、又唯陽爻を馬と云者有り、これは又一例なり、各條の下に辨釋すべし、

【爻傳】六二之吉、順以則也、

【釋】六二の爻の辭に、吉とある者は、これ六二の中正柔順の德有るを以て、進退周旋ともに、道の規則に適せるを以てなりと云の義を、順以則也と釋し玉へるなり、

九三、明夷［之時］于南狩、得其大首、不可疾貞、

は、傷れ有の義なり、これ需の九二、訟の初六、小有レ言と云へると同義なり、有レ攸レ往は、爲る攸有るの義にして、初九明夷の時を犯して、爲る所有る時は、傷害を免れず、故に有レ攸レ往、主人有レ言と云、

○按に初九傷れを辟けんとて、六四應爻の方に行く時には、卻つて六四に害應せられて、其困厄三日不レ食の甚しきに至る、又本居に居て傷を辟けんと、種々に謀慮臆計をなせば、愈傷害を增す、故に此時此地に當らん人は、一に知明を韜み晦し、謀慮を退け絕し、艱難を堪忍び、貞正を守り、愼み畏れて、己を全くして、時を俟つの外には良策無しと覺悟すべきなり、

【象】飛は離を飛鳥とするの象、翼は離を爲二飛鳥一初九は離の初畫にして、翼の位に當るの象、垂は初爻下に在るの象、君子は離の象、行は震の象、三は離の三畫の象、日は離の象、往は震の象、不レ食は坎を食とし、艮を不とし、坤を空虛とす、これ不レ食の象、主は離の象、人は變體艮の象、又主人は初九の象、言は坎の象、

○按にゝは、古文の主の字にして、即ち燈中の火主たり、象形たり、借て主宰の字とす、故に離に取なり、

【爻傳】君子于行、義不食也、

【釋】今明夷るの初めにして、離明君子の、坤暗の小人に傷らるゝの時運の始めたれば、君子は幾を見て、須らく速に遁れ去つて、傷れを辟け、害を免るべしとなり、故に君子于行、義不レ食也と云、義とは道の條理、不レ食とは下知の辭、これ祿を辭して仕へざれとの義なり、

○按に周公は世臣暗主明夷の時に遇へるの道を以て、反復して垂戒し玉ふ、孔夫子は、其爻辭中の、君子于行の四字を摘取して、初九賢者に危邦には居らず、亂邦には入らず、邦道无きに富み且つ貴きは恥なりと云の意を以て、明夷は、無道の極なり、君子賢人の祿仕すべきの時ならずとして義不レ食也と、義の方を曉し玉ふ、爻の傳、各趣きを殊にして、明夷の初九の時の道、盡せりと云ふべし、

【象】義は震の象、食は坎の象、不は坤艮の象、

六二、明夷（之時）夷于左股、用拯、

み、人に侍べるの道は、表は韜光晦明を用て、愼んで愚を守り、内には明德を明らかにして、日新にすべしとなり、これ所謂、邦、道ある時は知なり、邦、道無き時は、愚なりと云の意にして、無道の濁世に處するの方なり、

【象】明は離の象、下同じ、地は坤の象、入は坎を爲陷の象、莅は離を見るとするの象、衆は坤の象、晦は坤昏の象、用は震の象、

初九、明夷 之時 于飛、垂其翼、君子于行、三日不食、有攸往、主人有言、

【音】垂、是僞切、去寘韻、自上縋下、翼、音弋、鳥翅也、羽翼也、

【釋】先づ此卦の象義は、離明なる者は、坤暗なる者に傷られ、内卦は、外卦の爲に傷られ、下の三爻は、上の三爻の爲に傷らるゝの義とす、固より明夷は破敗の時たれば、卦中六爻ともに、皆傷らるゝの義有れども、内卦三爻は、殊に勝れて其痛大なる者とす、故に内卦三爻には、皆句首に明夷の時と云て、其傷れの甚しきを示せり、今初九の爻は六四に害應せらるを以て、六五の爲に傷らるゝの者たり、離を飛鳥とす、初九は即ち其飛鳥の翼に當る、又初九最下の爻たれば、これを鳥に取れば翼の位にして、又垂れ下るの象とす、これ初九傷れの時に當つて、安居すること能はず、故に飛去て其傷を辟けんと欲す、然れども卦の初なるを以て、遠く去ることを得ず、これ猶鳥の翼を垂れて、遠く飛ぶこと能はざるが如し、故に明夷の時、于に飛べども、其翼を垂と云、已上は象を鳥に取て、初九爻の義を喩ふ、これ詩の比の體の如し、君子已下は、直ちに人事の教を係け示して、其義を申ね曉させ玉ふなり、君子于行とは、于飛の義を申ね示せるなり、初九安居すること能はざるを以て、行去て傷を辟けんと欲すれども、明夷の初めなれば傷れを辟くること能はざるのみに非ず、却て傷を增し、惱みを加ふ、其困窮の甚しき、三日不食に至る、故に君子于行、三日不食と云、三は、多數の義、三日と云は、許多の日數を重ねたるの義なり、主人とは、初九を云、これ傷れを受るの主たることを示せるなり、有言と

の、內外親疎の二途の道、亮々明々たるなり、先づ文王の一柱の道を說ば、文王は殷の方伯たれば、外藩大身の外樣大名たり、今明夷暗主の時に遇へるを以て、內には文明貞正の德を修し藏めて、敢て出さず、外は柔順の臣節を修し盡して、以て時運の大難に安んじ處れるなり、これ文王の道なり、故に內文明、而外柔順、以蒙大難、文王以之と云、又箕子が一柱の道を說ば、箕子は、殷の宗室にして、紂が諸父なり、これ親族內戚なり、今明夷の時にして、其明を傷ぶる者は、直ちに一身中に在り、故に六四の辭に、腹に入ると云ひ、心を獲たりと云、これなり、故に內難、而能正其志と云、內とは、明夷の主の內戚宗族なるを云、これ內にして、遁れ去り難きの煩惱苦患有りとも、其中に混處して能く其志を正くして、以て其內難に處すべしとなり、これ實に聖賢ならずしては、處り難きの大患難にして、箕子能く其道を用ひて、內難に處れるとなり、故に箕子以之と云、此傳の文王と箕子と雙關にして、明夷の時、艱貞の道を徵證して、解釋し玉へり、さて二聖の行實相似たりと雖、亦各異なる所有り、文王は內文明貞正の德を修し藏め、外柔順臣道の大節を盡して、以て外難を蒙るに順受せり、これ異性外藩の諸侯にして、疎なり外なるの道なるの道なり、箕子は、內難心腹の憂に處れり、而して能く其志を風波顚覆の中に貞正にせり、これ同姓宗族の臣なり、親なり、內なるの道なり、固より文王箕子地を易へば、皆然るべきことなり、

【象】內は內卦の象、文明は離の象、外は外卦の象、柔順は坤の象、大難は坤の象、以は讀て用に同じ、震の象、內難は坤暗離明を覆ひ昧すの象、志は離の象、正は離の象、又正其志は六二の臣位にして、柔順中正、離明の主たるの象、

【大象】明入地中、明夷、君子以莅衆、用晦而明、

【音】莅、音利、臨同、

【釋】此大象は、晉の易位生卦法を以て、說かせられしなり、何となれば明入地中と云て、其明いまだ地中に入らざる時は、晉なれば也、晉の象は、君子明かに道に進むの時とす、今其明地中に入る、故に明夷の時とす、此象を觀て、此時の道を行はん君子は、衆に莅

なるべし、これ平常の利貞の戒辭とは、大に同じからず、艱の字を下し得て千萬の斤量有り、假令へば、文王と箕子との殷の紂王に仕へしことの如くにして、應に艱貞の義に相適當すべし、明夷の時にしては、唯艱貞の道のみ以て禍害を免るべきなり、故に利艱貞と宣まへり、

○按るに文王、實に躬親から、此明夷の時に遇ひ、明夷の事を體認履歴し玉ひて、此卦に此辭を係けて、萬古の明夷を守るの敎へを垂れ玉ふ、眞に實地實行の敎訓と稱し上まつるべきなり、

【象】艱は坤坎の象、利も貞も共に離と震との象、

【彖傳】明夷、利艱貞　晦其明也、

【音】晦、音誨、昏也、

【訂】通本、此傳錯雜多、且首句明入地中四字、自大象混羨、俱刪正、

【釋】此傳は、首に卦名の釋は無くして、徑ちに彖の辭の釋を下し玉へり、而して通段句々、皆卦名の釋を攝たり、『晦其明』とは、通段の總領たり、それ明夷の時は、聖賢君子の、昏暗の小人の爲に、蔽昧敗傷るゝの時運たれば、君子たる者先づ須らく其明を晦まし、徳を藏し、光りを韜み、愚を守りて、以て暗主小人の傷害を避くべしとなり、これ彖の辭の利艱貞の釋なり、已下は、貞の字の釋にして、此時の貞の字、普通常套に越過せること、千百なるを以て、文王と箕子との二大聖人事實を引て、以てこれを釋し玉へるなり、

【象】明は離の象、晦は坤暗の象、

內文明、而外樂順、以蒙大難、文王以之、內難、而能正其志、箕子以之、

【音】蒙、被也、難、去聲、以之之以、共讀如用、箕子、詳六五、

【釋】此條は彖辭の貞の字を釋し玉ふなり、明夷の時の貞の字なるを以て、其義甚處難し、且つ其貞の道に二途有り、二途とは、內外親疎厚薄輕重なり、故に文王と箕子との二大聖の事實を雙關二柱として、以て貞字の義を徵し釋し玉ふて、かの明夷の時の貞の字

傷也、又唯爲傷義也、
【釋】明夷とは明なる者の、傷らるゝの義たり、又止傷らるゝのみの義とも見ることとなり、』此卦易位生卦法を以て見れば、本晉より來るとす、晉は、日の地上に在るの象なり、今此卦は、日の地中に入れるの象たり、それ日地中に入るは、これ明傷られて昏暗の夜となる、故に明夷と名く、大象に明入地中明夷と云へる、これなり、又離を文明とし、麗とす、而して內卦に在り、坤を暗昧とし、順とす、而して外卦に在り、これ我は離明なれども、卻つて坤暗なる者に麗き順ふて、我明を暗し傷らるの象たり、故に明夷と名く、又離を火とす、それ火と云者は、高きに在れば、能く遠きを照せども、低きに在ては遠きを照すこと能はず、殊には、火の上に坤暗の物を覆ふ時は、忽ちに黑暗となる者たり、故に明夷と名く、又火は、能く物を燭すと、能く物を煎との二つを以て大功用とす、然れども今此卦は、坤暗の物を以て上を覆ふが故に、已に物を燭すの一大功用を喪なへり、又水の正配を得ざるを以て、烹飪を爲べからざれば、物を煎の一大用も廢たり、唯り火の物を焚亡ぼすの義のみなり、故に明夷と名け玉へり、又下明らかにして、上暗きの象有り、それ上暗ければ、たとへ下明らかなりといへども、其明を用ふる所無し、故に、明夷と名く、已上は、此卦を明夷と名け玉ふ所の綱槩なり、

○按に此卦、其象義の實は、毀傷破敗の義たり、然るを傷と名けずして、夷と呼ばせ玉ふ者は、蓋し夷と云は、本陵夷の義にして、高きより低き所へ、頹れ落つるのことたり、明と云は即ち日の義たり、日は本天に在る所の者、今落下つて、地中に入る、これ喩へば、邱阜の陵夷するが如し、且つ日をば、出入高下升降すなどは、稱すべけれども、決して毀傷破敗とは謂べからざるなり、これ猶春秋に、日食と稱せずして、日食之と云るが如し、是を以て明傷と名けずして、明夷と命じ玉へるなり、

明夷、利艱貞、

【音】艱、音閒、難也、險也、貞、正也、

【釋】明夷の卦たるや、君子は小人に傷られ、賢臣は暗君に傷らるゝ時なり、是を以て君子たらん者は、先づ第一に、時の艱難たるを覺悟して、自ら艱難して貞正

なるの爻たり、故に晉其角と云、上九は威猛强盛にして、以て六五の君に比し輔く、こゝを以て、かの九四剛强の權臣の威を、逞しくし、暴を肆まゝにし、君上を欺き凌ぎ、下民を殘害する者を征伐するなり、故に維用伐レ邑と云、且つ夫れ兵革は、危きの道たり、殊に權勢熾盛の一大臣を伐つこと、これ危きの至極なりとはいへども、君命を奉じて賊臣を誅し、正を以て邪を伐ち、順を助けて逆を討す、これ咎無き所以たり、故に厲吉无咎と云、吉とは得ること有るの義なり、无レ咎とは道に違はざるの義なり、凡そ古今和漢の事の跡を覽るに、威權盛大、横逆跋扈の剛臣を除き去らんとす、然るに臨幾應變、時勢適中の大權度無くして、一に舊例先格に强ちに固執して、遂に國家の一大事を錯誤つて、萬古の笑柄となりしこと最とも多し、故に聖人豫じめこれを垂れ戒しめて、貞吝と云、

【象】角は上九の象、又震の象、伐は上九より九四を伐の象、又震の象、又離を甲冑戈兵とするの象、又坤坎合して師とするの象、邑は坤の象、用は震の象、厲は意象、咎は坎の象、无は坤の象、吝は坤の象、貞は艮の象、

【爻傳】維用伐レ邑、道未レ光也、

【釋】此傳の大意は、必也使レ无レ訟乎と云の義にして、これ六五の德いまだ大ならず、上九の德にも過失無きこと能はず、六五、上九、共に正中の道を得ざると云の釋なり、『それ九四の臣をして如レ此に暴逆横行せしめて、德を以てこれを化從せしむること能はずして、遂に師旅を用ひ、干戈を起して、これを討伐して、竟に其祭祀を絶せしむる、これ六五、上九、共に其道其德の光大ならざるなりと云の義を、道未レ光と釋し玉へり、

【象】道は震の象、又坤の象、未レ光は六五陰柔の象、又光は離の象、未は艮の象、

【明夷】䷣〔離下坤上〕

【音】明、眉兵切、淸韻、明母、平鳴、照也、日月中レ時、徧照天下、无レ幽不レ照、從レ日從レ月、會意、夷、以脂切、脂韻、喩母、平姨、傷也、誅也、又陵夷之義、明夷、明者被

【釋】今晉の時たりと雖、六五の君、柔弱にして威權微少し、是を以て、九四の權臣、剛强を肆いまゝにして、君を欺き凌ぎ、法を弄し威を振ふ、且つ下に君家を輔佐くべき所の陽剛の臣有ること無し、是を以て六五の君、悔あらさせらるゝことなり、然れども六五は柔中の德有て、離明の主爻たるを以て、終には其悔も亡び消べしとなり、『且つ夫れ九四の權臣威勢强くして、又下に朝家輔佐の任に堪ふべきの、陽剛の臣無き時節たれば、六五の君は須臾く時勢を省りみ察して、自ら裕寛にして、失も得も、皆天運の然らしむると云ことを悟り、これを恤へ悶ることの益無きことを會了して、惟能く離明柔中の德を守つて、兆民を懷柔安撫ずべし、故に失得勿レ恤と云、』さて此時に當つては、六五の君の當に恃むべき所の者は、惟上九の賢者のみなり、故に須臾く上九の賢者に依り恃んで、九四權臣の威を削り勢ひを殺ぎ、以て天下を治むる時は、吉なることを得るとなり、故に往吉无レ不レ利と云、

○按に全卦中に二陽剛在て、六五の君の威、薄く、勢ひ輕し、これを憂恤ふるの卦は頤と晉との二卦なり、これ共に上九の賢者に由り頼んで以て國家の治を詢ひ謀べしと云の敎へたるなり、

【象】悔は六五陰柔にして、九四陽剛に凌がるゝの象、亡は坤の象、失は坤と艮との象、得は乾坎艮の象、恤は、乾を秋とするの象、又坎の象、勿は艮の象、往は六五上九に往き比するの象、又乾の象、无レ不レ利は乾の象、又利は離の象、不は艮の象、无は坤の象、

【爻傳】失得勿レ恤、往有レ慶也、

【釋】六五の君陰弱にして、九四の剛臣に制せらる、今これを輔け濟はん者は、惟り上九の賢者のみなれば、宜く速に上九に倚り頼んで、以て國家の治を謀るべし、上九に倚り頼む時には、其吉たること孚有ると云の意を、往有レ慶也と釋し玉へり、

【象】慶は乾の象、往も乾の象、

上九、晉其角、維用伐レ邑、厲吉、无レ咎貞吝、

【釋】角は、陽發の象にして、威猛なるの義を云、上九は、晉の進むの卦の極に居て、陽剛にして、威猛盛ん

【音】上、上聲、登也、進也、

【釋】六三內卦の極に居つて、九四權臣と密比の爻たり、是を以て衆爻の爲に不忠不義の疑ひを被むる、六三は此汚名を雪ぎ脱し、衆爻に己が忠誠の信實を顯はし知しめんとの志ならば、一に忠信を六五の君に竭すべしと云ことを、上行也と釋し玉へり、これ敎戒勸諭の釋なり、

【象】志は離の象、上も行も離火炎上の象、又上行は六三宜く忠誠を六五に竭すべしと云敎戒の意象たり、

九四、晉如、鼫鼠、貞厲、

【音】鼫、音石、鼫鼠、兎首、似鼠而大、能人立、交前兩足而舞、好害稼者、鼠、書呂切、上語暑、說文穴蟲之總名、小獸善爲盜、一字上象齒、下象腹爪尾、貞、固也、

【釋】今晉の時にして、衆爻皆六五の君所に進み升らんとするの時に當つて、六五は陰柔にして威權微弱なり、且つ下卦の三爻も、亦共に陰柔にして力弱し、惟九四のみ陽剛にして、不中正たるを以て、上は君を犯し權を弄し、下は衆爻を抑へ沮んで通ぜしめず、これ位を竊み祿を盜み、國家の民を木中の蟲の如く害するの臣にして、其志も行も、當に鼫鼠と一般たり、故に晉如鼫鼠と云、それ人臣たらん者、苟くも此の如きの志行ならんには、これ身を喪ひ家を滅さんこと端的にして、危厲の至極たり、これ宜く速かに其志を改ため、其行ひを正しくして、一に身を以て國に殉ふべし、否ずば、其禍を免るゝことを得べからざるなり、故に貞厲と云、

【象】鼫鼠は坎の象、貞は艮の象、厲は九四危き地の象、

【爻傳】鼫鼠貞厲、位不當也、

【釋】それ九四の爻の、己が剛强を負み、君を欺き下を凌ぎ、權を弄し法を蔑にし、橫逆暴行なる所以の本は、全く其位の不當より起ることなりとの釋なり、位不當とは、即ち不中不正のことなればなり、

六五、悔亡、失得勿恤、往吉、无不利、

【音】恤、音戌、憂也、

こと有ると云の義を受茲介福于其王母と云、

○按に此卦二五ともに陰柔たれば、決して應ぜざるべきの例たれども、此卦は晋にして、日地上に出で萬物明に進むの時たるを以て、二五柔中の同德を以て、相應ずるの義なり、これ猶乾の二五、中孚の二五、共に剛中の同德を以て相應ずるが如し、これを同德相應ずるの例と云なり、

【象】愁如は六二進んとして、九四に抑へ沮まるの象、又坎の象、介福は離の象、受は坤の象、王母は六五の象、又受茲介福于其王母とは二と五と同德相應ずるの象、

【爻傳】受茲介福以中正也、

【釋】六二の臣、六五の君所に進み升らんとして、九四の權臣に沮る、是を以て憂愁て、艱苦すると雖、終に其忠誠空しからずして、六五の王母より、此介福を受るの寵遇を得る所以の者は佗なし、其中正の德あるを以てなりと云の義を、以中正也と云、

【象】中正は六二中正の象、

六三、衆允、悔亡、

【音】衆、（校者云、衆原本作眾）之仲切、多也、從横目、從乑、目、衆數、乑三人也、多數之義、俗從血、甚非、允、上準尹、信也、誠實也、

【釋】六三も亦君に進み見えんことを欲して、同じく九四に抑へ沮まるの者とす、然れども六三は九四陽剛の密比たるを以て、頗ぶる九四の權門に阿諛比從する者に似たるの狀意見ゆるを以て、衆爻よりこれを疑ふこと少なからざるなり、此時に於て六三、己が貞操を堅固にして、少しも九四の權臣に阿諛比從する所の意無く、實に忠誠を六五に竭すの志堅確たらば、自然に衆爻の疑ひ解けて、終に六三の忠信を誠實なりとせんとなり、衆人已に六三を信實なりとする時は、從來疑がはれし所の悔亡ぶることなり、若し少しにても九四に阿諛獻佞の意有る時には、衆爻の疑ひ晴ざるのみに非ず、不忠不義の汚名を受けて、大なる悔あることを免かれざることなり、故に衆允悔亡と云、

【象】衆は坤の象、允は坤離坎の象、亡も坤の象、

【爻傳】衆允之志、上行也、

象、又艮の象、貞は離の象、孚は坤離の象、罔は坤の象、又艮の象、裕は坤の象、咎は坎の象、无は坤の象、

【爻傳】晉如摧如、獨行正也、裕无咎、未受命也、行、去聲、

【釋】初六は、晉の進むの卦の始りなる故に、先づ進んで六五の君に見え上らんとすれども、かの九四の剛臣に抑へ沮まる、四は應の位なり、權門なり、こゝを以て其勢ひ、初六必ずこの權門に隨順阿諛し易し、故に聖人これを戒しめ釋して、應爻にも管ること無く、權門にも畏れずして、獨行正しかれよとなり、これ爻の辭の貞吉の意を釋し玉ふなり、且つ獨行の獨の字に、陰陽相應の應爻にも管はず、權門にも諛媚を爲ざるの意見ゆ、

【象】獨行は、初六が應位たる所の九四權門に諂らひ應せざるの象、又行は震の象、正は離と震との象、未は艮の象、命は天命にして卽ち時の義、離と震との象、受は坤を受け納るゝの象、

六二、晉如、愁如、貞吉、受茲介福、于其王母、

【音】愁、士尤切、憂也、悲也、從心從秋、會意、玆、子之切、此也、又瑚涓切、平先玄、黑也、濁也、從二玄、與從艸絲玆字別、介、音戒、大也、母、莫厚切、父母也、從女、其中兩點、象人乳形、凡指物之所出本根皆曰母、老子有名、萬物之母、莊子、伏羲得之、以襲氣母、枝乘七發、歸神日母、是也、

【釋】六二は、臣位たるを以て、これ晉の時にあたつては、愈進んで六五の君に見えんとする者たり、然るに九四の爲に抑へ沮まる、故に晉如愁如と云、』然ればとて、六二決して道を枉て、九四の權門に諛ねり媚べきの義あらず、それ君子は、貞正にして守り固きことを要る者たり、故に貞吉と云、』王母とは六五を指せり、六五は王位にして陰爻たるを以て、故に王母と云、』本より六二は中正にして、柔順の德有り、今六五の君に進み見えんとす、假令一旦は、九四に抑へ沮まると雖、時至らば、其忠誠空しからずして、必ず當に六五の君に通ずることの時を得ば、二五共に柔中たるを以て、同德相應じて、以て必ず六五の優待親禮を受る

以て篇名とし、學而を以て發言とせるを以て、吾聖門の學文の功用を會得すべきなり、

【象】明は離の象、地は坤の象、君子は離明の象、自は艮の象、德は坎の象、昭は離の象、

初六、晉如、摧如、貞吉、罔孚、裕无咎、

【音】摧、音漼、抑沮也、罔、无也、裕、音諭、寛裕也、

【釋】此卦は進み升るの時たるを以て、諸の爻皆六五の君所に進み升らんとするの象義たり、然る所に九四陽剛の權臣、六五柔順の君主と、下三陰の柔順の臣との、中間に橫たはつて、威權を逞ましくして、不中正の行ひを恣にして下に陰柔を抑へ沮んで六五の君所に通ぜざらしむるの者たり、殊に初六は、晉の時の始めなれば、先づ進んで六五に見え上らんとす、さるを九四に抑へ沮まる、故に晉如摧如と云、』さて此時の初六の道は、假令九四の權臣に抑へ沮まるとも、決して九四に阿諛こと無く、貞正に道を守るを善とす、故に貞吉と云、』さて此時に當つて、初六九四に抑へ沮まるゝを以て、其志六五に通ずることを得ず、故に六五の爲に信とせられざる者なり、此時に當つて、急に進んで以て、我孚を六五に明し通ぜんと、性急に意ふて煩悶は、凡そ人情皆然る者なり、されども急に其意を通ぜんと躁急はど、愈九四の沮み強くなりて、愈通ずること難き者たり、只正しくして寛裕に時を期つ時には、自ら咎無きことを得んとなり、无咎とは、此爻にては、其志の六五君所に通ずること有るを云へり、故に罔孚、裕无咎と云、

○按に此卦此爻は、初と四と陰陽相應ぜり、然れども相助くるの義無し、さらば害應の例なるかと意ふに、亦害應の例も違ふ所有り、惟君臣上下の中間に、一陽剛の權臣有て、下を抑へ沮んで、上に通ずることを得ざらしむるの一例たり、又外に此の如きの例も見ること無し、尤も害應例に近しと雖、害應は、其應爻のみを害し寇することとなり、今此九四は、初も二も三も共に同じく抑へ沮むの義たり、是を以て徑ちに害應の例にも取り難し、故に別の一例とす、

【象】晉如は卦名の義にして、卽ち進むの時と云の義、下同じ、摧如は九四上下の中間に在て、抑へ沮むの

【大象】明出地上晉、君子以自昭明德、

【釋】此大象は、易位生卦法を以て造起し玉へり、其所以は明在地上と云べき例なるを、明地上に出ると說き玉ふにて、易位生卦の義、顯然たり、其明いまだ出ざる時はと推すには、明夷の卦たること自然に分明たり、故にこれを明夷の易位生卦と見ることなり、さて明德と云ことは、各人天賦の性中に具へ得る所の光燿煥爛たる者にして、決して他より來れる者には非ず、故に自昭明德と云、自の字に、眼を著べし、昭かにすとは、これ作用の字にして、これを光明に琢磨するの義なり、明德とは、名目讀なり、昭の字は拭ふの意にして、作用讀たり、それ德性の體を云ば、譬へば、明鏡の如し、磨拂の功怠る時には、自然に塵垢生ず、塵垢は、情欲より生出す、其情欲と云者も、亦天稟の性中に具へ有つ者にして、亦他より來れる者には非ず、亦譬へば刀劍の銹衣を生ずるが如し、これを磨礪すれば、其明生ず、其光明と云者も、亦他より來れる者に非ざるが如し、人人の明德と云者も、亦然り、天稟性中具得の明鏡たり、琢磨拂拭は、修行の功力に係れり、さて琢磨拂拭し得たる所の光明は、これ德性中に具へ有るの者にして、本位に復還れるなり、然り如此と雖、其琢磨拂拭の功德、至大至廣と云べし、琢磨の功廢すれば、夜光の玉も、瓦礫に劣り、莫耶の劍も鉛刀に後る、故に聖人性を以て敎への立言とせずして、學を以て常言とし玉ふなり、學とは、卽ち琢磨拂拭なり、論語の公冶長の篇、子曰、十室之邑、必有忠信如丘者焉、不如丘之好學也、『雍也篇、哀公問、弟子孰爲好學、孔子對曰、有顏回者、好學、不遷怒、不貳過、不幸短命死矣、今也則亡、未聞好學者也、』述而篇、子曰、我非生而知之者、好古敏以求之者也、』憲問篇、子曰、不怨天、不尤人、下學而上達、知我者其天乎、』衛靈公篇、子曰、吾嘗終日不食、終夜不寢、以思无益、不如學也、』陽貨篇、子曰、由也女聞六言六蔽矣乎、對曰、未也、居吾語女、好仁不好學、其蔽也愚也、好知不好學、其蔽也蕩、好信不好學、其蔽也賊、好直不好學、其蔽也絞、好勇不好學、其蔽也亂、好剛不好學、其蔽也狂、』これ學の功用莫大なることを知ぬべし、故に論語開卷第一義、學而を

に在るの象、三接は、坤の陰爻の象、

【象傳】晉、進也、柔進而上行、

【訂】通本彖傳錯雜、旦明出地上四字、自大象溷衍、今皆復正、

【釋】晉は進也とは、これ音義併釋例たり、晉と進と同音同義にして、進み升ると云の義なり、故に次の句は、否の來往生卦法を以て其柔の進み上つて、六五離明の主となるを說き玉へり、それ晉の卦名の、進と云所以の本は、此卦は本否より來れり、其否のときは、天地否塞し、陰陽交はらず、上下志し通せず、上は乾の剛强にして、下は坤の貧虛たりしが、今六五の一柔、內卦の外より上り進で、中德を得て、離明の主となれり、これ君上柔中の仁澤、四海に溢れ、文明の明德萬邦を照らすを以て、天下の物、天下の事、皆明に進む、これ此卦の晉と名くる所以なりと云の義にして、音義釋と、生卦法とを以て卦名を解釋し玉へり、

【象】進は卦名の義、柔は六五柔中の象、進而上行とは、否の來往生卦の象、又上行は、離の日上升、離の火炎上るの象、

順而麗乎大明、是以康侯、用錫馬蕃庶、晝日三接也、

【釋】順而麗乎大明とは、これ對體の義象を提起して以て、文王彖辭の釋を爲し玉へるなり、これ主釋體の文法たり、此卦の象義と彖の辭の義とを、一人の上にて說く時は、人內に坤の順德有て、外大明の賢哲に麗從ふ時は、成らざるのこと無く、進まざるの道無し、又これを一天下の事業に當てゝ說く時は、今君上晉の時に當らせ玉ひて、柔中の仁德を四海に盈しめ、離の文明の德光を、萬邦に照し玉ふ時たるを以て、萬邦の諸侯も內柔順の德を治め、外君上大明の德化に麗き從ふ、是を以て、六五の君、諸侯の能く封疆を治め、民を牧養して、天下の藩幹たる者には、各車馬を錫ふて親禮優待あらさせらるゝことなり、其本は六五の君德莫大なるに由ることとなり、故に大明と云て、尊稱せさせ玉へるなり、此傳は二卦對體の象義を掲て、是以の字と、句の末の也の字とを以て解釋體の文と轉換し玉へり、これ虛字斡旋、の妙處たり、

【象】順は坤の象、大明も麗も共に離の象、

進也、序卦曰、晉者、進也、是其音義併釋也、餘詳見善工利器、

【釋】此卦易位生卦法を以て見れば、本明夷より來る、明夷は日の地中に入るの象たり、今此卦は、日の地上に進み升るの象あり、故に晉と名く、大象に、明出地上晉と云、これなり、又離を明とし、麗とし、坤を順とす、又内卦を我とし、外卦を彼とす、これ我明に麗き順ふの象有り、凡そ事は明に麗き順ふ時は、其道必ず進む、故に晉と名く、彖傳に順而麗于大明と云、これなり、又來往生卦、本天地否より來ると見る、これ否塞の卦中へ、六五の一陰爻、外より進み上る、故に晉と名く、彖傳に、柔進而上行と云、これなり、

晉、康侯、用錫馬蕃庶、晝日三接、

【音】康、苦岡切、平唐穅、安也、寧也、本作穅、從庚從米、庚更革也、新穀既登、更于舊穀、康寧之義、蕃、音煩、蕃庶、盛多之貌、晝、陟救切、日之出入、與夜爲界者、從日從畫省、或作晝、亦作晝、篆作[illegible]、大篆作[illegible]、三、去聲、傳同、

【釋】康侯とは、民を安んじ、國を治むるの侯と云ことなり、蕃庶は、衆多の義なり、此卦升進の時にして、又日地上に在て、萬邦を照すの象有り、これ君文明にして四海を統御め玉ふの義たり、又君主上に明らかにして、諸侯に順ふの象有り、又君德上に明らかにして、兆民下に順ふの象有り、これ共に皆盛治升平の義たり、それ天下既に昇泰至治にして、君上文明柔中たるを以て、諸侯順從化服し上る、是を以て天子より優待あらせられて、諸侯の能く封疆を治め、民を牧養して國家に藩幹たる者に、車馬を錫ふて大に親禮あらさせらる、故に康侯用錫馬蕃庶、晝日三接と云、馬は柔順にして人を載せ遠きに致すの德有り、諸侯の柔順にして上天子の命を奉して、遠きに行て、國を治むるの義に喩ゆ、蕃庶は數多の義にして、君より錫ふ物の盛んに多きを云、晝日三たび接はるとは、其優待親禮の篤厚なる、一日に三たびにも及ぶと云の義なり、

【象】康侯は坤の象、坤を國とし安しとし、順とす、下卦に在るを以て諸侯とす、これ上卦を君とするに對して取れる象たり、これ二卦對象の一例たり、馬は坤の象、錫は坎の象、蕃庶は坤の衆多の象、晝日は、日地上

【釋】此爻は陰柔なるを以て、而も陰の位に居れり、これ宜しく過剛の失は絕して無かるべき所の者たり、然るに又羝羊を生じ來れる者如何にと云に、上六は全卦の極たり、これ即ち大壯の極處に居れるなり、且つ上卦震動の極に當れり、是を以て九三の過剛不中なる者と、其過失大に相同じきこととなり、故に又羝羊を生じ來れるなり、さて上六の羝羊は剛壯の至極なるを以て、例の觸れ衝くといへども、固より陰弱微力なるを以て、藩を推し仆して進み遂げること能はず、さらば又鈎角の絆絓て引き退ぞくことも能はず、其苦しむこと甚だ急切なり、其凶たること知ぬべし、故に羝羊觸藩、不能退不能遂、无攸利と云、それ已に此極に至ると雖も、其卦極の剛强を舍て、其震の卦極の壯んに動くの義を止めて、其重陰の柔順に從ひ、艱難苦勞して愼み守る時には、これより以後の殃ひを免るべしと云の敎へ戒めを、艱則吉と云、

【象】羝羊は全卦の兌の象、藩は震の象、又離の象、觸は乾の象、不能退は大壯の專はら進むの象、又震の象、不能退は卦極の象、利は震乾の象、无は乾の象、

【爻傳】不能退、不能遂、不祥也、艱則吉、咎不長也、

【訂】通本、祥、譌作詳、自同音通用誤、

【音】祥、似羊切、平陽詳、福也、善也、吉徵也、不祥、猶曰不吉也、

【釋】不祥とは、猶不吉と曰が如きなり、上六大壯の時に處るの道を知らず、陰柔不才の身を以て、震動の極、大壯の極に居つて、尙も進み動んとす、故に進退艱難の禍に罹れるなり、これ不祥の甚しきなり、以後これに懲て、よく艱難して愼み守りて柔順なる時には、以後の咎は、長じ增じと云の垂戒の義をば、咎不長也と釋し玉へり、

【象】祥は乾離の象、不は乾の象、咎は乾の象、長は震の象、

【晉】䷢〔坤下離上〕

【音】晉、卽刃切、震韻、精母、去音、進、進也、彖傳曰、晉、

を拒むに喩へたり、又九四は、陽剛たれども、陰の位に居れり、故に其志弱くして、其剛壯を專とせず、これ陽爻なりと雖、敢て人を犯し淩ぐこと有ること無きの者たり、是を以て人も亦爭そひ拒むこと有ること無し、故に藩決不羸と云、今六五は大壯の時に當ると雖、柔中の德有り、且つ固より自己に用ふべき所の剛壯有ること無し、故に喪羊于場と云、場と云も、實は藩のことなれども、隔て障るの嫌ひを避て場と云へるのみ、假令場の藩有りとても、自己に剛强の羊無き時には、觸れ羸しむ所無し、これ悔る所無き所以なり、故に无悔と云、

○按ずるに九三には、羊有り、藩有り、是を以て觸れ羸しむなり、又九四は、藩決きたれども、尙己に剛强の羊無きこと能はざるなり、又六五に至つては、羊も藩も共に無し、是を以て悔無きなり、これ三よりは四勝れ、四よりは五勝れたり、五を上とし、四を中とし、三を下とす、此三四五の上中下の分別をよく玩味して、大壯の時の處置を會得すべきことなり、

【象】羊は大兌の象、場は四陽と二陰との分界の象、喪は六五柔中にして剛强の志行無きの象、

【爻傳】喪羊于場、位不當也、

【釋】凡そ易爻の例、位不當とあるは、咎過ちあるの爻の義とす、然るに此爻にては、位不當を以て吉なるの義とす、これ卦爻の象に因て辭を讀むべく、辭に因て象を讀むべからずと云の、讀易の一祕訣たり、先づ此卦は、大壯たるを以て、陰柔退守の道を善して、陽剛進み動くの道を喜まざることなり、これは剛壯に躁ぎ進んで、災害を挽き起さんことを恐れ戒め玉ふてなり、今此六五は、陰柔を以て陽剛の位に居れり、是を以て剛柔和合せり、これ位不當を以て、大壯の善道を得て、悔無き所以なり、これ位不當を以て、吉とするの一例たり、これ猶兌の九五の傳、中孚の九五の傳、共に位正當と云を以て、全吉とせざると同意味の象義たり、然れどもこれらの旨は、實に活眼を以て易を讀む者に非れば得ること能はざることなり、

【象】位不當は陰爻陽位に居るの象、

上六、羝羊觸藩、不能退、不能遂、无攸利、艱則吉、

義有り、以上の衆義皆大壯の時に處するの善なる者たり、故に貞吉悔亡と云、それ此爻に悔有る所以は、其不正なるを以てなり、又亡ぶる所以の者は、剛柔調ひ適へるを以てなり、藩決不羸は、九三の羝羊觸藩羸其角と相反す、これ九三は過剛不中にして强壯を專らにせると、九四は陽剛なれども、陰の位に居て、强壯を主とせざるとを以て、相反せる所以たり、今九四强壯を以て人を侮り佗を凌ぐに心無きが故に、人も亦九四を拒むこと有ること無し、此故に其志のまゝに進み行ふことを得るなり、これ大輿の進み行に喩ゆ、それ輿は、輹を脱く時には、進むことを得ず、又輹壯んなる時には、進み行に甚よろし、これ大畜の九二、乾の進まんとするを、艮にて止められ、六五に害應せられて、止めらるゝ者と相反せり、今乾の進み、震の動くの合卦にして、九四は、六五に親み比して、陰陽和順せり、故に壯于大輿之輹と云、

【象】藩は震の象、決は六五陰爻たるの象、又震の象、羸は兌の象、不は坤の象、大輿は震の象、又坤の象、壯于輹は九四止むる者無くして、隨意に進行の意象、貞は乾震の象、

【爻傳】藩決不羸、尙往也、

【釋】凡そ易文中に往と有るは、爲ること有ると云の義たり、其爲ることと云は、每卦にて各異なることなり、今此卦にしては、大壯の時なるを以て、其剛壯に過ることを忌み嫌ふて、惟剛柔調適し、陰陽和順することを尙ぶことなり、九四は陽剛たれども陰の位に居り、不中たれども剛柔相適ひ、不正たれども陰陽比和せり、これ大壯の時に處するの善なる者にして、所謂爲る所有ると云の者たり、故に尙往也と云、

【象】往は震の象、尙は乾の象、

六五、喪羊于場、无悔、

【音】場、音亦、邊境也、封界也、

【訂】通本、場作易、自古字通用譌、陸績本作場、與場別、

【釋】羝羊は、牡羊にして、强壯を主とするの者たり、今此爻に其羝の字を去て、單に羊とのみ宣へるを以て見れば、其强壯ならざること知るべきなり、かの九三は、過剛不中にして强壯を專らとす、是故に人と爭ふこと有り、故に羝羊を九三に喩へ、藩をば人の九三

柔弱たれども、其志氣のみ剛戻にして、喜んで藩に觸るが如し、進まんと欲すれども、其力ら弱きが故に、藩を仆して進むことも能はず、又退ぞかんと欲すれども、其鈎角藩に係つて退ぞくことも能はず、實に進退維谷るの難み出來つて、百計すとも脫すること を得ざるが如きなり、これ窘迫の甚しきを形容せるの比喩たり、さらば、過剛不中にして、志氣强壯たるの弊害、一に此極に至れること人豈愼み戒めざるべけんや、故に羝羊觸藩、羸其角と云へり、

【象】小人は、九三の象、又二陰の象、又兌の象、君子は、九三の象、又四陽の象、又乾の象、壯は、卦名の象、又震の象、用も震の象、罔は、无の義にして乾の象、厲は、九三人位危地の象、又乾の象、羝羊は、全卦大兌の象、藩は震の象、觸は乾の象、羸は兌の象、角は陽剛の象、又乾震の象、

【爻傳】小人用壯、君子罔也、

【釋】九三過剛不中にして、乾進の極に居れり、これ剛强を恣いまゝにして、人を凌ぎ佗を侮どるの象とす、故に小人にして此位に當らん者は、必ず壯を用ることにして、これ凶の道たること言を須ざる者たり、又君子は、内に省りみ、外を修め、言行は相顧み、惟道義にのみ斯依る者たれば、豈此の如きの妄行有るべけんや、故に小人用壯、君子罔也と釋し玉へるなり、

【象】罔は乾の象、餘は上に同じ、

九四、貞吉、悔亡、藩決不羸、壯于大輿之輹、

【音】輹、音福、車下之縛也、

【釋】前後の爻に皆羊を云へり、然るに此爻にのみ獨り羊とは云はざれども、藩決不羸と云へるにて、其羊なること明白たり、これ猶乾の九四の爻に、龍を言はざれども、或躍在淵と云にて、龍なることを知らしむると同意の文法たり、さて此九四は、固より陽剛たれども陰の位に居れるを以て、九三の過剛なるよりは、其剛壯の義少なく薄きを以て、羊の字を減じて、以て其義を示し玉へるなり、それ九四大壯の時に當つて、陽爻たりとは雖、陰の位に居るを以て、其志弱くして、剛壯に過ること有ること無し、且つ不中たれども、剛柔宜きに適ひ、不正たれども、陰陽和合するの

字は、此爻の德と、敎戒とを兼せたるの辭なり、凡そ易の例は、陽剛を貴びて、陰柔を嫌ふこと、これ通義たり、然れども其中にて卻つて陽剛を戒めて、陰柔を勸むるの卦は、訟と大過と離と大壯との四卦なり、蓋し此四卦は剛に過る時には、忽ち必ず禍害を挽き出すを以て、一に柔靜の道を用ひ守れよと云の敎へ戒めなることなり、

【象】貞吉は、乾と震と離との象、

【爻傳】九二貞吉、以中也、

【釋】大壯の諸陽爻、各皆剛强に過るを以て、禍殃に至り易し、九二も陽爻にして乾の進むの卦中に居れりと雖、惟り貞吉の辭を得る者は、中の德有るを以ての故なりと云の義を、以中也と釋し玉へり、

【象】中は、九二中爻の象、

九三、小人用壯、君子用罔、貞厲、譬猶羝羊觸藩、羸其角、

【音】罔、音惘、无也、羝、音低、牡羊也、羸、累平聲、纆縛拘碍、窘迫之義、

【釋】先づ羊と云者は、猛獸には非れども、惟能く物に觸るゝことを喜むの者たり、これ人の才德無くして惟志のみ强壯なるの者に喩へしなり、藩とは、籬なり、今九三の爻は、大壯の時に當つて、過剛不中にして、又乾の進むの卦の極に居れり、これ惟剛强をのみ專らとするの者なり、大率此爻の位地に當らん人は、小人なれば、强狠剛戾にして、人を輕んじ侮り、佗を淩ぎ犯す、或は己が富豪を負み又は權勢を負み、又は智計を負み、又は詐譎を負み、各其負む所の壯を恣いまゝにす、惟り君子は否らざることなり、これ內を省り外を修め、言行維れ愼み、道義に惟れ依るの者たれば、豈人を淩ぎ佗を侮ること有るべけんや、故に小人用壯、君子用罔と云、設し人自修謙抑せずして、其剛强を壯んにし富豪を壯んにし、權勢を壯んにし、智計を壯んにし、姦計を壯んにして、愈改革ざる時には、これ至つて危うきの極たり、故に貞厲と云、凡そ人內省外修の鍛鍊有ること莫く、己が才能力量をも計らず、只其强壯の志氣にのみ任せて、暴行の擧動を肆いまゝにする時には、人に在ても、事に在ても、忽ち必ず窘迫られて困むべし、喩へば、羝羊の其形質は

視聽言動の四つは、皆行實に係れる所の字にして、これ禮は道を身に行ふ實狀の義たることを見し玉へるなり、是故に思念情意等の虛位たる所の字を下し玉はざることなり、固より此大象の弗履と云の履の字の中に、かの視聽言動の四つをも維括して罩籠たるの文也、是を以て仁と禮との、道の陰陽表裏たるを克く會得する時には、不仁と云、非禮と云、不非の字の字法をも分別し得て、吾聖門仁禮義智の大事をも得つべきことなり、

【象】雷は震の象、天は乾の象、禮は乾の象、又震の象、履は震の象、非も弗も、共に乾を无とするの象、

初九、壯于趾、征凶有孚、

【釋】初九は大壯の始めにして、趾の位に居れり、凡そ身を動かさんと欲する時は、必ず先づ趾を動かす、故に壯于趾と云、固より此卦は已に大壯たり、爻も亦過剛不中にして、且つ乾進の一體に居れり、これ進むに專ぱら壯んなるの者とす、それ此の如くなる時には、其殃ひに罹ること必せるなり、故に征凶有孚と云、有孚とは、凶害に遇ふこと決定して違ふこと無しと云の義たり、

【象】趾は初爻の象、又震の象、征は乾震の象、孚は乾の象、

【爻傳】壯于趾、其孚窮也、

【釋】初九は、大壯の時に當つて、宜しく愼み守つて、身を有つべき所に、卻つて過剛不中にして、乾進の一卦に居れり、これ專ら進むの爻象たれば、爻の辭に、征凶有孚と云、其孚とは、專進して凶殃に遭ふて、厄窮するに違ふこと無しと云の義なりと云ことを、其孚窮也と釋し玉へり、

【象】窮は變體似體の坎の象、孚は乾の象、又坎の象、

九二、貞吉、

【釋】凡そ大壯の諸陽剛は、皆剛强に過るの者たり、然るに惟り此九二の爻は、陽剛たれども、陰の位に居れり、乾の進むの一體に在れども、中の德を得たるを以て、進むに過るの失有ること無し、これ實に大壯の時に處するの善なる者とす、故に貞吉と云、此貞吉の二

云、

【象】正は、乾震の象、大は卦名の象、又乾の卦象、天は乾震の象、地は乾の對卦、坤の象、情は乾の象、見は全卦大兌の象、

○按ずるに、見の字を兌に取れる者は、雜卦に兌は見とあるに取れるなり、

【大象】雷在天上大壯、君子以非禮弗履、

【釋】凡そ大象の中に就て、四時の雷を分別せんには、先づ雷の兌澤の中に入りたるは、隨の卦象とす、これ陽氣收斂するの時に從ふて、震雷の勢ひを收めて、兌澤の陰弱に隨ふ、これ秋の雷なり、又雷の地中に在るは、復の卦象とす、これ一陽の雷、地中に復るとは雖、其陽の勢ひ猶微弱なるなり、これ冬の雷なり、又雷の地上に奮ふは、豫の卦象なりとす、これ震雷の時を待ち得て、地上に奮ひ出ることは、其勢ひ壯んなるを以ての故に、これを豫ぶの象とす、これ春の雷なり、今此卦は、震の雷、乾天の上に奮迅す、其威勢の強く盛んなることの至極なり、故にこれを大壯と名け玉ふ、これ夏の雷なり、これ大象中の四時の雷の訣なり、凡そ物此十二分の位ゐ勢ひに至れる、これを大壯と曰なり、さて此大壯を守り御するの道は、全く禮にあらずしては、決して能はざることなり、此故に聖人深く敎へ戒めて、非禮弗履よと、警しめ玉へるなり、凡そ富貴威權あつて、其勢ひ火の熾るが如く、日の升るが如く、炎々赫々たるの時に當つて、これを守り持たん所の道は、禮より勝れたるは莫し、故に子貢か貧くして諂ふこと無く、富て驕ること無は如何にと問ひ上つりしに、夫子の可なるなり、いまだ貧くして道を樂み、富て禮を好む者には如ざるなりと宣まひつることなり、蓋し禮とは道を身に行ふの名なり、仁とは、道を心に得たるの名なり、故に仁と禮とは、道の陰陽裏表たり、傳、

論語曰、顏淵問仁、子曰、克己復禮、天下歸仁焉、爲仁由己、而由人乎哉、顏淵曰、請問其目、子曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動、

これ仁を問へるに禮を以て應へ告げ玉ふことは、元來仁とは、道を心に得たるの名にして、虛位たり、禮は道を身に行ふの名にして、實位たればなり、殊に此

【象】利も貞も、共に乾と震との象、

【彖傳】大壯、大者壯也、剛以動、故壯、

【釋】此傳は起首めに先づ卦名の釋を爲せり、今此卦を大壯と名くる所以の義は、これ大なる者の強く壯んなるとのことなり、さて其大なる者とは、乾の至剛至健にして、純陽至大の象、壯んなる者と云は、震の長子の強く盛んにして、勇壯なるの義たり、剛にして以て動くとは、これ二卦對體の象義を說かせ玉へるなり、剛とは、乾の純陽の義、動くとは、震の象たり、それ能く乾の剛強にして、震の動き作すことは、これ壯んなるの最上にして、以て此卦を大壯と名けらるゝ所以なりと云の義を、剛以動故壯なるぞと釋し玉へることなり、

以上は卦名の釋たり、

【象】大は乾の象、壯は震の象、剛は乾の象、動は震の象、

大壯利貞、大者正也、

【釋】これより彖の辭の解釋たり、凡そ天地の定理、萬物正しからずはあるべからずとはいへども、殊には大なる者は、最とも勝れて正しからずば有るべからざるが爲の故に、此彖の辭に、惟利貞の二字のみを下して、敎へ戒しめ玉へる者は、大なる者は、殊に勝れて正しかるべしと云の義を、大者正也と釋し玉へるなり、

【象】大者は乾の象、正は貞の釋にして、乾震の象、

正◎大◎而天地之情、可見矣、

【釋】上文にして、已に彖の辭の釋は了りつれども、其大者正也と云の餘意を承て、正大の二字の功德を說き、以て汎く君子への敎へを示し玉へるなり、それ正とは、貞正の義、大とは、即ち大壯の義たり、尙も詳らかにこれを釋せば、正は一止に從ふ、一は天なり、天の公道に一止するを正と云、大は一人に从ふ、一は天なり、人を以て天の公道を貫く、これを大と云、今此大壯の卦に、此正大の義を具足せり、故に此正大の二字の義を以て、天地の道をも括すべく、以て天地の情をも見つべきと云の意を、正大而天之情可見矣と

最も先きに在り、これ少しも礙滞係累有ること無し、故に无ㇾ所ㇾ礙也と云、

【象】无所礙は上九應比無きの象、

【大壯】☳☰〔乾下震上〕

【音】大、小之對也、壯、側亮切、强也、盛也、詳二善工利器一、

【釋】大壯とは、大なる者の壯んなると云の義なり、又大に壯んなるの義有り、消長生卦法を以て觀る時には、四陽長じ上りて强く盛んなるの象有り、故に大壯と名け玉へり、又君子の道盛んに長じ、小人の道消え衰ふ、故に大壯と名けらる、又乾を至剛至健とし、震を動くとす、至剛至健にして動くは、これ動くことの强く盛んなるの者たり、故に大壯と名けらる、彖傳に、剛以動、故壯と云、これなり、又乾を天とし、震を雷とす、雷の天上に在る時は、其震ふこと强く盛んなるなり、故に大壯と名けらる、大象に雷在二天上一大壯と云、これなり、又乾を父とし、老とし、震を長男とし、壯とす、父老ぬれば、子盛んなるなり、故に大壯と名けらる、又全卦に就て論せば、初二を少しとし、三四を壯とし、五上を老とす、三も已に壯なりとはいへども、四に至つて全く强く壯んなるなり、故に大壯と名け玉へるなり、

大壯、利ㇾ貞、

【釋】大壯は、大に壯んなるの義なり、それ大に壯んならん者は、必ず其勢ひ常に他を侮どり凌ぐの恐れ有り、且つ此卦、陽長じ陰消す、君子の道長じ小人の道消す、これ皆他を凌ぎて自を長ずるの義有り、又二五中也とは雖、各共に正を得ざるなり、故に首めにこれらの義を戒めて利ㇾ貞と云、

○按ずるに此卦に元に亨るの二字を係け玉はざること如何んと云に、凡そ天下の物、いまだ壯んならざる時には、これより將來に亨通するの道有り、敎へ有り、今此卦既に亨通して、其勢大壯に至れり、又何の元に亨ることをか希はんや、此卦にては惟だ退ぞき守ることを敎ゆるに在り、故に元亨を係け玉はざることなり、

を正しくすればなりと云の義を、以正志也と云、

【象】正も志も、共に乾の象、又志は變體離の象、

上九、飛遯、无不利、

【訂】通本、飛譌作肥、按飛古文作蜚、肥古文作𦚏、蜚𦚏音同字似、因誤也、張平子思玄賦、欲飛遯以保名、註、引上九飛遯无不利、曹子建、七啓、飛遯離俗、金陵攝山碑、偏懷飛遯、九師道訓、遯而能飛、吉孰大焉、皆作飛遯、可以徵也、今訂正、爻傳同、

【釋】今遯の時にして凡そ遯れんとするの爻は、悉くに應比の係累有り、又は最後に居るの故障有り、六爻中惟り此上九のみ、應無く比無くして、親愛嗜好の係累有ること無し、これ遯るゝには、最も容易きの爻也とす、且つ夫れ遯るゝの道は、後ろに居る者は難くして遲し、前に在る者は、易くして迅し、今上九は全卦の極に居て、六爻の正つ先きに居る、殊に陽剛にして乾の進むの卦極にあるを以て、其遯るゝことの迅疾なること、喩へを取るに類無きの者たり、故にこれを稱歎して、飛遯无不利と云、

○按ずるに情好親愛の道は、近きに親切にして、遠きには自然に疎濶なるの者たり、故に此卦も四陽爻の中にて、九三は、六二に密比せり、其情好愛溺至て重しとす、故に係遯と云、又九四は、初六に應じ、且つ不中正たれども、應は比より遠きを以て、君子吉、小人否と云、又九五は六二の衆陽を執へ止めんとするの正應たればこれ遯れ難きの者に似たれども、剛健中正にして、果決毅斷の德を以て、克く遯るゝことを得るなり、故に嘉遯と云、是に由てこれを觀れば、三よりは四勝れ、四よりは五勝れたり、此上九の如きは、拔羣絶類にして、殊に勝れたるの者たり、故に无不利と云、これ深く稱美し玉ふの辭なり、

【象】飛遯は、上九應比の絆縻有ること無く、六爻の最も先きに在て、陽剛にして乾の進むの極に居るの象、又乾の象、无不利は乾の象、又利は、乾の象、不は艮の象、无は乾の象、

【爻傳】飛遯无不利、无所礙也、

【訂】通本、礙譌作疑、缺脫石旁者、今補正、

【釋】上九は遯の時に當つて、應比の係累無く、六爻の

九四の象、全卦にては、四陽爻の象、又乾の象、小人は九四の象、全卦にては、二陰の象、又巽の象、否は艮の象、

【爻傳】君子好遯、小人否也、

【音】好、上聲、善也、爻辭之好、去聲、愛好也、傳辭之好、上聲、善也、

【釋】それ君子の世に處るや、其大義に當つては、克く其割き難さの親愛をも舍て、幾を見て作者たり、故にこれを稱美して好遯と云、又小人は、情欲を以て種子三昧邪と爲ること故に、君子の行事と相反す、故に小人否也と云、これ爻の辭に、只一の也の字を加へて、以て解釋文と轉じ玉へり、これを文章の轉換法と云、

【象】好は乾の象、否は艮の象、

九五、嘉遯、貞吉、

【釋】九五は六二の應の位たり、是を以て陰陽相應じて、六二を親愛する所の者たり、然れども元來九五は剛健中正たるを以て、其方に事有るに當つては、能く其親愛する所の者をも斷割して、速やかに遯れ去り得るの者たり、これ能く時を知り事を酌り、經權取舍、輕重緩急、各道に合することを得る者たり、固より九四の不中不正なるだに、尚君子は吉と云の辭有り、況んや九五の剛健中正なる者に於てをや、故にこれを褒稱して嘉遯と云、貞吉とは、之れ中正の爻象と敎誨とを兼たる辭なり、

○按ずるに九五は君の位たれども、君位の義を説き玉はざる者は、全卦の大義、遯を以て名を命じ、義を立てたり、君上にして遯るゝと云の義有ることを無きを以て、汎く君子への名敎を主とし、六爻中に君上の義をば、説かせ玉はざることなり、

【象】九五と六二と、陰陽相應ずと雖、九五剛健中正にして、其親愛を割斷して速かに遯れ去ることを得るこれ嘉遯の象、又嘉は乾の象、貞吉は中正の象、又貞は乾の象、

【爻傳】嘉遯貞吉、以正志也、

【釋】九五は六二に相應ず、これ其親愛する所の者たり、さるに其愛好する所の者を斷割して、幾を見て克く嘉遯する者は、其中正の德に據り、道に就て、其志

【爻傳】係遯之厲、有疾憊也、畜臣妾吉、不可大事也、

【釋】今遯の時に當つて、君子の一大事と云は、速やかに遁れ去て、其身と其義とを全くするよりの急務は有ることなし、然るに此九三は、六爻中にしては、係累の重き者たり、故に火急には遁れ去り得難きの象たり、故に有疾憊と云、若し又臣妾などを畜はんには、此爻に當れば、それには吉なるとなり、其故は此卦中にて陰陽親しみ比するの爻は、惟此九三と六二とのみなれば也、故に臣妾は能く懐き從ふて吉なるなり、然れども大事には不可なりとは、上に釋せる如く、遯の時は、速やかに遁れ得るを以て、大事とすればなり、

【象】疾は九三六二に密比して、遯れ去るの係累たるの象、又巽の象、憊は巽の象、大事は乾の象、不可は艮の象、

九四、好遯、君子〔割愛、故〕吉、小人〔不斷愛、故〕否、

【音】好、去聲、嗜好也、

【釋】九四は、初六に應ず、これ九四の親愛嗜好する所の係累たり、今遯の時に當つて、此初六の親愛嗜好有て、これに係累せらる、故に好遯と云、これ遯るべき時に、好み愛する所有りと云の意なり、此時に當つて、君子ぞならば、必ず幾を見て、其親み好て割き舍て難き所の者を、克く割斷して遯れ得べし、これ君子の君子たる所以たり、故に君子吉と云、又小人は情欲を斷割する所の修行本事無が故に、愛好に係縛て遯れ得ずして、君子の吉に反することとなり、故に小人否と云、蓋し君子も小人も、共に九四の爻にして、此時此位に當れる者、君子ぞならば、克く割愛して遁れ得て吉なり、小人ぞならば、否らずして凶なるなりと云ふ意なり、これ乃ち君子小人失得の分岐頭なり、

○按ずるに爻の辭の好の字は、去聲たり、九四の陽剛、初六の陰柔に相應ず、これ愛好係累の在り處なり、然れども正應は、私比に較る時は其溺惑稍輕し、九三の六二に密比して、溺沒せるが如きには非ず、故に此爻には、君子吉と云、小人否と云、

【象】好は九四初六に應ずるの象、又坎の象、君子は

り、

【爻傳】執用黃牛、固志也、

【釋】それ今遯の時に當つて、衆爻各遁れ去らんとするを、これを執り止めんとならば、六二の爻先づ己が忠信の中正柔順の志を堅固にして、以て衆爻の遁れ去らんと搖動する所の志を、係ぎ止めて、其社稷の爲に、止まり守るの志を堅固ならしめよとの義を、固志也と釋し玉へり、

【象】志は乾の象、固は乾の象、又艮の象、

九三、係遯、有疾厲、畜臣妾吉、

【釋】九三遁の時に當つて、六二の陰柔の爻に親み比せり、それ陽の親み好む所は、陰なり、陰の親み好む所の者も、亦陽たり、これ陰陽の性情たり、此故に九三の陽爻、六二の陰爻に親比して、これを愛し好む、これ九三の係累たり、故に係遯と云、さて凡そ遁れ去らんとするの道は、係累の無きを第一義とす、若し係累ある時は、必ずそれが爲に其幾を脱して、痛惱疾苦することとなり、これ猶疾の身に在るが如し、甚だ危うきの道たり、故に有疾厲と云、以上は、遯の九三の爻、名敎の綱文たり、以下は、臣妾を畜と云の句は、蓋し古傳の繇文にして、九三の爻に附して傳へ來りしを、其象義の恰好なるを以て、周公の句末に收め係け玉ひしなり、篇中に往々此例有り、熟讀して自ら會すべし、

それ臣妾を畜の如きは、親愛を以て懷るの義たり、此爻六二と陰陽正比す、故に我親愛を以て臣妾を懷れば、臣妾も亦能く承け順ふの象義たり、故に畜臣妾吉と云、これ臣妾を畜ふには、吉占の爻たるなり、蓋し君子遯退せんとするが如きの大事には、係累有て、それが爲に痛惱疾苦して、凶たることとなり、又臣妾を畜ふが如きの小事には、陰陽親比するを以て吉なると云ふの義なり、

【象】係は九三六二に比するの象、又巽の繩と艮の止むるとの合象、疾は巽の象、臣も妾も、共に六二の象、又巽の象、畜は九三六二に親比するの象、又九三艮の主爻、六二を畜め養ふの象、厲は九三人位危き地の象、又乾の象、

るの時なり、其中にて此六二の爻のみ、止獨り成卦の主爻たるを以て、衆爻の遁れ去らんとするを止むる所の者たりとす、さて卦の象を以て論ずる時には、此六二の陰爻有るが故に、四陽爻の共に遁去る所の義とす、全卦彖の辭、大象等の義、これなり、又爻の象にて論ずる時には、此六二は卻つて衆爻を止むる所の者とせり、蓋し爻の象は、中正の德を主として、敎へを設け玉ふ故に、此六二を中正忠信の君子なる者とし玉へるなり、又卦の象は、陰陽の德を主として、敎へを建て玉へる故に、陽を君子とし、陰を小人として論じ玉へり、これ卦爻の象の、經文看法の祕訣たり、其卜筮實象の周旋に至りては、卦の象も爻の象も會得(エトク)し了り、聖人名敎の微旨をも參酌し、其上に卜筮實象の取り扱ひ有て、これを事實に照し、往今來を決著し、筮卦の情實を斟酌し得て、始めて占判することなり、さるに卦爻の象義をも分ち得ず、係辭名敎の微旨をも不分明にして、一に彖爻の辭に據て判斷せんと云は、實に易を讀まず、易を知らざるの者なり、さて此六二の爻は、中正の德有て忠信の君子なるの者とす、故に今遁れ去らんとする所の象爻を止むるの道を敎へ示し玉ふなり、これ實に社稷の忠臣たる者にして、聖人名敎の大綱紀たるを以て、故意(コトサラ)にも此一爻は無(ナクン)ばあるべからざるの者なりとす、執之の之、莫之の之、此兩つの之の字は、世に遁れ去らんとする所の衆爻を指すなり、黄とは、中の色にして、即ち中の義たり、牛は、柔順の喩へなり、革とは、堅固の義を喩ゆ、言ふ心は、六二柔順中正堅固の志を以て、衆爻の遁れ去らんとする者を執(トラ)へ止むること、黄牛の頸皮(クビカハ)の强きを以て、褁(ツツ)み縛(ユハ)へるが如く、衆爻の意をして、六二の社稷の爲に忠誠たるの志に羈絆(ホダサレ)て、脫(ヌ)き去ることを得ざるに至らしめよと云の義を、執之用(モツテシテ)黄牛革、莫之勝(タシテ)說と宣まへり、

【象】執之は六二成卦の主にして、衆爻を止むるの象、又艮の象、黄は中爻の象、牛は陰爻の象、又巽の象、革は艮の象、說は卦名よりの轉象、勝は乾の象、莫は艮の象、

○按ずるに此爻の牛は、陰爻の象に取れることは、陰爻は皆坤の屬(タグヒ)なればなり、これ中孚の四に、初を馬と云も、陽爻を乾の屬ひに取れると同例たり、又牛を巽の象と云ふことも、巽の柔順に取れるな

【音】尾、無匪切、微上聲、末後也、從倒毛在戸後、

【釋】さて遯の卦にして遯るゝと云者は、卦象にては四陽爻なり、爻の象にては、六二を除くの外は、五爻ながら皆遯るゝ者とす、これ卦爻の別にして讀易の一口訣たり、是故に爻に於ては、初六も亦遯れ去るの者とす、然れども初六は六爻の最後に居ることとなれば、これ遯るゝことの後れたる者たり、さるに後と云はずして、尾と云者は、これ上爻を首とするに對せるの文たり、

○按ずるに凡そ六爻全卦にて、事業の上にて立言すれば、初を始めの位とし、上を落成の位とす、又歩行往來體にて立言すれば、初を後とし、上爻を前とす、又物形に即て立言すれば、初を尾とし、上爻を首とす、又人身に即て立言すれば、初を趾の位とし、上を首の位とす、これ平面疊起看卦の祕訣たり、

凡そ遯れ去らんとする者は、先んずるを容易しとし、疾きを吉とし、後るゝを難しとし、遲きを凶とす、今此初六は、陰柔にして遯るゝ卦の最も後に居れり、これ後に居て且つ遲き者たり、故に遯尾と云、且つそれ遯の時命に當つては、君子の知を韜み德を埋んで、當に退ぞき藏るべきの時たり、豈爲し行ふこと有るの時なるべけんや、然るに卻つて爲る所有て、尙冒し進む時は、大に災害を招くこと疾速なるなり、故にこれを戒しめて勿用有攸往と云、

【象】尾は初六の象、厲は乾の轉象、往は乾の象、有も勿も、共に艮の象、

【爻傳】遯尾之厲、不往何災也、

【釋】それ今遯の時に當つて初六は六爻の最も後に居ること故に、殊に人に勝れて、遯れ去ることを、强め勵むべきこととなるに、卻つて尙知を顯はし、才を振ふて、進んで爲ること有らんとす、これ厲くして災を招く所以たりと云の義を、不往何災也と釋せり、

【象】往は乾の象、不の字は艮の象、災は乾の象、

六二、執之用黃牛之革、莫之勝說、

【音】說、音脫、勝音升、堪也、

【釋】此卦は、衆爻擧つて我も我もと、遯れ去らんとす

り、

【象】浸而長は、消長生卦の象、

遯之時義、大矣哉、

【釋】これ汎く遯の時の義を讃歎して、以て一篇の總結を爲し玉へるなり、義の字を下し得て甚だ力有りとす、

○按ずるに時義と云へる者は、豫、隨、姤、旅、遯、以上五卦なり、凡そこれ中の位の卦象義に係れり、又時用と云へる者は、坎、睽、蹇の三卦にして、これ險難の卦に係れるなり、又直ちに時大矣哉と云へる者は、其卦の力大なるの象なり、頤と大過と革との三卦これなり、

【象】時も義も大も、共に乾の象、

【大象】天下有山、遯、君子以遠小人、不惡而嚴、

【音】遠、去聲、遠之也、　嚴語、驗切、威也、敬也、毅也、莊重也、

【釋】天は、積氣無形にして升り進むの性なり、山は有形にして動かざるの物たり、これ天の氣は升り進み去り、山は止まつて動かず、乃ちこれ天の遯れ去るの義なり、これを人事に當つる時には、乾の君子幾を見て、艮の山へ退ぞき藏ると云の義とす、其實は消長の象、二陰の小人時を得、勢ひに乘て、君子を凌がんとす、これ乃ち君子と小人と一朝に混じ事ゆるの時たり、それ君子の小人を遠ざくることは、其害を辟けんとてなり、故に其顏色より、應接の言語等までも、溫順柔和にして、これを嫉み忌むと云の涯岸を立ること無く、而して內には己德を自然に莊重嚴肅にして、小人の方より自ら遠かる如くすべしと云の敎へたり、故に不惡而嚴と云、もし否らずして、一味に小人を憎むの情意、顏面に見はれ、言辭に出る時には、必ず小人の害を免ること能はざるなり、これ所謂不仁を惡むこと、已に甚しきは亂なりと云の義なり、

【象】小人は二陰爻の象、又巽の象、遠は乾を遠しとし、艮を防ぎ止むるとするの合象、惡は陰爻の象、不の字は艮の象、嚴は乾の象、

初六、遯尾、厲、勿用有攸往、

【象】通本、不、譌作小、今復正、傳同、
【釋】亨るとは、今遯の卦、遯の時が、徑ちに亨るの時なりと云には非ず、君子、幾を見て作つ、克く遯れ得たるの時を以て、亨るとはすることなり、凡そ遯の時に遇ひぬる君子は、必ず幾を見て變に應じて、平常無事の時の如くに、方正嚴格の道を用ふること勿れ となり、若し然る時には、ほどよく遯れ得る こと能はず、卻つて小人の害を被ぶること有るが故なり、故に不利貞 と云、貞とは、固執の義なり、これ最も君子の平日に明らめ辨へ置かずば有るべからざるの義なり、これ所謂邦道無き時は 愚なり、又邦道無き時は、行を危くし、言孫る、又卷て懷ろにする など云皆これらの時の義を云なり、
【象】亨は乾の象、 利も貞も竝に乾の象、 不は艮の象、

【彖傳】遯亨、遯而後亨也、剛當位而應、與時行也、

【釋】此傳は、別に卦名の釋は下し玉はずして、起首より彖の辭の釋にして、卦名の 義は 其中に兼せ攝して有ることなり、さて遯の彖の辭の首に、亨ると有るは今遯の時なる故に、よく遯れ得て、而して後に亨るとすることなりと云の意を、遯而亨也と釋し玉へり、剛當位とは、九五剛健中正なるを云、應ありとは、二五陰陽相應ずるを云、與時行とは、今遯の時なるが故に、其遯の時に隨ふて、ほどよく遯れ退ぞきて而後に遯の時の道、亨ると云の義たり、以上は、彖の辭の 亨の字の釋とす、
【象】剛當位は、九五剛中の象、 應は二五相應ずるの象、 時は乾の象、 行は乾の象、

不利貞、陰浸而長也、

【釋】君子若し遯の時に當つては、必ず 貞正の道を表とすること無くして、かの邦道有る時の 如くに行ひを危くし、言を危くすること有ること勿く、其貞正の道は、内に含畜て、決して 發露すこと勿く、行ひ危く言孫るの術を用ひて、小人の害を辟くべきとなり、然る所以は、陰邪の小人時を得て浸み長じ、陽正の君子の道は、日々夜々に消し行くの時なるを以て なりと云の義を、浸而長也と云、以上にて彖の辭の釋は了れ

り、故に振レ恒凶と云、

【象】振は震の象、又上六震木の頂きに在て、巽風に吹き搖かさるゝの象、又恒極まつて變動するの象、

【爻傳】振レ恒在レ上、大无レ功也、

【釋】上六は、陰柔不才、不中不正の爻にして、且つ震動の卦極に居れり、又全卦の極に居れり、これ妄りに進み躁くこと急なるの爻たり、さるに卻つて恒久の道を振ひ搖かさんと欲す、それ恒久の道は、貞止安靜にして、變更動搖すること無く、日を積み年を累ねてこそ、得べきの德たるに、豈一旦に躁き進み、振動て以て得べきことならんや、故に大无レ功也と云、大无レ功とは、功無きの甚しと云の義たれば、其凶たること知るべし、

【象】振は震の象、上は上爻の象、大は乾の象、功は震の象、无は乾の象、

【遯】☰☶〔艮下乾上〕

【音】遯、杜困切、去音鈍、遯逃也、退藏也、詳見二善工利器一、

【釋】乾を天とし、艮を山とす、これ天の下に山有の象たり、山は形有るの物にして、止つて動かず、天は大陽積氣の體、上り進んで、止らざるの性、之乃ち天の遯れ避るの意有り、故に此卦を遯と名け玉へり、大象に天下有レ山遯と云、これ也、又消長生卦法を以て云はゞ、二陰下に長じて、四陽上に消せられんとす、これ陽の遯れ退くなり、故に遯と名け玉へり、又陰は、小人の道、陽は君子の道たり、陰は小人にして、陽は君子なり、此卦小人の道長じ、君子の道消え、小人浸み長じ、君子退ぞき遯る、故に遯と名く、彖傳に、浸而長也と云、これなり、又此卦は二人連り行くの象有り、後より行く者は、止まり、前に行く者は、健にして進み遯るるの象有り、故に遯と名けらる、又艮の少男は止まり、乾の父、老て退ぞき避るの象有り、故に遯と名けらる、又乾を賢者とし、艮を山とす、これ賢者山に遯れ藏るの象有り、故に遯と名け玉へり、

遯、〔亨遯得而後〕亨、不レ利レ貞、

を制し、時を觀て周旋し、經に權に宜しきに中すべきの者たり、苟も其常を常とするの貞固にては、機に臨み變に應ずること能はざると云の義を、貞婦人吉、夫子凶と警策め玉へることなり、此貞の字は婦人と夫子との、兩句に係れるなり、貞婦人吉、貞夫子凶と云の意なり、これ猶坤の象の利西南得朋、東北喪朋、蒙の初六の利用刑人、用說桎梏と云、兩の利の字と、同例の文法たり、又此爻に婦人の義を說き玉ふことは、六五陰爻なるを以てなり、これも火地晋の六五に、其王母と云へると同意味たり、

○按ずるに此爻の意は、孟子の所謂、以順爲正者妾婦之道也と云へると、文は異にして、義は似同せるなり、

又按ずるに、孟子の說く所の順の字と、孔子の大傳中に說玉ふ順の字とは、これ天地懸隔の相違ひ有り、孟子の所謂順とは、人欲を以て人欲に順ふなり、孔子の所謂順とは、性正を以て天の道に順ふなり、傳、

【象】恒は、卦名の象、德は乾坎の象、貞は乾坤の象、婦人は巽坤の象、夫子は乾震の象、

【爻傳】婦人貞吉、從一而終也、夫子制義、從婦凶也、

【釋】義とは道の條理にして、即ち時の宜しきに適中するの謂なり、制とは、刀を以て物を斷制するの義にして、制義とは、即ち男子の德業たり、然るに婦女の如く從一の道に拘執するは、凶たるなりと云の義を、夫子制義、從婦凶と云へり、

【象】一とは坎の生數の象、從は巽の象、終は乾の象、制は震の象、夫子は乾震の象、義は乾と震と兌との象、

上六、振恒、凶、

【釋】恒とは、常久の義にして、變動せざるを云、振とは、動搖の愈よ急速なるにして、簸揚翻播の意を兼たり、今上六の爻は、重陰不中にして、恒の卦の極に居れり、凡そ物極まれば、則ち必ず變ず、恒も極まれば、必ず動くの義有り、これ止まること極まれば、必ず進むが如し、且つ此爻は震動の極まりなるが故に、其恒を守ること能はずして、妄りに動きて常を失ふ者た

大臣を輔佐るの義たればなり、又四の剛を以て、初の柔に應ずる者を凶とす、これ賤昧者の小人、宰相權門に諛らひを献じ、媚りを奉つて、威權を假り振ふの義たればなり、獨り大過の九四、初六の柔に應じて、卻つて柔の輔けを得るが如きは、これ別の特例たり、

【象】田は變體坤の象、无レ禽は初六應ずと雖、陰柔にして、九四を輔けざるの象、又禽は坎の象、無は乾と坤との象、

【爻傳】久非二其位一、安得レ禽也、

【音】安、焉也、

【釋】此九四の宰相は、陽剛の德有れども、其陰位に居るを以て、これ内は陰邪暗昧にして、初六などの小人の阿諛を悦び、外には陽剛の行ひを衒ひ、其德位を恒久にせんと謀るの人物たり、然れども元來其志と行ひと相反せるが故に、其門に羣がり集まる者は、實に皆陰邪の小人のみのことなり、それ執政大臣として、小人の阿諛を甘んじ、佞媚を喜ぶ時には、安んぞ其德を日に新たにすることを得んや、故に非二其位一安得レ禽也と釋し玉へり、

【象】久は卦名の象、非二其位一は陽爻陰位に在るの象、安得レ禽は、四初應ずと雖、助け無きの象、

六五、恒二其德一、貞、婦人吉、夫子凶、

【釋】六五は、恒久恒常の卦に在て、柔中の德有りて、能く其德を恒にする所の者たり、かの九三の爻の過剛不中にして、妄りに躁ぎて、其德を恒にせざるの者と相反す、故に恒二其德一と云、元來六五の君は柔中の德有て、九二剛中の大臣とは、陰陽相應じ、九四陽剛の大臣とは、陰陽相比せり、これ其德を恒にせるの君たり、これ此六五の一重の義たり、故に已下の句にては、其深重の微旨を見はして以て警策し玉へるなり、貞とは、貞常と貞固の兩義を帶びて、貞固の方やゝ多分なりとすべし、故にかたくするとと訓するは理に近しとす、今六五は、柔中の德有りといへども、陰柔不正たるを以て、其常を以て常として、貞固にして通ぜざる時には、反つて大凶なることとなり、固より婦女の道は、貞節貞固を主として、一に從ふて終るの義たり、夫子とは、猶丈夫と曰が如し、これは變に應じ義

用、間斷有て、常住にせざるの義なり、常住にせざるとは、其志其行ひ共に數變改するを云へり、それ志なり、行ひなり、數變更する時には、これ子に在ては不孝の子なり、臣に在つては、不忠の臣なり、妻に在つては、不貞の婦たり、兄弟に在ては、不悌不敬なり、朋友に在ては、不信なり、固より易の辭は、汎く萬般の義に融通して誨ゆるの旨なるを以て、これ孝なり、これ忠なりなどと、直接に疆畫しては、係け玉はざることなり、故に汎く其德と云へり、今九三は、過剛不中にして內卦巽の躁くの極に居つて、苟且に事を作して、其德を二三にせり、故に不恒其德と云、九三は其恒常の德たる、孝弟忠信を喪なへるを以て、羞を承ること、これ理の當然にして、不善の極と云べし、然るに悔ひ改めずして、固執なる時は、愈人に鄙しめ吝はるゝこと勿論たり、故に或承之羞、貞吝と云、

【象】德は乾坎の象、不恒とは、過剛不中の象、或の字は巽の象、羞は坎の象、承は震坎の象、貞は乾の象、吝は坎の象、總ては九三過剛不中巽の躁くの意象、

【爻傳】不恒其德、天地間无所容也、

【釋】嗚乎甚しきかな、其德を恒にせざる所の罪咎たる、子としては不孝となり、臣としては不忠となり、婦としては不貞となり、兄弟にては不弟不敬となり、朋友にては不信となる、凡そ此の如きの人、何國何方に往くとてか、豈容らるゝこと有らんや、故に無所容也と釋し玉へり、これ深く責るの辭なり、

【象】容は巽の象、无は乾の象、

九四、田无禽、

【音】禽、音琴、鳥獸總名、田獵所獲物曰禽、

【釋】九四は、初六と陰陽相應ず、これ宜しく田に禽有るべきが如きなり、然るに禽無しとある者は、蓋し九四の應爻たる初六は、陰柔不才にして、且つ不中不正の志行たり、これ卑賤在下の小民たり、豈九四執政大臣に應じて、何を輔佐すべきのこと有らんや、これ應有と雖、猶應無きが如きなり、故に田无禽と云、

○按ずるに、凡そ易の例、四の柔を以て、初の剛に應ずる者は、吉とす、これ下に在るの賢者、六四の

の時に背きて、浚きことを恒にせんとす、其凶たることを得る者は、これ全く始めより深きことを求むるの罪なりと云の義を、始求深也と云、深の字を以て、浚の字に代へ釋し玉へり、

【象】始は初爻の象、又乾の象、求は震の象、深は初爻の象、又巽の象、

九二、悔亡、

【釋】九二は、臣の位に在て剛中の才を以て、六五柔中の君を輔佐くるの象義有り、又五を夫の位とするときには、二は妻の位たり、これ二五陰陽相應じ相輔くるの象義有り、それ臣の君を輔佐け、妻の夫を助くることは、これ恒常の道にして、善なる者たり、故に悔亡と云、悔の字は、此爻の不正たるを以て、其恒常の道に懈怠あらんかと云の恐れ有るを以て係れるなり、亡ぶの字は、其剛中の德有を以て、能く恒久恒常に、其德を守れるを以て係け玉へるなり、

【象】悔は九二不正の象、亡は剛中の象、

【爻傳】九二、悔亡、能久中也、

【釋】九二は、本不正の爻たるを以て、やゝもすれば悔有るべき所の者たれども、其有るべき所の悔の亡び消ゆることは、剛中の才德を以て、能く中の道を守ること恒久なるを以てなりと云の義を、能久中也と釋し玉へり、久の字、字眼たり、これ一卦の大義たればなり、

○按ずるに九二の爻は、陰位に陽爻の居るを以て不正の義より悔有ることなり、然れども其陽剛にして中を得たるが故に、剛中の力を以て、能く久しきに堪へ、中に止まることを得たり、故に又悔亡ぶることを得るなり、世間のこと往々此の如きのこと少なからず、こゝに聖人の象を取り、比喩を設くることの精微なる、且つ世故に老煉なることを仰ぎつべし、

【象】能は震の象、中は九二剛中の象、久は卦名恒の象、又乾の卦象、

九三、不恒其德、或承之羞、貞吝、

【音】羞、息流切、平尤修、恥也、

【釋】德と云は、各人天性中に具へ得たるの靈燿を云、傳、不恒其德とは其己が固有の德を取て、起伏廢

内之溝中、其自任以天下之重也、柳下惠、不羞汚君、不辭小官、進不隱賢、必以其道、遺佚而不怨、阨窮而不憫、與郷人處、由々然不忍去也、爾爲爾、我爲我、雖袒裼裸裎於我側、爾焉能浼我哉、孔子之去齊、接淅而行、去魯曰、遲々吾行也、去父母之國之道也、可以速而速、可以久而久、可以處而處、可以仕而仕、孔子也、

又曰、行一不義、殺一不辜、而得天下、皆不爲也、是則同、

又曰、聖人之行不同也、或遠或近、或去或不去、歸潔其身而已矣、

又曰、居天下之廣居、立天下之正位、行天下之大道、得志與民由之、不得志、獨行其道、富貴不能淫、貧賤不能移、威武不能屈、此之謂大丈夫、

以上の諸義を熟讀して以て、立不易方の旨を了悟すべきことなり、

【象】立は震の象、不易方は卦名恒久の象、

初六、浚恒、貞凶、无攸利、

【音】浚、音峻、深之也、貞、固鄙之義、

【釋】凡そ天下の事義物理は、皆漸々次の恒久を以て成るに至る者たり、これ晝夜の交代、四時の運轉を見ても、知るべきことなり、然るに此初六の爻は、恒久の卦の初めに居て、自家は陰柔不才にして、不中不正たるに、其陽位の志のみ亢ぶりて、今恒久の時に違ひて、久しきの修行を舍て、一旦にして、深からんことを望む、これ所謂、交淺而言深者罪也と云へるの類たり、故に浚恒にせんとすと云、これ恒久の卦の而も初めに居て、頓速に成就を謀る者にして、已に卦象の大義に戻る、甚だ利しからずとす、尙も改めずして、固執して、これを行はんとせば、其凶たること必せり、故に貞凶と云、无攸利とは、反語にして、深く重く戒しめ玉へるの辭なり、

【象】浚は初六は六爻の最下に居れり、これ深きの象、これは竪起看卦の法、又巽を入るとす、初六深く入るの象、貞は乾の象、利は乾震の象、无は乾の象、

【爻傳】浚恒之凶、始求深也、

【釋】此卦は、恒久の卦にして、此爻は、初爻なれば、これ恒久の才に始めたる所なり、さるに初六の其恒久

行ふて息ざる者たり、故に四時は天の道を得るを以て、能く運移して居らざるを以て、能く恒久に變化の功用を成すことなり、已上の天地日月四時は、皆賓たり、本より聖人は、天地の道に則とり效ふて、能く其道に恒久たるを以て、能く天下を化成することを得るとなり、これ主の道たり、さて其天地日月四時聖人の恒久にすると云の攸を、觀念觀察せば、天地萬物の情、實に見つべきと也、天地萬物の情とは、即ち運遷變化、生々して息まず、其德を恒久にすること、これなり、情とは、こゝろいき、そこごころと云の訓なり、又觀と云、見と云、これ行字の法たり、

【象】天は乾の象、地は包卦坤の象、道は乾震坤の象、長久は卦名の象、又乾の象、不已は卦名の轉象、又乾震の象、日は乾震の象、月は坎坤の象、得は坎の象、照は乾の象、四は乾金の生數の象、時は震の象、變は陽の道にして、乾震の象、化は陰の道にして、坤巽の象、成は乾震の象、聖人は乾の象、天下は乾の象、化成は包卦の象、觀は觀念省察の義にして坎の象、天地萬物は包卦の象、又天は乾の象、地は坤の象、萬物は坤の象、情は坎と乾との象、

【大象】雷風恒、君子以立不易方、

【音】立（校者云、立原本作大）、力入切、入緝粒、行住也、樹立也、成也、存也、從大從一、一地也、大一人也、一人立地上卓立毅然之義、會意、

【釋】それ君子の世に處るや、時處位の宜しきに適ひ、機に臨み、變に應じて、義を制し、時中に處ること勿論たり、然れども其本は、凛乎として搖かすべからず、確乎として拔くべからず、涅にすれども、緇まざる所の介操有ることを貴とぶことなり、これ譬へば、金玉の百煉千碎に遇ふと雖、其剛堅の性を喪はざるが如き、故に君子以立不易方と云、立とは身を立て志しを立て、立心立命と云の義たり、

孟子曰、伯夷目不視惡色、耳不聽惡聲、非其君不事、非其民不使、治則進、亂則退、橫政之所出、橫民之所止、不忍居也、思與鄉人處、如以朝衣朝冠坐於塗炭也、伊尹曰、何事非君、何使非民、治亦進、亂亦進、曰、天之生斯民也、使先知覺後知、使先覺覺後覺、予天民之先覺者也、予將以此道覺此民也、思天下之民、匹夫匹婦有不與被堯舜之澤者、若己推而

【象】久は乾を老とするの象、剛は九四の象、柔は初六の象、上も下も、共に交代生卦の象、雷は震の象、風は巽の象、相與は二氣升降の義にして、交代生卦の象、巽は巽の象、動は震の象、剛柔皆應は、六爻奇偶相應ずるの象、

恒、亨、利貞、无咎、久於其道也、

【訂】舊本、象傳錯雜甚、今據義例訂正、

【釋】これよりは彖の辭の義を釋し玉ふなり、それ恒の卦の亨ると云へるも、利貞と云へるも、无咎と云へるも、すべて皆其道に久しきを以ての義なるとなり、此久の字、字眼として、上の字釋の恒は、久なりと云の久の字に照應せり、

【象】久は卦名の象、又乾の象、道は震乾の象、

利有攸往、終則有始也、

【釋】それ日月の相代り照らし、寒暑の相推し遷る、變易盈虚、生々して息ざるこそ、これ恒久の義たり、故に終則有始也と云、これ蠱の彖傳に、終則有始天行也と云へると、同意の文法たり、

【象】終も始も、共に乾の象、

天地之道、長久而不已、日月得天（之道）而能久照、四時變化、而能久成、聖人久於其道、而天下化成、觀其（天地日月四時聖人之）所久、而天地萬物之情、可見矣、

【釋】上文にて已に彖の辭の釋は終りつれども、其餘意盡きざるを以て、卦名の恒久の道をば、天地日月四時聖人の四大道に係けて、賓主法を以て、恒久の功德を說きて、以て汎く君子への教訓を演玉へり、且つ此段の文は、天地之道長久而不已と云の句は、一段の冒頭たり、中に就ては、長久の二字、字眼たり、故に此句を賓中の主と云、それ天地の天地たる所以は、一に長久にして已ざるに在り、此已ざるが即ち恒久の德たりとなり、故に日月の萬古無窮に明らかなる所以は、天の道を得るを以て、能く恒久に其明を照らすことなり、さて其天の道たるや、變化して居らず、彊め

【訂】通本、利貞二字、錯在无咎之下、今復正、傳同、

【釋】凡そ天下の事、能く其道に恒久なる時には、萬事亨通せざること無く、且つ此卦に從つて動くの象有り、それ從ふて動くに、恒久の道を以てせば、何事か遂げ成らざらんや、故に中庸に、人一能之己百之、人十能之、己千之、果能此道、雖愚必明、雖柔必强、これ恒久にだにある時には、必ず亨通すると云の謂に非ずや、故に恒 亨と云、固より人たる者の假り初めにも、離るまじく、守るべきは、貞正の道たり、貞は事の幹たる者たればなり、故に利貞と云、然れども人若し恒久の道に背き、恒常の義に違ふ時には、必ず咎有り罪有りとす、其恒常の道とは彝倫綱常の道これなり、其彝倫綱常の道とは、父子の親、君臣の義、夫婦の別、兄弟の序、朋友の信、これなり、苟くも能く此彝倫の道を恒に守り修むる時は、何の咎かあるべけんや、故に无咎と云、それ已に貞正にして、能く彝倫綱常の道を守り、其作業は、能く恒久の德を修め、且つ宜しきに從ふて動き務めなば、これ何事を爲し行ふとてか、宜しからずと云こと有ること無きなり、故に利有攸往と宣まへり、

○按ずるに此彖に元の字を係け玉はざる者は、蓋し雷風共に氣のみにして、定體無きが故と、且つ卦德相對せりと雖、いまだ交はらざるとの故を以てなるべし、

【彖傳】恒、久也、剛上而柔下、雷風相與、巽而動、剛柔皆應、恒、

【釋】恒は久なりとは、これ字釋法にして、恒の字の義は、久の字の意なりと云のことなり、剛上而柔下とは、これ泰の交代生卦法を以て、卦名の釋を爲玉へるなり、雷風相與、巽而動とは、これ陰陽二氣の相與して、天地の妙用を爲すの義と、對體の卦象とを說て以て、卦名の大義釋を爲し玉ふなり、剛柔皆應とは、此卦六爻皆相應ずるが故に、剛柔皆應と云て、卦名の義を釋し玉へり、言ふ心は此恒の卦の名の義は、久しきと云の義たり、又泰の交代法にしては、天氣降り地氣升り、陰陽の二氣相與して、天地の妙用を爲し、且つ巽ふて動くの功德有り、其上に六爻の剛柔皆應の德有り、これらの衆義具はれるを以て、此卦を恒と名けらると云の卦名釋なり、

これ男は尊く女は卑し、これ天地の大經にして、其尊卑位を正しくすることは、これ即ち夫婦家を治むるの大義たり、又震を長男とし、動くとし、行ふとす、而して、これ外卦に在り、巽を長女とし、從ふとし、齊ふとす、而してこれ内卦に居れり、男は、外に在つて動き行め、女は内を守つて從ひ齊ふ、各其宜きを以て、恒久の道成り了ることなり、又男女夫婦は、人倫の初めたり、夫婦有て、而して後に子孫有り、其子孫綿々縄々として、相續す、これ即ち恒久の道たり、以上の諸義は、夫婦室に居りて、事を執り家を治むる恒久の道たり、故に恒と名け玉へるなり、又震雷巽風相與するの象有り、雷は陽氣の動たり、風は陰氣の動たり、雷風の二氣を以て萬物を生育し、生々して息むこと無き、これ恒久の義たり、故に恒と名けらる、彖傳に、雷風相與と云へる、これなり、又震を動くとし、巽を從ふとす、これ上動て下從ふの象とす、それ上君動て至治の德政を務め、下臣民從ふて、國の事に服役す、これ上下恒久の道たり、故に恒と名けらる、彖傳に、巽而動と云、これなり、又交代生卦法にて、本は泰より來れるとす、泰の初九上りて、恒の九四となり、泰の六四下つて、恒の初六となれり、それ剛上つて上に在り、柔下つて下に居るは、これ天地恒久の道たり故に恒と名けらる、彖傳に剛上而柔下ると云もこれなり、

○祕訣に云、此卦を恒と名けて、恒久の義とするを以て、世人擧つて金石の如く堅固剛强にして變革せざるの象義なりと意へるは、甚非なり、それ雷風は陰陽二氣の流行にして、其體は氣にして形ち無く、變動の迅速なる者たり、其氣のみにして形ち無く、變動迅速なる者を以て、恒と名くることは、蓋し天地も本變動を以て恒久の道とすればなり、近くは晝夜の交代、四時の變遷にても見つべし、是れ惟相變遷す、こゝを以て生々して息まざるの妙用有り、故に其生々して息まざるが、即ち恒久の道たるなり、故に雷風二氣の相與するを以て、恒久と名け玉へるなり、且つかの長男長女共に變易無き者に非ざれば、これ唯だ生々して息ざるの義に取て恒久とせることとなり、これ天地の恒久にして、亦即ち道義の恒久たるなり

恒、亨、利貞、无咎、利有攸往、

んで、天下億兆の飢寒に無心なりと云の嫌らひ有り、故にこれを警め策うつて、其志未レ大也と釋し玉へり、これ君德に於ては、薄く小さの義有りとの微意なり、凡そ象爻の言ひ及ぼし玉はざる所有る時には、傳必ず具に言及ぼし玉ふ、これ孔夫子の係辭の主意なり、故に爻辭傳辭、其旨同じからざること往々有り、これも亦讀易者の預て辨へ識らずばあるべからざる所の義たり、

【象】志は震の象、大は乾の象、未は艮の象、

上六、咸二其輔頰舌一、

【音】輔、音父、頰、音夾、輔頰、面旁也、

【釋】輔頰舌にて、すべては口と云となり、上六は首の位にして、兌の口の主爻に當れり、元來陰柔不中にして、全卦咸の極に居つて、兌口の主たれば、これ佞辯利口を以て、咸を求むる所の者とす、故に咸其輔頰舌と云、それ佞便利口を以て、人を兌ばしめ、知計を以て咸を求むることは、これ小人の鄙態常套にして、君子の大に惡み鄙しむ所なり、故に聖人其辭を詳にして、輔頰舌と云、これ深く戒しめ責め玉へるの辭なり、故に凶と云はざれども、其凶たること、最も顯著なるなり、

【象】輔頰舌とは上六一身首の位にして、兌口の主爻に當れるの象、

【爻傳】咸二其輔頰舌一、滕二口說一也、

【音】滕、徒登切、騰同、

【釋】滕とは騰揚翻播の義にして、これ便口を振ひ、佞辯を以て咸を求めんと、巧に計る所の小人醜態鄙狀、一の滕の字を以て、見るが如く畫がけるが如し、聖人の此の如きの醜くき所の辭を下し玉ふことは、責め罰し玉ふの至極にして、凶吝と云より其罪深しと知るべきことなり、

【象】滕は上爻の象、口說は、兌の口の象、

【恒】䷟〔巽下震上〕

【音】恒、胡登切、劾平聲、久也、常也、詳見二善工利器一、

【釋】此卦は震の長男上に位し、巽の長女下に位せり、

象、悔は巽と坎との象、无は乾の象、

【爻傳】貞吉悔亡、未感害也、憧々往來、未光大也、

【音】兩つの未の字、共に不に同じ、

【釋】貞吉悔亡とは、貞の言たる正なり、正とは、一に止まるなれば、これ純念にして、一意に止まるの義なり、これ感の起本する所の正體たり、是を以て感の大義を害すること無しと云の義を未感害也と釋し玉へり、又憧々とは、意思定まらざるの貌なれば、これ其人妄想多端にして、其感ずる所狹く小さくして、光大ならざると云の義を未光大也と釋し玉へり、

【象】感は卦名の象、害は坎の象、未は艮の象、光も大も共に乾の象、又光は離の象、

九五、感其脢、无悔、

【音】脢、音媒、王弼云、心之上、口之下、陸佃曰、即喉中之梅核、今謂之三思臺者、是也、

【釋】感其脢とは、これ將に感じて、言んと欲するの間の時の義を云へり、脢は心と口との中間に在るを以て、これ九四の其心に感じて、將に上六の口に言はんと欲するの間の意味たるなり、さて其感ずる所の邪と正とは九四の心の關りにして、九五の脢の與かる所に非ず、又言ふ所の是非は、上六の口の關る所にして、九五の脢の與かる所に非ず、九五の脢は、心と心との中間にして、不咸不言の位たるを以て、善惡是非共に九五の脢の係る所に非ずと云の義を、感其脢、无悔と云、

【象】脢は口の下、心の上、即ち五の爻象、悔は巽の象、又坎の象、全體似體、无は乾の象、

【爻傳】咸其脢、志末大也、

【訂】通本、末下脫大字、且末、譌作未、今皆補正、

【釋】九五は、口の下、心の上、これ思はず言はざるの位に居れり、これ乃ち寂然不動、无咸の境界たり、故に爻の辭には、以て悔無しとす、此は是れ自修の位に即て、辭を係け玉へることとなり、

又孔夫子の傳にては、九五は、君の位なり、剛健中正にして、爲ることと有るの爻の德たり、然るに言ふこと無く、思ふこと無くして、特り己が心の安きをのみ樂

が意識の想像だけの朋類の事物のみ、思ひに從ふて咸ずべきが、其他己が想像の至らず達かざる所の事物には、感じ及ぼし得ること能はじ、故に憧々往來、朋從『爾思』と云、爾とは、九四の爻を指て云、
○按ずるに咸と云は、即ち易の蘊奥妙用にして道義の種子たり、蓋し咸とは、天下億兆の事物これなり、其これを感ずる所以の本は、心也、心は譬へば水の如し、感は、譬へば影の如し、其心原の水だに清淨洞徹にして、能く止まり安んじて、動かざる時には、映らざると云の影形無く、咸せざると云の事物有ること莫し、これ所謂无レ思无レ爲、寂然不動の本體たり、然るに妄りに思慮工夫に馳せ、強て臆度分別に渉りて、かの心水の原を擾亂さば、其咸ずべき體の心水は、動き波だつて靜ならず、濁りて澄まざる時には、これ何を以てか映すことを得ん、如何して、咸ずることを得んや、故に大傳に、天下何思何慮、天下同レ歸而殊レ塗、而一致而百慮と云、これ他に非ず、其末を舍て、其本を取れよと云の警戒たり、學者よく省察すべきなり、古歌にも「鳴子をばおのが羽風に動かして心とさはぐむらすゞめかな」と云、又發句にも「千なりや蔓一すぢの心から」
○再び按ずるに此爻の義これを人事に擬すれば、九四は、執政の大臣たり、九五の君とは、同陽剛にして、和し難く、卻つて初六の卑夫下賤の爻とは、陰陽相應せり、故に聖人これに警戒勸化て、九四の執政の正しく咸ずべき所は九五の君たること勿論たり、同陽剛の同德相應じて、無二忠信の誠實を竭くして、正しくこれを輔佐し上つるべしと云の義を、貞吉悔亡と云、悔とは、九四初六の卑夫の爻に應ずるを云、又憧々往來とは、九四初六の應爻を舍ずして、これを往來せしむるを云、然る時には初六献媚呈佞て、其思ひに從ふのみにて、九四執政の德に於ては、少しも補益有ること無しと云の意を、憧々往來、朋從『爾思』と云、これ雷水解の九四の爻の解『而拇』と云の意味と似よりたるの義なり、此の如くに觀ても亦通ずべきなり、
【象】貞は乾の象、憧々は往來の貌、巽を進退とし、果さずとするの象、朋は九四陽爻の朋にして、九三九五を指すの象、又乾の象、又兌の象、爾は九四を指すの象、思は離の象、變體、又坎の象、變體似體、從は巽の

咸ずる所の者、自然に正中の道理に符合することなり、是を以て、素富貴、行乎富貴、素貧賤、行乎貧賤、素夷狄、行乎夷狄、素患難、行乎患難、君子無入而不自得焉と云の位に至ることなり、此義を敎へ示して、貞吉悔亡と云、此貞の字、下し得て、千萬斤の力量有り、貞正の本義たることは勿論にして、倘貞恒貞固の義をも兼備へて見るべきことなり、先づ貞正の正とは、一に従ひ止に従ふ、一とは天公の義、其天の公の道に従ひ止まつて、毫髮の私有ること無きを正と云なり、又貞恒の恒(校者云、恒原本作恆)とは、心に従ひ、二に従ひ、舟に従ふ、二は、天地陰陽の二氣なり、舟は二氣の運行に象れり、それ二氣の運行は、萬古を歴て間斷有ること無きの者たり、故に心を秉ること此の如くに間斷無きことを恒の德と云、又貞固の固は堅固節操の義にして、凛乎として、搖すべからず、確乎として、抜べからざるの謂なり、今此條の貞の字には、此三義三德を合せ具へたりと知るべし、さて畢竟する所の要旨を説ば、其心主の本原だに貞正なる時には、其咸ずる所、即ち天性の自然に發して豁郭洞達として、無碍自在たれば、少しく人爲の妄想の交はること無くして、悔有ること無しと云の義を、貞吉悔亡と、敎へ戒しめ玉へるなり、

○按ずるに此爻の辭も、爻を以て、賓主を爲せるの一例たり、蓋し咸の卦は、心情感動の卦にして、九四の爻は、心の位に當る所の爻たるを以て、心主の本原の大義を演べ示し、咸の起原する所の一大事を敎諭垂訓し玉へり、故に此貞吉悔亡の句は主にして、下句は却つて賓たるなり、

憧々とは、行て絶ざるの貌なり、故に意思定まらざるの義とす、往來とは、猶進退と云が如し、故に憧々往來とは、これ思慮工夫を以て咸を求むることを喩へらる、それ咸の道たるや、自己本有の神明を神明にして、以て天地の神明に咸ずるの道たり、故に天性自然を尊崇ことなり、然るに今思慮工夫を以て、咸を求めん時には、己が知識の及ぶ處の事物は、或は咸ずること有るべけれども、其知識思慮の及ばざる所のことに至らば、斷然として、咸じ得べからざることなり、故に其咸ずる所狹隘しとす、これ孔夫子の天下の故に通ずと宣まへる所以の義に非ることなり、且つかの思慮工夫より咸を求めんと欲する時には、僅かに己

の象、往は止まり居らざるの辭にして、九三六二に往き隨ふの象、又乾の象、客は坎の象、

〇按ずるに艮の九三は、象を腰に取れり、又此咸の九三は、象を股に取れり、其義如何んと云に、艮は全體艮止の卦たり、故にこれを其動かざるの象に取れり、又咸は、全體咸動の卦たり、故にこれを、其動用の象に取れるなり、

【爻傳】咸其股、亦不レ處也、志在レ隨レ人、所レ執下也、

【釋】不レ處也とは、九三陽剛の德を舍て、六二の陰柔に咸じ動きて、進退動止、ともに六二に隨ふて自己の安んじ定めたるの見識無きを戒め責むるの辭たり、亦とは、六二の動て居らざるに對して係け玉へるなり、所レ執下也とは、九三は陽剛の德有て上に居るなり、然るに陰柔暗昧にして下に居る所の六二に咸じ動きて、これに執着て離れ得ず、故に所レ執下也と云、

【象】處は艮の象、不は艮の象、志は卦名咸の象、又坎の象、人は九三人位の象、又艮兌の象、所レ執は艮の象、下は九三六二に下り比し咸ずるの象、

九四、貞吉、悔亡、憧憧往來、朋從爾思、

【音】憧音衝、意思不レ定貌、思、去聲、

【釋】それ三の爻を股に當つれば、四は必ず腹か胸かの位に當るべきことなり、然るに此爻の辭には胸とも腹とも云はずして、心の義を以て說き玉へり、蓋し胸腹は心の居り處なればなり、さて其心と云者は、內に位して形ち無き所の物たれば、見るべからず、捉べからざるの者とす、故に思ひと云て、其義を見はし玉へり、其思ひと云者は、心の發見する所にして、即ち心の作用たる者なり、さて其心の體は、寂然不動たるの者とす、又其心の用は、感じて而して遂に通ずる所の者とす、是故に其心の作用に至つては、億兆無量にして、善惡邪正、明暗淨穢、混淆錯雜にして、一呼一吸の間に、千轉萬變、起滅跡無くして、決して豫じめに思議るべからず、算數ふべからざるの者たり、然りと雖、其本原の心主だに、正しく寂然なる時には、其驅馳する所の意ばせ、自然に誠となることなり、それ心正しく意ばせ誠になる時には、其作用たる所の、思ひ

【象】腓は六二陰爻の象、これは腓は、股の下、拇の上にして、二の爻の位に當り、肉のみにして骨無し、これ陰爻の象、居は艮の象、

【爻傳】雖凶居吉、愼不害也、

【訂】通本、愼作順、自古音通用譌、今復正、

【釋】六二は陰柔たるを以て操介弱く、氣概立たざるより、正應の九五には遠ざかれるより、日夜に疎くなり、近き比爻の九三には、いつと無く親しみ咸ぜり、これ甚はだ凶たるの道たり、然れども、居れば吉なりと云の辭の係れる者は、六二今日からにても、其九三に咸じ動くことを止めて、貞操固く、遠き正應の九五に咸ずれば、吉たるなりと云の義を、愼不害也と釋し玉へり、愼むとは、九三の私比に、咸じ動くことを止まり愼しむことなり、

【象】愼は、六二陰爻の象、又艮の象、害は、兌を毀折とするの象、又坎の象、不は、艮の象、

九三、咸其股、執其隨、往吝、

【音】股、音古、脛本曰股、執（校者云、執原本作執）之入切、堅持不移也、从大、从羊、从丮、俗作執執、並非、

【釋】九三腓の上に居る、これ即ち股の位なり、此爻上に上六の應爻あれば、宜しくこれに咸ずべきこと、正しき道たれども、近きに咸じ易きを以て、上六の遠きには疎くして、六二の近きに咸じ比す、これ九三の過剛不中たるを以ての故なり、故に咸其股と云、其股と云も、亦足に隨ふて動き止まる所の者たれば、これ進退共に足に倚る所の者とす、凡そ陽の求むる所、咸ずる所の者は陰たり、さて九三に最も近き所の者は、六二なり、故に九三此六二の陰爻に感じ、これに執着し、係縛せられて、六二動けば共に動き、六二止まれば共に止まる、これ全く內に自守堅確の貞操無くして、進退共に外見聞の情欲に執着き隨ふなり、これを人事に徵すれば、己が天禀の明德を舍て、陰暗たる所の情欲に服し從がひ、上位に在る身を以て、下位の六二に隨がふ、これ所謂己れに如ざる者に服し從ふなり、これ鄙吝醜辱の極と云べし、故に執其隨、往吝と釋し玉へり、

【象】股は九三の位の象、又巽の卦象、執は艮の象、隨は九三陽剛を以て、六二の陰柔に隨ふの象、又巽

爻正と不正とを云はざる者は、これ善に咸ずれば正たり、不善に咸ずれば、不正たるを以てなり、

【象】拇は初爻の象

【爻傳】咸其拇、志在外也、

【釋】志とは、初六の志を云、外とは、外卦のことにして、即ち應の位の九四の爻の居り處を、外と云へるなり、言ふ意は、初六陰柔の卑夫にして、咸の初めに在り、然るに幸ひに上九四の陽剛と陰陽正しく應ず、宜しく九四に往き應じて、陽剛の扶助を得べしと云の義を、志在外也と釋し玉へり、これ尙解の初六の義と相似たり、

【象】志在外とは、初六九四に應ずるの象、

六二、咸其腓、凶、居吉、

【音】腓、音肥、脛腨也、

【釋】初を拇とし、三を股とす、二は、其中間に在り、これ腓の位なり、六二は、陰柔にして、上九五と陰陽正しく應せり、これ宜しく九五に咸じて佗の志、無かるべきの爻たり、然るに咸と云の道は、本情欲意念より咸發するの義にして、且つ此六二は、陰柔にして介操の維持弱く、遠きに感ずることは日夜に疎くなり、近きには馴れ親しみ感じ易くして、遂に六二の陰爻先づ比爻たる所の九三の陽爻に比し感ずることとなり、是を以て九三動けば六二もともに動き、九三止れば六二も共に止る、これ猶腓の脛に附て共に動き止るが如し、これを人事に當つれば、其人に定れる所の志念無く、卓立たるの見識無くして、他人に就て進退動止せる者とす、これ世俗の矮人觀場、賤目貴耳なる者にして、苦樂是非、共に他人に任する所の、氣慨操持無きの惰夫なりとす、故に咸其腓と云、其凶たることは言を須ざることなり、然りといへども天地の間に廢物無きの理りにして、聖人物を絶ざるの大慈愍の心より、一箇の治療の方を敎へ諭し玉ふて、六二今日よりも此疾患を治せんとならば、先づ自らよく物に主宰たるの見識を張り立て、志を堅固に定め、妄りに動かざる時には、吉を得べしとなり、故に居れば吉なりと云、居るとは九三に比し咸ずるの不正の動きを止めて、九五正應に咸ずべしと云の義を、含畜玉へるの垂戒たり、

との象、

【大象】山上有レ澤咸、君子以虚レ己受レ人、

【音】虚、朽居切、許平聲、空虚也、受、讎上聲、得也、承也、容納也、己、居擬切、身也、對レ物而言曰二彼己一、上方不レ連、與二已止之已一、上方皆連者不レ同、

【訂】通本、虚下脱二己字一、今補復、

【釋】山上有レ澤とは、山氣下り交り、澤氣上り交はるの象たり、虚と云は、即ち咸の本體たり、凡そ天下の事物、中虚に非ずしては、絶して咸ずると云の義有ること無し、かの舜の問ふことを好み、人に取て以て善を爲せる、禹の昌言を拜せる、周公の哺を吐き、髮を握れる、孔夫子の學ぶこと常の師有ること無きなど云へる、一に皆是己を虚にして以て人に受るの道にして、實に吾聖門學問の一大事は、全く此虚レ己の二字に在ることとなり、學者よく體認工夫すべし、且つ此大象の首句は、損の大象の、山下有レ澤と云と相對せるなり、

【象】山は艮の象、澤は兌の象、有は艮の象、君子は乾と艮との象、虚レ己は兌の象、受レ人は艮の象、又虚レ己受レ人は、包卦の象、傳、

初六、咸二其拇一、

【音】拇、音母、足大指也、或作二脢踇一、竝俗增、

【釋】凡そ咸ずるの道、其事其物、千萬無量なりといへども、これを推し究むる時には、己軀より近く親しきはなし、故に咸の六爻、これを人身に配當して、辭を係け玉へることとなり、初爻は咸の始めにして、人の身に取れば、趾の位なり、且つ上九四の爻に應ず、これ九四に咸ずるなり、それ其心に咸ずる所有る時は、其身忽ち動て、其咸ずる所に至る者なり、さて其身を動かさんとする時には、必ず趾より初むることとなり、其趾を進むるとは、必ず拇より始む、故に咸其拇と云、

○按ずるに此爻に吉凶の辭を係け玉はざることは、初爻は咸の初めにして、正最初少しく兆したる所にして、其咸ずる所の事の善惡に由て、其吉凶を異にすることとなれば、預じめに吉凶を係け玉はざることとなり、これ大傳に其初めは知り難し、又初の辭は、これを擬すると云へるも、これらの謂なり、

男女、然後有夫婦、有夫婦、然後有父子、有父子、然後有君臣、有君臣、然後有上下、有上下、然後禮義有所錯、

これ男女夫婦有て、然後に父子君臣上下出で來つて、禮義錯く所を得たりと云へり、さらば禮の、男女夫婦に始まることを見つべきなり、さて此卦の亨ると云も、利貞と云も、取女吉なりと云の義も、すべては此止而説と、男下女との二句の中より生じ來れることなり、故に是以の二字に、衆義を結んで、此二句を以て彖の辭の一篇の總釋を爲し玉へり、故に止而説、男下女、是以亨るなり、貞しきに利きなり、女を取るにも吉なる也と云、結尾の也の字、これ總解釋の文法たり、此一段は、主釋體なり、

【象】止は艮の象、説は兌の象、男下女は艮の少男、兌の少女に下るの象、

天地感、而萬物化生、賓　聖人感人心、而天下和平、主　観其所感、而天地萬物之情可見矣、

【釋】これより以下は、天地聖人を賓主として、以て卦名の感の字の妙用を説き示して、汎く君子への敎へを垂れ示し玉へるなり、固より天地の廣大無邊の神德たるも、二氣交り感ずるに由てこそ、よく萬物を化生することとなり、これは賓たるなり、又聖人の神德たるも、能く人心を感ぜしめてこそ、天下和平なることとなり、さらば感の妙用、廣大自在たること知ぬべし、故に天地にても、聖人にても、感に由て妙用を顯はすことなれば、こゝに其感じ感ぜしむる所の象義を、克く觀念して、而後に天地萬物の情をも得て發はし見つべしと云の義を、天地感、而萬物化生、聖人感人心、而天下和平、観其所感、而天地萬物之情、可見矣と釋し敎へ玉へり、観と云、見と云、これは字法、観とは、心に観念視察するなり、見とは、其道理情意、發見することとなり、

【象】天地感は、否の交代生卦、二氣感應の象、萬物化生は、包卦の象、傳聖は乾の象、人は艮を人とし、兌を人とするの象、心は坎の象、似體感は卦名の象、天下和平は、山澤氣を通じ、上下志を通ずるの象、又天下は乾の象、和は兌の象、平は坎の象、情は乾と坎

て、正しからざるに咸ずれば、不善たるなり、故にこれを戒めて利レ貞と云、且つそれ男女夫婦の道は、家道の大經にして、夫首め唱れば、婦隨ひ和して、和樂湛々と云、室家に宜しと云、寡妻に刑とると云へるも、皆此咸より始まれることなり、苟くも咸ぜざる時には、何を以てか和樂と云に至らんや、想ひ見るべし、又說んで止まるの象有、これ婦說んで夫の家に止まるの象たり、故に取レ女吉と云へり、

【象】亨も利も貞も、共に乾の象、取レ女は咸の象、

【彖傳】咸感也、柔上而剛下、二氣感應、以相與、

【釋】咸は感なりとす、これ音義ともに併せ釋し玉へるなり、柔上るより以下は、否の交代生卦法を以て卦名の義を釋し玉へるなり、柔上ると云とは、元來否の卦の時は、天地閉塞して有りつるに、今六三往て上九に居り、兌の主爻と爲れり、これ地氣の上れるなり、又剛下るとは、上九來つて六三に居りて艮の主爻となれり、これ天氣の下れるなり、天氣下り、地氣上るは、これ陰陽二氣の交はり感する也、相與と云の與の字、下し得て緊だ力有り、これ兩姓好みを通じて、兩天ここに成ると云の大義を包みたる文にして、これら此卦を咸と名くる所以なりと云の、卦名の釋たり、

【象】柔上は、上六兌の主爻の象、剛下は、九三艮の主爻の象、これは共に否の交代生卦の象なり、二氣感應とは、山澤を通ずるの象、

止而說、男下レ女、是以亨、利レ貞、取レ女吉也、

【音】說、音悅、下去聲、取去聲、娶同、

【釋】これよりは彖の辭の釋なり、止而說と云は、これ咸の卦の上下二卦對體の義象たり、凡そ天下の事物、心を其事其物に止めて、其道を悅ぶは、即ち咸の由て起る所にして、其咸の道、以て萬物萬事を成就し亨通せしむべきなり、易の大傳に、夫易、無レ思也、無レ爲也、寂然不動、感而遂通二天下之故一と云へるも、これなり、又男下レ女とは、これ禮の由て建つ所にして、禮は男女飲食に始まればなり、

禮經曰、婚有二六禮一、納采、問名、納吉、納徵、請期、親迎、

序卦曰、有二天地一、然後有二萬物一、有二萬物一、然後有二男女一、有二

時血氣未定、戒之在色と宣へり、これ少年の咸ずることの甚しきより、其禮を失なはんことを恐れて、深く戒しめ玉へるなり、今此卦は艮の少男を以て、兌の少女に下れり、これ少男少女相交はり咸ずるの象たり、故に咸と名け玉へるなり、彖傳に、男下女と云、これなり、固より萬物の相對する者は、皆相咸ずる者なり、山は、地の高き處、澤は地の低き所にして、これ高きと低きと相對せり、是を以て山澤相對すとす、此卦易位生卦法を以て見れば本山澤損より來れりとす、艮山下り、兌澤上れるの象有り、然れども山澤の形體が、直に上り下りすると云には非ず、これ山の氣は下り、澤の氣は上れるなり、こゝに二氣交はり咸ずるが故に、咸と名けられたり、これ大象に、山上有澤と云、これなり、蓋し其氣の上り下りして相交ると云ことは、泰、益、既濟の三卦と同例たり、又一人の上にして説く時は、兌を悦ぶとし、艮を止むるとす、説んで止ると云の象有、凡そ人心に其事其物を説んで、其説ぶ所に心を止むるは、即ち咸の義たり、故に咸と名けらる、彖傳に曰止而説と云、これなり、又交代生卦法あり、本は天地否より來れりとす、又否の上九は來て、三に居り、六三は、往て上爻に居れり、さて上九の來れるは、即ち天氣の下り交るなり、六三の往くは、即ち地氣の上り交はる也、これ天地の交り咸ずるなり、故に咸と名けらる、彖傳に、柔上而剛下、二氣咸應以相與、又曰、天地感而萬物化生と云者、共に此義なり、

咸亨、利貞、取女吉、

【音】取、去聲、娶同、

【釋】凡そ天下萬般無量たる所の事義物理も、已に心念合一の咸ずると云の位に至つては、亨通せずと云ふこと有こと無し、蓋し咸とは、衆妙の出る所の門たり、老子の玄之又玄、衆妙之門と云へるも、即ち此咸の位を比喩せしことなり、又其道を説んて、其事を心に止むる時には、これも亦必ず亨通することなり、故に亨ると云、然れども咸と云は、心念の赴むき向ふ所にして、いまだ功用事業の上に顯れ出ざるのこと故に、元の字をば係け玉はざることなり、且つ凡そ天下の事義物理、すべて皆善惡邪正の兩途を具へずと云こと無しといへども、殊に勝れて咸の道は、情欲意念の赴むき歸する所たれば、正しきに咸ずれば、善にし

周易釋故下

眞勢中州艸創　松井羅州修飾

下經并彖傳爻傳大象

【釋】易の經文を上下に分てることの、其大槩を説く時には、先づ上經の三十卦は、乾坤に始まり坎離に終り、泰否の二卦其中間に鎭在せり、固より乾坤の天地は萬物を生ずるの體にして、坎離の水火は萬物を成し了るの用たるなり、さて泰否の二卦は、其天地の一交際なるを以て、故に其中央の位を維括せるなり、又此下經は三十四卦にして、咸恒に始まり、既濟未濟に終れり、さて損益の二卦を以て、其中間に安置せるなり、咸とは男女の配偶の始めにして、恒は夫婦の家を治むるの常道の義たり、是を以て咸恒の二卦は、人道の大本にして、天地に本づき嗣る所の大義の象たり、又既濟未濟の二卦は、水火の淺深の交りにして、これ坎離の作用を相成せるの者たり、且つ損益は、人事の盛衰にして、遙かに泰否と相照應せり、凡そ上經は純卦を以て交卦を統たり、これ氣化の義とす、又下經は、交卦を以て純卦を總たり、これ乃ち形化の義とす、且つ聖人序卦の上下經の首めに、共に有天地と提起し玉へるにても、上下二篇の別、微旨の存在ことは明白たることとなり、詳らかなることは、已に上經の首めにて辨じ置きぬ、

【咸】䷞〔艮下兌上〕

【音】咸、古禫切、上音感、感也、詳見善工利器、

【釋】咸と云は、物と物と相對して、其心念動て合一なるを感と云なり、凡そ天地の間の物として、相感せずと云こと無し、其中に就ては、男女の情欲より咸するの甚しきは無し、さて其男女の中にても、少男少女は、殊に咸ずることの甚しきの者とす、論語に、少之

周易釋故下　目次

䷑ 山風蠱　䷭ 地風升

○坎下卦之部

䷅ 天水訟　䷮ 澤水困

䷿ 火水未濟　䷧ 雷水解

䷺ 風水渙　䷜ 坎爲水

䷃ 山水蒙　䷆ 地水師

○艮下卦之部

䷠ 天山遯　䷞ 澤山咸

䷷ 火山旅　䷽ 雷山小過

䷴ 風山漸　䷦ 水山蹇

䷳ 艮爲山　䷎ 地山謙

○坤下卦之部

䷋ 天地否　䷬ 澤地萃

䷢ 火地晋　䷏ 雷地豫

䷓ 風地觀　䷇ 水地比

䷖ 山地剝　䷁ 坤爲地

○之卦に就て

之卦とは本卦に對して變卦を云へるものなること既記の如し。然るに變卦を得る方法の、易經中に見えざるが爲に、諸家の間に異說あるを免れざること、卜筮法の同じがらざるが如し。新井白峨は既に本卦を得たる後に、再び揲筮して變爻を定むるものと爲し（易學小筌）、眞勢中州等の易學者は本卦の爻中に大陽（四四四）あれば之を陰に變じ、大陰（八八八）あれば之を陽に變じて得るものとなせる（階梯附言、及び本筮指南）が如き其例なり。

○乾下卦之部

䷀ 乾爲天　䷪ 澤天夬

䷍ 火天大有　䷡ 雷天大壯

䷈ 風天小畜　䷄ 水天需

䷙ 山天大畜　䷊ 地天泰

○兌下卦之部

䷉ 天澤履　䷹ 兌爲澤

䷥ 火澤睽　䷵ 雷澤歸妹

䷼ 風澤中孚　䷻ 水澤節

䷨ 山澤損　䷒ 地澤臨

○離下卦之部

䷌ 天火同人　䷰ 澤火革

䷝ 離爲火　䷶ 雷火豐

䷤ 風火家人　䷾ 水火既濟

䷕ 山火賁　䷣ 地火明夷

○震下卦之部

䷘ 天雷无妄　䷐ 澤雷隨

䷔ 火雷噬嗑　䷲ 震爲雷

䷩ 風雷益　䷂ 水雷屯

䷚ 山雷頤　䷗ 地雷復

○巽下卦之部

䷫ 天風姤　䷛ 澤風大過

䷱ 火風鼎　䷟ 雷風恒

䷸ 巽爲風　䷯ 水風井

以て、四十八の誤寫と斷定したるが上に、其創見尠からざるを以て、其筮法も亦白峨、若くは朱子等の筮法と異ならざるを得ず。其筮法の大要は、繫辭傳に擧げたりと雖も、初學のもの尙その解し難きを恐る。是れ著者が特に本書を著して之を初學に示せる所以なり。之を本書に附載せるは筮法の如何を知りて、經文を講ずる者の參考に資せんとするに在るを以て、筮法以外の記事には無用のもの尠からずと雖も、紙數もと多からざるを以て、今は其全文を掲ぐる事となしたり。

【著者の小傳】第三卷に收めたり。

凡例追記

六十四卦目案

卦名と其象とを併せ知るの便あるを以て白峨の古易斷時言より轉載して參考に供す何れも音讀して記憶すべきものとす

先哲遺著 漢籍國字解全書第四卷

解題 附 著者小傳

易經下　眞勢中州艸創　松井羅州修飾

【解題及び小傳】第三卷に收めたり。

附錄

周易本筮指南　谷川順祐著

【本書の解題】此書は其題號にて明なるが如く、周易の筮法を明にせんがために著せるものなり。眞勢中州の易學は、もと新井白峨に出で、白峨の易學は朱子に出でたりと雖も、中州は幾多の考證推理を經て、繫辭傳の「大衍之數五十、其用四十九」とある四十九を

第四巻

易經 下

眞勢中州艸創
松井羅州修飾

（附）
本筮指南
谷川順祐著

先哲遺著

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版



漢籍國字解全書